●受付番号　185001345000004001

AI を利用して創作したものを、作品や芸術として認めることは容認できない。商売目的で利用することも断じて容認できない。著作権も認めてはならない。
思想や感情を、どう表現するか自分の価値観で考え、形にしたものを芸術や、創作作品と呼ぶ。入力した言葉などを読み込んで AI が出力したものはあくまで AI が作ったものであり、入力した人のものでは無いから、入力した人に著作権は認められない。また、AI は作ったと言えど、思想や感情を持ち合わせておらず、持っている情報から入力された言葉などを形にしただけであるから、芸術とは言えない。よって著作権は AI で作られたものに適用されるべきではない。ただ、その AI を作った技術に対しては、開発者である人間が作ったものであるから、著作権を認めても良いと考える。

●受付番号　185001345000004002

自分の絵柄を AI 学習され生成 AI にて自分の絵柄に類似した画像を SNS に投稿されました。
イラストレーターとして画業で生活しているので自分の絵柄そっくりなものを第三者が自由に成形し投稿出来るようになると商売になりません。

●受付番号　185001345000004003

他人の絵を無断で取り込んで寄せ集めた生成 AI の絵にちょっと手を加えたら著作権が生じるなんておかしすぎませんか？　盗作された側の著作権はどうなるのですか？
生成 AI には著作権などなく、AI で生成したものであるという明記が必要だと思います。プログラムを組んだ作成者は AI 生成者と表記されるべきで、自分が他人の絵を盗んで作成したものに権利を主張するのは盗人猛々しいと言わざるを得ません。
またそんな人々に権利を認めようとしている文化庁も浅はかな決断と言わざるを得ません。
そのように AI で権利を踏みにじられては、根本の絵を描く方たちの意欲も報酬も根こそぎ奪われます。
今からでもいいので撤回をお願いします。

●受付番号　185001345000004004

AI 生成を使うのであれば素材は全て自分で用意しなければならない仕様にしてほしい。
たとえそういう仕様にしたとしても勝手にネットで画像をコピーしたり音声をコピーしたりするだろうから AI 生成は無くなってほしい。
作品を作る側として、作品が AI 生成の素材にされるのは盗作と変わらないし、とても不快。
また、盗作ほど労力もいらないため、気軽にこの行為をしていると思う。
作品を作る人がバカを見るような事態を法で取り締まってほしい。
好きな作家さんが不利益を被るのももう見たくない。

●受付番号　185001345000004005

生成 AI に学習禁止とプロフィールに記入してある人のイラストまで無断で学習させ
挙句の果てに児童ポルノやポルノイラストの生成に使用し、まるで学習元の方が描いたかのように誤解させ販売したり、絵柄だけを学習させ無断で商業利用するものまでいたりと、現状の生成 AI はクリエイターの著作権を無視し、利益だけ貪ろうとするもので溢れかえっています、このままでは芸術文化の破壊でしかありません

●受付番号　185001345000004006

自分の作った成果物を勝手に使われる可能性が高い、それに対してなにも規制、法整備がされていないので現状反対です

●受付番号　185001345000004007

AI の画像生成を悪用して、手描きのイラストレーターさんの絵柄でポルノ画像や自死を仄めかす絵を作るなど、クリエイターさんへの嫌がらせをしている人がいます。
また、14 歳の子供が AI でフェイクポルノを作られたことで自死してしまったこともあるようです。
そもそも AI の画像生成技術は、元々の画像や作品の著作者に無断でデータを取り込んで作られたものなので、そこから改める必要があると思います。
もしも自分の子供や奥さんの裸の画像が生成されてネット上に拡散されて、大事な家族が自死に追い込まれてもいいのでしょうか。誰しも悪意を持って AI を悪用する人のターゲットになりうるということを、よくよく考えてほしいです。

●受付番号　185001345000004008

現在、好きな作家さんの画像を無断学習させて作家を苦しませる行為が横行してます。
今後もその様な事が起きない様にして欲しい。

●受付番号　185001345000004009

特にサブカルチャー分野に顕著ですが、クリエイティブ業界への政府の積極的な介入は悪手と思われます。既に創作文化は多くのコンテンツやアイデア、技術やノウハウといった文化的資源を蓄積しており、最も不足しているのはクリエイターと、それを支える周辺業種の人員であると考えられます。政府による文化振興のための介入は徒にクリエイティブ産業を混乱させ、不足している人手をさらに不足させる結果になりかねません。
政府に期待するのは、特にクリエイターへの金銭的支援であり、最も好ましいのはクリエイティブ産業とその従事者に対する税制上の優遇措置であると考えます。特にインボイス制度の存在は、クリエイターに対して制度実施以前と比べて 10%もの税負担を課すとともに、過剰な事務負担を課すことで業務効率をも著しく低下させ、クリエイティブ産業の体力を大きく削ぐものと言えます。クリエイターに対するインボイス制度の適用除外等の措置の速やかな実施を期待いたします。

●受付番号　185001345000004010

「AI によるクリエイター」と言う形がそもそも存在しない形で話を進めていただきたい。AI で画像を生成するためには、著作権を無視し、他人の作品を享的利用しているため、前提として成立していない。そのため、検討の余地なく著作権の侵害であると言える。

●受付番号　185001345000004011

作者それぞれに創作の要として持っている『絵柄』というものがひどく侵されています。
正直、これからというよりも現状に不安しかありません。

●受付番号　185001345000004012

【AI 学習機能により生成された作品による（特に金銭の発生した）ものは著作権違法とするべき】
生成 AI は改造装置の様な不正行為に近いと思っています。特にクリエイターにとっては。写真・絵画・イラスト・音声・音楽等々、生きて個の人間が経験から培った身に貯めた表現であり創造であり財産だと思っています。
(生成)AI の力も人間が培い成長した技術で出来た産物ですが、上記の想像を必要とするものを作成出来ない人は助かるとして、個の培ったものを奪い勝手に学習させるという点は窃盗と同じと解釈します。
「やってはみたいけど何もできない人は何もするなという事か？」と言われたら「そうですよ」と言いたくなります。やってみたいのであれば、同じ経験をやってみたいと思ったその瞬間からすればいい事。年齢がどうあれ、チャレンジするのに遅い事はないと言われている、今や人生 100 年の時代です。
人の優しさにつけ込み作らせて積み上げられた経験を奪い、さも自分の作品の様に振舞うような人間は、誰か一人でも想像出来うる限りする人は存在します。今更性善説を唱えている場合ではありません、既に被害に遭われている方は国内に留まらず世界中にいます。
AI が補助するべきは人間の肉体であって、クリエイターというものはその苦労をも楽しんで創造しています。それは個性という言葉では言い表せない程の「その人そのもの」なのです。
所謂「人間国宝」という存在が誕生していたのは、その身一つで成し遂げたからこそ尊く、天寿を全うした後も素晴らしいものだったと語り継がれているのです。
未来にそうなるかもしれない人たちが、今現時点ですら脅かされています。
可能であれば、適切な法が確立されても、それ以前に生成 AI を利用して他人の作品を学習させ、なお金銭が発生した事案には重い重い罰が下る事を願っています。

●受付番号　185001345000004013

５．各論点について における（３）生成物の著作物性について （イ）における記述
「創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示は、創作的寄与があると評価される可能性を高めると考えられる。」という表現について意見を申し上げたい。
まず、「創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示」とは何か。生成ＡＩが作る物には必ず学習元があり、誰かの著作物・創作物を利用している。それらから学習するよう指示し、何かを作ることにどのような「創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示」があるのか。そこの定義が曖昧で分からない。

●受付番号　185001345000004014

人が多くの時間をかけて作った著作物を許可なくAIに学習させて数十秒足らずで出力したモノに著作権を与えることに反対します。クリエイター業界への影響があまりに大きいです。時間と金を多く費やして制作したコンテンツを「日本と仕事したら全部持ってかれる」と海外企業から敬遠されまくるのが簡単に予想できます。日本に金が入ってこなくなるし、クリエイターは海外に散っていき日本に何も残らなくなります。統一教会の人以外の国民の意見を無視しまくる政府の考える事なんで今回もしれっと通すんでしょうが、絶対に許さないし忘れてなんかやらないです。

●受付番号　185001345000004015

私は、現在の生成 AI が、著作権を無視して学習されるのは許されないことであると考えます。
このまま放置しておけば、イラストや文章、音楽など、様々なアーティストに多大な被害を与え、日本の長い歴史の中で培ってきた創作文化が僅かな時間で根底から破壊されるという事態も起こり得る状況です。
私は、以下の制度を提案します。
・生成 ai を使用できる対象を大幅に絞る。(例:その曲やイラストの作者本人のみ)
・生成 ai について明確な法律を制定する。
・生成 ai を用いて使用した作品について、使用したという表示を義務化する。
以上です。最後に、この問題については、関係者の方々の真剣かつ長期的な議論を期待しています。

●受付番号　185001345000004016

先ず第一に、生成 AI によって私の模倣作品が現れた場合、職業にしている創作活動に大きく支障が出る可能性が高く不安に感じています
それから私が好きな作家さんも同様に心を痛め、二度と作品を見る事が出来なくなるかもしれなくなるのは本当に嫌です
そしてこのような考えの方々が徐々に増え、日本から真の創作活動が著しく減少するという最悪の結果になるという考え方もできると思います
私は創作文化を愛していますし、これからも続いて欲しいと思っているので生成 AI を野放しにする行為に賛成はできかねます

●受付番号　185001345000004017

作者の同意なく AI に取り込む行為は、著作権の侵害だと思います。
ジブリの絵を取り込み、それでアニメを作っても問題ないと言えますか？
今の状態で許可することは危険だと思います。
日本が世界に誇れる数少ないアニメ、漫画が廃れていってしまうと考えます。
AI で出力した画像に手を加えればその人の作品になる、と言うのもおかしいです。
AI を使うなと言うことではなく、描いた人、書いた人を守ってください。
それ以外でも、岸田さんや他の方を使って勝手に作られた動画や、女優を裸にしたような画像が作られたりしています。声についてもそうです。
ハリウッドでストが行われるほどのことです。
人の労力を削ぎ取るようなことはしないでください。

●受付番号　185001345000004018

１．はじめに
申し訳ないのですが、拒絶意識がきわめて強いです。
なぜ、AI を用いた画像や文章の出力を行う人間が「クリエイター」なのでしょうか？
末席ながらシナリオライターを名乗る者として、言葉を失っております。
我々は「1」の素体から「100」を生み出します。
その努力や費やされた時間、気力や体力など――本物のクリエイターとは、己を削って作品を作り出し、納品しているのです。
それがなぜ、一瞬で他人の「100」と「100」を合成し、歪なキメラを生み出す者達と同列に扱われているのでしょうか？
現代には多くのクリエイターが存在します。
そんな彼らを軽んじ、酷使する風潮は以前から見受けられました。
それがついには、クリエイターへの侮辱に発展しました。
この文面は、我々への脅迫状です。
同時に最大級の侮辱です。
なぜ、AI に頼らなければ何も出来ないような人種と、我々が同列なのでしょうか。
あなた方にとって、芸術とは何ですか。
理解できないものですか。
だからひとまとめにしてしまうのだと思います。
その無神経さ、不勉強の至りが刃となって真のクリエイターを脅かすのです。
あなた方は不誠実で、恐ろしい人達です。
２．検討の前提として
大前提をはき違えている状態に、今後はありません。
啓発も議論も、あなた方には無意味です。
今すぐ、クリエイターの意見に耳を傾けて下さい。
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
要は低コストで時間も必要としない、AI の技術に魅力を感じているのですよね。
そのための屁理屈にしか聞こえません。

（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
なぜ、共存というおぞましい考えに至ったのですか。
出典元、合成の素材とされた者の無念はどこへ向かうのでしょうか。

３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について

歪な怪物です。
それ以外に言葉は御座いません。
（2）生成 AI に関する新たな技術
以前は腕が三本ある、指の形がおかしいなどの特徴がありました。
最近はそれも改善されて、より人間の作品と区別がつかなくなって参りました。
そう、オリジナルの作品との区別がつかないのです。
盗作と何が違うのでしょうか？
ひと手間を加えたから作品なのですか。
カップラーメンに野菜を足す手間だけで、オリジナル商品として出店するようなものですよ。

（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
まず、不特定多数の人間が自由に AI を使用できる環境が不自然です。
彼らの多くは絵師を名乗っていますが、筆一つ持ったことのない集団です。
それが本物の絵師の絵を喰らって作品を塗り潰し、切り刻み、自分に都合のいいものを作り出して笑っているのです。
彼らはときに、有償依頼を引き受けてしまいます。
これはどうするおつもりですか。
我々クリエイター、とくにフリーランスは依頼が収入源です。
それをまがい物によって居場所を追われている状況なのです。我々は害獣なのでしょうか。
絶滅しても宜しいという判断なのでしょうか。

４．関係者からの様々な懸念の声について
すでに申し上げておりますが、オリジナル作品と称して AI で作り出したまがい物で金銭を得ている輩がいます。
ただ作風を真似されて不愉快という次元ではないのです。
気付いて下さい。

５．各論点について
AI を生存させることが優先の詭弁ばかりに思います。
こうして意見を述べているのが虚しくなります。

（1）学習・開発段階
学習ではなく、暴食です。
数多の努力の結晶を貪り、肥大した怪物です。

（2）生成・利用段階

先述の通り、多くの作品を喰らっていれば、それぞれの長所だけを抽出したモノが作り出されます。それは確かに、特定の誰かに類似するものではないでしょう。

ましてや、気まずい箇所は修正をすればいいのです。

そうすれば創作性が認められ、作品として認定される。AI 側には優しいのですね。

（3）生成物の著作物性について

AI を利用した、その瞬間に喪失すると考えます。

雑種は永遠に雑種なのです。

チワワとプードルの子がいかに愛らしくとも、それは血統をねじ曲げる種への暴力です。

それと同じでしょう。

（4）その他の論点について

クリエイターとの満足な意思疎通・相互理解がないままに作られた卓上論だと断じます。

どうか今一度、創作者の話に耳を傾けて下さい。

6．最後に

ここまで読んで下さり、ありがとうございます。

私は吐き気と涙を堪えながら文面に目を通しました。

どうか我々の居場所を、権利を、自由を奪わないで下さい。

●受付番号　185001345000004019

AI 出力する際に試行回数が一定以上であろうと、出力した物に人の手が加えられようと、自分や自分が好きな作家の創作物を AI に使われるのは嫌です。

●受付番号　185001345000004020

ちゃんと学習元に許可を撮って学習していて、学習元の透明性もある安心して使える AI だけにして欲しい

●受付番号　185001345000004021

手描きの絵と AI 絵の違いがわからずトラブルになりそうで怖いのでやるなら AI 絵は免許制にして欲しい

●受付番号　185001345000004022

現状生成 ai のために絵を描いた方に無償で絵の提供を行っている状態ですが、おかしいと思います。部品みたいなものなので、無償で提供するのはおかしい話。それを学習という言葉でごまかさないでほしい。学習段階での許可制は必須だと思います。
生成 ai は規制が必要だと思います。模倣された画像がみたいのではなく、本人が描いた絵がみたいので。市場をポン出ししたもので荒らすのもどうかと思います。別になくても困らない。

●受付番号　185001345000004023

AI の技術的特性を理解せず「学習データをコラージュしている」という勘違いを多く見かけるなかで比較的中立的な立場に立った立法だと思う。
近年 AI 開発が世界中で進められているが、AI 開発には大量の学習データが必要であるという特徴に関してはそのままである依然として問題である。日本国内で AI の学習に製作者の許諾が必要となれば日本国内での AI 開発に大きな遅れが生じることが想像できる。
またそれだけではなく国内の研究機関にも大きな影響が考えられる。AI 研究では多くの場合海外の研究機関や企業が用意した大規模データセットが用いられることが多い。国内で AI 学習データへの規制が強化されると海外で一般的に用いられているデータセットを日本国内の研究機関は利用できないなどの問題が起こりうる。
一般的に挙げられている AI の問題の多くは商標権などの既存の法律で十分対処可能であるため私は必要以上の AI 規制には反対したい。

●受付番号　185001345000004024

主に生成 AI について
インターネット上には著作権フリーではない文章、画像が大量にある。それらを利用した学習は著作権的にグレーであると考える。個人使用はいいが、無料公開、販売は違法に近い。
生成 AI はプロンプトや学習データの偏りによって、著作権を侵害する物を出力する可能性がある。これは作者ロンダリング（著作権のある絵を AI によるフリー作品として配布する犯罪）を新たに生み出す。
参考：[redacted]
CC(クリエイティブコモンズ)のような、創作者が利用方法を制限できる取り組みが必要だ。その際に「アップロードした物は全て著作権を放棄したと見なす」という項目があっても「AI 学習の利用を許可する」は、絶対に別項目で必要になる。
生成 AI の個人による私的利用には制限をかけられない。そのためグレーなデータで生成したものを無償配布、有償販売するケースに、著作権者がしっかり対応できる法律が必要だ。
プロンプトや学習データの開示請求などが容易に出来なければならない。

●受付番号　185001345000004025

好きな作家が生成 AI に作品を模倣され、精神的負担により筆を折られる可能性があるため反対です。規制、もしくは免許制にしていただきたいです。
また、現在も問題が生じている通り、手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルになる可能性が高いと思われます。

●受付番号　185001345000004026

3.生成 AI の技術的な背景について　に関しまして
まず第一に他者が創作したものを情報と捉え、それを掛け合わせたものは創作ではありません。そこに付加価値をつけるなど言語道断であると思います。
AI を使うとするならば､明確に AI を使用して作ったものと人間が作ったものの区別をするべきです。生成 AI の使用を免許制にする、学習元のクリエイターには事前に許可をとり、許可が得られた場合に対価を与えることを前提として使用する、などの方法をとるべきだとおもいます｡現在のままでは､クリエイター本人のわからないところで悪用されたり尊厳を踏み躙られたりする危険性を孕みすぎていると考えます。

●受付番号　185001345000004027

他人の絵を学習させた AI でイラストを作成して少しでも手加えたら AI 創作物に対して著作権がつく、という状況になってしまえば学習元の絵の制作者・原作者側の著作権は守られない。そうなれば我が国の貴重な「創作」文化が踏みにじられることは明白である。優秀なクリエイターや生み出されるはずだった素晴らしい作品の喪失、ひいては文化の喪失に繋がってしまい、その損失は金額に換算できないほど莫大なものとなってしまう。AI イラストをはじめとする AI 作品に対する過剰な特権付与には断固反対し、AI の学習元となる「人間の手によって生み出された創作物」への権利保護を要請する。

●受付番号　185001345000004028

著作物を制作している方達にも色んな考え方があるようですが、
AI を推進する考えが著作者全体の優位に立てる考え方とは思いません。
AI が原因で本来被らなくてもいい手間を現在かけられてる著作者もいます。
そういう方たちを守ることができる線引きをせめてきちんと決めることができてから
AI の推進をしてください。
以上、宜しくお願い致します。

●受付番号　185001345000004029

AI を使うことで使ってない人の作品を「これは自分が AI で作ったものだ！盗作だ！」と言い出す人は絶対に出てくる。今でさえ盗作はあるのにそれを加速させるだけだと思う。
あと創作をする側の人間として、自分が時間と愛と手間を掛けて生み出した作品を利用されて自作発言されるのは反吐が出るしやる気もなくなる。
今でさえ AI に盗まれて傷ついてる創作者はいるのに、それが増えるだけ。モノをうみだす人間を軽んじるのはやめてくれ

●受付番号　185001345000004030

まず初めに画像生成 AI あるいはイラスト生成 AI というものを規制するべきであると思います。著作権もそうですが、フェイク画像による被害にも繋がる画像生成 AI あるいはイラスト生成 AI（以下生成 AI）は危険であります。当人がしていないことを生成 AI に指定し、被害に遭うということもあり得る話です。
生成された画像に加筆・加工を加えた部分があろうとも大部分が生成 AI によって作られた画像であれば、著作権を与えすべきではありません。生成された画像を元にまた自身の腕で新しく描き直すということであれば著作権を認めることができますが、どこを加筆・加工したかなどの判断ができるものでなければいけません。
生成 AI に学習されたものには著作権のあるものも含まれています。なぜ、AI に学習をしてほしくない側（クリエイター）が自制をしなくてはいけないのでしょうか。よりよくのびのびのと創作活動をすることができなくなってしまうのでしょうか。
生成 AI は著作権のあるものを学習することに対し規約を作るべきです。

●受付番号　185001345000004031

《金の卵を生む鳥を殺したらどうなるのか？》
幼い頃に金の卵を生む鳥の童話を読んでから上記のテーゼをずっと抱いてきました。此度の AI と各コンテンツ著作権問題で答えが出た気がします。
→それは「(殺した老夫婦は)悔やんで餓えて余生を過ごすのでは？」であります。
金は令和時代の各コンテンツ作品。
生む鳥はその各作品を創ってる作家さん達。
殺す行為は AI”パクリ“生成によって苦労した各作品を大量生成され、失望して筆を折られて、新たなるコンテンツ作品とそれらがもたらす目に見えない利益が喪われる状態。
一度でも筆を折られたら再起するのは不可と思っています。
行政や立法など関係者各位には令和版“メイド・イン・ジャパン”の夢を魅させて欲しいです。
憧れや喜びや楽しさや夢という”金の卵を生むヒナたち“を育める施策と法律を是非ともよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004032

イラストレーターのイラストを勝手に使用し販売してる方をよく見かけるようになりました。規制すら出来ずに今も AI に盗まれ続けてるのでしょう。
その人が半生をかけて培ってきた画風を簡単に生成し、過筆したら著作権は生成者に移る。
その人が作り上げてきた技術は？掛けた時間は？何だったというのか。
そのような事が認められてしまうと筆を折るクリエイターやイラストレーターが必ず出てきます。
生成 AI は素晴らしい技術であると同時に人を潰す技術でも有ります。
願わくば努力して積み重ねた物を守られるような物になりますように。

●受付番号　185001345000004033

今後ビジネスにおいてAIを活用していく為に必要な対策について
【現在起こっている事案と問題点】
私はイラストレーターとして仕事をしています。
もう既にインターネット上では、プロのイラストレーターが描いたイラストを無断でAIに学習させ、生成したイラストをそのイラストレーター風の絵柄のイラストとはっきり宣言した上で販売すると言った事案も起こっています。
こういった事案に対して、著作者(この場合はイラストレーター)が、AI に無断で学習させた人物に対して出来ることが少ない、行動を起こす為の費用が高額になるのが現状一番の問題点かと思います。
おそらく同じ様な事案は今後も起こるかと思います。
そしてそうなった場合、AI 自体のパブリックイメージが低下し、ビジネスシーンで真っ当に活用していたとしても、AI を使用しているというだけで企業のイメージを損ねることにもなりかねないと考えます。
【対策案】
それを防ぐ為には、
1.自分の著作物が他者によって不正にAI学習をされた場合の相談窓口の様な機関の設置
2.著作権法違反者への罰則、取り締まりの強化
3.著作権、引いてはビジネスのトラブルに関わる事案での弁護士費用へ補助金を出す
の様な対策が必要になると考えます。

●受付番号　185001345000004034

4. 関係者からの様々な懸念の声について の項目でクリエイター等の仕事が生成 AI に奪われることと書かれているが、仕事が奪われるだけでなく声や作風が類似したものによって自殺幇助や詐欺に利用される事案が実際に発生している。そういった事案があった時にクリエイター側はマイナスのイメージや疑いがもたれることで継続的な損害や迫害が発生することが考えられる。その時に守られるのが著作権で保護されているものだけでは問題があると考えています。しかし、学習を禁止することは難しく、AI を利用する側の人間やその行動に対して制限を設けるべきだと感じています。AI 生成物に対して著作権のような AI であることがわかるように明記する、もしくはウォーターマークを付けるというようなルールを設ける必要があると思います。

●受付番号　185001345000004035

生成 AI について、イラストや音楽等はかなり危険だと考えております。クリエイティブな分野は何故素晴らしいのかと言うと、人間が自身で考え、自身の手とスキルで作り上げるから素晴らしいのです。
私たちは作品からクリエイターの気持ち等を考察しながら作品を評価しています。
機械で生成された何の気持ちも篭ってない作品を見せられてパッと見が良いから良いやみたいないい加減な気持ちで評価する事なんてできません。
皆さんは効率がいいから生成 AI を推奨しているのかもしれません。しかしどんなに技術が向上しようと人の手で作られた作品に敵うわけがありません。例えば何の面白みもない、こだわりも無いアニメや音楽で溢れかえる世界になるなら絶望しかありませんね。皆さんは昔見た漫画やアニメを覚えていないんですか？皆さんが感じた感動は人の手でなければ作れません。
生成 AI によって医療の向上などが出来ると言われますが生成イラスト、音楽になんの関係があるのでしょうか？クリエイターに迷惑をかけているのしか見たことがありません。具体的にどんな貢献がされているのでしょうか？意味の無い AI 開発なんて止めるべきです。
他者に生成 AI を使用させるのも悪影響を及ぼしています。X 等で生成 AI を使用している方々を見てみたらわかります。悪意ある発言、自身の利益や名誉の為に他者を侮辱する発言が多くあまりにも人間性がありません。特定のクリエイターの作品を学習し、絵柄データとして配布している方もいます。あんな人達にクリエイター達が苦しんでいるのは見たくありません。
即刻生成 AI の使用禁止をするべきです。
現状 AI を使用している無礼な方々が使えるような状況は良くありません。
クリエイター文化を壊す行為です。クリエイティブはそれが自分の手で(イラストであれば紙とペンと自分の手でもイラストを描けるスキルのある方)作れる人間にのみ委ねるべきです。
どうか今一度考えて頂きたいです。
まずは X 等で生成 AI 利用者の言動を確認してから今一度考えてみてください。
利用だけの問題では無いのです。こういう方達に使用させることが問題なのです。
どうぞ宜しくお願い致します。

●受付番号　185001345000004036

生成 ai で作成された物（画像や音声、文章等）には生成されたことを認知できるマークを記載すべきであると考えます。
現在多くのクリエイターの作品が無断で ai 学習に利用され、生成 ai 利用者がクリエイターに対し傷つくような言葉や行動をし、プロアマ問わず心を痛め苦痛を強いられている状況です。
このような状況ですので生成 AI および利用者に良い印象を持てません。生成 ai を持ち得た犯罪が増加することも安易に予想できてしまいますので、クリエイターの創作物の無断学習および、すでに著作権を有している創作物の学習はさせるべきではないと考えます。
苦痛を強いられるクリエイターがいる以上、無断学習及び著作権物を学習させ作られた生成 ai に著作権を発生させる必要性はないと考えます。
このままでは才能のある若いクリエイターが才能を開花させる前に生成 ai によって未来を潰されてしまいます。私自身創作をしている身ですので今の生成 ai による混沌とした状況は不安でしかないです。

●受付番号　185001345000004037

一市民です。
日本のクリエイターの方々が作られる著作物や文化がクールジャパンとして世界からも注目を集めていると聞く中で、それらの産業が先細るようなことのないような制度を作っていただきたいと考えます。
生成 AI はとても便利ですが、安易な使用によって画業を生業とする方々の仕事が減ることや失業、権利侵害が生じないのか不安に思っています。生成 AI の使用にあたっての資格や免許、制約などを設け、法や権利を遵守して扱える方や企業だけが使用できるようにしていただくのも一案かと思います。
想像・創造することはクリエイターの方々だけが持つ専門性だと思っており、AI や機械が取って代われる仕事だとは思っていません。それらのクリエイターの方々に十分な労働環境や賃金が保障されるような仕組みづくりをお願いしたいです。

●受付番号　185001345000004038

機械学習による著作権侵害は国内外で既に絵画等視覚芸術にとどまらず映像、音声からも盗用が確認され、その用途の悪質性が問題になっています。(例：Facebook に掲載した児童の写真を盗用したポルノ映像、声優のゲーム内音声などを盗用した作品制作、同じ写真家や画家の作品を複数枚学習させ作家本人の作風に極めて近い作品を作家本人の作品と称する、或いは AI 使用者のオリジナルだと称して無許可で販売する、等。)
以下は生成 AI 使用者が利益やなりすまし等を目的としている前提での個人的な懸念事項です。
AI 生成物がどれだけオリジナルの作風、思想を反映したもの(模造品の体を成すもの)であるかと同じく、オリジナルの作風(とオリジナルの作者が判断したもの)で作家の意図しない思想、用途に使用されることも創作者として懸念しています。これは所謂同人活動や二次創作作者間では例え著作権に違反していない場合でもオリジナル作家の創作活動を阻害する行為として嫌悪されている行為の一つでもあるので、AI 生成品でも十分に議論する必要があると考えます。
また著作権とは少し外れますが、昨今の諸外国における紛争などの情報戦でも AI 生成映像や画像、音声は頻繁に使用されており、現在はまだ絵画などの知識がある人には AI と判断しやすい出来であるものの AI についての知識がない、或いはネットの情報の精査に長けていないユーザーでは正誤の判断がつかず広範囲に拡散されており、AI の学習スピードを考慮すると今後益々AI による情報の攪乱が起きることは明白であり、情報化社会においては極めて危険な状態が近づいているのではないかと懸念しています。
昨今では大手の美術系ソフトを扱う企業でも生成 AI の研究が多くなされておりますが、例えば Adobe では既に有名クリエイターの作品の盗用が疑われる素材作品が Adobe Stock に AI 生成物として販売されており、被害にあったクリエイター達から非難の声が上がっています。
Adobe は事前通告なしにアカウントからのデータ収集の確認項目(初期で「データ収集可」となっている)を設定に盛り込んでおり、そういった企業側からの不親切な対応もある為クリエイター側としては純粋な研究の為であったとしても AI のデータ収集に関して一般企業や幅広いユーザーが使用できる或いはデータとして収集されうる媒体に使用するのは時期尚早と考えています。

●受付番号　185001345000004039

自分の絵は AI 学習禁止と意思表示をしていますが
勝手に AI 学習に使われた時にどうしたらいいか分からず不安です。

●受付番号　185001345000004040

現状もっとも必要なのは明確な「区分け」であり、
そのために「AI 生成であることを明記すること」の義務化が必要であると考えます。
特にイラスト生成 AI においてが学習元が一切明記されておらず許可も取っている様子もないというイラスト製作者への一方的な搾取状態なうえ、
AI 生成であることを隠して発表している人も少なくありません。
できれば AI ごとに専用のサインを用意してイラストに乗せるようにするといったことが個人的には望ましいと考えます（もちろん色合い等で見えづらくするのも禁止）

●受付番号　185001345000004041

AI 使用者、生成 AI に関する話題で創作活動に不安があります。
日本の文化である、創作活動を潰さないためにも、AI の規制を行ってほしいです。

●受付番号　185001345000004042

素案内　権利制限が外れる場合
「その多量をもって限度を超えるものではない」
との一文があり　違和感を覚えました
この一文は「未熟な AI」と
「その関係者の都合」によるものであり
現状の「未熟な生成 AI」が多量な機械学習を
必要とする事を前提とした一文です
現在の AI が未熟とする根拠
「学習効率の低さ」です
学習効率の低さが「膨大な数の機械学習」依存の根本です
そして多すぎる数が、許諾や還付を非現実化し
違法データや海賊版データの
データ収集時での排除を不可能にしています
ミッドジャーニーの開発元の発信を総合すると
58 億の大規模データセット LAION5B だけでは足りず
追加機械学習で 6000 名の著作者のデータを
使用している事が確認されています
60 億近い数の絵や写真を機械学習してもなお
人の骨格の把握や手の付き方　指の本数という
基礎中の基礎を学習できていない
人ならば億数のコンテンツに総当たりで学習せずとも
基本的な人体骨格の把握　手の付き方　指の本数
という美術の基本を学ぶことができます
未熟な AI は、AI としての性能の低さを
機械学習の数で補うことで
今現在の性能を維持していると言え
それが今の生成 AI の置かれた状況と考えます
■その多量をもって権利制限範囲
の限界を越えたとはしないとありますが
前提となる限界量はなんなのだろうかという
文章がございませんで私個人の考えさせていただきます
まず AI の基本的考え方
「人中心の AI 利活用」というのが
1 つ限界の量の定義と考えられます

「人が安全に管理し運用できる量」
それが「限度の量」だと考えます
現在の大規模言語モデルの言語系生成 AI や
LAION5B などの大規模データセットを用いた画像生成 AI は
今現在訴訟の真っただ中ですが
【それらの権利侵害のリスク】
LAION5B データセットの検証で判明した
日本でいう児童ポルノ　児童性虐待物の
データセットへの混入や
海賊版データの混入
違法データの混入よる
【データセットと生成 AI の違法性のリスク】
それらを排除でき
人が管理し把握できる量
それが
安全な AI とデータセットを製造　運用ができる量
となり
AI とデータセットでの
「適正な量」ではないかと考えられます
現状の未熟な AI と過剰な量の機械学習に
依存した生成 AI を考えてみますと
まず LAION5B データセットは
製造者である LAION 自身が違法データが混入している事を
把握していませんでした
確かマイクロソフト製の画像識別ソフトを使用していると
お聞きしましたが結果的には
違法データは 1000 以上混入していましたし
※スタンフォード大学の研究チームが
　LAION-5B から
　3000 超の CSAM 疑い素材を見つけ
　外部機関で 1008 の素材が CSAM と判定された
製造者はそれを把握できていなかった事は
重大な事実です
つぎに AI 製造メーカーですが
第三者からの通報がでるまで
違法データ CSAM が混入していることを

把握できていませんでした
※LAION5B を搭載後、多数の過学習による
チューニングを施していて
時間があったのにもかかわらず
通報があるまで、違法データ CSAM 混入の事実を
把握や管理 対応することができなかった
つまり LAION5B+6000 名の作品群からなる 60 億近い数というものを
製造者達は、管理も把握も対応もできなかったという事です
そして AI の推進議員さんの
良く仰る
「許諾や還付が現実的ではない数なので」
というお話
その話自体が「人が安全に管理運用できない数」という事であり
「限界を越えた数」を示す物となるのではないでしょうか？
※還付や許諾に関して　今の生成 AI が必要とする機械学習量が
　障壁となっていて　生成 AI メーカーがその量から
「還付や許諾は現実的ではない」という言い訳の根拠にしている
※一部の生成 AI は AI とデータセットを丸ごと
　ダウンロード配布してしまった結果　データセットに
　違法データ混入が発覚後の回収作業が不可能※になってしまった

※コピペが可能な状態のパッケージ
　ダウンロードした者が再配布が可能
　誰が DL したか不明
　これも一つの人の管理を離れてしまった例です
「人中心の AI の利活用」
人が把握管理でき
安心な製品として生まれた AI を
安心安全に利活用すること
それが「大前提」であって
管理も把握もできない
コントロールが人の手から離れてしまった
結果の産物である今の生成 AI は
人中心の AI の在り方に反します
人中心の AI 利活用という基に本に立ち戻り
生成 AI の在り方を考え直す必要があります

●受付番号　185001345000004043

ディープフェイクによる情報汚染や個人の人格権侵害の問題が論じられている中で、生成AI の利活用を促進する姿勢を取り続けるのは積極的に侵害行為を振り撒こうという印象を覚えます。

●受付番号　185001345000004044

著作権の配慮を誠にお願い致します。

●受付番号　185001345000004045

個人
氏名 [redacted]
項目　（4）関係者からの様々な懸念の声について
私はイラストレーター志望です。
現在の生成 AI に対し不安点や疑問点があるため意見の提出をします。
イラストレーターが正社員になろうとする場合、自身のイラストを纏めたポートフォリオを企業に提出する事が多いのですが、このポートフォリオは現在データ化して送る事が大半です。
これは真実かは分かりませんがポートフォリオを見せた企業に就職出来なかったイラストレーター志望の方がその企業の商品を後日見たところ
企業に見せたキャラクターデザインをコピーされていたという噂を耳にしました。
これが例え虚偽だったとしてもポートフォリオをデータで送る以上、
それを生成 AI に読み込ませ僅かに改変したものを世に出し、イラストレーターは不合格にするという行為が出来ます。
これに対し、イラストレーターは訴えようにも現在の内容では、
ポートフォリオを生成 AI に読み込ませて作った生成物に対し、企業側の人物が少し手を加えたものに著作権が発生するのであればイラストレーターは非常に不利な条件になる事になります。
また、生成 AI に他者の描いた絵を許諾なく読み込ませ、生成 AI に偏った政治的思考等を混ぜる事を指示し、それによる生成物を世に出す事により、
不当な偏見を読み込ませた絵の著作権保持者に向けさせる事が出来ますが、
その一連の行為に対し元の絵の著作権保持者は、現在書かれている内容ではその不当な偏見を誘導した絵に対し、削除申請を出来ないように思われます。
これでは名誉毀損で訴えるしか出来ないかと思いますが名誉毀損で訴えた所で
特定の絵を読み込ませ、生成 AI に指示し、生み出した生成物にも、現在書かれている内容では著作権が発生する以上、これでは事実上特定の人物へ不当な偏見を向けさせているにも関わらず著作権保持者への直接的関与が認められず、著作権保持者に大変不利な状況になるように思われます。
生成 AI 使用者側に全面的に有利な仕様となっており、現イラストレーター、イラストレーター志望は被害を受けても対応が出来ません。
ここに書いた件に限らず生成 AI に関する法律等には現在かなりの不安要素が
ありますので内容を改めて頂きたく思います。

●受付番号　185001345000004046

私は現在、Youtube に仮装のアバター（Live2D）を用いて配信を行い、
視聴者とのコミュニケーションを取り、時には各企業様から頂いた案件について、
PR 活動を行う事で人、モノ、コト、のそれぞれが結び付いてくれる事を願っています。
この活動はクリエイター、特にイラスト分野に携わる方の協力無くしては成立せず、
そこには『アイデア』『(クリエイターが積み重ねた）技術』『オリジナリティ』
が欠かせず、現在の生成 AI はこれらに大きな悪影響を与える物と捉えています。
上手に使えば素晴らしい技術なのですが、現行法ではクリエイターの権利が守られず、悪意ある生成 AI により、自らの技術をプログラムコードとして盗用され、
市場価値を著しく下げてしまう例も確認されております。
＞2 -1（ウ）
生成 AI が世に出始めた頃に構成された基礎は海外で構築されておりますが、
その学習データには、日本国内で描かれた電子イラストを無断転載したものが含まれており、そこから派生した各種生成 AI も海外が基点になっている物が多く存在します。
また、インターネットの普及、高速化に伴って、海外にサーバーを置いて生成、
その生成物をダウンロードし、日本国内で悪用する事例も発生しております。
そのため『国内』に限らざるを得ない事が、そもそものリスクと考えております。
>3-1（イ）
深層学習に必要な多大なデータのうち、前述の通り不法に利用され、
学習データとされた物が含まれて居るリスクは重大であると考えております。
また、現在では学習済み AI に追加学習を行う際、
特定のクリエイターのイラストを集中的に学習させる事で、
あたかも、そのクリエイターが描いたかのような生成物を作成する事が可能となってしまっています。
こうした被害にあってしまっているクリエイターは個人事業主である事が多く、
著作権侵害の申し立て等、法的、事務的な手続きが必要となってしまうと、
本業であり、生計を立てている『イラストを描く時間』を消費せざるを得ず、
また、その間にも悪意ある生成物により、該当クリエイターの価値を
故意に失墜させる行為も可能となってしまっております。
これら、生活に直結する部分のみならず、
一度は自ら創作し、クリエイターへの道を志したものの、
生成 AI により、創作技術ではなく、プログラムによる生成技術に移行してしまい、
過去に創作された物の模倣、ないし、切り貼りしたかのような代物ばかりとなり、
新たな創作物が産まれない、産まれ難い、というリスクも存在します。
現にイラスト投稿サイト（Pixiv）では、AI イラストはその注釈をつける事とありますが、

実際に検索を行う場合、そうしたAIイラストを排除して閲覧する事が困難であり、
創作を始めたばかりのクリエイターの作品と巡り合えず、
結果、産まれたかもしれない創作物がAIイラストの物量に飲み込まれてしまうリスクも存在します。
また、それら事情から、わたしの創作、および、コンテンツ作成において、
『果たして、このイラストは不法生成物では無いだろうか？』と、
利用、または、購入の際に確認する作業が必要となってしまい、
全てを創作に充てたい時間に、本来不要であった時間を必要としてしまって居ます。
これらを一度に解決する事は難しいと思っておりますが、一案として
・AI生成を免許（登録）制とする
　→学習済みモデルを国や団体へ届け出て、学習内容に不法行為が含まれて居ないかの届け出を行うものとする
デジタル分野に長けた生成者であれば、インターネットやマイナンバーを活用するための技術ハードルは低いものと想定されるため、
オンライン申請を主とする、生成物を取り扱う際には登録番号を併記する、など、
ソフトウェアとして管理する、という事も考えられるのではないでしょうか。
登録作業や確認作業等、新たに部門を作る事で内需的な雇用を増やす起爆剤ともなりえると考えております。

●受付番号　185001345000004047

ゲームなどでリップシンクという技術があって、同じ場面を口許だけ発話形に直すことができます。定雅やドラマの吹き替えに見られる発音の形と口もとが違う違和感がこの技術で是正され素晴らしいと思いました。
しかしながら、もし AI 生成で日本語話者の声を一度録音してしまうと吹替え版の各国の声優が不要になります。各国声優の仕事を奪うだけではなく、ベースの日本語話者の声を無限に作り続けてしまうことになりそうです。
元来声優さんは再放送にはギャラが払われなかったとか、その仕事に支払われる対価を損なわれてきた経緯もあります。そういう使われ方をされそうで絵画のみならず音声の AI 生成が不安でなりません。
絵画についても、本来の著作権者の範囲が分かりづらく、AI 生成が世にあふれると規制自体が困難になります。AI を便利に開放するのではなく、まずは著作者への権利を守れる規制から入るべきと考えます

●受付番号　185001345000004048

生成 AI を一度でも使用した物には著作権を与えないでください。現状、生成 AI が他人の多くの人の著作物（人間が最初から最後まで作った物）から勝手に学習データを得ています。他人が、自分の作り上げた物を利用して著作権のある物を作ることができるようになることが非常に恐ろしいです。今一度、創作者を殺さないためにも考え直してください。よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000004049

どうかもう少し 0 から 1 を生み出す方のことを考えてください。

●受付番号　185001345000004050

アメリカの著作権局は２０２２年２月１４日に「ＡＩが生成した画像には著作権によって保護されるのに必要な基準である「人間の著作権」の要素が含まれていない」
と表明しています。また、ＡＩ生成物を著作権で保護しようとする裁判で「ＡＩが作り出した芸術品は、アメリカ国内で著作権による保護はされない」という
判決が出ています。この結果は「人間の創造性が含まれているか？」が判断基準となっています。なのでＡＩ生成物から手書きで大幅に描き直せば著作権として保護される可能性はあります。
ただ、指示・入力（プロンプト）や試行回数、複数の生成物からの選択しただけのＡＩ生成物は検索機能で表示される画像を選んでいるようなものです。
文部科学省の文化芸術振興の意義と文化芸術振興施策の総合的な進展より
「芸術、伝統芸能、生活文化、文化財などの文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものです。
また、豊かな人間性を涵養し、創造性をはぐくみ、人間の感性を育てるほか、他者に共感する心を通じて、他人を尊重し、考えを異にする人々と共に生きる資質をはぐくむものです。」
とあります。アニメや漫画、イラストなど日本の素晴らしい技術を海外企業に売り渡したり、蔑ろするのはやめていただきたい。

●受付番号　185001345000004051

自分の絵が学習されて、自分が書いてもいないのに自分の絵として発表される可能性があるということが気持ち悪いし怖い。
第三者に AI 生成で自分の絵を勝手に使われるかもしれないことが苦痛。今までの努力が無かったことになるような気がする。
クリエイターが AI 生成で絵柄をコピーされたことにより筆を折ったり、自殺したりということがあったので AI 生成には厳格な規制と違反者には厳罰を与えてもらいたい。人の褌で相撲を取るのと同じだし、クリエイターが努力して得た絵柄や表現です。創作活動に敬意を持ってほしい。

●受付番号　185001345000004052

海外に比べ AI 生成物、及び生成のための学習に対する法規制などの対策面が甘いままに広く技術が導入されつづけてしまうことを大変懸念しております。

●受付番号　185001345000004053

現在のルールではAIが創作活動の妨げになっている

●受付番号　185001345000004054

立場: AI と直接関わりのない Web アプリ開発を行う IT 企業に勤務。文章の構成や、ソースコードの雛形作成などに AI を利用している。
また、趣味で小説や絵を描いており、小説の挿絵の下書きを自分で描いた上で清書と着彩と AI に実行させたり、自作小説を読み込ませてキャラクターにあった台詞回しを考えるのに AI を利用したりしたい。
5(2)イ 生成・利用段階について
基本的に、汎用的な基本部分を AI に任せて創造性の部分は自らが担う形での AI 利用は、道具やテンプレートの延長であり、広く許容されるべきだと考える。
その上で、こうした目的での AI 利用者には、誰かの権利を侵害する気はなく、むしろ厄介ごとを避けるためになるべく権利上問題のない利用を望んでいる。
よって、その生成 AI や精製物が著作権を侵害しているリスクについて、利用者が自分で判断できるような指標やルールを整備して欲しい。
例えば、P マークのような第三者機関による認証や、生成画像と同時に学習済みの著作物のうち類似度の高いものをいくつか表示して著作権侵害に当たらないかどうかを見て判断できるようにするなどが考えられる。
悪意ある利用の防止についてはもちろん別途対応が必要だが、これは AI 利用に範囲を限定せず、人力での模倣や無断転載などと同列に扱うべき問題であり、AI の場合に限った細かい規定を必要とするものではないと考えている。

●受付番号　185001345000004055

いつもお世話になっております。
AI にて生成されたものについては、信頼できる公的機関が許可したもののみ著作権を主張できるようにすべきと考えております。
特に創作関連については、AI に著作権を与えすぎることで、全てが AI 任せになり将来的に後継が育たず引いては生産力が低下するのではないかと思います。
そういったことを避けるためにも、著作権についてはかなり厳格に決めたほうが良いと思います。

●受付番号　185001345000004056

画像生成 AI による不当な著作権侵害が発生しています。特定のイラストレーター（作家）の絵柄を集中的に学習したデータセットを許可なく無料配布をしているサイトがあります。これは明確に作家の利益を損なっています。無断登録された日本の作家は相当数です。削除依頼は巧妙に複雑化されています。また要請に対して依然として削除されない場合もあります。違法掲示及びダウンロードが続く間、被害者は心理的にも苦痛を受けています。
ネット上の情報は本当に全て無断で搾取しても良いのでしょうか。
規制が必要であると考えます。
日本の文化を保護するという観点からもご考慮下さい。

●受付番号　185001345000004057

４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞2 および 3 に関連
特定のクリエイターの著作物を生成 AI に学習させることにより、生成 AI の生成物をそのクリエイターの著作物と偽り、生成物を公表・販売しているケースが発生している。これは詐欺罪、または、クリエイターの名誉棄損を助長させることが懸念される。
また、イラストレーターには完成イラストの納品を依頼しているにも関わらず、打ち合わせと称してラフや下書きなどを複数要求し、それを生成 AI に学習させ画像を出力し、報酬を払わず依頼者がそのイラストレーターとの連絡を断つというケースも発生している。これは、依頼内容とは異なる目的で、なおかつ、報酬を払わずイラストレーターに労働させていることになる。このようなケースが多発する場合、イラストレーターという職業が成り立たなくなる。

●受付番号　185001345000004058

AI による生成物への著作権について
AI 生成物に修正等を加えたことによる著作権を認めるとあるが、AI 生成物に創作的アイデアを加えたか否かを判断するにはあまりにも難しく、また AI 生成物は一つの作品から学習されたものでなく、複数の著作物を学習することによっても生成することが可能である。よって、個人による生成物へのアイデアの加筆・修正の判断は困難であり、AI 生成物への著作権を認めることに反対である。
また,
Ai 生成物は短時間で大量の生成物を公開することが可能であり、AI 生成物の著作権が認められると生成物との類似性を恐れて、創作活動を萎縮させる恐れがある。
また、特定個人の作品を中心として学習し、絵柄を意図的に似せて生成させることで他者へ誤認させ、利益を得ることが可能になるため著作権を認めることに反対である。
また、クリエイターが ai への学習を恐れて自由な発表が阻害される恐れがあるため、AI 生成物への著作権を反対する。
また、現時点での AI 生成物は、既に発表された著作物を学習し、生成されたものであり、今後の AI の利用によっては AI が他の AI 生成物を学習する事に加えて人間のクリエイターの著作物を学習する事で、特定個人の絵柄かつ過去に発表されていない作品が生成される可能性がある。そのような状況においては意図的に著作権や費用回収を害されたにも関わらず、類似性を提示することは非常に困難になるため、一律で AI 生成物への著作権を認めることに反対する

●受付番号　185001345000004059

「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為」であれば問題ないとの考え方ですが、SNS などではすでにこれを侵害する生成 AI の画像などがアップロードされており、それを規制する制度が現状存在しないと感じています。生成 AI の学習禁止や規制がされない場合、今後もこういった著作権侵害は増加し、日本が誇るアニメーション、漫画、イラストをはじめとする様々な文化が衰退すると考えます。生成 AI の規制を求めます。

●受付番号　185001345000004060

作家が自分の作品を守る為に生成 AI による学習を拒否しても、無断学習されたり特徴を模倣したポルノ画像を生成される等の迷惑行為や営業妨害(成人向け表現の作品がある作家は一般向けの仕事がし辛くなる為)等をされています。
AI が生成出来るのは学習元の作品があるからこそにも関わらず、悪意ある行為に利用されているので成人向け表現の生成 AI や無許諾データの利用を違法にしたり学習元データの開示、免許制にするなどの対策をお願いします。

●受付番号　185001345000004061

こんにちは。拙いながらも意見を述べさせていただきます。
生成 AI の利用により、クリエイター等の著作権が侵害されるだけではなく、俳優や声優といった芸能活動をされている方々のフェイク画像が出回ってしまう可能性があると思われます。
例えばクリエイターの絵柄を使用して有害図書を作ることもできると考えられますし、俳優の宣材写真等を学習させることによって彼らのプライバシーを侵害するような画像(例えばポルノ写真や、犯罪行為の写真など)が作られる可能性もあります。
また、声優や個人の声を生成 AI に学習させることによって彼らの技術が奪われてしまうかもしれません。
芸能活動やクリエイターとして活躍している人に限らず、個人のイラスト等を学習して生成 AI として使用する事例もあるとうかがっています。
生成 AI のイラストにおいては、あえて未成熟なイラストを学習させて違和感をなくしているといった話も SNS で上がっていました。
例えば、これが個人の写真等になってしまうと、自分の子供や家族が生成 AI に学習されてポルノ画像として出回ってしまうことも有り得る話だと思います。
このように、生成 AI は使い方を間違えると犯罪の温床になりかねません。
一刻も早く対策をして下さると幸いです。
もう一個人らが各々対策するだけでは間に合いません。よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004062

例えば有名な漫画と言えば[redacted]の DRAGON BALL、[redacted]の ONE PEACE、[redacted]の鬼滅の刃などがありますが、そのどれも同じ漫画という媒体でも絵柄が違います。週刊誌一冊をとっても、同じ絵柄はありません。絵や漫画、イラストなどを描く人にとって絵柄は顔のようなものです。むしろ、本人の顔よりも絵柄の方が知られている場合もあります。それなのに絵柄が模倣されるというのは、絵描きには耐えがたいものであると容易に推測できます。昨年度のニュース画面に見せかけた岸田首相を AI で作成した動画は記憶に新しいです。数年前には個人で作成した同人誌が公式で販売されたものと誤認される事案がありましたが、AI を利用すれば個人でも同じように企業の公式から販売される漫画や雑誌、グッズなどを作成できるようになってしまうでしょう。そうした企業レベルでの権利の侵害は当然のことながら、個人でイラストを描く権利、自分のイラストを他人のものと誤認されない権利は守られて欲しいと思います。
絵を描かない人は「絵を描けるということは才能」だと思いがちのように思います。しかし、絵を描く才能なんてものは無く、「ただ絵を描き続けることができる才能」があるだけのように私は思います。プロスポーツ選手やアスリートが日々体を鍛え、その成果を大会で示すように、絵を描く人も同じように絵を描くのだと思います。最初から、才能という言葉のように、美麗な絵を描ける人など本当に一握りだけです。ピカソの 30 秒という小話がありますが、その真偽は分かりませんが、絵描き続けた時間に敬意がはらわれて欲しいと願います。

●受付番号　185001345000004063

生成 AI によって生成された画像、文章等の創作性という点において
生成 AI 利用者による出力のためのプロンプト入力や、生成されたものを吟味し選択するという行為について、これらはインターネット内での「検索」という行為に相違なく、それらの行為によって出力された画像や文章は「検索物」の範疇を出ないと考えられる。

　したがって生成 AI によって出力されたものには創作性が著しく欠如しており、文芸、学術、美術又は音楽の範 囲に属するものではないと考えることができるため、著作権法による保護の対象とはならないと思われる。

●受付番号　185001345000004064

1.はじめに
私は今回の AI と著作権に関する考え方について、このまま無作為的な学習の下、生成 AI が作られていく現状に反対の意を示します。
私は絵を描いたり歌を歌って創作物を生み出すクリエイターではなく、彼らの活動を通して精神的な日々の糧を得ている消費者です。今回の意見募集につきましては、彼らの呼びかけの元、こうして意見を提出することに決めました。
4.関係者からの様々な懸念の声について
私がクリエイターの活動を応援する中で、生成 AI の技術を使った度重なる嫌がらせが行われる場面を見てきました。その人の創作物を生成 AI によって模倣し(彼の創作物から作為的に学習したデータを取り出す行為)、彼の創作物のようなものを作れると嘯いて彼の創作活動を必要ないと貶める行為です。それだけに飽き足らず、殺害予告を行なっている文まで目にしました。この行為を受けている彼を見て、反応が過激である、それ以上喋るなと声をかける者もおり、それによって彼の創作活動のみならず、生きる意志を挫くことを助長することに AI 技術の発展を傘に使うものも現れていました。
6.最後に
こうした事例はただの 1 事例であり、生成 AI とは関係のないモラルのない人間による悪行ではありますが、そういった他者の活動にリスペクトを持たず、あまつさえ犯罪行為に及ぶような人間の手に生成 AI が渡る状態では、本来の芸術分野の発展を目的とした技術の研究は望めないと私は感じています。
どうか、AI 技術におけるクリエイターの権利と活動を守るための政策側の行動を優先してはもらえませんか。それが成せないのであれば、この悪意に弱すぎる生成 AI 技術を発展させていくのは危険だと私は思います。

●受付番号　185001345000004065

4.関係者からの様々な懸念の声について
5.(2)生成・利用段階
5.(4)その他の論点について
上記に関する提出意見です。
現在クリエイティブを作成しているクリエイターの立場として、生成 AI については認可・許可制であることが必要だと感じています。
現存の生成 AI 技術では、含まれている素材に何が使用されているか分からない以上は著作権・肖像権に触れる可能性があるのではないかと感じ、怖くてとてもではないが使用することができません。
また、現在誰でも AI 使用者になれることでクリエイターとしてのモラルに欠けた人間までもが自由に生成 AI を使っていることも問題に思われます。特定のクリエイターのクリエイティブだけを素材として取り込み「まるでそのクリエイターが描いたかのようなイラスト」を自分の作品として打ち出せている例もありました。そして、その上で反社会的な思想さえも述べてしまえるという危険性がある以上、誰でも生成 AI を使用できるという現状は非常に危険であると考えています。

●受付番号　185001345000004066

AI を使用した物が著作権を持つと、安価な AI に頼る社会になり、技術者の収入がなくなり、技術者は活動の継続が出来なくなる。
その結果、学習塾元が枯渇した AI に頼れば日本の将来的な文化は損なわれる可能性が大いにある。
よって、AI を使用したものは日本の文化に大きな損害を与える可能性があるため、開発者では無い限り著作権の主張は出来ないものにすべきだ。
AI の学習元が著作権を許可していないものを使用した場合も、上記の通り日本の文化が損なわれる原因になる。よって、違反にすべきである。

●受付番号　185001345000004067

個人
例えばMicrosoftのWord等におけるフォント、建築や製造における設計図面は使用する頻度が高く、職種にもよるが仕事において必要不可欠なものである。
このように人の手によって生み出されたアイデアであっても広く人々の生活を支えるものである場合には使用を認められるべきである。
一方でchatgptやSiriなど昨今の日本において広く普及している。
声による指示だけで電灯を点灯させたり音楽を再生させたりすることができ、これらも人々の生活を支えていると言って良い。
もしこれらのものが記載された場合、困るのはこれらの技術を開発している企業だろう。
開発に使用した時間や費用が無駄になるだけでなく今後使う予定であったアイデアまで消えてしまうことになる。
一方で著作権というものも守るべきものであり、著作権が保護されなくなった場合創作物をつくった者だけでなく、これから始めようと考える人も減ることになるだろう。
これらのことを踏まえた上で保護されるべきものと使用を認めるべきものの違いを一言で言うと「技術」と「感情」だろう。
すなわち、技術として今後商売道具として利用される技術としての側面を尊重すべきであり、その上で存在する作品の権利を守る必要がある。
この線引きを行うためのヒントとなるものが、「使用目的」、「技術の作成方法」、「公共性」である。
公共性のある使用目的といえば、教育、福祉、建築工事などがあるだろう。
教育の場においてAIイラストはどれほどの恩恵を与えるだろうか。
例えば写真を読み込み、それを元にAIで作成した映像などはプロジェクターなどを使って投影され、視覚的に情報を受け取ることができる。
地理、歴史、理科…幅広い使用目的が想定される。
勉強をする際に「例題」「想定を元にした思考」というものは高い学習効果を与える。
発想力や思考力を養う際に大いに役立つことだろう。
同様に建築の場においてもAIを使うことでより正確な理解を得ることができる。
「もしこの場所に道路を作ったら」「もしどのような見た目で住み心地はどうだろう」
このように使用用途は膨大に存在するだろう。
そのためにも完全に技術を育てていくために権利と公共性を天秤にかけながら慎重に考えていくべきである。

●受付番号　185001345000004068

他人の著作物を学習してできたものに、学習させて出力させただけの人が著作権を持つというのはおかしいと思うんですけどこの違和感に気づいているんでしょうか。
わたくし個人この素案には否定的です。

●受付番号　185001345000004069

手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか心配なのでやめてほしい

●受付番号　185001345000004070

著作権が認められるような作者が別で存在するものを、勝手に使用すること自体が問題ではないのでしょうか。
シャネルのブラウスに勝手に刺繍して、別ブランドとして販売できるでしょうか？
他者が作成したもので、作者の許諾がないままに AI にサンプリングされることは十分著作権を侵害しているものと思われます。
もし、今回の案件が認められれば AI だけでなく様々な問題が出てくると思います。
AI だから大丈夫だけではなく、AI で良しとされてるなら勝手に使って大丈夫だろう。そうなってもおかしくありません。逆に何故 AI は良いのに、パクリはだめなのか？海賊版はダメなのか？という話になってきます。
これらの行き着く先は、海賊版などによる作品の淘汰、正しく評価されないことでの次代の作品の低迷です。
複数混ぜたから、似てないから、大丈夫、ではありません。
そこには、作者がいて、1 つの作品として存在しています。
それをコラージュして別の作品とするのであれば、作者に許可を取るべきでしょう。
人の成果物を勝手に使用することは、
この案件が通れば、日本のサブカルチャーが他国にとって喰われるのも時間の問題となるでしょう。
私はそれに反対です。

●受付番号　185001345000004071

既に生成 AI を用いて、他者の絵柄を模倣した作品を販売・発表する事案があり、元となった創作物や作者に対しての権利の保護が全く十分ではない。そのため AI を用いた創作に関して強い規制或いは AI の学習先となった創作物や作者に対しても利益が出るように求めます。また AI を利用した創作物にどのような部分に利用したかを明記するように義務づけも求めます。

●受付番号　185001345000004072

自分の作品や、家族友人の写真を AI に使われたくない。

●受付番号　185001345000004073

声優やイラストレータ等、その技術を培うのに時間が掛かり、その人にしか出せないものを AI を通して捨てられてしまうと声優、アニメーター、イラストレーター等は必ず廃業すると思います。
AI 絵に著作権はないのが確実だと思います、有名な絵を AI に通して自殺教唆、誹謗中傷も行われています。これらを取り締まらず AI に著作権を渡してしまうと絵を描く人も声優等クリエイティブな仕事をする人が必ず減ります。絶対にやめてください。

●受付番号　185001345000004074

そもそも大前提として学習元になる絵を描く人、写真を撮る人がいなければ AI は存在できないものであり、その学習先にリスペクトや恩恵が無く、自身と同じ絵で勝手なことをされれば学習元となる人々がやる気を失い減る一方であり、あってはならないことだと考えられます。
人が模写を繰り返し描き方を覚えるのと AI で取り込むのを同じに考えることも大変危険な考えであり、ほぼ同じ絵柄を出せてしまうということはその人の絵柄でマナー違反どころか違法なことを行いその人に罪を擦り付けることもできるということです。例えば R18 禁止のウマ娘で、ある人のウマ娘の絵を取り込み R18 のウマ娘イラストを量産するなどの被害も出ています。モラルのない人間がモラルのない事をするだけでなく、罪をいくらか学習元に擦り付けられるというのは全体の治安悪化につながります。
そもそもイラスト、漫画、声、歌などはそれで生計を立てている人がいるのですから彼ら国民の生活を守るべきであると考えます。
更に AI で実際の子供の写真を取り込み、顔をそのままに裸になった画像を作ることも可能であり、これに関しては取り込まれた元の子供がいる時点で実際の被害者がいるという事ですので児童ポルノに含まれるべきであり、規制無き AI 学習はひたすら治安悪化、犯罪を助長させます。
なので私は徹底的に規制するべきと考えます。

●受付番号　185001345000004075

下記の理由から生成 AI には免許制か必ず生成 AI であることを明記するべきです。
・フェイクニュースなどに利用されてしまう恐れ。
・他者の著作物を利用しての僭称が発生する恐れ。
・反社などの資金稼ぎに利用される可能性。
また下記の理由から海外との歩調を合わせるべきだと考えます。
・現状、生成 AI は海外製のものばかりで当然海外のデータも多く入っているわけなので日本国内だけで完結させるのは難しいと考えます。
・仮に日本だけ学習が認められている状況では、海外のコンテンツを日本に向けては公開しない、
　日本産のコンテンツは AI 生成の可能性があるのでその国では受け入れないなどの処置を取られる可能性があります。
さらに絵や音楽、文章へなどの市場への影響も大きいかと思われます。
・生成 AI による大量生産によって、生成 AI を利用していようがしていまいが全ての商品の単価が下がってしまうことが考えられます。
　そうなった場合、非生成 AI 利用者のクリエイターの収入も下がり、既存クリエイターの離脱、新規クリエイターの参入が途絶えるなどの事態が考えられます。

●受付番号　185001345000004076

まず、AI において、［1］学習・開発段階における著作権が度外視されていると感じる。AI に学習させるために既存の絵を使うが、その既存の絵にも当然著作権がある。それを現状無断で Web 上から探し出し、学習・開発に使っているため、AI の描いたものに著作権が発生するようになると、その学習データ元となった作家の人生を奪うものと考える。絵というものは、その人の人生が詰まったものであり、長年にわたり培った技術である。人間は同じものを書こうとしても、全てが同じ作品を生み出すことはできない。その人その人の人生、培った経験が筆にのるためである。ところが、AI による絵には、本来あるはずの物語がなく、感情のない絵が生まれてしまう。感情のない絵ばかりになった時、それは文化となり得るのだろうか。私は文化にはならないと考える。人の心を動かす作品が作り出せるとは到底思えず、作品は全て模倣品になると考えられる。文化の発展において、非常に残念な結果をもたらすと考える。

［2］生成・利用段階においても、著作権というものが誰に寄与するのか判断が付きにくいのではないかと考える。AI を作成した企業等に著作権があるのか、それともその企業等が作った AI に学習をさせ作品を作った AI 作家に著作権があるのか。これらの問題は明確にせねばならぬ事項と捉えます。

以上のことから、私は AI の生成物に対して著作権を適用し保護することには反対です。

●受付番号　185001345000004077

絵描きに対する嫌がらせの手段としてAI生成で似た絵を描いたりする方が現時点でいるようなので、そういうのがあんまり蔓延らないようにしてほしいです。

●受付番号　185001345000004078

AI 生成物について、公益性の高い分野においては自由に利用できていいものと考えます。
著作権と同様に教育目的の利用は問題なく、また「顔面の損傷を写真から生成した画像を参考に整形」など医学分野での活用も可能だと思われます。
しかしながら美術や文化方面においては、学習元の著作権者への著作権侵害は許されないものです。学習の元となるデータの権利を犯し、たとえばデザイナーの仕事を奪い生活ができなくなるような状況になれば、文化的な発展は望めない上にそもそもの学習元データもなくなってしまうからです。
まずは学習元データを作成した著作権者の権利を守るべきだと考えます。
学習が可能なデータだと表明されていないデータについては学習元データとして扱うべきではありません。
また特定の個人の作風を追加学習した AI 生成物については、追加学習したデータの著作権者の許可がなければ利用できないものとして扱ってください。
AI 生成物について、AI 生成であるウォーターマークを付けることを義務化することは著作権者の保護につながると考えます。
AI 生成物による著作権侵害を含む犯罪行為については、故意であったり悪意が認められる場合には厳罰を望みます。
たとえば、追加学習により特定の個人の作風に類似した AI 生成物を用いて誹謗中傷のような犯罪行為を行った場合、特定の個人には非がないにも関わらず、風評被害を含めて多大な損害が生じます。
このような事件が起きないように、他者の著作物を故意に悪用し、他者と誤認させるような状況で行う犯罪（名誉毀損、侮辱、海賊版作成等）（については 6 月以上 7 年以下の懲役または禁錮または 1000 万円の罰金程度の量刑が望ましいです。

●受付番号　185001345000004079

素案２（1）(2)、3（2）など読んで。
どうも「基本なんでも学習もとするのを許す上で、＊＊の場合は学習や利用禁止」のスタンスのようだが、
逆で「基本ネット上のどんなデータも（本など物理媒体も）学習元にするの禁止・生成素材として利用禁止！そのうえで権利者の許可を得たアイテムだけ学習元に利用できる」くらいにしないと安心できない。
そもそも無断利用や、絵柄などパクリでなりすましなどする相手はまずもとアイテムの権利者のことなど考えないので、厳しく禁止した上で、厳密に許可されたものだけ使うくらいでいい。劇物取り扱いくらいのやつで。
いまの素案だとパクり放題で、そもそもの書き手さんや、個人撮った写真を撮影者などが全然守られないと思う。
自分もたとえ街角風景写真でも生成 AI に無断利用されたくない。
クリエイターさんがいまの素案じゃ不安だと筆を折るかもしれないのもいやです。
厳しく！取り締まって基本生成 AI 禁止でいい。いまのとこ生成 AI で助かってるのは、クリエイターに金を出さずタダ働きさせたい奴らだけで、いいこと何にもない。
作家にラフだけ描かせて AI で仕上げて安くすませつつ作家の絵柄は盗んでギャラははらわずとかになりかねないし中国でそうなりつつある。

●受付番号　185001345000004080

AI によるイラストの学習に関して強い不安を持っています。
イラストを描くというなかで「絵柄」というものは他者と似ることはあっても最終的には個人の感性によって完成され、大切な財産でありアイデンティティとなる物です。
現在のイラスト AI による無作為で無作法な学習によってそれらが損なわれています。
作者 A の作品を許可なく複数のイラストから学習され、「作者 A」の作品と誤認されてしまう精度のものが出来上がった場合誰が著作権を持つことになるのかを法律で定める必要があります。
また、他者によって許可なく学習に使われ自らのアイデンティティを損ない筆を折ってしまうクリエイターが増えていけば「新しいもの」は生まれなくなるのではないでしょうか。
クリエイターの権利を守り、彼らの創作活動を積極的に保護していくことが創作分野の発展へと至ると思います。
今我が国で守られている国宝や重要文化財などは人の自由な発想と研鑽によって生み出されたものです。
現状、いろんな分野のクリエイターが危惧していることです。
生みの苦しみを負いながら作り出されたものが AI によって踏みにじられることが無いように願います。
あくまでも AI は補助であり、人間が思考を辞めるためのものではありません。
悪意を持って他者の財産やアイデンティティを侵すものには罰則などの抑止が必要です。

●受付番号　185001345000004081

著作権というものを行政の側が理解できておらず、解釈を手前勝手にねじ曲げ金儲けビジネスに使ってやろうという魂胆が見えて本当に気持ち悪い国になったものだと思います。
アーティストの作品、または肖像権を有する写真はネットの海に転がるフリー素材ではありません。
AI は短時間で出来の良いものを仕上げますが、無からは何も産み出せません。元々の人間が創作した絵や画像が無ければ何も出来ません。AI によりツギハギごちゃ混ぜ合成させたものに権利を与えると、大元の文化が衰退します。絶望して作品を創るのを辞める人もいるでしょう。
今の時代、これからの時代、もはや AI と切り離した世界で生きていくのは無理でしょうが、せめて AI と人間的文化が共存していくために線引きは必要です。目先の欲にとらわれず、何十年何百年未来を考えてください。

●受付番号　185001345000004082

もしも自分の作った創作物を AI が取り込み、それが何かしらの罪になった際自分にも悪影響を及ぼす。取り込むことは誰でも出来るのでその時点で自衛する手段もあまりない。自分の創作物を元にした AI を大量に作り、それで金銭を得ている人間もいる。

●受付番号　185001345000004083

ーーー文章後半に素案に対する意見を載せていますーーーーー
デジタル媒体での画業を志し 6 年間デッサンを学び、8 年ほどイラストを描いてきましたが、自身の創作物を無断で学習され類似したジャンルの生成物を大量送信され市場価値を著しく下げられている現状に杞憂を持つ中で、日本のアニメーション OP に AI によって生成された絵がそのまま商業起用されたこと※1、国内のゲームプロデューサーが作中に登場する AI イラストの手直しの為にイラストレーターを起用し、コストを半分に抑えたニュース ※2 を目にし、イラストに関わる創作行為を休止し、別の形態で物を作るようになりました。
　現状主要なイラスト AI の学習先として、PIXV 等の大手のイラスト投稿 SNS から無断でデータを抜き学習させることが常套手段となっています。
　これは SNS にイラストを投稿すること自体が AI の学習データとして差し出すことと同義であり、自らの仕事のパイを差し出す事を意味します。
　AI の台頭は新たなアーティストが生まれる土壌への大きな阻害要因となるだけでなく、既存のクリエイターの大規模な失業に繋がりかねません。文化の発展に陰りを差すものだと認識しています。
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
それを踏まえ[AI と著作権に関する考え方について（素案）]に対する意見を述べます。
1,　5
イ　アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて"
現状の絵に関する AI は、既に流通しているアートに競合するイラストの生成が主目的となっており、競合性のある AI イラストが流通することはイラスト業における需要や雇用の減少、失職者の発生(国内外で既にイラストレーターの起用を減らしコストカットに成功した事例が挙がり始めています※2。)に繋がり、著作権者の利益を不当に害します。
　これは 30 条の 4 の但し書きである[著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。]と書いてある通り、AI を用いたイラストの機械学習そのものが、30 条の 4 の適用対象として適切とは言えません。
2
　"1.はじめに「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。」
"
既存の AI クリエイターが利用しているデータセットの学習元は権利が不透明な物が大半であり、違法なポルノ画像を含んだものも数多く存在します。
　故に権利関係を曖昧にしたまま利益を得る現段階の AI クリエイターの有り方は、肯定、許容されるべきではありません。　イラスト AI の代表格である Stable Diffusion の訓練には、膨大な量の違法な児童の性的虐待画像が用いられていることが発覚しています。※3

※1 TV アニメ『BEYBLADE X』と AI 技術が融合した楽曲、aespa「ZOOM ZOOM」アニメリリックビデオ公開 https://spice.eplus.jp/articles/324734
※2 生成ＡＩが破壊するゲーム制作の常識、開発人員や期間は半分に短縮も https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2023-07-25/RXRY0IT1UM0X01
※3 画像生成 AI の訓練に「児童ポルノ」が使用されていたことが発覚 https://forbesjapan.com/articles/detail/68355"

●受付番号　185001345000004084

生成 AI で出力されたイラストの問題点はイラストレーターさんが描かれた絵を元にイラストを出力しているという点だと考えております。私自身もイラストを描いて仕事をしており、依頼の対価として金銭を頂いております。イラストは一朝一夕で仕事にできるクオリティにはなりません。他のイラストレーターさん含め私も何年も研鑽し展示会やイベントに赤字同然でイラストを出展し知名度を獲得して今お仕事を頂いております。もしかするとイラストを描かない方からは簡単に楽しそうに描いている様に思われるかもしれないですが、イラストを描くことは非常に苦痛が伴い日々自分と向き合って今があります。そんな絶え間ない努力をしてきたイラストレーターのイラスト簡単に AI に学習させ自分で鑑賞するだけならまだしも、そのイラストで金銭を対価として受け取るなど言語道断だと考えております。生成 AI でイラストレーターのイラストが簡単に手に入るとなるとイラストレーターの仕事がなくなります。イラストレーターも社会人として受け取った対価で生活していますので大変困ります。また自身でイラストを 1 から描いているにも関わらず生成 AI ではないのかと疑いをかけられる現状がすでにございます。こういった場面を見るとイラストレーターからすると非常に迷惑極まりないです。SNS も一部では生成 AI でイラストを出力し自信が描いたなどと曰う者もいれば生成 AI で出力したイラストを売買している者もすでにおられます。生成 AI が出現してから創作界隈が買う人も売る人も非常に混乱しておりますので生成 AI を禁止するなど厳しい処罰が下るように改正して頂ければと思います。

●受付番号　185001345000004085

AI は手軽です。誰でもそれなりのものが作れます。
でもそれはその人が一から作ったものではありません。誰かの作った作品を切り貼りしたものです。
それを使い続ければ、作成者は創作をしなくなります。
創作をしなくなれば、新しい刺激が減り見る人が少なくなります。
そんな時創作を奨励しても、もう誰も乗ってきません。
材料がなくなれば AI は頭打ちです。そもそも今でさえ AI 絵はどこかで見た絵しかありません。
コラージュ作品と同じです。ネタが無いと作れない。
創作のために、創作者とその人たちが作り出す作品を守ってください。

●受付番号　185001345000004086

私は絵を描いていませんが、インターネットではAIによる学習・利用に反対している絵師の方が多いです。この文章も彼らのために書いています。もっと権利を守ってほしいです。

●受付番号　185001345000004087

現状の素案が著作物に対して真摯であり、また、現状に即したものである、今後の悪用に対処できるものであるとは到底考えられない素案であると考えます。
著作物の劣化コピーを複製ではないとするのは無理があり、著作者にとって到底認めうるものではなく、本案によってこそ泣き寝入りせざるを得ない状況を創り出すものですらあります。
著作物が好き勝手に使われない、使われることに対して異議申し立てができる案への見直しを強く要求します。

●受付番号　185001345000004088

無断学習を著作権法違反にし、データセットの開示を義務化するべき。

●受付番号　185001345000004089

絵描きの技術を奪われ、絵を描く理由がなくなるのがとても怖いです。
AI に需要を奪われ創作できなくなったら、文化の進歩がなくなり、経済の衰退にも繋がります。絶対に絵描きの権利を守ってください。

●受付番号　185001345000004090

現状の不透明な学習データにより成り立っている生成 AI を何故野放しにしたままでいいと考えているのか甚だ理解できません。海賊版転載サイトの画像、児童ポルノを含む画像等不透明なデータであるだけでなく倫理人道法その他諸々に反するデータによって学習、進化をとげていることは散々指摘されていると思います。
嫌がらせに利用されている例をごまんと見ていますし、本来たくさんの練習をし、目を養った末の技術により描かれていた整った顔のイラストにマスピ顔、という通称がつき、本来評価されるべきであった修練の末にその顔を描けるようになったイラストレーターの作品がとても陳腐なものとして扱われ、生成 AI によるものではないかと疑われることまであることをご存知ないことは無いと思います。本来評価されるべき作家の筆を折らせるためのツールとしてはとても優れていると感じます。
イラスト、写真、音声、文章等多岐にわたり創作性などを破壊し、フェイクニュース等をさらなる高みへ押し上げるためのものとして大変素晴らしい技術です。免許制にする、なにか問題が起きた時開示できるようにするなどしないと生成 AI によるものであるという時点で否定せざるを得ません。
そもそもの技術としての成り立ちから出来上がる生成物まで問題だらけですし、それを利用してひとを追い詰めたり、勝手に学習元にされた作家が筆を折らされたりする事案が既に大量に発生している以上、いくら本来作家に依頼するためにかかるコストを省けてお上さまはウハウハ、と算盤を弾いていらっしゃるものだと感じますがいずれ破綻する技術、またビジネス形態だと考えます。生成 AI による画像かもしれないからもう信用出来ない、購買意欲が無くなった、と消費者が考える可能性も高いですし、生成 AI が蔓延り作家が消え失せたら今度は学習元が存在しないことにより所謂共食いがはじまり技術自体が衰退していくと懸念されます。作家が消えるか、AI が消えるかです。

●受付番号　185001345000004091

生成 AI の学習において、特定の個人、作品、人物に対する攻撃を目的とし使用されている事を懸念している
誰でも使用出来るのではなく、ライセンスや許可性などにし違反行為があれば対処できる方が良いのではないか
文学賞やアニメーション、映画全てにおいて生成 AI かどうかの判定を行う事は非常に難しく、公開後に生成 AI と判明した時の損害や、生成 AI を使用していないにも関わらず疑惑として個人団体が批判される事を懸念している
今後、更に生成 AI が精度を高め、一般化していくにつれ、暴力や窃盗など法律を違反する行為、不貞行為の証拠として使用、社会的制裁として使用される事を懸念している

●受付番号　185001345000004092

5.各論点について
(1)学習・開発段階について
学習と称して多数のイラスト等を読み込ませているが、個人の使用の範疇を超えていると考える。
(2)生成・利用段階について
AI 生成されるアートは学習させた著作物の要素を組み合わせて出力される、いわば複製物であるため少なくとも商用利用されるべきではないと考える。学習として読み込ませたすべての著作物が使われている可能性があるため、商用利用するのであれば学習に使用したすべての著作者に対し許可を取るか、もしくは利用料等を支払うべきであると考えるが、出所不明な画像等使用している場合もあり、また数も膨大なので不可能である。
(3)生成物の著作物性について
学習するときに入力された情報をもとに複製を作成しているだけなので、AI 生成物に著作性は一切ないと考える。

●受付番号　185001345000004093

AI 生成物を著作物として認めるのであれば、まずは学習元のデータの著作権が守られなければおかしいでしょう。
現状、特定のクリエイターさんを集中学習させたモデルが出たり、
実在の人物がモデルだと分かるような不適切な生成物も数多く SNS にばらまかれています。
生成 AI をビジネスとして都合よく使いたい気持ちは分かりますが、
まずこういった問題点を解決してから広めていくのが正しいやり方です。
文化庁の話し合いなどに生成 AI 賛成派ばかりが出席していたり、
今の進め方に不信感や疑問を持っている人がたくさんいます。
無断で学習された側が損をする今の生成 AI のシステムを変えてくれる事を期待しています。

●受付番号　185001345000004094

AI 作品は著察権をつけるべきでは無い
そもそも AI は、元にしている作品があって成り立つものである。
元にしている作品にも著察権はあり、AI 作品のほとんどは元の作品の著作者の許可を取っていない。私自身も作品を制作しているが、許可なく AI 学習に使用された経験が複数回ある。これらの理由から、AI 作品には著作権をはじめとした作品の権利を持たせることは危険である

●受付番号　185001345000004095

４．関係者からの様々な懸念の声について
ファインチューニングや小規模のデータセットを使用することによってアートスタイルや表現を模倣した画像を生成される被害が起きています。
法第 30 条の 4 ただし書の解釈において享受目的に当たるかは判例がなく個人のクリエイターが対応することが困難です。
そのため対応が難しい個人のクリエイターを模倣した ai が取引されています。
(資料 https://civitai.com/search/models?sortBy=models_v5&query=Style%20Lora)
無断にデータを収集する生成 ai に対してアーティストができる唯一の対策は作品を公開しないことのみであり、発表の機会が奪われています。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
作品の表現や自身のアイデンティティなどクリエイターの著作者人格権保護のためにデータセットの公開する義務と許可されたデータのみ学習するオプトインの義務化を望みます。
オプトイン制度は海賊版による権利侵害や著作権侵害の防止にも有効です。

●受付番号　185001345000004096

目的も用途も関係ありません。
AI 学習の元データとして、著作者本人の許諾が無い画像や文章等を使用している AI システムは、その AI の使用範囲が個人利用の範疇を脱した時点で著作権を侵害しています。
なお、当然ですが個人利用とは AI へ学習させた人間が、AI を利用する場合に限ります。その学習データを使用し、他者が AI の出力を行った時点で個人利用の範囲を逸脱します。
AI の学習データが明確に著作権違反をしていないと提示できない場合には罰則を設けるなどしなければ、著作者の権利は侵害されるばかりです。
AI の学習に使用されるデータは、著作権の切れたものや権利を持つ本人の許諾を得たものに限定すべきです。
既存の権利侵害を求める草案など以ての外です。

●受付番号　185001345000004097

現状を見ていると AI を使って他人の著作物を無断で使いたい方達の意見ばかり聞いて、今この時画像生成 AI の悪用によって被害にあわれている方たちの意見はまるで無視していますよね？
基本てきに画像生成 AI はその成り立ちからして完全に違法なものであり、実際は世の中で一般の人々がどう活用するかという議論の土俵にすら立てていません。
日本のサブカルチャーを育ててきたのは現場で手を動かして物を作ってきた方たちのはずです。
そんな彼らが長い間積み上げてきたかけがえのない信用があってこそ海外からもお客さんが来てくれるんです。
店の内装から提供する食品まですべて盗品の素材で作られたラーメンを外食先で出されて「上手いから問題ないだろ」というのは通りませんよね？
このままあやふやな法律で画像生成 AI を擁護する法律を通してしまった場合、日本の創作物は世界からの信用を失う事になるのは必至です。
『画像生成 AI をどう使うか？』という議論自体が成立していないんです。
新技術に無邪気に飛びつく浮ついた働く気のない方達ではなく、創作の現場で手を動かして働く方達の生の声をもっとよく聴いてください。

●受付番号　185001345000004098

AI 技術は他人の作品、技術の盗用につながる。
対策、規制をしっかり行っていただきたい。

●受付番号　185001345000004099

「AI と著作権に関する考え方について(素案)」3.生成 AI の技術的な背景について　(1)生成 AI について　ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略、について述べさせていただきます。

「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる」とありますが、何故切り貼りではないと断じられるのでしょうか。生成 AI の生成物は、元あるクリエイターの成果物を圧縮合成・切り貼りしたものです。生成 AI の「学習」を、人間の学習と同じく考えることは危険だと思います。クリエイターの積み重ねとは大きく違うものです。現在ある生成 AI はクリエイターの成果物を搾取しているだけであり、その搾取について生成 AI 使用者は「合法である」と吐き捨てるのみです。「自らの表現、権利を守りたい」と望むクリエイターの声を聞いてください。生成 AI に勝手に「学習」とやらをされた場合のオプトアウトは当然として、生成 AI 使用者に無断使用された場合の法的措置ができる環境づくりをお願いします。

●受付番号　185001345000004100

・画像生成 AI により、実在人物(モデル等)に限りなく似せた人物の性的な画像を当人に許可なく生成し SNS 等に公開している事例がある。データセットには著名人のみならず一般人、ひいては私自身や私の家族、友人等の顔写真も含まれている恐れがあり、生成者にそのつもりがなかろうと自分の与り知らぬところで自分や自分の身のまわりの人物によく似た画像を生成される可能性があることに恐怖を覚えるし、現行の画像生成 AI が他者の肖像権を侵害しうるものではないという信用を抱けない。また、画像生成 AI によって生成された写実的かつ未成年と思しき人物の性的な画像について、肖像権への懸念だけでなく、そもそも大元のデータセットに実在児童の CSAM(児童性的虐待のコンテンツ)が含まれているとの調査結果も目にしたが、これについても説明が欲しいし、事実であるならば根本的な改善なり対策なりを求めたい。
・画像生成 AI により、生成者に特定のイラストレーターや既存の作品およびキャラクター等に似せる意図がないにも関わらず見る者にそれらを想起させる画像が生成される事例がある。生成者や生成 AI の製作者が明確な意図ないし悪意を持って似せようとしている事例については言うまでもなく、プロンプトにそのような指示がないにも関わらずそういったものが生成されていることを考えると、現行の画像生成 AI がデータセット内のデータの切り貼りではなく著作権を侵害しうるものではないという説明に疑問を抱かざるを得ないし、悪意の有無に関わらずそういった事例が理由で筆を折るクリエイターも存在する以上、現行の画像生成 AI など各種生成 AI が根本からの対策や改善ないし法による規制等もなく誰でも自由に使え、生成したものを公開したり販売したりできる現状には強い不安を覚える。

●受付番号　185001345000004101

AI で最も恐れていることが、ジェネレーションギャップどころではない断絶がおこならないか？というところ
イメージ的には、ロストテクノロジーの文化作品版
文化大革命を日本で起こすのは阻止したい

●受付番号　185001345000004102

少なくともクレジットを入れるべきであるとは思いますが、そもそも無断学習の時点でイラストレーターならびに創作者、その他の人々の損害に繋がっていることは確かであり、そのことを鑑みるに今生成 AI を提供している会社自体に制限をかけるべきであると考え、また無断学習の撤廃及び学術的利用に関してのみ金銭を対価として可能とすることを望みます

●受付番号　185001345000004103

AI を利用しようとする取り組みは良しと思える部分もあるが、何時間何日間何年と自身の創作物を作ってきた人達の情報を無許可で取り込み、少し手を加えればそれを著作物とするのはあまりにも不快極まりない。
創作物と言えど、その人が人生をかけて作りあげた遺産のようなものをそもそも他者が利用するべきでは無いし、実際にそこからトラブルに発展しているケースをここ 1 年で何回も見てきた。このままでは今後の日本の創作文化を衰退させ、必ず悪い影響を及ぼすのではないか。
AI を利用した創作物を作るのであれば、取り込み(AI 学習)に賛同した作家のみの情報を取り込み、そこから生まれた創作物のみを対象とするといった、限定付が必要と考える。また、AI で生成された創作物に対して、学習元となった作者に一部の報酬を払うなど、元となる作者側の承諾とメリットが無いと破綻すると考える。
今後の日本の創作文化のためにも、AI の利用や著作権について考えて欲しい

●受付番号　185001345000004104

AI は過去の作品、学習したデータをもとに生成されるものであるため著作権を与えるのはおかしい話だと考えます。
学習されたデータ元の著作権を守ることを先にしっかり考えてほしい。

●受付番号　185001345000004105

生成 AI の全面規制をお願いします。現状の生成 AI は現行法では取り締まれない多くの問題を抱えています。
まずその成立からして異常です。生成 AI を実現するために多くの著作物・肖像が無断学習されています。自分の作品・写真を許可なく学習に利用されそれを現行法で止めることができないのはあまりにも法が意味をなしていません。
次に無断学習の結果起こる画風、肖像のコピー問題です。クリエイターの特色をそのままコピーした製品を大量に出力することで市場を破壊し、創作文化全体を破壊します。これはイラストに限らずすべての創作に対して影響を与えるもので、日本が長年育んできた文化が破壊されます。
加えて著名人の絵柄や顔、声で公序良俗、モラル、各種規約に反する画像や音声を流布することで個人に対しての権利侵害を行うことが容易にできてしまうことや被災地の画像などを出力拡散することで悪質なデマを流布できる等あまりにも多くの弊害を生みます。
これによる実害は AI の登場からの一年間、多すぎるほどに生じています。クリエイターへの嫌がらせ、デマの流布、市場圧迫による失業、それらによる界隈全体の縮小。数えきれないほどです。
無断学習の違法化と全面禁止、フェイク画像、画風コピーによる嫌がらせを行ったものに対する罰則は必須です。完全な劣化コピー品に対し、加筆修正を行った程度で著作権が発生するようなことがないようにしてください。
また、学習データが無断でなくなっても、市場の圧迫、フェイク画像への利用に対する対策としては不十分です。
生成ＡＩの利用禁止、または利用制限を設けなければいけません。学習データが無断学習でないうちは全面禁止で妥当かと思います。データがクリーンになった後も使用を免許制にする等、何らかの規制を設けなければ更なる問題を誘発します。
生成 AI はあまりにも多くの被害を生むツールである上に、既存のものとの類似点が少なく対策がされていない分野です。これ以上多くの被害者を生まないためにも一刻も早く対策がされることを望みます。

●受付番号　185001345000004106

自分の関わったものや自分がオリジナルで制作したものが AI や AI を利用する人に無断で使用されるのははっきり言って嫌です。自身のしている創作活動に意味を感じなくなります。ルールを設けても守らない人も沢山いるし、現状でも禁止されている無断転載などの行為がただでさえ蔓延っているのに AI による悪影響まで容認したくはありません。

●受付番号　185001345000004107

インターネットと技術の発達でイラストを描く仕事が会社間から直接ユーザーとの取り引きができるようになった。技術だけでなく、その絵を必要とする需要もうまれた。それは新たに発展した文化が大きく寄与している。絵を描くことを仕事にしているが AI は、確実にその仕事を奪っている。特にユーザー間取り引きにおいて顕著だといえる。AI は使用者の悪意を判別しない。承認欲求のためなら市場を壊すことを厭わない。絵柄を敵対的意図的に学習させて同じ絵柄を絵描きの名前をかたって意図的に出力し名誉毀損や被害を与える例もある。文化庁が文化を壊す手伝いをするのか。考えてもらいたい。

●受付番号　185001345000004108

私はイラストレーターをしています。
イラストはそれぞれ人の癖が出て、それがより特徴的な人であれば作品を見ただけで「あの人の絵だ」と、素人でも簡単に判断できます。
それ故に、生成 AI の出没から同業の人々のなりすましての印象操作、(イラストレーターへの)誹謗中傷、自殺教唆、明確に嫌がらせのために学習したのちに商用利用など、様々な手段で悪意のために作品が利用されてきました。
たった 2 年ほどの間ですらこのような状況であるため、今後も同じ状況が続けば被害は拡大する一方であることは容易に想像できます。
私は、生成 AI が誰でも使える現状に疑問を持っています。
誰でも使えると言うことは、善意と悪意の区別なく、誰でも自由に使えるということです。
生成 AI が使える人々の母数を減らせば、もう少し被害は治るかと思います。
インターネット上の、データを使っての嫌がらせである以上、どこで線を引くかは複雑です。
嫌がらせ・誹謗中傷の罪で訴えるにしては悪質で、明確に仕事に影響が出ています。
一度データセットを消去させても、再び作られます。
ですので、生成 AI を資格制にするなど、使用者の良心をある程度教育できる環境を作って欲しいです。
著作権などの創作物に関する法律知識も求め、悪意を減らしてほしいです。
自身のイラストを学習され、そのイラストを用いて自殺教唆を促されることが、もう今後起こらないように、どうか切実に、よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000004109

５．各論点について　（４）その他の論点について
権利関係や利用データについても当然不信感がありますが、明確な「これはこうである」という指摘ができる知識がないため、「絵を描いて SNS に投稿する立場」と「SNS で絵を閲覧するのを趣味としている立場」から意見させていただきます。
今現在、SNS において一定の知名度の作品・キャラクターにおいて生成画像が膨大な量投稿されていることはご存知であるかと思います。
ある程度各 SNS の機能として見えなくする機能やブロックする機能なのがあるのでそれで充分と思われるかもしれません、全然そんなことはありません。
現 X などにおいては「検索で表示される新着上限投稿に限りがあり、その大半が生成画像で埋まってしまうとそれ以外が表示されない」という事態が発生します、ちなみにこれは「その連続投稿ユーザーをブロックすれば済む話では？」と思われるかもしれませんが、仕様として「ブロックしていようがいまいが最新からの表示制限には限りがある」というもので
例えば新着１００件表示できる上限だとした場合、内９８件が生成画像だった場合、そのユーザーをブロックしていた場合２件しか表示がされなくなります。
加えて言えば SNS はあくまで運営が管理できる範囲の負荷、つまり人間の運用を前提に作られている以上は莫大な量の投稿に耐えられるわけではなく、少数のユーザーによる莫大な量の投稿に「我々は生成画像を肯定的に扱いたいので各 SNS はそれに耐えうるだけのサーバー強化と表示関係の改善をしたまえ」などと言うつもりでしょうか？
生成画像使用ユーザーの中に特に異常な思考で各所に攻撃を仕掛けている悪質な輩が知ってるだけでも何人か存在していますが、生成画像を活用していることでその迷惑規模が１人で何百人分にも匹敵しており、今後のルール制定などでそれらの攻撃に活用している者が危害目的には生成画像は都合がよいものではないとなることを心から願っております。

●受付番号　185001345000004110

AI 作品は、学習される元となった作品があります。ですので著作権をつけるのはよくないと思います。

●受付番号　185001345000004111

現在のAI技術はあくまで道具なので、道具の研究や開発・発展じたいはこれまで通りどんどん便利になればよいと思います。
便利な道具の一般化や便利な使い方の発展も、これまでの歴史からよいと思います。
ですが、AI技術は「元にしたデータ」から「似たもの」「それらしいもの」をつくる道具です。　これまでよりもより簡単に「似たもの」をつくれてしまうので、勝手に悪用して利益を得ようとする人がたくさん出てくると思います。　そうなったら「元にするデータ」をつくる人がいなくなってしまうと思います。　つくる人がいなくなったら「新しいもの」はもう出てこなくなってしまうし、「怖いし悪用されるなら」とまたやろうと思う人もいなくなってしまうと思います。
なので、「元にするデータ」には許可が必要で無許可は違法だと明確にするためにも、「元にするデータ⇒著作物」はしっかり守る必要があると思います。
これからのどれだけこの技術が発展するかしだいでしょうが、
今のところはAI技術は「元を超えない平均化したもの」が主につくられるので、生成AIから出力したものはあくまで素材までで、AI 生成物に著作権はないとしておくのが安全ではないでしょうか。
（素材をもとにさらに料理して別のものへ昇華してはじめて、それは作品⇒著作物になる、のではないでしょうか）

●受付番号　185001345000004112

(3)生成物の著作物性について
生成 AI から出力されたいかなる作品にも著作権は与えてほしくないです。試行回数が増えても指示、入力が増えてもそれはその人本人の手から生まれたものではなく機械がこれまでのデータを利用して生み出されたものです。生成者はただ「アイデア」を機械に与えただけです。作品はアイデアと技術から生まれるものであって技術という大部分を機械に頼っていることになります。アイデアと技術の二つを人間が行なってできた創作物に著作権はつくのであってアイデアそのものには著作権は与えられないと私は思います。そして加筆についてです。こちらも著作権は与えられないと思います。元の生成された絵の上から元の作風が見えなくなるレベルの加筆(トレースは除く)があればそれは著作権を与えてもいいと思います。(参考にするということに近いため)またそれ以外の場合は作品のメインと思われる部分(複数ある場合は半数以上)レベルの「大幅な」加筆があった場合のみ著作権を与えるようにしてほしいです。
今のままいくと日本の創作文化はどんどん廃れていってしまうと思います。生成 AI とは他人のコピーだと思います。AI の学習に絵を使われた絵描きの方が一気に作品を削除するという事態も以前に起きました。日本の創作文化は世界にも誇れるものだと幼いながらに私は考えています。どうが日本のクリエイターさんを守ってください。創作物には人間が作るからこそのよさというものが沢山あって絶対に AI には真似できないものがあります。このままではいつか全ての創作物が AI のものに置き換わってしまうかもしれません。絵を描くことを仕事にできなくなってしまうかもしれません。そんな未来の日本を私は見たいとも生きたいとも思えません。どうかお願いです、クリエイターさん、クリエイターさんの作品を守ってください。お願いします。

●受付番号　185001345000004113

・個人／団体の別　個人
・氏名／団体名　[redacted]
・電話番号　[redacted]
・メールアドレス　[redacted]
・各項目（※２）に関する具体的な御意見

素案は規制が不十分と考えます。生成 AI は作品の質に大きく依存するにもかかわらず、作者は作品の無断学習によって成果を一方的に搾取されている状況です。その上、作品の市場価値の低下、作風の模倣やなりすまし、AI テックによる軽視等深刻な影響を受け続けています。結果的に自らの成果物によって文化を破壊されてゆく現状はクリエイターにとってまさしく地獄であり、到底受け入れることはできないでしょう。より強い規制が必要と考え、いくつか意見を書き記しました。

[1]

5 の(1)のイの(イ)

著作権侵害を既存の著作物と類似する場合のみに限定するのでは作者を不当な不利益から保護するのに十分ではない。生成 AI の生成物に対してのみ作風等アイディアも保護されるべきである。

生成 AI は人間より高速に生成物を生成でき、誰にでも使用可能なことから、作風等が類似した生成物が一瞬で WEB 上へ広がる。例えば、画像生成 AI では出力され易い作風の生成物が WEB 上に大量現れた結果、ありふれた作風といった評価がなされている。これにより、これと類似した作風の作者の中には、AI に似た作品を描くという評価をされたり、作品が AI の生成物ではないかと疑われる等、不利益を被る者もいた。そのため、作風等が類似することも作者の利益を不当に害していると言える。

[2]

5 の(1)のイの(イ)

作品の創作的表現の影響を生成物に反映させるための学習を行う時点で、創作的表現の享受目的が併存すると言えるのではないか。また、作者のリストアップやデータラベリング等により作品等を選別して AI に学習させる等の行為も、生成物に作品の創作的表現の影響を制御できることから、作品の創作的表現の享受目的が併存すると考える。

少数の作品の学習であれば個々の作者に許諾をとることは容易で現実的である。少数の作品の追加的な学習については、模倣やなりすまし、果てにはデータセットの無断配布など多くの被害を実際に見てきた。

[3]

5 の(1)のエの(エ)

著作権者がAIへの著作物の学習に反対の意思を示している場合、権利制限規定の対象から除外するべきである。

学習の形式に関わらず作品が学習されてしまった場合、作風の模倣が可能となり、さらに模倣された生成物の使用が止められなくなる。大量生成による不利益や、作風の模倣によるなりすまし等の嫌がらせにより精神的な苦痛を受ける作者を実際多く見てきた。作品のAI学習への反対の意思表示は当然の結果である。これらをモラルの問題として分離しようとする意見があるが、AIテックやAI利用者は未だこれら不利益から作者を保護できずにいることから規制はやむなく、作者が学習を拒否する権利は間違いなく必要である。

[4]

5の(3)のイ

プロンプトおよび生成の試行回数のみで生成物に著作物性は認められるべきではない。

例えば、画像生成AIでは1枚の十分な品質のある生成物がミドルクラスのゲーミングパソコンであっても数秒程度で生成可能である。結果として大量の生成物に著作権を与えることは人間による創作を阻害することは容易に想像できる。

また、そもそも画像の生成自体はソフトやハードによってランダムに行われるもので、AI利用者はそれを選んでいるに過ぎない。

[5]

5の(4)

生成AIの性能は作品の質に大きく依存するにも関わらず、作者は作品の無断学習によって成果を一方的に搾取されている。

少なくとも作品を学習したAIやデータセット等の販売、または視聴、インプレッション数によって利益を得る仕組みのあるサービスに生成物を公開する場合、学習方法に因らず、学習に使用された作品の作者に納得できるだけの対価を用意するべきである。

[6]

5の(4)

AI学習を防止するため作品に行う加工等の措置は、作者がAIによる被害から自衛するための現状唯一の手段である。そのため、、作品に適用された措置を無効にする行為や、措置を無効または効果を弱めてしまう機能の開発や提供は規制されるべきである。そもそも措置への対策はAIの発展どころか人間の著作物に依存せざる負えない証明である。

その他、既存の措置が機能しないAIが意図せず開発された場合も、作者が対応できるようそのAIへの学習は制限されるべきである。

●受付番号　185001345000004114

海外でさえ、及び腰な AI。
人口減少・天然資源がない日本において、漫画など産業を脅かす「著作権を蔑ろにする AI」に飛びつくのは何故ですか？
今のアニメでさえ、日本以外では「とっとこハム太郎」「チェーンソーマン」は海外の政治運動アイコンに、使われています。
LGBTQ 思想がある翻訳家に、付け足し翻訳をされている漫画もあります。
日本人はアジア人差別をされているのに、海外に媚びて、使い潰されなければならない理由はなんですか？
中国・韓国のコンテンツを推進してあげるための、支援運動ですか？
日本に寄生している外国人も、日本人が儲けらないと生活費に困りますよね。

●受付番号　185001345000004115

AI は本当に厳しく取り締まらないと...日本の創作文化潰れてしまうぞ

●受付番号　185001345000004116

既に自分の絵をラーニングされ販売されて困っているイラストレーターは数多く目にする。
音声データでも同様に声優が困っているという話を聞く。
今のところよい結果よりも悪い結果を出しているもののほうが多いのでは？
悪いもののほうが多い状況であるなら、それを「道具の使い方が悪いだけ」とするのは無理がある。
そもそも、機械で何かを生産するということであれば、例えるなら自動で食品を加工する機械を購入したとしても食品の材料は購入して初めて完成するわけで、AI はこれでいうところの加工する機械に過ぎないのだから、学習用の資料はまず購入して用意するべき。勝手に他人の著作物をつかって生産するなどありえないし、それについては著作物の著作権者は正当な対価を主張できなくてはいけない。
学習のためなら何でも許されて、その学習の成果は自由にできるというのはさすがにあまりにも横暴なのではないか。
学習のためというなら一切外部に出してはいけないくらいのルールが必要。

●受付番号　185001345000004117

既存の著作権侵害の範囲に入らない生成品の規制を行わないで欲しい。
一部分だけが既存の作品と似ていることで著作権侵害とはならないのに、生成 AI に対してのみそれが適用されるのはおかしい。
生成物を参考にして自分の手で作品を作るなどもできなくなってしまうのは、技術の発展に置いて行かれて非効率的になる。また、健全なビジネスも失ってしまう。

●受付番号　185001345000004118

・生成 AI による人権侵害の可能性
ネットなどにあげている人物の写真を許可なく学習させて、学習させた顔や体型とほぼ同一の顔でポルノ画像や人権を侵害するものを生成される可能性がある。また、それらの画像を商用利用されることや SNS に発信されることで、身に覚えのないポルノ画像などが数多く生まれてしまい人権侵害にあたることになる。
・生成 AI 学習によるクリエイターの被害
まず、本人の許可なくクリエイターが時間をかけて創作したものを AI に学習させ生成することは、盗作にあたいする。またそれによる被害は多く生まれる。
1.クリエイター(イラストレーター等)は、クライアントの要望に答える際に デザインラフ(完成前の設計図のようなもの)を何枚か提出する。このラフを許可なく AI に学習させる事だけをして金銭を払わない被害例がある。
2.他人が創作したものを無断で AI 学習生成させ、商用利用される例が多数ある。無断で AI に学習させたものを各サイトなどで 自身が描いたもの(生成したもの)として販売、投稿することは無断で AI 学習に使われたクリエイターには金銭的なものは一切発生せず、また人の努力や誇りを踏みにじる行為であり盗作である。
さいごに
私はかけ出しのデザイナー(イラストレーター)ですが、どうかクリエイターの未来を潰さないでください。AI 学習生成が認可されてしまったら、クリエイターによる創作物は全て壊れてしまいます。どうか、クリエイターの方々やこれからクリエイターを目指す方々が明るい未来や夢を見ることの出来るものにしてください。

●受付番号　185001345000004119

4. 関係者からの様々な懸念の声について

私は趣味で創作をしている者です。以下に生成 AI による不安や嫌なことなど列挙します。

1.AI の学習素材に自分や自分が好きなクリエイターの創作物を無断で使用されかねない。

2.自分が長い時間かけて培ってきた絵の技術や感覚、ノウハウなどがあるのに、一度も絵を描いたことのないような人がワンクリックで魅力的な絵を生成できてしまう事実が嫌。また、それによって絵を描こうという気力が削がれる。

3.自分が良いと思う絵を見つけても、それが AI によるものなのではないかという疑いを常に一瞬持ってしまう。

●受付番号　185001345000004120

生成 AI を推し進めたい人間のマナーが悪すぎる。
許可を得ていないデータを大量に取り込んでいて裁判になっている。
ユーザーが著作権侵害物を生成結果として出しても生成 AI を作った会社は責任を取る気がない。
国として生成 AI を推し進める場合 58 億枚もの権利侵害の上に成り立っているらしい今現在ある生成 AI を使っていくなら諸外国から訴えられた場合日本は破産する気なのか。
何十億枚取り込めば最近生成されているくらいの結果が出るとデータは取れたということで、著作権切れや許可を得た素材で一枚目からやり直すべき。
二年位前までなら素材も集まったと思われるが現在生成 AI で遊んでいる人間のマナーが悪すぎるので生成 AI の進化の為に使って良いと言ってくれる画像も写真も音声もスムーズに集まらないかもしれない。生成 AI が作ったものをまた生成 AI に取り込むと生成結果が壊れていくというのも聞く為、提供されたデータが AI 生成物かどうか、nightshade が一般化すればガードとして使う人は多いと思われるのでそういった生成結果が狂う処理をされていないかチェックできなければならない。
現在生成 AI で遊んでいて特に今まで思うように表現できなかった人達にとって、呪文で魔法のように完成度の高い結果を出してくれる生成 AI は麻薬のようなもの。脳波を調べてみてほしいほどおもちゃを否定されたり取り上げられることに攻撃的になっている。
現在の生成 AI は児童ポルノ画像が実際の捜査の邪魔になったり NY ポストなどの無料では見られないはずの有料記事が入っていたり実在の人物のポルノが作られ対象人物が自殺したり、推し進めたい側の人間が AI を潰したいのかと思う程マナーが悪い。日本でも特定作家の作風を真似させたり殺害予告をされている人もいる。
生成 AI に生成 AI 物を食わせると結果が崩壊していく話があるので間違って取り込まないように生成 AI にはそれと分かる印(ウォーターマーク等)を生成 AI ソフト側が強制的に入れるようにした方が良い。生成 AI がそれを AI 作だと分かればいいので印と言っても人間の目にはそれと分からないものでもいいのかもしれない。
生成 AI を使う人間の中に生成 AI が作ったのではなく自分の製作物だと思わせたい人間は少なくはないので、彼らの良心に頼って生成 AI 物には生成 AI と正直に書くよう指導しても無駄かもしれない。
最近の生成 AI を見ていると、イラストレーターにラフだけ出させて金を払わず生成 AI で清書させる等、悪い意味で人間の仕事を奪う金を払いたくない人間の狡さが出ている。こういった詐欺まがいの使い方をされるなら厳しい罰則が必要。
最近見かけている生成 AI はデータの窃盗や元々技術のある人達への攻撃、欲望具現化ポルノ(実在人物を貶めるのにも用いる)に使われていてとてもイメージが悪い。

クリーンなデータで一枚目からやり直すべきだし今ある 58 億の土台は使わない方が良いと思う。

●受付番号　185001345000004121

AI の学習元創作物に海賊版が含まれる可能性について特筆されていますが、海賊版でなければ無断学習してもよいという誤解を招きかねない言及です。主として取り沙汰にすべきは学習元創作物の一次生産者（創作者）に無断かつ無報酬でその創作物を AI 学習に用いることであり、その議論より軸がブレるべきではありません。
また、素案５―（４）において「学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように、学習に用いられたデータに含まれる著作物の著作権者等が求め得るか否かについては、現状ではその実現可能性に課題があることから、将来的な技術の動向も踏まえて見極める必要がある。」とありますが、そもそも学習データ群（データセット）からの特定データの削除の実現可能性に課題のある技術が課題のあるまま世に放たれている現状を看過すれば、仮に著作物の著作権者等が「学習データ群（データセット）からの特定データの削除」を求め得るとなった際に収拾がつかなくなることから、著作権に関する法的な議論の結論が出るまで当該課題を有する AI の運用と流布は抑制されるべきであり、政府は AI 開発を行う企業に対し当該課題の解決を断固として求めるべきです。

●受付番号　185001345000004122

絵を描く立場の人間です。ツイッター等からＡＩ絵師たちの動向を見ていますが、著作権者が許可をしていない著作物からの学習がとても多いと感じています。
著作権者が許可をするかはおいておくとして、ＡＩに勝手に学習されてしまう現状は問題だと思います。

●受付番号　185001345000004123

生成 AI を活用して作品等作るのは素晴らしいとおもいますが、その生成するために
無許可で他人の絵を使うのは、著作権侵害です。
生成 AI を使用する場合、免許制かつ他人の権利を侵害しないよう規制を作ってください。
このままでは素晴らしい作品を見ても真に心から楽しめないし、そのような生活は心が豊かになりません。
どうか、今後創作物がより人の心を豊かにしてくれるよう、生成 AI の法規制をきちんとされるようによろしくお願いします。

●受付番号　185001345000004124

趣味でイラストを描いているが､生成 AI でイラストが第三者に簒奪されている様を見ると、生成 AI で仕事を奪われるクリエイターもいるのではないかと思う。
趣味で描くにしても生活の糧とするにしても、そういった脅威から守られるべきだと考える、

●受付番号　185001345000004125

作品がAI生成される事によって、模倣作品で溢れてどれが本物なのか判別できなくなりそうで怖いです。それが原因で好きな作家さんが筆を折る事があるかもしれないのが嫌です。

●受付番号　185001345000004126

【著作権侵害の有無の考え方について】
（イ）依拠性の考え方について
ーーーー
「生成 AI 利用者が既存著作物を認識していなくても、生成 AI の学習に既存著作物が利用されていれば依拠性が認められ、著作権侵害に当たりうる」という解釈について意見をお伝えさせて頂きます。
生成 AI を利用する前に、そのモデルの学習データにどんなデータが入っているのか、をすべて把握しながら事業を進めるのは、なかなか難しいのではと思います。
仮に学習データを網羅的に把握できたとして、どれが既存著作物か、までの把握は難しいのではと思いましたが、どうチェックするイメージでしょうか。
詰まるところ、今の解釈だと結局は著作権者に言われて気付く、という構造になりやすいのではと思いました。
そうなってしまえば、著作権侵害するリスクがあがるので、AI を使ったプロダクトを作ろうとする勢いが少し落ちてしまうのでは、と懸念しました。
なので、もしそういう解釈にするなら、
・生成 AI を作っている事業者側に既存著作物は学習データに入れないこと（または入れた場合にもアウトプットが類似したものが出力されないよう技術的措置を取ること)、というルールにするか
・学習データに既存著作物が入っていたときにすぐに依拠性がある、とするのではなく、それを生成した際のプロンプトに既存著作物が入っていたか、も含め複合的に判断するルールにする
のがいいのでは、と思いました。
もちろん、このあたり十分に議論を尽くしたうえで、そう判断されてる気もしますが、気になったので、コメントさせて頂きました。
お忙しいところ、恐れ入りますが、ご検討いただけますと幸いです。

●受付番号　185001345000004127

AI によって生成されたいかなるものは、生成過程での試行回数やアイデアに関わらず、著作権は認められないと考えます。プロンプトの文章は入力者によって書かれたとしても、あくまでも AI によって生成されたデータは AI のプログラムから生み出されたものであり、もし著作権が発生するのであれば、プロンプトの入力者ではなくその AI を開発した大元に帰属するべきです。
また今現在諸外国では AI の規制が進む中日本が生成 AI の使用を促進してしまえば、デザイナー職の問題にとどまらず、フェイクニュースやフェイク画像、またその他の不正な情報が国内に溢れてしまい、確実に甚大な被害と混乱をもたらします。例えば、豪雨災害時に AI 生成のフェイク画像が出回りましたが、これは正しい情報を伝えることの大きな妨げになります。AI 生成への反対ではイラストレーター、デザイナーの意見が目立ちますが、AI 生成画像による被害はそれにとどまりません。AI を使用することに対しては、厳しい法規制、取り締まりも望みます。

●受付番号　185001345000004128

無断転載や無断使用、一から描いたにも関わらずトレース・パクリ疑惑をかけてきたり、他人の作品を盗作した上で自作発言をしたりするユーザーの存在など、様々な問題がある中、更に生成 AI によって作風やアイデアを盗用されるかも知れない事を危惧しなければならないのは、クリエイター・アマチュア作家の創作意欲を萎縮させ、ひいては創作文化の衰退に繋がりかねない為、生成 AI の利用に一定の規制を設ける事を強く希望します。

●受付番号　185001345000004129

AI による「著作物」の生成と公開に関しては、一定の規制が必要と考える。
現状、AI による「AI 作品」の生成に関しては、既存の創作者の著作物を学習データとして取り込むことがほぼ必然となっている。この際に、AI 利用者が、既存の創作者の合意や許諾を経ないまま学習データとして取り込み、その学習データをもとにして、既存の創作者の作風を模倣したような「AI 作品」を生成していると思われる事例が存在している。このような事例は明らかに創作者の利益を害するものであると考えると同時に、このような行為を含めて AI の利用を無制限に認可した場合、模倣品のような AI 生成物があふれることによって、結果として AI 生成物・既存の人の手による作品問わず、業界全体の文化的価値を落失させる結果になりかねないと危惧している。
AI の利用が必ずしも悪ではないことはもちろんであるが、AI 生成物を著作物と同等に扱う場合は、学習データとして取り込んだ著作物の透明性を AI 利用者に担保させる等の法整備が必要だと感じる。

●受付番号　185001345000004130

一絵描きとしての主張になるので、絵に関してのみの視点から失礼します。
5.各論点について
【著作権侵害の有無の考え方について】
(イ)3
裁判になれば著作権を主張している側と AI 利用者側だけの話になり、こちらの項目でも問題ないように見えますが、元々「AI 生成物は何かしらの著作物(そこには著作主が思想または感情を表現する意図で制作された色、構図、表情、線が含まれる)を学習している」というものである以上、
・AI 利用者が既存の著作物を認識していない
・AI 学習用データに当該学習物が含まれない
点だけで著作権侵害には当たらないと判断しても良いのか疑問です。
AI は無から生み出された完全なオリジナルではなく、既存物を切り貼りしたものであるため、AI 学習で生成されたものは複数の著作権侵害を侵していると考えられます。
知らないまま著作物を学習されていた者への著作権はどうお考えでしょうか？
AI 利用者側は、
・学習させていた資料に、著作権を主張した者の有無に関わらず著作権が発生するものが一つも確認されない
も必要ではないでしょうか？
例として、自ら描いた絵の学習、使用目的を伝えた上で許可された建造物(こちらは特別な個性がなければ問題ないかもしれない)の写真等の学習、自ら撮った作品と呼ばれない植物の学習などは、著作権に当たらないと考えます。
AI に関しては一点での権利侵害と考えず、多角的に著作権を侵害しているかどうかも精査するべきだと思います。
また、上記のみで絵を AI に生成させた場合、絵(陰影や線、絵柄など)のレベルは AI 利用者に依拠しているものになり、「絵は類似しているが偶然の一致であり依拠性は認められない」程の絵にはなりえないと思われます。
AI 生成物は人が生み出すものよりも簡単に完成度が高いものが手に入りますが、
少なくとも創作物に関しては盗作で仕事を奪い人格を否定することに繋がる可能性の高いものです。
我々創作者は無償で AI に学習させる為の材料を制作している訳ではありません。
「思想と感情」の享受が著作権の判断になるとするなら、それこそ作品には随所に創作者の思想と感情が込められています。それを見て人は良いものだと判断するのですから、享受に当たるのではないでしょうか？

技術革新のためにAIを活用することを否定はできませんが、他者の絵を学習させる著作権侵害沙汰を作る必要が本当にあるのかも含め、より具体的に著作者を守る案を模索して頂ければと思います。

●受付番号　185001345000004131

５．各論点について
（１）学習・開発段階
【「非享受目的」に該当する場合について】（イ） 及び【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】 （イ）への意見
意図的になされる特定作家やコンテンツの作風模倣/それによる著作権者利益の侵害に対し、現状の文言は「完全一致でなければ OK」「ちょっとした改変を加えさえすれば引き続き特定作家画風の”商材化”が可能」と事業者側から捉えられかねない。
「特定作家の画風を意図的に模倣しつつ、言い逃れ用にほんの少しだけ改変した学習データ」を用いて「学習元著作物の創作的表現"とは共通していない」と言い張る「消費者から見て道義上問題があると疑わしい事業者」の発生を防ぐことが出来ないと考える。
これでは著作権者保護に不十分であり、AI 技術に対する「著作物の廉価コピー無断大量生産機」という悪評も拭うことができない。
規制の線引きはより厳しく定めるべきである。
具体的には「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じた」時点で著作権侵害と見做すべきと考える。
また、非享受目的かどうかの線引きが難しい以上、事業者側の"配慮"任せの運用では権利侵害に対する抑止力が非常に弱いと感じる。
より実効力のある対策として「著作権者側が AI 学習を明確に拒否できる仕組み」を、テクノロジーと社会制度の両面で整備することが必要であると考える。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】 （ウ）への意見
「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難」とあるが、現 AI 運用では「勝手に収集されたデータが、自身の把握できない場所で不本意な利用の仕方をされる」という危惧が強くある（著作物の模倣だけでなく、例えば無断学習された顔や身体の写真がポルノ画像生成素材として使われるなど）
これを防ぐには生成時よりも学習時点でのデータ除外が有効であり、ゆえに「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外される」ことが望まれる。
具体的には、その「反対の意思」をデータ内で電磁的に示し、学習から除外するためのテクノロジーと社会制度が必要であると考える。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】（オ）
「海賊版サイトと知りながら学習データ収集を行う行為」に対しては、実効力のある規制を設けるべきと考える。

「それが明らかになった時点で速やかに学習データから海賊版データを除去するよう義務づける」「悪質な追加学習を行った事業者に対して罰則を儲ける」など、より厳格なルールを敷くべきである。
現状「非常に悪質なＡＩ利用者」を取り締まれないことがＡＩ技術全体に悪いイメージを与え、積極利用への妨げにもなっている。
（犯罪まがいの使い方が噂され、頻繁に炎上や争いの起こるような技術は使うリスクが高すぎる）
ＡＩの健全な利用と発展のためには「データ提供者が十分に安心できるだけの権利保護」が必須であり、そこが守られて初めて「社会全体が信頼できる技術」になる。
今が起点であり正念場であるので、一方的な搾取が生じない、健全な発展をもたらすルールが敷かれることを祈っている。"

●受付番号　185001345000004132

まず第一に「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という表現を撤回して下さい。現状の生成 AI は、本素案５．（１）で述べられている「意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合」に該当するような製品が大多数であり、実態としては海賊版製造ツールに過ぎないと言えます。そのため、生成 AI 利用者は海賊版製造者に過ぎず、我々人の手によって創作活動を行うクリエイターと一緒くたにされるような呼称を用いられるのは、非常に強い侮辱として受け取らざるを得ません。絶対に止めて下さい。

●受付番号　185001345000004133

創作活動への AI の利用活用は現在の捉えられ方として、「楽をして利益を得る」が前提になっています。つまりクリエイターに回す資金や時間を減らして、効率よく利益を得ようという事です。最初はそれで世間が回るかもしれません。消費者もそれで満足感を得られるでしょう。しかし、元を辿れば誰かが作り上げたものの平均値を割り出しているに過ぎず、そのうち消費者も飽きてきます。もちろん商品の売れ行きも落ちます。
そうなってからもう一度クリエイターの力を借りようと思っても、もはや手遅れなのです。資金を得られなかったクリエイターは生活のために別の職業に就き、後続は育たず母数がかなり減ります。母数が減るということは、新しい創作が減ることと同委です。ここから立て直そうと思ってもそう簡単なことではありません。
AI の活用における大きな問題点は、AI の提供者と AI を利用する者だけにおおきな利益が集中する事です。その結果起こるのは、文化の衰退に他なりません。AI が普及し始めた今こそ、クリエイターを大事にすることで他にはない付加価値が付く市場になるのです。
この現在起こっている問題の構造が変わるような法案で無い限り、断固として反対いたします。

●受付番号　185001345000004134

技術の進歩は喜ばしい事ですが、誰しもが声優・俳優・モデル・カメラマン・イラストレーター等の方々が培ってきた技術を数秒で盗作できてしまう現状には不安を感じてしまいます。
AI は今後人類の発展に確実に役立つものと信用できますが、残念ながら現段階では AI を使った特定の職業に対する嫌がらせのような行為がネットでは多く見受けられます。
昨今は AI を使いゼレンスキー大統領や岸田文雄総理大臣のフェイク動画も巷を賑わせていました、岸田文雄総理大臣の動画については製作者の方が悪ふざけで作ったと供述しておりましたが、このまま AI に関する法律を明確に制定しないまま進むといつかどこかで取り返しのつかない悪戯が行われるのではないかと考えてしまいます。
AI の技術自体は短期間で急成長し続け非常に眼を見張る物があるのですが、残念な事に人類の進歩が追いついておらず、このまま法規制もなく野放しにしていると非常に危険なのではないかと感じました。

●受付番号　185001345000004135

私は生成 AI の活用に関して、全面容認・全面規制のどちらでもなく、適切な AI の活用のためのライセンスを制定することを目指すべきだと考えます。そのようなライセンスが存在すれば、AI を活用した自由な創作活動を阻害することなく、著作物の盗用などに対処することが容易になるからです。また、具体的なライセンスの策定にあたっては、クリエイティブ・コモンズを参考にしながら、「AI を活用した作品を公表する際は使用した学習データを明記する」など、AI 特有の状況に対応したライセンスにするべきだと考えます。

●受付番号　185001345000004136

クリエイターの権利が容易に侵害されている現状が恐ろしいです。
既に、傷つき、損害を被っているクリエイターが多数存在しています。
絵柄のコピーにとどまらず、コピーした絵柄を使用しプロパガンダに使用され、風評被害を受けているクリエイターが存在している事実があります。
このような無法地帯を許すと、いつか必ず日本の誇りである漫画やアニメの文化は廃れます。
AI はもっと厳しく規制すべきです。

●受付番号　185001345000004137

生成 ai が作成するものには指示者のアイディアや表現は存在していません。
あるイラストレーターさんが同じ場所にサインを描き続けた結果サインが出てくるようになりました。
そのほかのアニメの絵もロゴマークがでてしまっています。
この結果を見ると ai が学習し描いているのではなく元の絵を切り貼りしていることが分かると思います。
日本の文化として漫画、アニメのような絵が存在しています。
それが ai によって今後衰退していき学習元も今よりもっと少なくなっていき生成 ai も成長しなくなるでしょう。
人が努力で積み上げたものを本人の許可なく学習するだけでなくイラスト以外、声優や、人の顔を張りつけたものまで ai で生成できるようになっています。
海外でも問題視されているため寛容な日本ではもっと酷くなっていくでしょう。
自分の裸の絵まで生成されてしまうかもしれないことに危機感を持ってください。
なんで受け入れているのか分かりません。
作風には著作権は存在しませんが絵自体に著作権が存在しているはずですその作風で生成されるということはその絵を勝手に使ってるということです。
Ai の絵には著作権は存在しません。
Ai の絵を手描きと偽りコミケなどイベントで売ることも詐欺に当たるのでは？
既に写真と変わらないレベルのものが出てきています、児童ポルノになる写真も出てきています。
そこに人物や製作者の意思は存在しません。
生成 ai 利用者による過度な嫌がらせ、殺害予告などに苦しみ精神的苦痛を味わい体調を崩す人も出てきています。
早く規制してください。

●受付番号　185001345000004138

生成 AI による著作権の侵害は著しいと考えます。
現に、特定のイラストレーターが作成したイラストのみを AI に読み込ませることでそのイラストレーターの絵柄で様々なイラストを作成し、それを『本人のものに類似したイラストを大量に生成できる AI』と明言して第三者が不特定多数に配布しているのを目撃したこともあります。
イラストレーター個人は勿論全く関係がありませんし、防ぎようもありません。
AI に読み込ませることができなくなるウォーターマーク的なものをイラストに合成するなどする技術も出てきてはいますが、AI を使用する側に悪意があるのになぜ著作者側がさまざまに工夫・配慮をしなくてはならないのか、納得がいきません。
AI を使用する者が徒らに利益を貪ることのない、原著作者に寄り添った法案の立案を切に願います。
AI 使用者が利益は不要だと言うのならば、そのような法案が成立しても何ら問題はないはずです。（たとえば著作者が自分の絵柄のみを学習させた AI を使用するのであれば利益は必要ありません）

●受付番号　185001345000004139

AI としての発展は素晴らしいとは思いますが、使う人間によっては容易に悪意をもつものだと思います。
イラスト面でしかあまりわかっていませんが、生成 AI を使っての誹謗中傷なども見うけられそれによって精神的にダメージを負う人も出ています。
自分自身もそういった誹謗中傷のシーンをいくつか見ましたし、
それだけでなく素材ストック系サイトで生成 AI の素材投稿が禁止されているのに無視して投稿し、それが企業に使用されて問題になったケースなどもありました。

また、現状では生成 AI を使用したものへの著作権は認められていませんが、今後認められるようにしようとしている〜というくだりを読みました。
もってのほかだと思います。
もしそのような状況へと事を運んでいくのであれば、
「完全にクリーンな状態の学習元」を使用した AI でのみ、などの制約をつけて頂きたいものです。
恐らくそういった事は既に難しい状況だと思うので、
個人的にはもしここに著作権が認められるのは納得がいきません。
考え直して頂きたいです。

生成 AI の画像を学習した AI は崩れていく、という結果が出ているので上記のような著作権が認められると、世の中にはもっと生成 AI が溢れてその内自滅になるのではないかと思います。
https://ledge.ai/articles/model_autophagy_disorder

それと AI とは直接関係のない事かもしれませんが……。
日本としてクールジャパンとして、創作している人たちを推していこうという考えがあるのであれば、なぜそれを潰すような事をするのか。それが一番理解しがたい所です。
最初に誹謗中傷の件を書きましたが、直接的ではなくとも気持ちが落ち、意欲が無くなっているクリエイターも多くいると思います。
（学習されてしまったが故に仕事に支障が出たケースも出ています）

想像力が欠け、考えが至らない〜などという事が起きないように、今回パブリックコメントを募集されたかと思うので全てに目を通して検討をしてくださる事を切に願っています。
長文失礼いたしました。

●受付番号　185001345000004140

著作権保護は創作物完成品において保護されるべきであり、過程を追求するのであれば著作権ではなく別の権限で行うべきである
また、現在の AI 使用は多岐にわたるため一部ジャンルのみ過程を問題にするのであれば問題が大きく広がりかねない
過程を保護するならば全ての AI 使用に適用すべきである
特に情報系は利用者の気づかぬうちに AI 利用されているケースが多い
過程の保護を拡大するのであればソースの可視化は必要と思われる
またイラストに対しては本来の著作権法で保護されない部分まで守らせようとする傾向が強い
これは AI 問題が解決したとしても権利拡大を要求されかねずあまり良い傾向とは言えないだろう
どの分野でも AI の動作自体に差はないので AI に制限をかけるのであれば特定分野のみ肩入れするのではなく全体で過程をどう扱うか決定すべきである

●受付番号　185001345000004141

好きな絵師さんの絵が生成ＡＩに使われているため規制をして欲しい。

●受付番号　185001345000004142

自分の作ったものが自分の手を離れて誰かに勝手に使われるかもしれない、迷惑をかけたり傷付けたりする要因になるかもしれないというだけでなく、自分の手でなにかを作り上げるということの価値がAIによって暴落してしまうかもしれないということがとても恐ろしいです。

●受付番号　185001345000004143

はじめに、の欄で「生成 AI を活動の中心に据えたクリエイターが出てきた」という表記がありますが、海賊版の違法データを学習させ、出力する生成 AI を利用し活動を行う人と、自分で研鑽を積み重ね技術を磨き現在も活動を行っている人を同一の言葉で括らないでください。
また､現状生成 AI を利用し自分の創作活動を行い生業としている人はほとんどおりません。様々なメディア媒体の発展によりイラスト業界に従事する人の数が増えてきましたが、多くは個人事業者であり、日々の仕事をもらうためには固い信頼が不可欠になります。
現在､イラスト業界の仕事は SNS を通じたつながりが多く（また､そうした仕事内容を SNS で発信することにより名前を売るという目的もありますが)、SNS と認知度、認知度とイラストレーターの関係は切っても切り離せないものになります｡(絵がうまくあっても SNS 上での投稿により､対人関係やメンタル面に問題が見受けられる場合､リスクの回避として仕事が舞い込んでこなくなることもあります｡)
また、SNS との結び付きが強いがゆえ、SNS の炎上が仕事が回ってこなくなることにも直接つながってきます。
その中で、現在の生成 AI は学習元とのデータ透明性や学習元にされている作者の著作権の担保がされていないことから、生成 AI=SNS 炎上の元=信頼の失墜=事業の継続が困難になるというのが SNS を利用しているイラスト業界の認識になります。
生成 AI を利用した創作活動は創作者からするとリスク以外の何物でもなく、また、そういった学習元のリスクに現状苦しめられているのが創作者です。生成 AI は私達にとって好んで利用するものではなく、限りなく忌避しているものになります。
我々創作活動を行っている人が生成 AI に対してはどのような感覚を抱いているか、ぜひ認識を改めていた抱きたく思います。

●受付番号　185001345000004144

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制して欲しい
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000004145

生成 ai によりフェイク画像や、他者へのなりすましや、学校で撮影した 1 枚の写真からでも、人権を著しく損害するような画像を生成することが容易になります
創作に関することだけでなく、あらゆる犯罪に使うことが可能な生成 AI は規制、もしくは全面禁止にすべきだと思います

●受付番号　185001345000004146

人が時間をかけて獲得した財産とも言えるものを、AI 学習等という盗作ともいえる行為で簡単に奪い取り、良識や常識の範囲をはるかに越えた悪質な扱いで軽薄に消費し、努力で地道に道を築いて来た全てのクリエイターを冒涜する行為、これが、今普通に何の規制もなく横行している事態が、信じられません。著作権は、どこにいったのでしょうか。文化を尊重し、守り育てる、当たり前の世界を返して欲しいです。

●受付番号　185001345000004147

AI 出現前の人間が行う創作物には、「著作権」という法律
守らなければならない、違反してはならないという意識が働いていた（守らない人は処罰の対象・インモラルな人だという認識を周囲から持たれるなどのなんらかのカセがあった・現状も）
現状の「AI」は AI 出現以前に制作された著作権に守られているはずの創作物を製作者の著作権を無視して取り込んでいると言われている。
著作権のある著作物を取り込んでいない、著作権に違反していないという証明ができていないＡＩを野放しにしておくのは、法律違反者が取り締まられることなくはびこることになる。AI は著作権を守らないという、殺人や放火などの人間の命に直接的危害をおよぼすような重篤な犯罪を犯しているわけではないという慢心は、法治国家として放っておいてはならない。
AI が人間が創作した著作物を「学習」として取り込む場合は、その創作した著作者へ学習用として使用していいかの可否を請う仕組み（法令）が必要である。

●受付番号　185001345000004148

パブリックコメントとのことなので、クリエイター側ではなく、クリエイターを頼る消費者側としての、素人のいち意見です。
私がクリエイターにわざわざ創作物を依頼するのは、クリエイターによる創作物に価値があるからです。その価値はどこにあるかと考えたとき、「創作にかけられた労力」「そのクリエイターが生涯で生み出せる創作物の数」に由来している部分があると考えております。これはこれまでに歴史的価値が認められた芸術品にも言えることであれば、「労力がかからなくなる＝価値の低下」という部分では大量生産低コストの飲食物などにも通じる部分があるので、妥当な考えではないかと思います。
その上で今後無差別に AI 学習が許可されると、今後創作物を生み出すクリエイターが生きているうちに評価されることはおろか、下手をすれば全ての創作物が学習にためのデータとしかなり得なくなる可能性を私は危惧しています。そうなれば消費はたしかにしやすくなりますが、そこにはもう人間らしい感性のある芸術性や価値は存在しないのではないでしょうか。
もちろん時代とともに人間の役目は失われていくものかもしれません。いつか「AI がデータ収集をした上で全データから最適解を出してくれるから政治家や文化庁もいらない」なんて言われる日が来るかもしれませんね。でも私は人間にしかまだまだ出来ない柔軟な思考や機微の必要性を感じているので、AI に使われるのではなく、AI を上手く必要に応じて使える法案が整うと嬉しいです。そのためにもクリエイターの必要最低限の権利・創作物の価値が守られる法案の制定を願っております

●受付番号　185001345000004149

生成 AI の台頭によって、職業イラストレーターをはじめ、趣味で創作をしている人たちの権利が守られるのかどうかが不安です。
また、企業のコストカット目的の生成 AI の使用によって、奪われる雇用もあるのではないかという不安もあります。

●受付番号　185001345000004150

ＡＩ生成の文章・画像・声・音楽・ニュースなどは、一見人間が作ったそれっぽさを持っていますが至る所にパクリや嘘、違和感等があります。それを見抜けず真実と勘違いする側(フェイクを見抜けない人間や、それをさらにラーニングするＡＩ)がいる事が、問題かと思います。
SNS 等でさらにＡＩの作ったフェイクを真実と勘違いした情報が拡散されれば、大きな問題・事件・事故、その他犯罪や個人への攻撃に発展する懸念があります。
また、そのフェイクの源になる、真実の情報を歪ませることに繋がる可能性が危惧されます。

●受付番号　185001345000004151

イラストレーターや芸能人等､クリエイティブな活動をする人は皆 AI に悩まされています。これから先の日本で芸術分野における歴史的人物は生まれないことでしょう。この近未来至上主義の思考を変える人が現れない限り…

●受付番号　185001345000004152

そんな簡単に著作権を与えるべきではない。AI を使わない側の人たちが侵害されることの重さをもっと深く慎重に考えなければならないと思う。もし軽率に著作権を与えるなどすればその界隈の文化が荒廃して取り返しのつかないことになるのは目に見えているはずだ。

●受付番号　185001345000004153

AI イラストについて、現在、インターネット上で出回っている AI はインターネットで出ている画像を無断で取り込み、それを出力しています。

作者が協力をするという形でデータ情報を出しているであれば良いですが、それを無く取り込み、生成しているものがとても多いです。

AI を自由にさせますと、創作者の意欲低下につながり、新しい作品を生み出すことがとても難しくなります。

日本をクリエイターの国、クールジャパンなどを推すのであれば、著作権をしっかりと守らなければならないと思っています。

●受付番号　185001345000004154

個人
2.(2).ア
どのようなアプリケーションでも、1 番大切なのは元となるデータで、
しっかりしたデータさえあれば、それを解析、加工、表示するプログラムの重要性は一段落ちると考えております。(すでにあるアプリケーションを真似るのは簡単なため)
これは 3.(1)イでも記述されているように生成 AI でも同じことだと考えています。
日本のイラストは海外でも人気が高く、モデルも沢山作られていることから、資源としての価値があります。この状況で日本のイラストを自由に使って良いとするのは、資源をタダで海外企業に明け渡していることになるので、国益に反するのではないかと思います。
4.丸 3
機種依存文字は投稿出来ないそうなので、丸 3 と表記しています。
「仕事を奪われる」という表現は印象操作に近く、不義理だと感じます。
英語圏だと steal works という表現をされていることから、
「作品を奪われる」という表現の方が適切だと感じます。
OSS 界隈即ちプログラマの間でも、
[redacted]がフリーライドに怒ってリポジトリを破壊したことが大きなニュースになりましたし、github スポンサーの機能が拡充されていっていたり、フリーライドは問題視されています。
「自分が時間をかけて作った物をタダで利用され続けたくない」という感情はプログラマもアーティストも持ち合わせているはずなのに、
「仕事を奪う」という表現をするのは誤解を誘発して分断を煽る行為でしかないので止めるべきです。

●受付番号　185001345000004155

好きなイラストレーターが何名もいるので、その方たちが勝手にイラストを無断利用され、被害を被り、筆を折ってしまうという事態は避けられるような法律等の制定をお願いいたします。

●受付番号　185001345000004156

私にはイラストまたは漫画を作成している好きな作家さんが多数おります。生成 AI に絵を模倣されて筆を折られたらすごく悲しいので反対です。
安い絵のラフだけ作家さんに依頼しその後 AI により絵を完成させその依頼者があたかも自分が作成したかのような報告をするようなことがあれば、作家さんの生活は成り行かなくなります。
また、実際に作家さん達は絵を書いてる録画を撮っています。絵を SNS に上げたあと必ず録画も投稿する作家さんが増えているのです。自分がきちんと 1 から描いたのだと証明するためです。常に AI で作成したのではと疑われながら活動をしなければならない、このような録画まで撮っておかなければならない現実がそこにあるのに、生成 AI に賛成は出来ません。

●受付番号　185001345000004157

素案を呼んで全てを理解したという自信はありませんが、漠然とした印象では、クリエイターの権利を守るのには不十分なものと思いました。線引きが曖昧で、あらゆる著作物が AI によって盗用に近い使われ方をすることを許してしまうのではないかと懸念しています。より多くの人の意見を集めて、より確実に著作物を守ることのできる仕組みを作っていくべきと思います。このままで通すのは反対です。

●受付番号　185001345000004158

２．検討の前提として
現状では不特定多数の画像を製作者の承諾を無視して学習している点を問題視しています。
３．生成 AI の技術的な背景について
（３）について。製作者から承諾を取り付けた画像データのみで生成、出力するのが望ましいと考えます。厳格な規制整備が必要です
４．関係者からの様々な懸念の声について
製作者のモチベーションの低下、攻撃意図を持った画像生成データのばらまき、版権元から非推奨の過激な画像生成などの問題が発生しています。
５．各論点について
（３）2-2 で触れた方法で生成された作品に対し、単独の著作権が発生すると考えにくい。
６．最後に
今回の AI 活用についての今後の方針についてですが、率直に申し上げて厳格な法規制の整備のもと研究、活用を進めていくのが妥当と考えます
AI 自体が無限の可能性を秘めているのは大いに賛同できます。自動運転や身体的、精神的に生活に支障のある方へのサポートなど活用が始まっていると聞いています。
しかしながら知的財産、いわゆるサブカルチャー系への AI 活用は既に混迷を極めているといっても過言ではありません。現状ではインターネット上にある無数の画像を学習しているとのですが、元々も製作者の承諾を得ずに学習が行われているのが著作権などの問題に抵触していると考えています。
更にそれを悪用して権利者から非推奨の過激な画像を生成したり、特定のイラストレーターの攻撃を意図し絵柄を模した学習データがばら撒かれるといった痛ましい出来事も起こっています。
個人的に心を痛めたのが、純粋に作品制作のサポートとしてクローズな環境で AI を活用した製作者への攻撃でした。現在のままでは製作者が自身の作品制作のためだけに AI を活用したくとも、先行した悪いイメージのせいでそれもままならないと考えています。それこそ未来への損失に繋がるのではないでしょうか？
工業要素と娯楽要素は分けた上で AI 活用を考えて頂きたいと思います。

●受付番号　185001345000004159

現状最も甚大な被害を受けるのはクリエイター側です。許可なく絵を使用されるのは許されないことです。この場合政府は「AI 学習を望まないクリエイター」を守るためにまず動いた方が良いです。幸い既に日本国内で AI 学習阻害のアプリが開発されています。これを政府が援助することによって「AI 学習を望まないクリエイター」に無料、もしくは安価（月に 100~200 円など。現状は月に 1000 円で使用を諦める人も多いほど、クリエイターは儲かっていません）で提供することを提案します。これは最も有益な解決方法だと思いますし、まさにクールジャパン、「粋」な計らいだと考えます。
これまで公開された画像の保護は出来ませんが、これからの画像の保護は出来ます。
また、安価で提供すればするほど海外での需要も高まるでしょう。ぜひご一考頂きたく存じます。

●受付番号　185001345000004160

生成 AI による生成物（画像・文章・動画等）が好ましくない用途で用いられた場合、あるいは好ましくない目的で生成 AI による作成を行った場合、既存の学習元とされた画像や動画や本人の写真等に対する人格権の侵害が発生しうるため、生成 AI を用いることのできる資格や用途を限定するなどの対策が必要だと思われる。現状生成 AI はインターネットさえあれば誰にでも用いることができる野放しの状態なため、生成 AI による生成物がフェイクニュースやなりすまし、既存の著作物に対する著作権の侵害などといった目的で使われる危険性が高い。

●受付番号　185001345000004161

本意見は、素案におけるク AI 学習を拒絶する著作権者の意思表示について〔骨子案：（１）ケ〕について
「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難」としている点について懸念を示すものである。
　著作物の多様性を担保し、文化の発展に寄与するにあたって著作権侵害が親告罪である事は重要な意義を持つと考える。しかし著作権を侵害するような表現を含む作品が発表された場合、著作権者が著作権侵害を主張し、また適切に法的な手続きを踏むことには一定のハードルがあることが推察される。この場合、著作権侵害を受けた著作権者の救済が難しくなる他、この様な高いハードル自体が著作権侵害を行うインセンティブとなる可能性が考えられる。この事から容易に著作権侵害が可能となる生成 AI の学習や生成には十分慎重に行われるべきである。
　また著作物は著作者の意思に沿って公開されるものであって、その利用方法についても著作者の意向は尊重されうるものであると考える。
　以上の事から著作権者が、AI 学習を拒絶する旨の意思表示を行っているのであれば尊重され、権利制限規定の対象から除外されるべきではないか。また機械可読な意思表示の方法を整備し、著作権者が容易に意思表示可能な環境も必要と考える。
　現行の素案は個人的には著作権者の権利を保護し文化の発展に寄与するという著作権法の理念に忠実であるか疑わしいと感じた。著作物を創作する立場の人々の意見に寄り添った法整備を望む。

●受付番号　185001345000004162

政治的、法律知識がなく一個人の意見を提出させていただきます。
昨今、生成 AI によるトラブルや SNS などでの炎上を目にすることが多く、非常に憤りと悲しみを覚えます。
私は普段本業をしながら、趣味兼ねたイラスト制作の副業をしています。私自身、数年ほどかけて本業の傍ら練習をし、わずかですがイラストで収入を得られるようになりました。現在のインターネットはコネやツテのない私でも、私の作品を見てくれる人がいる、評価してくれる人がいる良いモノだと思っています。
しかし、生成 AI が広まって以降、自身の利益の追求のためだけに多数の人間の長期間をかけて築いてきた技術を利用し、モラルや倫理を欠いた行動、発言をする個人や団体を散見することが増えています。
私や多くの人たちが、人生の時間をかけて磨いてきた技術は、楽をして稼ぎたい人たちの道具として役立つために積み上げられてきた徒労なのでしょうか。
また、ここ数年の間に一部の個人や団体による表現規制に関する主張、要求には及び腰、逃げ腰の姿勢が目立っていると感じます。加えて、柔軟さや融通さもあまり感じません。
この印象のまま法律を作っても、変わらない、悪化するという懸念が頭からはなれません。
聴くべき、目を通すべき意見を精査し、毅然とした態度で問題と向き合って法律、制度を整備してほしいです。

●受付番号　185001345000004163

AI は、自分の写真や描いたイラストを似た違うものに変えてくれるものですが、今現在許可なく家族の写真を誹謗中傷・遊びに使われる可能性が誰にでもある状態です。
個人的に絵を描くこともありますが、道徳心の無い元データを扱う AI など、赤の他人の顔や表情に似るかもしれないということは不安でしかありません。
その中で自分や家族に似た、AI の出力した画像を日本に住む誰かが気軽に触れられる状態にあることはあまり良くないと思います。
せめて AI を使う際、嫌がらせや悪事には使えないような法整備をお願いします。
イラストレーターの方には、他人が AI に絵柄を学習させ、仕事の邪魔以上のことをされた方もいますので、早急にお願いします。

●受付番号　185001345000004164

項目 4 に「関係者からの様々な懸念の声」について、SNS で生成 AI とその利用者によって嫌がらせを受けているイラストレーターを確認しています。生成 AI によってイラストレーターが独自の技術を奪われ、その技術をダウンロードサイトで無断で販売し、更には自殺教唆のための画像生成にまで使用されていました。また、最近では首相の AI 音声でフェイク動画が作成されたことは世間的にも認知されていると思います。こういった現状から、AI と著作権についてはもっと深く議論すべきだと思います。

●受付番号　185001345000004165

個人／団体の別：　個人
メールアドレス：　[redacted]
下記を提案致します。
意見 1：ベルヌ条約と法律においての他国との足並みについて
対象箇所：
２．検討の前提として　について
（イ）準拠法決定の問題に関する規定及び考え方
（ウ）具体的な利用行為に関する準拠法決定
対象箇所にベルヌ条約第 5 条第 2 項第 3 文の規定によって、著作権侵害に対しての損害賠償請求は
著作権侵害の発生した国の法律によって判断される旨の記載がありますが、
ベルヌ条約は国際条約であり、著作権侵害に対しての法律の扱いが他のベルヌ条約加盟国と違いがあった場合（日本のみ著作権侵害に対しての判定基準が緩い等）
海外から日本へ移動してから著作権侵害行為を行う者が出てくることが想定され、不法行為や著作権におけるロンダリング行為の温床になりかねない
懸念があります。
そのような事態になれば日本は他のベルヌ条約加盟国から国際的に非難を受けることになり、日本から発信されるコンテンツの輸出制限、価値や信頼性の低下、海外から日本へのコンテンツ輸出の制限など様々な不利益が予想されます。
したがって著作権侵害に対しての法律の扱い（著作権侵害の判定基準や罰則等）を他のベルヌ条約加盟国と足並みを揃える必要があると考えます。
意見 2：享受利用について
対象箇所：
２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為
対象箇所について、法第 30 条の 4 の権利制限の対象となる利用行為の具体例として「プログラムの著作物の～」と記載がありますが、現在出回っている画像生成 AI はこれとは異なり「鑑賞目的の成果物として画像を生成することを目的としてその元となる画像を複製する行為」を行っており、享受利用であると考えられます。
したがって画像生成 AI 等については法第 30 条の 4 の権利制限の対象とはならない利用方法に当たると考えます。
また、享受の目的がある場合として法第 47 条の 5 が適用される可能性がありますが、これが適用されるためには、軽微利用である必要があります。

軽微利用の想定とは「インターネット情報検索サービスにおいてスニペットやサムネイルを提供する」というように「利用した著作物が主で出力結果が従となる位置づけ」となることを想定しており、画像生成 AI のように「画像データを利用し画像データを出力する」という形では軽微利用とは言えず、法第 47 条の 5 は適用されないと考えます。
意見 3：生成 AI の内部的な仕組みや挙動について
対象箇所：
３．生成 AI の技術的な背景について
ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略
対象箇所について
生成 AI では入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成
8 「生成 AI」には明確な定義がなく、本文書では本文記述の機能を有する AI を生成 AI と呼ぶことにす
る。
11
については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。
とありますが、下記の記事のように学習データがほぼそのまま出力される結果になる事例もあり、学習データの切り貼りではないと断じることはできないと考えます。
https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2302/08/news055.html
意見 4：販売予定のデータベースの著作物の保護について
対象箇所：
５．各論点について
（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）
○ そのため、AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており～
対象箇所について、著作者側が無断学習禁止を明言するだけでは無断学習を禁止する手段がない現状を考慮すると、AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置を施す行為は実質的にその技術的な措置を持って将来データベースとして販売する予定があるという意思表示と見なすことができると考えます。
また、昨今では AI 学習防止技術（Glaze や Nightshade など）を使用することにより個々の著作物に対して AI 学習を防止することが可能になってきました。
これらの個々の著作物に対しての AI 学習防止措置が施されていることをもって将来データベースとして販売する予定があるという意思表示と見なすことで、
個々の著作物に対しても無断学習から著作物を保護できると考えます。

●受付番号　185001345000004166

生成 AI には学習元データとなったとほぼ同じ画像を出力できる再現性があり、「創造」ではなくあくまで膨大な学習データからの「マッチング」と「切り貼り」であることは明らかです。
すべての創作物は創作者が膨大な時間と必要な経費を捧げて習得した技術であり、その制作物は対価を支払われやりとりされております。人間同士ではそのような契約が必要なものが、AI を通せば対価は必要なく法にもひっかからないという現状は法規制が間に合っていないと言う他ありません。
また学習データには児童ポルノや個人のカルテ、SNS の画像などが大量に含まれており、再現性もあるという点から見ても一般的に広く使用出来るようにしてもよいものではないと考えております。
個人的にも自分の著作物が多数学習元データとしてとりこまれており、取り下げ申請すらできない現状に非常に憤りを覚えております。
アニメや漫画といった創作物を国際的な場での強みにしようとしている国が、それを作る人たちの権利をないがしろにしようとやっきになっていることに、目眩がするほどの怒りも感じております。
このまま世界で禁止されているが、日本でなら本体対価を支払うべき他人の著作物を AI に取り込んで自由に出来ると著作権意識が薄い盗人が世界中から集ってくる泥棒市場にしたいということでしょうか？
他先進国で次々と AI 学習データへの法規制すすんでいるのは何故かよく考えて頂きたいです。

●受付番号　185001345000004167

もし生成 AI が生成した物の著作権が認められてしまえば、ある作家の作品を学習し、その作者の著作物と酷似した物を生成できる AI が作られてしまった場合、その AI が生成した物が生成 AI の学習元となった作者の意図していない用途に用いられた場合(例えば政治的或いは宗教的な)、作家が自身の作品と酷似した生成物を当人と全く関連のない所に使用されることに対し遺憾を示しても相手にその生成されたものに対する著作権を主張され泣き寝入りするような事態が起こりかねない。生成 AI は今まで自らの手で著作物を生み出してきた作家達がいてこそ成り立っている物であり、生成 AI による生成物の著作権の所在は本来は学習元となった作家に帰結されるべきものである。それだと言うのに現状は無秩序にあらゆる作家の著作物が生成 AI の学習と称して食い荒らされ、一個人では収集のつかない状態になっている。今現在この問題に対し文化庁が行うべき施策は作ろうと思えばどんな著作物でもある程度は生成できてしまう生成 AI の生成物に対する厳格な規制を設定することであり、生成 AI の生成物の著作権を認めるなど言語道断である。

●受付番号　185001345000004168

初めまして、僭越ながらご意見を描かせていただきます。
生成 Al に使用される画像にはしっかり作者さんがいると言う意識はきちんと持っていただきたいです。そしてそれらを作者さんに許可なくイラストなどを使用するのはいかがなものかと思います。そして生成 AI を使用した側が「これは私が描いたイラストだ」と主張するのはこちらからしてみれば横取りをしているのと同然だと思います。海外では日本のアニメが人気なようですが、アニメーションを描いているのは AI ではありません。アニメーターさん達が描いているのです。海外の方達は日本のアニメが美しいと褒めてくれますが、それは陰でイラストレーターさんやアニメーターさんが頑張っているからだと私は思います。この美しい日本のアニメ文化もとい、創作の文化を潰したくありません。お願いします。分かっていただけないでしょうか。無断使用されて精神が削られてしまい筆を折るイラストレーターの方々をいろいろ見てきました。もうそんな姿を見たくありません。拙い長文、乱文失礼致しました。

●受付番号　185001345000004169

10 年以上創作活動を行っています。
私の作品を他の方に使われたくありません。
丹精込めて一から作った寿司をぐちゃぐちゃにかき混ぜ海鮮丼にさせられるような気分です。大変不愉快です。

●受付番号　185001345000004170

AI を使って勝手に人の創作物を模倣して作品を作るのは、創作ではなく盗作ではないのか。
それが許されるということ自体が著作権侵害となり、許されるのはおかしな話だと思う。

●受付番号　185001345000004171

私は[redacted]。

絵画、イラストに於いて背景作画は人物画と比べて AI 利用に向いており、他人の著作物を利用することが非常に容易となっております。

漫画家個人に発注した背景作画が AI を利用されたかどうかを調べるすべは実用上ありません。そのため場合によっては大規模な盗作、盗用問題を引き起こしかねません(現在すでに起こっています)。

漫画は基本的に商業活動であり、日本を代表する産業の一つにして文化発信の重要な分野であると考えます。その分野において混乱と停滞を及ぼしかねない無制限の AI 利用は、今後生まれるであろう世界的な才能([redacted]氏など)の誕生を妨害するものになるでしょう。

上記の意見は商業利用に限っての話であり、AI による創作物でいかなる利益を得ることも許されないと考えます。ただし、個人的な私的利用、利益や報酬の発生しない用途においては自由に使用して構わないでしょう。

AI による機械学習自体が著作権への重大な侵害ですが、さすがに禁止することは不可能と考えます。

１．はじめに

２．検討の前提として

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

・現在においても漫画における盗用、トレース問題はたびたび大問題となっており、AI 利用はそれを助長させるものと考えます。よって従来の著作権の問題と同じことが発生すると容易に想定できます。

（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理

・AI が他人の創作物を学習、再構成した時点で著作権への侵害と考えますが、さすがに禁止することは不可能だと思われます。

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

（２）生成 AI に関する新たな技術

（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

４．関係者からの様々な懸念の声について

５．各論点について

（１）学習・開発段階

・他人の著作物を学習した時点で著作権の侵害と考えます。

（２）生成・利用段階

・利益や報酬の発生しない私的利用に限って黙認することになるでしょう。
（３）生成物の著作物性について
・AI 生成物は著作権を侵害しており、固有の著作権は発生しないと考えます。
（４）その他の論点について
・AI 利用が判明した時点での経済的混乱、損失は日本経済において無視できない規模になると考えます。少なくとも創作分野において AI 創作が、そうでない場合を上回る利益を上げられるとは思いません。コストは下がっても売り上げは伸ばせないからです。
６．最後に

●受付番号　185001345000004172

AIにも著作権を！という話なのだろうがそもそもAIイラスト自体､数多のインターネットに挙げられた､一つ一つ著作権が付与されている作品を無断で学習し､取り込み､生成しているものである。
そんなAI作品に著作権を与えた場合､例えばいままでクリエイターたちが思考し生み出してきた作品と類似するものをAIが生成してしまった場合､著作権侵害だと訴えられることになるのはどちらになるのだろうか。
勿論これが人の手によって一から作り上げられたものの場合､制作年数によってどちらが先に生み出されたものかで著作権侵害の加害がどちらであったかを問い詰めることが可能であるが､AIの場合「AIが勝手に学習した結果偶々類似するものが生まれてしまった」という形になってしまい､著作権というもの自体が曖昧になってしまうのではないか。
そもそも著作権と言うのは公共社団法人著作権情報センターより､(以下公式サイトからの引用)「著作権」とは､「著作物」を創作した者（「著作者」）に与えられる､自分が創作した著作物を無断でコピーされたり､インターネットで利用されない権利
と明記されている。
これを踏まえると､そもそもAIイラスト自体この著作権の法を犯しているのではないだろうか｡我々が生み出した作品を無断で学習され､無断でインターネットにて利用され､高額で売買したりと今まで活躍してきたイラストレーターなどの仕事を奪っているのが現在インターネットにて問題となっていることなのではないか？
だというのにそのAIイラストに権利を与えるとなるとどうなってしまうのか､きちんと現状とネット上での意見､イラストレーターとして業界を今まで引っ張ってきた方々の生活と安全を考慮したうえで誠実な答えを出していただきたいと思います。
確かに､AIとはそもそも機械であるため整合性だの善悪だのに属さないかもしれない。
しかし現時点でそのAIを使用し､他人の創作物を無断で使用し､悪用している犯罪者がすでに出ていることを忘れないでいただきたい。
事実､AI イラストという存在が話題になったころこんな事件があった。とある海外のイラストレーターの方が配信しながら描いていた製作途中のイラストをスクリーンショット等で入手しAIに読み込み､そのイラストレーターより先に絵を投稿することでイラストレーターが自身の作品を真似した！などという自作自演の誹謗中傷を行ったことがあった。
これが例えばまだ無名だが伸びしろと才のあるイラストレーターの卵がされたらどうなるだろうか｡最悪の場合､その人物は他人の作品を盗むことでしか作品を生み出せないという汚名を着せられ､仕事を貰えなくなるかもしれない。
将来偉大な作品を生み出したかもしれない伸びしろのある芽を踏み潰すような結果になるかもしれない。

また以前ニュースでも取り上げられた、総理の偽造映像もまたAIによって生み出されたものであることを忘れていないだろうか。
勿論、AIすべてが悪い物とは言えない。物と道具はそれを使用する人間の手によって人を楽しませたり、また傷つけたりするものへと変貌するものである。
しかし現時点でこのような犯罪を犯している犯罪者がいる時点で、AIイラストに権利を与える等犯罪者を援護するようなものだ。
せめて権利を与えるのならば、もっと厳しく取り締まるような法を立ち上げてもらいたい。
例えば生成AI作品による売買の禁止、他人の権利を侵害することの禁止、他人を誹謗中傷することの禁止、などは最も必要であると思う。
犯罪者を擁護するような政策を実施しようとしていることを皆様方にはぜひ気づいていただきたい。

●受付番号　185001345000004173

現在のAI生成技術に関しては、既存の映画や写真や絵画、記事などをほぼそのまま出力するインシデントが発生し続けています。
そこから訴訟問題も多数発生し続け、AI の利用自体に著作権関連の訴訟リスクが伴うことが広く知れ渡るようになりました。
また、許可を得たもののみを学習につかったAIは高性能ではなく、無許可で収集したデータを使わない限り高性能にならない現状をAI生成の作成元さえ認めています。
その無許可のデータの中には犯罪の証拠写真（児童ポルノやレイプ、殺人の遺体）も含まれます。犯罪の証拠写真を利用した「便利さ」を人間として享受し、認めるわけにはいきません。
他にも、恣意的に特定の作家のアイデンティティを侵すようなデータも売られるようになり、それを使った悪質な作家の成りすまし、作家への脅迫も行われるようになっています。
現時点でのAIの活用は「既存の作品と同一性を保ったレベルでの生成物」、「無許可データの収集」を禁止にしなければ、著作権を守ることはできません。

●受付番号　185001345000004174

生成 AI は免許制にして欲しいです。そして手描きの著作物と生成 AI の生成物との区別がつくようにして欲しいです。

●受付番号　185001345000004175

現状の生成 AI やその生成物の取り扱われ方は、非常に問題が多く感じ、目に入ってくるものは悪質なものが多いです。
悪質な利用をする人は、著作権の在り処があやふやであることをいいことに増長しているようにも思います。
・クリエイターの作品を無断で学習に用い、本来そのクリエイターが作らないような物を生成・公開し悪評を振りまこうとする行為
・生成 AI の学習に、法的に違法なデータや写真が用いられる
・AI 学習を嫌がるクリエイターの作品を「AI 学習に使うぞ」と脅迫したり、既に無断で学習データを作られてしまったクリエイターが削除を求めても「法的に規制されていない」などと煽るような行為
・生成 AI に批判的な意見を述べた人に対し殺害予告
などの行為が見られ、あやふやなままにしては今後もっと酷くなっていくように思います。
極端だと思いますが、生成 AI による生成物には一切の権利を与えず、営利的な利用を禁じること。
悪質な利用あるいは他者に精神的、金銭的な危害を与えた／与える意図があった者に予想される被害に応じた罰則を与えること。
これらが必要だと思います。
生成 AI を今後認めるには、
・著作権の所在の明確化（学習に用いられた作品の著作者に帰属する）
・学習データの内容の透明化（無断使用や違法なデータがないか確認できる）
・生成 AI の利用者と学習に用いられる作品の著作者との契約形態の確立と契約の管理（使われ方を著作者が指定できることや、利益が著作者に還元され不利益を被らないこと）
・生成 AI を誰でも自由に使える物にしないこと（モラルのない利用者、また攻撃的な意図をもった利用者などを篩にかける）
などが必要かと思いますが、おそらく生成 AI と付き合っていく中でまだまだ問題が見つかり、学習データに複数の著作者が含まれてしまう特性から、管理は非常に難しいと思います。
どう転ぶにしても、どうかあやふやにせず、今真面目にクリエイターを生業としている人たちを蔑ろにしない方向に話が進んでいくことを願います。

●受付番号　185001345000004176

現在広く使われている幾つかの「画像生成 AI」は、特定のアーティストやキャラクターの名前を指示すると、よりオリジナルに近い画像を生成する方向に進んでいます。またそれらのサービスを利用するユーザーも、技術の進歩や AI ならではの表現を追い求めるよりも、より精密なディープフェイクを求める人達が多数を占めているような状況にあります。
生成 AI がより自由で利便性を高めると言う謳い文句とは裏腹に、今の画像生成 AI ユーザーの多くは無数のアーティストが修練の中で生み出した絵柄や作風を AI のデータセットに取り込み、より精巧な贋作を生み出そうとしているのです。
生成 AI そのものやそれを求めるニーズを禁止する事は、表現の自由の観点からは好ましいものとは思えません。しかし学習モデルの公開義務化や、無断学習によるデータセットやソフトウェアの配布ないし販売に対する規制や罰則化を行う事は、生成 AI 技術の未来や発展を考えても必要な措置ではないかと考えます。
何より現行の生成 AI は、AI が人間と同じように試行錯誤して絵を生み出しているのではなく、細切れにされた断片を繋ぎ合わせて、元の絵を復元しようとする行為に近い仕組みです。しかもそれを良い事にディープフェイクを無断で作り出し、アーティストの名義やブランドを用いて商売をしたり、企業や組織がコストカットの一環として用いる事で、アーティストが本来受ける筈だった仕事が無くなると言った弊害が発生しています。
現行の生成 AI がその性能を発揮できるのは、沢山のアーティストが心血を注いで生み出した表現とそれを育む文化的な土壌があればこそです。しかし今起きているのは技術の発展に伴う一方的な搾取と言っても過言ではありません。
どうか立派な肩書を持つ人達が謳う未来や利便性だけでなく、一人一人のアーティストやそのファンが生成 AI に対して抱く危惧や、生成 AI を用いて心無い行為を行う人達から受けている被害についても耳を傾けてくださるよう、お願い申し上げます。

●受付番号　185001345000004177

イラスト分野において、すでに SNS では生成 AI で出力された作風を「AI っぽい」と忌避する流れがあります。
そうした流れがある中、クリエイターにとって自身の作品制作の際それら「AI っぽい」作風を避けるよう意識せねばならず、それが創作の多様性を妨げていると強く感じます。
特に生成 AI の進化の速度は著しく、また別の作風が次々と忌避されるような流れになる前に法整備を整えてほしいです。

●受付番号　185001345000004178

生成 AI について、絵師さんの許可なく学習に使われてしまうことが嫌です。絵師さんが多くの時間をかけて描き出した 1 枚の絵を何枚も勝手に学習に使われてポンポン生み出された画像が使われることを考えただけで気分が悪くなります。しっかりと取り締まらないと生成 AI が関わるトラブルは減らないと考えています。

●受付番号　185001345000004179

現在画像生成 AI として多く使用されている stable diffusion では、学習元とされるデータに海外のサイト(danbooru)に無断転載されたものが多く使われているとされています。
そして、最近の調査では違法な児童の性的虐待画像も画像生成 AI の訓練に使用されていることが明らかになっており、これはそもそものデータセットが、制作者である企業によって適切に管理されていないことを表していると考えます。
また、X(旧:Twitter)上でも AI に関する様々なことが起きています。
特定個人のイラストレーターの作品を集中して学習させ、まるでその人が描いた作品のように画像を出力させる AI のモデルを販売し、
そのモデルは違法ではないか？などの指摘を受けたり、学習元となった本人から
販売を停止してほしいと願い出があった際には
そのイラストレーターや周辺の人物に対して報復のように誹謗中傷を行い
罪の無い人たちが精神を擦り減らしていく場面を、これまで何度も目にしてきました。
結果として生成 AI に対しては、「違法性が少しでも疑われるものは絶対に使用したくない」という考えと、「現状で生成 AI を使用している人たちのモラルの無さ」がとにかく目立っている印象を持っています。
今後、作品そのものの著作権だけでなく、著作者の精神的な平穏であったり
多くの倫理的な問題が解決されるまでは、生成 AI が往々にして使用されるべきではないと考えています。

●受付番号　185001345000004180

絵を描く人間にとって絵柄とはアイデンティティそのものであり絵で商売をする場合にはセールスポイントにもなる
それを容易に誰でも模倣できてしまう生成 AI は著作権を侵害していると言え、今後の創作文化、クリエイターを守る為にも法律により整備してほしいと思う
また、商用的な側面以外にも趣味としての創作の場面で AI イラストによって絵を描くのを辞めてしまう人が私の周りにおり AI イラストが及ぼす創作文化への悪影響はゼロとは言えないということは理解していただきたい

●受付番号　185001345000004181

・プロの作家さんが生成 AI に模倣されて仕事を失ってしまう可能性がある
・絵を描くことを生業としている人たちの技術を AI に学習させて、誰でも簡単にイラストを生成するようにできるようになるのは、技術者を馬鹿にしているように感じる
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しいと思う
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000004182

自身の製作物や、家族友人の作品写真などを使用されたくない
ディープフェイクや児童ポルノへの疑念

●受付番号　185001345000004183

生成ＡＩを扱う方はクリエイターではありません
ＡＩのデータとなるものはみんな盗作品ばかりです。
クリエイターとは生み出すもの、
データをこねくり回して出されたものは果たして絵でしょうか、作品でしょうか
私はそうは思いません
海外では勝手にデータを使われ訴訟が起こり、国内でも沢山のアーチストの作品が盗難されデータとしてつかわれ見るも無残な AI 作品として生み出されています
世界の人々、日本国民の多くも嫌悪しています
そんなに日本の文化を貶め、世界からの笑いものとしたいのでしょうか
少なくとも子供たちに障らせていいものとは思いません
害悪です
文化庁の方には絵を描かれる方はいないのでしょうか?
少しでもたしなんだ方なら来 p れらの行為、技術は美術、あらゆる人の手で想像したものへの冒涜だと感じるはずです
[redacted]先生がＡＩ作品を見て「命への冒涜」といった気持ちがよくわかりますどうか、生成ＡＩの規制を進めてほしいです

●受付番号　185001345000004184

AI で著名な作家の方の絵柄で出力できる物が既に数多くある。
好きな作家が学習元にされて精神的苦痛を味わったりしている。
個人のスキル向上等の学習として使用する分には問題ないかと思うが、AI で絵柄を模倣しあたかも自分が描いたかのように言ったり、商品として売る行為は罰されてほしい。絵を描くことを生業としている人々への営業妨害に当たるのではないか。
またそれを裏付ける物として AI が描いたものであると判別できるようにするということも必須だと思う。

●受付番号　185001345000004185

AI は素晴らしい技術ですが、それによりイラストレーターや漫画家、小説家の努力が踏みにじられてしまうことはあってはなりません。彼らの技術の結晶は今後、どんなに技術が発達しようとも絶対に守られるべきです。
今、世の中の作品たちは未熟な法律により踏みにじられています。作品の価値や、作家の尊厳が正しい法律により守られることを願います。
今の状態では文化を破壊するばかりです。

●受付番号　185001345000004186

生成系 AI の学習元が不明瞭な今、学習元のデータとなった著作物の著作者が許可していなかったとしても、自分の著作物が学習に使われたという証明が出来ないことが大きな問題だと感じています。
また、既存の生成系 AI は、既に享受目的で使用されていることが自分の見える限りではほとんどだと思います。
自分は、創作者の方々の作品に自分の人生を豊かにして頂いているので、そういった創作者の権利をどうか守ってもらいたいです。今の状況は、権利者の保護として不十分なのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000004187

生成 AI の利用を規制する動きを行っている世界に対し推奨していくことがどのよう立場に陥るのかを考えてほしい。文化庁が人の生み出した文化を丸パクリする機械を性善説に則って推奨しないで。芸術学校に通う人たちと東尋坊のニュースを見てください。

●受付番号　185001345000004188

3.(3)について
研究や解析目的でのデータ収集であれば仕方がない所もあるが、その他の目的であれば AI に学習させないオプトアウトできる環境整備を整えて欲しい。
5.(1)について
生成 AI の学習には、希望する人のみ提供できる仕組みを作る事は可能か。
****
創作活動を経験した事のある一個人からの意見です。
生成 AI 自体は、興味深いツールであると思いますが、一部で悪意のある使い方をされているのを見ると、生成の元となっているデータは、この世界に生きている誰かが心血を注いで作り出した作品たちであり、AI の材料として食い潰されていいものではないと思います。

●受付番号　185001345000004189

AI 推進に反対します。
先日、AI の利用について、X(旧 Twitter)で「後払いで絵の依頼を受けて絵のラフを 30 枚ほど提出したら『あとは AI に取り込むからお前の仕事は終わったクズが』とラフを持ち逃げされ、アカウント削除された」とありました。SNS の事なので、この投稿内容の真偽は定かではありませんが、問題はこれが実際可能である点だと思われます。
また、他にもある特定の人物のイラストを無断で AI に取り込んだあと、それを勝手に販売していたケースも耳にしました。これは人のイラストで勝手にキーホルダー等のグッズを作って販売するのと何が違うのでしょうか。
こういうことが続けば実力がある筈のイラストレーターさんのお仕事はどんどん無くなりますし、何よりも対応に追われて心が折れてしまいます。
私は好きなイラストレーターさんにそんな思いをして欲しくないですし、そのような蛮行を行う人物を規制して欲しいと思っています。
イラストを少しかじった身からすると、プロのイラストレーターさんの絵は技術の塊です。構図、色、絵柄、全てが計算し尽くされています。人体の構造などの基本知識はもちろん、今流行りの絵柄、色使い等も随時リサーチしながら試行錯誤を重ねています。それを検索しただけの人物がただ乗りしてお金儲けが出来るシステム等はあってはならないと思いますし、ましてや推進するのはもってのほかです。
どうか、時間をかけて技術を身につけた人が正当にお金を稼げるよう、ご検討の程、お願い申し上げます。

●受付番号　185001345000004190

今後 AI の技術の進歩に伴い、AI であるかどうかの判別がさらに困難になっていくことでしょう。AI といえど 0 から生み出せるのではなく学習した元の画像があり、それの著作権が放棄されていないのであれば安易に学習させて出力させてしまうのは今後作品を生み出す作家様たちの立場が保証されません。
今現在も AI 生成で絵柄をいともたやすく奪われ、学習元の許可もなく販売され、作家が大損している現状があるのにこれでは全く解決していません。
もっと別の案を考えてください。

●受付番号　185001345000004191

断固としてAIが加入したイラスト及び漫画に対する著察権を与えることに反対です。その元となったイラストを書いたイラストレーターたちの著察権は一体どうなるのですか。絶対に著察権を与えるべきではない存在です。ありえません。
これ以上未来のイラストレーターたちを潰したくないのならきちんと法で取り締まる方に政策を移行してください。著察権を与えるなどという愚策ではなく、きちんと規制してください。賢明な判断を祈ります。

●受付番号　185001345000004192

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

自分の好きな絵描き(イラストレーター)が悪意のある生成 AI 活用をする人間により悪質な嫌がらせや、アイデンティティとも言える絵柄の模倣により精神的苦痛を伴う場面を何度も見てきた。

また、その悪意ある生成 AI 活用をする人間のモラルの醜悪さも非常に目につき絵を描かない自身としても非常に不愉快な気持ちになる事が多々あった。

現状の誰でも手軽に使用出来る、学習もし放題という状況は絵を描く側の人間としてもそれを応援する人間としても非常に危うい状態なのは間違い無い。

著作権などで保護するのは難しい領域だとは思うが、それでも生成 AI に関して一度利用・使用に一考をお願いしたい。

●受付番号　185001345000004193

４．関係者からの様々な懸念の声について /＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞/5 海賊版等、違法にアップロードされているものも学習されてしまうこと
日本で生み出された作品でも海外のフェアユースにより知らないうちに海賊版化、許諾なしに AI に学習されてしまうのではないか、という懸念は作品の公表をためらう十分な要因になり得ます。
クリエイターは常習的に公衆送信権をはじめとする権利侵害を受けており、作者不明の作品は利益自体は害さずとも利益機会を害する可能性があります。
また、加えて誰でも簡単に扱えてしまう性質の AI による被害や、国をまたいだ後の問題までは個人では対処するには限りなく難しくなると思います。
しかしこの問題はフェアユースの是非だけが原因ではなく、国によって著作権法で保護されている基準が異なる点も踏まえると、日本の多くのクリエイターへ作品内のサインやコピーライトなど世界基準に則した権利表示の普及も海賊版、AI 違法学習への一つの対処法かと考えます。

●受付番号　185001345000004194

「作家の作品」に対する敬意、個性、著作権が失われる不安があります。AI 生成をきっかけに筆を折る作家が出てきてほしくはありません。

●受付番号　185001345000004195

まず、AI イラストを生成する技術を一般人が使用できる状態にすることをやめてほしい。そのせいでイラストを趣味で描いていたり、仕事で使用している人が AI イラストでは無いのかと疑われる。また、AI イラストを作る時のコマンド入力があるため、自分が絵を描いたと勘違いする人もいて困っている。絵を描く人が毎回タイムラプスで AI では無いことを証明する動画を見せたりする状況なので、AI イラストを生成できなくして欲しい。もしくは、AI イラストを生成し、自作発言をした時点で法律違反にして欲しい。AI イラストは、今までのイラストレーターなどが描いたイラストから学んでいるため、当然絵のクオリティは高くなる。そのため、イラストレーターに依頼をせず、AI イラストを無料で生成して広告を作る会社もある。もうここまで来てしまっているため、やめてほしい。イラストはフリー素材では無いため、そのイラストが AI に学ばれていることが、もう既におかしいと思う。AI が作ったものに著作権はない。AI が取り込む画像に著作権があると思う。だから AI 生成自体を規制すべきだ。

●受付番号　185001345000004196

生成 AI は既存の著作物を取り込みそれを元に作成された物であり、創作し作られたものとは言えないと考えます。
著作権法２条１項１号によれば、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とされています。
AI が自律的に何かを創作することはできません。
生成 AI がしていることは人が思考を重ね、創作したものを取り込んで、思想も感情もなく機械的に生成しただけの物です。
あくまで過去に人が制作した作品のコピーをしているだけに過ぎず、新しい創作性を全く生み出さないものです。
そのため、著作物の定義である「思想又は感情を創作的に表現した」ものではなく、著作権法の著作物の定義の範囲内に当てはめることは法律上不可能です。
また、現在生成 AI によって、人が自らの手で生み出したイラストや文章が本人のあずかり知らぬところで生成 AI に無断で学習され、暴利を貪られオリジナルの制作者がインターネット上での炎上被害や自身の創作機会を奪われることが多々、起きています。
生成 AI の推進をする前に、個人の精神活動に基づく古典的な創作を行うクリエイターの権利を守る基盤を作るべきです。
好きな作家さんが描いた絵や文章を生成 AI に無断学習され、苦しんでいる様子を見てきました。
真っ当に活動しているクリエイターが生成 AI に絵や文章を学習されたことによって、「AIで生成したのでは？」と疑われ、制作の時のデータを公開し、疑念を晴らすような苦労をしているクリエイターもいます。
はっきり言って、生成 AI は百害あって一利なしです。
生成 AI の推進は日本が誇るさまざまな創作活動の縮小を起こす要因になります。
また、現在の生成 AI は犯罪の温床状態です。
「誰でも使える」ツールであるがゆえに、犯罪者や悪意を持つ人、リテラシーの低い人が使用しています。
詐欺やポルノ、フェイク情報など犯罪の起こる原因にしかなっていません。
規制をするべきであって、推進するべきではありません。
「生成 AI の推進」を見直してください。このような技術は必要ありません。

●受付番号　185001345000004197

4. 関係者からの様々な懸念の声について
AI で生成された絵なのか、人が描いた絵なのか区別できるようになって欲しい。
AI で生成された絵と、人が描いた絵の棲み分けをして欲しい。

●受付番号　185001345000004198

創作をしている人の絵を赤の他人が勝手にAI学習させてお金を稼ぐなどはあってはならない。創作している人の資本を奪っている。モノづくりをしている人々を脅かす存在となりつつある。今まで自分の培った長年の技術や知識がいとも簡単にAIに潰されるのは本当に辛い。AIに関する規制を厳しくしてほしい。創作というものに自由をください。AIというものによって創作というものが単なる金になるコンテンツとなるのは良くない。

●受付番号　185001345000004199

他人の著作物を同意、了承なしに掠めとるような行為は文化の縮小を招きかねないと感じるため、きちんと考えて欲しい。

●受付番号　185001345000004200

人が作ったものとAIで出力して作ったものの見分けがつかずにトラブルになる事例があります。使う際はこの作品はAIを使用という記載が欲しい。

●受付番号　185001345000004201

「１．はじめに」の「生成 AI を巡っては、著作権者等からの AI によるデータの学習及び生成に当たって、著作権が侵害されるのではないかといった懸念の声や、AI 開発事業者等からの AI 開発に当たって著作権を侵害するのではないか、また、著作権を侵害するような AI を作ってしまうのではないかといった懸念の声、AI 利用者からの AI を利用することで、意図せず著作権を侵害してしまうのではないかといった懸念の声などが上がってきた。」の点について。
まずそう言った懸念の声が上がっている事を把握しているのなら、早く生成 AI を規制、もしくは免許制にしてください。もう既に SNS 等で、人が一から作り上げた創作物を勝手に AI にデータ学習させ生成し、自分が描いた絵だと主張する悪意のある一般ユーザーが大量に出ています。
悪意のあるユーザーを野放しにしない為、生成 AI に模倣され筆を折る作家を増やさない為にも、生成 AI への規制を強く希望します

●受付番号　185001345000004202

この度はパブリックコメントを募る場を設けていただき、幸甚です。
さて、生成 AI に関しての一個人の意見ですが、私は【断固反対】です。大きな理由は以下 3 点ですが、具体的な背景などに関しては後述いたします。
・犯罪利用へのリスク
・リソース
・クリエイターたちの将来性
1：犯罪や不適切な使い方をされる恐れがあるため
　先日岸田総理の顔を使って不適切発言を繰り返す動画が流れたことは、記憶に新しいと思います。生成 AI が今以上に浸透し、よりコンテンツ生成が容易になった際、善悪の判断も曖昧な思春期世代も容易に生成できる未来を憂いております。
　総理のような公人のみならず、例えば「気に入らないクラスメイトが犯罪予告を繰り返す動画が作れる」ようになってしまったら、どうでしょうか。気に入らないクラスメイトといった属性だけではありません。自分の家族が、誰かから恨みを買っている可能性も考慮できます。誰からも疎まれない人間が、この世にいますでしょうか。
「恨み」というやや強い言葉を使ってしまいましたが、些細な日々のうっかり喧嘩をしてしまったその日の夜、怒りの弾みで上記のような動画を AI で生成し、ネットに公開した。といったシチュエーションは、まだ情緒の発達が追いついていない若者が犯す可能性は大いにあります。
　現に今も様々な SNS でいっときの承認欲求のために世間におおいな迷惑をかける動画を投稿している若者は存在します（[redacted]など）。
　生成 AI だけは絶対大丈夫。なんて保証はどこにもありません。年齢制限を設けたところで、親御さんや家族のデバイスを使ってしまえば、制限はないに等しいと思います。
　この一点の理由だけでも、生成 AI は断固反対です。
2：リソースと国民感情
　1 の理由に併せて、そうした動画が出回った際のファクトチェックや捜査に関しても、少なくないリソースが投入されることは容易に想像できます。
　生成 AI を許した結果、そうした部分にもお金をかける余裕が今の日本にはあるのでしょうか。
　増税の可否の話題で、一国民の私は内心穏やかではありません。そんな中、前述の通りリソースを追加するために増税なんてことになってしまったら、一国民としては多少の憤りを覚えます。「こっちはやめて欲しいと言ったのに、国が勝手に導入したくせに、その結果生じた不都合の負担を国民に払わせるのか」と。

生成 AI を公に認めた利益と、将来的に国が支払うかもしれないリスクを考えたら導入を反対することは至って自然ではないでしょうか。

特に行政の場合、予算やリソースとしっかり向き合い、政を行うことが国民からの強い要望として存在します。

3：クリエイターの熱

私自身、趣味ではありますが小説やイラストを嗜んでおります。「こうありたい」や「こうなりたい」、「誰かに喜んで欲しい」などのモチベーションで日々向き合っております。

将来クリエイターになっていたかもしれない若者が生成 AI で満足してしまい、結果満足してしまい絵を描かなくなる未来は大いにあり得ます。現に、過去イラストレーターだった人が画像生成 AI で満足してしまい、描かなくなった現実が動かぬ証拠です。

クリエイターがさらに誰かの憧れとなり筆を取り、さらにその人に憧れた人が……と、従来はそのようにクリエイターが熱を繋いできました。その中でイラストや音楽など、ジャンル問わずモノを作ることは熱の歴史です。その歴史の結果様々なジャンルや多様性が生まれてきました。

その歴史を、断ち切ってしまうリスクを考えたら生成 AI 導入に断固反対する事は至極当然です。

「クールジャパン」などのコンテンツ産業で外国にも売り出していきたいのであれば、むしろ創作の多様性こそが政策の肝ではないのでしょうか。そうした多様性の将来を奪ってしまいかねないツールは、むしろ国が率先して防ぐべきですらあると考えています。

以上 3 点の理由により生成 AI に関しては【断固反対】です。

よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004203

現状の無断転載がデータ元のコラージュソフトはダメだと思います。
AI はデータ元に大きく依存するため、データ元は権利の切れてるものか権利の買取をしたものでなくてはなりません。
元の絵それこそ任天堂の有名キャラクターのパッケージそのままが、プロンプトから出てくる状態ではダメだと思います。
日本は漫画村のサーバーが置かれてた国のようなお金の稼ぎ方をしたいと言う事でしょうか？
絵を描いて収入を得ることもありますが、イラストを上げれば上げるほど無断転載されて、AI の餌にされるのはあまりにも奴隷的で酷ですし、もう絵をあげるのが嫌になってきました。
絵も曲も声も、小説も誰かの商品そのものです。
盗まないでください。
盗みを合法にしないでください。

●受付番号　185001345000004204

法的保護の整備: 著作権法や関連法規の整備が重要です。AI による生成物の著作権や創作者の権利が適切に保護されるようにする必要があります。
透明性とクレジット: イラスト生成 AI を使用した場合、生成元やトレーニングデータの透明性を確保し、可能な限りクレジットを表示することで、クリエイターが認識されるようになります。
倫理規定の策定: イラスト生成 AI の使用に関する倫理規定やベストプラクティスを策定し、使用者がそれに従うことが期待されるようにします。
違反への対応策: 不正な使用や侮辱行為に対する明確な取り締まり策を整備し、被害者が迅速かつ効果的に対処できる環境を構築します。
教育と啓発: 利用者や一般の人々に対して、AI 生成物に対するリスペクトや著作権についての教育と啓発が重要です。

●受付番号　185001345000004205

当素案の内容には疑問点が多く、これが今後の文化庁ひいては政府の行動の基本になることは危険だと考える。
1：生成 AI の無断学習については、以下のような反対意見がある。
・多くのクリエイターが反対している。
・権利者側の意思を無視して許諾なく作品を使用することは搾取であり盗用である。
・生成 AI の学習への利用は、視聴者等の知的・精神的欲求を満たす享受目的と併存しており、法 30 条の 4 に掲げる例外に該当しないことは明白である。
・生成 AI 産物による市場競合により、権利者の利益が不当に侵害される事例がすでに発生しつつあり、今の時点で対応しなければ今後も拡大することは必至である。
また、「市場の競合」を極めて限定的な、例えば作風の一致に限定しようとしているが、これも誤りである。
2:そもそも、生成 AI にて既に利用されている学習データには無断学習されたもののみならず、海賊版、児童ポルノ、個人情報など法的に問題があるものが多く含まれている。法的正当性がないデータを使用する技術を称揚し導入に前のめりになるのは、倫理的道徳的に問題がある。
3:知財を重視し独自の文化やコンテンツを我が国の長所として世界中に訴求する取り組みが官民共に続けられているが、こうした動きと生成 AI の問題点を軽視する態度は矛盾している。
4:上記より、まず生成 AI の積極的推進ありきの議論ではなく、権利者を守り我が国の文化やコンテンツ、知財を守ることを第一としてそこを出発点とした議論が必要と考える。現時点での生成 AI には膨大な学習データが必須であり、それらのデータを利用するにあたっては利用は上記の問題点がクリアされてはじめて認められるものであって、「バスに乗り遅れるな」的な前のめりの議論は厳に慎むべきである。その点においてこの素案には問題があり、議論をやりなおすべきだと考える。

●受付番号　185001345000004206

現在の画像生成 AI は無断で他人の創作物を学習していたり、創作物ですらない他人のプライバシーを侵害しうる写真を使用していてもそれが複数あれば問題ないという判断を取られている。これは意図的に他人の創作物あるいは顔写真を真似ることが出来てしまう。これにより特定の個人が不利益を被る可能性があり、またそうした悪用の例が増えたことにより絵を描いている人に「もしかしたらこの人も AI で精製した画像を描いた絵と言い張っているのでは」といらぬ誤解が生まれる可能性もある。
このままの状態で画像生成 AI を不自由なく使えてしまうのは問題だと考えている。

●受付番号　185001345000004207

4.関係者様からの様々な懸念の声について
AI は学習元が存在しなければ成り立ちません。でも学習元に何の還元もなければ、やがて枯渇していきます。みな始めは初心者で時間をかけて上達していきますが、その過程で学習されすぐに簡単に似たような物が作られてしまえば、人が育たなくなります。
今はまだ新たな画風、技術などが生まれますが必ず鈍化し、創作の活性化は奪われるでしょう。長い目で見ればマイナスしかありません。
今トップレベルの人達は大丈夫でしょうが、中堅以下の人達は仕事を奪われていくと思います。その奪った AI はそういった人達の努力と研鑽の成果から出来ているなんて皮肉です。学習元はタダで出来ていません。膨大な時間と労力と金銭をかけているのです。それを奪う権利はありません。学習元の権利が守られない、何の還元もない AI に未来はありません。海外でも反対の声が多く、権利を守ろうと様々な団体が訴訟などを起こし始めています。今の AI は決して認められるものではありません。
絶対に規制が必要です。

●受付番号　185001345000004208

趣味で絵を描く人間として意見を述べさせていただきます。
＜前提として個人的な認識＞
１.AI 生成技術そのものは素晴らしい技術であり、創作のスピードを上げクリエイターの表現の幅や試行錯誤の助けになるものである
２．AI 生成ツールは開発者以外が使用する場合、創作者が自身の著作物または配布された素材等を学習させ、自身の創作の助けにする事を主目的としたものであるべきではないか
３.通常創作を行わなかった層がライトに楽しむ為のツール（創作への入り口）としての需要は存在するし既存の著作者の権利や利益を侵害しない様態であれば有用なツールである
　上記の前提を踏まえた上で AI 生成ツールを開発者以外が利用する為には、学習素材や生成物に対し明確な制限を付け周囲の法整備を明確にする必要があると感じます。
　やはり「素案４～…懸念の声について」の項目に挙がっている様々な問題は杞憂では無く、実際に AI 生成技術が野放図に使用され著作権の侵害や特定のクリエイターの明確な加害に使用されている現状は放置してはならないものと認識しています。
　　特に５．各論点について　の（１）学習・開発段階においてが重要だと個人的には考えます。
イ(ア）では「情報解析の用に供する場合」は既存著作物の学習用への利用を可としていますが、基本的に技術開発現場以外でこの条件はまず成り立たないのではないでしょうか。
　プログラム開発者が第三者にリリースした段階で、AI 生成ソフトのユーザーが画像や音源といった生成する場合において自他共に「非享受目的」である事などありえないと考えます（生成物を販売して利益を得るなども含む)。
　以上の理由から、既存の著作権が放棄されていない、フリー素材以外の著作物をエンドユーザーが著作者に無許可で AI に利用する事は総じて「著作権侵害」に該当するものであり、その生成物を第三者に享受させ自身の利益とする行為などは類似性だけに見えても「著作権侵害である」という認識を省庁としては明確化すべきではないでしょうか。
　技術開発段階においてはプログラムを作る為に柔軟な素材学習を良しとしていたとの事ですが、完成したツールをリリースするにあたっては「悪用」を防ぐ為に性悪説ありきで法整備や規制を設ける事が必須であると思います。
例えば
1)AI 生成ツールを提供する側はフリー素材（生成物を商用利用目的とする場合は商用可のフリー素材）やツール使用者本人が著作権を有するデータ以外を無断で学習素材としてはならない事を明記　また、違反した際の法的な罰則をユーザーに提示する事を義務付ける
2)特定個人のクリエイター（イラストレーター、声優など）を模倣しその著作権や著作者人格権を侵害したり、利益を毀損する目的とした行為に対しての具大抵な罰則をツール使用者が使用時に必ず読むようなシステムを必須とする

3)※AI ツールによって生成された作品については第三者が AI 生成物であると認知できるマークやタグが強制で付属されるシステムを必須とする　また、これをトリミングや加工で外す行為を禁止事項とする
※3)に関しては 1)が法整備され遵守されていれば不要かと思います。

AI 生成技術が例えば「自動で料理を作る機械」だったとして、店頭に販売・陳列されている料理や食材を店に無断で持ち去り機械に投入したと考えれば当然違法になるでしょう。

自分で作った料理を何種類か覚えさせ、類似性を保ちつつも新規性を得られる新メニューを作らせる　と言うように、冒頭で記しましたが、AI 生成技術は前提として創作をする本人が自身の創作物を学習させ、その質と幅を上げて行く為に使用されるべきと考えます。

現状野放図な AI ツールのリリースにより日本の著作物が無断で利用され搾取されたり、経済的な危機や精神的に追い詰められたクリエイターの事例も見聞きします。AI ツールを悪用したなりすましによる詐欺行為は元より、精巧な写真を生成すれば捏造により特定人物を陥れる事もできてしまう。

土木工事の革命として発明されたダイナマイトが戦争の道具にされてしまった様に、高度な技術は悪用される可能性を常に孕んでいる以上、技術促進の体で安易に推し進める事は多くのリスクを招きかねないと愚考します。

日本は創作表現の自由度が守られており、それにより世界でも類を見ない多様で素晴らしい表現をするクリエイターに溢れていると思います。自分も含め、彼らがこれからものびやかに、自身の創作を毀損される事なく活動し続けられる土壌を各省庁が守ってくださる事を切に願っています。

●受付番号　185001345000004209

現在普及しているAIイラストツールの学習に使われたのは、その掲載品すべてが他サイトから違法な無断転載を繰り返している危険なサイトです。
ツールの中には、日本の著名なアニメ映画作品を無断に学習に使用したものまで存在しています。
今現存しているAIイラストツール自体を、一度禁止としてほしいです。
イラストレーターを始めとした作品を一から作り上げた方々に利益が分配されるようなシステムを構築した上で、改めて、そのシステムを導入したAI学習ツールを、行政が介入を行い公的に制作するべきではないかと思います。
上記のシステムを制作する上で、特定のAI学習ツールのみに学習を許諾する、専用のイラスト投稿サイトを制作してもいいと思います。そうすれば、そこに登録したイラストレーターの絵柄やイラストが利用された際に、自動的にポイントや金銭が支払われるようなシステムが運用しやすいのではないかと考えました。
先日起こった、総理の人権を侮辱するようなフェイク映像が制作されるような悲惨な現状を改善するためにも、どうかご一考いただければ幸いです。

●受付番号　185001345000004210

5 年ほどイラストレーター（個人事業主）で活動しております。
現在、自分の絵柄で作られたモデルを無断で配布されて大変困っております。
通報しても現状泣き寝入りしかなく、こういった問題が早く解決される為にも
何らかの規制は確実に必要です。
そもそもデータセットに児童ポルノ画やや有名 IP 等が入っており、こういったデータがそのまま出ている現状は如何なのでしょうか。
作品を盗むこと、複製復元が行われない当たり前な環境に戻す為にも私も出来るだけ協力したいと思います。

●受付番号　185001345000004211

AI で出力したデータに著作権やそれに類する権利は
を与えるのはかなり慎重に、
かつ限定的な状況にすべきだと考えます。
AI はこの世に現存する夥しい量の画像データを無断で使用することで
現状すでに
何十万もの画像を瞬時に作成者の思考やこだわり、目的に関係なく
作成することが出来ます。
これらに権利を与えると、
今後の未来永劫に産まれる生成物、芸術が全て
「過去のどこかに存在する作品の権利侵害」となる、
またはその疑いがかけられるようになります。
反社会的勢力や、それに類似する人達が
著作権を大量に手にし、後から生まれる
作品に「著作権違反」と言いがかりをつけ
金銭を要求する行為が簡単に出来てしまうことも想像できます。
もう怖くて趣味で描いた絵をネットにあげることも、
仕事で絵を提出することも出来なくなります。
そしてこの状況に
一度なってしまえば
戻すことは到底容易ではないと想像出来ます。
AI の発展自体は素晴らしく
推進されるべきとは思いますが
上記の理由からも
研究用に使う分には著作権はない方が
自由に発展させやすいと思います。
権利には責任と金銭と信用がついてまわります。
著作権はもうけず
全く新しい権利として
「人の作品とは認めるが
他作品の著作権には影響出来ないもの」
を作るべきだと考えます。
さらに
新しい物に権利を認めるより、
それによって生まれる既存の著作物や著作者への被害を考え

それらを守る権利を整えることが先だと感じます。
すでに自作の模倣 AI を作られた
児童向け絵本のイラストレーターさんが
アダルト制作物をネット上にばら撒かれ
アダルト制作を行う作家だと世間に誤認され
廃業に追い込まれるなど、
既存の権利が侵害されている状況に法律が追い付いていません。
こちらを整えていないのに
AI 画像に著作権を認めるのだとしたら
理解が出来ません。

●受付番号　185001345000004212

懸念点は以下
・無断で他人を知財を悪用している時点で著作権の侵害をしている。
・世界的に見ても AI 生成は規制の方向に向かっている。日本だけ AI 生成を推し進めるなら世界から文化泥棒の汚名を被せられる
・声優の声が無断に盗用されている話題も目にした。無断で声を売るという行為も悪だが昨年あった岸田総理の嘘動画のような「なりすまし」が容易でできてしまっている。
・「なりすまし」については声だけでなく漫画家・イラストレーター・デザイナーでもありえます。声がその人をその人とたらしめるものであるなら絵描きには「絵柄」もその人たらしめるものであるから

●受付番号　185001345000004213

私は『現状の全ての生成 AI の利用を規制すべき』と強く考えています。
理由は SNS 上で『自身の創作物を無断で学習・模倣された上に、生成 AI 利用者から心ない言葉を浴びせられて、心身ともに壊された創作者を複数人確認した』からです。なりすましや思想の拡散などに創作物を利用されることは想像以上の苦痛だと思われます。
また、現状の生成 AI には法に触れる物・犯罪に繋がる物も含まれていると聞きます。小児虐待記録（児童ポルノと呼ばれる物）も混在する画像生成 AI を利用することは、被害者を傷つける事はもちろん、利用者自身が犯罪者となる可能性もあるからです。
以上の理由で私は『現状の全ての生成 AI の利用を規制すべき』と強く考えています。

●受付番号　185001345000004214

生成 AI につきまして、現時点私は著作権侵害にあたると考えています。
様々な芸術家に許可なく学習し、頒布している状況は転載や無断利用に等しいと言えます。
実際に、生成 AI によって自分の作品を学習され、そのことに悩む創作者は多く見られます。
しかし生成 AI の技術は、然るべき法の下で有効活用されればより豊かな技術を生み出すことにつながるとも考えています。
生成 AI の利用は免許制にする、またはクリーンな学習元のみ(許可されたものからの学習のみ)にするなど、誰かの権利を侵害しない法の整備を求めます。

●受付番号　185001345000004215

ＡＩ生成物に対して著作権者が自己の権利を侵害するものであるかどうかを検証しようとする場合、ＡＩ利用者が成果品を生成するに至るまでの間に何を使用したのか確認する手段を担保しなければ、特に個人レベルでは検証が不可能なのではないかと思う。
また、学習段階で使用された表現が生成・利用段階では用いられていないと評価される場合には著作物への依拠性がないと判断され得るとあるが、ＡＩ利用者が設定を変更することでＡＩの生成結果をいかようにも調節し得るのであれば、前提が成立しないのではないかと考える。
いずれにせよ、ＡＩやその生成物の浸透が著作権を侵害したり著作権の抜け穴となるようなことにないよう、また著作権者の創作意欲を削ぐようなことのないよう、今後の法整備や枠組みの構築を希求するところである。

●受付番号　185001345000004216

AI 生成による作成物で冤罪の要因となりうる代物がすでに作成されている現状、もはや AI 生成という概念自体が日本国内でのイメージダウンに直接関与しております。故に、世界規模のルール制定がされるということでもない限りは、一切の関与をなくすほどの姿勢を見せる必要があると考えられます。

●受付番号　185001345000004217

私は[redacted]という Youtube チャンネルを運営しています。BGM 系のチャンネルで音声、動画、イラストを自分で制作しています。生成 AI が普及して以降、心無い生成者によって動画のイラストや動画を i2i による学習で、著作物の一部を勝手に改変され、生成者の運営するユーチューブに勝手に公開されている状態です。
一応ユーチューブには動画の著作権を守る機能があり、改変とおもわしき動画は手動にて削除申請しています。しかし、そうした手法による改変動画のアップロードは後を絶たずいたちごっこになっています。
わたしはユーチューブ以外にもアニメの背景関係のお仕事をしていることもあり、こうした事務関係の仕事はなかなか手がつかない状態です。
無断投稿者の言い訳としては「動画をそのままぱくり再アップロードするのは違法だと思ったが、AI による改変動画は違法でないとおもった」とのことでした。
AI をツールとして考えた場合、いかなる場合であっても元の著作物を著作者の許可なしにツールを用いて改変することは禁じられた行為であると考えます。
また、そうした誤った認識を広めないためにも文化庁が人工知能の生成に関して、他人の創作物を許可なく改変しないことを早急に周知させるべきと考えます。
アニメやイラストなどは日本の重要な産業の一つと文化庁は考えられているようですが、このままでは元の創作者が一方的に不利益を被る形となると思います。

●受付番号　185001345000004218

AI による絵画の作成は、長期的に見て文化の衰退をもたらすものだと考えます。
そのため私は AI による生成に一定の規制を設けるべきだと思います。
私はイラストを描いて生計を立てています。
そしてイラストを一枚生み出すのに、大体 12~20 時間をかけています。
そしてイラストでお金をいただけるようになるまで、何年もの期間をイラスト制作に費やし、学習や研究を重ねて現状にやっと辿り着いています。
しかし AI であればわずか数秒で、誰でもイラストが作成できてしまいます。
そしてそのイラストを作成する材料となるのは、私と同じように何年もの年月を練習と学習に費やして、努力してなんとか自分なりのイラストのスタイルを確立してきた人々のイラストです。
我々の積み上げてきた努力や時間が、イラスト作成に関しては全く努力をしたことのないような人にでも勝手に流用されてしまうのが現状です。
現に自分の作品を AI に学習させられ、他人に自分の画風の作品を勝手に販売されているイラストレーターも出てきています。
私個人はイラストレーターなのでこの問題を感情を挟まずに語るのは難しいと思います。
なのでバイアスのかかった考えかもしれませんが、このまま AI によるイラスト生成が記載されなかった場合、自分でイラストを描くイラストレーターはどんどん減少していくと思います。
なぜなら殆どの人は生計を立てられなくなっていくからです。
AI と人間ではあまりにもイラストを作成する時間が違いすぎます。そして依頼主が支払う金額も、AI 産のものの方が遥かに安いでしょう。
そうなれば必然的に人間にイラスト作成依頼が来ることは少なくなりますし、生計を立てられないのにその職業を目指すものは限られたごく一部になると思われます。
そしてそうなった時に、恐らくイラストの文化は衰退していくと思われます。
もちろん AI のイラストも進歩するとは思いますが、現状の AI イラストの進化は人間のイラストがバラエティに富んでいるために成し遂げられているものと思います。
根本は人間の時間と労力をかけた創意工夫です。
創作者がきちんと職業として成り立ち、技術を鍛錬できる環境が奪われないようにしていただきたいです。
乱文で申し訳ございません。どうか、宜しくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004219

5 エ(イ)　作風や画風と言ったアイデア等が類似するにとどまる生成物についても、著作権侵害を認めてください。自分や、自分の好きなクリエイターの作風と類似した AI 生成物が出力され、利用されているのを見るのは悲しいです。
5 エ(エ)　著作権者が反対の意思を表示することのみをもって、法第 30 条の 4 ただし書に該当するようにしてください。

●受付番号　185001345000004220

自分が創り出したものを他人が無断で無制限に利用できないようにするために生まれた著作権が、無断で無制限に他人の作品を利用して学習させることもできる生成 AI ツールを使って創り出したものに与えられるのはおかしいと思う。通常、アナログにしろデジタルにしろ、表現の際の取捨選択は人間が行い、他人が同時に完全に同じものを作り出せることはなく、そこに唯一性・独自性があるからこそ、著作物として保護されているのだと思う。生成 AI は、全く同じものを学習し、全く同じキーワードで生成を行えば、異なる人物が生成したとしても同じものが作れてしまうという点で、著作物とは言い難いと感じる。生成 AI を絵具や PC ソフトと同じ一種のツールと考えるならば、その学習過程にかなり厳密な制限を設けるべきだと思う。また、生成 AI を使わずに創られた A の著作物に、A の別の著作物を学習させていた生成 AI を使って創作した B が「A に著作権を侵害された」と主張した場合、B に著作物性を認めて、A に著作権侵害を認めるのは、とても難しいのではないかと思う。保護されるべき著作物性の論拠が、学習させた他人の著作物の可能性がある限り、生成 AI を使った創作物は著作権を認めるべきではない。

●受付番号　185001345000004221

AI と著作権について、
何よりも文化や芸術に関して努力している作家方への配慮を一番に重んじて欲しいです。
その配慮が少しでも欠けるのであれば、AI 生成自体を容認すべきではないと思います。
AI 生成の現状を見ていると、本来あるべき芸術や文化が枯れていく様子が見て取れてとても悲しいです。

●受付番号　185001345000004222

生成 AI についてです
生成 AI を開発するために大量のデータが必要であるとのことですが
その「大量のデータ」の中には「商品」として売っているものもたくさんあるはずです。
絵や音楽、小説などの文章を趣味で公開している人もいるでしょうが
「商品」として販売しそれで生計を立てている人にとっては
「商品」を無料で無断で使われたという認識にはならないでしょうか？
通常、なにかを開発をしようという場合には開発費をかけ
機材、材料、環境を整えて行うはずです。
それが AI だからという理由で「商品」を「勝手に無断で」「まるで材料であるかのように」
使うことが許されるのはなぜでしょうか？
例えば、日常会話や何気ない人の行動などであれば
それらは通常商品ではありません
ですので、それらのパターンを収集し AI 開発に使うことができる
というのであれば理解できます
また、AI 開発のみに使用するのであれば
技術革新のため、と思えなくもないです
しかし、これからしようとしているのは「商売」ですね
AI を使用して「商売」をしようとしているのであれば
「商売」のルールで語るべきです
「あなたの作ったものを材料に、加工を加えて商品として売る商売をしたいので
　〇〇円で売ってくれませんか？」
「あなたの作りたい商品の材料としてお役に立てると思いますので
　〇〇円で買いませんか？」
こういった会話ができるようになって始めて
生成 AI が商売として利用できるのだと思います

●受付番号　185001345000004223

・現状、使用ユーザーが他人が作成したものを勉強させただけで我が物顔で使用・利益を得ている。非常に不快である。
文化の退廃を招く危険が非常に高い。

●受付番号　185001345000004224

私は何十年かかけてやっとイラストの体の構造などをちゃんと理解してかけるようになりました。その絵を勝手に読み込まれその上作品として著作権まで得られるなんて絶対にあってはならないことだと思います。他人の絵を勝手に学習して作品を作るなんて倫理的にもおかしいですし無断で多数の作品を読み込まないと出来ない構造のものなんてない方がいいくらおです。

●受付番号　185001345000004225

現在、生成 AI と言われる画像合成ソフトが違法に出回っています。
これの問題は絵や写真を製作者の合意なしに、ソフトに画像を取り込み、
出力しています。さらには児童ポルノ画像もです。
参考 URL
https://forbesjapan.com/articles/detail/68355?read_more=1
本当に許されるざるものをよく分かっていないまま、使用する人であふれています。
この現状を、日本はもっと危機感を持ちただちに使用を中止すべきです。
政治家の方たちも、あまり理解できておらず
AI という言葉の響きだけで判断してらっしゃるのではないでしょうか？
そんなに都合の良いものはまだ現実にはありません。
早く世界に恥を晒し悪質な画像合成ソフトを増長させてしまっていることに
気づき、規制し、そして悪用している者への処罰などを迅速に行うべきです。
クリエイターを馬鹿にする行為も散見されます。
クリエイターがいるからこそ、合成ソフトであたかも素晴らしい作品が出来たかのように
錯覚するレベルの物が出来上がるのです。
また写真、イラストだけでなく色々なホームページから無断で記事を抜きだしたものや人
の音声を取り込み、あたかも本人が喋っているようなものをソフトとして販売しています。
これは、これから音声による証拠が証拠として扱えなくなってしまう
また、冤罪をかけられることも出てくる恐れがあります。
岸田首相も悪用されていましたね。
これからこのようなことが増えていくと考えると胸が苦しくなります。
どうかお願いです。
現在、AI と呼ばれている悪質なソフトの廃止、法の整備をお願いいたします。
赤松議員ではなく、しっかりとした現役のクリエイターで
漫画家の[redacted]先生に意見をお伺いしてください。
また「[redacted]」さんというイラストレーターの方もしっかりと調べていらっしゃいます。
お忙しいところ大変恐れ入りますが
ご確認のほど何卒よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004226

イラスト等は出力した物をそのまま使用する事のみを規制で良いと思う。理由としては、自由な創作活動を維持出来るラインがこの程度だと考えているからです。他も規制は創作物の 3 割程度までがが ai 出力部分となるようなする考えがあります。どちらにせよ現状では権利が侵害されているので早めの規制をお願いします。

●受付番号　185001345000004227

特にサブカルチャー分野に顕著ですが、クリエイティブ業界への政府の積極的な介入は悪手と思われます。既に創作文化は多くのコンテンツや技術と言った文化的資源を蓄積しており最も不足しているのはクリエイターとそれを支える周辺業種の人員であると考えられます。
クールジャパン戦略における生成 AI の利活用の促進策は絶対に廃止すべきものと思われます。
特に画像生成 AI において顕著な問題ですが特定のイラストレーターの作品を集中的に追加学習したモデルを用いて特定のイラストレーターの作品と誤認されるような AI 生成物が大量に投稿される例が実際に発生しており、これに伴って「表現の陳腐化」に類似した現象が発生して評価の高い表現であっても模造品等が氾濫することで見飽きられてしまい急速に評価が低下してしまうのみならず、後述する理由による生成 AI への嫌悪感が当該生成物に対しても向けられることで用いられている特定のイラストレーターの作風に対しても悪印象を持つ人が増える事態にまで至っており、また性的なイラストを描いていないイラストレーターに対する潜在的需要に付け込んで類似した作風の性的 AI 生成物を販売する悪質な生成 AI 使用者も問題になっています。被害を受けたイラストレーターは本人が描いていないにも関わらず「性的なイラストを描く人」の様なレッテルを貼られてしまいイラストレーターとしてのイメージを毀損される事態も生じています。結果として特定のイラストレーターの作風の価値が低下することになります。そしてこの特定のイラストレーターに対する被害は狙い撃ち学習によって数千人イラストレーターの作風が再現可能となっている生成 AI が既に配信されている為に複数人に対し多発的に発生しています。加えて生成 AI の「学習」には著作物に表現された思想・表現を享受する目的が認められる可能性があり、また著作権者の利益を不当に害する可能性があるため、著作権法 30 条の 4 が適用されない可能性があることは文化庁の素案に示された通りです。実際に現行の画像生成 AI に用いられるデータセットは学習段階において収集した画像に対して人間が目視でその特徴(男性や女の子等)や受ける印象(格好いい、可愛い等)に基づくタグを付して整理する工程が含まれておりこれは明らかに著作物に表現された思想・感情を享受する目的が存在しているものと言えます。また、先に述べたように AI 生成物は創作市場において元となった著作物と競合し著作権者の利益を不当に害することとなります。従って生成 AI の学習には著作権法 30 条の 4 は適用されず、生成 AI は無許諾かつ違法に他人の著作物を複製して造られたソフトであるとの評価が広まりつつあります。また、先日のスタンフォード大学の研究において指摘された通り現行の画像生成 AI に用いられるデータセットには、実際の児童の性的虐待被害画像が多数含まれています(参照 purl.stanford.edu/kh752sm9123)。

日本を除く先進国ではこの点が特に大きく問題視されており、先に述べた著作権侵害的な側面と併せて、生成 AI に対する嫌悪感が拡大しもはや憎悪と呼ぶべき段階にまで達しています。
また日本の創作物が海外において高い評価を得ている現状も考慮すれば日本政府主導で生成 AI の利活用を促進する政策は、日本の創作物全般に対して「実は生成 AI を使用しているのではないか？」と海外からの疑念を招き結果として創作市場における評価と信頼を失墜する事態に陥る危険性があります。なお以上の懸念事項を度外視したとしても、生成 AI が日本国の知的財産貿易収支を改善することはありません。既に国際社会は生成 AI の規制に舵を切っています。これは生成 ＡＩの知的財産に対する搾取という問題に加えてディープフェイクによる情報汚染や個人の人格権侵害の問題をも考慮して行われているものです。国際社会が生成 AI を規制する中、日本のみが生成 AI の利活用を促進する姿勢を取り続ければどのような印象を持たれるか先述の知的財産搾取問題とディープフェイク問題を野放しにするどころか積極的に侵害行為を振り撒こうとしているとさえ受け取られるでしょう。そうなれば生成 AI を規制する国の知財市場からは日本産知的財産は排除されることは想像に難くありません。則ち生成 AI に対しては最低でも国際社会と同水準の規制が必要不可欠であり、現に規制レースに出遅れて既に信頼を失いつつある日本が知財市場において再び信頼を取り戻す為には国際標準以上に厳格な規制をし知的財産の搾取とディープフェイクを排除していく必要があると言えます。より踏み込んだ表現を取れば、クールジャパン戦略においては、生成 AI の利活用を促進するのではなく積極的に生成 AI 規制を議論する方が日本の国際的な競争力の強化に繋がるものと言えるでしょう。

●受付番号　185001345000004228

項目３（１）について:
人間全体のリテラシーが十分なレベルに達するまで、厳しく規制すべきである。
著作権以前の問題として、生成 AI を利用する人間が
既存の作品（ないしは文化や歴史）に付随する文脈や意味、人の意志などを認識出来ておらず、それに対するリスペクト"が存在しないのが一番の問題だと考えます。"

●受付番号　185001345000004229

生成 AI は規制、最低でも免許制にして欲しい
手描きと AI 絵の判別がつかず混乱する。
情報の混乱、フェイク情報となり害が多い。
著作権にもふれる。
人の製作者への冒涜となり見てて不愉快になります。
反対します。

●受付番号　185001345000004230

・はじめにで書かれた「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という表現は撤回してください
現状の生成 AI はクリエイターのイラストや音声を学習し生成を行うものが大多数であり、実態は創作者の海賊版を作るツールと考えています。そのツールの使用者を人の手で創作するクリエイターと同一に呼ぶような表現は侮辱と取られても仕方がありません
・他人のイラストを使用した AI 作品であっても AI への指示や入力に努力があれば著作権が付くように読み取れましたがその判断は誰がする？判断は可能？なのでしょうか。また AI 生成に著作権が付くことにより、人間本人が今後生み出す表現の幅も埋もれてしまうの考えます。
AI 生成物に著作権をつけるのは反対です

●受付番号　185001345000004231

・AI 学習に使われたくないことを表明しているイラストレーターの絵が学習リストに含まれている画像生成 AI を使って、そのイラストレーターの絵柄で自殺教唆のようなイラストや性的なイラストを生成し、その生成モデルを販売している人がいる。イラストレーターからやめてほしいと言われても止めずに、包丁の写真などを送って脅していた。そういった、イラストレーターの権利を侵害し、加害する目的で使われるのであれば AI を使うリスクの方が大きいと思う。(テクノロジーで人を加害したくない)
・音楽や絵の AI 生成物が比較的短時間で作れるため、音楽配信サービスで特定アーティストと誤認させるような AI 生成楽曲(そのジャケット)が出てきており、音楽配信サービスの利便性が下がっている。意図的に誤認させて金を稼ごうという倫理観に欠けた使い方をされる場面が多すぎる。(広告付きの情報サイトの生成等も加速的に行われている)
・すでにネット上にある写真などから特定人物の顔がついたエロコンテンツの生成が行われており、他者に対して侮辱的な Ai の使われ方がされている
・周りではあまり AI を使っていないし、自分も使っていない。音楽や学習に使われたものの権利者が、使われたくない場合に学習リストから外してもらえないのであれば、規制されているほうが良い。

●受付番号　185001345000004232

生成 AI によるイラスト制作技術は、今後ともぜひ広く皆が活用できるようにするべきだと思います。従来は、イラストを描くという技術が限られた人間に独占されていたため、それらを持つ人間が、イラストを餌に SNS 上でフォロワーを集め、発言力や影響力を持っていました。ですが、生成 AI によってイラストを作成するという技術が、何かを形にしたいと思うすべての人に開かれれば、いままでそのような人たちに声を封殺されていた人が、自分の創造力を発揮し、新たな声を上げることができると思います。
また、生成 AI によるイラスト制作は、中国をはじめ諸外国に広く取り入れられています。日本だけが、クリエイターのお気持ちに忖度して生成 AI の使用を自粛すれば、必ず生成 AI を活用している国に、文化面でも追い抜かれてしまうと思います。
政府には、生成 AI の使用が法的にも倫理的にも問題ないものだと打ち出して、インターネット上に蔓延る生成 AI は悪だというお気持ちを根絶していただきたいです。

●受付番号　185001345000004233

創作をしている者です。
生成 AI の学習に自分の絵が無断で使用され、似たような絵を日々量産されているという地獄のような状態が続いています。
AI を使って何かを生み出せるという技術自体は素晴らしいものですが、現状の利用者は他人のイラストを無断で使用して関係のない第三者が金稼ぎをしている無法地帯状態です。
苦言を呈したり、自身の制作物を読み込まないでほしいと声をあげたクリエイター側が「殺す」「死ね」など生成 AI 利用者から脅されているような状況も続いています。
特にタチが悪いのは「[redacted]」このまとめのような生成 AI 利用者のリテラシーのなさ、著作権意識の無さ、人としての未熟さです。
「必ず自身の著作物を学習元に使用すること」「無断で他人のイラストや制作物を読み込んだ痕跡を見つけた場合、重い刑に処すこと(無断利用者の中には生活保護利用者も多く、金額での賠償では支払われない可能性があります。)」を法律で制定してほしいです。
また、「生成 AI の制作物には必ずウォーターマークや AI 生成とわかる証拠が残る」「学習元の記録が消せない形で残る」ように生成側の規制をしていただきたいです。
クールジャパンとまで呼ばれ、世界中に愛されている日本のクリエイターの著作物をどうか守ってください。
このままの無法地帯が続けば日本のクリエイターは激減し、漫画、アニメーション文化は衰退します。

●受付番号　185001345000004234

5(1)について
学習と言いますがAIの全てを完璧に記憶出来る性質上、AIで生成できるのはコラージュやコピーの域を出ずいくらプロンプトをこってもコラージュを凝った事にしかすぎないと思います。元データに依存しすぎです。
その為、AIでの元データは著作権切れと著作権の買い取られた物に限られる必要があると思います。

●受付番号　185001345000004235

生成 AI の技術自体は素晴らしいと思うが、既存の創作物が無許可で学習データとして利用されるのは問題があると思っている。

●受付番号　185001345000004236

他者の創作物を「学習・発表」することは、窃取した著作物の切り貼りを自分のものとして発表することにほかなりません。これは他者の権利の侵害です。
「安く依頼して AI に学習させてしまえばいい」「あなたの作品は AI で生成したものではないか？」といった扱いはすべてのクリエイターの意欲を阻害し、ひいては文化の衰退に繋がると私は考えています。
また、生成 AI は「他者を騙る」ことができてしまいます。
イラストレーターの画風を学習し、そのイラストレーターが公序良俗に反するイラストを描いていると周囲に誤認させる。SNS の他人の写真をポルノのように変換する、背格好を学習して学習元の人物が犯罪行為をしているディープフェイクを作り出す。
こういった名誉毀損、犯罪に巻き込まれる確率の上昇など、AI 生成が野放しにされている現状には非常に危機感を覚えます。他者の目に触れる場所に AI 生成のものをアップする際は必ず AI 生成であることを明記する、他者の目に触れる場所には他者に権利があるものを学習した AI によるものを使わない、などの厳格な規則・罰則が必要です。

●受付番号　185001345000004237

AI の著作権、生成について。
現状、国内海外含む AI 技術の使用は「文化」「知的財産」の崩壊に繋がると思います。
アニメーションやクールジャパンと言われる文化の問題だけでなく、国がつくる重要文化財すら学習と称して悪質な改造をされては「文化の崩壊」は進んでいくだけでしょう。
更にそこに AI 生成に著作権をつければ、著作権の上書きとして悪用され、金銭が発生し犯罪にも繋がる恐れがあります。
既に AI 生成は「文化をつくる人間」の権利侵害を行っており、生成したものに著作権という権利を与える事は推奨できません。
「作品の著作権をもつクリエイターや文化財」の同意をえられていない AI 生成物は「盗作」と同義です。
盗作や侮辱的な犯罪を推奨するような法案をせず、今あるクリエイター達が築いてきた文化を守る法案をすすめるよう願います。

●受付番号　185001345000004238

他人の絵を参考にして人間が練習して出力するならともかく、機械が他人の絵をそっくりそのまま学習して何のアレンジも加えないまま出力した物に著作権が与えられるのは、学習元の絵を描いた人が損をするだけである。それはただのパクリ行為である。パクられた人は、なんの努力もしていない人間がボタンを押すだけで仕事や地位を奪われる。AI で出力した物には、学習元の絵以外に一切の著作権は発生するべきではない。人間が絵を描く仕事を奪われるだけの問題ではない。他人の努力で飯を食う人が増えるだけである。

●受付番号　185001345000004239

生成 AI に模倣された場合、または、素材として取り込まれた場合、無断使用や望まぬかたちで利用された作家側の権利はどうなるのか。
さらにはその権利を主張するために作家側が証明すべき証拠等、法的にきちんと決めて、明示してからでないと、AI の運用は慎重にすべきである。
上記をクリアーにしたうえでの運用でなくては、クリエイターの利益を著しく損なう恐れがあり、日本のクリエイターの創作意欲を喪失および、文化の衰退を招く可能性がある。
上記問題をふまえて、生成 AI は明示されたルール、法的整備が整った状態で、その規則内で運用を明確に契約等交わした者（または企業）のみ使用できるなどの、制限をつけるべきである。
また、その規則を破り、他クリエイターに損害を与えた場合の罰則なども広く公表され、また、表現者が利益などの侵害を受けた場合、速やかに申立てできるような窓口を開設し、申請方法を明示すべきである。
プロアマ問わず、現在活躍しているすべてのクリエイターおよび表現者にとって、利益を侵害されない、または、侵害された場合は複雑な手続き等の負担を可能な限り少なく申立てが可能なシステムが構築されたのちに AI を活用していくべきである。

●受付番号　185001345000004240

生成 AI の技術自体はとてもすごいものだと思います。
ただし、その利用者のモラルがあまりにもひどく、結果的に嫌な気持ちになっています。
生成 AI で、画風を真似し、嫌がらせ、殺害予告などをされているというツイートも見かけました（[redacted]）
また、生成 AI を用いて、そのイラストのポスターをオークションなどに出品する人もいます。
我々にはまだ早かったのかもしれません。
せめて、ドローンのように免許制(か資格制)にして、利用する人にモラルや刑罰を学んでもらい、それでも嫌がらせを行うなら刑を与える、というのはどうでしょうか。

●受付番号　185001345000004241

意見１　学習させない権利
意見２　生成 AI の出力画像が自分のものと誤解されたくない［消極的表現の自由］
意見３　知的労働への対価
意見４　生成 AI の出力画像を販売する者の登録制度
意見５　不正競争防止法　マリオのコスチュームのパターン（商品等表示）［知名度のある絵柄の保護］
意見６　品質誤認の防止、罰則
これらを守っていただかないとクリエイターの仕事が奪われます。必ずこの意見を通していただきたいです。

●受付番号　185001345000004242

AI によって生成された画像等の創作物は、誰がどのように何度試行して生成されたものだとしても、決して著作権を認めるべきでないと考えます。
Stable diffusion などのイラスト生成 AI を例にあげて言えば、それらを利用して画像を生成することにはなんの創造性もなく、また芸術の本質である人間の感情等の表現"も現れることはありません。"

●受付番号　185001345000004243

画像生成に関しては生成自体．サービスの利用自体から規制していかなくては意味がないと感じる。利用によって現在利益を得ているのは文化活動をしていない層であり、指揮者の想定として多く見られる「創作者が、創作的活動の補助として」利用しているユーザは多くない。利より損が大きい。
特定のクリエイターの学習データのみをくわせたものはそのクリエイターから搾取し価値を奪う。学習画像を規制したところで、発覚しない。ばれない罪はない罪として扱われる。
生成技術はサービスへの接続が成り立たなければおこなえないものなのだから後手に回って後から規制するよりもサービスの利用を規制すべき。

●受付番号　185001345000004244

表案の全項目を確認させていただきました。
特に特定のクリエイターの少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行い、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成する行為に関しまして、実際に SNS 上で半ば嫌がらせのような目的で悪用されている事例があります。
該当のクリエイター本人が甚大な精神的苦痛を受け、該当 AI 生成物生成者本人にやめるよう訴えても聞き入れられず、そして弁護士に相談をしても法制度が AI に追いついていないことから具体的な措置を行うことができず、泣き寝入りするという例が発生しています。
また、（１）学習・開発段階の項における、【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】の（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて、より慎重な検討を求めます。
既に特定のクリエイター層が、「こんなものは AI が描いたような絵柄だ」という批判を受け、絵柄を変えざるを得ない、もしくは精神的苦痛を受けながらもただ耐える外ないという現状に立たされています。AI 生成物が精巧になればなるほど、人の手で作られたものの扱いは軽視され、クリエイター側が被害を被るのが現状です。
こういった事態への差別化として、AI 生成物の取り扱いに於いて、人の手で作られるものとは別の扱いを設けるべきと考えています。
クリエイターの未来のことを考え、どうか慎重なご判断をお願いします。特に個人で活動しているクリエイターは、一枚の絵を描くのに何日も、時には一週間以上もの日数を費やすことさえあります。数分から数時間程度指示をしただけの生成物が代替にされるとなれば、クリエイターは皆筆を折ることになるでしょう。
日本という国の知的財産が世界的に高い評価を受けているからこそ、どうか生成 AI によって受けるクリエイター側の被害について、今一度ご考慮頂きたいです。どうかよろしくお願いします。

●受付番号　185001345000004245

【個人】
(1)ウ：
>入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。
とありますが、学習データあっての生成物であるはずです。学習データが汚染されると生成物も汚染されてしまうという事例のとおり、良質な学習データが必要不可欠であり、完全な切り貼りでは無くても学習データが重要なことは一目瞭然かと思います。
そのため、サービスとして成り立っている、もしくは今後サービスとして公開する生成 AI は全て、著作権者に対して正当な報酬を支払う必要があると考えます。
(5)エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について:
私はイラスト素材をネットで販売することで利益を得ています。
人と AI の作業スピードを比較すると、明らかに AI の方がスピードが速く、大量の素材を短時間で生成することができます。
イラスト素材を販売するサイトに両者が投稿した場合、AI の作ったもので検索結果が埋まっていってしまいます。検索結果の上位にイラストが表示されなければ、当然売り上げも減ってしまいます。
自分を含む同じサイトに投稿している人のイラストを学習したかもしれない AI によって販売機会が損なわれている状態は、利益を不当に害しているといえるのではないでしょうか？
それは、個人でイラストを受注している人の場合でも同じことが言えると思います。絵柄に著作権は無いとはいえ、イラストレーターとしての重要な商品の魅力の 1 つであるはずです。
絵柄を学習され、似ている絵柄のイラストを生成できるようになったために仕事が減ってしまったら、利益を不当に害されていると思います。
学習した絵柄で生成したイラストを販売されることも同じだと思います。
また、生成 AI を開発することによって利益が発生しなければ事業として取り組むメリットがなく、多かれ少なかれ何らかの利益を享受しているのではないでしょうか？
>他方で、AI 学習のための著作物の複製等を防止するための、機械可読な方法による技術的な措置としては、現時点において既に広く行われているものが見受けられる。こうした措置をとることについては、著作権法上、特段の制限は設けられておらず、権利者やウェブサイトの管理者の判断によって自由に行うことが可能である。

とありますが、例えば商品として販売したイラストは購入者が自由に使用することができるため、著作権者が複製や学習の防止措置をすることは不可能です。
最低限、
・学習には許諾が必要
・学習元のデータを明確にする必要がある
・すでに無断で学習されてしまっている場合、著作権者が学習データからの削除を求めた場合応じる必要がある
という事は事業者に課す必要があるのではないでしょうか？
(5)カ:
日々大量に生成される AI 画像に対し常に目を光らせ、もし著作権が侵害されていると感じた場合に全てを訴えるというのは現実的ではないと思います。
無断で使用されている側の労力が大きすぎるのではないでしょうか？
そのためにも、サービスとして世に出される生成 AI については、許可されたデータのみで学習するべきだと思います。

●受付番号　185001345000004246

求められている意見に沿ってない可能性がありますが、自分の意見としては作家本人以外が勝手にその作家の作品、即ち財産(私も絵を描いているのですが絵は時間の積み重ね、研鑽の繰り返しによってやっと生み出されるようになるその人にとっての宝物と私は考えています)を盗みその人を騙り、中身もクソもないつまらない絵をただ単に消費コンテンツとして生み出されるのは、人の作品が好きな私にとっても耐え難い屈辱的な行為です。
前置きが長くなりましたが、私はAI絵に著作権が適応されるのには反対です。AI絵全てに対して否定するわけではありませんが､純粋にAI絵を使い想像を広げている人がいる傍ら、先ほども申した通り財産を盗みそれを使い益を出し私腹を肥やす人がいます。
私の認知の範囲が低いだけかもしれませんが、見分ける事など絵に触れてない方々には難しい可能性がございますが。人の財産を奪う者に益が出ないようにする事、そしてAI絵には勝手に絵を使わた際にはその使った人に対して作家本人が法的処置を下せるようになるなど、もっと絵に対する評価や地位を高めていって欲しいです。
最後に脅すような文になってしまいますが私はこう思っていることを伝えさせてください。
AI 絵に絵を勝手に使われ筆を折る人もいます、このままだと日本の美術文化は更に低迷していく事だと思っています。どうか、人の財産を奪う人を許さないでください。
あまり美術に対して興味ない方からしたらそんなもので騒ぐのかと思われる可能性もありますが、この絵で生活している人もいます。
作家御本人が作成したと公言しない怪しいAI絵に著作権を与えてはいけないと私は思います。

●受付番号　185001345000004247

生成 AI で作成した画像へ生成 AI で作成したことがわかる様にロゴ等でマーキングすることを義務付ける、また、生成 AI で作成した画像等で収入を得ることを禁止するべきだと思います。
また、誰かの著作物(実際に人が作ったもの、描いたもの等)を勝手に学習した AI より生成されたものには著作権を与えないようにすべきです。
せめて、自分が作成した画像等のみを学習させて作成した画像はオッケーという形も良いのではないかと思います。
生成 AI の進化を完全に止めてしまうことは他国に遅れをとってしまう可能性があるし、生成 AI は今後役に立つ、労働者の手助けになってくれる存在になってくれるとは思っていますが、創作活動を行なっている人や、それで生活している方々が今後活動していけなくなってしまう(価値がなくなってしまう)のは良くないことだと思います。創作活動者が守られるような法の整備をお願いいたします。

●受付番号　185001345000004248

AI 生成物の著作権性について、資料を拝読した限り、生成の試行回数や指示内容によって、創作的寄与があると評価される可能性がある旨を記載されておりますが、そもそもその点について客観的に創作的寄与があるかどうかを判断することは困難であり、また該当の記載は、「既に第三者の手で創作された複数の創作物を用いて、生成 AI のプロンプトを工夫して、生成の試行回数を増やしながら生成した物に対して著作権を付与する」ということが読み取れます。
これは、明らかに創作者が本来有する権利を侵害する行為であり、最終的に芸術の分野や創作の文化を衰退させる要因になりうると予測されます。
AI 生成物の扱いについては、著作物と扱いを同等にすべきではなく、生成物には著作権を付与されるべきではないと考えます。
まずは生成に使用されることが容易に予想される著作物に対する権利を保護することが最優先事項であり、生成を拒否するアーティストの容認、つまり生成が拒否された著作物に対しての明確な保護ならびにアーティストに対して無断で生成する業者の明確な罰則等も明記した上で、客観的に見て論理的にも道徳的にも創作物ならびに作者であるアーティストの権利が明確に保護された状態を整えることで、初めて生成 AI を用いた技術発展に関する議論が展開されるべきだと考えます。

●受付番号　185001345000004249

明らかにクリエイター側の
著作権を無視した AI 学習を
許容することに対し、
異議を申し上げます。
AI における制作物は、
クリエイターの許諾を得ずに
一方的に搾取されたものであり、
学習を許可したものでは無く、
非合法であると言えます。
文化庁は犯罪を助長しています。
クリエイターの権利を一方的に
無視し、文化庁としてあるまじき
見解を述べることに戦慄を覚えます。
国家として、知的財産権を
どのように考えておりますか？
AI 学習における未来思考から、
クリエイターの権利を無視した
行動に異をとなえますし、
あってはならないと考えています。
AI における搾取を見直してください、
現時点ですでに違法行為が横行しており、
何ら対策を打っていない国が
犯罪を助長するなどあってはならないことです。
AI 使用者はそもそもクリエイターではありません。
泥棒です。
むしろ、クリエイター側の著作権及び
知的財産権を早急に保護してください、
泥棒に搾取される現状を打破していただきたい。
法を守ってください。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004250

・「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」というものは存在しない。
・生成の方法に創作性があれば別の著作物、あるいは生成後にのような言いようだが、理解しかねる。
たとえば感覚としてミケランジェロの絵を全て読ませて出力したものに丸印だけをつけたようなものはその人の著作か？冷静に考えてほしい
・生成サービスの利用自体が盗難の温床となる。利用の検討などというのは権利が適切に守られてから初めて開始すれば良い。

●受付番号　185001345000004251

AI の作ったものに修正や加工などを行うとその人に著作権が発生するということがおかしいと思いました。もし修正など行なっても、その絵は AI がつくったものであり、その人自身が作ったものではないからです。そんなことで著作権が発生してしまうと、AI と人の作ったものの境目がなくなり、芸術というものがなくなってしまうと思います。それに、AI では数十秒で作れても、絵を描く人たちは一枚の絵を何時間もかけて命を削りながら描いています。同等に扱ってはいけないと私は思います。AI が悪徳商売人などに使われてしまうことが心配です。人の絵柄を勝手に AI に読み込ませて作っている人もいます。はっきりとした線引きが必要だと感じます。

●受付番号　185001345000004252

私が人生で最も愛する先生のイラストが模倣され、その先生が鬱病にまで追い込まれています。
私が鬱病から立ち直るきっかけをくれた人が、他者からの悪意で鬱になっています。
その手段として用いられたのが AI です。
便利なものだというのは分かります。
しかし、他人を害するための武器にもなり得る便利さです。
完全規制とまではいかずも、免許や資格などを通じて良識ある人の手にのみ技術が委ねられるようにして頂きたいと思います。

●受付番号　185001345000004253

生成物の著作性について
そもそもAI学習に用いられているイラストもネット上にある著作権を有するイラストがほとんどであるため、それらを無断で学習、生成し「これは生成者の創作物だ」とすること自体が著作権侵害のように思える。
AI生成物へ少々加筆した程度で著作権を主張するのは、盗作行為、自作発言だと思う。

●受付番号　185001345000004254

長文のため、分割して送付する
１／４
１．はじめに
「人間が自らの手で作成したものと見まがうようなコンテンツを生み出すことが可能となってきた。」
→現状では「人間が作成したもの」と「生成 AI が作成したもの」の判別が困難であり、景品表示法違反にあたりかねない事案が発生しているように思われる。これまで歴史的に培われてきた創作という文化を守るためには、法による規制が必要だと考える。
「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」
→「生成 AI の利用を中心に据え」ている者をはたして「クリエイター」と呼べるのか、甚だ疑問である。
２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
　イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為
「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為」
「著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないもの」
→生成 AI を使用する上で「学習元となる著作物の視聴」が「視聴者等の知的・精神的欲求を満たす」ことはほとんどないであろうが、生成 AI が生成した著作物は「視聴者等の知的・精神的欲求を満たす」目的で作られたもののはずである。これらをまとめて「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為」とされることに強い違和感を持っている。
３．生成 AI の技術的な背景について
「学習に用いるデータの質及び量が、その性能の決定に大きな影響を与えると言われている。」
→生成 AI の使用において重要となる「学習に用いるデータ」を創作した著作者に正当な対価を払わないことは倫理的に看過しがたく、法整備を行なうべきである。
「生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」
→「情報解析」して「生成」している時点で「学習データの切り貼り」が発生していないとは言いがたいと考える。
４．関係者からの様々な懸念の声について
→いずれの記述においても、非常に懸念している。これらの懸念を完全に払拭できない限り、営利を目的としない個人の使用を除いた生成 AI の使用には強い不安と不満を持っている。

●受付番号　185001345000004255

自身が、長い間培うことで生まれた自分自身の絵の癖や技術を、AI により簡単に奪われてしまうと制作する意欲がなくなる。
人間から美術的な技術を学ぼうとする意欲を大きく削ぐ原因になりえると考える。
日本の美術的技術の進歩を衰えさせると強く感じた。
AI については否定的ではないが、自らの手で描くクリエイターを 1 番に大切にするべきであり、AI を使用して生成される画像はイラストでも美術でもない。
人間から創造性を奪わないで欲しい。

●受付番号　185001345000004256

生成 AI について、個人的に感じた事、意見などを書き込ませて頂きます
まず前提として私は、生成 AI については全面規制又はかなり厳しい規制をすべきだと思います
その理由、意見として
1 模倣された創作者の筆を折る可能性がある(実際に創作をやめてしまった方もいる)
2 模倣された創作者の商業的利益が減る可能性［実際にそういう被害あり)
3 創作者に対する心ないコメントなどが送られるようになった （例　このイラスト生成 AI 使ってるんでしょ？　など)
4 創作者のアイデンティティを破壊している事
5 生成 AI を使った悪質なポルノ、児童ポルノなどを生成し性被害が発生する可能性(その人の写真などを読み込ませ、裸の画像を本人の許可なく生成する、それをネットに公開するなど) (事例あり)
6 生成 AI が進化、発展を続けた場合、創作という概念自体が破壊されかねない可能性
7 創作業界、界隈の雰囲気が悪化してる現状
8 生成 AI の進化による創作業界の衰退の可能性が高いという事
9 生成 AI の模倣防止の為の創作者による創作物の公開停止により素晴らしい作品が閲覧不可になっている現状
などの理由から生成 AI を厳しい規制、取り締まりを行って頂きたいと強く思います
創作者、創作界隈を守る為にもしっかりと考えてもらいたいと願っております
ただない文章で申し訳ありません

●受付番号　185001345000004257

長文のため、分割して送付する
２／４
５．各論点について
注 13「例えば、AI 学習を行う者が、生成 AI による生成物を観賞して楽しむ等の目的を有していたとしても、これによって開発・学習段階における法第 80 条の 4 の適用が否定されるものではないと考えられる。」
→全く納得できない。先述の通り、生成 AI の使用において重要となる「学習に用いるデータ」を創作した著作者に正当な対価を払わないことは倫理的に看過しがたい。重要なものなのであれば、相応の対価を払うことは社会的な不文律である。現状、人間のクリエーターに対しても相応の対価が払われているとは言いにくいと思うが、だから生成 AI でも対価を払わずとも良いというわけではなく、人間のクリエーターにおいても保障されるべきものだと考える。
（１）学習・開発段階
イ「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について
（イ）
「他方で、学習データの著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力することが目的であるとは評価されない場合は、享受目的が併存しないと考えられる。」
→「何が目的か」を一体どうやって評価するのか、甚だ疑問である。
「なお、生成・利用段階において、AI が学習した著作物と創作的表現が共通した生成物が生成される事例があったとしても、通常、このような事実のみをもって開発・学習段階における享受目的の存在を推認することまではできず、法第 30 条の 4 の適用は直ちに否定されるものではないと考えられる。」
→生成物だけを見て「享受目的の存在を推認することまではでき」ないからこそ、学習データの出典を明確にする必要があるのではないか。
エ　著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
（エ）
「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。」
→倫理的に疑問である。
（オ）
「AI 学習のため、インターネット上において学習データを収集する場合、収集対象のデータに、海賊版等の、著作権を侵害してアップロードされた複製物が含まれている場合もあり得る。」

→これは確実に起こ（ってい）ると考える。インターネット上において、無断転載等の著作権侵害はもはや日常茶飯事であり、一個人として現状には精神的に苦痛を感じている。今回の議論を機にもっと周知されてほしい問題である。
カ　AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について
（イ）
「AI 学習により作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によって作成された物」には該当しないと考えられる。」
→一個人として「該当する」と考える。
「AI 学習により作成された学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる。」
→全く納得できない。モデルの作成過程に違法行為が含まれる以上、廃棄請求は当然の措置だと考えられる（注 29 に同意する）。
注 31「AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、学習に用いられた特定の著作物による学習済モデルへの影響を取り除く措置を請求することは、現時点では、その技術的な実現可能性や、技術的に可能としてもこれに要する時間的・費用的負担の重さ等（例えば特定の学習データを学習用データセットから除去した状態で再度学習済モデルの作成を行う場合、当初の学習と同程度の時間的・費用的負担が生じると考えられる。）から、通常、このような措置の請求は認められないと考えられる。」
→なぜ「著作権侵害者の都合に合わせて（負担を軽くするために）罰を与えない」ことになっているのか、全く理解できない。
キ　AI 学習における、法第 30 条の 4 に規定する「必要と認められる限度」について
「大量のデータを必要とする機械学習（深層学習）の性質を踏まえると、AI 学習のために複製等を行う著作物の量が大量であることをもって、「必要と認められる限度」を超えると評価されるものではないと考えられる。」
→「必要と認められる限度」が明確でないことは問題ではないのか。
（２）生成・利用段階
ア
「AI 利用者が、自らが知りえない環境で開発された生成 AI を創作活動に使っていることなど、人間が AI を使わずに行う創作活動と異なる点」
→この点において「１．はじめに」についても述べたように、「AI 利用者」は「クリエイター」とは呼べないと考える。

●受付番号　185001345000004258

AI 絵のせいで精巧に描かれたイラストが頑張った人の手ではなく、AI なのではないかと疑われるのが良くない風潮になってしまっていると思いました。しかも AI 絵でよく見る絵柄の価値も AI のせいで価値を殺しています。AI 絵は規制をかけるか申請制など許可いるものにしてほしいです。

●受付番号　185001345000004259

AI が収集する情報は必ず他者の創造物で成り立っていると考えており、その土台から生み出された以上、生成されたものに対して著作権を与えることに反対です。

●受付番号　185001345000004260

項目：【著作権者の利益を不要に害することとなる場合について】
（イ）
・こちらの素案は一貫して法第 30 条の 4 が生成 AI を使用した作成物群に適用されるか否かという論点で進められています。しかし、生成 AI に既存の著作物を読み込ませ、部分的にでも読み込ませた著作物を改変した何かを出力すること自体が、読み込まれた著作物を作成した著作権者の「著作人格権」を侵害してはいないのでしょうか？
・すでに日本から使用できるフリマサイト（SKIMA、BOOTH など）では、生成 AI の作品の売買が行われ著作権の侵害が問題になっています。他者の著作物を読み込ませて生成したものについては、少なくとも販売などで利益を得る目的での使用を禁止するべきだと思います。

●受付番号　185001345000004261

・作家さんが生成 AI に模倣されて嫌な思いや、仕事を失っている機会を目にしたので、どうにかしてほしい。
・AI 絵を AI 出力と明記せず、インプレッション稼ぎや、悪用などされないようにして欲しい。
・生産者と消費者の間で、必ず AI 出力であるか否かを合意した上で取引を行いたい。
そのために現行のような無法地帯ではなく、法整備をして欲しい。例えば免許制にするなど。
それが出来ないうちは規制して欲しい。

●受付番号　185001345000004262

長年培ってきた技術を無断で安易に使用し、その出所を記載せず自身の作品として発表することは、著作者の尊厳を踏みにじる不当な行為だと思います。

●受付番号　185001345000004263

長文のため、分割して送付する
３／４
５．各論点について
（３）生成物の著作物性について
イ
「AI 生成物を生成するに当たって、創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示は、創作的寄与があると評価される可能性を高めると考えられる。他方で、長大な指示であったとしても、創作的表現に至らないアイデアを示すにとどまる指示は、創作的寄与の判断に影響しないと考えられる。」
→全く納得できない。むしろ前者と後者が逆だと直感的に思う。例えばであるが、イラストレーターが「○○な○○を描いてください」と依頼を受けて描いた著作物に関して、依頼者に創作的寄与があると評価されるのか、甚だ疑問である。
（４）その他の論点について
「AI 開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することにより、著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されるものではない」
→「利益が害され」なくとも現状「精神的な苦痛を与えられ」ているクリエイターは存在しており、それを無視することは倫理的に看過できない。
「対価還元の手段として、著作権法において補償金制度を導入することは理論的な説明が困難であると考えられる。」
→「補償金制度」を求めているクリエイターは管見の限りいないが、「無断学習しないでくれ」と主張しているクリエイターは数多く目にしている。

●受付番号　185001345000004264

長文のため、分割して送付する
４／４
私は、「著作物が生成 AI に無断学習される」ことについて、規制が必要だと考えている。
著作者は、自身の著作物を「何らかの評価を与えてくれる人間」ではなく、「膨大な著作物のうちの一つにすぎないデータとしか見ない生成 AI」に利用されることは基本的に想定していないと思われる。
さらに、「ネット上に公開されている著作物は誰でも無料で閲覧、利用することができる」かもしれないが、それは「非営利目的の個人利用」「教育および研究を目的とした利用」「高度な情報提供を目的とした利用」といったものの範疇に収まるものであり、「公開されている著作物を対価を払わずに無断使用し、営利目的で用いる生成 AI に利用する」ことは「著作権」を侵害している行為だと考えられる。
「著作権」が存在する日本の法制度において、仮に「生成 AI の創作活動を人間の創作活動と同等だと捉える」のであれば、その学習元となる著作物に関しても著作権を遵守すべきである。「人間は著作権侵害をしてはいけないが、生成 AI は著作権を侵害してもよい」とは到底承知できない。
学習元となるデータが「著作権を侵害していない」ことを担保するためには、生成 AI の学習元となるデータを、学習元となることを承諾した著作者の著作物に限るしかないと考えられる。こういった規制が早急に必要だと考える。
また、「他の著作物からの学習」について「人間も生成 AI と同様に学習している」といった指摘があるが、例えば、人間は誰でも見たものを見た通りにそのまま描けるわけではない。見たもの、自身の経験、能力その他様々な要素を総合した上で、自身の力量の範囲内でアウトプットしているのであり、生成 AI が膨大なデータを分析した上でロジカルにアウトプットしている行為とは似て非なるものであると考える。
生成 AI に係る問題によって傷ついたり悩まされたりしているクリエイターは確実に存在しており、生成 AI が規制されず創作活動の場が無法地帯となることはクリエイターの創作意欲を削ぎ、創作の手が減ってしまうことに繋がる。これは、創作物の一消費者として、とても看過できない問題である。
さらに、クリエイターが創作活動をやめてしまうと、生成 AI の学習元となる著作物も新しく生み出されなくなり、将来、生成 AI の発展にも限界がくると想像される。そうなった時に生成 AI がお役御免となりクリエイターの手もすでに無くなっていれば、後には何も残らないのではないだろうか。
今、日本が誇るマンガ・アニメ文化を支えるクリエイターを蔑ろにすれば、結果的には、文化が衰退するだけだと考えられる。これは日本文化においても重大な損失である。

ここまで、イラストなどを著作物とし、著作者を「クリエイター」と述べてきたが、写真なども主要な著作物であり、写真を撮ったことがないという人間は、日本においては稀な方の存在だろう。

既に海外では政治家をはじめとした様々な AI 悪用の例が出ているが、「自身の写真を学習した生成 AI がフェイク画像に利用される」ことを歓迎する人間は少数だと言わざるを得ないのでないだろうか。そういったものは身内の遊び程度で小規模にとどめるべきであり、生成 AI の使用拡大によってこの範囲が広がることに強く不安を抱いている。実在の人物の写真からポルノ画像を生成するなど、「他人の尊厳を破壊する」ことが容易にできてしまうものは規制するべきだと考えるのはおかしいだろうか。

機械化による生活水準の向上と同列に語る意見も見られるが、生成 AI に関しては技術発展による恩恵は、様々なコンテンツを楽しむ一消費者として、ほとんど感じておらず、むしろその真逆に進んでいるように感じている。

「得ていた利益が無くなる」のではなく「守られていた尊厳が損なわれる」、つまり、プラスからゼロではなくゼロからマイナスという感覚である。

一消費者としてはクリエイターの尊厳が守られることを、一人の人間としては自分の尊厳が守られることを願う。

●受付番号　185001345000004265

海外では絵が無断でAIの学習用に取り込まれたりが問題になっていますが、このままいろいろな絵を学習させていきどんどんAIが要望に対して高精度な絵を出力できるようになると、おそらく企業による依頼は激減し絵描きは少なからず廃業していくと予想しています。絵描きが減るとどうなるかという想像なのですが、徐々に一部の売れっ子の絵描きとAI出力に寄る似たりよったりの絵で溢れていき多様性が失われていくと思われます。そうなってくると未来の大ヒット作家などの芽も潰され、クールジャパンとやらも徐々に衰滅していくでしょう。学問研究の分野で選択と集中とかいう馬鹿げた手法が各方面から批判されていますが、自分は 1 つの成功には開かれた自由な環境と大きい分母が必要なのだと思っています。

●受付番号　185001345000004266

５．(1).イ．（イ）
○ なお、生成・利用段階において、AI が学習した著作物と創作的表現が共通した生成物が生成される事例があったとしても、通常、このような事実のみをもって開発・学習段階における享受目的の存在を推認することまではできず、法第 30 条の 4 の適用は直ちに否定されるものではないと考えられる。
という箇所について、「AI が学習した著作物と創作的表現が共通した生成物が生成される事例」が起こるシチュエーションというのは、開発・学習段階で、共通する著作者、類似した構想（例えば、絵であれば構図かつカメラアングルが類似する作品）の著作物を学習させた際に起こりやすいもので、そういったものが生成されるという事実から、その AI を利用する者に、「学習元となった著作物と創作的表現が共通した作品を生成する目的が存在していた」ことを示唆するには十分であり、享受目的の存在を推認することが出来ると考えられるので、このような生成物を SNS 上に公表したり、販売する行為は著作権法違反であるとするべきであると考える。
5. エ（エ）
「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられるため、当該行為については原則として権利制限の対象とすることが正当化できるものと考えられる」から、「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。」とされているが、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為により作られた生成 AI 技術はそれを使う人達の「自ら著作者の作る作品のようなものを創作したい」欲求を叶えるという、「著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用」をもつ物となるので、生成 AI の利用者もしくは生成 AI そのものを制限しなければ、「自ら著作者の作る作品のようなものを創作し、SNS 上に公表したり販売をしたい」と考える生成 AI の利用者によって、著作者の対価回収の機会が損なわれる結果に十分繋がると考えられる。よって、それを防ぐために生成 AI の利用者もしくは生成 AI そのものを制限する、もしくは、AI の学習に著作権者が反対の意思を示し、正式な手続きを踏むことで、AI 学習の対象から外れることを許可し、著作者を守るための「正式な手続き」と作ってもらいたいと考える。

●受付番号　185001345000004267

応援しているイラストレーターが作品を AI 学習で模倣されなりすましや AI 出力のイラストを販売されたりする被害に遭っているのを見てこんなことが無くなる、きちんと罰されるようになってほしいと思う。
ネット広告などでも AI による特定の作家のイラストにしか見えない物が出てきてトラブルになっているのも見た。こんなことがまかり通ってはいけないと思う。

●受付番号　185001345000004268

生成 AI 画像と著作権について、どのように考えるか。
著作者人格権において容易に同じ作風の作品を生み出す事が可能であり、
作品の財産的価値を容易に破壊する事が可能な事に問題点を感じております。
作風財産的価値は
生成 AI 画像の良い面でもある「誰にても短時間で作品を作れる」という点が
生成 AI 自体に何らかの制限を設けるべきと考えております。
※【生成 AI】は呼び方が定まっていない為、学習データを利用して画像を生成するソフトの事をさしています。
【作風】は作家作るイラストの世界観やブランディングを含めた絵の方向性を含めたものを指しています。
現在のイラストレーターは細分化が極めて進んでおり、個々の作家のもつ彩色の加減、多用する構図や表現
そう言ったものを含めて作風と呼んでいます。
現在私はゲーム会社でイラストの監修をしており、同系列会社では生成 AI を使ったソーシャルゲームも開発しております。
社会的観点としては生成 AI 画像は著作権の信頼性が無く、仮に著作権違反をしたイラストを判断するすべがありません。
生成 AI が今後使われることが多くなると、生成 AI 利用者が意図せず著作権違反をしたイラストを発表する可能性もあり。
また利用者はそれを知覚できない為、生成 AI 画像の利用は社会的に利用するのは難しいと考えております。
学習データには著作権を無視した大量の学習データが使われており、
また児童ポルノに該当するような写真も使われております。
※【学習データ】データセットと呼ばれる大量の画像データ、これを元に【切り貼り】をして画像を生成してます。

そこで学習データに著作権クリーンなものを用意できるのであれば、それが健全化された市場を保てると考えております。
現状は無秩序に著作権を無視した作品であふれており、今後いろいろなものに生成 AI に組み込まれた場合、
イラストレーターやその著作権が守ることは難しく早急な対策が必要と感じてます。
【3．生成 AI の技術的な背景について】
11 については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

※また検討の前提を蒸し返すようで申し訳ないのですが、上記の表記は誤りです。
　改めて情報の精査をお願いいたします。
　技術的に大量のデータセットから切り貼りをして画像を作っている事は開発者が明言しております。

●受付番号　185001345000004269

絵を描くことを趣味としているものです。
結論としてこちらの案には反対です。
生成 AI は素晴らしいものかと思いますがそれは学習元があったからで、
その学習元としてイラストを使われた方の嘆き等を沢山見てきました。
自分も学習元として使われることは大変苦痛ですし、
それが嫌でインターネットへの投稿は控えています。
実際に学習元として使われ、筆を折った方を見たこともあります。
どれだけこちらが嫌だと思っていても許可を取ろうともしない、インターネットに投稿したお前が悪いなどと開き直る方も沢山います
自分が 1 から描いたなどとふざけた事を言う方も大変多いです。
AI に罪はありませんが、それを扱う人間は悪用をする可能性は極めて高いのではないでしょうか
そのような方々に著作権を認めてしまえばこちらとしてはどうにも出来ません。被害に遭わないために筆を折るしかありません。
創作をしている身として、自分の絵は長い間時間をかけて練り上げてきた大切な自分の所有物です。それを他人が勝手に使い、機械に弄らせていることを合法化し、著作権をみとめてしまえば日本の創作文化はおしまいかと思われます。
みんな嫌ですし、筆を折ります。
一部の不誠実かつ極めて悪質な人間の為のこのような案が通ることは
大変許し難いし、大変苦痛です。
創作者を守るための著作権が機能していないと捉えられても仕方がないかと思われます。
絵以外にも自身や友人家族の写真を AI でいじって肖像権も著作権も関わるのに生成 AI 使用者に著作権を認めてしまえば裁判になった時司法も苦労されます。
著作権について今一度よく話し合っていただけませんでしょうか。
様々な方の意見をよく読んでいただき、検討に検討を重ね、
生成 AI を使っている方、現職のイラストレーター、生成 AI に学習元として被害にあった方等当事者たちも交えて話し合ってくれることを願っております。
日本のクリエイター(生成 AI 作成者は含まない) を守っていただきたく思います。

●受付番号　185001345000004270

【項目名】
１．はじめに
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理

３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４．関係者からの様々な懸念の声について
５．各論点について
（１）学習・開発段階
（２）生成・利用段階
（３）生成物の著作物性について
（４）その他の論点について
６．最後に

生成 AI に関わらず、近年の高性能なソフトウェアを用いた権利侵害などは目に余るものがあるので対策は必要であると思う。

しかし、機械学習や生成 AI の技術自体に強い規制を掛けてしまった場合は将来的に作業や業務の効率化が出来ずに業務や創作活動を停滞させてしまう可能性もある為、安易な規制は決して行うべきではないと考える。

残念ながら悪意ある利用者やモラルに欠けた技術者が存在することは確かだが、善良な利用者や技術者も当然存在する為、無用なバッシングや誹謗中傷を生まないよう分かりやすい解説や啓蒙活動なども進めて欲しい。

素案については概ね納得が行く内容なので、このまま反対派・推進派問わず感情的な意見に流されずに冷静に検討を進めて欲しい。

●受付番号　185001345000004271

私は素案を読み権利制限規定を従来のものよりも強固にするべきであると考えた．前提として，日本が世界に誇るクールジャパンの中には，イラスト・漫画・アニメ・ライトノベルなど娯楽の要素が含まれている．一次創作だけでなくアニメやソーシャルゲームの劇中に登場するたくさんのキャラクターを自身で描き・立体物を造り・独自のアニメーションを生み出し世の人々に完成品を見てもらうという二次創作の文化が日本のクリエイターたちの特徴ともいえる．そういった二次創作自体はグレーなものではあるが，各コンテンツの発展に少なからず貢献する場合や新たなクリエイターの育成の場ともなっている．この場で育った知識・技術を生かして一次創作物の発案者となり，更なるクールジャパンの発展を担う人物となる場合が散見される．ここで，権利規制規定を現在よりも柔軟なものにした場合，培われた知識・技術が簡単に搾取される危険性を持ち合わせており，SNS 上で被害を確認することができる．特徴のあるイラストを制作するクリエイターが，生成 AI に無断で学習使用されイラスト制作を休止または完全に停止する事象が発生している．現状のままさらには規定が柔軟になった場合，クリエイターが活動開始から現在に至るまでの作風すべてを盗用されるようになる．副次的に創作活動を始めようとする者の意欲を奪い，育成の場を衰退させる危険もある．技術というものは人が独自に持ち培ってきた歴史であり，現存する創作者から簡単に吸収してはならないものであると私は考え，権利規制規定をより強固にする必要があるという提案をする．

●受付番号　185001345000004272

この案は危険だと思います。
AI を悪意を持って使う人が 、AI を使わずに創作活動をしている人に対して、その尊厳を著しく毀損する可能性があると思います。

●受付番号　185001345000004273

今の AI（の利用者）は、畑を耕してやっと稔らせた作物を盗む「畑泥棒」と同じことをしています。
クリエイターがコツコツ努力して得た才能を掠め取って作られるものを「文化」と呼びたくありません。このままでは文化を守り育てるどころか衰退させることになるのではないかと憂慮しています。
何より問題と思うのは、クリエイター（学習元）には学習させるか否かの選択権が与えられていないことです。
最低限、学習するデータは許可制とし、AI 利用者から徴収した料金を許諾者へ還元するような仕組みが必要だと思います。クリエイター＝日本の文化を守ってほしいです。

●受付番号　185001345000004274

１.はじめに
まず第一に生成 AI のみで活動する人間をクリエイターと称するのは如何なものかと、彼らのやっていることはクリエイトな活動ではなくプログラムによって自動的に継ぎ接ぎしたものを出しているのに過ぎないのです。
２.検討の前提として
（1）従来の著作権法の考えとの統合性について
ウの権利制限規定の考え方にて「私的利用のための複製」の項目でありますが有償依頼をこのような手法で（引用 [redacted]）一方的に依頼を踏み倒す案件もあり享受目的であろうと看過出来ないものがあります。
（2）AI と著作権の関係に関する従来の整理
イの法第 30 条の 4 の対象となる利用行為でありますが生成 AI はその対象の絵柄などをたやすくコピーが可能でありこれらような嫌がらせ（引用 [redacted]）（引用 [redacted]）をも簡単に成せるので AI に学習させる場合は例外とすべきと考えます
３.生成 AI の技術的な背景について
（1）生成 AI について
イの生成 AI の開発の概略でありますが現状そのデータ収集で収集元にはなんの報酬もない搾取状態にある現状の早急な改善を求めます。
ウ生成 AI が生成物を生成する機序の概略にて「学習データの切り貼りでない」とありますがこの資料（引用 [redacted]）を見るにそうではないと言えます。
（2）生成 AI に関する新たな技術
「生成 AI に対する追加的な学習 10 の生成 AI に対する追加的な学習 10 の…（後略）」とありますがこれはこのような嫌がらせ（例 [redacted]）を加速させるものであり禁止するか許可制が妥当です
（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４.関係者からの様々な懸念の声について
JASRAC よりこういう声明が出ております（引用 https://www.jasrac.or.jp/release/pdf/240125_ai_1.pdf）
「生成 AI の普及により、既存のクリエイター等の作風や声といった…（後略）」についてでありますが生成 AI 利用者にはこのような考えが（例

[redacted]）多く存在し十分にその可能性があると断言します。

５.各論点について

（1）学習・開発段階

（イ）についてでありますが生成 AI はいわゆる作風を簡単に模倣出来る点でなく、それを学習元を大きく上回った製造も可能とういのは多くのクリエイターにとって脅威であり最悪職を失う危険性があります

（2）生成・利用段階

「AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが…（後略）」についてでありますが既に生成 AI のデータセットには多くの著作物が含まれていてそれが出力されてしまうことがあるのは周知であり今更「知らなかった」というのは無理があろうと思われます

（3）生成物の著作性について

人間の製造スピードを大きく上回る AI の生成物に著作権が付くとその大量の著作物によって人間の創作活動が大きく阻害される可能性がある。そして既にアメリカでの裁判で「生成 AI での生成物に著作権の保護は無い（引用 https://artnewsjapan.com/article/1479）という判例がありますので日本でも同じ対応で良いと判断します

（4）その他論点

イでありますが生成 AI はクリエイトな活動でなく画像の継ぎ接ぎを全自動でしてるだけなので生成の試行回数が何度であろうとそれが著作物であるとは言い難いものと断言いたします

６.最後に

現行の著作権法では生成 AI の事は全くカバー出来ておらず無法状態であると断言いたします。故に生成 AI も想定した作りにすべきです。そして何より”懸念”は既に実害を伴っております。

尚アメリカではこういった法案の提出も始まっており（引用 https://ipwatchdog.com/2024/01/11/no-ai-fraud-act-create-ip-rights-prevent-voice-likeness-misappropriation/id=171856/）生成 AI の問題を放置して迎合するのは国際的にも悪手と言えます

●受付番号　185001345000004275

生成 AI は全面的に禁止するべきです。
理由は、以下になります。
・生成 AI は、「児童性虐待記録物」を使用しています。
・生成 AI を使った嫌がらせにより、自殺者や自殺未遂者を出しています。
・生成 AI は、著作者の人権を侵害しています。
・著作物のロンダリングに使用されています。これにより、著作者の利益を損ない、逆に不当に利益を得る人が多く現れています。
・生成 AI は、日本以外の主要大国では規制されています。

●受付番号　185001345000004276

・AI ツールの使用の記載の義務化
・学習元の明記の義務化
・商用利用の禁止（利益を揚げてはいけない）
AI による作品は「作品」ではなく技術、思想、表現の「盗作」であることを主張します。
機械作業による最終効率作業などの答えはありますが表現には答えがのそんぽ個人が持つものであり、俗に言われる模写や参考として「第三者が自ら制作した作品」は学習元の作品をそのままではなく、描いた人の答えとなると考えています。
また、簡単ということは、誰でもできるということであり、絵を描いたことがない人も絵を描ける。ということになります。
っこれだけ聞くと良いことに聞こえそうですが
お互いの文化を知らない、規約、キャラクターガイドラインなどのルールを知らない読まないなどの価値観と認識のギャップが存在し摩擦が発生しています。
モラル、価値観の向上の呼びかけ、基本的な作品、作者に対するリスペクトを持つことを強く願います。

●受付番号　185001345000004277

５．各論点について

AI に学習させるデータについて、厳格にしなければならないと思う。現状無断での学習とそれにまつわるトラブルが個人間ですら多く見られる。学習元データがある以上、AI 画像生成は他人の作品を使用していると言う認識である。しっかりと取り締まりをして欲しい。現実的に難しいことでも「学習元は全て開示しなければならない」くらいの厳しさは必要であると思う。

海賊版を作り出すことも容易になると考えられる。

学習に利用するデータはしっかりと元のデータの製作者の許可がなくてはならないと思う。AI の画像生成には大きな可能性がある一方でこの線引きを甘くすれば国内のクリエイターに大きな被害が及ぶと思う。クリエイターを守る姿勢をしっかりと見せて欲しい。新しいものを生み出していくのは人間である。日本の人間、文化を守ることは国として進めていくことだと思う。

●受付番号　185001345000004278

AI の学習は、許諾を得たもの、著作権フリーのものまたは自身の著作物のみで行うべきである。
私は絵や話を作る側である。当事者でない人たちは、こういった芸術文化で生きるクリエイターこそ AI を使う、という勘違いをしているのではないだろうか。
クリエイターは、自分の大事な作品を AI に学習されることを嫌っている。それは、現在よく見られる AI 絵師はクリエイターの芸術文化の発達を阻害する存在であるからだ。これまでの AI 絵師の問題を見てきたクリエイターは AI 絵自体へのイメージが悪く、AI 絵を避ける節がある。
私の作品は、法的効力は無いことを知りながらも AI 学習を禁止する旨を記述している。もし AI や文化の発達を考えて AI を使用している人、クリエイターに害を与えない人であるならクリエイターも自然と AI 学習の許諾を与えるだろう。(例えば生成した絵を SNS などにあげる目的で使わない。学術的な目的に使うなど)私もそのような人がいるのなら協力をしたいと思う。しかし現実はそうではない。
最後に、AI 学習禁止と明言する人の著作物を学習に使うことは違反であるべきである。法的には違うと言われても、クリエイターからすれば著作権侵害と同じものであり良い気分はしない。筆を折る人も出てしまった。絵を描くことに癒やし、楽しさを求めている者の楽しみを奪わないでほしい。

●受付番号　185001345000004279

拝見させて頂きました。
先ずは、数々の絵や写真、声優等の音声、小説や文章、俳優女優等の写真、これを生成 AI の技術を作ろうとして取り込んだ時点で著作権に値すると思って頂けると幸いです。生成 AI を作ろうと絵や色々な物を取り込んだ時点で駄目なのです。その技術を作るのに数々の絵を保存するとします。それには一人一人の描いた人作った方の著作権がある訳です。漫画家さんの漫画の絵も取り込んでる訳です。そしてそれから生成 AI として絵や文章、写真に声等作られたとしてそれを利用して権利を主張する事は犯罪にあたると思います。上にも書いた通り、数々の取り込まれた人々の絵や写真声にはその人がインターネットにアップした時点で著作権が発生します。それらを取り込み絵を生成した時点で盗んだ絵の具や紙で絵を描いてる様な物です。普通に犯罪です、それを権利として主張しインターネットにアップした時点で犯罪ですし、生成 AI を作った時点で犯罪だと理解して頂ければ幸いです。出来上がる前の段階の絵を集めたのも本人の権利が発生します。それを取り込む時点でも犯罪にあたると思います。
本人がネットにアップした 1 枚 1 枚の写真や絵はネットにアップした時点で著作権が発生していると考えています。だからこそ昨今無断転載禁止 AI 生成禁止等の言葉もできた位には、その人が SNS のアカウントで絵や写真に動画や声等上げそれを保存し、AI 生成の材料にした時点で犯罪だと理解して頂ければ幸いです。
それを生成 AI で全く別の物を作り上げても盗んだ料理の材料を使い食事を作る様に、全く違う物にしても犯罪なのです。
昨今世界中でこの話題が俳優や女優に声優を生業にする方々の人達でも広がる程に大問題に発展しています。
どうか正しい判断を考えて下さい。

●受付番号　185001345000004280

ディープフェイクで児童ポルノ作られたりしやすくなってるし、X(旧 Twitter)でもイラストレーターが絵柄集中学習されて被害を訴えたら殺害予告されたりしてるからよくないと思う。それに AI のデータベースには非合法な児童ポルノがあったり IS(イスラム国のやばいやつら)の処刑する画像とかあるらしいし
実際同じ場所にサイン書き続けてる人の絵柄で生成したらその場所にサインが出てきたりしたってこともあるらしいから AI を好き勝手使えんようにして欲しいです
自分もイラストレーターの端くれなんで周りの人間が AI に苦しめられるのを見たくないです。あとシンプルに諸々落ち着いたら絵を売るお仕事をしたいので飯の種が芽吹きそうな所を踏み躙る人間は相応な処罰を受けるべきです。AI 推進派の方々でも過激な人間が吹き上がっているみたいなのでまじで制限かけた方がいいと思いました。

●受付番号　185001345000004281

生成 AI について、技術の進歩は喜ばしいものでありますが、現時点では創作者の権利を著しく侵害するものだけのものだと思います。
積み重ねてきたものを他人が勝手に生成 AI に入力するだけでかすめ取ることが出来てしまう、そうした行為を罰する法がない。であればこのまま生成 AI を容認し技術の発展のためと見逃すことはできません。
自分の作品や他人の作品でキメラのような制作物を出されて怒らない創作者などいません。そうして創られたものを生成 AI 利用者の著作物だと宣うのは看過できないことです。加筆しようがしまいが窃盗と同等の行為だと思っています。加筆したくらいで、生成 AI 利用者の色が出た作品など生まれません。
「学習のため」に使う生成 AI 利用者はほとんどいないと思っています。他人の作品を勝手に使用し勝手にキメラをつくり、勝手に金儲けしている人を SNS 上では沢山見ます。創作者の権利は守られないのでしょうか？生成 AI を推し進めたいのであれば、クリエイターの権利を守り、クリエイターの意見に耳を傾け、クリエイターのための法を整備してからです。クリエイターがやめてくださいと言っても「法的には問題がないから」と嫌がらせのように生成 AI に作品を突っ込んでキメラを制作する人がいます。こうした人を罰することができないのなら生成 AI は二度と使用できないようにするべきです。絶対にです。
創らない人にはわからないでしょうが、創作者にとって作品は非常に大切なものです。これでは発展どころか衰退の一途を辿るばかりです。

●受付番号　185001345000004282

最初は生々しい話になることをご了承いただきたい。
「ウマ娘プリティーダービー」は偉大な名馬の名前を貸してくれた馬主様方の意向により公式からエログロ投稿は禁止されているのだが、生成 AI が発達した影響で軽率に R 指定物をがんがん生成して投稿や販売をする層が一定数いる。
有名なイラスト投稿サイト「pixiv」でも現時点で R-18 指定のイラストが 2,000 を超える投稿があり、そのうち半分は AI によるものだった（なおどう見ても AI 生成物であるにも関わらず検索避けを嫌って偽ってるものもあるので実際のところはもう少し多いと思われる）
そして見ている限りではそういった輩に特に公式がなにかリアクションを起こしているようには見えない。イメージ損失に対する制裁はしたくても企業として軽率に動けないであろうことは分かるが、制裁がない＝えろ絵生成 OK みたいなリスクを考えない単純思考で多方向に迷惑をかけつづけている。
二次創作活動もグレーではあるがエログロに関しては公式が完全にだめと言っているものなのだから、きちんとした規制が必要に思う。
また、その AI エロイラストが他者の特徴的なイラストを学習させた上で出力したものだったりしたら、ルールを守っている人が突然「この人はウマ娘でエロを描いた！」みたいな言われ方をされてしまうかもしれない。
ルールを守っている人まで攻撃の対象にされるかもしれないこの生成 AI という世界はどう考えてもおかしいのだ。
また、とあるイラストレーターの絵を生成 AI に学習させまくり、AI でそれっぽいイラストができるようになってきたら、あろうことかその元イラストを描いた人に用済みなどとひどい暴言を投げかける（しつこい暴言を受け病んだという話もいくつか聞いた）
などという話はかれこれ両の指では数えきれないくらい聞いた。
創作者は繊細な生き物なので、一万人が称賛しても、1 人が誹謗中傷をしたら、そちらの声がどうしても残ってしまうのだ。
私も注目度は全然ないがかれこれ２０年くらい二次創作活動をしている。
二次にしろ一次にしろ創作活動は楽しく、人生を豊かにするものだ。
様々な表現方法に感動し、生み出されたキャラクターに生きがいを感じるものだ。
だが生成 AI を使う一部の人は、その創作物を盗み、自分のもののように投稿し、あまつさえ創作を楽しむ人達を嗤い、頑張っている人たちを馬鹿にして攻撃してくるのだ。
明確に規制を設けないとこれからもどんどん筆を折ってしまう人たちが増え、だいたいの人にとっては特にならない AI イラストばかりが残ってしまう。
そんなのは、嫌だ。
時間を割いて楽しく頑張って創作している人たちが、時間をかけず自分の力では何も成してない人たちに踏みにじられるのは見たくない。

AI そのものはすごい技術であることは確かではある。
が、もうこれは正しく使う使わないの問題を遥かに超過している。
どうか厳粛なる規制を求めます。
自らの手で創作活動を行う創作者の皆々様が守られますように。

●受付番号　185001345000004283

AI によって作品がコピーされ、それを自分が作ったものとして商売しようとするものや、コピー元に対し「真似をされた、訴える」等と言う言い掛かりをつけて脅しや金銭の請求をされた方々もいます。そんな中でこれを規制しなければ、作品を作る意味や作家の気力を削ぎ、文化の衰退などを招く恐れがあります。また今後 AI が発展していくと、それらを使った詐欺などの犯罪行為が増えてくる事も考えられますので、そう言うことも含め AI 全般の法の整備や規制が必要だと考えています。

●受付番号　185001345000004284

私の作品や写真、友人の写真、家族の写真、どれもたったひとつのかけがえのないものです。それを AI に読み込ませて使われたくないです。お願いします。規制法を作ってください。お願いします。特にアート、これに関しては日本の芸術文化が終わってしまいます。今一度考え直していただけませんか。どうかお願いします。

●受付番号　185001345000004285

2-ア
権利の範囲が曖昧なインターネットから無作為に収集し、学習していいものではないと考えています。
また、これらの著作権を軽んじてる人も自由に AI を使用できている現状にも、問題があると思います。
5-オ
海賊版について引き続き実行的かつ強力に対策を取り組むとありますが、漫画に比べて現時点で個人ユーザー（イラストレーター等）に向けた対策が取れている実感が湧きません。
現時点で多くのイラストレーターが自分の著作物を商品化されいます。
AI 使用者が個人ユーザーを誹謗中傷するケースも多くあり、それに対して個人が対策しているのが現状だと思います。
まずはそれらの対策を行う事が重要であると考えています。

●受付番号　185001345000004286

3.(1)生成 AI について
無許可で人の創作物を AI に学習させて出力したものは学習データの切り貼りでしかないと思う
好きなイラストレーターが筆を折るのを見たくない

●受付番号　185001345000004287

ボタンひとつで著作物のデータを学習、ないし盗用して、イラストや文章などの新たな著作物を作れるようになる法案は、将来的にクリエイター業の存続にかかわる非常に危険だと思える。
例えば、誰かが作った作品を元に学習をして新たに作品を作るには、当然学習元となる作品が必要になる。当然、勝手に使われた側はいい気がしないので、いずれ嫌気がさして作品を発表しなくなる、筆を折るかもしれない。
また、もともとの作者に対して悪意を持ち、その作者のイラストを学習させた AI に反社会的な絵を描かせ、それをインターネット上に匿名でアップロードされると、『情報の発信元がわかりにくい』SNS などで偶然に目にした人間が、元の作者の人間性を疑う勘違いを起こし、学習元の作者への誹謗中傷などにつながる恐れもある。
さりとて、生成 AI を全面禁止にし、AI の研究を怠るようなことになるのも、国際的な技術競争においては不都合があり得る。
例えば、生成物には必ず『AI 特有の痕跡』などを遺さなければならないようにするのはどうか？パスポートにブラックライトを当てると文字が浮かぶように、画像解析をかけるとすぐにわかるようにしなければならないと、AI ソフトに規制をかけたりするのはどうでしょう？

●受付番号　185001345000004288

著作権は製作者に帰属するものとして勝手に他人の著作物を AI で学習、生成したりする行為は著作者の権利を不当に侵害する物であり早急に AI 禁止法案を設置するべき

●受付番号　185001345000004289

生成 AI で作られたものと周知されるため、かつ著作権者に負担をかけないためにも、データセットの開示と生成 AI が使われたという表示を義務付けるべきである。
また、海賊版を元に生成 AI で何かを作成することは致し方ないことと書かれているが、それは著作権者を軽んじていると感じられる。海賊版はいわば盗用であり、それの使用を黙認してしまえば盗用元である著作権者の権利が害されることにつながる。従って、海賊版を元とした生成 AI の活用を黙認・容認するのではなく、契約を結んだ契約者から提供されたデータのみを学習に用いる方式を採用するのが良いのではないか。
アイデアレベルの模造品が大量に生成されることは著作権侵害にならない、とあるが、生成 AI はほとんど複製のようなものを生成してしまうために、容認されるべきではないと感じる。作風・絵柄といったものはクリエイターのアイデンティティーであり、アイデアにすぎないといって切り捨て、これを侵害することは許されるべきではない。
生成 AI は通常切り貼りではないとされている、と書かれているが、実際学習元とほぼ一致するようなものも多く見られているために認識を改めるべきではないか。
もしオプトイン方式を取らないのであれば、著作権者の負担を軽くするためにもオプトアウト請求権は簡便な形で使用できるよう法整備すべきである。今のままでは著作権者の負担が大きく、泣き寝入りしなければならない、といったように著作権者が不利な状況に陥ってしまうのではないかと感じるためである。
生成 AI で出力されたものに著作権を認めることは断固反対である。
生成 AI には学習基があり、それらはすべて他者の作り出した創作物である。生成 AI から出力するデータを人間の創造性による制作物であるとしてしまうのは、学習元となった創作物の著作権者を軽んじた行為ではないか。
技術の発展という抽象的なことを大義名分に掲げる前に、日本にいるクリエイターの権利を守ることを優先してほしい。
日本の漫画やアニメ、イラスト、小説、写真などといった人間による創作物は非常に価値のあるものなのではないか。生成 AI を規制かつ生成 AI が使われたという表示を義務付け、日本のクリエイターの職や権利を守り、安心して創作活動ができるような創造性に富んだ国にするべきではないのか。
どうか日本のクリエイターをきちんと守ることができるような法整備をしてほしい。

●受付番号　185001345000004290

上手く思考がまとまっていないため、思いついた順に意見を描いていく。
・AI 生成物の権利に関しては、パブリックドメインにすべきである。
　理由は、そもそもの学習元が他者の著作物であるためだ。そこから生み出されたものはだれでも利用できる状態にあるべきだと考える。そして、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したもの」だとある。しかし、AI 利用者によって出力されたものはその要件を見たしていない。私は、普段絵を描いているのだが、画面の構成から色、線の一本、その角度に至るまで自分の表現したいものに沿うように、考えながら描いている。つまり創作とはそういうものであり、創作物とは隅から隅まで著作者が考えて練り上げていったものなのだ。AI によって出力する行為にそこまで綿密な意図を含ませることができるとは到底思えない。そんなことができるのは人間の脳が直接コンピューターにつながった時ぐらいだろう。
　そしてもう一つ、AI に指示を出す際に用いられるのが基本的に言語であるという点もおかしい。言葉では表せないものを表現するために人は絵を描いたり、音を鳴らすという側面もある。それなのに AI 生成を行う際に思想や感情を入れようとすると、必ずといっていいほど言葉を通して生成する必要がある。つまりその分作者の意図を取りこぼしているとも考えられる。これらが人間の作ったものと同列に扱われるのは疑問である。
・そもそも AI 生成は著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用なのか。
　学習が完了した AI というものは技術者ではない私にとってはとてもぼんやりとした認識なのだが、学習が完了した AI の中身にはこれまで学習に使用したデータは含まれていないというものなのだろうか。これがもし、学習したデータを参照して生成を行っているとするなら、それは著作物を利用していることになるのではないだろうか。であるならば、生成という行為を行った時点で、享受を目的とした利用にあたるのではないだろうか。

●受付番号　185001345000004291

現時点でも作成 AI(特に画像系)利用者による搾取が散見されます。
このまま作成 AI での制作が普及すれば
『プロのイラストレーター作成依頼→下書きを提出させ AI に学習させる→他の公開済み作品を AI に学習させ色着け→依頼キャンセル→AI 作成品を自身の作品として商用利用→他人の職業に対する尊厳を踏みにじった AI 利用者が金儲け、手仕事で描いてきた人が筆を折る』
が多発しかねません。

●受付番号　185001345000004292

４．関係者からの様々な懸念の声について
イラストレーターとして生計を立てているうちの一人です。
生成 AI の出現により、創作活動はもちろん仕事にも影響が出る可能性が高いのではという懸念が常に付き纏っています。
当初はイラスト制作の補助ツールになり得ると考えておりましたが、生成 AI を悪用する人があまりに増えすぎていると感じます。
これまで AI によるトラブルを多数目にしておりますが、特に問題が大きいと感じるのは著作物を無断で学習しているという点、特定のイラストレーターの画風を勝手に追加学習させる行為、著作権侵害の立証の難しさです。
無断学習については現在の法律では問題ないようですが、学習した著作物に酷似した物が出力されるケースがあるのは非常に問題があると考えております。
また、これは気持ちの表明となってしまいますが、自分の著作物が勝手に学習されていることは大変遺憾です。
現状、学習データセットに自分の著作物が含まれていないか調べるのは非常に困難な上、多くの時間や労力を費やす結果となり創作活動に支障が出ています。
正直なところ学習には許諾が必要と考えておりますが、難しければ学習データセットの公開を義務付ける対応を取っていただきたく思います。
（１）学習・開発段階
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
特定イラストレーターの画風の追加学習については、被害に遭っている方が非常に多く、AI で簡単に画風を再現出来てしまうのは大きな問題に繋がると考えております。
既に、自分が担当した作品ではないにも関わらず、「〇〇さん、このゲームのイラストも担当しているんですね」と勘違いされる事案が発生しております。
こちらは企業が無断で特定のイラストレーターの著作物を追加学習させ、出力した AI イラストを広告に使っていたことから発覚したトラブルですが、こういったことが今後多発する恐れがあると感じています。
また、画風を学習され簡単に大量出力できるようになってしまえば、イラストレーターが職を失う事態になりかねません。
著作権侵害の立証の難しさとも関係する話ですが、現在は類似性や依拠性を証明するハードルが高く、画風が似ているだけでは著作権侵害にならず泣き寝入りとなる可能性が高いと感じています。
img2img という著作物をそのまま AI 化する生成 AI もあり、イラストレーターの立場から見ると著作物の悪用が一目瞭然であるにも関わらず、類似性・依拠性が認められない結果となったという事案も散見しております。

私自身、ラフイラストを勝手にAI(img2img)に使用された経験があります。
類似性や依拠性の証明はなかなか難しいのかもしれませんが、著作物と類似した生成物を見るのは精神的に疲弊してしまいますので、柔軟な対応をしていただきたく思います。
（３）生成物の著作物性について（イ）
AI生成物に著作権を認めるのは反対ですし、AI生成物はプロンプトや学習データセットの公開に加え、AIであることの明記を必須にして欲しいと考えております。
このままの状態が続くと創作活動をする人口が減り、新しい才能も潰され、結果的にイラストが衰退する事態になってしまうと思います。
技術としては素晴らしい物かもしれませんが、悪用に対する規制の強化、あるいは根本的に悪用できない、させないような対策、法律の制定を切に願っております。

●受付番号　185001345000004293

生成 AI を使用して作った絵を公の場に発表する場合は必ず、生成 AI を使用したと記すことを義務付けるようにすれば良いと考える。

●受付番号　185001345000004294

昨今の生成 AI を取り巻く事情は、道徳的な側面や法律的な側面など、様々な視点が複雑に絡み合っている。私は法律分野に関してはほぼ素人同然であるが、現役のイラストレーターとしての意見を述べるものである。
上述のことから、私は条文の解釈には言及せず、身を取り巻く生成 AI にを簡潔に述べていく。
まず、生成 AI をはじめ AI 技術自体は情報社会の発展に寄与するものであり、技術そのものに罪はない。しかし、現状の人間対生成 AI は子供が自動車を運転するようなもので、技術に道徳が追いついていないと感じる事例が身の回りでも多く生じている。たとえば、SNS において生成 AI 利用者からイラストレーターに対して「お前のイラストを使って(奪って)お前よりも上手いものを作ったぞ」といったようなものであり、一件や二件では収まっていない。
単なる私人間の諍いだと置くこともできるだろうが、この問題による作家のモチベーションの低下は著しく、主に漫画・イラスト分野で苦悩する人を多く目にしてきており、これはもはや社会現象と言ってもよいと考えている。昨今のイラストやゲーム業界は中国や韓国の開発元が目立ち、日本の開発は押されている。こういった情勢にこそ若手のクリエイターを育成し、守っていくべきであると考えており、それができるのは他ならぬ国の力、ひいては法律の力である。
繰り返しになるが、AI 技術は悪ではない。ただ、一般化させるには現代のルールのもとにおいては身の丈にあっていない技術であると感じる事例があまりに目に余る。
生成 AI 利用における制限、AI 生成物へのウォーターマークの付与義務など、現状よりクリエイターの活動が健全なものになるルールならいくらでも歓迎する。
クリエイターは現状に非常に強い危機感を持っている。
私は人が連綿と続けてきた文化の流れを未来永劫つなげていくことを切に願っている。

●受付番号　185001345000004295

AI 生成した作品とはいえ、元々AI が生成した作品は
元々ある著作物を何の許可もなく学習の素材に使われたものであるので
AI 生成した作品に著作権をくわえるというのは
他人が作った料理を組み合わせたものを勝手にお店に出し
それが商品として認められてしまうのと同義であり
私は 1 創作者として異議を唱えます。

●受付番号　185001345000004296

著作権を持った者が、自分の著作物への侵害を調査し、AI への学習を訴える権利が確立されていないこと。
あくまでコラージュ作品であるＡＩでの作成物の作成者が著作権を持つということ。
著作者へのブランドイメージ毀損および、
著作者への人権侵害が起きる可能性が大いにあるということが
特に問題だと考えます。
現状、インターネットにアップした画像を、転載する者がそもそも多く。
何処まで勝手に使われているかも追えない状態になっています。
引用元を隠すような表記の SNS もあり、
各 SNS､個人の HP どれにおいても著作権表記をしていても言語の壁もあり無視されたり。
そもそもサインやコピーライトを削除するソフトがあり､転載､転用について禁止しても、
国を越えてそのことが野放しになっている状態。
あくまで、視聴者側の善意によってのみ著作権のの侵害が防がれています。
その状態で、AI への学習をさせようとしている人物が、使用しようとしている著作物が、
使用しても問題ないものか判断することが難しく、
海や国を越え､数十年前の作品等まで著作権のホルダーを発見することも、困難を極め、ほとんど不可能と考えています。
この場合、AI に学習させることによって、著作権の侵害が起こりますが、
現行、著作権の侵害はあくまで親告罪でしか訴えることが出来ないので、
ＡＩで作成した物から学習に使われたデータセットの逆引き出来ない状態では著作者は確認する術と訴える術がそもそもありません。
つまり著作権を持った者が、AI への学習を訴える術が確立されていないと考えます。
このような事は AI に学習させ、著作権の侵害した方が利益を生む、犯罪への斡旋につながることに他なりません。
以上のことは、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を損なうものと考えます。
また AI で生成された物あくまで粒子の細かい著作物のコラージュであり、ミックスではありません。
コラージュにおける著作権は、著作権上問題の無いものを手法としてコラージュと使っていることが重要であります。
そして人間が著作物を作る場合、作家自体の体的特徴というフィジカルによるところが大きいです。
視覚､音に対する感度､模写においては筋肉を正確に動かすといったスポーツ選手と同じ機能が求められるものであり、そのバランスが著作物を作り上げています。
全く同じものを作ろうとしてもあくまで模写、模造となるのはそのためであり、

AI のように全く同一のものを寸分たがわずコピーすることは、
AI による制作物を著作物を判断、また学習させた本人を著作権のホルダーと判断するに不適切だと考えます。
最後に、ＡＩが作ったかどうか判断できない状態において、
似た作風を第三者が作ることによって著作者自身へのなりすまし、
仕事の横取り、人格の否定やヘイト、宗教、政治、思想団体、事件への誘導、暴動のアイコン等に使われる可能性があり。
実際、特定の人物への嫌がらせ等に使われ始めています。
著作権法が保護しようとしている著作権者の利益だけでなく、著作者自体への加害。人権侵害になるものと考えます。
最低限以上の３点の問題点がクリアにならない限り
著作権の侵害、著作者への権利が保護されるものではないと意見提出いたします。

●受付番号　185001345000004297

（素案）（概要）　9 ページ前段

技術的保護手段を取っている場合に学習材料とする場合、技術的保護手段の回避が成立するため著作権侵害が成立すると考えます

また技術的保護手段を取れるのはデジタル媒体だけのため、アナログ媒体についても同様に対応する必要があると考えます

従って著作権者の学習禁止の表明を持って権利制限の対象から外すべきと考えます、著作権者の意思を尊重し創作者を保護することが、創作物の充実、将来の創作者の増加、文化の発展に寄与すると考えます

学習されない権利について検討をお願いします

（素案）（概要）　9 ページ後段

海賊版からの学習は、権利侵害の抜け道や侵害の助長を促すことに繋がるため、禁止を明示し生成 AI 開発事業者には学習元の開示を義務付けるべきと考えます

（素案）（概要）　11 ページ

自己の作風を模倣するモデルを作られてトラブルに巻き込まれている創作者が存在し、現行法での対処では限界があり、そのために経済的困難に陥るケースもあるので、生成 AI による著作権侵害のトラブルを解決するための訴訟手続きの簡略化等の仕組みや制度を作ることが必要だと考えます

（素案）（概要）　13 ページ一番目

単なる労力に留まらない創作的寄与とその積み重ねを総合的判断に意味がわかりません、具体例をお願いします

生成プロンプトについては、生成 AI の種類やバージョンによって結果が変わるため、創作的寄与を認めるべきではないと考えます

生成 AI について

生成 AI の生成物の精度の上昇によりが、ディープフェイクと呼ばれる偽情報の作成を容易にし、それらが SNS を通して災害時の混乱を煽ったり、犯罪や誹謗中傷を行う等の悪用が考えられます、生成 AI の生成物であることの表示を義務付けるべきと考えます

生成 AI が引き起こす問題はイラスト、文書だけでなく、音楽や声優の声の演技データについても同様に対処が必要と考えます

生成 AI 開発事業者について

AI 開発が進む中で様々な AI や生成 AI が登場すると思われますが、これらについて JIS 規格等に見られる品質保証制度による評価の実施について検討をお願いします、これは国産 AI の活用や AI 開発事業の保護に繋がると考えます

また日本や諸外国で生成 AI の規制が行われる場合にこれらの品質保証制度が必要になると考えます

●受付番号　185001345000004298

生成 AI による学習、開発に反対します。
AI は人間が時間をかけて修行し会得した技術を盗むようなものであり、クリエイターの未来を脅かすものだと認識しています。
私はデザイナー業に就いており、趣味として絵を描くこともありますが、生成 AI 技術を使いたいとは思いませんし使う予定もありません。そして生成 AI によって芸術の発展、文化が脅かされることに恐怖を感じています。
生成 AI は規制されるべきだと思います。

●受付番号　185001345000004299

現状の生成 AI は、本素案５．（１）で述べられている「意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合」に該当するような製品が大多数であり、実態としては海賊版製造ツールに過ぎないと言えます。そのため、生成 AI 利用者は海賊版製造者に過ぎず、我々人の手によって創作活動を行うクリエイターと一緒くたにされるような呼称を用いられるのは、非常に強い侮辱として受け取らざるを得ません。絶対に止めて下さい。

●受付番号　185001345000004300

個人/2000 文字以上をはみ出した意見は観点で分けて投稿します。
5 各論点について(1)エ(ア)
「権利制限の対象として想定されていた行為については引き続き権利制限の対象とする立法趣旨」に基づき、旧 47 条の 7 の制限規定を鑑みて、30 条の 4 のただし書「著作権者の利益を不当に害することとなる場合 」の範囲は、実質的にデータベース著作物に限定されるという解釈は、30 条の 4 の柔軟な規定と真っ向から反する極めて恣意的なものであったため、あくまで意見の一つであるという形で整理されたことを強く評価する。
また、付け加えるならば、この解釈が正しいか否かは、最終的には司法の判断に任せられることであることをハッキリとわかりやすく主文に明記するべきだと考える。
なぜなら、この解釈を正しいと誤解し、またはそのような法的曖昧さを把握した上で意図的に全面的に正しいと主張し、リスクの高い AI の開発・利用をする、またはするように促す事例が既に多発しているからだ。
これは著作権者の利益を害するほか、開発・事業者、利用者に潜在的な法的リスクを犯すことを促し、また、司法判断を事前に抑止することにもつながりかねないのではないだろうか。
5 各論点について(1)エ(エ)
データベースに限定せず"、著作権者が将来販売が推認される著作物に技術的保護手段を講じている場合に、それを回避する行為は、著作権者の利益を不当に害しているため、著作権侵害に当たるべきである。
また、技術的保護手段の回避を認めることは、新聞社が販売しているコーパスのような現在の市場は当然として、AI の普及に伴い将来拡大するかとが見込まれる、"データベースを含む"機械学習に用いることを目的としてライセンスされる著作物市場の発展を著しく阻害する恐れが高い。
また根本的な話として、技術的保護手段の回避を認めることは、著作権者からすると著作物を公表、提供するに当たり、前提として考えられていたことを覆すものであり、予期されていないことであることを考慮しなければいけない。
その点を踏まえれば、たとえ現時点で将来販売されることが推認されていない著作物においても、技術的保護手段の回避は、著作権者が予期しない、著作物の複製・翻案を、社会全体で大量に行われることを可能とするため、著作権者の利益を不当に害する恐れがあると言えるのではないだろうか。
また強いて言えば、他の著作権法を鑑み、公益性，社会慣行，他の権利との調整といった観点で、保護手段の回避が例外的に認められる場合があるという解釈も可能であるかもしれない。
しかし、それは主に学校や公共サービスといった極めて限られた範囲かつ充分な公益性が認められる場合にのみ可能といったものであるべきであり、個人や企業の私的な利益を目

的とするならば、適用できないようにするべきである。言うまでもなく商用サービスや製品の開発に事後を問わず利用するなどはもってのほかだろう。
5 各論点について(1)エ(イ)
AI 学習・開発において、結果として生成物が学習元著作物とアイデアの類似に留まる生成物であったとしても、それらが特定のクリエイターの需要を代替するならば、著作権者の利益を不当に害することとなる場合と判断されるべきであるという解釈を強く評価する。
なぜなら、以前の、自らの市場が圧迫されるかもしれないという抽象的なおそれのみでは、著作権者の利益を不当に害することにはならないという婉曲な解釈は、
AI による経済的な圧迫を事実受けているにもかかわらずそれが利益を不当に害することとはならない、と誤って解釈されかねない余地があったからだ。
この解釈は、30 条の 4 が柔軟な権利制限規定であることを踏まえても、著作権法そのものの目的である文化の発展に資するかを念頭に、著作権者の利益について柔軟に判断できるようにしなければいけない。"

●受付番号　185001345000004301

・「生成 AI による生成物の生成は、学習データのきりはりではないとされる」とあるが、学習データとほぼ一致した画像や某ゲームキャラクターがそのまま出力されている例が多数あるため実際は切り貼りと変わらないのではないでしょうか
・創作において作風や画風というものは作家性の根幹を大きく担うものであるためそれをアイデアすぎないと切り捨てるのは軽率で、作風や画風は他者が創作者を区別することができるものであるため特定のクリエイターの作風などが AI に学習、生成され市場に膨大な量の模倣が出回った場合、クリエイターの著作物への需要が著しい低下を招き「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得るのではないでしょうか。(実際に特定のクリエイターの絵柄や作風をに特化した AI が出回りいつでもどこでも生成できるものとして軽視されている事案も多く見受けられる)
・(オ)で海賊版等の AI 学習のための複製について学習データの収集を行おうとする者にこの点の判断を求めることは、現実的に難しい場合が多いとあるがそれでは「学習は著作権を無視して行ったがそれで生成したものには著作権がある」というおかしな状況になってしまう。そして海賊版を見分けことが難しいため学習データに使ってしまうのは仕方がないものとして認めろということは海賊版を使って作れらたのもを容認することになるのではないでしょうか
私もお粗末ながら創作をする身として生成 AI 学習の無節操さには危機感を覚えています。いつどこで自分の作ったものが学習されて無断で利用されているか分からない恐怖、人間では到底追いつけないスピードで何万と模倣作品が投下されることによって創作市場の破壊と無秩序化を招くのではないかと不安に思っています。好きな創作者やこれから創作を始める方が生成 AI に模倣されてやめてしまうことが一番嫌です。そしてもともとの作風が AI に学習され大々的に使われてしまったせいで AI 使用を疑われ晒上げられ筆を折った方が多数存在していることが悲しくてなりません。
もし私の作風に似た AI 生成物が出て私自身が AI 使用を疑われた場合、事実がどうであれ周りからの冷評は避けられないでしょう。無断で AI 学習できるということは前文のようなことがいつでも起こりうるということで怯えながら活動することになります。どうして何もしていない私たちが害される恐怖を抱え今まで命削って作り上げてきたものを盗まれなければならないんでしょうか？
もう一度 SNS などで情報収集などお願い致します

●受付番号　185001345000004302

画像生成 AI については「権利者に許諾なしで作品を使う」という点が気に入りません。
AI の学習に使用するのはよいですが、それは事前に学習に使用することに同意した人だけに限るべきだと思います。
日本の誇る漫画アニメ、イラストの世界を守って欲しいです。

●受付番号　185001345000004303

AI によって既存の作品の発展が遅れかねないと思います
例えばイラスト AI はイラストレーター等のイラストを職業としてる人が減り、結果として AI の学習元が減った後に、常に同じようなモノしか生まれず、日本の産業である漫画やアニメ等の文化が廃れ、新しいモノが生まれないと思います
AI に対して多少なりとの規制を設けないと、AI と産業が共倒れしかねないと感じていますので、法規制を早めてほしいです

●受付番号　185001345000004304

イラストレーターを人と見なさずただのAI生成を行う為の種と考えているとしか思えないものを受け入れる事は到底出来ません

●受付番号　185001345000004305

個人/2000 文字を超えた内容は観点で分けて投稿する。
5 各論点について(2)キ
学習段階を生成段階と厳密に分離せず、学習・開発者にも条件次第によっては生成段階の著作権侵害を認める解釈を評価する。
なぜなら、著作権侵害物や違法・不適切な画像を生成するような問題のある AI モデル、またそれを用いたサービス・製品を改善するためには、適切なステークホルダーへ状況改善のためのインセンティブを与える必要があると考えるからだ。
生成段階の著作権侵害を行った当事者、つまり、その AI モデルが用いられるサービス・製品の利用者にのみ責任を追求するだけでは、根本的な原因である問題のある AI モデルを改善することは困難であり、また、法的責任を不当に利用者へ押し付けるインセンティブが発生してしまう懸念も考えられる。
そのため、AI モデル開発・提供者に改善のためのインセンティブを与え、かつ利用者を保護するため、開発・提供者がその AI モデル、サービス・製品に適切な措置を講じていない場合は、生成者と同様に著作権侵害の主体とする、また、違法、不適切な生成物に関しても法的責任を負わせるべきである。
ここにおいて問題となるのは、開発者とサービス・製品提供者が異なる場合である。この場合、開発段階で可能な措置とサービス・製品提供段階において可能な措置を分類して考えるようにし、然るべき者に責任を問うようにしなければいけない。
5(2)エ
生成段階または学習段階における著作権侵害が認められたモデルは、それ自体を著作権侵害物またはそれに類するものと見做し、利用、そして提供や共有を行う場合において、一定の制限を設ける必要があると考える。
なぜなら、そのような AI モデルは、著作権侵害や権利者の利益を害するような生成物を有意に発生させやすい可能性が高く、
また特に懸念されるものとして、たとえ大元の開発・事業者、または発信者が適切に対応したとしても、ネットワーク上で共有されるなどして、権利者に長期的な負担を強いることになる恐れがあるのではないかと考えるからだ。
したがって、そのような AI モデルをそうであると知りながら利用、そして提供、共有する行為は厳に慎むようにしなければいけないと考える。
また、そのような違法モデルをホストするプラットフォーム事業者、特に AI モデルを専門に取り扱う者については、そのような違法モデルの投稿を削除するように努めなければいけないのではないだろうかと考える。

●受付番号　185001345000004306

5（1）エ（イ）において、「著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しない」とありますが、その後の「他方で～」以降にも記述があるように、たとえアイデア等の類似にとどまるとしても、その生成物によって特定のクリエイターが創作活動を中止するなどの不利益を被る、もしくは特定の著作物の需要がAI生成物により代替されてしまう状況は容易に想定できるものであると考えます。
それはクリエイター産業の発展や創作文化の保護に反する事態であり、またそれに止まらず、現状人間によって作成された創作物の学習無しに生成を行うことのできない生成AIの技術的進歩を阻害する事態ではないでしょうか。
そうした状況が容易に想定できる以上、著作権法の枠組みの中であれ外であれ、何らかの救済措置を用意すべきであると考えます。

●受付番号　185001345000004307

AI 生成物に対しての著作権について
私の認識として AI に読み込ませたデータが同じであるのならば同じ結果を生む。という部分が生成をしたものの著作物であるのか？と考えてしまいます
例えば AI が生成したイラスト、音楽、映像に加筆したものへの著作物として認めるとなると、人が作ったものの上から少し線、音声、映像を当てたものにも著作権を同じように与えなくてはならないと考えてしまいます
プロンプトや生成データを作ったから著作権があるのではなく、資料の中にあったように自身の思想を色濃く反映したものでなくては作品としての価値を著しく下げてしまうことになりかねないのではないかと考えます
AI という技術は素晴らしいもので誰でも簡単に創作をしやすくなったと私自身感じますが、著作物として素晴らしいのではなく、自身の考えていること、思っていることなどをだれでも出力しやすくなったことに対してのみだと考えています
今回の素案では既存の著作物を認識していない場合、または学習データに含まれていない場合著作権侵害には当たらないという部分がありましたがそれをどう判断するのかを知りたいです
AI は著作物ではなく数字やデータであると私は考えています
他者の著作物を侵害して作り上げたものに著作権を与えてしまうのは後々、クリエイターの衰退を促してしまうのではと感じます

●受付番号　185001345000004308

不安というより、事実としてＡＩ学習によって、絵を描かなくなっている方がいらっしゃいます。
著作権とは、何を守るためにあり、誰を守るためにあるものなのかを、再確認する必要があると思います。
ＡＩを否定するつもりはありません。
ただ、使いやすいＡＩは便利だからこそ悪用されやすく、明確な法が必要だと思います。
しかし、現状の案を見た限りでは失望しかありません。
これで何を守るのですか。
膨大な量の絵を学習したＡＩが、新たな絵を作り出す。
膨大な量の音楽を学習したＡＩが、新たな音楽を作り出す。
膨大な量の映画を学習したＡＩが、新たな映画を作り出す。
そうなれば、その著作権は誰が有するのでしょうか。
ＡＩですか。
学習させた人ですか。
膨大な量の作品として読み込まれた、１つ１つの作品それぞれに時間と労力と情熱とをかけた制作者たちですか。
創作とは、その人が自分自身を削り出して生まれたものだと思っています。
こういった意見も、送る人の心の一部を削り出して生まれたものだと私は思います。
人が時間をかけて、心の一部を削り出して生まれてきたものを、大事にしていきたいのです。
だからこそ、真剣に悩んで、意見を送ろうと思いました。
これを読んでいる方、ここまで読んでいただきありがとうございました。
しかしもし、この意見が的外れで、私が素案をよく読み解けていないだけということであれば、このような意見は無視されるのかもしれない。
そういった不安もあります。
信用できず、申し訳無く思います。
どうか、これが小さな星の光でも、行く道を照らす光になることを祈ります。

●受付番号　185001345000004309

学習データに作者が同意していないデータを使用するのは辞めてください。AI の著作権法を考える前に、作者の同意なく無断で学習データに使用されてる現状を改善するべきだと思います。AI を推進したいなら許可した人達のデータだけでやればいいんじゃないですか。

●受付番号　185001345000004310

個々人が並々ならぬ努力と歳月を費やした末にできた創作物を、模倣しただけの贋作と同等の価値に落とすという蔑ろにするのは甚だ許容できることではないのではなかろうか。

●受付番号　185001345000004311

さすがに創作者達のことを考えていなさすぎじゃないでしょうか？

●受付番号　185001345000004312

生成・利用段階についての考え方
アイビスペイントというペイントソフトのAI機能では他社が権利を持つソニックキャラクターに酷似したデザインを出力することがありました。学習したイラストをそのまま出力することはないというのは大きな誤解であります。学習を重ねるうちに特定のデザインが集約され、結果としてほぼ同一の画像が出力されてしまうのはありうる事態です。
特定の作者のイラストを学習した生成AIを使い作成したイラストを販売し、作者に迷惑をかけているAIイラスト製作者がSNSに何人も居ます。
AIと比較した時人間である作者はどうしても作成スピードにおいて遅れを取るため、同じ市場に立たされた場合不利になる可能性があります。
また、そういった学習をしたAIの学習素材の中に自分の著作物があるかどうかを証明するのは困難を極めるため、より強くクリエイターの保護をお願いします。

●受付番号　185001345000004313

概ね反対です。
「自らが時間をかけて創作した著作物等が、生成 AI により学習され、侵害物が大量に生成され得ること」こういった懸念の声を受け、認知しているにも関わらずクリエイター・創作者の意見が反映されていないように感じます。そちらのみで決めるのではなく権利者本人達の意向も伺うべきではないでしょうか。
この内容で本当に権利者の権利・著作物が侵害されないとは思えません。

●受付番号　185001345000004314

まず、生成 AI は日本の文化とも言える【アニメ・漫画】を壊す可能性があると思います。日本のアニメや漫画は他国でも愛されています。日本が誇れるものの一つです。ですが、生成 AI により作風の量産や、そのアニメ・漫画には全く関係ない個人の見解や妄想が含まれたものの量産等が横行した場合、アニメーターや漫画家の誕生・育成において大きな妨げになると考えています。生成 AI の精度は今後も上がっていくと思いますが、オリジナルの作者が描いたと錯覚させる AI イラストが量産された場合、オリジナルの作者に誹謗中傷がされることも 0%ではありません。オリジナルの作者が減るまたは居なくなった結果、オリジナルは消滅し量産されたものだけが残ります。また再びオリジナルの作者が作品を公開した場合に「AI ではないのか」と疑われ、終着点が失われる可能性もあります。
自分でイラストを描く方や創作をする方は【創作のマナー】を心得ている方が圧倒的に多いです。二次創作の場合ガイドラインを読んでから創作物を作成したり、個人の見解が含まれる場合は注意喚起をしてから創作物を公開したりと、マナーを守って、他人が不快にならないように、問題が起こらないように慎重に創作を楽しんでいます。コミックマーケットなどの同人活動もその点を考慮した創作によって成り立っています。
しかし、生成 AI を使用し簡単に創作物を生み出してしまえるようになった今、マナーを知らない人や無意識に他人に迷惑をかけてしまう人によって二次創作への反感が生まれてしまっているのも事実です。「人間も AI も変わらないだろ」と言っても、【AI を使う人間】に道徳心がない場合、AI を簡単に使える分、道徳心の無い人々・マナーを知らない人、知ろうともしないような人が溢れ、二次創作がタブー化されてしまう界隈も出てきてしまうと思います。そうなれば日本の文化の一つが朽ちてしまいます。
ただでさえ法で裁くことができるような無断転載・無断使用・自作発言が絶えず横行しているのに、法が曖昧な AI イラストがこれからも量産されていった場合アニメ漫画イラスト等の創作の世界はさらに無法地帯へと変化します。
生成 AI が悪いのではなく、使う人間の問題です。SNS 上では、「イラストレーターにお金を払うな。AI に読み込ませれば好きなイラストレーターの作風で好きなイラストが量産できる」といった意見が見られています。また、AI を使ってイラストを生成している人の中にはイラストレーターを侮辱する(たかがイラストが描けるくらいで…といった)発言をする方も見られています。こういった意見を持つ人々に、AI によって「自分が何年も何十年もかけて培ってきた画力、作風」を模倣されてしまうという恐怖から創作物を公開しなくなってしまう人も実際いらっしゃいました。今後この事例が増えた場合、やはりオリジナルは消滅していきます。新しいものは生まれません。AI は学習するから新しいものがを生み出せますが、オリジナルが消滅すれば全てが二番煎じとなり、AI も含め創作は停滞します。

イラストレーターや漫画家、アニメーターの職が取られるということも、マナーが守られていない創作物が量産されることも、道徳心の無い人間による発言・行動も全て、【創作の停滞】に帰結します。
私は、オリジナルの作者が時間を費やし細部まで丁寧に仕上げ、作者自身が出来上がった作品を愛している、というその 1 つの循環が素敵だと思っています。作品・作風自体にも価値がありますが、作品・作風ができるまでの過程、作者の「作品を愛する気持ち」に価値があると考えています。その過程や気持ちの価値こそ著作権というものなのではないでしょうか。生成 AI 及び生成 AI を悪用する人間には無いものです。
時間をかけた創作物をただの AI 学習の道具だとは断じて言えません。

●受付番号　185001345000004315

ここまで AI 模倣へ愚かなほど寛容な国は日本だけです。
一創作者としてこの素案に反対します。
この 1 年、ネットで問題になっていた多くの著作権の侵害被害を分かっていないのでしょうか。
AI 自体を批判しようとは思いませんが、オリジナルを少しでも侵害する AI の使用は厳しく取り締まるべきです。

●受付番号　185001345000004316

私は、生成 AI が既存の著作物に依存しているにもかかわらず、著作権所有者に一切還元せず生成 AI を販売、配布していること、大量生産された AI 生成物がクリエイターの作品を貶めている現状を鑑みて、このような生成 AI の使用が著作権者の利益を不当に害することとなる場合に該当すると考えます。
生成 AI は短時間で、特定の作家の作品の再現性の高いものを量産できるため、生成 AI を用いて特定の個人の作風に寄せた作品を大量に生成し、安価で販売することで価値を下げる、類似品を大量にインターネット上にアップして、作品の価値を下げる、無許可で特定の個人の作品を学習した AI を用いて生成した作品集を学習元の作品と競合させるなどの事例が発生しています。
このような用途での生成 AI の開発における著作物の学習が「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に該当するとは思えません。
現在、物をつくる人が自らの著作物を守ること、創作活動、ならびに創作による経済活動を続けていくことが生成 AI によって妨げられているといった状況です。現状の生成 AI の使われ方、法整備では、生成 AI は創作活動を縮小させ、多方面の業界を衰退させるのではないかと危惧しています。

●受付番号　185001345000004317

近頃、AI による画像生成などが問題になっています。
イラストレーターや、職業ではなく趣味で絵を描いている人の絵を AI の学習データとして無断で取り込み、出力し、出力された画像データを販売している人間がいますが、これは空き巣や強盗で盗んだものを売り捌くのとなんら変わりのない行為です。
イラストレーターは絵などの作品がそのまま商品であるわけですから、無断で AI に使われては生活が立ち行かなくなるわけです。これが形ある物の商品であると仮定して想像していただければお分かりいただけるかと思います。
勝手にハーゲンダッツのパッケージや味を真似たものを他人が勝手に作って販売したらいけないわけですが、これと同じことが AI により起きています。しかも手軽に、ハーゲンダッツの生産量を上回る量を、ハーゲンダッツより安く販売しているにもかかわらず、ハーゲンダッツの会社には 1 円も入らないわけです。
全てのイラストレーターや、ただ趣味でイラストを描いている人間にいたるまで、制作物は著作権で保護されるべきであり、そもそも保護されているはずです。
にもかかわらず、なぜ AI に関して、著作権がまともに発揮されないのか不思議でなりません。
著作物を保護することを最重要視するべきですし、海外ではそうなっています。イラストレーターの制作物が保護される動きになっています。
個人感情としては、営利目的、非営利目的に関係なく、AI へのイラストデータの無断使用は禁止すべきと考えております。
最低でも、
・AI に使用したイラストデータは必ず全て公開される仕様でなければならない。
・AI で出力したイラストには、ウォーターマーク（透かし）が入るべきである。これを消してはならない。
・AI にイラストデータを取り込む際、学習元のイラストデータの著作権者に許可を得なければならない。
・AI イラストデータを販売する場合、学習元のイラストデータの著作権者にも、収益の数%が渡る仕組みでなければならない。
これらが本当に最低条件として備わるべきです。
本業としてのイラストレーターや、趣味で描いている方の権利を保護すべきですし、生活は守られなければなりません。AI にデータを読み込ませて販売する以上、その絵に商品価値があると思ってのことなはずなので、販売する商品の生産には材料費がかかるべきなのです。
また、AI による出力データを使っての、イラストレーターへの批判、成り済ましなども問題となっております。

イラストレーターB氏（仮）のイラストをAIで読み込み、B氏の作品の特徴が反映された、そっくりな作品を出力し、その画像データをSNSに投稿し、あたかもB氏本人であるように成り済ました第三者が、B氏のふりをし、他者への誹謗中傷、脅迫を行うなどの犯罪行為も見受けられます。
こういった、AIデータを使用しての成り済ましは、イラストレーターのみならず、実在する人間の写真を使い、実在する人間の成り済ましも発生しており、非常に悪質です。少し前に、岸田総理が卑猥な言葉を喋るAIで作った動画も世に出て、ニュースになったことから、その悪質さと精度はご理解いただけることと思います。
こういった、いわれのない罪の捏造をも、AIは可能にします。一度傷ついた信用は完全には回復できず、実際にイラストレーターとして筆を折る方もいますし、そもそも筆を折らせることを目的とした、悪意に満ちた人間がこのような行為を意図的に行っているので、これは厳しく罰せられるべき行為であると考えます。業務妨害の一種であると考えます。
以上が、AIに関する意見となります。
AI自体は優れた技術ですが、使う人間は厳しい規則と罰則がなければ、いくらでも増長し、悪用します。今、まさに悪用されている段階です。そもそも、便利な技術としてではなく、無断で他人の商品を悪用する人間がAIに飛びついているというのが現状ですので、ただたた悪魔の技術となっています。
著作権および、クリエイターの権利、生活が守られる法律と罰則が整いますよう、どうぞしっかりお考えください。

●受付番号　185001345000004318

今の AI 生成物は、ほぼ全てが他人の創作物を無断利用して作られています。まずその点を違法としなければなりません。
もし AI に学習させるという行為上で著作権を無視していいのだとなれば、「AI が作った」という事実さえあればどんなに学習元と似ていても合法となるからです。
私は AI 技術には反対していません。反対しているのは、著作物の無断使用についてのみです。
AI の使用データセット開示を義務付ける
データセットに使用料支払いを義務付ける
これで大体の問題も、たくさんの人が抱いている AI への不信感を払拭できるはずです。当たり前で、単純明快なルールです。

●受付番号　185001345000004319

5.各論点について
(4)その他論点について
生成 ai によって出力された画像やデーターはウォーターマークやその表記を義務づけることが大前提である。その他に、実名やマイナンバーなどを登録する免許制にすることを実行しなければならない。
昨今の sns ではクリエイターが ai による被害を抱えていることが散見される。具体的にはそのクリエイターの作風を集中学習し、嫌がらせのようにモデルをつくりそれを配信、販売している。そのようなモラルのない行為を取り締まるために、免許制が必要であると考える。また ai を使用しているにもかかわらず、詐称している者や、災害時のフェイク画像、児童ポルノなど悪質な行為を制限するためにもウォーターマークは必須だと思われる。
試行回数、選択行為によって著作物として認められるのは理解不能だ。その理屈で考えると何にでも著作物としての価値がついてしまい、様々なトラブルが起こるだろう。そもそも生成画像に著作権は必要なのだろうか。そんな曖昧な行為によって認められる著作など必要ないのではなかろうか。著作物としての価値を与えないよう進言したい。
以下個人的な意見
また、生成 ai には多くの著作物が含まれているが法的に問題のある画像も含まれている、その多くが無許可で収集されており現在の法では裁けない。学習目的の収集は許可されているが、それ自体が間違っていると考える。何故許可していないものを学習して適法なのか、もちろん個人使用は可能だがそれを生成 ai として著作物を合成しただけの代物を配信しているのかが分からない。それは現在の著作法が適切に機能していないのではないだろうか。素人意見で恐縮だがもう一度審議されることを希望する。

●受付番号　185001345000004320

AI 作品はイラストも本も曲も全部著作権違反になると思う。個人で楽しむ、営利的な目的ではなく無料で公開するのは良いとしても、AI 出力した作品は商品として出さないべきと思う。生成元になった既存の作品が絶対にあるけれど、その元になった作品がわからないというのはオマージュではなくパクリになると考える。クリエイターを侮辱する行為と感じる。

●受付番号　185001345000004321

・凡人には想像もつかないほど努力と時間と研鑽を積まれた作家さんの作品を私的に利用し、自力作成を偽る AI 絵師の潜在犯罪の危険性。
・上記を利用した売買などの事件性の起因、発端。
・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しい&正当な報酬を得られず業界全体が衰退をたどった場合の国家的損失の憂慮。
・生成 AI によるフェイクニュースの多発が招く国家的懐疑トラブルの憂慮。
・生成 AI による一般人の著作権が危ぶまれ、小児や未成年の性犯罪トラブルの発端、誘致を招くものと思える。(フェイクポルノを学校の掲示板で回されたり、それによる自殺をまねいたり)
・生成 AI を科学の進歩の過程だと AI 絵師は謳うが、彼らはその責任を果たしていない。悪いのは、包丁やスケボーではなくその扱いを正しく行えない人間なのに、AI 絵師は包丁が勝手にやった、スケボーの自由性を尊重した結果、この成果(バズり、ポルノ絵)を得た。でもその行動は己の知恵(他人の技巧)がもたらしたものであり報酬や名声は頂いていく。こんなことがまかり通るのは、許されることではないし早急に著作権や彼らに作品を生成した責任をもって貰う必要がある。
☆以上他により生成 AI は規制、各種企業側からの線引き、利用時の告知義務を換言して欲しい。絶対に使っちゃ駄目とはとうてい思ってはいない、(少子化に伴い人手不足解消の一端も担ってくれる技術力なので)ので一般人が著作権を広く理解し、他人も自分も犯罪や悪商に手を染めないようにして欲しい。
☆手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルに現時点でもうなっているが、作家さんを守るために早急の対応を希望。
☆子持ちだが我が子が知らぬ間に法を侵さないように、人道に基づき、それが当たり前な常識マナーになるよう求む。学生達の AI リテラシーを守って欲しい。
☆ちなみに免許制になると悪用する中途半端自称絵師が乱立して事件、事故の要因になると思うので、免許制というよりはアニメ会社や出版社、放送局の親会社が公的申請する形にして、生成 AI の利用場所とキャパをじょじょに時間をかけて探っていけばいいと思う。
☆とにかく一般人の利用責任と企業利用の住み分けを一刻も早くして欲しい。ブルーアーカイブというソシャゲが公式募集のファンアートに生成 AI は含まない、全面禁止という注意喚起をしていたのが好感だった。生成 AI にも魅力はあるだろうが一般人を含む絵師さんの技術と魅力とその仕事(著作権や商標)にかげりをもたらす悪用に市民権を与えるのは時期尚早に思える。我々、人類のふんべつが追い付いてない。絶対に脱税して儲ける馬鹿も出てくる。(もう実際に Amazon とかにもいそう)納税してる作家さんや企業を守るべき。

●受付番号　185001345000004322

頼むからこれ以上クリエイターの首を締めないでいただきたいです。
文化庁著作権課は一体なんのために存在しているのでしょうか？
全く関係のない人間にとっては AI 学習とか絵描きの著作権とかどうだっていいだろうし、
こんなコメントを書いたところで理解できないかもしれませんが…。

●受付番号　185001345000004323

４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
・生成 AI の普及により、既存のクリエイター等の作風や声といった、著作権法上の権利の対象とならない部分（以下、「作風等」という。）が類似している生成物が大量に生み出され得ること等により、クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われること
・AI 生成物が著作物として扱われ、大量に出回ることで、新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の委縮につながること
→生成 AI により既存のクリエイターが追われるようなことがあれば、AI も学習元を失い、新しいアイディアは生まれず既存の概念を混ぜ合わせるだけとなり、人間も AI も衰退する未来が待っているのではないか。
　そもそもクリエイターの作品無しでは AI による生成は成立しないのに、それにより既存のクリエイターを苦しめるのはあまりにも理不尽である。そのような搾取構造が許されてはいけない。人間の権利は保護され、AI の権利はある程度規制されるのが望ましいように思う。
　生成 AI を使えば作成の敷居は低く、制作速度は速く、大量生産が可能となる。それらが人間の著作物と競合しないよう、AI による生成物だと明示することを義務付け、人間の著作物とは異なるルールで管理することが必要なのではないだろうか。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
【「非享受目的」に該当する場合について】
学習データの著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力することが目的であるとは評価されない場合は、享受目的が併存しないと考えられる。
→生成物を享受する目的で生成 AI を利用するユーザーがデータを学習させる場合、個別の作品をひとつひとつ選び学習させることは多かれ少なかれその作品の要素を享受しようとしているのではないか？
（３）生成物の著作物性について
・指示・入力（プロンプト等）の分量・内容
・生成の試行回数
・複数の生成物からの選択
→これらから「著作物性が認められることも考えられる」とあるが、これは人間のクリエイターに詳細な指示を出し、よい作品になるよう何度もすり合わせを行い、提出された複数の完成品から選択する事と何も変わりがないよう思える。この場合作品はクリエイターの著作物であって指示を出す側に著作物性は認められないのではないか？AI であれば指示するだけで著作物性が認められるというのは不自然に思える。

●受付番号　185001345000004324

・海賊版の利用は認識の有無に関わらず罰則があって然るべきだと思います。使用しないよう注意して調べるのが最低限のマナーなのに、ろくに調べもしないで知らなかったと言い張る事業者が有利になってしまいます。
・罰則があっても役所が機能していないと著作権侵害したもの勝ちになってしまいます。クールジャパンの強みは AI に頼らない一次創作にもあると思うので、一次創作者の創作意欲を削がない努力は最低限お願いいたします。

●受付番号　185001345000004325

自分は漫画家として生計を立てています。
欧米や韓国をはじめとした海外では生成 AI に対する規制の動きもあり、無許諾の著作物を機械学習している現状の生成 AI を自分の著作物に利用しようとは考えられません。
最低でも、著作者から許諾されたデータで学習してデータセットを開示された、権利関係がクリアなものである必要があるはずです。
AI を全否定するつもりはありませんが、学習に使用するのは事前に学習への仕様を同意したものに限るべきだと思います。許可を取り、対価を支払うべきです。
また、特定のイラストレーターの作品を集中的に学習することで画風を剽窃し嫌がらせをする事例、実在の女優やアイドルの実物と見紛うようなポルノ画像や、画像生成ＡＩで作られたとみられる児童の性的画像が国内サイトに大量に投稿されている事例など、生成 AI がオープンソースで流通していることもあり、モラルの欠落した利用者により引き起こされた問題は枚挙にいとまがありません。
「Stable Diffusion」が、膨大な量の違法な児童の性的虐待画像を使って訓練されていたという報告もあります。
日本の強みであるソフトパワーは、クリエイターの創作物によって支えられているはずです。
文化庁には文化を守る役目があるはずだと信じていますが、クリエイターの著作権が十全に保護されない現行の法律のまま、生成 AI を「創作」と認めるようなことになれば、市場は安上がりの生成 AI による生成物で業務を代替しコストカットを進め、その結果待っているのはクリエイターを育てる土壌が痩せ、日本の持つコンテンツの力が衰えていく未来だと考えます。創作で食べていけるクリエイターが減れば、文化も先細っていくのは必定ではないでしょうか。
文化庁がクリエイターの権利を保護せず生成 AI の推進に前のめりすぎるため、日本の官庁に対する不信は極に達しています。
少なくとも日本の著作物の海外での展開のためにも、米国や EU、アジアに準ずる生成 AI の規制を望みます。
乱文で失礼しました。
私の観測する限り X（旧 Twitter）でも創作者とそのファンの間でかつてなく生成 AI と文化庁の著作権に関する考え方についての懸念や危機感が沸騰しています。私などよりずっと詳しい方からのパブコメも届いているはずだと思うので、法律にも明るくはありませんが拙くても個人的な思いを列挙することとしました。よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004326

(3)生成 AI に描いた絵を片っ端から取り込まれ、自分の作品に酷似した作品が AI 作だと言われる未来が実現してしまいます。
そうなると自身の制作した物で他人が金儲け(自身には一銭も入らない)となります。
AI を作るには作品が必要ですが、作品を作る人に金銭が行かないのなら絵を描く人が居なくなり、AI も作れなくなります。持続可能とは思えません。
生成 AI が出てきたせいで筆をおる人を何人も見てきました。日本のサブカルチャー文化、イラストレーター、デザイナー、画家、諸々の人材が育たなくなります。
生成 AI がよく出す作風の絵の価値は暴落しました。学習元のイラストレーターへの営業妨害のようになっています。
イラストもそうですが、アニメもそうです。アニメの静止画を取り込まれて AI に使われています。日本はアニメ等のサブカルチャーの先頭として世界的に有名ですが、AI がアニメを出してしまったら作り手に金銭が行かなくなりアニメ文化が今以上に衰退します。アニメ文化はもう中国など他国のアニメスタジオに委託形式になっており日本から消えるのも時間の問題なので､日本が生成 AI を許容してしまうとさらに追い打ちをかけてしまいます。

●受付番号　185001345000004327

※「生成 AI」は「無断学習データセットを使用しているもの」を指す。
・データセット問題
CSAM、莫大な数の著作物の無断使用、作家を狙い撃ちした学習データなどは確認されている。生成 AI はこれらを土台としなければまともに生成物を出力できない。「研究以外で」使用するならばその時点で著作権だけでなく他の権利も侵害すると認識する。
・学習用データ収集
「海賊版であっても収集者がそうと知らない場合は権利侵害に当たらない」とする解釈は恣意的利用が可能で危険。「そのようなデータが入らないようにする・入ったら即除去する」のが開発側の義務である。「知らなかった」で言い逃れできる余地はなくすべき。
・30 の 4
「享受目的でなければ侵害に当たらない」とする解釈があまりに恣意的で、世界中で公開され何かしらに利用されている状況が「享受目的」でないとするのは無理がある。また、個人・企業両方においてすでに商用利用されており、これは明確な「享受目的」である。
・権利者の許諾
現状「権利を侵害しない使い方」がなされている事例を見かける事はほぼなく、他人の権利物で生成したものを売る・ディープフェイク（以下「DF」）の流布、嫌がらせ、宣伝目的と「研究用途」でないものばかりである。
・競合
素案で想定される「市場での競合」の範囲・解釈が限定的過ぎる。「似たような絵柄」を濫発されればそれだけで「陳腐化」され価値が下がり、価値が下がれば見向きもされなくなるのは当然の流れである。市場そのものが粗製乱造された生成物で満たされ、その市場自体の価値もなくなり消滅する。このように「同種のものを圧倒的物量で投入できる」というだけで明確に競合しているといえる。
・創作界隈
クリエイターは作品を盗まれ、研鑽や発表をする意欲と場を奪われつつある。それは人生の財産を盗まれている事実と「この先良いものを作ってもすぐに盗まれる」という絶望と諦観からである。このままでは日本のコンテンツもクリエイターも先細っていき廃れていく。
更には、観る側も「AI 生成物かもしれない」という疑いから入る精神状態になり素直に作品を楽しめなくなりつつあり、似たような絵柄の場合開くことすらなくなることすらある。これも重大で明確な創作界隈への悪影響である。
また、絵柄を狙い撃ちにせず複数人合わせれば問題なしとする解釈は、被害が増える方が権利侵害にならないという事になり、明らかにおかしい。
・使われ方とＤＦ

「CSAM」や多数の著作物が入っているにもかかわらず、自己の享受のために使用し憚らない人間が表出している使用者の多くを占めている。
昨年、岸田総理のＤＦが作られたことも記憶に新しく、これからは「だれでも手軽に作れる」事が問題になる。元旦に発生した能登の震災に乗じたＤＦも多数確認され情報を混乱させた。
ＤＦポルノの問題もある。国内外で実在人物海外では顔に裸体を合成した生成物をばら撒かれ自殺した女性もいるし、日本でもＤＦポルノを作られた女性もいた。実在人物を裸にするなどして遊んでいるものもいる。
そしてこれは生成ＡＩがこのまま広まってしまえば、「誰でも作れる」「誰もが被害者になる」可能性がある。国民全員が被害にある可能性が高まる。
その使用法に疑問を呈すと攻撃され（殺害予告も発生）、絵描きなら i2i や LoRA を作られば ら撒かれる嫌がらせを受けるなど、使用者の生成 AI の使い方は明らかに異常である。
・被害の拡大
今や絵・画像だけでなく、音楽・文章・声などもその被害が急速に拡大している。「絵は侵害にならないが、声や顔は侵害になる」などという意味不明な発言も聞かれた。これは個々の問題もとても大きいものだが「合わさると最悪な事態になる」事が想像できる。もし対策も法規制もせずに「声や映像が捏造できる」となれば、「録音・録画」などに証拠能力というものが無くなり、悪用されれば、詐欺の横行・冤罪の多発・情報社会の混乱が起きる事は必至である。これは外交などにも言える事である。
・生成 AI の今後
以上の事は「使用者の善性に期待するような運用は不可能」であるとする証左である。「生成 AI」を推すのであればクリーンな物を作るしかなく、その為には無断学習データセットの全破棄（ＤＬされたローカル環境も全て）が絶対条件かつ大前提である。残せばそこからまた広がってしまう。「権利者に還元」が不可能なのも、大手開発会社が「無断利用できなければ開発が続けられない」と表明している事からも明らかである。
また、被害に遭った人が速やかに対応できる法の整備も必須である。時間をかけるほど被害が深刻になる。
そしてなにより、すぐに AI 戦略会議に慎重派・規制派の人間を複数人入れるべきである。現状は推進派に寄りすぎていてあまりにアンフェアである。

●受付番号　185001345000004328

画像生成 AI に反対する活動者がいることによって社会における文化・芸術の発展が妨げられると考えたため、ここに苦言を呈します。具体的には、「AI と著作権に関する考え方について（素案）」の中の５．各論点について （１）学習・開発段階 （２）生成・利用段階 （３）生成物の著作物性について、に対する意見となっております。

前提として、人間は先人の築いた技術の土台や道具が無ければゼロから創作物を生み出すことはできません。これは、アニメや漫画・イラストの画風が他のものと似ていたり（どんなに絵が上手い人でも絵の練習段階で他人の画風を参考にしたり模写を行ったりしているため）、楽曲も元々いくつか存在するジャンルに基づいて作曲されていることからも分かります。このように、人類の文明開化と同じく絵画、音楽、文学といった創作文化も、先人の積み上げた物の上にしか成り立たないものです。

画像生成 AI が既存の著作物を学習することに反対する人間の意見を見てみると、「イラストレーターが何年もかけて習得した技術を機械学習で瞬時に再現してしまうことが不服だ」という意見や、「AI イラストが市場に出回ると短時間で大量にイラストを生成できる AI によって既存のイラストレーターが商売上がったりになってしまう」という意見が多く見られます。もちろん、特定のイラストレーター（個人）の作品を集中的に機械学習し画像生成 AI で出力する行為は単なる複製であり、著作権侵害にもなり、質の悪い贋作を生み出すことにも繋がります。ですが、AI イラスト自体は単なる既存の著作物の切り貼りや複製ではありません。AI イラストは人間のイラストレーターと違い、アイデアにより新しい画風、スタイル、絵の構図を生み出すことはできませんが、それを除けば長年練習を重ねた人の手によって絵を生成するか、瞬時に機械学習を行って瞬時に絵を生成するか、という違いしかありません。さらに言うと、人間の素晴らしいアイデアを駆使しているのにも関わらず、AI イラストが普及しただけで筆を折らざるを得ないようなイラストレーターがいることは考えにくいです。また、「イラストレーターが何年もかけて習得した技術を機械学習で瞬時に再現してしまうことが不服だ」という意見に対しては、時間をより掛けた方が偉いのか？という話になっていきます。勿論生成 AI 本体には持ち得ないアイデア・発想力を持つクリエイターには敬意を払わなくてはいけませんが、「より汗水垂らして練習して、努力した方が報われるべきだ」という考えは本人たちが物事の「課程」を重視し、人生観を養う上では役に立ちますが、文化の発展には一切寄与しません。

日本の著作権法第一条によると、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」とあります。この文言を見る限り、著作者等の権利の保護を図るだけでなく、最終的な目標は文化の発展のために貢献することではないでしょうか。先程画像生成 AI には新しい画風、構図を生み出すことができないと述べましたが、生成 AI を扱うのは人間です。

画像生成 AI はそれを扱う人間次第で、質の低い複製品を大量に生み出すこともあれば、豊かな発想力によって新しいデザイン、スタイルを生み出す可能性も秘めています。後者であれば著作物と言っていいのではないでしょうか。

　くれぐれも、私情によって冷静な判断ができなくなった人間によって文化・芸術の発展が妨げられることがあってはならないことだと考えます。

●受付番号　185001345000004329

著作権法は明治時代から制定されていて未来の国の文化を発展させるものである。
これからも生み出していく著作権者の筆を折るほど生成 AI の許可を広めれば極論日本の文化の衰退していく懸念がある。

●受付番号　185001345000004330

AI と著作権に関する考え方について（素案）／ｐ３４／２９行目／（３）生成物の著作物性について
素案にはプロンプトの内容や試行回数、修正によって著作権が認められる可能性があるとされていますが、
あまりにも懸念が多すぎるためそれらを根拠として認めるべきではないと考えます。
プロンプトについてですが例として画像生成 AI は、
モデル内に圧縮したデータからプロンプトに合致したものを抜き出し補間復元するという工程をとります。
そのためプロンプトはデータに付随するタグを検索するためのものであり、構造上絶対にアイデアの域を出ない単純な単語の形をとっています。
もしもそれを回避するために文章をプロンプトとして利用できるようにしたとしても、
AI 内で利用されるのは単語の羅列でありただの検索ワードとして扱われます。
そのためこれを根拠に著作権を与えるのは、検索サイトでの検索ワードを理由に結果に著作権を認めることと同義です。
試行回数や修正の考慮についても画像生成 AI の例になりますが、
生成 AI はその生成工程や使用素材が全てブラックボックス化されており AI 利用者は創作的関与をしていません。
そのため指示や入力を修正したとしても、AI がどのように生成しどの素材が使われ何が出てくるのかを利用者は知りえません。
著作物は思想や感情を表したものとの定義であるため、
いくら指示を修正したとしても工程がブラックボックス化されている AI での生成物は著作物とは認められないと考えます。
また利用者が生成物を修正した場合でも、それをまた AI に入力し再生成した場合は AI によって別の形で出力されてしまうため、
再生成されたものに関しては修正箇所にすら著作権を認めるべきではないと考えます。
他に問題として考えられるものには、
AI によって全ての表現を独占することが可能になってしまうことがあります。
素案にあるような安易な基準で著作権を認めてしまった場合、
生成環境を整えられる大企業や富裕層は一日に何万枚という量の著作物を生成することができてしまいます。
それを使い、キャラクターで言えば考え得る全ての服装や髪型、ポーズなどのパターンを予め生成しそれを公開しておくことで、
今後発表される全ての作品に対して後出しで利用料や損害賠償を求めることができてしまいます。

こういった生成 AI 特有の悪質な権利ビジネスは今後高い確率で起こると考えられ、自由競争の面からも絶対に阻止すべきだと考えます。
そしてこれらの問題の最も危惧すべき点は、全て AI 利用者が僭称可能であるということです。
現状 AI 生成物であるか・生成の工程は全て自己申告で判断するしかなく、利用者のモラルに委ねた運用となっています。
しかしそれを申告することには利用者の視点ではデメリットしかなく、非 AI 利用を偽って運用することが考えられます。
実際に AI 生成物の禁止やタグ付けを規約で決めているプラットフォームにもタグのない AI 生成物が蔓延しており、
この一年半で利用者側に自浄作用が全くないことは証明されてしまっています。
また AI 生成物であるかを見分けるツールもありますが、AI 開発者はそれを回避し僭称する方向に AI をアップデートしており、
今後もさらに判別が難しくなると考えます。
AI 利用が明らかな場合でも、
（利用者のローカル環境下にある PC 内に生成 AI がありそれを利用して生成された）という依拠性を審査側が証明する必要があり、
AI 利用者は実質僭称したほうがメリットが大きいという状況になっています。
違法な学習行為にも通じますが、規約や現行法で禁止されているにもかかわらず依拠性の証明責任が被害者側にあることで、
悪質な AI 開発者・利用者が責任を逃れることが容易になってしまっています。
文化庁の資料にもありましたが、これを現行法で対処可能であるとする意見には強く疑問を感じます。
以上のことから AI 生成物に著作権を認めるにはあまりにも懸念点が多く、
またそれを正しく審査するためにも、AI に利用した素材や生成工程、AI 製であることの明示義務は必須であると考えます。

●受付番号　185001345000004331

１．はじめに
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
ウ.生成 AI が生成物を生成する機序の概略「(略)生成 AI の生成物については学習データの切り貼りではないとされる」
●the headline というメディアが生成 AI を使用して作成した記事が別のメディアの記事を盗作したものであることが判明し謝罪と記事を取り消したがその記事は別メディアの記事と生成 AI を使用して作成した記事と 25 文字以上の文字列が一字一句一致した記事があったとされた。実際に起きているのは学習データの切り貼りで「学習データの切り貼りではないとされる」と矛盾しているので「される」と遠回しに断定するのは卑怯で悪用のための抜け道のように見える。
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４．関係者からの様々な懸念の声について
５．各論点について
（１）学習・開発段階
ア 検討の前提
●顔認証や誤字検出の識別 AI は研究に利用した著作物を出力しないので享受目的に該当しないが生成 AI は学習したデータおよび著作物を出力する場合があり追加学習関係なしに複製権の侵害して享受目的に併存するのではないか。生成しない AI と生成 AI は別の物として法律を改定すべきだ。
イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について
●享受目的に該当せず著作者の利益を不当に害さない生成 AI が存在するのであれば古物商のように国が認可してリストとして公表してほしい。現状そのような生成 AI があればの話だが。
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて　3 項
●生成 AI の登場によって生成 AI の代替を理由にライターやイラストレーター等のクリエイターが失業している事例が既に報告されている。当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通していることは明らかで不当に害することとなる場合に該当している以外のなにものでもない。

(https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/d41ddceb54c7fa67eecc0a196a1d9c49416c97c5)
オ 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
●
・データセットを作成するための著作物の収集をオプトイン方式にして免許証やマイナンバーのように誰がなんの著作物を提供したかを明らかにして明確なものにしてそれを怠ったあるいは拒否した生成 AI は違法なものと扱うべき。
・画像生成 AI の学習データセット「LAION5B」に児童ポルノが入っていることをスタンフォード大学の研究者が指摘しておりその中には 1000 件以上もの児童ポルノがあるとされている。児童ポルノの所持が許されない我が国が児童ポルノを学習したデータセットなら所持しても OK というのは詭弁である。
（2）生成・利用段階
コ 学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について
●裁判を起こす手間と金銭的負担を毎回著作者に背負わせるのは著作者の負担が大きすぎる。最初からデータセットの開示を義務づけさせるべきだ。
（3）生成物の著作物性について
●プロンプトを入力して出しただけのものはどんなに創作的表現があっても著作権性を認めてはいけない。著作権性を認めてしまうと後に別の AI 利用者が生成した作品に少しでも類似した表現があれば著作権違反扱いされてしまう可能性があり先に生成したもの勝ちの世界になってしまう。
（4）その他の論点について
6．最後に

●受付番号　185001345000004332

AI による生成物に著作権を認めることは絶対にしないでください。また、AI をよる生成物を販売可能とすることに対してももっと慎重にご検討頂きたいです。 生成 AI は学習元から著作権を侵害し生成を行っています。そういった生成物に著作権が認められてしまったら間接的に元の学習元の持ち主から権利を奪ったこととなんら変わりありません。生成 AI を用いることは制作と大きく違います。人が何年も一つ一つ学んで磨き上げてきた作品を無断で学習に用い、さらに著作権、販売する権利を得るなど考えたくもありません。日本の文化を守ってくださるはずの文化庁からこのような素案が発表されたことを心から悲しんでいます。あくまで AI は人をサポートするためのツールです。AI によって沢山のクリエイターの方々が苦しまれることは絶対にあってはなりません。生成 AI に著作権が認めることは絶対にしないでください。そのような事が可決された場合、これまで日本が長い時間をかけ作り上げてきたイラストなどの美しい文化に信頼という物が一切無くなります。日本人が作品の画像を SNS で発表しても日本国内ではもちろん、海外からも「これは生成物かもしれない。」と必ず一度疑われることになります。このようなことは絶対にあってはなりません。イラストなどの作品制作は誇るべき美しい日本文化ですが、生成 AI は日本発祥でもありませんし、生成 AI を使用することは日本の文化ではありません。文化庁ならばもっとその文化がどのような努力のもと、どれくらいの時間をかけ、どれだけの人に支えられできたかをよく考えてから素案を発表してください。AI による生成物に著作権が認められること、それが販売可能とされることは絶対にしないでください。文化庁の皆様が美しい日本文化を紡いできた、紡いでいくクリエイター達にリスペクトを持っていただくことを強く強く強く願っています。

●受付番号　185001345000004333

AI に著作権は必要ありません。プロンプトを工夫したり、生成の試行回数を増やしたり創造的なことをしたからといってそれを作り出したのは AI であり人ではありません。著作権は人が作ったものにのみ与えるべきです。AI 生成物に著作権を与えた場合に創作的余地があったかを画像や文から読み解くことはできません。人が作れば創作物のできるまでの過程が筆跡や校閲・校正で確認できますが AI 生成物にはそれがありません。AI 学習に使われたイラストや文章の著作者を守らなければなりません。人が己の手を使い作り上げた創造物の権利を AI が侵害するべきではありません。そのためにも AI 生成物のイラストや文章の 1%を人が加筆修正したからといってそれに著作権を与えてはいけません。

●受付番号　185001345000004334

免許制にして欲しいです。
AI で学習されるものの多くは著作者が権利を持っている著作物です。
著作者が何十年もかけて作り上げた作品も簡単に取り込まれ、コピーを作成し、市場を荒らしている現況に怒りを感じています。私は美大生で、絵や映像を作っています。美大生が AI の登場に不安を覚え、東尋坊で保護されたニュースがありましたが、あの子の気持ちがよくわかります。私の今やっていることが全て無駄なことのように思えてしまうのです。現状が続けば物を作ろうと志す人はいなくなり、偽物を学んだで作られた偽物と嘘の情報が出回り見かけだけの社会になります。それが続けば本物を知る人はいなくなり、今まで何千何万の人々が必死に積み上げてきた文化が後退します。どうか免許制にするなどの対応をお願いします。また、法的に対応が敷かれるまでに無断で作品を吸い上げた方々も捌けるような形にしていただきたいです。

●受付番号　185001345000004335

AI に絵柄の集中学習された作家 7000 人のリストに名前が入っていた作家です。
自分が寝食を削って作成し、発表した作品が、盗み取られて、誰かの利益になるのが許せません。
許可を取っていただき、提供した学習元データの断片が使われたら、私の収益になるようなシステムが作られてるなら納得できますが。
カラオケで、歌われたら作曲、作詞家にお金が入るシステムがありますよね。あれなら良いですけど、現状そうではありません。
また、音声ソフト『初音ミク』のように、どこかの会社が社内で学習元データを作り、完全に合法画像のみで作られた AI であれば納得ができます。
今の AI 画像ツールは、元のデータが無許可なもので構成されていると言っても過言ではなく、仕事で絵を描いている私は、どこで権利関係に抵触するのか分からないので使えません。
信頼性の低いツールは仕事では使えません。私はフリーランスなので、信頼がすべてです。
一度それを損なえば、仕事を失ってしまいます。
また、海外ではイラストレーションだけでなく、写真関係で AI の問題を多く聞きます。AI が社会問題として認知されるのは、こちらの話の方が大きいように思います。
女性や、子供の写真をポルノ画像として合成する等、嫌がらせや、詐欺に使われる事を懸念しています。
子供がいますので、これがとても怖いです。

●受付番号　185001345000004336

・生成 AI を使用したものを『創作物』や『作品』と表現してほしくありません。単に文字を並べてはきだしただけの結果であり、そこに感情や考え等は一切含まれていません。創作活動ではなくただの出力です。
・この行為を行っている AI 使用者も『クリエイター』と表現しないでください。無断で蓄積されたデータをつぎはぎに出力しているだけで何も生み出していません。著作物を許可なく奪い生成されたものは創作でもクリエイティブでもないです。
・生成 AI はネット上の膨大な画像や音楽など、著作物を許可なく学習している時点で著作権侵害。ポルノ画像も含まれている事が問題となっている。そして上記の学習なしでは成り立たない。結果そこから生成されるものは全て何らかの著作権侵害を行っておりクリーンではない。生成 AI の存在を許容している時点で不快。
・特定の個人の絵柄をコピーし出力できるアセットを配布し長期に渡り嫌がらせを行い、果てには包丁の写真を添付しメールで本人へ殺害予告した AI 使用者も出ている。生成 AI は確実にクリエイターを害する存在。
生成 AI を容認すればこのような行いは今後繰り返され創作文化は終わる。AI の使用を否定し真っ当なクリエイターを守る法律を作ってほしい。
・生成 AI を禁止することが難しいなら、AI 出力されたものはそれが分かるようにしなければならない法律が不可欠。生成画像に AI と分かるよう文字を入れる等。
自作と偽り金銭を騙しとっている使用者も数多に存在している。
・そもそも AI 生成物は著作権侵害を行っているし、第三者の目にさらす事で問題が悪化するので、インターネット上に AI 生成物を公開する事を禁止してほしい。

●受付番号　185001345000004337

生成 AI に創作性を認めるなら反社会勢力の「シノギ」に利用される危険性がある。
たとえば、生成 AI で何十万枚も生成しておいて、全て公開しておくとした場合、画像検索を実施して少しでも似てる絵がアップロードされれば著作権侵害で創作者を脅し示談金を取る。生成 AI 側の侵害は知らなかったで無罪になり低リスクである。暴力団や「半グレ」や海外の反社会勢力から我が国の創作者による創作物が使用されることだろう。
以上の理由から、生成 AI の創作性は一切認めるべきではなく、生成 AI による生成物については生成 AI の使用およびデータセットの公開を義務付けるべきである。さらに加えて、このデータセットは著作権者によるデータセット利用への承諾を義務付けるべきである。
データセットに関するこれれらの義務付けを怠って生成 AI を制作または利用した者には刑事罰を設けて厳しく罰するべきである。
日本国を盗人どもによる日本国民が血と汗で築き上げてきた知的財産の簒奪を一切許してはならない。日本国は生産者にとっての極楽となるべきでありかつ盗人どもにとっての地獄となるべきである。

●受付番号　185001345000004338

AI は許可の取れたデータを使うべき。無断で学習できる状態は許されるべきではない。AI を使い、特定のイラストレーターになりすまし利益を得ている実例がある。日本はアニメやイラストを作成する人を守るべきだ。このままでは海外に技術を盗まれてしまう。AI を野放しにする行為は盗用を見逃していることと同じ。

●受付番号　185001345000004339

とくに“画像”生成ＡＩ分野において、個人の作風をあからさまに分かるように再現したＡＩを作成し、作家に嫌がらせをする行為が目に余る。
成人向けの絵を一切描かない作家の画風で過激な成人向けの画像を生成する、画風を寄せたＡＩで作成した画像で有償依頼を受けようと思うなどと発言するなどの嫌がらせが、データ元の作家の精神に与える影響がどれほどかは壮絶過ぎて想像もつかない。
なぜ学習元の画像を提供している側がこんなに心労を被らなければいけないのか、一切理解できない。
このようなＡＩユーザーが野放しにされ、ＡＩユーザーに有利な法整備が進もうとしている現状を放置すれば、この国のサブカルチャーはいずれ衰退するのが目に見えている。新しく何かを創作して、その時点ではＡＩにできない表現を模索したとしても、すぐ取り込まれて学習元にされる上、それに少しでも異を唱えれば悪意のあるＡＩユーザーに標的にされ上記のような嫌がらせを受ける、法整備も進まない、このような状況が続いた場合、一体何人の絵描きやその他の分野の作家が筆を折るだろうか。
そうなれば当のＡＩも学習元となる良質なデータが得られず衰退していくかもしれない。
もはや何も得るものは無い。
自分の世界観を持ち、それを形にする営みの苦労とかけがえのなさを適切に評価し、まずは作り手を守るように良心のある法整備を切に望む。

●受付番号　185001345000004340

・生成 AI ツールによる盗作イラストや性的な合成画像(合成児童ポルノ)、災害デマ等は、憲法で定められた表現の自由や生存権を危険に曝しています。
・海賊版サイトの漫画村と同様に、生成 AI の運営会社や集英社(週刊少年ジャンプや週刊プレイボーイ等)による盗作行為や人権侵害の数々も問題視し、無断学習や盗作行為その物を厳罰化すべきです。彼らが行っている事は、野菜泥棒と同じです。
・京都アニメーション放火殺人事件の様な、復讐殺人を回避する為にも、盗作被害や盗作免罪に関する相談窓口を設けるべきです。盗作行為や著作権侵害を親告罪から非親告罪に改正する事も必要です。
・何処かの企業が、独自にクリーンな生成 AI ツールを作り上げ、作者やモデル本人から許可を得た作品のみを学習させる分には問題ありません。出力された作品を公開する事や、生成 AI 表記も必要です、

●受付番号　185001345000004341

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安
・現時点で仕事前段階でラフ描かせて依頼を断りラフを AI に学習させるという事態が起こっているので犯罪の意味でも作家さんの心や経済状況の意味でも心配

●受付番号　185001345000004342

インターネット革命、スマートフォン革命でクソ既得権益の足の裏を舐めたせいで失われた 30 年が生まれてしまった
二度とこのようなことは起こしてはならない
AI は日本が誇るソフトウェア技術の集大成になりうる革命であり、著作権ごとき問題で発展を縛るべきではない
ここでミスをすると著作権にルーズな中国に負ける
絶対に負ける
30 年では済まない失われた 2000 年になる

●受付番号　185001345000004343

趣味でイラストを描いているのですが、自分の絵が許可なく学習に使われていると知ったら、「自分のイラストが学習に使われるくらいなら描かない」という創作意欲の低下が起こると思います。
イラストレーターのみならず、作詞作曲者、声優など多くのクリエイターの仕事を奪ってしまうのではないかという懸念もあります。

●受付番号　185001345000004344

まだ十分に著作権を守れていないのにも関わらず AI を推進する事はおかしいのではないか？
どう考えても学習元がおかしい。無許可にも関わらず勝手に使われている作品が一部ではなく多くを占めている。このままではただ創作者が搾取されるだけになってしまう。また、AI による多くの事件が起きている。一部のイラストレーターを執拗に狙った悪意のある学習や実在する人物のポルノ化、児童ポルノまで出ている始末。
絶対にこの素案に反対する。
多くの問題があり沢山の著作権の侵害が起きているのにも関わらずこんなことをして権利が守られるとは思わない。多くの踏み躙られ犯される創作者たちが出てくる。
ましてや生成 AI を進んで使うメリットに付いても何も感じられない。このような問題を持っているのにも関わらず使うわけがない。何が問題の元となるか、世間からどう言われるか不利な要素、負の要素が多すぎる。
最後に AI を推進したいのならばしっかりと整備をするべき。きちんと守られ安心できるのならば文句はない。しかし、どう見ても問題がありすぎる。
絶対に反対する。

●受付番号　185001345000004345

「学習データは切り貼りでは無いとされる」これは違います。
元々は誰かのイラストを盗用して学習がされており、元の絵からのデータで構成された物は切り貼りです。
AI イラストに著作権なんてもってのほかです。誰かのものを盗んでおいて著作権があるだなんて有り得ません。それは技術ではありません、ただの犯罪海賊版です。
AI を使用したイラストの商用利用禁止、AI 使用の免許制を義務付けして欲しいです。

●受付番号　185001345000004346

「各論点」の「(3)生成物の著作物性」の「イ　生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係」について
・35 頁、36 頁にある「また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」

意見
(1)加筆・修正を加えた部分に著作物性が認められるのは元々の著作者のみに限定するべき
理由：下請法の禁止行為、「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」に該当する可能性がある、また、著作物の権利者を明確にするべき

●受付番号　185001345000004347

とあるイラストレーターの作家さんを嫌う悪意のあるユーザーが、その作家さんの画風を学習させたAIツールを作成し、無料ないし有料で勝手に配布したり、そのツールを用いて勝手に有償依頼を受け付けたりしていました。
その作家さんは当然苦しみ、何度も弁護士の方などとやり取りして 1 度ツールは取り下げられたものの、再度作成されるというイタチごっこになっています。(しかも被害者の作家さんの方が多く労力がかかっており、対処のさなかにも批評やクレーム・嫌がらせや脅迫が多発する状況)
すっかり心も身体も病んでしまったその作家さんを見るのが非常に心苦しいです。
また昨今のSNSでは、画像生成AIの話題を出すだけでそのコメントが荒らされる・勝手な解釈で批評した上で拡散される・悪質なユーザーに目をつけられる と言ったことが多く発生しているため、被害を受けた作家さんも受けたくない作家さんも、声を上げて立ち向かいづらい状況となっています。
悪質なユーザーはほぼ全員「これは著作権侵害にならないから問題ない」と言います。それを盾に、自分の行為を正当化して見せ、一般の人を騙し、使われたイラストの尊厳を貶めるのです。
そんな人達に、日本の大きな資産である表現者が苦しめられ、廃業にまで追い込められています。
一刻も早く画像生成AIに対する法が整備され、AIによるものはAIだと一般の目からもわかるようになるなどが義務付けられることを願っております。

●受付番号　185001345000004348

特定のイラストレーターのイラストを学習していない、著作権を侵害していない、と主張する人が、画像生成ツールの作成・ツールを使うユーザーに多くいます。
しかしあらゆる AI はすべて、無から有を作ることはできないものです。
ネットにあがっているイラストは意図せずともすべて学習元に使われていると判断して相違ないでしょう。
話題の ChatGPT などもネットのあらゆる情報やコードを参照しています。
しかしそれらを活用するのと、画像生成 AI を活用するのでは、大きな差があります。
どんな AI の活用にあたっても初めに人間のアイディアがあり、それを ChatGPT などの AI がネットの海を探してきて調べて作り上げていき、最終的に人間で多少手入れして「成果物」として発表されます。
ChatGPT などが探すのは「そのアイディアを叶えるのに必要な情報」ですが、例えばシステムの場合、その情報だけで何かしらの「成果物」として資産になることはあまりありません。
しかし画像生成 AI が探すのは「そのアイディアに近い成果物」自体を探して組み合わせます。成果物は元々それを描いたり撮ったりした作家さんの資産なのです。
勝手に他人の資産を使っている時点で著作権侵害に近しいですし、しかもそれによる利益を横取りしたり元の作家さんを不利な状況に追いやっている、そこに大きな違いがあります。
(作風を真似するのはもっと悪質で、「アイディア」までも盗んでいるといえます)
本来 AI とは上手く使えばより効率的に物事をすすめることができるものです。
例えば画像生成 AI でも、今までの自分の作品(そこに関わる著作権や肖像権をクリアにしたうえで問題ないもの)のみを用いて画像生成 AI を通し、レイアウト案などを出すのは問題ないはずです。
しかし今のツールではそれは容易くなく、且つ冒頭のようなユーザーがいるせいで作家間での反発も強く、画像生成 AI を安易に使えない状況です。
クリエイターの進歩を妨げ、海外に遅れをとる状況となっています。
冒頭に述べたユーザーがこうも暴れ回っているのは、画像生成 AI を使った画像などはそうであると分かりづらいので隠し通しやすいのと、万が一何があっても著作権侵害にはならない・法を犯してないか自分は悪くない、と言う立場を崩さないからです。
一刻も早く AI に関するルールが整備され、各自の作品(資産)が守られた上で、AI を使う人も安心して使える世の中になることを願います。

●受付番号　185001345000004349

訂正文
・生成 AI ツールによる盗作イラストや性的な合成画像(合成児童ポルノ)、災害デマ等は、憲法で定められた表現の自由や生存権を危険に曝しています。
・海賊版サイトの漫画村と同様に、生成 AI の運営会社や集英社(週刊少年ジャンプや週刊プレイボーイ等)による盗作行為や人権侵害の数々も問題視し、無断学習や盗作行為その物を厳罰化すべきです。彼らが行っている行為は、野菜泥棒と同じです。
・京都アニメーション放火殺人事件の様な、復讐殺人を回避する為にも、盗作被害や盗作免罪に関する相談窓口を設けるべきです。盗作行為や著作権侵害を、親告罪から非親告罪に改正する事も必要です。
・何処かの企業が、独自にクリーンな生成 AI ツールを作り上げ、作者やモデル本人から許可を得た作品のみを学習させる分には、問題がありません。入力された作品の公開や生成 AI 表記を義務付ける事も必要です。

●受付番号　185001345000004350

●４．関係者からの様々な懸念の声について」です。
端的に言うと、生成 AI 側に制限を課すなり、使用者に資格を持たせるなりしていただきたいです。
・学習を拒否できる権利
無断学習をやめさせてください。
生成 AI を推進しているクリエイターもたくさんいるわけですから、そういった学習を許可している方たちのみからされるべきです。
また、著作権は保護されるものとしていますが、AI に無断学習され自分が何年も積み重ねてきたの技術を、文字を打つだけで生成され続けてしまえば当然創作を行わなくなってしまう人が出てきています。
このまま生成 AI が何の制限もなく使用を認められ続けてしまえば、人の作成した創作物が減っていくことは明らかです。
そうなったとき、文化の発展はどうなるのでしょうか？私は不安でしかありません。
我々クリエイターは技術を売っているわけですから、それを無断で使用し商用利用されては不利益でしかありません。
そしてそれについて言及すれば、AI 否定派だ、文化の進化を止めていると強く批判を受けます。
実際、私はゲーム開発の現場で働いていますが、背景画像くらいだったら AI に任せてもいいかもねという意見が出ています。
人間の仕事が脅かされつつあります。
・プロンプトの試行回数
プロンプトを打って生成する行為はただ指示を送っていることにすぎません。(いわば発注者)
例えば求めている画像をワードを変えながら画像検索し続け、やっと見つけたものに対してこれは自分のものだと主張しているようなものです。
それに少量の手を加えたところで自分の権利だという主張はおかしいです。
●３．生成 AI の技術的な背景について
→切り貼りではないとされていましたが、構図やポーズ・絵柄等が大きく類似しているものが多く存在します。
大量のデータから読み取っているからと言われればそれまでですが、AI 自身で描いているのではなく多くのイラストから抽出したものでしょう。
芸能人の顔を用い、首から下をグラビア系に変更して楽しんでいる人もいました。
●５．各論点について
（ア）類似性の考え方について

（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
→人の手によって描かれたものがたまたま似てしまうのと、多くのデータから学習し抽出した著作物が類似しているとでは全く意味合いが違います。
AI は学習し抽出しているわけですから、類似といっていいのか疑問です。その作風のものを作らせている・盗んでいるという認識です。
AI 学習に用いられるイラストは流行り"絵(主に塗り方)が多く、そういった絵を大量に生成し悪質な使用をすれば当然多くの人からその画風は敬遠されます。
そうして、学習元となった絵柄の方たちは、閲覧者から「これは AI ではないか？」という疑念を持たれています。絵柄自体が嫌われ仕事が減るという実害が出ています。
また、生成物に著作権が認められてしまうと、人間より何倍もの速度で生成物が先回りして人間の使える表現を根こそぎ使ってしまう可能性があります。
そうすると、既に使われている表現は使用することが難しくなり、創作文化が脅かされる危険性もあります。
SNS でも懸念の声が上がっていましたが、この手法を悪意を持った人が行い、人間が類似した著作物を作成してしまった際に訴えてくることも大いにあるわけです。
・著作物の複製等を防止する技術的な措置
今初めて知ったので広く知られているというのは事実かどうか怪しいです(創作仲間からも聞いたことがありません)
また絵自体に加工を施すツールも存在しますが、我々人間は 1 ミリの描画にこだわって、少しの色味の違いを何度も調整しながら創作物を作成しています。
それに対して加工を施し技術的な措置を取るとされるのは、「思想又は感情を創作的に表現したもの」が脅かされていると判断します。
（オ）海賊版について
そもそも海賊版かどうかもわからないようなものを学習に使わないでください。
児童ポルノの画像が学習元に蔓延しているという情報を見ました。
そういった悪意ある行為は使用者に言っても使用者は聞くわけがないので、そういったことも含めて学習元は許可を出している範囲のみ、というルールを権利として与える必要があります。
最後に、素案と関係なく申し訳ないですが、悪質な AI 使用者についてです。
AI の進化自体は私も応援しておりますが、最近でも殺害予告を受けたという方もいました。
全く関係のない第三者ですが、現在創作者が悪質な生成 AI 使用者から受けている仕打ちの代表例だと思います。
ぜひ一度目を通していただけると幸いです。(X(旧 Twitter) [redacted])
こうした過激な使用者から、クリエイターを保護するような権利があればと思います。"

●受付番号　185001345000004351

１．はじめに

生成 AI は現在様々な問題を抱えているが、いずれ技術的に解決されうる問題と生成 AI という存在そのものが与える問題について分離して考えるべきである。

５．各論点について

（１）現在、学習には体力の画像データが用いられ、その多くはネット上から不当に収集されたものも含まれる。学習された画像がそのまま出力される可能性もあり、著作権の観点から問題にされる場合が多く、実際問題であると考えている。しかし、作品の同一性や絵柄のようなクリエイタが獲得した固有のものに焦点を当て法整備を行った場合、短期的には規制できるかもしれないが、長期的に見た場合、学習データを加工し上記の問題を解決した場合や、一度合法的に高品質の学習データが市場に出ることが考えられ、その場合クリエイタの利益を守ることはできない。経済的な観点から見ればこのような生成 AI の利用は合理的であり、世界的に普及も進むと考えられるが、一方で美術文化的には質の低下につながると考えている。

（２）個人利用の範囲であれば問題ないと考えている。また、生成 AI そのものはただのプログラムであり、特殊な機材や技術を必要としないことから、生成物の規制そのものが現実的ではないと考えている。特定のクリエイターに似せた作品を投稿することが問題なっているが、クリエイタの評価を下げたり不利益を被らせることを目的としない限り規制することは難しいのではないか。

（３）現状では著作性はあると解釈できる。ただし、「著作性」の定義を見直し、生成 AI を使用したものには著作性を認めないようなものとすれば、生成 AI の私的範囲内での利用を規制しない一方で商業的な利用を牽制することができるのではないかと考えている。これはクリエイタ側に生成 AI を使用していないことの証明を求めることになる負担は増えるが、デジタルデータで著作物を管理することが多い現代では不当な商業利用を抑制する効果の方が大きいのではないだろうか。

６．最後に

現在は現在技術として公開されている生成 AI を前提に議論を進めている部分もあると思うが、将来的な技術の発展を見据え対応してほしい。クリエイタの利益も重要かもしれないが、国際的に足並みを揃えられない場合、経済的に大きな損失を被るだけになると考えている。現在の生成 AI のレベルが、大衆には判別できないほどになっていることからクリエイタの経済的価値は低下していくことは避けられないと思う。反面文化的価値を守ることも重要であり、経済とバランスを考えて議論を進めて欲しい。一般的に法整備は技術革新の速度に比べ圧倒的に遅いのが常である。

技術分野の法整備は迅速かつ柔軟な変更ができるようにあってほしい。

●受付番号　185001345000004352

私は Web デザイナー兼イラストレーターをやっているものです。
非常に現状の AI 濫用には危機感を覚えております。
AI の濫用で現状すでに起きていると感じている問題点は以下の 5 点です。
1）児童ポルノ生成と販売
2）1）の生成に使われている学習データに、実際の被害者の画像が含まれている問題
3）特定のクリエイターの作風を意図的に学習させ、大量生成することでクリエイターの仕事の機会、収益を奪う
4）実在のモデルに無断で写真を学習させ、モデルの意図しないポーズや服装で写真を生成するカメラマンが出てきており、モデルの収益を奪うと共に、ディープフェイクにもつながる問題となっている
5）中国では、すでにイラストレーターが AI に置き換えられ、職を失う人も出てきている
AI の発展と活用は今後避けられないと思いますが、
●学習データへの縛り
●AI 使用者を限定する
●濫用や悪用に対しての罰則を設ける
など、法整備をすることが望ましいこと、
法整備のスピードが追いついていないと感じています。
日本の著作権では、作風、画風を著作権の範囲として扱うことは難しいと思いますが AI を使用した作風や画風の濫用についてという条件を絞ることで、クリエイターが守られるような法整備を行って欲しいです。

●受付番号　185001345000004353

生成 AI に対する規制、もしくは厳格なルール設定をしていただきたいです。
海外では既に 14 歳の学生が同級生に AI によって自身のアダルト画像を作成されてしまい自殺してしまという事件も起きています。一般市民であってもディープフェイク画像を作成されてしまうような時代が訪れてしまっているのです。
それに、現状の生成 AI の殆どは著作権を侵害することによって成り立っていますし、実害にあっているイラストレーターなどの著作者の声も多数見受けられます。
以上のことから、生成 AI に対する規制、もしくは厳格なルール設定をしていただきたいです。

●受付番号　185001345000004354

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

イ 生成 AI の開発の概略

＞「これらの学習に用いるデータの質及び量が、その性能の決定に大きな影響を与えると言われている。」生成 AI は学習データが生成物の品質に影響されるため、実態としてデータに価値があると言える。しかし、そのデータを著作者に無断で収集しているため、本来著作者が得られる利益を横取りする形となっているのは問題がある。また、データに品質が左右されるということは、その技術そのものに発展性が無いと言える。結局、生成 AI の性能を上げたければデータの質と量を上げるしかなく、生成 AI そのものによって生み出される価値が存在しない。

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

＞「通常、学習データの切り貼りではないとされる。」とあるが、生成 AI は学習データにないものは出力できず、学習データをそのまま出力することもある。この認識は誤りであるため訂正して頂きたい。

４．関係者からの様々な懸念の声について

懸念点は数多あるが、まず、生成 AI の学習が無差別に収集されたデータから行われる上に権利者が学習を拒否すること（オプトアウト）が出来ないことが問題である。

オプトアウトが出来ないため、生成 AI への学習を拒否するために作品の発表を控えるもしくはやめてしまったクリエイターが出ていることが一消費者として非常に憤りを感じる点である。

権利者に許可を得たデータのみを使用すればこういった問題は起きないため、生成 AI の開発におけるデータの収集は原則許可制（オプトイン）を義務付けなければならないと考える。

生成 AI は海賊版からもデータを集めていること、並びに学習データをそのまま出力することが可能であることから間接的に海賊版を許容することとなることも問題である。こちらも上記のオプトインが必要だと考える理由の一つである。

現在、生成 AI による出力物に AI 生成であるという表記が義務付けられていないため、出力物を手描きと偽る者が存在する。イラストの作成依頼を受けて AI 生成物を納品するなど本来クリエイターが得られたはずの利益を不当に害するため、AI 生成物には AI 生成物であるという表示を義務付ける必要があると考える。また、生成 AI は大量に学習データの類似物を作成可能なため、生成物を大量にネットに流されると新たにクリエイターを発見することが困難になる。こちらも表示義務が必要だと考える理由の一つである。

嫌がらせを目的として特定作家の LoRA を作成して生成画像を本人に送り付けたり、特定作家の LoRA でヘイトスピーチの画像を作成するなどの被害もあり、現在は安心して作品を公開できる

環境とは言えない。元々無断転載やトレパクなどの被害は存在したが、新たな被害を気にしなければならないことは強く問題視されるべきだと考える。

生成 AI はあまりに簡単に悪用が出来てしまうため、このツールの使用や開発には強い規制を設けなければならないと考えています。

５．各論点について

（３）生成物の著作物性について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

>AI による生成物は画像作成の主体が機械によるものであるため、プロンプトの量・内容・生成の試行回数や複数の生成物からの選択の如何に関わらず著作権を認めるべきではない。AI による生成画像はモデルとプロンプトに依存し、同一のものを用いれば誰が行っても同一の出力がされるため創作的寄与を認めるに値しない。

仮に AI 生成物に著作権を認めた場合、大量に画像を生成しておき、似た画像がアップロードされたら著作権侵害を申し立てる不届き者が現れることも想定される。

現に米国著作権局の見解でも生成 AI による生成物に著作権は認めておらず、生成 AI に著作権を認めることは断じて許してはならない。

（４） その他の論点について

生成 AI に関しては、学習データから類似のものを生成するため著作権者の利益を害する場合が多々あります。そのため、この部分の記載は訂正すべきです。

生成 AI は著作権者の利益を害さない限りという 30 条の 4 の但し書きに該当しないと考える方が自然です。

●受付番号　185001345000004355

現状生成 AI について問題点いくつかあると考える。
1.いわゆる作風の模倣が簡単にできてしまう点
2.短期間での乱造・投稿ができてしまうこと
1.は著作権で保護されない作風を模倣することにより、なりすましなどができてしまうこと。人の顔を学習させればポルノや政治的発言・情報の偏向などが容易に行える点
2.は 1.と地続きの問題点としてなりすましなどができてしまうこと。一般的なネットリテラシーのみでは真贋の判断は困難になりやすい点
1・2 を踏まえ AI を使用する場合には生成物にメタデータを盛り込むこと。そのメタデータの消去は著作権の放棄と侵害を同時に満たすものとして開示請求を容易に認める仕組みづくりが必要であると考える。
　現在の創作は著作者が人であるということで製作速度の物理的な生産性の限界や作風である程度作者の同定が可能であったが AI はその作品の生成過程をほとんどが AI によるものである。個人が大量に特定作家・作品群を学習することで真贋の見極めを非常に困難にさせてしまう。
　そのためオンライン上の同一のデーターベースから生成を行う場合や個人でのデータベースの構築や追加学習を行った生成物には使用した AI、データベースの保管場所などを明示したものを盛り込むことで第三者からの著作権侵害の検討が明確にできること。個人で構築した環境であればそのデータの提出を求めることによって上記 1・2 の問題を緩和できるのではないかと考える。著作権・著作者の保護は著作権法だけにとどまらず、他の法律も絡めて関連法律との運用方法などを明示してほしい

●受付番号　185001345000004356

「4.関係者からの様々な懸念の声について」
AI によって全ての人間に平等にチャンスが与えられると思う。AI を規制することは皆の挑戦の機会を無くすことだと思う。

●受付番号　185001345000004357

絵では「マスピ顔」と言われる絵柄を使い倒してその絵柄の価値を殺してしまっている
上手い絵を見ても「AI 絵じゃないのか」と素直に受け止められなくなってしまった
上記からもう既にひとつの文化が失われてしまっている
また、近年話題にあがったトコジラミ等の生物の絵が AI 生成されたが、他の虫の特徴も混ざってしまって実在しない生物の絵になっているなど､トコジラミに限らず生成 AI は現状、対象を正しく知る上での障害物となっています。
絵だけでなく声優の声を無断で 449 キャラ、36 万音声ファイル、合計 581 時間、343GB ゲームからぶっこぬき、ばら撒いて声優のコピーを作ろうとしている動きがあるが､「そういう無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当します
このまま生成 AI を野放しにするのは反対です。

●受付番号　185001345000004358

現時点で自身が製作したイラストを勝手にAI学習に利用され、意図しない所での使用、不利益になるような事に使用される等既にトラブルになっています。
酷い例だと、
・知らぬ間に自身の作品をAI学習に利用され、アダルトな物を生成し稼ぐ為に利用される。
・勝手にグッズ化され売られていて、それを見たファンからの問い合わせで気付くが、削除要請をしてもきりがない。
・知らぬ間に自身のイラストとわかる絵柄をAI学習に使われ利用され、児童ポルノに抵触するような物や、自殺教唆と取れるような作品を生成、ネット上にアップロードされトラブルになる。
他にも手描きの物がAIで出力した物だと疑われ、わざわざ手描きだという証拠を出さなければならなくなった方も多々いらっしゃいます。
挙げるときりがない程細かいトラブルもあります。このような事柄から既にひとつの文化が失われていると言っても過言ではありません。これ以上個人の創作意欲を欠くようなことや、権利を奪われるのは我慢なりません。
よって、生成AIへの規制を強く希望します。

●受付番号　185001345000004359

学習をし、多くの人に好かれるような絵を描きたいと考え努力していましたが、AI 生成のイラストがあまりにも多く溢れ、努力した先に AI イラストと戦いながら生きていかければならない。そもそも戦えるレベルまで上手くなれるかも分からないという不安から絵の勉強をやめてしまいました。

●受付番号　185001345000004360

製造業の工程管理システムなどへの ai の導入は賛成である
声、画像生成 ai による犯罪は世界的に増えていくと考えられる（実際に deep fake による自殺者もいる)。規制は必須だと思う。
現状の創造的分野の生成 ai について、人の著作物を無断で大量に学習素材にして生成できる現状、フリーライドしたもの勝ちになってしまっており、その界隈の衰退は避けられない。
自分の著作物の学習への利用禁止、ai 製であることの表示義務。
上記 2 点はクリエイターの権利として認めてもいいのではないか。
私の職業は研究開発者だが、専門分野について文章生成 ai に質問をすると間違えている回答が頻繁に得られる。職業柄間違った知識が大衆に広められるのは心苦しい。
そもそも学習素材として著作物を用いるのは著作権の同一性保持権を侵害するのではないか。30 条の 4 で正当とされてたとしても、ai がここ数年で急速に発展する以上、過去の法律で現状の ai を考えるのは非常に危険であるのではないか、新たな法律の制定をしてほしい。
現状世界的な目線で見ると生成 ai で作成したものは著作権が認められていない方が多数派である。創作分野において日本が ai を推進していくのは日本の創作物への信頼が世界的に失墜してしまう可能性はないのか。本当に生成 ai が文化の発展に寄与するのか。疑問がある

●受付番号　185001345000004361

時間を掛けたら強制的に送信できなくなるんですか？1000 文字弱の訴えが消えました。あまりにも不誠実です、ひどいです。これがあなた方推進派のやり方なんですか？
海外でも裁判が多発、海外で法規制が進み、日本だけが野放しで後進国では大変なことになりますよ。国内では良かったかもしれませんが、いずれ海外から大きな裁判や国際問題になりえると思っています。
また、イラストや写真を無許可に取り込んでデータを作っていますが、これは人生の時間や気力を多量に費やして技術を会得した人たちからすると窃盗です。
何にも努力をしてこなかった人達がこれを無許可に悪用しているのはどう考えても異常です。誰でも簡単に良い絵を出力できる結果、ヤクザやマフィアのシノギやマネロンに使われているという話もあります。野放しだからこその犯罪の温床です。何としてでも対策を打たなければいけません。
推進派の議員などは現場を知らない、現場を知ったうえで蔑ろにしている、のどちらかです。現場の意見を絶対に聞かないのですから何でしたら利権なども考えられるでしょう。今だけ金だけ自分だけ。せっかく世界に誇る漫画やイラストの日本国が、そんな人たちに破壊されるのは看過できません。
絶対に現場の若手の意見を聞いてください。今回のパブコメでしっかりと取り入れて下さい。AI を推進して若い芽を摘み取ると仮に今がよくとも、未来はおしまいです。よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004362

まずはじめに、どこからが著作権侵害かという線引きを探るのがそもそも間違いであり、学習素材として著作物を無断使用しているものを発表している時点で著作権侵害であると言えます。
普段クリエイターが素材を使用する場合、有料又は無料で使用許可の範囲内でのみ使用することが許されています。(大体の場合、再配布や商用としてメインコンテンツとしての使用は許可されておりませんし、アダルトや非合法の使用を禁ずるなどの著作物としてのルールがあります)
表現に独自性や思想があるなしにかかわらず、ネットで拾ってきた誰かの写真やイラストに手を加えて自分の作品として発表する、他者のイラストや漫画を切り貼りしてトレースして自分の作品にする、という事は許されることではありませんが現行の AI がしているのはそういった行為です。
切り貼りではないと断言しておりましたが過学習などを狙ったわけではない場合も学習元ほぼそのままのデータが出てくるようなケースも見られました。
現行の著作権では違反をしていないから、というのを理由に個人を標的にした攻撃・詐欺行為から、マネーロンダリングのような組織的な犯罪行為に至るまで悪用され続けているのが現状です。
AI が出たことで本来感じるはずであった技術の豊かさや AI で生まれる作品の楽しさよりも、法律には違反していないということを盾に著作物という楽しむ為に生まれた作品で他者に加害ができる人間がこの世にこんなにも沢山いたのだという事に驚きました。
モラルをわかっていない、わかろうとしない利用者やモラルをそもそも守る気のない利用者も多々存在する一般に普及するには向いていないものです。
著作者にも AI 使用者にも配慮をしようとしているように見えますが、加害者側は現在のように抜け道を探すだけに思われる箇所が多くありました。
一般には一律使用不可にして研究用途に徹底し創作とは全く関わりのない技術としての運用のみにするか、AI 学習可と著作者が名言しているものに限らせる、その場合生成毎に学習元の著作者に対して対価を払う事を義務付ける等の対処が必要と考えております。
また、著作権の問題からはずれますが、現在 AI の主な利用価値は技術の革新、躍進等ではなくコスト削減の面のみが際立っている様が取り立てられております。本来削減したコストは創作者や未来の創作者の育成に還元されなければ文化の発展は望めず、創作者もまた消費者でありますのでコスト削減が行き着く先は経済や文化の縮小です。
現在の日本の貧困と言える状況は技術者や単純労働者を疎かにした目先のコスト削減の結果であると考えますので、企業や国の一時的な利益の為に推し進めるには未熟な技術であり、一般に普及や推進をする意味への疑問を感じます。

●受付番号　185001345000004363

・意見対象箇所
5.各論点について(2)生成・利用段階
・意見の概要
生成ＡＩによる、市場に普及するまで想像できないリスクを無視して万人が利用できるようにするのは、生成ＡＩ利用者以外への負担が多い様に思える。
まずは生成ＡＩの利用を免許制・職業制などで制限したうえで生成ＡＩとの付き合い方を探ってほしい。
・意見及び理由
生成AIという自由度の高すぎるものが現行の著作権法の定義でカバーできるとは思えないが、かといって机上でしかリスクを見つけられない段階で法律を変えても、現状でもみうけられる悪意の利用もしくは反社会勢力などとのイタチごっこになることは目に見えている。
こういった状況で生成AIを万人に使えるようにしてしまうのは、学習されるクリエイターや違法者に対処する法律家への負担をむやみに上げかねない。
まずは生成AIの利用を「研究目的」と「(企業に所属または契約している)クリエイターの自身に著作権のあるデータ、もしくは権利関係をクリアさせたデータを学習させての利用」にとどめたり、免許制にして段階で利用を制限するなど、
「著作権侵害」や「非享受目的の利用」をクリアしやすい人たちに生成AIの利用を授ける事で生成AIによって起こりうる意図しない違法行為や現状の市場崩壊のリスクを避けながら、利用価値と問題点など生成AIとの付き合い方を探っていってほしいです。

●受付番号　185001345000004364

「提案」
・AI 生成ツールの使用を免許制にする
・AI 生成されたかどうか分かるツールを用意する
AI ツールが登場してから、創作活動をする人達が被害を被りすぎています。
創作に携わる人たちが、数年、十数年、数十年に渡るまで絵を描き続け、培われた創作能力を、AI に「学習」という名の盗作をさせ、利益を得る人達が散見されます。
中には有料サイトから絵を引っ張ってきて、その絵を AI に学習させ、自身が描いたかのように有料サイト等に公開し、金銭を得ている不届者もおりました。
やっていることは盗人と変わらないのに、法で罰せられないのがおかしいです。
私も創作している身なので声を大にして言いますが、今まで真面目に絵を描いてきた人達が馬鹿を見る現状に危機感を覚えています。
私も、頑張って絵を描いても、お金稼ぎしか考えていない、絵を愛してもいない輩にボタンひとつで絵を盗まれると思うと、創作する気が失せてきます。
もちろん私だけではなく、名だたるイラストレーターの方々もみんなそう思っています。
現状いちばんの問題点として挙げられるのは、「自衛する術がない」ことです。
限定サイトや有料サイトに投稿したり、透かしや注意書きを入れたところで、AI ツールの使用者からすればどうにかして画像を保存し、出力してしまえば簡単に盗作できてしまうのです。こちらから AI に絵が盗まれるのを阻止することはできません。
ですから、「いかなる理由があっても、絵を無断で AI 学習できないようにする」という対策を取ってください。取られてからでは遅いのです。創作者が取れる対策を、AI は簡単に突破してきます。AI に倫理などありません。感情に訴えることもできません。どうか、対策の方をお願いします。

●受付番号　185001345000004365

私は、生成 AI の使用を規制して頂きたいと思っております。具体的には、
1. 生成 AI の利用を免許制などにして厳しくする
2. 生成 AI で作られた作品全てに、生成 AI を利用したと一目で分かるような、例えば透かしの様なものの刻印を義務化する。透かしは加工アプリ等で消すなどして誤魔化せないようなものにする。
3. 生成 AI が学習に使った作品の明記の義務化
4. 生成 AI で作った作品を商的に利用することへの罰則
などの対策があげられます。
イラストレーションにおける著作権というのは難しいものです。確かに生成 AI は、創作者の描いたイラストをそのまま使用している訳ではありません。しかし、多くの創作者の絵柄や構図を元に、短時間で、大量にイラストを生産してしまうというのは、長い時間を費やし努力をして付けた技術の結晶を勝手に盗まれてしまうことと同じであり、つまりは盗作です。許されざる行為だと思います。
絵柄というのは抽象的なものであり、しかし確かに存在するものです。そしてそれはイラストレーションの創作者にとって大きなものです。名前を見るよりも先に、そのイラストがその創作者のものであると判断できるほどです。そして生成 AI はその「絵柄」を盗むことができます。
仮に A というイラストレーターが居たとします。A は宗教的な絵や、偏った思想の強い絵は描かないイラストレーターでした。しかしある人が、生成 AI を利用して A の絵柄を盗み、偏った思想感のイラストや、宗教的なイラストを生成し、ネット上に公開してしまいました。それを見た人々は、どう思うでしょうか？同じ絵柄で生成されたイラストは、そのイラストを見た人々に、それが A の創作物であると勘違いさせるでしょう。そして A はひどい風評被害を受けることになります。自分の知らないところで、ありもしない、しかし自分の絵柄に酷似したイラストが流れるのです。そして、A はそういった絵を描く人という印象が定着し、イラストの仕事を貰う機会を失います。
絵柄というのは、それほど大きな、個人を象徴するものなのです。
生成 AI を利用した悪質な行為で筆を折られた創作者の方々をたくさん見てきました。上記のものは一例です。健全な絵を描かれるイラストレーターの絵柄を盗み、生成 AI を使い、同じ絵柄の R18 作品を描かれる、というケースもありました。そういった作品を描かれるイラストレーターとは仕事を出来ない、というイラストの依頼者様は多く、その方も生成 AI による悪質な行為で、仕事の幅が狭まったと言っていました。
創作文化は、日本における大きな文化の 1 つだと思います。

今後も生成 AI が規制も無く出回り続けることで、日本の創作者の数は激減し、創作文化は大きく衰退すると考えられます。そして、日本はクリエイティブな面で、他国に遅れを取る事になるでしょう。
この生成 AI による被害は、日本に留まるものではありません。今、生成 AI への規制をいち早く始めることは、他国の生成 AI への姿勢にも大きく影響するはずです。日本がその尊い先駆けとなる機会は今しかありません。
どうか日本の創作文化を守ってください。日本の創作文化は、他国にも負けない強みがあります。日本の経済の一端を担っていると言っても過言ではありません。どうか、悪質な生成 AI に対して、強く取り締まる姿勢を見せて下さると嬉しいです。

●受付番号　185001345000004366

私は絵を描きますが、自分の絵柄でヌードを描かれることを懸念しています。
生成された場合、私以外にはそれを否定できるものはなく、私の作品として扱われます。
それに対して何らかの不都合が生じた場合、損害は私にきます。
そもそも、自分の絵で不本意なものを生み出されるのに恐怖を感じます。
それと同様、実在する人物のヌード写真を生成することも可能で、現に多数の被害が出ています。
誰が見ても本人にしか見えず、被害の程は計り知れません。
メリットだけではなくデメリットにも向き合ってください。
これは異常です。

●受付番号　185001345000004367

絵柄というのは、印章に相当するほど作者の特定に重要となる物であり、学習させて真似るということは、印鑑の偽造に相当する愚行である。
現在でも贋作を贋作として優良誤認せぬように売ることは許可されているが、生成 AI に至っては贋作を真作として販売が可能であり、優良誤認させることが主目的となっている。
ダ・ビンチや横山大観程の名画などであれば詳細なタッチや印章の判定基準があるが、生成 AI によって模倣されるのは、ダ・ビンチに至る過程の途中に居る今後イラスト業界を牽引する可能性のある若者達の絵がほとんどである。
それにより成長を止めるイラストレーター、筆を折る作家が後をたたない事が問題視されている現状があります。
本来、生成 AI に求められている役割は生成の補助であるが、事実上完成品のみを求め販売する者ばかりが利用しているのである。
例えるならば、食品の産地偽造のような行為を合法的に行えるのだ。
それにより、イラストレーターなどの生産者だけでなく、イラストを見たり購入したりする企業や消費者までリスクを抱え込む事態になっている。
安全に利用できる真作と思い購入したものが、生成 AI による贋作でありイラストの販売者が描いていないために著作物ではない状態であると言ったトラブルは既に確認されている。
生成 AI を通したと言えば、他人の絵のレタッチだけでいくらでもクリエイターを名乗れるのだ。
この流れが加速するとテストや入試にスマートフォンを持ち込むことすら IT 利用能力として認めざるを得ない。
そのような「努力は意味がない」「勉強をする必要がない」というメッセージを世に広めることに既になっているのだ。
そのため、生成 AI にはそのまま使えないように消すことの出来ないウォーターマークを入れて、あくまでも美術モデルのような「参考」としても役割を徹底させる必要があると考える。
特に完成品を出力するものに関しては必須と言える。

●受付番号　185001345000004368

まず私の考えとして、生成 AI という技術そのものは問題ではなく。問題なのは簡単に悪用でき、さらに知らないうちに自信の創作物が学習され、学習されることを拒否できない現状にあると思います。

現状では知らないうちに勝手に AI に学習され、そうして作られた生成 AI がどれだけあるのか、またその生成 AI の利用規約は何のか、一切関知できません。

今の生成 AI は悪質な利用者が多く、フェイクニュースや悪質な合成画像などが簡単に作れてしまい、ネットで創作物を公開した人間はほぼ全員が、知らないうちに誰かの犯罪に加担しかねない危険性をはらんでいます。

これを防ぐためにも最低でも AI 学習を拒否できる権利、そして AI に学習されたことを知る権利があると考えています。

そして次に生成ＡＩで作られたものを自分の手で作ったと嘘を言いだし、さらにそれを商業利用しようとする存在です。

これの何が困るかと言えば、これによって人間が作り出したものとＡＩが作り出したものが混同され、消費者に疑心暗鬼を招くことです。

多くの人がＡＩに悪い印象を持っており、さらに生成ＡＩを使った物は多くが不自然で違和感が強いものです。

上記の理由により、消費者は生成ＡＩを利用した物を買おうとしません。

これによってそれまでＡＩを利用せずに制作をしていた人たちが、これが人の手によって作られたことを証明しなければならなくなりました。

これによって市場は大いに混乱し、消費者は商品を購入するのにより慎重になってしまいました。

最後に、ＡＩという技術そのものは問題ありませんが、簡単に悪用出来てしまうこと、犯罪に積極的に利用される現状。そうしてその人たちがニュースや記事、絵や漫画などの市場を簡単に荒らせるのが問題です。

制作にＡＩを利用したならそれを明記させること、それとＡＩ学習を拒否できる権利、そして自分の創作物が勝手にＡＩに学習されたら直ちに辞めさせることができる権利が必要だと思います。

●受付番号　185001345000004369

AI 技術によって出力された作品及びそれらを加工したものを認めることは無断で学習データとされた多くのクリエイターに対する冒涜であると捉えております
特に昨今では学習するデータを一極化することでクリエイターの特徴を高精度で再現することも可能になっており学習元のクリエイターから顧客を奪うことや脅迫嫌がらせ等に使うことも出来るようになっています
これらを野放しにするこは各クリエイターの立場を追いやることに他ならず、また学習されることを危惧した若いクリエイターの芽を摘むことになり最終的には文化的創作活動全般の衰退を免れないでしょう
各クリエイターと将来的な文化的創作活動の保護の為にクリエイターの作品を無断で学習データとする行為及び AI による作品の出力に対する厳しい法規制をするべきだと意見を述べさせていただきます

●受付番号　185001345000004370

現在イラストの専門学校に進もうと思っている者です。
AI 絵師、というものをよく見かけますがこのまま AI を規制せずに行ってイラストレーターがいらなくなってしまうのでは無いかと不安です。イラストレーターは私の小さい頃からの憧れの職業です。
さらに AI 絵師によるイラストレーターへの実害等も出てきてしまっています。ある特定の 1 人のイラストレーター様のイラストを集中的に学習させその方の絵柄を奪いイラストレーターの絵柄販売等と言って SNS へ投稿しています。
何の規制もなくこのままではいけないと思っています。

●受付番号　185001345000004371

AI の学習元にも必ず著作者がいるはずなので、AI を使用したものには学習元を必ず明らかにし、許諾をとり、報酬が払われなければならないと思います。

●受付番号　185001345000004372

AI に学習させたものにはすべて学習元があるはずです。この考え方では学習元を守っているとは思えませんでした。AI 学習の際には必ず有償で許諾を取るなど、クリエイターを守る部分を厚くしていただきたいです。

●受付番号　185001345000004373

私はアーティストを目指しています。
近年、無断で学習素材を収集(盗用)・学習させた生成 AI の使用者による、権利・倫理を無視した活動が問題となっており、あらゆる創作活動においての被害の拡大を危惧しています。
私はアーティストを志す者として、また知り合いに何人ものアーティストもいることから、この被害状況に非常に憤りを覚えています。
AI そのものに罪はなく、様々な分野で AI が活躍しているのを存じております。
しかし、今の創作者たちにとっては AI＝無断学習の生成 AI というかたよった認識ができてしまうほど、心無い生成 AI 使用者が多いというのも事実です。
このような被害が増え続けてしまっては、次世代を担う若いアーティストを潰すことにもつながりかねせん。
どうか、現在のクリエイター界隈におけるこの危機的状況をご理解いただき、問題を解決できるようご判断くだされば幸いです。

●受付番号　185001345000004374

不特定多数の創作物、著作物を利用した生成 AI の存在を全面的に否定します。
生成 AI による生成物に対して著作権をというお話があるようなのでそこに絡めて。
そもそも生成 AI という名称に疑問を感じます。
現状、生成しているのは人間です。そういうプログラムにより人の創作物、著作物を利用してごちゃ混ぜにして、これが私の作品であると主張している。
創作物、著作物とはそういうもののことを指して言うのでしょうか。
また、AI という言葉を使うほど高度な技術が用いられているのでしょうか。
（AI というなら作品を作るという概念のみ与えれば作品をつくれるのでは、現状の大多数の人に被害、悪影響を与える学習など必要なく）
誰かの作品をそのまま利用しなければ成り立たないようなものが日本の文化なのですか。
日本のクリエイターたちが作り出した、世界からも愛される文化というのはそういうものではないかと思いますが。
個性豊かなクリエイター達が己の力で生み出したということに敬意や凄み、熱量を感じたのではないですか。
先人も、現代に生きるクリエイター達もそうした魂のこもった作品を作り出すことに命を使っていると思います。
現状、そうして創られてきた分野を不当に踏み荒らされているよう感じます。
SNS でどのようなやり取りが行われているかご存じですか。
本来リスペクトされるべきクリエイター達には罵声や暴言が浴びせられ、生成 AI 利用者が自分の方がすごいとマウントを取る等、酷い惨状が見える事でしょう。
それは生成 AI 利用者の人間性に疑問を感じるようなレベルのものです。
そのような環境でクリエイターが法からも守られず、創作活動を行うエネルギーもすり減らされ、当人もそのファンもただただ悲痛な気持ちを味わっています。
人を悲しませるものを受け入れるようなことは到底できないです。

●受付番号　185001345000004375

不特定多数の創作物、著作物を利用した生成 AI の存在を全面的に否定します。
生成 AI による生成物に対して著作権をというお話があるようなのでそこに絡めて。
そもそも生成 AI という名称に疑問を感じます。
現状、生成しているのは人間です。そういうプログラムにより人の創作物、著作物を利用してごちゃ混ぜにして、これが私の作品であると主張している。
創作物、著作物とはそういうもののことを指して言うのでしょうか。
また、AI という言葉を使うほど高度な技術が用いられているのでしょうか。
（AI というなら作品を作るという概念のみ与えれば作品をつくれるのでは、現状の大多数の人に被害、悪影響を与える学習など必要なく）
誰かの作品をそのまま利用しなければ成り立たないようなものが日本の文化なのですか。
日本のクリエイターたちが作り出した、世界からも愛される文化というのはそういうものではないかと思いますが。
個性豊かなクリエイター達が己の力で生み出したということに敬意や凄み、熱量を感じたのではないですか。
先人も、現代に生きるクリエイター達もそうした魂のこもった作品を作り出すことに命を使っていると思います。
現状、そうして創られてきた分野を不当に踏み荒らされているよう感じます。
SNS でどのようなやり取りが行われているかご存じですか。
本来リスペクトされるべきクリエイター達には罵声や暴言が浴びせられ、生成 AI 利用者が自分の方がすごいとマウントを取る等、酷い惨状が見える事でしょう。
それは生成 AI 利用者の人間性に疑問を感じるようなレベルのものです。
そのような環境でクリエイターが法からも守られず、創作活動を行うエネルギーもすり減らされ、当人もそのファンもただただ悲痛な気持ちを味わっています。
人を悲しませるものを受け入れるようなことは到底できないです。

●受付番号　185001345000004376

生成 AI を使用した際の入出力の制限、規制が望ましいと考えている。
特に責任の所在が明らかにしづらい個人での使用はより厳しく制限し、企業や運営者においても責任の所在を判断しやすい構造であることを求めている。
理由として、明確に既存の画像・文章データ等を区別する手段が存在し得ないことで利用者・各市場の運営的な利用において虚実の判断を難しくするからだ。
現状においても生成 AI や AI を利用した加工で隠蔽や捏造、ディープフェイク動画像の拡散といった、犯罪行為・悪質行為の幇助性が高いからである。
また、（４）その他の論点について、
「著作物に当たらないものについて著作物であると称して流通させるという行為について」の部分では、著名なイラストレータの画風を模倣した絵を広告で使用した例などが挙げられる。
他には、著作者に対しての嫌がらせとして「著作者の著作物には価値がない」等の名誉毀損のためにこのような行為を行うケースも見受けられた。
さらに　項目４．関係者からの様々な懸念の声について、
この項目に関しては、絵や漫画を製作する際、他者から提供される素材を使用する場合に、生成 AI によって作られたと思われる画像がそう明記されないまま素材として含まれており、当の生成 AI（とそれにより生成された画像）が著作物の権利を侵害していないかの判断を必要とされる懸念がある。

●受付番号　185001345000004377

生成 AI は大きく問題があり、多くの著作物を無断で使用し学習しています。その中には海賊版や児童ポルノなど倫理的に問題がある画像も含みます。また特定の作家に寄せた画像も短時間で大量に生成することができ、作家のイメージを陥れる画像や絵柄の陳腐化を行うことができます。現にマスピ顔と呼ばれる絵柄は大量生成されたことにより陳腐化し、その絵柄の作家さん達までその価値を貶められてしまいました。lora と呼ばれる追加学習によって法的には問題がないと言って作家に対して嫌がらせを行うものまでいます。このような嫌がらせに法的に対処できないというのは大きな問題だと思います。
以上の点から生成 AI は、法できっちりと規制することを望みます。
現在学習に用いている画像はすべて破棄し、著作者に許可の取れている画像でのみ学習を行いマージンを支払うこと、生成 AI で制作した画像はその旨を表記するといったものを望みます。

●受付番号　185001345000004378

現在使われている生成 AI はインターネット上に存在する画像や文章といったデータを作者の同意なしに取り込んでいます。元データに存在する著作権を無視して収集したデータから作られるものに独自の著作権は認められないのではないでしょうか。
また画像生成 AI では児童ポルノなどの犯罪被害のデータが取り込まれているといった問題点があります。これは生成の過程で二次被害を生む可能性があります。
現状で AI の生成物に著作権を認めることは、元データの作者や、データに写っている人間の肖像権を侵害することになります。
どうしても AI による生成物に著作権を認めたいのであれば、最低でも元データの作者、または被写体といった収集するデータに関しての権利者から AI によるデータ収集、そしてデータ生成とそのデータの利用範囲すべてに許可を得る必要があると考えます。
現在生成 AI として使われているものの集めたデータが元データの権利を侵害している可能性がある以上 AI による生成物に独自の著作権は認められないと考えます。
生成 AI は試行回数を膨大に試すことでありとあらゆる結果を手に入れることができます。それは独創性を有する作品とは言えないと考えます。

●受付番号　185001345000004379

現在問題視されているイラストの無断学習や生成画像を使ったヘイト行為を野放しにしている状態での推進は非常に危険だと思います。
私自身、AI 技術自体には肯定的ではありますが、こういった問題を放置したまま強行に推進している政府に危機感を感じざるを得ません。
まず生成ソフトの学習素材が無断利用の物ではない事、無断でクリエイターの著作物を使用して画像を生成した場合の罰則などを法的にしっかり決める事が前提だと考えます。

●受付番号　185001345000004380

盗人がごった煮にしたものなど著作権などあってはならないし
そもそも学習されたらイラストレーターさん達への悪意の塊のような生成物への規制と罰則を。
全ての現行学習データの一掃、再構築、一切の実在するイラストレーターの作品を取り込まずに。
自分を含む「絵を描く」立場の者が全ての感情、時間を注ぎ込んだ大切な絵を「素材」なんて扱いをさせてはならない。
絶対に生成 AI の特にイラストは許さない。滅びて欲しい

●受付番号　185001345000004381

AI につきまして、革新的な技術である事は間違いないとは思っていますが、現状悪用する方が目立つため安易に AI を推奨するようなことはせずむしろ AI を牽制するような考えで臨んでいただきたいです。
私はイラストレーターとして仕事をしていますが、例えば私の絵を勝手に学習されれば良い気はしませんし、同時に私になりすまして私を貶めることも可能なのが現状の AI です。
実際にネット上で勝手に作風を AI 学習してそれを悪用し、学習元のクリエイターを脅したり貶めたりという方が存在しており、そういった行為を後押しするような事だけはするべきではありません。
一致していないから良いというものではなく、現在の認識のままでは海賊版が横行する可能性の方が高くクリエイター職の方が泣き寝入りするだけとなってしまいます。
日本の文化を守るためにももっと慎重になって頂きたいです。

●受付番号　185001345000004382

AI を使用した作品を今後発表するなら、きちんと罰則を設けるべきだと思います。
ここ一年で、AI 技術は非常に発展しました。岸田総理の AI ボイス動画が世間を騒がせたのは、政治業界でも記憶に新しいかと思います。
私が懸念しているのは、AI 使用者が自覚・無自覚に関わらず、AI のサンプリング元のデータの著作権・肖像権・そして人権を侵害することです。
AI は手軽に絵を生成できますが、好きな作家やアイドルなどのデータを学習すれば、それに近い絵が作れます。元のデータは実写やアニメなど関わらず、合成できてしまいます。
近年、健全な子供向けアニメなどの公式イラストと、アダルトビデオの切り抜きなどを AI で合成し、それをネットで公開・販売するケースもあります。
AI 参入者は、『そういうイラストは個人で楽しみ、一般の人には見えない配慮をする』ということを理解していないケースも多く、子供が好きなキャラクターを Google 検索したら、いかにも公式アニメ会社が作ったような画風の全裸のキャラクター画像がヒットする…ということもありえます。
実際、運営会社が「この作品の成人向けイラストはネットに公開しないでください」と周知をしていても、AI で大量生産をして荒稼ぎしている人間も、少なからずいます。
岸田総理のように、音声を AI で合成され、ネットでおもちゃにされている俳優や声優もいます。
私の知り合いにも、「AI 学習に勝手にイラストを使われて、気持ち悪い画像をネットにアップされた」と言っているイラストレーターもいます。
もう AI は、人のモラルに任せる範疇を超えています。
どこからがアウトで、どこからが刑罰対象なのかという線引きと、罰則制定をお願いします。

●受付番号　185001345000004383

現段階における画像生成 AI の使用状況は許諾を得ないまま他者の作品を学習元にする、また児童ポルノをはじめ倫理的に課題のあるデータを含んだアセットを内包しているものが多いといった理由からその著作権の順守に対する姿勢、社会的モラルに沿う姿勢の正当性に難がある。

またそれらを閲覧する者に不安を煽り、企業や個人に対する信頼関係を損ねる可能性が顕著である。こうした背景を持つメディアが公の場で消費される際多くの個人が上記の課題を理解しているとはいいがたく、商品の内容や正当性、関連情報を知る消費者の権利に対して提供者が正しくその義務を履行しているかについては多くの疑問が残る。

これは画像生成 AI に限らず、音声、音楽、文章をはじめメディアを学習元としコンテンツを再構築する AI 全般にみられる課題であり、今後クリーンな学習メディアが提供されていくことで初めて解決され、公共に対して利益を生む可能性があると予想される。

その前提条件として、クリーンな学習メディアの普及、および公共的な AI の使用の普及のためにも、上記で触れた課題のあるアセットを学習した AI の使用の取り締まり及びこうした AI により得られた成果物による経済的行為に対する是正措置を著作権という基盤の上に据えて取り組みがなされることに期待する。

●受付番号　185001345000004384

(1)ア(ア)について。私は 30 条の 4 を生成 ai に適用させることの正当性を論理的に説明するのは困難であると考える。30 条の 4 は、技術の発展をとどめないために、ai 等情報解析のための無断での著作物複製を著作者の利益を害することのない範囲で"許容していこう、という趣旨のものである。30 条の 4 を具体的に支える理屈は、「著作者は、消費者が表現された思想または感情を享受することで知的精神的欲求を満たすという効用を得るということに対して支払う対価から経済的利益を得ているため、表現を直接享受せず、知的精神的欲求を満たしていない場合は著作者の利益を害さないため、許諾なく利用してもよい」というものである。これは識別、検出、最適化処理、情報分析などを担う ai のためにコンテンツを無断利用する正当性を与えている。ここで、価値の循環をもっと深掘れば、「1.消費者は知的精神的欲求の充足を求めている　2.著作者は時間をかけて努力し、表現力を磨いて作品を作る　3.消費者は対価を払い、その作品を利用して知的精神的欲求を満たす。　4.対価を受け取った著作者は努力に見合った報酬を得る」という構造になっていることがわかる。これを踏まえると、ai が識別、検出、最適化処理、情報分析等のために無断学習を行うことでこうした価値の循環が乱れることはなく、たしかに著作者の利益に損害を生じさせることはない。しかし、人の著作物を対価を払わず一方的に学習し、その表現力を利用して学習元相当のコンテンツを生成することで知的精神的欲求を満たそうとするシステムである生成 ai は、この価値の循環を破壊するため、30 条の 4 の理屈では説明がつかず、対価を払わないのは著作者の利益を害しているように思える。著作者が投じる努力とその見返りに得る報酬の関係を考えれば、努力にただ乗りしている以上、表現を直接享受しているかどうかはあまり意味を持たない。人が努力の末に提供する価値を権利制限の下一方的に搾取することになる生成 ai による複製利用は、正当性が全く説明できない。いわば知財のフリー素材化のようなものが一方的に行われているに等しい状況だ。これだけ価値の循環を乱し、その他無数の問題を引き起こしておきながら著作者の利益を害さないというのには無理がある。生成 ai の利用が広まったとたんに多くの著作者が声を上げ始めている（海外では実際にアーティストによる集団訴訟が行われている）ことの意味を考えてほしい。生成 ai が未発展だった時期に作成された条文の「当該著作物の享受」という文言の一点張りで、そもそもの論理的な議論を無視するのは到底納得できるものではない。
よって生成 ai には 30 条の 4 を適用するべきではなく、無理に適用させようとすると、様々な齟齬が生じ解決不能問題が頻出することになるだろう。
また、人間の創作と同様に考えて生成 ai による学習を扱おうとする風向きがあるようだが、それは不可能だ。まず言いたいのは人間だって人に倣って表現を磨くときには正当な手段で著作物を入手する（そのため著作者は何らかの形で得をする）ため、生成 ai の無断複製学習を肯定する根拠には全然ならない。それから、一番重要なこととして、人間と ai では法的扱い、能力における差がすさまじい。まず、人間中心の現制度においては人とデジタル

データの扱いは何もかもが違いすぎる。法律で脳内の情報に干渉することはあり得ないのに対してデジタルデータにすぎない ai モデルには不十分ながら様々な法的制限が生じている、どう見ても別物扱い。
また、無限に近い計算量を誇り、人知を超えたペースとスケールで学習と生成を繰り返す生成 ai は、人間がコンテンツを消費し利益循環しながらの模倣を繰り返し、時間をかけて学び、力をつけ、ものづくりを継承し、文化を発展持続させるという既存社会のサイクルと相性が悪すぎる。これを制限なく野に放てば、人間社会の創作システム（市場、文化、精神）は破壊されてしまうだろう。すでに市場・文化は混乱中。それから界隈における精神的な被害は甚大。人が一万時間以上かけて獲得するような表現力に、大した努力もなくただ乗りできる状況では創作意欲は激しく減退する。私も寝付けなくなるくらいには心が傷ついている。インセンティブ論的に言って、著作権法は著作者の権利を適切に保護することによって創作意欲の減退を防ぎ、以て文化の発展に寄与することを目的としているわけだから、精神的な被害（意欲の減退）は非常に重要な要素のはずで、ここが全く議論されていないのもおかしいと言える。
以上より、生成 ai を 30 条の 4 で扱うのには疑問しか感じない。
生成 ai をまともに扱うとするなら、理にかなった論理的な説明の下、新たな法律を制定しないと難しいのではないだろうか。"

●受付番号　185001345000004385

AI 生成画像の全面禁止を望みます。
・AI 生成画像はディープフェイクに利用することが可能であったり
クリエイターや写真家の尊厳を踏み躙るものと考えています。
・現在の AI 生成技術は他人の著作物を無断で使用するものであり、生成画像が既存の作品と酷似していなくても違反とすべきです。
仮に使用するとしてもその分の使用料は支払うべきであり、そのような仕組みが維持できない以上仕組みとしてあってはいけないものと考えます。
・個人の範疇で楽しむならまだしも、SNS へのアップやあろうことか有償で児童ポルノ画像を販売している件も見受けられます。
これらは厳しく罰せられるべきです。
私もクリエイターですが、はっきり言って現行法の対応は甘すぎます。
AI に対する規制は海外を見習って厳しくしていただきたいと思います。

●受付番号　185001345000004386

(1)ア(ア)について。私は 30 条の 4 を生成 ai に適用させることの正当性を論理的に説明するのは困難であると考える。30 条の 4 は、技術の発展をとどめないために、ai 等情報解析のための無断での著作物複製を著作者の利益を害することのない範囲で"許容していこう、という趣旨のものである。30 条の 4 を具体的に支える理屈は、「著作者は、消費者が表現された思想または感情を享受することで知的精神的欲求を満たすという効用を得るということに対して支払う対価から経済的利益を得ているため、表現を直接享受せず、知的精神的欲求を満たしていない場合は著作者の利益を害さないため、許諾なく利用してもよい」というものである。これは識別、検出、最適化処理、情報分析などを担う ai のためにコンテンツを無断利用する正当性を与えている。ここで、価値の循環をもっと深掘れば、「1.消費者は知的精神的欲求の充足を求めている　2.著作者は時間をかけて努力し、表現力を磨いて作品を作る　3.消費者は対価を払い、その作品を利用して知的精神的欲求を満たす。　4.対価を受け取った著作者は努力に見合った報酬を得る」という構造になっていることがわかる。これを踏まえると、ai が識別、検出、最適化処理、情報分析等のために無断学習を行うことでこうした価値の循環が乱れることはなく、たしかに著作者の利益に損害を生じさせることはない。しかし、人の著作物を対価を払わず一方的に学習し、その表現力を利用して学習元相当のコンテンツを復元生成することで知的精神的欲求を満たそうとするシステムである生成 ai は、この価値の循環を破壊するため、30 条の 4 の理屈では説明がつかず、対価を払わないのは著作者の利益を害しているように思える。著作者が投じる努力とその見返りに得る報酬の関係を考えれば、努力にただ乗りしている以上、表現を直接享受しているかどうかはあまり意味を持たない。人が努力の末に提供する価値を権利制限の下一方的に搾取することになる生成 ai による複製利用は、正当性が全く説明できない。いわば知財のフリー素材化のようなものが一方的に行われているに等しい状況だ。これだけ価値の循環を乱し、その他無数の問題を引き起こしておきながら著作者の利益を害さないというのには無理がある。生成 ai の利用が広まったとたんに多くの著作者が声を上げ始めている（海外では実際にアーティストによる集団訴訟が行われている）ことの意味を考えてほしい。生成 ai が未発展だった時期に作成された条文の「当該著作物の享受」という文言の一点張りで、そもそもの論理的な議論を無視するのは到底納得できるものではない。
よって生成 ai は 30 条の 4 には適用されず、無理に適用させようとすると、様々な齟齬が生じ解決不能問題が頻出することになるだろう。
また、人間の創作と同様に考えて生成 ai による学習を扱おうとする風向きがあるようだが、それは不可能だ。まず言いたいのは人間だって人に倣って表現を磨くときには正当な手段で著作物を入手する（そのため著作者は何らかの形で得をする）ため、ai の無断複製学習を肯定する根拠には全然ならない。それから、一番重要なこととして、人間と ai では法的扱い、能力における差がすさまじい。まず、人間中心の現制度においては人とデジタルデータ

の扱いは何もかもが違いすぎる。法律で脳内の情報に干渉することはあり得ないのに対してデジタルデータにすぎない ai モデルには不十分ながら様々な法的制限が生じている、どう見ても別物扱い。
また、無限に近い計算量を誇り、人知を超えたペースとスケールで学習と生成を繰り返す ai は、人間がコンテンツを消費し利益循環しながらの模倣を繰り返し、時間をかけて学び、力をつけ、ものづくりを継承し、文化を発展持続させるという既存社会のサイクルと相性が悪すぎる。これを制限なく野に放てば、人間社会の創作システム（市場、文化、精神）は破壊されてしまうだろう。すでに市場・文化は混乱中。それから界隈における精神的な被害は甚大。人が一万時間以上かけて獲得するような表現力に、大した努力もなくただ乗りできる状況では創作意欲は激しく減退する。私も寝付けなくなるくらいには心が傷ついている。インセンティブ論的に言って、著作権法は著作者の権利を適切に保護することによって創作意欲の減退を防ぎ、以て文化の発展に寄与することを目的としているわけだから、精神的な被害（意欲の減退）は非常に重要な要素のはずで、ここが全く議論されていないのもおかしいと言える。
以上より、生成 ai を 30 条の 4 で扱うのには疑問しか感じない。
生成 ai をまともに扱うとするなら、理にかなった論理的な説明の下、新たな法律を制定しないと難しいのではないだろうか。"

●受付番号　185001345000004387

AI 生成ツールの多くは他人が作成したイラストや他人が撮影した写真を無断で使用しているものが大半です。イラストであれば大量に AI 生成したイラストを使い、元になるイラストを描いた方に著作権を主張し訴訟を起こすいわゆる「著作権ゴロ」の発生は目に見えます。訴えられた側も弁護士をつけて対応すれば解決だろうと思うかもしれませんが、お金も時間もかかりかなりの負担です。
写真の場合、ネット上にアップした自分の写真を使った AI 生成画像が作成されてしまいます。ただ、元の写真をコピーしただけのものであればそこまで精神的なダメージはないかもしれませんが、AI により自分の顔のまま裸にされた画像を作り拡散・販売することができてしまいます。成人だけでなく、子供や赤ちゃんの写真でも同じことが可能になります。写真関してはネット上でコスプレイヤーの方が AI 生成により裸にされた画像を作成される被害に遭った話が記憶に新しいところです。
実際「AI コスプレイヤー 裸」で検索すると AI 生成により作成されたヌード写真集が販売されております。
AI を作品に活かすことを推し進めるよりも、まずは AI 生成の元になったイラストの作者、写真のモデルとなった人物の権利を守るための法整備が必要かと考えます。法については全くの無知ですが、AI は規制が必要なものであると声を大にして伝えたいです。

●受付番号　185001345000004388

絵を描く立場で思ったことを送ります。
幼少の頃から絵を描くことを楽しみとし長年描き続け、今仕事としても絵を描くことをしております。絵を描くことは長く積み重ねた中で習得してきた技術です。仕事、趣味問わず今自分で描いている創作者は多かれ少なかれそういった積み重ねを経て、絵を描いているのです。
そういった時間をかけて一人一人が習得してきた技を表面を雑にかすめとるように盗み、雑にこねくり回しおもちゃにしているような印象を、今の AI を利用している状況から感じます。
作品への作者の気持ちは様々かと思いますが、自分の作品がそのように扱われることは耐え難い屈辱です。プロアマ問わずほかの創作者の方の作品や制作してきた時間を、そこにかけてきた全てを踏みにじることになります。
私はそれを許せません。
現状の AI 生成を取り巻く状況をみて、私は AI 生成を推進するようなことは反対です。

●受付番号　185001345000004389

現在の著作権法において、誰が表現しても同じようなものとなるありふれた表現は著作物に該当しません。
しかし生成 AI の利用により、本来であれば著作物と認められる限定的な表現のものが大量に生成され公開された場合、この著作権法の基準そのものを揺らぐことができるのではないでしょうか。
生成 AI によって、前提となる著作物とみなされるかどうかの基準が揺らぐ可能性があるという点について、議論する必要があると考えます。

●受付番号　185001345000004390

AI を生成するのに必要とする知識や情報がすべて発信者から同意を得られたものでない場合は著作権を侵害するような形になるのではと危惧しています
自身もイラスト制作などを行いますが自分が描いたイラストなどを勝手に使用され利用されることに関して強い不快感を覚えます
イラストなどは商標登録や特許の出願などができるものではなく特に保護が難しい分野だと思います
AI が悪いわけでは無いかもしれませんが AI を取り巻く一部の人々の悪意によってそれに拍車をかけるような形にはして欲しくありません
簡単に素晴らしい作品ができるのだからいいのではないかという人もいますがそれは効率化ではなく単なる複合した盗用になるのではないでしょうか?
発明や技術なども付加価値をつけられ販売という形で世に出回ります
現時点でも故意であるかなしかに関わらず似通った絵を公開・商用利用した場合に裁判へと発展していることが多く現時点でも有償依頼で作品を依頼したが完成前の情報を抜き取り依頼をキャンセルし残りは AI で仕上げるなどの悪質な手口が目に着きます
AI を全否定する訳ではありませんが情報の出処をしっかりとした上で使用にはライセンスがいる等の制限を加えた方が良いと思います

●受付番号　185001345000004391

著作権は、絵を描いた人、文章を書いた人、作品を作り出した方々を守るものだと思います。
ジブリの作品を AI に読み込ませ、吐き出したものに、少し手を加えただけで、出力者の作品になるのですか？
実際の人物の顔、姿、声を勝手に使い、ドラマを撮ることに、問題はひとつもないのですか？
すでに女優さんや子供、有名な方々を使った卑猥な写真、事実とは違う動画が作られています。
作品や個人にフリーライドすることを許可した場合、日本は無法地帯となり、国内だけではなく、海外からも搾取される事態に陥ると考えます。
数少ない日本が誇れるアニメ、漫画も餌食となります。すでにその状況に片足を突っ込んでいる状態です。
まずは才能ある方の作品を守る事を考えて欲しいです。

●受付番号　185001345000004392

自分の写真や絵、文章が無断で学習されて使われてそれで著作権が発生するなんてあり得ない。絶対反対。著作権法第 30 条の 4 に明確に反する。

●受付番号　185001345000004393

「AI と著作権に関する考え方について（素案)」につきましては、とても良く出来ていると思いますし、AI をきちんと理解している方々が作ったと考えられ、特に問題はないと思います。
この手の事柄は、物事を理解せずに自分の主張のみを行う不特定多数の意見を取り上げるより、本当に理解している人が数人で決めればいいと考えています。
以下は AI の問題全体に付きまして、個人的な意見を述べさせていただきます。
私は 50 年以上絵を描き、商業アニメ、成人向け商業漫画雑誌で多少なりとも絵の仕事を行ってきました。
今回の AI の進化は、正直言うと自分の人生を根底から否定されたような気分ではございますが、この AI 技術は”今後無くてはならないもの”と認識しています。
それにより例え自分の仕事が無くなろうと、自分の利益不利益で考えていいようなものではないと考えます。
AI の原理につきましては、まだまだ理解している人も少なく、未だに収集した画像や文章をストックして、切り貼りしていると思っている人が多いようです。（事実私も最初はそう思ってました）
これは AI 反対派の人間にいくら説明しようとしても、理解するしない以前に対話そのものを拒否する傾向にあります。
理由は AI 反対派にとって AI の原理などはどうでもよく、AI そのものの存在が邪魔なだけだから、次から次へと難癖をつけて妨害行為を行っています。
日本において新しい AI サービスが次々とクレーム攻撃を受け、サービスの停止に追い込まれている現状を見るにつけて、とても残念に思います。
AI に反対する人はよく学習素材について無断学習だとか人の著作権を害しているとか言うのですが、AI がやっていることは人間の記憶とほぼ似たようなもので、人間が見たり読んだりした時点で脳に記憶が残るように、AI は誰でも見れる状態の学習素材を学習してるに過ぎません。
確かに一般に公開されていないもの、チャイルドポルノのような違法なものが混ざっていてそれを学習してしまう場合も考えられますが、それは人間の記憶でも同じことであり、故意に無断学習を行った場合を省きそれを罪に問うことも出来ないと考えます。
また、特定の作品や作家を集中学習する LoRA などを使い、特定の他人の作品に近い作風を出そうと試みる人がいますが、これは使う者の問題であり、別に AI を使用しなくても似たものを故意に作り出すことが出来るわけですし、そういう使い方をする人間がいるから AI はけしからんということにはならないと思います。

AI の著作権につきましては、よく AI 生成物には著作権は無いと言う人もいますが、これは生成時点から、全ての生成物（特に画像の場合）に、著作権というより、その画像単体の「生成物独占使用権」を著作権法に明記して認めるべきと考えます。
一度 AI で画像を生成してみればわかるのですが、単に短いプロンプトで簡単に生成したものばかりでは無く、殆どの場合目的を持って、意図した画像や文章を得ようと、プロンプトを工夫し、ControlNet を駆使して、ポーズを決めたり色々するものです。
これに著作権を与えないということになると、数値や記号のサブルーチンの集合体であるソフトウェアのプログラムについても著作権は認められないことになります。
苦労して出力した生成物が勝手に第三者に使われてしまうというのはおかしな話です。
また、よく学習データに自分の作品が含まれている人に金銭を還元してはどうかという話がよく上がりますが、これは元々金銭を還元するということを条件にデータを収集した場合を省き、全く必要ないと考えます。
理由は AI 学習は人間が見て記憶するのとほぼ同じことであり、ネットやその他で自由に閲覧可能になっているデータはその対象にはならないと考えます。
もしこれを還元対象にしてしまうと、例えば路上に自分の絵を勝手にポスターとして貼り付けておき、その後その道を使ってる絵師に対し、あなたは毎日私の絵を観てたんだから、あなたの作品には私の作品の記憶を元に構成されている可能性があるのでお金を払えということになりかねません。
作品についての対価は、人間の場合と同じく映画館や美術館、書籍購入などのように公開（閲覧）する前に、徴収するのが普通と考えます。
AI についての反対の声は日本よりも特に海外ですごいと聞いています。
しかし日本ではそのような根拠もなく道理の通らない意見に引きづられることのないように客観的な目で見て考えてほしいと考えます。
現状、思想や全ての事柄に対して本当に自由で公平な国家は世界で日本だけだと考えています。
一部の根拠のない感情論に流されることのないようにお願いしたく思います。
日本が AI の最先端の情報発信基地となることを切に願います。

●受付番号　185001345000004394

・個人／団体の別
個人
・各項目に関する具体的な意見
【項目名】
１．はじめに
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜AI 利用者の懸念＞
3.努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評
こちらの項目ですが、AI 利用者側の明確な誤認です。努力をしている/していないの感情的な問題ではなく、他人の著作物を無断無許可で AI 学習させ生成・発表あわよくば商売するという行為が「窃盗犯が盗品を横流ししている」という行為にすぎないため、我々創作者は AI 利用者のことをそういう目で見ざるを得ません。また、作家の中に AI 利用者のことを同業と思っている人はいません。現行の生成 AI に権利的にクリーンな物は無いため、単なる海賊版利用者と考えています。
ご存じの通り、あらゆるイラストレーターの絵柄は既に AI に学習され、生成法まで共有され学習元にそっくりの絵柄で量産されるという事態が既に起こっています。その事について懸念を示すだけで AI 利用者から「作家よりも AI のほうが上手い」などといった嫌がらせのコメントが大量に送り付けられる事態が既に何件も発生しています。中でも生成 AI 利用者が作家にその作家の絵を学習させて出力したデータを送り付けて自殺教唆を行っていた例もあります。
このように生成 AI のパンデミックは作家には文字通りの死活問題であり、これまで連綿と築かれてきた創作文化の崩壊に繋がります。そのため文化庁には以下を強く求めたいです。
・生成 AI による機械的な学習から作家の創作物をプロテクトする技術の支援・推進
・AI 生成物には必ず「この作品は生成 AI で出力したデータです」ということが分かるようなテキスト/マークを画像の中心などにはっきりと入れるよう法整備。

この法を破りAI生成物であることを隠して公開した場合、特に悪質な場合には厳重な刑事罰を科す。

５．各論点について

（１）学習・開発段階

（２）生成・利用段階

（３）生成物の著作物性について

（４）その他の論点について

６．最後に

●受付番号　185001345000004395

【3.（1）ウ】について生成 AI による創作物生成は学習データの切り貼りではないと決めつけているが、それはいささか早計であると言わざる終えない。
現状クリエイターを悩ませている生成 AI（特にイラストの範囲）では学習元データに勝手に使われたイラストが一定の箇所にサインを入れ続けていたため、プロンプトの指示に無い特定の文字列が浮かび上がる事例が存在している。本来パターンを学習しそれになぞらえて AI が 1 からプロンプトに従って描いてあるのであれば起こらない事例であり、生成 AI がイラスト全体をコピーして無数の学習データの中から指示に合うようなパーツを切り貼りしているモザイクアートのようなものである可能性を捨てきれない。
【4】についてはどれが著作権に当たるのかと纏められているが、上記の様にモザイクアートであるのなら既存制作物の無断利用に当たる。生成 AI 側は一切の疑いを払拭した上でサービスを提供しなければならないと考える。
また現状生成 AI による既存クリエイターへの懸念点として培ってきた技術の陳腐化により仕事が無くなることが挙げられているが、これは非常に重要な問題であり、今現在この問題はコンテンツを享受する側とコンテンツを提供する側のモラルのみで成り立っている危険な状態である。既に生成 AI によるコピーイラストにより創作第一者のモデルを無断学習させた物を無断で販売する事例が多発しており、これは本来創作第一者が受けるべき利益を無断使用している第三者が盗み得ている状態と言っても差し支えない。またこのようなモラルの欠如した利用者が増えることは無断利用無断使用に留まらず、海賊版利用による明確な著作権侵害や実際の児童を学習させた児童ポルノに抵触するような創作物、利用規約により制限されている創作物を生成し販売するなどといった違法行為や文化破壊につながってしまっている。アニメ・ゲーム大国として他国から評価を受けている日本においてこのような状態を放置し、クリエイターやそれに関わり協力してくれている方々の信用や関係性を壊すのを容認することは日本においての利益を大きく阻害することにつながるだろう。
また他国では生成 AI に対し法措置を設置する流れができつつあることを鑑みるに、本国の優秀なクリエイターがよそへ流れ、誇れる独自の文化をみすみす他国へ譲る形にもなりかねない。
また生成 AI はあくまでも既存の創作物を元にしか作られないものであり、そこから新たな流れが非常に発生しづらいことも留意すべきである。生成 AI が合法化され学習し放題となれば、クリエイター自らが生み出すことに社会的にも、個人としても価値を見いだせなくなるだろう。既に生成 AI によるトラブルや、またその存在により創作活動を断念するクリエイターは後を絶たない。これは新規参入するクリエイターにも当てはまり、即ち文化成長を著しく低迷させる要因につながるだろうと懸念している。またこの段のはじめに述べた通り、生成 AI はあくまでも学習元をなぞらえた模倣物でしか無いために新規学習元が無くなることは生成物の急速な陳腐化をもたらすだろう。現在生成 AI により被害を受けている場

は娯楽物であり、このような物は必需品ではないため陳腐化がおきた時点で衰退していくのが常である。
このようなことから現在生成AIのようなコンテンツを不特定多数の人間が制限なく用いる事は多くの問題を内包していると考える。特に海賊版・規約違反・児童ポルノに関するものは容認してはならないものである。このような問題の根底にあるものは生成AIがどの層の人間にも触れられてしまうものであることが原因であるだろう。生成AIを個人利用の目的で正しく扱っている人もいるだろうが、触れられる敷居が低ければ低いほどモラルの欠如した人間や、いわゆる反社と呼ばれるグループにより悪用される可能性が高まるのだ。そのためコンテンツ学習による規定を様々な、かつ多くのクリエイター側と十分議論を交わしたうえで、利用のための資格を定めて免許制にするべきであると考える。
日本には声優、イラストレーター、小説家、歌手等、多くのクリエイターが存在する。そのような方々は今まで多くの人たちに喜びを与え、他国からも認められる大きな文化を作るのに尽力してきた。彼らが作り上げてきた文化が無駄だと切り捨てられ、嘲笑されるような時代にならないような法整備を願う。

●受付番号　185001345000004396

絵をかかない私も意見提示させていただきます。
絵を描かない人達でもわかる今回の意見ですが簡単に言えば人の絵から無許可で抽出したAI 生成作品でも著作権で守られる対象になるいう感じだと解釈しております。あまりにも創作者を蔑ろにしているものだと見受けられこの意見を提示した人に関して二次創作等とAI について理解せずに発言してると思うと恐ろしく大変遺憾に思います。
著作権法の目的文化の発展に寄与が著しく損なわれる蓋然性の高さ。加え、仮に加筆作品と類似性の認められる作品を 1 から創作された作品が AI 利用の著作者から権利侵害だという訴えまで至る可能性もあること。権利侵害による不利益だけではなく、加筆とはいえ生成物が侵害を訴える逆権利侵害状態が存在する危険性。1 から創作される作品が AI 利用作品から権利侵害を受けるほど屈辱かつ不合理な状況になりうる法規定が通るならば如何なものかと思います。
仮にやるとしたら AI 利用を免許制にし公認の AI 生成作品には独自の印を付けることを義務化し、手描きの作品との区別を明確にすることで、手描き作品の価値を維持し学習元の創作者には対価を与えるべきだと思います。
素案書いた人や技術革新として推奨する人等本人や身内が AI によってふしだらな画像とかにされたら規制が傾く、そうなってからは遅いです。更に言えば一般人からも抽出される可能性があるおぞましい事にも発展せざる負えない自体になりかねないでふ。
ここまで創作活動を行っている人と認知の差があると思ってなく残念に思います。一消費者から見ても明らかにおかしい内容です。

●受付番号　185001345000004397

5.(1)イ(イ)
・作風の似た数人の作品を学習させることで「特定のクリエイターを模倣したものでは無い」と言い逃れる問題があるため、クリエイターの同意のない学習データとしての利用は全面的に禁止すべきである。
・特定の作風が生成ＡＩによって成人向けコンテンツ等に転用されたためクリエイターが一般大衆向けの依頼を受けられなくなる懸念がある。
・クリエイターは創作物のジャンルの棲み分けを意識的・戦略的に行っており、造詣のない素人の介入によりそれらの慣習が破壊されるのは、クリエイターが活動を辞める原因になり全体の衰退を招きかねない。
5.(1)エ(イ)
・ＡＩは人間に比べ圧倒的な速さで生成物を出力するが基本的には既に発表された作品の模倣であり、需要がＡＩ生成物に圧迫されることは将来的に「創作的表現」というもの自体を先細りさせる懸念がある。
・ＡＩ生成物は「出力者の作品にはなり得ない」という意識的を持って法整備を進めていただきたい。
ＡＩ生成物は独自のジャンルとして確立させるべきであり、既存の市場で「作品」として扱われることは徹底的に避けるべきである。

●受付番号　185001345000004398

絵や写真、動画などをネットで販売しているものです。
作品には
1）自ら作成した著作権
2）モデルの肖像権の使用権
3）場所の許可
などを含め時間とお金をかけ、各プラットフォーム（PIXTA や Adobe など）で商用販売しています。
AI のスクレイピングや AI の合成ツールの仕様により
・勝手にネット上の販売画像を購入なく利用される
ということが起きています。
これに対してこちらは利益を需要するとこなく仕様されてしまう状態です。
音楽でもそうですが、著作権管理団体のようなものを作らないと勝手に作品を利用され、オリジナルとして販売されます。
写真や動画のプラットフォームは、AI で利用する際は報酬を出すところ増えてきました。
また、海外では Gettyimages のように AI を禁止しているところもあります。
倫理や道徳を超えた許可を作らないように法を改正していただきたいです。

●受付番号　185001345000004399

絵をかかない私も意見提示させていただきます。
絵を描かない人達でもわかる今回の意見ですが簡単に言えば人の絵から無許可で抽出したAI 生成作品でも著作権で守られる対象になるいう感じだと解釈しております。あまりにも創作者を蔑ろにしているものだと見受けられこの意見を提示した人に関して二次創作等とAI について理解せずに発言してると思うと恐ろしく大変遺憾に思います。
著作権法の目的文化の発展に寄与が著しく損なわれる蓋然性の高さ。加え、仮に加筆作品と類似性の認められる作品を 1 から創作された作品が AI 利用の著作者から権利侵害だという訴えまで至る可能性もあること。権利侵害による不利益だけではなく、加筆とはいえ生成物が侵害を訴える逆権利侵害状態が存在する危険性。1 から創作される作品が AI 利用作品から権利侵害を受けるほど屈辱かつ不合理な状況になりうる法規定が通るならば如何なものかと思います。
仮にやるとしたら AI 利用を免許制にし公認の AI 生成作品には独自の印を付けることを義務化し、手描きの作品との区別を明確にすることで、手描き作品の価値を維持し学習元の創作者には対価を与えるべきだと思います。
素案書いた人や技術革新として推奨する人等本人や身内が AI によってふしだらな画像とかにされたら規制が傾く、そうなってからは遅いです。更に言えば一般人からも抽出される可能性があるおぞましい事にも発展せざる負えない自体になりかねないでふ。
ここまで創作活動を行っている人と認知の差があると思ってなく残念に思います。一消費者から見ても明らかにおかしい内容です。

●受付番号　185001345000004400

今、創作活動でイラストを描いています。自分が描いたイラストを、気づかぬ内に悪意ある第三者が無断でAIに取り込み、そこから出力されたものに少し手直しを加えたものを自分の作品として発表されてしまうことを、とても危惧しております。創作者のオリジナリティや著作権が脅かされ、様々な創作物を安心して公開できなくなってしまうのは、すべてのクリエイターやそれを楽しむ消費者にとっての不利益であり、創作活動全体が衰退に向かっていく恐ろしいことだと思います。どうかクリエイターの著作権が、AIを使用する可能性のある悪意ある者に脅かされぬよう、今一度議論を重ねていただけないでしょうか。よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000004401

盗作によるなりすましやフェイクコンテンツ作成、ポルノ画像など問題が多数発生している。
それらへの罰則や規制無しに進めていくのはそういった行為の肯定にしかなっていない。
先に対策を制定してから推進する、あるいは著作権周りの法整備が終わるまで禁止にするべきだと思う。

●受付番号　185001345000004402

（３）生成物の著作物性について
創作物の著作権は０から自身で作り上げたものにのみ存在するべきで、お使いメモしか書いてない人が完成した料理を自作だと偽るのが横行するのは絶対に間違ってます。AI で作られたものはあくまで生成物であり創作物ではありません。
学習素材が０の状態で自作の創作物のみを学習させそこから生成されたものには生成者の著作権が生れると思います。でも現状をそれを証明する手段は無いので前述の方法を証明できる方法が拡充するまでは、生成者が『こういう感じの創作物を作りたい』と 5W1H を入力しただけで不特定多数の『著作権が存在する創作物』を学習させた AI で生成されたものに著作権は発生するべきでは無いです。人生の時間を削って創作したものを勝手に学習素材にされ生み出された AI 生成物を対価を微塵も払っていない不埒者に勝手に自作創作物と偽られるなんてあまりにも真摯に創作物に向き合うクリエイターが哀れです。誰かが血反吐を吐いて身に着けた技術を正直者が馬鹿を見ると自称 AI 絵師がコケにしている現状が改善される事を願います。
こんな事がいつまでも横行していてはただでさえ『日本の文化』として世界に発信しているクールジャパンを担うクリエイターが弾圧されます。クリエイターの著作権・財産権・生活を守る事が文化を守り伝えて行く事につながります。

●受付番号　185001345000004403

自分が長年学び、考え、自分の人生の時間を削り作った作品を利用されたく無い。

●受付番号　185001345000004404

・生成 AI によるイラストの生成は生成に使用されたイラストレーターの仕事を奪う可能性が大いに考えられる。現在、イラストレーターの名前を生成 AI に入力するとイラストレーターのイラストに寄せられたイラストが生成されることは明らかであり、すでに SNS にはそういったイラストがアップロードされている。これによってイラストレーターは金銭的被害を既に受けているということは SNS などを見ていても明らかである。
・昨今、生成 AI によるアニメーションも存在する。しかし、これらは作画に携わる者だけではなく、一般人も生成出来ることから既存のアニメーションと著しく方向性の異なる物（性行為を思わせる卑猥な物）を生成したとして、法による罰則が現状ないことも問題である。
・生成 AI はイラストだけではなく、写真や生身の人間のデータも学習に含まれる。そのため、当人の知らぬところで当人を裸にする、卑猥な言葉をしゃべらせる等、非常に悪質なコラ画像が出回ることが海外でもすでに問題になっている。
また、幼児の画像でも可能なことから、児童ポルノ画像を作成することも可能である。それに対して生成物であるため問題がないと判断するのは非常に危険であると考える。
・岸田総理の音声を使用し、作成された動画が昨年問題となりました。そちらは体や背景が動かずに口だけが動くといった不自然さ、話している内容の不自然さから生成された物であり、偽物とわかるものでしたが、今の生成 AI では不自然さを排除した本物のような動画を作成することも可能です。
たとえば戦争を肯定するような発言をさせることも、他国を侮辱する発言をさせることも可能なのです。その場合、社会の混乱を招くことは容易に考えられる。
・私自身、趣味でイラストを描くことがあり、この件は非常に憂鬱な問題になっています。生成 AI に全く新しい創作物は生み出せない。創作者は新しい物を作ることを止めないでしょう。新しい創作物は生まれる訳ですからクール・ジャパンや、私たちの生活に支障は少ないかもしれません。しかし、創作されたものは AI が生成出来ます。そしてファンや心無い人々に生み出された生成 AI による作品は私たちを非常に虚しくさせます。
さらに女性や幼児の洋服を脱がせる物まで存在すると思うと恐ろしいです。
せめて作成者を明確にするために免許や資格、登録による管理や、法の整備を早急に進めてください。
以上です。

●受付番号　185001345000004405

6 について
イラストレーターというものについて、自分の名前を出し絵柄スタイルを売っているアーティストとゲームの立ち絵やカード絵を描く作業者を分けて対応すべき。この二つを同じ括りで処理することはできない。
生成 AI を使うことは創作ではなく生産と言われるが、前者は創作、後者は生産である。
生成 AI の被害については、前者はデータとして許諾なく自分の売り物であるスタイルを取り込まれ、改編複製量産販売されることによるスタイルの陳腐化の被害がすでに起きている。後者に関しては、業務内容が丸被りすることでコストカットのために仕事を AI にとってかわられることや、報酬の減額が起こり始めている。
著作権法の運用で何とか対処しようというところに関係するのは前者の問題であり、後者はむしろ自分が AI オペレーターに職種転換することが視野にあるはずだが、そうならないのは、AI 訓練用データセットの内容が作り手の視点で見るとどこから見ても真っ黒な盗品と犯罪行為の産物であることがわかっているからだ。まともな倫理観があれば、仕事内容が社会的に広い影響範囲を持つ場合は特に、当該データセットとそれを学習したモデルが排除されない限りは、画像生成 AI 技術自体に、迂闊には触れないと判断されるのが現状である。
欠陥が判明した製品システムはリコールするのが開発を止めないための唯一建設的な対応ではないのか。
現存の当該データセット及びモデルが廃棄、排除されたのちについては、データセットの開示、倫理規範を設け審査の義務を課し、開発者とサービス提供者が顧客をだまして使わせることがないようにしなければ生産現場での活用は進まない。倫理規範については使用者にも研修の義務と使用者登録、出力物と使用者の紐づけによって技術の悪用を防ぐ仕組みを望みたい。また出力物による検索汚染、データ汚染を防ぐために、検索条件などで生成 AI の出力物を分離できるデータ上の刻印を生成時につけることをサービス提供者側に義務付けられるとよいと思う。
著作権法の但し書きを増やして起きたことへのケアという技術のしりぬぐいをして回っていても生産の現場では受け入れられない。先に回って不都合が起こそうとしても起こせないようにする施策をお願いしたい。

●受付番号　185001345000004406

特定のイラストレーターの絵に類似し、かつイメージを著しく損なう印象のイラストを AI で作成し、それを利用して利益を得ている事を公言するなど、特定のイラストレーターへの嫌がらせに AI を使用している例が非常に悪質になっている。
AI 学習の許可が出ていない作品を使用しての AI 出力は、学習元の著作権を侵害しているように思う。

●受付番号　185001345000004407

生成 AI の昨今の状況は本来あるべき技術的、文化的貢献には結びついておらず、むしろその逆になっている。P17 にある「少量の学習データを用いて、学習データに含まれる著作物の創作的表現の影響を強く受けた生成物が出力されるような追加的な学習」がまさにその流れを加速させている。
代表的な生成 AI、Stable diffusion などで LoRA と呼ばれることもある当該ファイルは個人または特定の団体が作成し、海外におけるコミュニティサイト（https://civitai.com/）などで安易に配布、入手することが可能である。これを用いることで特定の作者の「作風」「創作的表現が直接感得しうる」要素を含んだイラスト著作物の生成を可能にしており多くの著作権者の権利を侵害する土壌となっている。
さらにこれらに対し、集中学習された著作権者の削除要請にたいしサイトが応対しない、はなはだしくはそれを実施した作者に対し生成 AI の集中学習ファイルの配布者やそれに肯定的なものが生成したイラストを有償配布する意図を見せる、（場合によっては実際に実行したと思われるものもいる）作風をそのままにネガティブな意図（自殺教唆など）を含めた生成物を見せつけ脅迫するなどの極めて悪質性の強い行いが横行している。
往々にしてこれらは現行法解釈を述べ「違法ではない」ことを盾にし技術発展を妨害するな、という主張をしておりこのような行いは許されるべきではない。
また、これに合わせて当該作者に対する殺害予告などが行われるケースさえあり直接的な生成 AI の問題ではないとしても深刻な問題であることは議論を待つものではない。
したがって、これらの悪質性の強い（＝個々のアーティストの著作権侵害に限らず、人権侵害や生命の安全を脅かすものも含む）行いを抑制しなければならず、より厳密な法的拘束を行うべきである。
罰則の運用規定を現行より厳しくし、なおかつ被害にあった著作権者が訴えやすい基盤の作成、さらに個人の利用であっても生成 AI の利用に際して一定の情報登録管理を実施、即座に悪質行為を特定することができるような仕組みを立てるべきである。
また、大量学習をもって完成する性質上 30 条の 1 項にあたる暫定解釈があるが、それに関しても海外、アメリカなどでの追跡分析において近年の生成 AI にて使用されてきた LAION-5B のデータセットなどにおいて児童ポルノや無断転載サイトのデータ、さらに開示禁止された医療写真なども含まれていたことが発覚しており、現在も論議されている。これらの問題を大量学習を逃げ道に除外すべきではない。
これらの性質からして少なくとも現行のデータセットは根底から日本法に限らず国際法的にも問題性のあるものであり、これらの問題をクリアせねば今後の活用において倫理的問題が永久的に課題になるだろう。

日本においてもこれらの問題を議論し、そもそもの DB 生成において最初から権利侵害対象を除き、かつオプトアウトをあとから可能にしたものをこそ作っていくべきでありそれの議論にこそ我が国も参加し、「法的、倫理的にクリア」な開発を進めるべきである。

●受付番号　185001345000004408

6. 最後に　について
イラストレーターというものについて、自分の名前を出し絵柄スタイルを売っているアーティストとゲームの立ち絵やカード絵を描く作業者を分けて対応すべき。この二つを同じ括りで処理することはできない。
生成 AI を使うことは創作ではなく生産と言われるが、前者は創作、後者は生産である。
生成 AI の被害については、前者はデータとして許諾なく自分の売り物であるスタイルを取り込まれ、改編複製量産販売されることによるスタイルの陳腐化の被害がすでに起きている。後者に関しては、業務内容が丸被りすることでコストカットのために仕事を AI にとってかわられることや、報酬の減額が起こり始めている。
著作権法の運用で何とか対処しようというところに関係するのは前者の問題であり、後者はむしろ自分が AI オペレーターに職種転換することが視野にあるはずだが、そうならないのは、AI 訓練用データセットの内容が作り手の視点で見るとどこから見ても真っ黒な盗品と犯罪行為の産物であることがわかっているからだ。まともな倫理観があれば、仕事内容が社会的に広い影響範囲を持つ場合は特に、当該データセットとそれを学習したモデルが排除されない限りは、画像生成 AI 技術自体に、迂闊には触れないと判断されるのが現状である。
欠陥が判明した製品システムはリコールするのが開発を止めないための唯一建設的な対応ではないのか。
現存の当該データセット及びモデルが廃棄、排除されたのちについては、データセットの開示、倫理規範を設け審査の義務を課し、開発者とサービス提供者が顧客をだまして使わせることがないようにしなければ生産現場での活用は進まない。倫理規範については使用者にも研修の義務と使用者登録、出力物と使用者の紐づけによって技術の悪用を防ぐ仕組みを望みたい。また出力物による検索汚染、データ汚染を防ぐために、検索条件などで生成 AI の出力物を分離できるデータ上の刻印を生成時につけることをサービス提供者側に義務付けられるとよいと思う。
著作権法の但し書きを増やして起きたことへのケアという技術のしりぬぐいをして回っていても生産の現場では受け入れられない。先に回って不都合が起こそうとしても起こせないようにする施策をお願いしたい。

●受付番号　185001345000004409

AI 生成によるイラストは禁止するべきだと思います。
「AI イラストレーター」のようなジャンルの方まで出てきて、おすすめにも流れてくるようになりうんざりしています。自分たちが人の絵を盗作している恥ずかしい人たちだということをわかって欲しいです。
AI が作品を読み込むことは、その作品の作者の権利を奪っていることと変わりません。元の絵の作者様が 10 時間でイラストを完成させていたとしたら、その AI は作者様のこれまでの絵の努力(おそらく数年から数十年) +そのイラストにかかった時間(10 時間)を踏みにじっているものだとおもいます。私はもう創作から離れてしまった身ですが、AI イラストなるものが世間で許されていることが信じられません。
作品は個人の自己表現であり、権利です。

●受付番号　185001345000004410

現行の AI には全面的な規制が必要だと思います。
まず、犯罪や嫌がらせに容易に使えてしまうからです。
「犯罪や嫌がらせは AI に関係なく行えることで、現行の法律でも対処可能だ」という反論があります。しかし、AI で以前よりもよほど簡単にディープフェイクや性的な画像が作れてしまう一方、対処するために警察に届け出たり裁判を起こすとなると、日本の法律・文化では大変な労力やお金がかかることを考えれば全く現実的ではありません。しかもそれによって被る精神的な被害は、犯人を罰したとしても取り返しのつくものではないわけです。
犯罪への対処はもちろんすべきですが、まず犯罪を犯すことが難しい・割に合わないような状況にもっていかねばならないのは自明の理でしょう。
それでは犯罪とはいえない、特定の対象がいないイラストであれば良いのかというと、それもまた問題があると考えます。大元のデータが当人の許諾も得ずに勝手に収集されたものだからです。
「学習は人間だってしている、何かを見なければ描けないのは同じなのだから嫌がるのはおかしい」という意見がありますが、これは言葉遊びに過ぎないと思います。
人間はレース飾りのような細かい部分まで意図をもって丁寧に描くことができますが、AI はレースの模様の意味など全く理解できず、紐付けられた画像を参照してそれっぽい線を描くだけです。
対象について考えて理解することと、何も考えず与えられた情報を処理すること、2 つを「学習」という使われている単語の一致でもって「同じ」とするのは誤りでしょう。
つまりプロアマに限らず、人が描いたイラストは AI にとって必要不可欠な素材（工業品でいうなら木材などの原材料）として使われているのに、現行では対価を得ることはもちろん提供を拒否することすらできないのはおかしいということです。
さらに「画風を再現したものではないから」と商売品として対価を得ているのは「享受目的」に他ならないと思うのですが、これらも現行では処罰のしようがない状況です。
画像についてばかり言及しましたが、前述のような「正解」を持たない AI の問題は文章にもあると思います。
AI でさもそれらしく作られた根拠のない文章が真実であるかのように広まってしまうこと、感情や背景も理解できないのに AI には漫画や映画の如く人間味があるように感じてしまうこと、これらが今の社会にとって必要であるとはとても考えられません。
総じて今の AI の使われ方は、進歩や未来性だと言われるにはあまりにもメリットとデメリットが釣り合っていないと思います。日本が規制に及び腰なのは、他国より抜きん出るためなのだから犠牲がでてもコラテラル・ダメージに過ぎない、仕方ないんだという悪印象しか受けません。

今一度 AI の良い面ばかりだけを見るのではなく、悪い面にもしっかり向き合ってほしいと思います。
…以上は出来るだけ私情を交えないように書きましたが、ごく個人的なことを言わせてもらえれば、好きなイラストレーターの方が AI やそれを使う人びとによって大変な嫌がらせを受けているのが根底にあります。「法的には問題ないのだから AI で画風再現して何が悪い」「AI で嫌がらせされているなんてありえない、自作自演だ」などと言われたい放題です。特に「法的には問題ない」という言葉が嫌がらせには非常によく使われている印象です。規制してほしいと願わずにいられません。

●受付番号　185001345000004411

現時点での生成 AI に関してですが、生成 AI によって作られたものを著作物としては認められません。
生成 AI の元となるデータが著作物であり、その元となったデータをコラージュしたものに過ぎません。大前提としてこの部分を「元となるデータが著作権切れ」「著作権のないもの」にして解消しない限り、数多の作品をそのままコラージュしただけのものを商業作品として扱うことはできません。
また、現時点でも、特定のイラストレーター・漫画家の作品をより偏ってデータ出力し、生成した作品を該当のイラストレーターや漫画家、第三者を攻撃する手段に用いる事例が多数発生しています。
単純な技術の進歩による職業の変化が起こることは歴史的に何度も起きたことですが、今回の生成 AI に関する事例は技術の進歩ではなく、技術の窃取にしか見えません。
生成 AI による作品を万が一著作物として認めてしまった場合、反社会的勢力が生成 AI を悪用することが想定されるため、非常に不安です。
よって、生成 AI を著作物としては認めない、元となったデータの著作権絡みの問題を解決する、生成 AI を用いる際は許可制/免許制にするなどの対処をしてもらう、などの対処を求めています。

●受付番号　185001345000004412

【項目名】
１．はじめに
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
(ウ)生成 AI が生成物を生成する機序の概略
現行では既存の画像・音声等のデータを AI によって収集したものを１点の画像・音声等に細かく並び替えただけであり、学習データの切り貼りでしかない。
人間の手では時間がかかり利益がでないため実行する者が非常に少数だっただけで、短時間で可能な複数の画像・音声等データの著作権の侵害行為であると考える。
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４．関係者からの様々な懸念の声について
５．各論点について
（１）学習・開発段階
(オ)海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
素案においても「インターネット上のデータが海賊版等の権利侵害複製物であるか否かは、（略）判断を求めることは、現実的に難しい場合が多い」と記されており、違法にアップロードされた学習元を含み生成された AI 画像が合法となるのは甚だ遺憾である。
カ　AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について
（イ）学習済みモデルの廃棄請求について
「通常、AI 学習により作成された学習済モデルは、学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられる」とあるが、現行の生成 AI の実行はあくまで既存の画像・音声データを短時間で切り貼り可能なプログラムのため「学習データである著作物と類似しないものを生成する」は誤りである。
（２）生成・利用段階
（３）生成物の著作物性について
（４）その他の論点について
６．最後に

●受付番号　185001345000004413

お世話になっております。
AI について意見提出させていただきます。
私は現在イラストレーターとして 11 年ほど企業様とお仕事を
させていただいております。
昨年からの AI の環境は、著作権を無視したクリエイター搾取が現状と感じており、
またゲーム業界の知人からも AI を使用することで、
イラストの発注が減っているとう現状を聞いています。
著作権侵害をクリアした AI 学習なら問題ないかと思いますが、
現状は著作権を無視した AI 学習が横行しており、
厳格な法整備がクリエイター、また文化を守るために強く必要だと考えております。
日本は今後、さらにアニメなどの文化を守っていく必要があり、
AI の進化よりもまずはクリエイターを守るための法整備を強く要望いたします。
AI でイラスト生成をする際は必ず著作権をクリアしたものであること、
またそれを証明することが必須だと考えています。
今後の日本の文化を守るためにご検討いただけますと幸いです。

●受付番号　185001345000004414

４．関係者からの様々な懸念の声について
生成 AI と経済の関係から 1 つ意見があります。
　今までは、クリエイターが仕事をすることで財が発生し、そのお金が消費されることで経済が回っていました。特にサブカルチャー（漫画、アニメ、イラスト等を指す）文化では、日本国内でかなりの財が発生し、(基本的には) 日本経済の中で消費されていたと思います。
　一方で、これらのサブカルチャー文化に生成 AI が参入すると、クリエイターが築いてきた経済圏が破壊され、日本経済に損害を与えると思います。
生成 AI はクリエイターに価値を還元しない、あるいは財の価値が著しく小さくなるから、また、日本の経済圏から富が流出するからです。
　生成 AI により、例えば有名なクリエイターの絵柄を集中学習させて、まるでそのクリエイターのような作品を作り出すことができます。これでは、本来クリエイターに入る収入が全く入らず、横取りされた形となります。
　また、生成 Ai で作られた作品が富を生み出すかと言われると、それも厳しいです。というのも、生成 Ai では作品を大量生産することが可能です。需要と供給の関係を考えれば、供給量が過剰になり、作品に支払われる金額が大幅に下落するのは当然と言えます。
　このことから、本来安定して富を生み出していたクリエイター経済圏を破壊し、再生不可能なものへと変えてしまいます。
　また、消費者の観点から見ると、どれもこれも同じような作品が出てくるわけですから、文化への興味の減衰が考えられます。例えばアメリカのように 250 年程度の歴史しかない国では、文化など捨て置けという理論も成り立ちますが、我が国は例えば源氏物語に代表されるように、長い歴史が紡いできた文化的資本が豊かな国です。これを減衰させるということは、間接的に日本のアイデンティティを喪失させることにもつながります。

●受付番号　185001345000004415

著作権の保護に対しての認識がAIでひと稼ぎしたい者達に都合よく歪められており、提示されている現状の考え方で推し進めることは大変危険であると指摘する。
例えば素案中の
ア 著作権法で保護される著作物の範囲
そのため、単なる事実やデータにとどまるもの（要件1を欠くもの)、誰が
表現しても同じようなものとなるありふれた表現（要件2を欠くもの)、表現
に至らないアイデア（要件3を欠くもの)、実用品等の文芸、学術、美術又は
音楽の範囲に属さないもの（要件4を欠くもの）は、著作物に該当せず、著作
権法の保護対象に含まれない。
この一文だけでも1〜4までの凡てを満たさなければ保護の対象に含まれないと解釈できるが、そもそも誰がどういう基準で要件を満たしているかを決めるのかが不明であり、恣意的な運用が可能である点。これでは創作物の権利が守られるのか不明であり合法的にAI学習の餌にしたいという願望が透けて見えるというものだ。
あくまで公開した作品は作者のものであり、誰が判断するのか不明な要件でその権利を否定されるものではない。柔軟性を理由に都合の良い基準を設けようとするやり方に対しては断固として反対する。
生成AIの学習に際して同意なく行われることは明らかな著作物の盗用であり、許可は必要。又、そのデータセットに使われた素材はいつでも開示できるように義務付けられない限りは公正なものとは言えない。

●受付番号　185001345000004416

生成 AI 開発のための無断学習を禁止してください。
理由としては以下があります。
〇生成 AI により児童ポルノの元になってしまった子どもたちが多く生まれることが予想され、大変悲しく、安心して子どもを育てられない。また、肖像権の侵害と考えている
〇声優さんや俳優さん、有名人の声を無断学習させ、本人の考えや思想ではないことを喋らせている動画がすでにあり、大変不快であり、人権侵害、肖像権侵害と考えている
〇好きな作家さんが生成 AI に模倣されてたことで筆を折られたら大変悲しい
〇手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか心配
〇上手い絵を見ても AI の絵ではないかと素直に受け止められなくなっている
上記の理由から、生成 AI の無断学習を禁止してください。
また、生成 AI の規制、もしくは免許制を求めます。

●受付番号　185001345000004417

SNS や掲示板にて特定のイラストレーターのイラストを読み込ませて作ったデータセットを使用しそのイラストレーターは描かない R 指定のつくようなイラストを生成、まるでそのイラストレーターが描いたイラストであるかのように公開する嫌がらせが起こっています、他にも似たような悪質な嫌がらせが発生しています
悪意を持って攻撃性の高いイラストを生成することも容易なツールを使用者の良心のみに委ねてしまうのは危険に思います
自らのイラストを AI に読み取られないよう学習を妨害するノイズを入れる透かしサービスを利用していたり趣味としてイラストを描かれている方から職業としている方まで多くの方が SNS のプロフィールに強制力が無くとも AI 学習禁止の文言を入れているように無断で自らの著作物を使用されるツールに大きな抵抗感を持つ人間が多いです
せめてこのような使用されたくない意志を明確に示しているような人間の著作物くらいは守られて欲しいです

●受付番号　185001345000004418

作成されたAI生成物には著作権を付与するべきではない
・「製作者の作成した生成物」に対する加筆、修正などの編集に該当するAI利用による著作権は認められる
・「AIにより作成された生成物」に対する加筆、修正などの編集を本人が行ったとしても著作権は認められない
と考えます。

●受付番号　185001345000004419

著作者を真似たai作品が生まれて、著作者が侵害で訴えられたら元も子もありません。
また、著作者がそこまでに至る時間を一瞬で模倣して使用するのは、例えば出来上がった農作物の種を海外で作って売られてるブランド種のイチゴ等と同じことです。
写真にしても自分や家族、知り合いなどの顔がちょっと目を背けたくなる作品に使われていても良い気持ちはしません。

●受付番号　185001345000004420

生成 AI イラストが蔓延ること、著作権を有することに反対します。嘘を精巧に細工するような絵がいくらでも作れ、絵柄を盗まれる人のことを考えておらず、AI で作ったものに著作権が適用され「いち作品」としてみなされることなんて言語道断です。プロの作家の仕事を潰して死ねと言っているのと同じ。簡単に画像が作れるということを喜ぶのは利用者だけ。その側面だけで便利、手軽と AI 生成が横行すれば、別の側面である作家の仕事がなくなります。作品に対して何時間何日も時間と手間を頭を使い考え抜いて技術を磨き作る作品を作る人間の筆を簡単に折って、すでにトラブルが起こっている。創作の範疇に AI が関わらないでほしい。

●受付番号　185001345000004421

AI を絵画や小説といった「芸術性」を含むものへ積極的に利用すること、AI が既存の作品を無許可かつ無制限に学習することに対し、強く規制を求めます。
AI 製作物というものは、既存の物を学習し、それを組み立てて成り立ちます。
つまり全て「どこかにある既存のものをコピーした」形になります。
論文に置いて、何か他の論文の考えや書籍を引用した場合、必ず引用もとを記さねばなりません。そうでなければ元々の引用先の権利を侵害するからです。
既存の論文をコピー&ペーストし組み建てたものは、「盗用」とされ、無論新しい論文としては認められません。
論文という「学術研究報告書」で認められないものを、どうしてよりオリジナリティや独創性が求められる芸術分野に活用できるでしょうか。
まして AI は引用もとを明確にしない時点で、非常に悪質です。
さらにそれを悪用し、引用もとに成りすますことができる時点で、AI は全ての創作作家は常に自分の創作物及びアイデンティティを脅かされることになります。
人間とて何かの情報をインプットし模倣することもあるでしょうが、AI のように完璧なコピーにはなりえませんし、模倣にも莫大な労力がかかります。模倣の中に必ず自分なりのオリジナリティが入りますし、そうでないようないわゆる「既存の絵を上からなぞるトレース」「組み合わせて別絵をつくるつぎはぎ」という行為は、絵画界隈ではタブーとして忌避されています。
人間がしても・されても認められない嫌なことを、どうして AI ならば OK とすることができるでしょうか？
AI は「絵画の道具」ではなく、「出力機」です。
既にある冷凍食品を注文し、皿の上に載せて、提供する人のことを料理人とは言いません。
既にあるジグソーパズルを組み立てた人を「絵を描いた人」とも言いません。
AI を使用した芸術創作を認めるならば、それは芸術分野からの人類の排除に他ならないです。

●受付番号　185001345000004422

生成 AI を合法と扱うこと、あるいは罰則のないザル法だけで縛ることは、オタク文化だけでなく日本の国益を大きく損なう可能性が高いので反対します
本来の権利者に尊替えを与えず、また損害を与えたものを適切に罰する法律が必要です
・生成 AI でフェイクポルノを作られた人の自殺
　参考＞[redacted]
・他人の作品や絵柄を生成ＡＩで若干いじったものを自分の著作物として主張
　[redacted]
　https://w.atwiki.jp/genai_problem/pages/38.html
・イラストレータに無料でラフだけ書かせ、生成ＡＩで最終成果物を手にする
　https://roboteer-tokyo.com/archives/15777
これらの実害自体も防がなくてはいけませんが、「日本で作品を公開すると生成ＡＩで権利を侵害される」という風評が何より深刻な害を日本に及ぼすと考えます。
イラストや漫画といった娯楽分野が話題に上がることが多いですが、プログラムコードや工業デザインなどあらゆる産業が生成ＡＩの剽窃の攻撃対象になりますので、生成ＡＩを許容することは日本があらゆる産業を剽窃する国だという風評を許容することであり、海外との商売では剽窃でないことを証明するため無限のコストを強いられることになります

●受付番号　185001345000004423

AI の学習先であるイラスト製作者の著作権や肖像権を持つ人物の権利が大事だと思います。
そもそも文化の発展として、これらがあったからこそクールジャパンなどといったものに使われるくらい誇れる文化になったと思います。
AI で生成されたものが著作物と認められてしまう場合、この誇れる文化を作ってきた人、これから作るであろう人に混乱が生じ、また実害として AI 生成したものが逆訴訟問題をすることもあり得ます。
文化の発展を進めるならば AI 生成されたものに著作権は認めないようにしてください。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000004424

AI の学習先であるイラスト製作者の著作権や肖像権を持つ人物の権利が大事だと思います。
そもそも文化の発展として、これらがあったからこそクールジャパンなどといったものに使われるくらい誇れる文化になったと思います。
AI で生成されたものが著作物と認められてしまう場合、この誇れる文化を作ってきた人、これから作るであろう人に混乱が生じ、また実害として AI 生成したものが逆訴訟問題をすることもあり得ます。
文化の発展を進めるならば AI 生成されたものに著作権は認めないようにしてください。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000004425

AI の学習に用いられる元のデータに関する問題が非常に大きいのではないか、と感じており、X（旧 Twitter）にて先日起こった「一切許可を出していない自身の創作物が AI 学習に用いられていた」といった件や、「性的表現を控えるよう要請されていた題材を AI に特定の人物の絵柄に寄せた性的表現のあるものを出力させ、元の絵柄の人物に疑いが掛かり当該人物の名誉を傷つける」といった明らかな悪意を持った問題が既に発生しており、このような問題があることを考慮に入れずに議論を進めることは非常に偏った結論に至る可能性が高く、また、その結果我が国の世界に知られるサブカルチャーの一つである漫画、アニメといった文化の発展に大きな障害となり、ひいては我が国の利益や経済にまで悪影響を及ぼしかねない可能性がある。そして、AI 出力を用いた結果、不利益を被る可能性というものに対し、前提としてその AI そのものがデータ元となった創作者たちへ不利益を与えている可能性があるという点を考慮してほしい。

●受付番号　185001345000004426

AI による画像生成に対して法整備を求めます。
画像生成ソフトは児童含む実在人物への性被害、及びフェイク画像の拡散、そしてイラストレーターや写真家は作品を取り込まれた時点で著作権を失います。
海外はこうした懸念から法規制を進めてる中で日本は AI による被害を守ろうとしていません。
特にイラストレーターは画像生成ソフトに取り込まれたら作品という財産を守れない為、日本のクリエイターは勿論、海外のクリエイターも日本で仕事したら盗まれると考えて仕事を避けるようになります。
どうか早急に法整備をお願い致します。

●受付番号　185001345000004427

４．関係者からの様々な懸念の声について
この部分のクリエイター視点からの懸念の声に、同じ懸念を抱いています。
私も趣味で絵を描いたり小説を書いたりしますが、勝手に生成 AI に利用され、それが見知らぬ人のただの営利目的に利用されるのは嫌です。
人間同士で作品を”模倣”した際には、法律に訴えることができるのに、生成ＡＩが”模倣”して出力した作品を販売した際には”学習”だと見做されるのには納得がいきません。
また、「人間が創作したもの」と「ＡＩが創作したもの」の見分けがつかないことも不安です。
・「生成ＡＩが創作したもの」には、出力したものに必ずその認証がつくこと。
・「生成ＡＩに学習されることをクリエイター側が拒絶する権利」を確立してほしいこと。
・上記の確立したクリエイターの意思表明を無断で無視して生成ＡＩに学習された際に、法律的に訴える手段があること。
最低限この程度のことをしてもらわなければ、クリエイターの権利は守られないと感じます。
最後に、
「生成ＡＩを用いてディズニーやジブリやハリウッドの作風を模倣して作った海賊版グッズを営利目的で販売する事」
が、この国の法律で「別に生成ＡＩだから問題ない」と許される事態にならないよう、お願い致します。

●受付番号　185001345000004428

AI による画像生成に対して法整備を求めます。
画像生成ソフトは児童含む実在人物への性被害、及びフェイク画像の拡散、そしてイラストレーターや写真家は作品を取り込まれた時点で著作権を失います。
海外はこうした懸念から法規制を進めてる中で日本は AI による被害を守ろうとしていません。
特にイラストレーターは画像生成ソフトに取り込まれたら作品という財産を守れない為、日本のクリエイターは勿論、海外のクリエイターも日本で仕事したら盗まれると考えて仕事を避けるようになります。
どうか早急に法整備をお願い致します。

●受付番号　185001345000004429

個人意見
生成 AI を用いた創作活動を促進したいと考えている立場から意見を提出します
(2)生成・利用段階　イ　著作権侵害の有無の考え方について
この部分で記述されている通り、著作権侵害の有無は生成 AI を用いずに創作した場合を同様に判断されるべきであり、これを維持してほしいと思う。また新規の創作活動の支障とならないよう著作権の適用範囲を現行の著作物自体のみであるようにしてほしいです。
(4)その他の論点について
著作権者等への対価還元は何かしらの形で実現されることを望んでいます。現在の創作活動者の生成 AI への反発は、生成 AI を用いた作品およびその作者が学習に用いた作品へのリスペクトとなる部分が不足していることに起因すると考えています。彼らが求めているものは現行の法律ではカバーされない不快感や嫌悪感によって生じていると考えていますが、これをないがしろにすることはできないと考えています。リスペクトにあたるものとして、学術論文などには参考文献を明記することが求められますが、これは引用元を明記し引用したことが正しいことを論理的に証明するものとして機能すると同時に、「巨人の肩に乗る」と表現されるような先行研究への心理的なリスペクトが含まれていると思っています。学習元の作品をすべてリファレンスとして表示することを法律として義務づけること難しいとしても、これと同様なものを示すことを促してほしいです。

●受付番号　185001345000004430

AI を使用した作品を今後発表するなら、きちんと罰則を設けるべきだと思います。
ここ一年で、AI 技術は非常に発展しました。岸田総理の AI ボイス動画が世間を騒がせたのは、政治業界でも記憶に新しいかと思います。
私が懸念しているのは、AI 使用者が自覚・無自覚に関わらず、AI のサンプリング元のデータの著作権・肖像権・そして人権を侵害することです。
AI は手軽に絵を生成できますが、好きな作家やアイドルなどのデータを学習すれば、それに近い絵が作れます。元のデータは実写やアニメなど関わらず、合成できてしまいます。
近年、健全な子供向けアニメなどの公式イラストと、アダルトビデオの切り抜きなどを AI で合成し、それをネットで公開・販売するケースもあります。
AI 参入者は、『そういうイラストは個人で楽しみ、一般の人には見えない配慮をする』ということを理解していないケースも多く、子供が好きなキャラクターを Google 検索したら、いかにも公式アニメ会社が作ったような画風の全裸のキャラクター画像がヒットする…ということもありえます。
実際、運営会社が「この作品の成人向けイラストはネットに公開しないでください」と周知をしていても、AI で大量生産をして荒稼ぎしている人間も、少なからずいます。
岸田総理のように、音声を AI で合成され、ネットでおもちゃにされている俳優や声優もいます。
私の知り合いにも、「AI 学習に勝手にイラストを使われて、気持ち悪い画像をネットにアップされた」と言っているイラストレーターもいます。
もう AI は、人のモラルに任せる範疇を超えています。
どこからがアウトで、どこからが刑罰対象なのかという線引きと、罰則制定をお願いします。

●受付番号　185001345000004431

急激に技術発展してきている AI について、私自身も開発等で利用してきた立場ではありますが、現状の著作権等の法に加え、AI 利用・技術展開についてある程度の規制は新たに必要なのではないでしょうか。
特に表現分野での生成系 AI について、海外国内問わず多くの被害を訴える声は日に日に増しているように思えます。スクレイピング自体が違法ではないという現状の法ではありますが、その学習データの中に本来秘匿性が重視されるべき個人情報、最近では CSAM データも混じっているとニュースにもなっております。また悪意を持った生成 AI 利用者による実際の被害が出てきているという情報は、ソーシャルメディア、各報道機関の記事でも取り上げられてきています。現場で活躍している俳優・声優・歌手なども多く、ディープフェイクとその拡散による自殺者(未遂も含み)まで出てきています。
こういった被害もあるほか、既存の無許可で取得された膨大な学習データに加え、特定のアーティスト(映像絵画文章問わず)の創作物を本人の同意なしに集中学習させ、流用させることは、現状の著作権で取り締まることはほとんど困難な状況です。絵柄や文体等について、データそのものに著作権はないという考えについて理解はできます。ですが人間の模写からの展開とは異なり、データに完全依存しなければ出力できない生成物について、嫌悪感や疑問を抱く創作者の声を無視してきていいものなのでしょうか。文化を繁栄させてきたクリエイター達の創作物に完全類似しなければ、現状訴えをかけることはほぼ不可能に近いですし、実際に訴訟までに行き着くには、駆け出しや趣味のみで完結させているクリエイターには特に、厳しいものにはなるかと思います。
表現の世界では、特に生成系 AI の発展には「資源」となりうるクリエイター自身の創作物がなければ困難です。現状無法地帯に等しい(既存の著作権等の法律だけでは不十分な)現状にて、生成 AI 利用者がクリエイターに対し迷惑行為を行なっているものが、ソーシャルメディアでは特に目立ってきています。
X(旧 twitter)で見かけた例は、下記に URL を記載します。

[redacted]

「個人の利用者の問題」が拡大する前に牽制をかけられるような、現行法以外にも最低限の規制は必要と思います。
放置しておけば、「資源」を築いているクリエイターの既存市場が衰退する原因にもなります。訴えをかける側のみに負荷をかけている現状をもう少し理解し、共存するためにも AI 独自のルールづくりは必要ではないでしょうか。

●受付番号　185001345000004432

急激に技術発展してきている AI について、私自身も開発等で利用してきた立場ではありますが、現状の著作権等の法に加え、AI 利用、技術展開についてある程度の規制は新たに必要なのではないでしょうか。
特に表現分野での生成系 AI について、海外国内問わず多くの被害を訴える声は日に日に増しているように思えます。スクレイピング自体が違法ではないという現状の法ではありますが、その学習データの中に本来秘匿性が重視されるべき個人情報、最近では CSAM データも混じっているとニュースにもなっております。また悪意を持った生成 AI 利用者による実際の被害が出てきているという情報は、ソーシャルメディア、各報道機関の記事でも取り上げられてきています。現場で活躍している俳優・声優・歌手なども多く、ディープフェイクとその拡散による自殺者(未遂も含み)まで出てきています。
こういった被害もあるほか、既存の無許可で取得された膨大な学習データに加え、特定のアーティスト(映像絵画文章問わず)の創作物を本人の同意なしに集中学習させ、流用させることは、現状の著作権で取り締まることはほとんど困難な状況です。絵柄や文体等について、データそのものに著作権はないという考えについて理解はできます。ですが人間の模写からの展開とは異なり、データに完全依存しなければ出力できない生成物について、嫌悪感や疑問を抱く創作者の声を無視してきていいものなのでしょうか。文化を繁栄させてきたクリエイター達の創作物に完全類似しなければ、現状訴えをかけることはほぼ不可能に近いですし、実際に訴訟までに行き着くには、駆け出しや趣味のみで完結させているクリエイターには特に、厳しいものにはなるかと思います。
表現の世界では、特に生成系 AI の発展には「資源」となりうるクリエイター自身の創作物がなければ困難です。現状無法地帯に等しい(既存の著作権等の法律だけでは不十分な)現状にて、生成 AI 利用者がクリエイターに対し迷惑行為を行なっているものが、ソーシャルメディアでは特に目立ってきています。
X(旧 twitter)で見かけた例は、下記に URL を記載します。
[redacted]
「個人の利用者の問題」が拡大する前に牽制をかけられるような、現行法以外にも最低限の規制は必要と思います。
放置しておけば、「資源」を築いているクリエイターの既存市場が衰退する原因にもなります。訴えをかける側のみに負荷をかけている現状をもう少し理解し、共存するためにも AI 独自のルールづくりは必要ではないでしょうか。

●受付番号　185001345000004433

あまりにも創作を軽んじている
創作をする人が減り廃れていく未来が見える

●受付番号　185001345000004434

５．各論点について
（１）学習・開発段階
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されること
について
結果的に著作物の市場と衝突する方法で著作物が利用されているので、
(i)学習・開発を行った者に故意又は過失が認められる場合は、但し書きに該当するものとみなすべき。
(ii)学習・開発を行った者に故意又は過失が認められない場合は、著作物が情報解析のために利用されていることを知りながら著作物の市場と衝突する方法で生成・利用を行っていた場合、生成・利用の行為者は間接的に著作物を情報解析のために利用したものとし、但し書きに該当するものとみなすべき。

●受付番号　185001345000004435

AI と著作権に関して、私は現行法のままで十分対応可能であると考えています。
一方で、既存の著作物への依拠性が高い生成物の作成、それを利用した業務妨害や詐欺行為など、現行法に照らし合わせても法令違反となる可能性がある事例の周知啓発を、省庁が継続的に行っていくことが必要不可欠だと考えます。
(エラーのため再送)

●受付番号　185001345000004436

このような形で意見を送るのは初めてのため、形式など無作法で申し訳ありません。
生成 AI について意見を述べさせていただきます。
生成 AI の全てを否定するわけではありませんが現状いくらでも悪用できてしまうので何かしらの整備を早急にしていただきたいです。
以下は抱いている問題点です。
前提として、生成 AI は許可を得ずにネットで閲覧できる絵を大量に無断で学習しており、実際の人物の写真やいわゆる成人指定の作品や児童を対象としたポルノ画像も含まれている。
1.生成 AI が学習した画像に違法性のあるもの、もしくは肖像権のあるものが含まれている
→違法であるものや守られるべきものを使用しているため何かしら対応が必要ではないか
2.違法である児童ポルノ画像の作成が可能になる、特定の人物のデマ画像を容易作成できることなどいくらでも悪用できる
3.学習そのものは問題ないとされていますが、この生成 AI で大量に絵を作成し、有料で販売する（ひどい場合には手書きと偽って）例が後を絶たない
4.特定の人物の絵柄を模倣してその人物に成り済ましたり信頼度を下げたり社会的に打撃を与えられる（児童向けの絵を描いている人の絵柄をコピーし、その人になりすまして R18 の絵を作るなどすれば、元の絵描きが仕事を失うことも考えられる）
→SNS で少し調べるだけでも実際に 2〜4 の出来事が起こっているための法整備が必要。
AI と共存していくにしても技術を悪用できること、そして悪用に対するリスクの小ささを懸念。
包丁や金物など人を殺害できるようなものが日常に存在するにも関わらず殺人がそうそう起こらないのは法が整備されており、
包丁で人を害すると自分も相応のリスクを負うからこそ事件はあまり起こらないものと考えています。
生成 AI については法整備がまるでなく、AI を作成した責任もないため
悪意ある行為を行ってもリスクが小さいことに問題があります。
具体的には AI を公開した段階でその生成者に責任を持たせる必要があるかと思います。
また、絵で生活している人間が絵を描けるようになるまで長い時間と経験が必要ですが、AI は絵が描けない人間でも僅かな時間でプロ並みの絵を作成できます。
これにより実際に手で描く技術者が減ること、絵を生業にする人の活躍の場と機会を奪うこと、それにより業界全体の衰退を懸念しています。
また、生成 AI は人間の技術を元に作られたので、人の技量の衰退は AI の衰退にも繋がるのではないでしょうか。

イラストを描いてもらう契約をしてラフを描かせたあとそのラフだけ回収して契約を打ち切り、そのラフを使用して AI で絵を作成したり、
中国などでは絵を AI に描かせ、人間は細部の修正のみやらせて本来 1 つの絵を完成させられる技術のある人間を大幅に安く雇用するといった例などもあるようです。
デザインを仕事にしている身なので絵の観点から意見を述べさせていただきましたが、映像や声など他の場でも AI で活躍の場を失う人は多くいると聞いています。
AI を使用して起こりうる悪用に対する規制、技術者の保護についてご一考をお願いいたします。

●受付番号　185001345000004437

AI 生成は、他者の著作権を蹂躙したものです。
AI 生成は問題視されているように、取り込んだもののモンタージュでしかない。AI が描いているわけではない。
アメリカがそうしたように AI によってモンタージュされた生成物は著作権や人格権等を一切持たない。と定めて欲しい。
日本が強いとされている文化がより衰退してしまわないように、どうか国が作っている人たちの意見を一度きちんと聞いてみてほしい。人生のほとんどの時間を絵を描くことに費やして、人々の生活に彩りを与えてくれている人たちの尊厳と人生を守って欲しい。

●受付番号　185001345000004438

生成 AI という技術そのものに罪は無いし、生まれてしまった技術の発展を止めることは不可能だと思う。しかし現状はあまりにも無法で無秩序で、やったもの勝ちで、やられた(=自分が長年かけて培った絵柄を勝手に学習された、いわば盗まれた)人が泣き寝入り状態なのが問題である。
例えて言うなら、車道も歩道も区別が無く、速度制限なども無く法で整備されていない道。そこをただ歩いているだけなのに、そこに暴走した車が突っ込んで来て、歩行者あるいは一緒にいる人が怪我をしたり亡くなってしまったとする。しかし法が整備されていないので、加害者である運転者は「私の車で人をはねても違法ではない。だから問題ない」と言い切ってしまえる状態。
早急に AI についての法整備、罰則を定める必要がある。

●受付番号　185001345000004439

個人
現状あまりにも野放しのためか、AI で生成されたと思われる児童ポルノ画像や嫌がらせのために特定の作家の画像を読み込み販売するなど悪意のある使い方が特に目立ちます。
特に前者は素材の元となる児童の存在もありますし、本人の覚えのないままデジタルタトゥーになってしまう可能性もあります。
後者ははっきりとクリエイターの利益を害しています。
そもそも人と同じように学習しているとはいいますが、デジタルですとデータをコピーして混ぜ合わせたようなものとどう違うのか。
元に素材となる作品が存在し、AI に指示して出力しているだけのものに著作権というのはいかがなものかと思います。
認めるにしても、加筆部分が全体の 7 割、主たる部分以外、などの厳しい規格は必要かと思います。
イラスト投稿サイトや動画サイトなどを隠れ蓑に販売していると聞きますし(購入した事がないので購入した場合の中身までは確認できませんが…)、このまま日本が AI を悪用した犯罪の温床になるのは、国民として容認できるものではありません。

●受付番号　185001345000004440

絵で仕事をしているアーティストです。主にアナログ絵画やクリスタソフトを使用したデジタルイラストを描いています。AI に関する創作物においてきちんとした法律、規制がされないまま AI 生成が解禁になってしまい、ルールは発表の場（Skeb や Pixiv など）による「おまかせ」になっている点を問題視しています。例えば Skeb では AI 生成、もしくは AI 生成を用いた素材の使用を禁止していますが Pixiv では OK が出ています。Pixiv は無法地帯になっており、AI 生成されたイラストが連日量産、1 から制作されたイラストを AI 学習し似たテイストの、よりクオリティの高いイラストが大量生産され画面を埋め尽くしています。Skeb は AI 生成の素材を使用禁止していますが、もはやどの素材が AI 生成なのか制作者の記載が無ければ判別がつきません。法律や規制が曖昧なのでアーティストも AI について知ろうにも何が正しい情報なのか調べようがない状態です。
アーティストは職と創作の場、そして創作意欲を奪われています。本来なら仕事や生活をフォローしてくれるはずの AI 機能が、規制があやふやなせいで私たちを苦しめています。
求めること
・各企業や個人事業主の判断に委ねるのではなく、AI 生成・制作物に関する法律を規定し徹底する（使用内容によっては罰則を設定する）
・AI 生成作品を個人制作物（1 から描いて作成したもの）として虚偽発表できないシステム作り→AI 作成作品データには自動的に「AI 生成物」と判断できるような拡張子が張り付くなど
ご検討のほど宜しくお願い致します。

●受付番号　185001345000004441

（1）生成 AI について

現状イラストや写真を無断で使った生成 AI が問題になっている。著作者の知らないところで勝手にイラストや写真が使わたり、特定のアーティストの著作物の画風を意図的に集中学習させたりと著作者の意思を無視した使用が多く存在する。またパッと見て本物と分からないような写真や動画のデマ情報が拡散してしまう事態が災害時に目立つ事例であった。インターネット上で無尽蔵にデータを集められ、著作者が一方的に著作物を使用され生成物による問題が起きた場合の責任の所在と被害の全容が不明となることの懸念も大きい。

生成 AI において重視すべきはアイディアや画風以前に学習・生成に膨大なデータが必要ででありそのデータは著作物に完全に依存している点である。著作物と言う直性的なデータが大量に必要であるという生成 AI の性質と著作物を生む著作者の権利を守るという 2 点は相性が悪くデータの収集に膨大な手間または金銭的負担が必要となり開発の効率が落ちてしまうことを考慮して開発・学習段階で非享受目的の利用行為としてに 30 条の 4 を適用するという考え方であると考えられる。しかし音楽や絵、文字等自体完全な私的利用を除けば自分から他者へ向けた意思疎通、表現でありほとんどの場合において享受目的である。収集・複製段階で仮に享受目的で無かったとしても著作者としては収集・複製から学習、出力までで一つの纏まったプロセスであり最終的に享受するものである以上むしろ享受されることを前提として考えるべきであると考える。

絵や音楽等創造的作業ははまず技術の習得や向上に多くの時間がかかる。多くの時間と労力を掛けて磨き上げる誰でもは出来ない技術であるからこそ文化としての価値があり絵柄や作風、作る内容等の組み合わせによって各々の作家性が生まれ、汎用的でないある種の希少性を持つからこその価値である。生成 AI は人間より圧倒的なスピードで作ることが可能であるという点と誰でも比較的容易に一定以上のクオリティのある物を作れてしまうという点の 2 つは人とは明確に違う特性であり、「価値」によって成り立つ創作は生成 AI の無尽蔵な大量生産は絵や音楽自体の文化的価値を落としかねないものであると考える。まして享受目的であるか否かや類似性や依拠性のみによる判断で著作者への対価無く一方的な利用が可能な場合これは容易に起こってしまうことである。生成 AI は学習元データに依存してる以上必ず学習元の要素は必ず出力物に反映される。事実生成 AI の出力したものは顔や塗り等の類似性が見られ人では不可能なスピードで生産しインターネット上に溢れたことで消費者側から凡庸な絵柄して「ますぴ顔」と呼ばれ当然学習元となった著作者は単なる金銭的な利益等の問題でなく表現者としての価値を奪われてしまうのである。文字のフォント、音楽が画像等素材も各々に明確に製作者が存在し著作権を持ち、用途による制限や使用料等それぞれの利用規約に基づいて使用できる状態である。また利益還元の例としてユーチューブでは違法アップロードされた著作物に対して権利者が広告を挟んだり停止できる仕組みがある。あらゆる市場と同様に創作面においても供給と需要、価値のバランスがあ

る程度の範囲内で維持されることによって成り立つ。法的制約の無い限りなく際限の無い利用、生産が可能な状態は避けるべきである。
また特に写真のような実写に近い生成物は実際に撮られたものと見分けがつかないものが作れてしまい、悪用されるケースが増えてきている。災害や戦争、政治的面でのデマ画像やポルノ画像の生成による被害があり、写真や映像のような今まで一定の信憑性が担保された記録媒体そのものがその価値を失ってしまう危険性がある。
これらの話から生成 AI においては無断学習の禁止と学習元となる著作物の著作者が適切な対価をもらえる仕組み作り、学習元のデータの公開義務、また著作権マークのような AI 生成物であると分かるマークの設定を行うべきであると考える。

●受付番号　185001345000004442

また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。
上記の考え方だと、他の方の作品を模倣した際、少し加筆するだけで、著作物性を認めてしまうのは模倣された作品の権利者は何も言えなくなってしまう。また、生成 AI を使って模倣をし、それを商用利用するのにも簡単に出来てしまうことになるので諸作物性を認めるのはもっと厳しい判断をするべきだ。
好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌。
実際、[redacted]さんというイラストレーターが AI 学習に使われ悪意のある使われ方をしてしまった件について Twitter 上で大変苦労していてる事を見ていたので、そのような事が沢山起きてしまう可能性を秘めている生成 AI には多くの規制が必要だし、ルールを細かく決めるべきだ。
また、sns 上で生成 AI 絵というものが生まれてから上手い絵をみても、「AI 絵じゃないのか」と素直に受け止められなくなってしまった。
上記からもう既にひとつの文化が失われてしまっている。
よって、生成 AI への規制を強く希望します。

●受付番号　185001345000004443

イラストレーターはじめ作家さん方の作品を殆ど断りなくAIの学習に利用された結果作家さん方の作品の価値が下がっているような空気を感じてしまい、危機感を覚えます。学習への利用に対するきちんとした制約や利用許可の取得方法等の法整備がなされていない事が問題のように思えるので、クリエイティブなお仕事をされる方の利が害されない形できちんと法律を制定いただきたいです。

●受付番号　185001345000004444

私自身イラストを描くのですがもし私の絵が勝手に生成 AI に使われていたら等不安なことが多く、創作活動に集中できないことが増えてきました。
また好きな作家さんが AI が野放しになっている現状に不満を持ち筆を折るかもしれないといった旨を訴えることを多く拝見するようになってきたことも不安に思っております。

●受付番号　185001345000004445

私はイラスト、写真を制作する立場の者なので主に画像生成 AI についての意見です。

画像生成 AI はその学習元となる画像を全て公開し、誰の著作権も侵害していないことを証明した上で運営されるべきです。

カメラが誕生し写真が普及した際に、肖像画のような写実的な絵画の需要が著しく下がったことにならって、新しい技術に古い技術が淘汰されるのは当然かつ仕方ないことであると主張する意見もありますが、それは皆目見当違いです。

写真は既存の著作物に依存せず何の著作権も侵害しませんが、AI 生成画像は数々の他者の著作物を直接的に踏み台にしてしか成り立たないものです。

AI 技術の発展は我が国にとっても必要なことだと思いますが、それは著作権を踏み躙っていいということにはなりません。AI 技術を守り促進したいのならば、その学習元をクリーンにすることが必須であり、それぞれの画像生成 AI が学習した画像を全て提出させ公開すること、それが必要になると思います。それができないということ自体が著作権を侵害していることを示す、というのを当たり前にすべきです。

現状「著作権者などの権利や利益の保護」と「著作物などの公正・円滑な利用」のバランスは全く保たれておらず、一方的に搾取され踏み躙られ、文化は発展するのではなく縮小することを免れません。

●受付番号　185001345000004446

現在 AI で作成されるイラスト、デザインが一体どこのソース（AI 学習に使用された創作物）か不明瞭また説明責任を放棄や、創作物を無断で AI に利用され作者から著作権の侵害を訴えられている事案が多発しているように思います。現状と併せてもあまりにも法整備もなく無法地帯な状況です。「AI 学習の禁止」と明記してもそれで創作物を守れず、勝手にプログラミングに組み込まれているのでは？またその AI によって生成された物に対しどのように対処すればいいのか、またそれに費やす弁護士費用や時間は有るかなど積み重なる不安にイラストなど創作する人たちの作品作りに大きく支障が出ます。
現在でも無断での学習で、AI で生成されたイラストと学習元のイラストレーター間での問題が散見されます。またイラストレーター側の顧客も本当に本人の作分なのか、AI のものか明記もないのでわからない状態です。
現段階では生成 AI の利用を免許制にし、生成作品には AI で作成したことを明記。
生成作品が著作権侵害の疑いのある際に学習元を提示できるようにし、双方での確認が取れる状態にする。
AI 学習に利用する際「禁止」または表記ない作品を使用することを禁止し、利用できるものが明確にわかる仕組みを作る。
以上のような AI 利用者創作者とも安全な環境の整備を求めます。
また生成ＡＩでの児童の性的画像は児童買春・児童ポルノ禁止法の対象外になっているが、全てに学習元になった人間がいることを考えば規制の対象にし早急に対応してほしい。児童に関わらず著名人、また SNS にあげた写真が AI に利用され被害が出ないよう、また仮に報告があった場合に AI 利用した人への刑事罰や生成作品の削除ができる法整備を求めます。

●受付番号　185001345000004447

AI での生成物については学習データの詳細を明記する必要がある。
公開した上で学習データに問題(著作権物の無断使用)なければ使用可能とするべきかと思われる。
また学習データの公開の範囲は生成後もパブリックにしておく必要があり、無断で使用された著作者が発覚後確認できるようにする。
現状、海外に無断で学習できる餌場が日本となっている。
「多様性」などという曖昧な表現を明記せず、厳しめの対応をお願いしたい。
生成 AI はあくまで学習データから産み出されるものである。
著作者が使用するならまだしも、現状のように知らぬ他人に使用され、著作者が被害を被るのなら一度きっちりと締め付けたほうがよいと私は思う。

●受付番号　185001345000004448

５．各論点について
（２）生成・利用段階
著作権者のクリエイターへの悪意を持って生成AIを利用するユーザーが多く現れています。
クリエイターの作成物に近いものを意図的に生成し、著作権者に見える形でインターネット上にアップロードしたり送りつけるといった行為をしています。
その結果創作自体を辞めたクリエイターを多く見てきました。
創作に関わらない方にはその程度と思われるかもしれませんが、長い時間をかけて培った技術を剽窃されることはクリエイターにとって致命的にモチベーションを奪うことがあります。
悪意を持ったユーザーの多くは生成ＡＩがあることで全人類がクリエイターと同等の存在になれるという意見を持っています。
ですが生成ＡＩができることは既存のコンテンツを混ぜ合わせることのみであり、無から価値を生み出すことはできません。
現在の生成ＡＩを取り巻くルールでは日本が世界に対して誇れるコンテンツを支えるクリエイターやその卵を失うことになります。
悪意をもった利用者から日本のコンテンツを守れる強い規制を希望します。

●受付番号　185001345000004449

（3）生成 AI について
ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略
生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。
と記載がされていますが、どのような根拠で学習データの切り貼りではないと断言がされているのでしょうか？
生成 AI にイラストを読み込ませている時点で学習データという位置づけがされていると感じます。生成 AI については海外でも批判の声が多く、生成 AI を使用したイラストの使用を取りやめるように声を上げている所を見かけています。
イラストを無断使用している時点で著作権侵害をしていると考えております。
この様なことが野放しにされた場合、クリエイターが創作活動を断念することが容易に想像ができます。早急に対応して下さい。

●受付番号　185001345000004450

５．各論点について
（１）学習・開発段階
イ（イ）非享受目的と享受目的が併存する場合について
「表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該クリエイターのいわゆる「作風」を共通して有しているにとどまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合～」(17 ページ)
→文章がやや複雑で、「『作風』が（著作権で保護される）『表現』に含まれる」との誤解が、インターネット上で散見される。概念上、「作風」の学習とための複製は非享受利用、「創作的表現」の学習のための複製は享受利用であることを明確に示した上で、実際には「作風」と「創作的表現」の境界は曖昧であり、そのいずれに当たるのかは個別のケースごとの判断に委ねられる、という書き方に変更するべきである。
エ（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）
「AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、このような措置が講じられていること等の事実から、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される場合」(23 ページ)
→「(データベースの著作物が)将来販売される予定」と範囲が広く、実際には販売する予定がなくても学習を拒否する目的で将来の販売を宣言することが考えられ、学習を萎縮させてしまう懸念がある。「(技術的措置が講じられていることに加えて) 現に販売されている場合」に限定するべきである。
エ(オ)海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて(23 ページ以下)
→「海賊版」の定義が不明確なまま議論が進められていることに強い危機感を感じる。日本では「違法アップロード」でも、フェアユースのある海外の国では「合法的な転載」とみなされる場合がありうることに留意すべきではないか。
たとえ無断転載された著作物であっても、「転載物が無償著作物である」、「出典を明記している」、などの条件下では、日本において引用の条件を満たさない場合であっても、海外においてフェアユースであると認められる余地がある。将来的に海賊版からの学習を規制する場合、こういった転載物を一律に「海賊版」として扱い、あるいは同様の転載物を掲載するサイトを「海賊版サイト」に含めてそのようなサイトからの学習を規制した場合、フェアユースのある海外と比較して学習可能な範囲が狭くなる恐れがある。
少なくとも、「海賊版サイト」を「利益を得る目的で、もっぱら有償著作物を多数転載しているサイト」などと定義したうえで、そういったサイトからの学習を問題視するという方向で議論を進めることが必要ではないか。

また、海賊版からの（学習のための)複製が現行法上、ただし書に該当せず合法であることは（モラルの上で問題があるとしても）まず明記する必要があるのではないか。

（２）生成・利用段階

イ（ア）類似性の考え方について

「AI 生成物と既存の著作物との類似性の判断についても、人間が AI を使わずに創作したものについて類似性が争われた既存の判例と同様、既存の著作物の表現上の本質的な特徴が感得できるかどうかということ等により判断されるもの考えられる」(29 ページ)

→この記述について、文化庁の委員会では異論もあるようだが、原則論であり、このまま記述を維持すべきである。

（３）生成物の著作物性について

ウ 著作物性がないものに対する保護

「著作物性がないものであったとしても、判例上、その複製や利用が、営業上の利益を侵害するといえるような場合には、民法上の不法行為として損害賠償請求が認められ得ると考えられる。」(36 ページ)

及び

脚注 20「アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されること等の事情が、法第 30 条の 4 との関係で「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないとしても、当該生成行為が、故意又は過失によって第三者の営業上の利益や、人格的利益等を侵害するものである場合は、その他の要件を満たす限りにおいて、当該行為者が不法行為責任や人格権侵害に伴う責任を負う場合はあり得ると考えられる」(21 ページ)

→関係する判例は、デッドコピーを競合する特定の地域で廉価で販売した場合（木目化粧紙事件）など限定的な状況で不法行為の成立を認めるもので、北朝鮮映画著作権侵害事件では、最高裁は、著作物でないものの利用について不法行為の成立を否定している。特に脚注 20 のように「アイデア等が類似するにとどまるもの」の生成それ自体が不法行為と認定される可能性は、判例に照らして、限りなく低いのではないか。判例の傾向と相容れない記述であり、削除すべきである。

●受付番号　185001345000004451

自身も仕事でイラストを作成しているため、AI イラストの学習に流用されたり、またそれを発端としたトラブルが発生しないか心配。
同業種で AI 学習に利用され、勝手に絵柄を販売されているケースも何度か目にしたため、そのようなことにならないよう厳しく取り締まってほしい。

●受付番号　185001345000004452

生成 AI の著作権について
生成 AI は他人の作り出したものを読み込ませ混ぜ合わせて新しいものを作っているようにみえるが、ただ混ぜ合わせたものを生成しているだけです。そのデータの中には盗まれたものも沢山あります。なので生成 AI により生成された物をには著作権は無いと思います。
生成 AI で読み込ませることの出来る作品については必ずフリー素材となっている物のみにするなど、規制を厳しくしてください。クリエイターたちの作品を守ってください。

●受付番号　185001345000004453

・AI イラストを使っている人はまず、そもそも、クリエイターではない
・AI イラストは既に多くの著作物を侵害しており、黙認されている現状が異常
・AI 生成ツールは、一般の人々の著作権に対する意識の低さから、多くのクリエイターが搾取されるだけのツールに成り下がっている
・AI 生成ツールは著作権を侵害するだけでなく、販売物に対して詐欺や虚偽の情報を提供する危険が高く、早急に法律を徹底するべきである
・AI に学習させるためのイラストをちゃんと発注したのならともかく、ネットに掲載されている絵を無断で、それも大量に使用するのは明確な著作権の侵害である
・AI を使えるのは許諾を得た企業だけなどのそういう規制を設けて欲しい

●受付番号　185001345000004454

AI によって自分が描いた絵を他人に使用されることが心配です。実際に、他人の絵を取り込みそれを販売するといったとこが頻発しています。AI によって絵を描く人が損を被るようなことは望んでいません。著作権等に関する法整備や規制を設けてください。

●受付番号　185001345000004455

特定の個人の絵柄を無断で抽出して学習させたAIモデルを用いて非倫理的なイラストを出力して意図的に拡散する行為や優良支援サイトで収益を得るためにガイドライン違反のファンアートを配布するなどの行為が散見される
個人の絵柄や技術を易々と利用する行為に疑問があります
すでに多くの商品のパッケージイラストや広告にAIイラストが使用されていて安価に大量に出力されるイラストが採用されることでイラストレーターへの仕事が減少しており廃業する人やイラストレーターを目指すことを断念する人もいます
AI 技術の振興がイラストレーターに不利益となる部分に関してはもっと危機感をもって考慮してもらいたい

●受付番号　185001345000004456

ディープフェイクの問題は今後ますます深刻化していくと予想できる。
これを踏まえ、事業利用にあたってはAIを使用していることを、明示するよう
ガイドラインに加えるべきと考える。
ネット上の情報汚染を防ぐため以外にも、事業者自身の利益を守るためにも、
ＡＩを利用していることをだれにもわかりやすいように明示することは重要だと考える。
利用者はＡＩであるかどうか判断できないままサービスを享受し、その後それがＡＩを利用したものだと発覚した場合、ＡＩであるなら利用しなかったのにと、事業者を訴える可能性もある。
また利用者も、自身が利用するサービスの素性を知る権利があり、ＡＩはこれを隠匿するうえで非常に有用であることから、事業者側が自身の提供するサービスにＡＩを利用していることを明示することは、消費者の商品を選ぶ権利を守る上でも極めて重要であると考える。

●受付番号　185001345000004457

ただでさえ創作物の著作権が複雑なのに、これ以上著作権を複雑化しない方がいいと思います、AI で手を加えようが自分の手で手を加えようが、人の創作物に付け足した物に著作権があるとはいえないと思います。そもそも AI 自体が賛否両論ある状況なのに、なぜ AI を使うことを肯定的に考えているのかわからないです

●受付番号　185001345000004458

AI の技術を悪用し、特定の作家に粘着し嫌がらせ行為をしている人を X でよく見かけるようになりました。
この技術は現在活動している作家の手助けになるものであるべきです。
誰でも手にしていいものではありません。
読み込み元の作家から必ず許可を取る
読み込み元のイラスト、作者名を全て開示し AI イラストであることを必ず明記するなど
ガイドラインを引くべきです。
もう手のつけようのない数の作品を読み込ませたからできないは言い訳になりません。

●受付番号　185001345000004459

生成 AI 機能を使い他人の作品を AI 化する行為は他人の努力を踏みにじる行為です
非常に許されざる行為です
生成 AI 機能を規制すべきだと考えます

●受付番号　185001345000004460

(1)学習・開発段階
AI 学習において、大元となる著作物が必要となる。
学習元になる著作者が許可を出していない限りは、その著作物を学習させている時点で問題があると考える。
現在にも商用利用可能とした素材というものが多く配布されている。
この制限が AI 学習に取り入れられなければ、すでに創作物を生み出している人は創作の意欲を削がれ、新しい芸術は生まれないんじゃないだろうか。
(2)生成利用段階
生成 AI は想像を絶するスピードで作品を生み出していく。
これが世に放たれると、人が生んだ創作物が目に入りづらくなってしまう。
実際に、Pixiv、DLsite など、それに対する対策をしている。
(AI 生成タグをつけることを義務づけたり、AI 生成作品の販売の数を制限したり)
これらの点から、生成 AI を利用した作品に対しては、AI 製であることを明示することを義務づけてほしい。
それが可能であれば、AI を必要としている人とそうでない人の住みわけが可能になる。
(3)生成物の著作物性
生成 AI の著作権を認めてしまった場合、現時点では大量の作品が世に出され、学習に使われた人が逆に著作権の侵害を受けてしまう可能性がある。
今まで以上に数多くの作品がハイスピードで生産されてしまうために、言いがかりのように著作権侵害を訴えられてしまう可能性すら考えられる。
そもそも、生成 AI によって生み出されるものは作品と呼ぶべきなのか。
AI 作品には本当に自分の思想や感情は出力されているのか。
私にとってはその時点で疑問に思ってしまう。
「クール JAPAN」は日本の創造性を誇りに思っていたからこそ出た言葉だと思っていたが、このまま AI 生成が法整備されないまま進めばその創造性すらも放棄することになってしまうと考える。

●受付番号　185001345000004461

商用利用する際の AI の学習元がブラックボックスになっている以上健全な利用は難しい。現状の在り方は AI の学習に使われた絵師、作家、声優、俳優、その他クリエイターに泣き寝入りしろと言っているに等しい。

●受付番号　185001345000004462

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて嫌がらせをされている。クリエイターの権利を守るため生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい。
手描きと AI 絵の判別がつかず、海賊版等トラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000004463

5.(1)学習・開発段階
著作者に許可を得る、または許可を得て対価を支払った著作物のみ学習して開発したもの以外の生成 AI を禁止するべきだと思います。
現状 ブラックボックス化している学習データセットの公開を義務付けるべきだと思います。
5.(2)生成、利用段階
全ての生成物にウォーターマークを義務付けし、ウォーターマークを削除する行為を禁止するべきだと思います。
現在 特定のイラストレーターのイラストを無断で使用し画風を模倣した生成 AI 利用者が、「〇〇の画風は AI で再現できるので書くことは無意味」などの誹謗中傷や、酷いものだと殺害予告まで行っている状況です。
i2i での盗作や、盗作したものを元画像の著作者に送る嫌がらせも行われています。
また イラストレーターA のイラストを無断で学習し、イラストレーターA の画風が生成 AI で再現可能となった場合
対価を払う必要がなくなりイラストレーターA が仕事を失うことも起こりえます。
会社で例えるならば、入社して作業効率化のシステムを開発した人を不要になったからと解雇するようなものです。
その他にも 特定の個人の写真を集中学習し、アダルトビデオの顔を特定の個人の顔に置き換えることもできてしまいますし、すでに起こっています。
生成 AI 利用者のモラルを信じることが前提の規制ですと、現状のような誹謗中傷や嫌がらせ、失業などが続くと思います。
先述した著作者の許可やウォーターマークの義務化などの対応を望みます。

●受付番号　185001345000004464

「５．各論点について」
生成 AI の学習に海賊版等の法的人道的に問題のあるデータが利用される可能性は大いにあり、また作者が自作物の生成 AI 学習利用を禁止していたとしても実際に学習を止める術はなく、生成 AI 自体が使用者の善意を前提とした技術であり問題がある。現実に違法アップロードデータを学習した生成 AI 作成物により著作権等が侵害されているケースが発生している。当然生成 AI で作成されたものに著作権を与えるなども言語道断。生成 AI 自体を禁止すべき。

●受付番号　185001345000004465

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか心配

●受付番号　185001345000004466

著作権者の利益を不当に害することとなる場合について、のイについて
作風や画風が類似する程度では著作権侵害にならないとありますが
イラストレーター等がイラストを描く場合はその独特な作品性が商品価値となります。
AI には詳しくないですが、利用する事で構図が違うだけで特定のイラストレーターの作風だと一目でわかることが多いです。
そういった作品をイラストレーター本人が見える SNS 等で大量に投稿し、イラストレーター本人が受ける精神的苦痛は無視できません。その結果イラストを描く事を減らした、辞めた方も見ました。
AI 生成物により代替わりになる事態が生じてからではなく、その前に対応すべきです。

●受付番号　185001345000004467

「４．関係者からの様々な懸念の声について → ＜AI 利用者の懸念＞ →2」にて、炎上リスク"との記述がございますが、そちらへの付記がないために"炎上リスク"の存在を許容しているような文面に思われました。
本資料は公的なものであるため、そのような誤解を招かないように"炎上リスク"に対しての他公的資料への誘導が必要かと思われます。
ただ、本資料の主題ではないため、あくまでも付記程度で十分かと考えられます。"

●受付番号　185001345000004468

生成 AI の発展自体への忌避感はありますが、それは今までも人類が科学の発展に覚えた抵抗感のうちですから仕方がありません。ただ、特定のアーティスト個人の作風をあからさまに真似た生成 AI を作る事、それを販売することは明らかに著作権に違反すると思います。また、生成 AI が親データとするインターネット上の画像には、販売物の内容を第三者が不当にアップロードしたものも含まれる点も懸念事項です。こういった AI 生成物に著作権を与え、利益を得る仕組みを作ってしまうのは芸術文化を守るために絶対に避けるべきことだと思います。

●受付番号　185001345000004469

昨今の海外の状況を見渡しても、AI の技術的発達は凄まじい勢いで進んでおり、今後出てくるであろう国産 AI の開発と発達を考えると、それらを萎縮、阻害する様な状況にすべきではないし、それら法規制が国益、公益に繋がるとは考え難い。
法規制に関しては、現行法のままで十分対応出来るだろう。現状維持のままで、問題無いのではなかろうか。

●受付番号　185001345000004470

AI イラストによる別の方が描いたイラスト抽出によるイラスト販売が行われている。
このままではクリエイターが激減してしまうため、別の方の絵を抽出した AI イラストの取り締まりを行なってほしい。

●受付番号　185001345000004471

(1)イ(イ)
享受目的の定義が弱過ぎる。既に AI 利用で金銭を得ている者は論外として、ネットで出回るだけでも著作者には十分にダメージが入っている。
Pixiv fanbox、fantia 等で有料コンテンツを提供することで生活しているイラストレーターは、その出力によってコンテンツの魅力が脅かされてしまう。
また今後、論文等にも chatGPT のような AI が他人の研究データから文章を生成→論文として先に発表する事もあり得るが、「研究目的」として有耶無耶にされてしまうのではないか？
(2)イ(イ)2
学習データ全てを検閲することは可能か？
それができないのであれば、悪意を持った人物が「著作物に類似したものを偶然出力してしまった」と虚偽の申告をした場合、著作権侵害の罪に問われないのではないか？(知っていた上で出力したら侵害になり得る、となれば知らぬ存ぜぬで通ってしまう)
そもそも盗作を組み合わせたものと一体何が違うのか？
声優等にも AI 学習の動きが広がっているが、前例の無いデータの判別を行う方法は確立されているのか？

●受付番号　185001345000004472

AI が正しく利用されないことで、好きな作家の方々が権利を侵害されたり、筆を折ることのないようにしてもらいたいです。

●受付番号　185001345000004473

生成 AI を否定する訳では無いが、著作者（クリエイター側）に有利であるべきと考えている。
生成 AI を利用してイラストなどを作成しているユーザーの声を X などで目にしたことがあるが、その中に「模写などをしてその人に近い絵が描けるのと何が違うのか？」という意見が見られたりする。個人的な考えではあるが、作品の価値は人が作ったという点から生まれると考えており、模写などであっても人が作ったという点で評されるべきと思っている。そのため、AI の利用が蔓延することはそうした価値の損失に繋がるため、避けるべきである。
また、生成 AI によっては違法アップロードされた内容なども学習に使われている。そうと知りながらその生成 AI を用いることと、それによる利益を得ることは、例えば映画館で上映されている映画を録画し、アップロードする事で映画館や制作者の利益を損害していることと違いが無いのではないかと思う。

●受付番号　185001345000004474

1)大勢の著名人が顔写真を AI 学習させ卑猥な画像生成し拡散され今問題になってます。
2)著名人じゃなくても海外で 14 歳の少女が同じようなことをされて揶揄われ自殺しました。
3)あるイラストレーターは草案を依頼者に見せたら、草案を 30 枚くらい書き直しを頼まれ、最後に「全部 AI に学習させたからもういらない」と言われ代金も払ってもらえなかったことがありました。
4)あるイラストレーターは自分の作品を無断で AI 学習されそれを元に自分の作品としてどこかの誰かに発表され、さらに商用までされました。そのことをやめてほしいと無断で一連のことをした者にイラストレーターがお願いしたら、包丁の画像と殺害予告のメールを大量に送られてきました。
目立った事件でこのくらいですが数えきれないほどの事件があります。
全ては労力も払わずに気楽に画像が作れてしまうからです。
ゼロから作り出すクリエイターにはわざわざ時間と労力とお金(画材やイラスト制作ソフト代等)をかけて完成させた作品を犯罪として利用するなんて、自分で自分を無碍に扱うようなことする人は少ないです。
だから今までクリエイター(イラストレーター)が日本にはとんでもない数いますが、問題が起きていなかったのです。
生成 AI を推し進めるならば規制が必要です。
人権や著作物の権利を保護してください。
無断利用するものや悪用するものは取り締まってください。
「技術が悪いのではなく、悪用するものが悪い」という次元の話ではありません。
悪用するものがほとんどなら、もはやその技術は悪です。
私はイラストレーターです。
デジタルで描いてます。
いつも腱鞘炎で右手の親指は力が入りません。
PC を利用して描いてるので目が病気になり、定期的に目玉に注射しなければ失明します。
それでも描いてるのは描きたいからです。
私の作品を見て幸せな気持ちになってくれる方がいるからです。
だれかに搾取されるために描いてません。
だれかがだれかを貶めるために描いてません。
どうか道理や倫理だけでそれなりに平和だった日本に戻ってください。
どうか努力や真摯な思いが報われる日本に戻ってください。
よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000004475

まず著作権の考え方について、AI を用いて行った場合の創作と人間の力のみの創作を分けて考える必要があると思います。生成 AI は疲労を知らない機械という性質上、実質無制限に出力が出来、更に現段階では多少人の手を加える程度で人が描いたものとほとんど相違ない品質のものになります。それでは AI を用いない創作者にとって、非常に不公平です。
また、反社会的勢力による懸念もあります。AI によりどんな人の写真をもを裸にさせられる DEEPNUDEAI に、今でも AI 製児童ポルノが放置され罷り通っている Fantastic などのサイトが、誰でも容易に閲覧とアクセス、マネタイズが可能な状態です。アメリカの人気歌手、[redacted]さんも、AI によって勝手に写真をヌードにされ、それを X 上に公開されつつも、X 本社に削除を要請しても受理されず放置されている事態が現在進行形で起こっています。
誰でも簡単に著作権や肖像権を侵害し、さらにそれを法的に咎めることも出来ない現状はおかしいです。政府は判例を待つとの判断をなさっているようですが、その間に AI に著作物や肖像を勝手に弄ばれることによる犠牲が出てからでは遅すぎるのではないでしょうか。
実際に SNS で生成 AI の氾濫を苦に自殺してしまったクリエイターも報告されています。
また、海外でも 14 歳の少女が同級生から AI を使った性的からかいにより自殺してしまったことも記事になっています。
現在主流となっている生成 AI 会社が使っているデータセットに、児童の性的な物も含む虐待画像が 1000 枚以上含まれていることがスタンフォード大学インターネット天文台により判明しています。
そして、ChatGPT の訓練に途上国から労働者を募り極めて低賃金で労働させていること、生成 AI の流行により消費されるエネルギーが三倍以上に膨れ上がったこと、AI の開発に電力と水を大量に消費すること。
こうした諸問題が解消されないまま、主流が海外製である生成 AI の利用を国を挙げて推進していくことに違和感を覚えます。
特に、販売されている書籍からの著作権侵害や児童虐待などの問題を抱えたデータセットを含む AI の生成物に、場合によっては人間同様著作権を付与する考えには反対です。機械は機械として法を整備していただきたいし、また、著作権を不当にロンダリングしつつ販売を可能とすれば、人間と共存するどころか人間から AI を通しさえすれば搾取が合法化し、企業だけが肥え太り本来対価を受け取るべきクリエイターが疲弊する一方の関係になります。
そんなものは到底健全な市場とは言えません。著作権だけでなく、独禁法にも大手企業や AI による搾取構造も規制することを検討していただきたいです。

●受付番号　185001345000004476

著作権とは少しズレてしまうかもしれませんが、誰かが描いたイラストを読み込ませ、まるでその人が描いたかのようなイラストをAIを利用して生成するというのは、ファンたちの混乱や、元となったイラストレーターの不利益や名誉毀損などの損害を招くものとなると思っています（実際、まるで本人が描いたと思われるようなAIのイラストを利用し、支援金を受け取るなどして稼いでいる方を見かけることがあります）
もちろん、イラストを学習データの『一部』に使用するのは全く問題ないと思います。ですがあくまで多くあるデータのうちのひとつであるのが良いのであって、似た作品を生成することを目的に、第三者である一人の作品を読み込ませて生成しネット上等に公開する行為は、無許可で行って良いものではないと考えます。
ひとつの作品に構図や全体の雰囲気が似てしまう（いわゆるパクリと呼ばれるような作品）ものが著作権的に良くないのは言わずもがなですが、作風も同様です。作風そのものに著作権はないものの、作家の方が何時間（あるいは何日）もかけて仕上げた作品を『勝手に』利用し短時間で完成させてしまうのは、作家の方や、そのファンの方にとって気持ちのいいものではありません。自分を成長するために、自身の手で行う『お手本』や『参考』とは全く違います。

●受付番号　185001345000004477

画像生成 AI サービスに限定し、以下の通り意見を提出します。
現在の生成 AI サービスは、AI 開発者や AI 利用者のモラルに左右された使い方をされており、悪用するものが後を絶ちません。
違法アップロードされた画像により学習された生成 AI サービスの存在や、クリエイターの著作を模倣できる機能による著作権侵害・クリエイターなりすましの可能性など、生成 AI サービスを安心して使える状況ではありません。(5.（1）イ・エ）
多くの画像生成 AI サービスは商用利用が可能となっており、実際に生成 AI 画像を利用して収益を得ている者がいる点については、翻ってクリエイターの経済的不利益に繋がると考えられます。
また、生成 AI 反対の立場を示したクリエイターに対する AI 利用者の嫌がらせ（クリエイターの著作物を集中学習に利用し模倣する）なども横行しており、長期的に見て、クリエイターの創作活動の萎縮に繋がります。(5.（4)）
生成 AI の利便性は理解しており、安全な形で利用できるなら利用したいと思っていますが、クリエイター不利な現状況において生成 AI 利用を推進してほしくありません。
生成 AI の一定の権利規制を含め、AI と著作権に関する法整備が必要と考えます。

●受付番号　185001345000004478

第一に「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という表現の撤回を求めます。現状の生成 AI は、本素案５.（１）で述べられている「意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合」に該当するような製品が大多数であり、実態としては海賊版製造ツール（参照：[redacted]…）に過ぎないと言えます。そのため、生成 AI 利用者は海賊版製造者にすぎず、我々人の手によって創作活動を行うクリエイターと同一視されるような呼称を用いられるのは、非常に強い侮辱として受け取らざるを得ません。
また、生成 AI は著作物を含むデータを高速かつ大量に収集し、複製、改変を経て元となった著作物と類似する用途での利用に堪える程度の精度を持つ生成物を人間と比べて遥かに短時間で大量に出力するソフトです。生成 AI の利活用を促進することは著作権者の正当な費用回収の機会を奪うことに外ならず、費用回収の機会を失った著作者は新たな創作のための資金と意欲を失うことになり、創作文化の衰退と創作市場の縮小に繋がります。また、創作市場における AI 生成物の氾濫は、次の二つの理由で創作物の市場価値を著しく低下させます。
さらに、海外創作市場において生成 AI は極めて不人気であり、また日本の創作物が海外において高い評価を得ている現状をも考慮すれば、日本政府主導で生成 AI の利活用を促進する政策は、日本の創作物全般に対して「実は生成 AI を使用しているのではないか？」との海外からの疑念を招き、結果として創作市場における評価と信頼を失墜する事態に陥る危険性があります。
　なお、以上の懸念事項を度外視したとしても、生成 AI が日本国の知的財産貿易収支を改善することはありません。
既に国際社会は生成 AI の規制に舵を切っています。これは生成ＡＩの知的財産に対する搾取という問題に加えて、ディープフェイクによる情報汚染や個人の人格権侵害の問題をも考慮して行われているものです。国際社会が生成 AI を規制する中、日本のみが生成 AI の利活用を促進する姿勢を取り続ければどのような印象を持たれるか、先述の知的財産搾取問題とディープフェイク問題を野放しにするどころか積極的に侵害行為を振り撒こうとしているとさえ受け取られるでしょう。そうなれば、生成 AI を規制する国の知財市場からは日本産知的財産は排除されることは想像に難くありません。
則ち、生成 AI に対しては最低でも国際社会と同水準の規制が必要不可欠であり、現に規制レースに出遅れて既に信頼を失いつつある日本が知財市場において再び存在感を取り戻すためには、国際標準以上に厳格な規制を敷いて知的財産の搾取とディープフェイクを排除していく必要があると言えます。

より踏み込んだ表現を取れば、クールジャパン戦略においては、生成 AI の利活用を促進するのではなく、積極的に生成 AI 規制を議論する方が、日本の国際的な競争力の強化に繋がるものと言えるでしょう。

要約

CJ 戦略と生成 AI 利活用促進策は相容れないものであり、生成 AI の持つリスクを考慮すればむしろ CJ 戦略の一環として積極的な規制をすべきである。

●受付番号　185001345000004479

3.生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について「ウ」の項目
・生成 AI について通常、学習データの切り貼りではないとされると書かれているがこれは間違いです。
実際の使用結果として、既存の著作物がそのまま、又は一部出力されることが多々あります。
4.関係者からの様々な懸念の声について
・クリエイターの成果物が対価も無く複製・入力され、その入力が複数の作家の成果物であった場合は合法であり、しかもその出力物で対価を得ることが可能であるというのは、既存のクリエイターにとってはメリットが一つも無く、一方的な搾取でしかありません。

●受付番号　185001345000004480

「学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる」とのことですが、今後の生成 AI で立体データの生成も容易になるかと思われます。
その際に、当然 CAD データを生成できる AI も登場すると思われますが、悪意のある第三者が車や工業製品などのデータを流出させ、そのコピー品を AI で生成したからと言う理由で国内で誰にも咎められずにその製品を販売できてしまうという自体にならないでしょうか。
設計図や CAD データには各企業が独自の研究や積み重ねから生み出した計算から導き出された数字が 0.01mm 単位で記載されています。
そういったデータのコピーを許してしまうおそれがあるのは、日本の産業にとって大変な打撃となってしまわないでしょうか。
また、「生成指示のための既存の著作物の複製等（プロンプト入力）…については、権利制限規定が適用され、権利者の許諾なく行うことができる場合がある」というのも同様に日本の工業製品のデータコピーを許してしまうことになるでしょう。
現状海外に日本の著作物なら AI に読み込んで生成しても大丈夫という認識が生まれているので、大規模なハッカー集団のいる国にかかれば今のアニメ・マンガーのコピー以外にも車のコピー品などがあふれかえるようになるでしょう。

●受付番号　185001345000004481

個人の著作物を利用し、意図的に危害を加えたり、貶めようとしている生成 AI ユーザーがいることは明確な事実である故（生成 AI ユーザーによるクリエイターへの殺害予告、二次創作クリエイターの作品を学習データへ利用していることを明記した上で一次創作物の二次創作ガイドラインを違反し罪をなすりつけようとする行為、誹謗中傷等）生成 AI の利用に関する法的整備、具体的にはクリエイターの作品を無断で生成 AI の学習データの利用に使うことの禁止、データ学習へ使うことによる著作権侵害の成立などの法的整備を要求する。

●受付番号　185001345000004482

ゲームなどのコンテンツの制作に携わる現場の人間として、また趣味でイラストを描くことを楽しむ一人の人間として、生成 AI の使用について個人企業に関わらず学習元への許可取の確認を必須にする・生成 AI 使用を免許制にする等のしっかりした法規制と違反の際の罰則の規定を強く求めます。
クリエイター本人が自身の制作の効率化のために使うのなら…と考えていた時期もありましたが、現状はコンセプトや世界観やキャラの人格形成に至る背景などを細かく考え作り上げた作品が、赤の他人に丸ごと盗まれあたかも自分が作ったかのように消費されているケースを多く見かけます。
作り上げるのに労力も時間もかかるような作品ほど、生成 AI の学習に使われその結果「精緻な書き込みや厚塗りを施したイラスト＝生成 AI で数秒で作られた低コストのイラスト」というイメージを持たれつつあることにも危機感を感じます。
学習元となったイラストの制作者には何のリターンもないばかりか、生成 AI 推進派の執拗な嫌がらせによるトラブル（お前たちが時間をかけてやることを自分たちは数秒でやってのけるんだ等の発言）や、嫌がらせの延長で殺害予告まで受けるクリエイターもおり生成 AI 推進派による業務妨害の実害も出ています。
作者に無許可で AI に学習させそっくりのものを粗製乱造することは海賊版を堂々と街中で売ることと同じです。なぜ規制されないのか理解に苦しみます。
学習されたくないなら作品を発表しなければ良いとまで言う推進派の意見も見かけますが、他人の作品を盗んで自分の作品として発表してしまうほうに圧倒的に非があります。
クールジャパン戦略の話にもつながりますが、日本の漫画やアニメなどのコンテンツは突出したカリスマや天才の力だけではなく、プロアマ問わず作りたい・楽しみたいと思いながら日々の生活の中で作品を作り続けるたくさんの人がいる土壌があったからこそ、今日のような多種多様な豊かなコンテンツになったと思います。
クールジャパンを推進するのであれば、手軽さや便利さに流されず若手や後継を育てることに注力した政策を取ってほしいし、その若手が制作を続けることに絶望しない環境を整えることも視野に入れてほしいです。
クリエイター一人一人が長い時間をかけて研究し磨き上げたスキルが、結局生成 AI に学習されて制作者は用済みになってしまう状況が当たり前になってしまえば、どうせ何かを作ったって何の意味もないとあきらめる人も出てくるし、国の推進する「クールジャパン」を支える後継は育たなくなります。
大御所の漫画家などが生成 AI に好意的な意見を述べることもありますが、彼らは画業での生活の基盤がすでに確立されているから気軽にそう言えるのであって、若手や後継への配慮が欠けていると感じます。「こんなにすごい人が肯定的なんだから良いものだ」とは思いたくありません。

自分の仕事や趣味の範疇からイラストに限定して言及しましたが、イラストに限らず映像・音楽・小説などあらゆる芸術において生成 AI が及ぼす影響はとても大きいと感じます。また、画像生成 AI によるディープフェイク画像によって 14 歳の女の子がポルノ画像を合成されて自殺する痛ましい事件も起きておりアニメや漫画など二次元の作品の著作権の問題だけに留まらず実在する人間への被害もいずれ規模も被害も増えてくると感じます。
手軽さ便利さだけを持てはやして生成 AI を推進しようとする今の流れに強く反対します。

●受付番号　185001345000004483

AI は反対です。
いくら口で伝えても AI イラストに学習させる人はいます。
勝手にイラストを使われるのはあまり良い気分ではありません。
それに今の絵師様の仕事が無くなってしまうのは残念です。

●受付番号　185001345000004484

自分が努力して獲得した技術とか作風を AI に真似られて、自分はたくさんの時間を割いて描いているのに AI は一瞬で描けるなんて、悲しいし辛いしやる気無くします

●受付番号　185001345000004485

５．各論点について　（３）生成物の著作物性について　についての意見です。
（３）生成物の著作物性について
イ 、生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
著作物とは『思想又は感情を創作的に表現したもの』であり、感情を享受させる生成は
法第 30 条の４の趣旨から外れることがすでに記されており、以下の
指示・入力（プロンプト等）の分量・内容
生成の試行回数
複数の生成物からの選択
については議論の必要はありません。すべて法第 30 条の４の対象外です。
昨今、SNS 上で我が国のクリエーター達が他国の生成ＡＩソフトによる著作権の『同一性保持権』を侵害されたとの
被害報告を散見されるようになりました。
著作権の侵害は人権の侵害であり世界人権宣言や国際人権規約、もちろん我が国の日本国憲法にも規定されている権利です
日本人のみならず、世界の人々の人権が守られるようなルール作りをお願いいたします。

●受付番号　185001345000004486

・現状 AI イラスト界隈はモラルのない人たちによる無法地帯となっており、まともなイラストレーターの著作権が蔑ろにされている。
・国会にこの問題を訴えられる議員がおらず、漫画家でもある赤松参議院議員は AI イラスト推進派のため AI イラストによる問題点が封殺されている。
・非 AI イラストの著作権の保護や、非 AI イラストを無断で用いた AI イラストへの規制をかけることができなければ、脱法 AI イラストという悪貨によって非 AI イラストという良貨が駆逐されることが予想される。

●受付番号　185001345000004487

学習元にしたイラスト・写真・小説などの創作物には当然、著作物が存在します。
これらは何物にも害されてはいけないものです。
素案を読みましたが、これだと「創作物を作った作成者に無許可でAI学習させたものにも、試行回数の多さなどを理由に、AI 学習成果物に著作権が付与される」と読むことができてしまいます。
もしそうなった場合に、起こり得るもの例として、
・人が作ったイラストを勝手にAI学習させ、AIで作ったものをプリント、アクリルスタンドとして販売しても、罪に問われなくなってしまうのでは？そうなった場合、元のイラスト作成者に著作権があった場合、元のイラスト作成者とAI学習を使った人、どちらの著作権が優先される？後出しジャンケンで、AI 学習を使った人が買ってしまった場合、上記の行動が法で裁けなくなってしまうのでは？
・人の写真・人の顔が映った動画をAIで読み込み、全く違う写真・動画に悪用され、フェイクニュースのようなものを作成できてしまう。その場合、それらのAI作品にも著作権が付与されてしまう。
・人が作ったイラストを勝手にAI学習させ、AIで作ったイラストと類似した構図・色使いの手描きイラストが、他の作成者からSNS等で公表されたとき。「AI学習で何度も試行回数を重ねて作成した、著作権が付与されているAIイラストに構図が似ている。著作権が付与されているのだから、類似したイラストを作成した貴方を訴えます」という訴訟の脅しが罷り通ってしまい、個人の創作活動が脅かされてしまう可能性がある。
・自分の写真、家族の写真、知り合いの写真、誰かが何時間も何日もかけて作った作品が脅かされてしまう可能性。
・「著作権があるものを切り貼りしたもの」を元に作るのならば、そもそも無断転載に該当し、著作権違反になるのでは？それでもAI学習で作られたものに著作権が付与されるのならば、法律と矛盾することになるのでは？混乱が発生すると思われます。
著作権に関する専門家、AIに関する専門家、そして実際に創作活動を行っている方(特に活動者の方とは何度も話し合って欲しいです)と何度も議論を交わし、今回の素案がAI学習を使った違法行為を肯定してしまうものになっていることに、是非気付いてほしいです。
創作活動を行っている方たちの活動を守るため、権利を守るため、AI学習を正しい方法で活用できるようにするために。
今一度、素案の見直しをよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004488

生成 AI の学習対象を許可された物だけに限定する必要があると思います。
例えばあなた自身や、あなたのご家族にそっくりな顔、そっくりな声の人物が裸踊りしてる動画が生成され、ネットに公開されたとして、それを造り物だからと許容できますか？顔出ししてお仕事をしている有名人は既にそういった被害にあっています。一般人でも周囲の人間によりそのような被害を受け、自殺した例も既に現実としてあります。女性が自分の肌の画像をばらまかれる事がどれほど深い傷になるか理解できますか？生成 AI の被害は実際の人物画像に対してだけではありません。イラストレーターさんは自分が作ったキャラクターが勝手に裸の画像に加工さればらまかれるという被害にあっています。これによりそういった絵を描く人だとクライアント側に誤認され仕事がもらえなくなるケースもあります。何より試行錯誤して作った自分の創作物が、第三者の気軽な悪意によって玩具にされることに憤るのは人間感情としてごく当たり前のものです。私は文化庁そのものが日本のクリエイターにとって害悪になっていると思います。本当に日本の文化を守り育てる事を思うならとっくにやっていなければいけなかった事がいくらでもありますよね。お金と保身の為にたくさんの被害が出ているという現実から目を背けて生成 AI を推進し、他のどの国より最悪な方向に進もうとしているという自覚を出来ていますか？私は生成 AI に対するあなた方の対応をみて、初めて日本人である事が恥ずかしいと思いました。このまま進めるのであれば日本を見限るクリエイターはどんどん増えていくでしょう。あなた達は自分達が制定しようとしている事、その過程の発言を、被害者達の前で自分の顔を晒して堂々と話すことが出来ますか？
まともに常識的に生きている人達に迷惑をかけないでください。生成 AI を使いたいなら自分達の顔と自分達の創作物を学習データに使ってください。許可していない人から無断で盗まないでください。

●受付番号　185001345000004489

2 通目になります。
こちらは小さな子供を持つ親の視点からの意見です。
率直に申し上げて
生成 AI に気軽に著作権を付与した場合
児童ポルノの被害者が増えることを
危惧しています。
現状生成 AI の中に使われている学習元の画像は
ほぼ全て無断で使われていると思います。
そしてこの中身の画像が違反の物がないことを
誰も責任を持って証明出来ない状態であるにも関わらず
著作権を与えてしまうのは非常に危険だと思います。
なぜなら
実在の子供を強要し
手に入れた児童ポルノ画像を
学習に使えば
よりリアルでありながら
合法の児童ポルノ画像を所持できることになってしまうからです。
そして出力された画像が
どの程度実際の被害者似たリベンジポルノ、児童ポルノにあたる
画像かは誰も判断が出来ないからです。
AI の気紛れで
ほぼそのまま被害者の画像が出てきても
被害者は訴えることもできず著作権まで与えられ
ネットの世界にばら撒かれ
実在の児童ではないというていで違法にもならず、
金儲けに使われて、
取り返しのつかない世界になります。
すでに X(旧 Twitter)では
現状の法律に違反しないのをいいことに
児童ポルノの画像生成をする人や、
それがお金儲けになることから手を出す人を何人も見ました。
そして AI は無から有は作り出せません。
作りたい画像に近い
リアルな写真の枚数があればあるだけお金儲けに使える画像が

生成出来ます。
つまり
このままでは
・生成画像にしてしまえば違反ではない上著作権で保護までされる。
・学習元の写真に違法性がない証明は必要がなく開示もされないから安心。
・脅してもなんでも写真さえ一度手に入れて学習させれば手元から消してもいいから
児童ポルノ所持も対策できる。
・被害者は自分に似た卑猥な写真を合法でばら撒かれ続ける
・競合他社よりリアルな児童ポルノ画像を作るためにより沢山の学習元写真が必要
・被害者は増える
という被害者苦しめ
犯罪者が儲けを得ながら被害者を増やすシステムが簡単に作れます。
実在しないから合法、がどこまでの範囲に当たるか
線を引く方法もない状態で
AI の制作物を保護することを考えるのは順番がおかしく思います。
児童に限らず芸能人、クラスメイト、
このままでは沢山の人を貶めるフェイク画像を使った
イジメや誹謗中傷が蔓延します。
どうか目先の技術にとらわれず
長い目で見て人権を守るために必要な権利のあり方を
お考え下さい。

●受付番号　185001345000004490

２．検討の前提として

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

生成 AI の出力結果に対し学習元の影響度を提示するのは困難という意見があるが、だとすると依拠性を提示することが困難ということになり、従来の考え方と整合性が取れなくなる。

AI 事業者に対し学習元の公開を義務付けるか、AI 生成物に対しては依拠性を要件としないなどの対応が必要である。

５．各論点について

（１）学習・開発段階

（２）生成・利用段階

インターネット上での議論を見ていると、生成 AI にオーダーする際に既存のキャラクター名を入力すると該当のキャラクターが表示されることは当然であるかのような論調を見かけるが、既存のキャラクターの別のポーズを表示させることは翻案権が絡んでくる事象であるし、キャラクターイラストを作成しようとする行為は享受する目的であると解釈すべきである。

よって既存のキャラクターを表示可能な学習を行った AI は、享受目的の学習を行ったと解釈するべきである。

●受付番号　185001345000004491

AI に著作権をつける必要は無いかと思います。
そもそも AI が描き出す為には人間が描いたものを読み込ませる必要があり、読み込ませる元にこそ著作権が帰属すべきだと思います。
現行で無断学習が横行し、そこを改善してくれと言われているのにこの法案は全く真逆のことをしており、活動中の芸術家の生命線を断つようなものだと思います。
また AI 使用には免許のように必須資格制の方が良いと思います。
そうすれば正しく利用する方には不利益を被る確率がとても下がるからです。
また現状横行してる AI 犯罪も法で捌きやすくなり、人間の芸術家たちが苦しまなくて済むと思うからです。

●受付番号　185001345000004492

現状、創作や芸能を取り巻く環境は技術の発展という聞こえのいい笠を着、今まで作り上げられてきた作品や能力を尊敬もせず踏みにじるような行為がまかり通る異常事態になっている。今後、人間としての品位を保ち、常識的な法整備が行われることを望みます。

●受付番号　185001345000004493

著作者に無断で AI に学習させることを禁止して下さい。
無断で取り込まれ、それを元に AI で作成されたイラストで元の著作者そっくりのテイストの絵がたくさん作られています。
著作者は商売上がったりです。
著作者を守る法を作って下さい。

●受付番号　185001345000004494

４．関係者からの様々な懸念の声について
大きく３つの層に分類することができると書いてありますが、その３つ以外にも４「１に記されている権利者による創作物を享受する享受者」や５「AI 利用者による創作物を享受する享受者」も大きな層として関わってくるのではないでしょうか。
権利者の活動は４が存在してこそ成り立つものであること、権利侵害等により権利者が活動を行わなくなることは４の不利益になり得ること、５の活動や意見が１や３に対して影響を及ぼすこと等から、４５の層も大きな関係者層と言えると思います。
なので、４の層があげる声についても注目するべきと思います。

＜AI 利用者の懸念＞において、「生成 AI を利用している…受けてしまう炎上リスク」及び「努力せずに…同業からの冷評」というものが記されていますが、
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞においても「自作にもかかわらず生成 AI による作品であると非難を受けてしまう炎上リスク」や「AI を利用しないのは作品を作る過程で無駄な努力をしているということだという同業や世間からの冷評」の懸念が SNS 等では見られます。
この項目では実際に届いた懸念のみを記しているのかもしれませんが、それでも AI 利用者にのみ「炎上リスクがある」「冷評の声がある」というのを記述するのは、
「AI 利用者は権利者を炎上させていないが権利者や同業は AI 利用者を炎上させている」「AI 利用者は権利者を冷評していないが権利者や同業は AI 利用者を冷評している」といった、片方のみを貶めるような認識をさせる記述になっていないでしょうか。
公平性に欠ける記述になっていないか見直してほしいです。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
エ(ア)
この部分を読んで、私は「享受目的でなく、かつ利益を不当に害しない場合に限り、利用することができる。享受目的であったり、享受目的でなくとも不当に害する場合は利用できない」と認識しました。
しかしながら、生成物を楽しむ目的で生成を行っている人が「利益を不当に害していないから問題ない」と言っている時があります。
私の認識が間違ってないのであれば、「不当に害しない場合であっても、享受目的だったらそもそもダメですよ」ということがもっと周知されて欲しいです。
エ（イ）
AI 生成物による需要の代替について、その需要というのはつまりクリエイターによる著作物を楽しみたい享受したいということだと思います。

そういった需要が代替されている時点で、その AI 生成物は元となる著作物の表現と同等の表現を享受する目的で生成されているのではないでしょうか。
この需要の代替の問題については、「著作権者の利益を不当に害するか」という項目のみで触れるのではなく、「享受目的の場合利用できない」「享受とはなにか」という部分でも触れてほしいです。
エ（オ）
利益を不当に害するか等については個別に判断されるとしてきたにもかかわらず、
海賊版の判断についてはいきなり究極的な話を持ち出し判断を求めるのは難しいと結論を出していますが、これはおかしいのではと思いました。
その後ろに書かれている通り、ＳＮＳに個人がアップしている場合と、多数のクリエイターの著作物がサイトに掲載されている場合では話がかなり違ってくると思います。
この部分においてもきちんと、個別に判断される、と併記するべきではないでしょうか。
また、学習データ作成者、学習データを用いる開発者、利用者が同じとは限りません。
学習データに海賊版データが含まれていた場合、知らずのうちに開発や利用で権利侵害を行ってしまいます。
なので、海賊版などの不当なデータが含まれていないことを明言させかつ検証を行うことができる、という義務付けも必要になると思います。
（３）生成物の著作物性について
イ
詳細な指示や試行回数、選択の他にも、それらが、どれほど生成物に影響を与えているかも考慮に入れるべきではないでしょうか。
別の指示によっても類似したものが生成されたり、何回試行しても類似したものが生成されたり、
複数からの選択にしてもほぼ同一の生成物群から選んだのでは、そこに創作的寄与は感じられないと思います。
入力内容のみを見た多くの人が同じ生成物を想像するほどでないと、入力による創作的寄与を認めるのはどうかと思います。

（４）その他の論点について
「コンテンツ創作の好循環の実現」と書かれていますが、であれば、著作権のみならず、
あらゆるコンテンツ創作における好循環、とりわけ、生成 AI によってクリエイターがないがしろにされ裾野が狭まり、
新たな創作が行われなくなっていることについて危機感を覚え、業界が縮小していくことのないよう対策をして欲しいと思っています。

●受付番号　185001345000004495

項目にある『検討の前提として』の（1）についてですが、なぜ誰かが撮った写真、誰かが描いたイラスト、唯一無二の声優の声、誰かが作った曲を勝手にAIの餌にされなければならないのでしょうか。誰もAIに無断で学習させるために創作をしているわけでは決してありません。今までの AI とクリエイターとの間のトラブルや問題をご存知ないのでしょうか？表現や作る自由や楽しさを奪うだけではなく、創作活動で生活している方（絵でも写真でも声優でもそうです）の大切な収入を失くすことになるのです。たくさんの人が求めている、心を動かす事ができるのはAIによるものではなく『人の手、心、その人にしかない感性』だけです。どうか私たちから大切な文化、大好きな作家さんや漫画家さん、声優、写真家さんの作品を奪わないでください。このような法案が通ってしまったらとても寂しく、悲しいことです。AIの作品（作品とも言いたくはありません）は私は大嫌いです。

●受付番号　185001345000004496

私の意見といたしましては、現状野放しと言わざるを得ない状態である上に、利便性を追求するあまりに、人権や道徳、倫理を無視していると感じます。
著作権も勿論ですが、肖像権にも深くかかわることだと思います。
自分や家族か関わっているので画像生成 AI について述べます。
「学習データの切り貼りではないとされる」と書かれていますが、画像生成 AI で出力された画像やイラストに抱いている印象は、「つなぎ目が滑らかになるように精巧に継ぎ接ぎをした貼り絵」と認識しています。
通常、画像を切り貼りしているだけで荒い面が浮き彫りになっている状態では簡単に嘘だと見抜けますが、画像生成 AI イラストは学習した画像を細かく刻み、指示の上で違和感を殆ど感じさせないように出力しているように見受けられます。
高解像度で出力されているのであくまでもそう見えるように感じられますが、本質的には貼り絵と同等と考えています。
また、〇〇風と一個人の無償・有償で公開している画像を取り込み、〇〇風と出力された AI イラストを販売している現状は、とても健康的には見えません。
傍から見れば一方的な搾取の構図になっていると思います。
自分や家族は、AI 生成により仕事を奪われる事を懸念し、ネット上に発表する際にも Glaze 等の AI 学習防止策を個人でとっている状況です。
また、絵柄を無断で学習された上に、直接侮蔑、冤罪までかけられた方々がいらっしゃいます。
この国の経済の一端を担ってきたクリエイターの方々が軽視される状況が続き、仕事が減少している現状を嘆かずにはいられません。
このままでは、クリエイターを志す者が減少してしまうでしょう。
長い目で見れば、大きな損失になりかねません。
加えて、絵をメインで出力している AI のデータセット内に児童ポルノ画像が混入していたとの話もある上、画像検索で生物を検索した際に AI 画像が多く表示され、正しい情報を探すことも、選び取ることも困難になりつつあります。
このまま野放しにした状態では、近未来に混乱、錯綜を招くこともあり得ます。
現に、首相の AI フェイク動画が話題に上がり、ニュースにも取り上げられました。
画像生成の際、盗撮をされていた画像が偶然取り込まれ、自分に似た顔をした AI イラストが出力されてもおかしくありません。
明日は我が身だと思います。
面白ければ、目新しさがあれば、革新的であればと考えるのも良いですが、そこに在るべき人権、道徳、倫理に目をつぶった状態で技術が発達した未来に、明るいものがあるとは思えません。

●受付番号　185001345000004497

・生成 AI は既存の著作物を元にコンテンツを生成するため、今までの技術とは根本からして違うものである。
無許可での著作物の学習や利用、ひいてはその生成物が SNS 上で公開されたり販売サイトで売買されている事実がある。これは生成 AI による既存の著作物を用いた過程を伴わない複製的な生産や、寄生による搾取や代替を目的とした利用が横行しているということに他ならない。
学習の段階を含め、これらの行いを看過することは著作物や実演の利用を認める状態は権利者にとって健全だとは言い難く、著作権者の利益を不当に害するものである。
・既存コンテンツの複製的な作業を行っているに過ぎない生成 AI では、本来の技術発展と違って過程を踏まえた生来の展開性が見込めない。
・著作権法において「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であり、生成 AI が自律的に出力したものは「思想又は感情を創作的に表現した」ものとは思えない。
・現在、生成 AI の出力物であると明記する義務や規制がなく、既存のコンテンツと区別する手段も無いため、偽装や詐称に対して消費者や市場運営者に判断の負担を強いられ、被害に合うリスクやケースも増大している。
・現行の生成 AI に利用されているデータセットには「商用利用不可能な医療研究用の画像」「肖像権などに配慮のない写真や画像」果ては「実在児童のポルノ画像」まで含まれているという指摘がある。
学習に利用された画像を特定することができないのであれば、これらを用いて生成 AI により出力されたコンテンツは権利・倫理の両面で健全と言えないものである。
・過学習を行い、特定個人の絵柄に寄せた画像生成 AI を用いた脅迫や詐欺や殺害予告や自殺教唆などが SNS 上で横行している。
生成 AI 利用者による露悪的な行為に対し、少なくとも現状の何の規制もない状態では生成 AI との共存は不可能である。
以下、「AI と著作権に関する考え方について（素案)」に対しての指摘
・10〜11 ページ
項目 3 （1）ウ：「学習データの切り貼りではないとされる。」
既存の著作物がそのまま出力された例がある。
そもそも既存の著作物が無いと機能しない生成 AI は学習データの切り貼り(コラージュ)以外の何ものでもない。
・29 ページ
項目 5 (2)イ(イ)：依拠性の考え方について
「開発・学習段階において学習に用いられ

た著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることはない
といえるような技術的な措置が講じられているといえる場合もあり得る。」
という点はどうやってその技術的な措置"を証明するのか？
そもそも他人の著作物を無許可で学習に使用している前提であることが問題である。
・35 ページ
項目 5 (3)イ など：
AI 生成を行う際の指示量や試行回数(いわゆる"ガチャ"行為)に創作性があるとは思えない。
本人が作成したプロンプトなのかの判断もできないため、創作的寄与があるかも判断できない。
最期に。
他人の作ったモノや想いを踏みにじって作るものが「技術的進歩」だの「新しい芸術の形」だのと言うんだったら、そんな邪悪なもの片付けてしまえ。"

●受付番号　185001345000004498

・政府のクリエイティブ界への介入に反対いたします。AI 創作物に著作権を与えることに反対致します
・AI 自動生成によりクリエーターの創作意欲がさがっています。
・自分の絵柄を勝手に AI に使われてしまい性的な絵を生成されてしまう恐れもあります。
・絵や文にかぎらず声優や役者を AI に使用することも反対いたします
・AI 自動生成した創作物に著作権を与えることは創作者表現者への攻撃であり日本文化の損失にもつながります。
・創作者表現者はインボイス制度により厳しい状況にあります。彼らを守ることが日本文化の保護に向かうと思います
・国際的には生成 AI は規制の流れです。使用を疑われば証明することが難しいものを日本政府が主導で活用すれば今後日本産の全ての創作物を自動 AI と疑われそれを広められる可能性がありそうなれば価値も信頼も落ちます。一度落ちた価値も信頼も簡単には戻りません。
・誤解があってはいけないので一言添えますがクリスタなどのいわゆるお絵かきお絵かきソフトは AI ではありません。ただの画材です。またフリー素材の 3D 背景も AI ではありません。
・このまま政府主導で AI を使用促進すれば著作権をめぐる様々な条約からも働きかけがあり結果日本の創作物は信頼をなくしまた保護されることもなくなる可能性があります
・生成 AI を規制することが日本の創作物の価値を高め競争力の強化に繋がります
以上をもって生成 AI に反対致します。規制をお願いいたします

●受付番号　185001345000004499

フリーのイラストレーターです
近年のAI生成イラスト利用者のマナーが本当に悪く特に他人の絵柄を学習しての有償依頼など盗作を通り越している状態で不安しかありません
海外ではAI生成作品にAI出力の記載などないものは罰則もあると聞いておりますので日本でも何かしらの規制を設けて頂きたいです

●受付番号　185001345000004500

3.生成 AI の技術的な背景について
(3)AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
　生成 AI の利用については、個人または商用利用を問わず、ライセンス等を用いた認証形式が適しているように思われる。生成 AI の著作権侵害の懸念については概要にも示されていたとおりである。
　生成 AI は非クリエイターであっても比較的容易に画像の生成ができる反面、既存のクリエイターの著作権や仕事を脅かす可能性がある。
　先に述べた「仕事を脅かす」については、各企業がコストカット目的で生成 AI を使用した場合、既存クリエイターへの報酬の低下、あるいは案件そのものの総数が減少することを意味している。また、クリエイター目線であっても、画像生成に用いられた学習データのソースが不明瞭であり、使用には著作権違反のリスクを伴っている。
　したがって、生成された画像を商用とするメリットが薄いと考えられるため、生成 AI を使用禁止とすることが望ましいと思われるが、技術としての生成 AI は失われるべきではない。ゆえにライセンス制が適していると思われる。

●受付番号　185001345000004501

生成 AI の学習元であるデータはブラックボックスのような状態と聞きました。
ツール側がどのような状態か分からないものを、大多数の人間が規制のないまま使うのは危険と考えます。
現在の著作権と照らし合わせ、新たに AI に関する法を作ることにも反対です。
どの範囲からが違法なのかなど、曖昧となる部分が広大すぎるため、不当な使われ方が乱立されることが予測できます。

●受付番号　185001345000004502

そもそもとして、著作権法において保護されるべきは著作物と、著作物を製作した権利者の権利である。その保護のために新たな創作活動が妨げられてはならないが、それについては著作権法違反が親告罪となることで十分に防がれていると考えます。
現在起きている現実的な問題としては、権利者の特別な許しなく第三者が生成 AI に著作物を学習させ、その学習結果を用いてイラスト等を出力することにより、学習元の著作物の権利者に不利益を与えることとなっていることである。
具体的な例としては、特定のイラストレーターの絵を学習させることにより、その特徴や傾向を十分に模倣できるようにすることは、AI による出力物を「学習元の権利者が描いたもの」と誤認させうることを理解している、あるいは誤解させることを目的に含んでいるとみなせる。これの学習を行った AI による生成物は依拠性の高い模倣品と言える。これは複数の制作者の異なる著作物を学習元としたところで回避できるものではない。
AI による出力は人が同等の成果物を作るよりも遥かに軽いコストで行える。このことは上記のように特定の人物の著作物の傾向を再現しうる学習を行った生成 AI は、学習元の権利者の代わりとなりえるものであり、権利者の機会を奪い得るものである。
あるいは AI による出力を、そうであることを伏せて公開することにより、元の権利者の作品と暗示的に誤認させることは、その内容次第で権利者の社会的地位を傷つけたり立場を誤解させうる危険性がある。

●受付番号　185001345000004503

創作者が生み出した作品は、彼らの知的財産権の一部であり、それには著作権が含まれます。無断学習により生成されたAIがこれらの作品を使用することは、創作者の権利を侵害する可能性があります。これが行われれば、創作者は公正な報酬を得られず、彼らの労働と創造性が尊重されないことになります。
生成AIが創作者の著作物を使用する場合、より厳格な著作権法が適用されるべきです。無断で学習されたデータや作品を使用することは法的に禁止され、創作者には適切な報酬が支払われるべきです。

●受付番号　185001345000004504

・学習・開発段階
・生成・利用段階
・生成物の著作物性について
・その他の論点について
好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られる、生成 AI についての建設的な議論がそもそも出来ていないといった事象が起きているため、生成 AI に関して慎重な姿勢を取るべきだと思う。生成 AI の推進と規制について双方の意見でまず考えないといけないことがあるのではないかと思う。
まず生成 AI を進めるのであれば、生成 AI を悪用する人間に対しての措置や AI を用いない創作性に溢れた創作物及びクリエイターへのリスペクトを忘れない対応を取るべきである。
次に生成 AI を規制するのであれば、どこまでを規制するかを明確化した具体的な規制内容や、AI 技術の別方面での発展方法をどう展開するかを検討するべきである。
いずれにしても、生成 AI の法律・メリットとデメリット、利害関係者が誰でどんな影響が考えられるかなどの面を考えられる人がルールを制定するべきであり、ただ感情論や一定の立場の意見しか受け入れない人間が生成 AI について関わると日本の AI 技術は廃っていくと思う。

●受付番号　185001345000004505

[redacted]

こういった事例がある状況でAIに肯定的な判断をするのは極めて難しく感じます。
今のままではこれからクリエイターになる人達がなれずに途中で筆を折ってしまって日本からクリエイターがいなくなるのではないのでしょうか？
また、こういったことをしでかす人に対して何かしらの罰が必須だと思います。
著作権侵害に関しては認知しているしていない、該当する著作物がなくても現状の状態だと全て指摘された場合なるのではないでしょうか。
ならないようにするのであればAIの学習元としっかりと契約を結び使用料を払ってから言ってもらいたいです

●受付番号　185001345000004506

生成 AI に著作権はありません。そもそも他人の著作権を犯して作られているものです。A さん（クリエイター）の絵を B（AI 利用者）が無断利用し、AI に学習させ、頒布している場合が大半です。AI は規制するべきです。クリエイターの職が無くなります。
このままでは AI で良い、という風潮が強まり、職を失い、クリエイターが減少していきます。クリエイターがいなくなった場合、AI 絵師は一辺倒な絵しか生み出せなくなります（私は AI には反対の立場ですが）。AI を規制しないと AI 絵師にも不利益が生じますよ。

●受付番号　185001345000004507

好きなイラストレーターさんが生成 AI にイラスト取り込まないで欲しいと言っただけで「生成 AI を通せば何やっても許される、現法律では取り締まれない」とイラストで嫌がらせや人格否定されたり殺害予告も届いてる様子を見て、見ているだけの私が死にたくなるくらいなのに当のイラストレーターさんは本当に生きた心地がしないだろうと思うのと、こんなにも治安が悪い状態にならなきゃいけないのか疑問。最低限これに対して法律が必要だと思う。
生成 AI の絵の出力の仕方は構造を理解せず出しているものだからアニメーションが作れないとしか思えない。構造を理解していたらあんなにも残念なアニメは作れない。
同一人物も描けない、下絵として取り込んだ絵の通り出力出来ない。表情等変えたり出来ない。使い物になるレベルではない。
だが、イラスト等作ったりしない企業がコストカットの為に使うことが増えると思う
1 枚絵としてとてもクオリティが高いものが多いがそれらは特定のイラストレーターさんのイラストを集中的に読み込ませたものであると読んだ。個人のものを許可なしに使用して、使用を辞めるよう言われても辞めない事が許されるとされる現状はおかしい。
1 度生成 AI を通せば、あまりにも似ている画像が出力されても出力を指示した人間に著作権が渡るという話を読んで理不尽としか思えない。
そうなると、外国で生成 AI を通して作られた画像から人気キャラクターに似ているグッズが出たとしても抵抗しようが無くなるのか。抵抗出来ない場合の損失は大きいのではないか？
生成 AI と人間では勝負にならない、同じ舞台にも立てない。
人間は 1 枚描くのに約 10 時間(掛かる人はもっと)かかるが生成 AI は pc のスペックさえ足りれば一瞬で大量のイラストを出力できる。
需要と供給の供給は全部生成 AI で埋められるのでは？生成 AI があればもうイラストレーターが必要ないと描かれているのを見た。描くことの価値も、見れるイラストのレベルも上がるはずなく環境がここまで下げられて、働く意欲も失せる。心底うんざりしてる。
現在既に人気のあるイラストレーターさんでさえこれから仕事を貰ったりする事が難しくなると思う。新人、新しい世代が日本でだいぶ減るかと思う。
新しい世代が減れば当然コンテンツの衰退が必須かと思われる。
絵関連の仕事全てで「生成 AI を使っているかチェック」に時間や手間を掛けなきゃいけないデメリット(使ってしまうと印象が悪くなるため)
少なくとも取り込んでいいか許可を取ってからやるべき事だったのにどうして取り込んだ後の著作権の話ばかりなのか疑問。
取り込む＝利用。イラストの使用料やら許可をとったりしていないのはあからさまに害としか思えない。

現状、著作権を無視した様な構造でそのシステムから出力された物には著作権がつくなんて話になったらやるせない。
児童ポルノデータが入ってるという話があるのに使うというのは如何なものか。
ディープフェイクや、他人の顔を使ったポルノを作れてしまう事についての対策も無しに普及させようとするのは惨い話だと思う。
この問題を解決無しに使うというのは国としてダメだと思う。
「生成 AI はデジタルイラストと一緒」というデジタルイラストについて勘違いしている人がまだ居るというのも読んだ。pc 上で線が引けるようになった物、線が引けるから絵が描ける。という物とボタンを押して出力を待つだけのものを一緒だと思われたくない。
そもそも日本が外国に勝てるようにという目的なのであれば、日本独自で権利が真っ当な AI を作るべき。外国産の生成 AI を回しても結局お金が入るのは生成 AI を作った外国。乗っかるでもなく搾取される道にしか見えない。
生成 AI より現状のアニメーション制作等環境が破綻しているのだからそっちにお金を使うべき。
本当に生成 AI を使って繁栄できるのか長期的に見て使い道が見えない。低クオリティの物を人の手作業で直すなら必要ないとしか思えない。デメリットの方が大きいと思う。
人を成長させ次へ伝えた方が新しいものが生まれる可能性が高いと思うし、クオリティも高い。
そもそも生成 AI については心象が悪すぎて、娯楽の部類の物に少しでも心象が悪いものが混じっていれば人が離れると思うのだが。
客のある程度の割合はイラストを描いたりしている人間だという事を忘れないで頂きたいし、物を作ったりしている人間はかなりいると思う。
でも生成 AI が出てきて年近く経っていてまだまだ整えなければいけない事があまりにも多い事にうんざりする。希望はあるのか？

●受付番号　185001345000004508

無断で作品を AI 学習に使用され、クリエイターとしての名誉や尊厳を傷つけられている方は、現時点で既に数多くいます。
今後この状況が続くのであれば、インターネットや人の目に触れる場で作品を発表することを躊躇したり、辞めたりする方がますます増えていくのは目に見えているのではないでしょうか。クールジャパンに見られる日本のクリエイティブ文化の市場規模縮小にもつながることを危惧しています。
海賊版と呼ばれる違法な模倣商品や作品を規制してきたように、生成 AI の使用や AI による生成物に対する規制・規則は適切に整備していくべきだと思います。

●受付番号　185001345000004509

まずはじめに、今回の件につきまして民間から幅広く意見を募るパブリックコメントの募集を行っていただいたことに感謝いたします
私は絵を描くことが好きな一介のイラストレーターにすぎません
AI 研究を推進する政府や企業に比べれば聞くに値しない声かもしれませんが、どうか聞いてください
これは私の心から振り絞った声です
生成 AI の登場以降、様々な声と議論を耳にしました
「技術の発展のため」「他国との競争に勝つため」「創作活動の拡大のため」
いずれの意見も、これまでコンテンツを作り続けてきたクリエイターをまるで「素材」のように扱っていました
それに反対する人間は「反 AI 的思想」であり、発展を妨げる異常な存在であるという非難まで受けるようになっています
その結果、攻撃を恐れ正面から現状の生成 AI に正面から「NO」ということすら憚られる空気が生まれています
日本国の表現の自由を敬愛する個人として、これに立ち向かうために今回パブリックコメントを応募する決断をいたしました
そういった非難や攻撃によって心に傷を負う人、創作活動に支障をきたす人を多く見てきました
現在も尚、行き場のない不安と恐怖におびえる人たちが数え切れないほどいます
日本のクリエイターたちは政治的思想を前面に出さない傾向があるのでそういった風に見えないかもしれません
しかし、確かにクリエイターたちは強い不安を感じているのです
AI と著作権に関する考え方について（素案）についての PDF を拝見しました
私の印象にすぎませんが、既存のクリエイターたちの創作物の保護よりも生成 AI ユーザーの権利を優先することに終始しているように感じました
それを強く印象付けたのが「また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分につ
いては、通常、著作物性が認められると考えられる。」という一文です
一から十まで作り上げた創作物が一方的に「素材」として利用され、また法的に守られることもない現状で
AI による生成物は一部の創作的加筆によって著作物性が認められる、という認識に強い落胆と失望を感じました
私は、現状の生成 AI による認識をどうか改めてほしいと感じています

生成 AI の誕生からわずかな期間で生まれたのはおびただしい数の「かつての誰かの創作物」、対立と中傷、ディープフェイク、著名人や児童を狙ったポルノ合成画像です
２次創作においても、コンテンツ提供側が定めるガイドラインに反したものが大量に出回るようになり一企業では削除依頼が間に合わないほどになっています
現状のまま突き進めば更なる新技術が生まれたとき、対立と誤解、そして疑念が人々を分断すると懸念しています
そしてそのころには最早クリエイターたちの創作物は「素材」として容易く扱われ、創作発表の場は「素材」の展示場に
変わってしまうでしょう
手遅れになる前に、私は生成 AI に関する著作権の明文化と法的規制を要望いたします
私が求める規制は以下の通りです
・AI による追加学習（特定のサイトにアクセスし、任意の創作物を追加で学習する行為）の規制
・特定の創作物を取り込むことによってできる生成データ、通称「i2i（image to image）」の規制
・無断転載によって成り立つ違法な海賊サイトから収集した創作物によって成り立つ生成 AI データの規制
当然ですが上記３つを規制すれば生成 AI の発展は遅れるでしょう
しかし上記の３点こそがクリエイターの権利と意欲を侵害し、容易く奪われる不安と恐怖を助長させている要素そのものなのです
これまでの創作コンテンツと同様の著作権法で扱えば、人間では到底対処しきれない数の生成データによって今後の未来の人々が触れるデータは嘘と欺瞞に満ちたもので溢れていくでしょう
現在日本国では「クールジャパン戦略」が政府によって推進されています
そしてそのクールジャパンを支えてきた人たちは紛れもなく、これまで不断の努力と有限の時間を捧げてコンテンツを作り続けてきたクリエイターたちなのです
そんな彼らをないがしろにし、今更他国と「今後は生成 AI で競っていこう」といってスタート位置を同じにしてヨーイドンをしたところで勝てるはずがないと確信しています
政府と、日本国にどうかお願い申し上げます
日本国の、そして世界の素晴らしいクリエイターたちを守ってください
もう、一個人である私にはどうすることもできません
ただ小さな声を振り絞るのみです
世界の旗頭となって、芸術そのものを守ってください
芸術を，どうか守ってください
AI ではなく、人間こそが芸術の主体を作り上げる存在なのだと、どうか立ち返ってください

ここまでお読みくださり、まことにありがとうございました

●受付番号　185001345000004510

５．各論点について

（１）学習・開発段階

概ね同意見である。

意図的に『作風』を模倣した作品がネット上に散見され、トラブルの元となっているため、著作権違反を適用し、早急に広く認知させるべきだと思われる。

（２）生成・利用段階

著作権違反が発生した際に、生成 AI 自体を提供した側か、利用した側、そのどちらに責任が存在するかの判断は大きな争点になると思われる。

基本的には、提供した側が用意したデータセットと、利用した側が入力したデータセットを分けて考え、どちらに主に依存していたか、が鍵になると思われる。

しかし、アニメ等のキャラについて、これらは大半の場合において提供する側が生成 AI に学習させると思われる。（これを学習させずに、キャラクターを出力するのは厳しいと思われるため）もし、この生成 AI を使って、利用した側が特定のキャラをイラストを大量に生成し、それが著作権侵害であると親告された場合、どちらが責任を負うのか……は、考えておく必要がある。（個人的な感情としては、これは利用した側に責任を持たせた方がよいと思う。もし提供する側に責任を持たせた場合、いわば有名所を避け、小規模または個人かつ有名でないクリエイターが、生成元として狙いが集中する可能性が高いため）

（３）生成物の著作物性について

下手に AI 生成物の著作物性を認めるのは危険だと思われる。生成スピードが人間の比でないため、沢山を作っておいて、似た画像を検索し、著作権侵害を親告する……なんてことが罷り通る危険があるため。

ただ、その AI 生成物と全く同一のモノが、他者によって勝手に使われるのは問題だと思われる。正直、AI 生成物には、何らかのシリアルナンバー的なのを入れる義務を負わせておけば、同一のモノであれば不法使用を訴えれるし、AI 生成物とそれ以外との区別もついて良いのでは、と思う。

（４）その他の論点について

ここに書かれているのはだいたい同意見である。

追加で個人的な意見を言わせて頂くと、現在の生成 AI は基本的に模倣に過ぎない技術である。新たな価値観、芸術性、を生み出す可能性は低い。（技術的に、、急に外れ値を出すことはほぼないと思われる）

ネット上には、様々なクリエイターが存在するが、彼らが生み出した価値観、芸術性が生成 AI によって勝手に模倣される様を見ていると……先出しをしたクリエイターがバカを見るような構造になっているように思えて仕方ない。

これが続くと、既存のクリエイターはもちろん、新たなクリエイターも減ってしまい、この文化が廃れてしまうのでは……という懸念がある。
正直、クリエイターが作ってる文化であるため、そのクリエイターの補助をするための生成AI であれば良いが（クリエイター自身が、自身の創作物を学習させ、漫画であれば背景などを作らせる……みたいなアシスタント的立ち位置)、クリエイターを食い潰す可能性があるモノは、特定外来生物みたいに、取り締まっても良いのではないか……と思う。

●受付番号　185001345000004511

生成 AI が開発されてから特定のイラストレーターのイラストを AI に学習させ嫌がらせを行ったり、そのイラストレーターと誤認させ名誉を毀損させるような事例が多々見受けられました。
また、生成 AI を推進しているユーザーのモラルがひどく、生成 AI に対するイメージがは良くありません。
絵柄というのは数年かけて磨き上げられるものでその人の財産と言っても過言ではありません。生成 AI によって簡単に絵柄の模倣が出来るようであれば、将来的に芸術分野の衰退はたまた壊滅的な状態になり得ます。
上記事由により生成 AI に対して一定ラインの制限を設けるべきと思います。

●受付番号　185001345000004512

初めに、配布 PDF の 10P～11P 記載の
「学習データは切り貼りではないとされる」について。
私は、AI イラスト、写真、ボイス、歌などに関しては、まさしく切り貼りであると感じます。
正しくは「研究する為に使用している段階」では所謂合法となりますが、「公開をする事を目的とする、またはそれを実施する」となると違法、少なくとも合法ではないはず。
世間で騒がれている事象は後者です。なので、「学習データは切り貼りではないとされる」これは該当しないと思いました。
私は、法律ですべてを決めるのは難しいと思っています。
ですが、モラルがない人間にモラルを説いても意味がないので、どうしても国の規則が必要になると思います。
賛成派と反対派、どちらも言動が過激で、それに巻き込まれる人がたくさんいます。AI 自体が悪いというより、その機能を線引きせず使用している。暗黙のルールが定まっていない為、皆が感情的になっています。
将来、クリエイターや企業が批難される事なく安全に使用するために、一時は思い切った規制が必要だと考えます。
以下、私の周りで起こっていることです。イラスト関連のみですが、同じ事が他の界隈でも起こっています。
●生成 AI に使用されているデータセットの公開→データ元になっている多数のイラストは無許可で使用されていた。
　これは研究での使用ではなく、誰でも使うことができる生成 AI 機能のデータセットです。
　イラストレーター本人には無許可です。
　このデータセットを利用した生成 AI でイラスト生成し、公開だけに留まらず、販売をしている利用者もいます。
●生成 AI 利用者からの執念な嫌がらせ
　・AI に否定的な内容を投稿すると、かなり攻撃的なコメント（誹謗中傷）がつく。
　・クリエイターがやめるようと呼びかけると、更に生成 AI を出力し、本人を煽る。
　・自衛として AI 対策を施すと、それにも暴言。
●健全なイラストを描き、それを売りにしているイラストレーターの絵を無断学習し、センシティブ（つまりエロ）な絵を生成し公開。
　これはイラストレーターのブランドにも影響しかねません。騙される人はいます。自分で調べる、検索しない人ってたくさんいます。
　また、明確に悪意のある行動だと一部 AI 利用者が明言しています。
●生成 AI による被害を報告をしたイラストレーターへの殺害予告が 4 件

嘘のような話ですが本当に起きています。
●センシティブなイラストを公式で禁止している人気ゲーム「ウマ娘」のキャラクターを使用し、センシティブな絵を大量に生成し公開。
さらに、それを有料公開しています。
手描きでも同様の事をする人はいますが、製作スピードが段違いでなお悪質です。
●写真と見間違う程のリアルな絵を生成し、児童ポルノ画像を公開、販売している。
●イラストレーター向け商品を扱う「Wacom」人気お絵描きソフト「アイビスペイント」等、
生成 AI を使用、導入した途端に批難が殺到。製品不買運動、他のソフトへの移行など騒ぎになりました。
逆に、AI 反対派の問題行動を記載します。
●生成 AI を使用したイラストレーターが、生成 AI 反対派に強い非難を受ける。
●生成 AI 反対派に、一から自分の手で描いた作品までも「それは AI だろう」と疑いの目を向けられ、証拠を提示しても様々な理由をつけて嘘だと非難。
AI 使用者が AI 反対派のイメージを落とそうと、なりすましによって同様の事を行う事もあります。
大前提として、創作する人（オリジナル）は絶対に必要という考えです。
人も機械も何かを学習せず良いものは作れません。AI を作り出すのも今は人間です。
仮にたくさんのイラストレーターが「AI があるので絵を描きません」となったとします。
一定のクオリティは保たれるでしょうが、その先はどうなると思いますか。
この国はイラスト、漫画、ゲーム等で有名なのは事実だと、ご理解いただいてると思います。
ですので、クリエイターを守ってほしいと思っています。そして、生成 AI はそんなクリエイター達を助ける存在になってほしいです。
クリエイターを嘲笑い嫌がらせを行うツールに成り下がってほしくはありません。
法律の話をあまりしていなくてすみません。
でも正直、「感情論」が大事な問題だと思いました。
自分の身に置き換えて考えてくださる方がひとりでもいらっしゃる事を願っています。

●受付番号　185001345000004513

1.初めに
私は、画像生成 AI を利用した作品への著作権の付与に反対致します。
画像生成 AI 技術の利用拡大は、抑制的であるべきであると考えます。
2.検討の前提として
・著作権の対象となる創作物には「文書」「音楽」「動画」「画像」など、様々なフォーマットが存在します。
・上記創作物を制作するために必要な素養は大別して、「才能」と「訓練」の 2 種類があると考えています。
・創作物の中で、特に「画像」については、「才能」より「訓練」が寄与する割合が大きい、と考えます。
　「描き方」に関する書籍が多数、継続的に出版されており、専門系の恐育機関も多数存在するのはその証左であると考えます。
3.関係者からの様々な懸念の声について
要するに、「私には特段、創作の天賦の才能はない」と諦めていた人でも、「訓練」「努力」次第でどうになる、だから頑張ろう！と思えるのが「絵画」の創作の良い所なのです。
私は絵に関する専門教育を受けた事は有りませんが、独学で絵画制作の技術研鑽を続けるとともに、30 歳から手描きアニメーション制作を開始、地上波アニメ作品の原画工程に携わるに至っています。
一枚の絵を描くにもその前提となるクロッキー、デッサンの訓練は必要であり、ラフ、下書きから作品完成までには多数の工程と推敲を重ねる必要が有ります。
これらを長年経験しているからこそ、世の中の、自らの作風を確立されているイラストレータさんがこれまでに経験してきた技術研鑽や努力・熱量の凄さは想像に難くありません。
それら、文字通り「血の血の滲むような」努力の成果で紡ぎ出された結晶である、作風が確立された絵画作品を、何の努力もなく横から掠め取りあたかも自らの作品であるかのように発表するような行為に対しては極めて感情的に反応せざるを得ません。
許せないです。
4.現実的な今後の生成系 AI 技術の取り扱いについて
ただし絵画制作の「過程」における画像生成 AI 技術の「補正機能」としての活用、については、非常に有用であると考えます。
例えば、画像生成に使用するソフトウェアには「曲線を補正する機能」が実装されています。
手で描く曲線はどうしても歪んでしまうことが有りますが、これを一定の割合で補正し、より綺麗な曲線にしてくれる便利機能です。

こういった便利機能の進化系として、画像全体を手で描いた後で生成 AI に判断させることで、骨格やパースの観点から「手の位置がこう違う」「足の運びはこうすべき」といった、いわゆる「正しい絵」に直すためにはどうすべきか、といった助言を貰える機能です。
現在の日本のアニメーション業界は人手不足が深刻であり、技術伝承を徒弟"のような従来の方法で続けて行く事が限界に来ていると考えます。これを補完する機能として、個人を特定できない医療系の画像などを DB 化して生成 AI で活用出来るなら、極めて有効であると考えます。
5.最後に
感情論のようで大変申し訳ありませんが、やはり最終的な「作品」を生み出すために画像生成 AI 技術が利用（悪用）されて行くのだとすれば、あまりに惨い世の中であると、生理的な拒否反応を感じざるを得ません。日本の文化を、その紡ぎ手を守っていく責務を担っている方々には、その担い手を第一に考える姿勢を忘れてほしくありません。画像生成 AI は、「有効な補正機能」の一部として活用が認められる、といった、社会通念上の抑制が必要であると考えます。
拙劣な意見で申し訳ありませんが、ご一考頂けましたら幸いです。"

●受付番号　185001345000004514

5(1)学習・開発段階について
AI による生成物が、ある著作物と創作的表現が共通したとしても、
享受目的で学習したかどうかを断定することは難しいに決まっていると思います。
生成物が著作権に違反しているかどうかだけで判断するべきだと考えます。
つまり、学習されること自体はもっと自由にされるべきだという意見です。
5(4)その他の論点について
学習済みモデルからデータを取り除くことや学習にしたデータをひとつひとつはっきりさせておくということは、
とても負担のかかる行為であり、技術的にも現実的でないことから管理を義務づける必要はないと思います。
今後おとずれる生成 AI による社会に向けて、フットワークの軽い環境を準備することをとても大事にしてほしいです。

●受付番号　185001345000004515

AI 画像を生成するツールのデータ内に無断で使用されている画像が多く、児童ポルノも含まれているので生成 AI で作られた絵を知らずに評価してしまった時、犯罪の片棒を担がされている気がしてとても不愉快です。
また技術を守る観点からしても現在の生成 AI はシロアリでしかないと思うので規制されてほしいと思います。

●受付番号　185001345000004516

個人の意見です。
５．各論点について
（２）生成・利用段階
ア 検討の前提
○ 生成 AI により生成物を出力し、その生成物を利用する段階では、
従前の人間が AI を使わずに行う創作活動の際の著作権侵害の要件と同様に考える
という記述について、この考えを支持する。
５．各論点について
（３）生成物の著作物性について
イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
○ 著作権法上の従来の解釈における著作者の認定と同様に考えられる
という記述について、この考えを支持する。

●受付番号　185001345000004517

AI による学習は創作物をつくるにあたって技術を模倣ではなく、盗難であると考える。創作者は長い時間を賭けて得た技術を短時間かつ無許可で得ているのは、創作者の意欲が低下し、創作界全体のモチベーションが下がり、最終的に日本のその業界が衰退すると考えられる。
また AI に学習させる内容も倫理観が欠けている（実際の人物の写真などを用い肖像権の侵害を考えないなど）節も多く見られ、創作者が禁止しているにも関わらず学習させるなどの行為が見られる。

●受付番号　185001345000004518

「AI 事業者ガイドライン案」別添 1.第 1 部関連/P13/20 行目「AI によるリスク」
今の著作権法では生成 AI に対して全く対応出来てなくもはやザル法状態です
他人の創作物を AI に通して改変するだけで著作権には引っかからず、自分の作品として公開している人達が多数おり、ただただクリエイターが搾取され続ける構図が作り出されてしまっています。元の形から改変してるので俗に言う「海賊版」よりタチが悪く法のすり抜け状態となっております。現状、罰則もないので生成 AI によるディープフェイクや児童ポルノ画像が大量にネット上にばらまかれていて文字通りの無法地帯です。米国、EU、韓国は規制方向に舵を切り始めています、日本も足並みを揃え罰則有りの AI に対する新法を作ってください、このまま野放しにすれば日本は権利侵害と生成 AI によるクリエイターなりすましが蔓延り日本の創作文化が破壊しつくされ、気に入らない相手を法に引っかからないように生成 AI を用いる権利侵害が増え続けていくことでしょう。
生成 AI の成長スピードは異常です、もう時間がありません。一刻も早く AI に対する規制を確立してください。

●受付番号　185001345000004519

項目 4。何年も腕を磨いて何時間もかけて描いた著作物を生成 AI に学習され、自分の描いた作品を切り貼りしてできた生成画像を使って侮辱される様なことは既に多く起きています。生成 AI の学習を規制してください。

●受付番号　185001345000004520

[２．検討の前提として]
［（１）従来の著作権法の考え方との整合性について ］
「著作権法では、「著作者等の権利・利益の保護」と「著作物等の公正・円滑な利用」とのバランスを踏まえた制度設計がされ
ている。」
とされているが、現在の素案ではバランスが取れているとは思えない。
画像生成 Ai で生成した画像・イラストは学習元との市場が競合し、学習元が不利益を被るのは明白。このままいけば画像生成 Ai の生成物が現在の市場に成り代わり学習元になっているクリエイターを殺すことになることが起きるのではないか？

[]
著作権が失効しているデータだけで学習は不可能なのか、
学習拒否をして自分自身を守ることは認められないのか。

●受付番号　185001345000004521

まずは生成 AI によって著作権侵害やフリーライド等の悪用やモラルハザードを抑える事に全力を尽くして欲しいです。安全な AI 活用を目指して推進するべきだと思います。

●受付番号　185001345000004522

生成 AI により無断で生身の人間および他人の創造物を「学習」と称してデータとして蓄積し、収集したデータの模倣・データの混合物などを利用したものに著作権を認めるのは日本の文化の衰退に繋がると考える。
現に、巷では生成 AI によってイラストを模倣されたイラストレーターや声を模倣された声優も存在し、言わば自身の商売道具を許可も与えていない他人に盗まれている状態である。
そのような代物に著作権など認めてしまえば、著作権の目的である、著作者がもつ権利を保護するとともに、著作物の公正な利用を確保することで、文化の発展に貢献すること（著作権法 1 条）に反すると考える。著作権が作られた経緯を思い出すべきである。
現在の生成 AI の運用への検討は全くもって不足しており、多くの文化を担う者のことを考えられていない。
日本はいまだ文化への保護が不十分にも関わらず、生成 AI により生じる危機・弊害を検討せずして運用の幅を広げることが文化の衰退に繋がることなど誰の目にも明らかである。
文化は人間が創造し構築してきたものであり、著作権は人間が創造した作品に認められる権利である。
生成 AI により、著作権保有者・表現者は損害を受ける。
人間であり、著作物を創作する者、身体など様々な媒体を使って表現を行う者が減少する。
新しい文化が生まれなくなる。
ただでさえ文化後進国の日本の文化が衰退することの深刻さを限界まで考慮された上で生成 AI およびその運用は規制されることを期待する。

●受付番号　185001345000004523

○AI と著作権に関する考え方について（素案）P15

５．各論点について

（１）学習・開発段階

（２）生成・利用段階

現在「情報解析」を目的とする場合でならば著作物を AI に学習は非享受目的となり著作権者に無断で行うことができるが、生成 AI が世に出回るようになった今、「情報解析」の非享受目的だと言って著作物を AI に学習させ、生成した物（イラスト・音声）を販売する者が見られるがそれは明らかに金銭を稼ぐ享受目的であり、作家や音声の場合は声優の市場に競合し権利者の利益を不当に害している。

また特定の作家(特にイラストレーター・画家)の著作物を集中的に学習せた AI モデル(通称 LoRA)を使い、作家本人に嫌がらせする行為も目立っている。作家が自分の LoRA を勝手に作られに配布された事に「嫌だからやめて」と言ったのにその作家の LoRA を使って首吊り画像を作って煽り、作家に精神的苦痛を与えていた事例も目撃。

上記のこともあり、まず「非享受」と「享受」の境目を明確にして頂きたい。曖昧にすると抜け穴を使っている屁理屈を並べたりして逃げる者が現れ、被害作家が泣き寝入りすることになる。

一人の作家として学習段階で AI への機械学習を拒否できる権利が欲しいです。「情報解析」目的といえど、やはり自分が長年培ってきたスキルや制作してきた作品を無断で使われること、改変されることに好意的な気持ちを抱くことが出来ません。上記のような被害を自分もいつか受ける事になるのではないかと不安でならないからです。

現状のままだど新たに創作したいという作家はいなくなり、クールジャパンとして海外でも評価されるコンテンツはやがて衰退していきます。

そもそもインターネット上にある文章・写真・イラスト・音声・動画コンテンツは商用利用可等を明記されているフリー素材と呼ばれるものを除き、作家の許可なく利用してよいものでないはずです。よってそのコンテンツを AI に学習させることも、そのコンテンツを学習した AI で生成行為を行うこと著作権侵害や肖像権、人権侵害に値するものと考えます。学習と生成は分けるべきではない。

○AI と著作権に関する考え方について（素案）P34

（３）生成物の著作物性について

（イ） 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

＞他方で、(1)と組み合わせた試行、すなわち生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められることも考えられる。

と素案内にありますが「AI を操作すること」は「制作」や「創作」ではなく、どんなに詳細にプロンプトを入力していようがそれはただの「ガチャ」行為であり、その行為によって生成された物に著作物性があるというのは些かおかしいのでは思います。
指示を出して気に入る生成物が出るまでガチャしたら、その生成物の著作権は自分のものだというのには納得しません。
〇望む対策
・AI 開発については著作権者の許可を得たものだけを使用し、インターネット上からの学習は一切しないこと。
・学習段階で AI への機械学習を拒否できる権利
・AI 学習データセットの開示。
・AI による権利侵害に対し、被害者が法的措置をしやすい仕組みを作ること
・生成 AI の利用を免許制にし違反者への厳しい罰則を設ける(AI 開発企業も同様)

●受付番号　185001345000004524

クリエイターなどの著作者が守られる枠組みが整っていないように感じられた。他人の肖像を無断で生成 AI で使用して AV 動画を作成するサービス、人気漫画家さんの絵に類似する画像を使用した広告が LINE アプリ等で配信され、漫画家さんが弁護士に相談し、広告の取り下げで和解に至った事案、有名声優さんの音声を無断で生成 AI でコピーした合成音声の動画を Youtube や SNS に投稿した事案など、近年問題になっている事案はどれもクリエイターの名誉又は声望を不当に害するものである。特に関心を持ったのが AI によって人生が狂ったという芸術学生の話である。(https://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/1827461)私は美術大学に通っているため、このニュースはとても心に刺さった。自分の学んできたことや今までの努力が、AI によって代替されることはとても怖いことだと思うし、自分の存在価値がないように感じる。創作者以外には伝わらない、独特の恐怖感を近頃感じている。もちろん技術の発展は素晴らしいことだと思うし、ビジネスなどの側面で活用できる面があれば積極的に活用することで、経済発展につながると思う。ただ、クリエイターの名誉又は声望を不当に害することのないような仕組みが整備されてほしいと思う。

●受付番号　185001345000004525

４についてです。
ア)「学習される素材を作成した人を馬鹿にしている」
まず、私は絵や小説を書きますが、これらの著作物が私の許諾なく AI の学習の材料とされてしまうことに不安と怒りを感じます。
仕事の合間を縫い、睡眠時間を削って色んな事を犠牲にして書いている人の努力があっという間に模倣あるいは生成の材料として消費されることには強い憤りを感じます。同様に感じる何らかの作品を作り出す担い手たちは多いと思います。
ただ作品を作るのに時間をかけているのみならず、ここに至るまで研鑽を積んできました。そうした長い年月を踏みにじる行為だと思います。
イ)「将来的にクリエイティブな才能を磨く人がいなくなる」
また、AI 生成で出来るからとこういった勉強がおろそかになり将来的に作家や画家などのクリエイティブな職業につく人が育たなくなるという懸念もあります。
長い時間と鍛錬、研鑽を積んでやっと一人前になれるところを生成 AI を使用すれば一瞬ですみますから。
ウ)「生成 AI に乗っ取られる」
最終的に人間は AI に乗っ取られるのではないでしょうか？
今は御しているつもりかもしれませんが、AI に人間が支配される日も遠くないのではと懸念しています。
エ)「実際に筆を折られた作家さんもいる」
AI 絵師という名前で他の作家さんの作品を食い物にして自分の承認欲求を満たそうという人が現在でも多数おり、それによって筆を折ってしまった作家さんもいます。
今後そうならないためにも生成 AI は禁止事項をもっと増やし､守らない場合は罰則を設け､著作権者をもっと守るべきだと思います。
正直、生成 AI などなくてもやっていけますし、長年勉強をし、自分の技術を磨いて、コツコツ真面目にやってきた人が馬鹿を見る時代になってほしくありません。
生成 AI を大々的に野放しにするのは反対です。

●受付番号　185001345000004526

生成 AI は使用を限定的にしてほしいと思っています。
ルールがない状況で、勝手に有名人のポルノを作ったり著作権を侵害している人たちをみかけ、応援している作家さん、イラストレーターさん、漫画家さんなどクリエイターさんへの著作権侵害が不安です。それが原因で引退してしまうクリエイターさんが出てしまうような事態になるのではと懸念しています。
報道されていた声優さんの音声を集めて勝手にデータを作るなど、断じて許されることではないと思いますし、そういった無法者が出てきてしまう以上、使用の限定、法律の整備などしっかりしてほしいです。
少しでも手を加えたら著作権が発生する、といった状況も良くないと思います。
学習元に著作権があるのは当然としても、AI で勝手に作ったものに著作権が出てくるのは正当とは感じません。
文化財のデザインなども盗用される可能性があり、文化を守ると言う観点からも、生成 AI は慎重に運用すべきだと思います。

●受付番号　185001345000004527

一創作者です。
生成 AI がかかわったものに著作権を持たせないでほしい。生成 AI を使いたいと思ったことはない。

●受付番号　185001345000004528

項目 4、生成 AI によってクリエイターが作り上げてきた文化は停滞します。
生成 AI 推進派は、倫理的にはやってはいけないことであるのをわかっていながら正当化させたい、無理やり正当化させて他人の著作物を勝手に使って楽に金稼ぎ出来る現状を押し通したい、自己防衛しようとするクリエイターには誹謗中傷、殺害予告をして精神的に疲弊させて黙らせる。生成 AI で生成した画像を使ってクリエイターを侮辱する。生成 AI に反対意見を言う人に対して誹謗中傷、侮辱するなど、モラルがなく自分が他人の著作物で好き勝手したいがために生成 AI を使う。生成 AI を推進する人がほとんどです。それ以外の理由で生成 AI を推進する理由も意味もありません。生成 AI の学習を規制してください。オリジナルの作品を作るクリエイターは生成 AI がなくても困りません。むしろとても邪魔です。命を絶つクリエイターが出るほど邪悪です。

●受付番号　185001345000004529

職業：ゲームのグラフィックデザイナー
副業でイラストレーターの者として意見を述べさせていただきます。
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
著作権切れ、著作権の無い物については問題は無いと思います。
ですが現状、著作権法のあるものまで学習対象になっていると思われます。
（SNS で散見されています）
ウ 権利制限規定の考え方
権利者の許諾を得ることなく著作物等を利用することができる範囲をもっと厳格にし狭めるべき。
あるいは元データの開示、明記をするべきと思います。
権利を侵害した者の目的心情などを考慮する必要はありません。
著作権を侵害された者が法的措置を取るのに費用と時間がかかるのも問題。
大きなハードルとなっており「泣き寝入り」も見かけます。
侵害する側にもＮＧ行為がはっきりとわかるよう、法を厳格・簡略化すべきと思います。
現在は無料画像素材サイトなどもあるので、教育機関であってもそのようなサービスを利用すべきです。
＞「美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為や
＞複製に適した和紙を開発するために美術品を試験的に複製するといった行為は・・・」
上記のような場合は予め、届け出をするなど措置を取ればよいかと思います。
３．生成 AI の技術的な背景について
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
現状の著作権侵害を防げていない。
権利者が権利侵害に気づかなければ、盗った者の勝ち。
そもそも SNS（おもに X、PIXIV 等）では、著作権法で保護されるべき絵やイラストも無防備な状態。
ユーザー達の批判やバッシングが巻き起これば、犯人がそれを取り下げるが、
それに屈することなく無視をし続ける者は無断転載を止める事が無いという自治の状態であり、著作権法は機能していません。
法的措置に訴え出るのは一握りのクリエイターのみ。
そのような状態の中、ＡＩの学習素材であれば更に盗作だらけだと思われます。
４．関係者からの様々な懸念の声について
すべてに同意いたします。

以上です。

●受付番号　185001345000004530

個々が努力し、時間と情熱をかけて生み出したものを養分として吸い取り、自身の創作性もなにも無く AI 出力だけして世に出す人間は盗作犯ではないのですか？
文化庁と名乗るのであれば、時間と情熱なくして芸術が生まれることはご存じでしょう。
ならば、実際すでに SNS 上に溢れている他者の才能を吸い取って吐き出しただけの AI 出力者たちの存在を認めないでください。
自分が応援している創作者が、AI 利用盗作犯によって筆を折るような事態になって欲しくありません。
クールジャパンとか言うなら、どこからその文化が生まれるのか今一度理解し、AI 利用盗作が罪であると認識させるために厳しく明確な規律・制限を設けることを要望します。

●受付番号　185001345000004531

生成 AI は他者の著作物を無断で違法に使用しているため、生成 AI が出力した著作物には著作権が認められない。生成 AI で出力した作品を電子書籍としてインターネット上で売ることも規制するべきである。

●受付番号　185001345000004532

４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
についてご意見申し上げます。
私は趣味でイラストを描き、自身の SNS にてアップしています。
生成 AI の利用が手軽になっている状況をとても不安に感じています。
創作活動に興味を持ち自らイラストを描こうとした新規参入者が生成 AI を手にする可能性が非常に高くなっている状況と思います。
新規参入者が生成 AI を用いて創作活動をすることで新しいイラストが生まれるわけですが、この創作物は生成 AI の学習データを切り貼りした“既存作品のコピー品”であると考えます。AI 使用者が自ら考え自ら筆をとった作品ではありません。
世の中にすでにある数多の作品のどれにも似ている作品が現在多くの SNS、投稿サイトにて散見されます。
私自身イラストを趣味で描いているのですが、新規参入者が創作活動すなわち自らの手でこれまで世の中になかったものを生み出す体験が生成 AI によって奪われてしまうことは文化の衰退に繋がると非常に危惧しています。
創作活動は作家自身が人生の中で体験、見聞きした過去の作品、自分の価値観と想像力をエネルギーに作家自身の中で醸成されできた作品が新たに世の中に出現するものだと捉えています。これが見る人の心を打ち共感させ、次の作家が生まれるのです。
いっぽう生成 AI においては人気作家の作風、絵柄、特徴を無断で拝借、合成し出力したものがもっぱら目立ち、それを一時の人気集めのために濫立させているようにしか見えません。これは作家としての情熱によるものではなく単に利益のための行為です。絵を描く人、音楽を作る人、創作活動をする人が“単なるお金稼ぎ”と世間に捉えられてしまうと、未来の作家は生まれてこないでしょう。
生成 AI が悪用されている現在の状況が続けば、作家を目指そうとする人が減り日本の文化のひとつとなったマンガ・アニメ文化、ひいては創作活動の文化が衰退するのは想像に難くありません。
生成 AI の利用に対しては、著作物の学習利用や商用利用を規制・禁止する仕組みが必要だと感じています。有名なイラストレーターの作品から学習されたと見られるグッズがオークションサイト、フリマアプリなどにてよく見られる状況はとても好ましくありません。また SNS のインプレ数・閲覧数による収益化が可能になっているため、一時的な利益のために生成 AI を使用しているケースも見られます。
著作物を守ることは文化を守ることにつながると信じています。
文化庁には是非とも中心となっていただき、生成 AI による無断での学習データへの取り込み、無尽蔵に出力される模倣品に対してルールや規制による早急な対策を強く希望します。

AI 技術は人類の発展には不可欠な技術と考えていますが、現在はあまりにも利用者のモラルが低く無法地帯となっています。

●受付番号　185001345000004533

まず、著作権の侵害になるかどうかの判断の前にデータベースがないと機能しないことへの理解をして頂きますようお願いいたします。
そのデータベースは果たしてどこから出てきたものなのか？
決して沸いてきたものではありません。
誰かが作ったものであったり、誰かが共有したものです。
それらを利用する許可はとっていらっしゃいますでしょうか？
通常、他人に権利があるものを使用したい場合、その権利者に許可をとります。
なぜそれが生成 AI の場合蔑ろにされていいと思われているのでしょうか？
そのことについて明確な回答を求めます。
そんなことをしていていは研究や発展が進まないという方もいますが、
その手のものは回答にはなりません。
薬の開発のために治験は必要だと思いますが、それを許可なくされることはあるでしょうか？内容は違えど根本的なところは同じものだと思っています。
また、研究目的だというのであればどんな研究なのか明確にし、それに対して賛同できる人のみがデータを提出しそれを利用すべきだと思います。
まずは賛同してくれる人からスタートし、成果をつけて賛同者を増やしていくのが順当な流れだと考えますがどうしてそれをされないのか理解できません。
このことについても明確な回答をお願いいたします。
上記踏まえた上で何をどうしたら著作権侵害になるかという議論は必要だと感じています。
全てを解決するのは無差別に収集せず許可されたものを学習させること、研究・発展目的であれば最終ゴールを提示することだと思います。

●受付番号　185001345000004534

3(1)生成 AI を利用することは、絵を描く人々が時間やお金をかけて身につけた技術を横取りしているように感じる。このままでは絵を描く人々の個性が失われる可能性がある。

●受付番号　185001345000004535

２．（１）ウについて
法第 30 条の 4 については色々と説明がありましたが、引用（法第 32 条第 1 項）については触れられていません。データを入力し出力するＡＩにおいて、どのような『引用』を想定しておられるのか知りたいです。
エについて
加害行為の「結果発生地法」が適応されるのであれば、海外からの侵害についても著作権法を適応し、訴えれば国として処罰等きちんと動くということで良いのでしょうか。
「享受」の意義及び享受目的の併存について
「情報解析の用に供する場合」について、そもそもが情報解析して『別物を自分で創り出すための行動』と、ＡＩの情報解析して『他者の作品を改変して出力するための行動』をひとくくりにして欲しくないです。
３．（３）について
２クローラによるウェブサイト内へのアクセスを拒否する機械可読な技術的な制限措置を尊重する措置
３当該データを学習用データセットから削除する要求を受け付け
２についてはアクセスと拒否する制限措置についてそもそも「アクセスしている」ことを認めて欲しくはありませんし、3 については「削除要求が来なければどれだけ侵害をしていても放置しますよ」ということですよね。
それを文化庁が「ＡＩ作ってる側も色々頑張ってるんだよ！」と堂々と良いことのように表示するのはやめていただきたいです。そもそも盗られないように定めていただきたいのです。
５．（１）イについて
諸々の処罰が後述のキに書かれていますが、ここで「たくさん証拠があれば少しは裁判の時に有利になるかもしれませんが、享受目的かどうかは不明瞭なので結局なにもできません」と記載されているように思われます。
「色々書いてやっている風に見せかけていますが国としてはなにもするつもりはありません」と読めるので変更してもらいたいです。
エ（オ）について
＞文化庁においては、権利者及び関係機関による海賊版に対する権利行使の促進に向けた環境整備等、引き続き実効的かつ強力に海賊版対策に取り組むことが期待される
このパブリックコメントを出しているのも文化庁著作権課だと思うのですが、海賊版についてこの他人事のコメントはなんなのでしょうか。今回のことと合わせて解決に進んでください。期待されているのではなくて責務です。

＞AI 開発事業者や AI サービス提供事業者においては（中略）権利侵害を助長するものとならないよう十分配慮した上でこれを行うことが求められる
これは「海賊版への誘導にならないように配慮したら、ＡＩのために海賊版からデータをもらっても良いよ」と国が認めたということになってしまいます。絶対にこの文言は使わないでください。
＞ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行うといった行為は、厳にこれを慎むべきものである（中略）AI 開発事業者又は AI サービス提供事業者も、当該侵害行為の規範的な主体として責任を負う場合があり得る。
これもおかしいですよね。権利侵害を知っていながらデータを盗んで、責任を負う場合がある？　確実に責任を負わせるようにしてください。文化を守るってそういうことじゃないでしょうか。
カ（ア）について
エ（イ）で「著作権侵害に当たり得る」と明言された「特定のクリエイター」たちの作品はどのように護ることになるのかの明記がありません。
「将来の侵害行為の予防措置の請求」をどれだけ無名のクリエイターでもおこなってよく、国としてそれを事業者に必ず受け容れさせてくれるということで宜しいでしょうか。
（２）ウについて
純粋に作品を作っている技術者・芸術家等クリエイターが「当該生成 AI の開発に用いられた学習データに当該著作物が含まれていないこと等の事情が、依拠性を否定する間接事実」を主張・立証することは難しいと思われます。
もちろん、民事も含まれると思うので主張・立証は被疑侵害者側がおこなうべきです。ただ、これを支援する機関の創設もおこなうのは文化庁の責務だと考えます。
（３）イについて
＞人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる
少しでも加筆修正をすると元データの作品の作風をどれだけ似せていても著作権が発生するということですか？　「部分」とはどこまでを指しますか？
【悪用の懸念】
例えばメールの文体やニュースを学習させることで詐欺やフェイクニュースを作成することが可能です。現在も災害におけるＡＩによる嘘の被害報告があります。
これらへの対策や厳罰を定めないままＡＩを認めて良いはずがありません。
家族の写真を猥褻画像やスプラッタ画像にすることも可能です。
一度立ち止まって考えていただけたら嬉しいです。

●受付番号　185001345000004536

日進月歩で進む生成 AI に対応するべく、適正な対応を作ろうという取り組みに敬意を表します。
現状の生成 AI 環境では、「1：生成にあたってどんなデータを使用したかが検証できない」「2：生成に使用したデータが著作物である場合、著作者への利益還元などが整備されていない」の 2 点を、大きな問題として捉えています。
「1：」の問題は、著作者だけではなく、適正に生成 AI を使用したい利用者にも大きな障害となり得ます。利用したデータが正しいものか検証できないようでは、生成物の品質担保も、検証も不可能です。既に起きた例としては、何年も前に描いた絵が生成 AI によって作成されたものだとみなされる、統計データを生成 AI にまとめさせたら無関係のデータが混入していたことが後から判明した、等です。
「2：」の問題も、利益還元されるなら商用利用を OK したいという著作者と、一切の利用をされたくない著作者で分断を生んでいます。著作物の主体的な利用方針を決めたいという著作者の意図が反映されない問題があります。
これらを解消する枠組みが作られることを願ってやみません。

●受付番号　185001345000004537

１．はじめに
AI 開発事業者等からの AI 開発に当たって著作権を侵害するのではないか、また、著作権を侵害するような AI を作ってしまうのではないかといった懸念の声、AI 利用者からの AI を利用することで、意図せず著作権を侵害してしまうのではないかといった懸念の声などが上がってきた。
↓
★イラスト生成 AI は 58 億枚以上もの大量の画像を無断使用して開発されています。 私は自分が描いたイラストがデータセット LIONE-5B に存在するのを確認しました。「Have I Been Trained?」というサイトで調べられます。私はこのイラストをイラスト生成 AI に使用してよいと許可を出した事は一度もありません。イラスト生成 AI は最初から著作権を侵害して作られたものです。「意図せず著作権を侵害」という書き方は大変おかしいと思います。少し調べれば確認できる生成 AI の問題を無視したまま「AI と著作権に関する考え方について」をまとめようとしても無理です。問題のある生成 AI を恥ずかしげもなく堂々と推進しないで下さい。
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略
「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」
↓
★画像生成 AI「MY イマジナリメーカー」で任天堂のキャラクターであるマリオの画像が出てきたと話題になっていました。どう見ても公式の画像を切り張り、コピーしたものに見えます。「切り貼りではないとされる」と言える根拠は何ですか？
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
「現存するアーティストの氏名等を指定したプロンプト等による生成指示を拒否する技術。」
↓
★無名で趣味で絵を描いている人間にも対応できるのでしょうか？同じ P.N や氏名とは思えない P.N 等もあります。ごく一部の有名人にしか役に立たない技術です。「MY イマジナリメーカー」でも「配管工」というワードを禁止にしたそうですが生成指示を拒否する技術がその程度では根本的な解決にはなりません。
「生成 AI の学習に用いるデータセットに含まれているデータについて、権利者等から、将来的な生成 AI の学習に用いる際には当該データを学習用データセットから削除する要求を受け付け、実際に削除を行う措置。」
↓

★無断転載された絵は元の作者が誰なのか分かりにくく、無断転載が繰り返されるうちに赤の他人が「これは自分の作品だ」と嘘の権利を主張する場合もあります。 イラスト生成AI は海外で開発された技術なのに、日本の企業や文化庁が権利者の要求を正しく受け付けて削除してくれるのですか？そもそも勝手に使っておいて「嫌なら削除申請を受け付けてやる」というのはあまりにも身勝手で傲慢です。人の作品を何だと思っているのですか。そもそも他者の作品を勝手に使わないで下さい。
「Have I Been Trained?」というサイトもオプトアウト申請というものが存在しますが、申請しても未だに私の絵は削除されていません。
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
↓
★何故最後に「か」がつくのですか？著作物等を無断で利用されていると被害を訴えてもそんな言葉しか返ってこないという事ですか？
海賊版等、違法にアップロードされているものも学習されてしまうこと
↓
★そもそも何故海賊版、違法にアップロードされているものまで学習するのですか？無造作に画像を収集しているからそんな違法な画像まで盗ってしまうのではないですか？その行為自体に問題があります。
＜AI 利用者の懸念＞
↓
★意図せず著作権を侵害してしまうような危険な道具は作り直す必要があります。
大量の CSAM（児童の性的虐待素材）まで含まれた違法なデータセットから成り立つ画像生成 AI を一度全て消して、著作権を一切侵害していない画像生成 AI を開発してから AI 利用者を募って下さい。問題が山積みの現時点で「AI 利用者の懸念」に対する考え方をまとめようとしても無理があります。
努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評
↓
★膨大な量の画像等を無断使用して作られたイラスト生成 AI の問題点を無視しながら「AI 利用者の努力云々」と言われても説得力は皆無です。同業と名乗る事にも違和感を感じます。そもそも何故努力という話が出てくるのでしょうか？そんな部分まで文化庁がフォローするのならイラスト生成 AI 利用者による従来の絵描きに対する暴言や嫌がらせの行為の数々にも目を向けて下さい。助けて下さい。人間が創造する文化を守って下さい。どうぞよろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000004538

私は消費者と言う立場から要望を送らせて頂きます。私の知人であるクリエイターは、一年前から度々生成ＡＩを用いた中傷や侮辱行為を受けています。LoRA を 2 度作成された上、ネット上に配布されていました。一度目の作成者は海外在住者でしたが、二度目は日本人です。かつ、「この学習データを用いれば、学習元となったクリエイターに金銭を払わず安く絵が手に入る」等とネット上で発言しており、被害者への侮辱と共に経済的不利益を与える目的でも作成された物と見受けます。また、LoRA でなくともプロンプトに作家名を用いて類似の絵柄を出力する等、上記以外のトラブルが今も見受けられ、減少する様子が見られません。

「類似性・依拠性が認められた場合違法となる」とありますが、具体的に何を持ってそれ等を立証する想定なのでしょうか？そもそも生成 AI の学習対象が明らかになっていない状態で、それ等を証明する事は可能だとお思いでしょうか？私にはほぼ不可能な事を求めている様に感じられます。あまりにも原告側の負担と不利益が大きすぎると感じます。

今では生成 AI の出力物を各所で見受ける状態で、市場への侵食をクリエイターでなくとも感じられる状態です。企業が生成 AI を使用することで経費を削減する一方、クリエイターは依頼が減ったと言う話も耳にしています。この様な状態を想定しつつも、立証困難な類似性・依拠性をクリエイター側に求めた上、市場競争を求めると言うのはあまりにも不公平ではないでしょうか。

イラストを消費し、時には金銭を支払う消費者の身として、今の現状に創作物への購買意欲の減退を感じざるを得ません。

●受付番号　185001345000004539

イラストを描いてますが、今の生成 AI は規制されるべきだと思います。
学習されたくない人を学習して、出力、マネタイズする。
本人で描いたかもわからない、クライアント側が詐欺になる。
他人が勝手に画像を使い卑猥な画像を生成しネットにあげる。
など色々ありますが、今の生成 AI は「イラスト描く人（学習される）」が描けば描くほど、生成 AI 使用者に勝手に利用される無賃の奴隷だと考えです
自分の新しい創作物を描いたとしても、すぐ生成 AI 使用者が勝手に学習して出力できる今の環境は正直馬鹿らしい
気持ちを乗せた絵を、勝手に他人の商売道具にされる、色々な思いを込めて制作してるクリエイターが可愛そうでしょうがない

●受付番号　185001345000004540

５．（３）イに対する意見

生成物に対しての著作性は一切なく、著作権はプロンプトにのみ適用されると考えます。生成 AI から出力される成果物の全容をプロンプト入力者は把握しておらず、そこに著作性は一切なく、『創作的寄与があるといえるものがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断される』の一文を記載するまでもないと考えます。他方、『また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。』の一文については妥当と考えます。

現状既に、著作物の無断学習、肖像権を含む画像の無断学習を経ての著作権侵害、ポルノへの利用による人権侵害が起きています。文章に関しても、生成 AI を用いた粗製濫造の『小説』や『実用書』がもっともらしいタイトルで電子書籍として並び、読者を騙す形で不当な利益を享受しています。このような濫用行為は本来の生成 AI 研究開発を阻害し、創作者の利益を損ね新たな作品の創出意欲を損ねる結果をもたらしており、早急に規制し一掃する必要があります。

そのためには、現在の無断学習生成 AI の開発をすべて停止し。許諾の取れた学習セットのみから造られた生成 AI を新たに立ち上げ直すべきです。

インターネット上に存在するあらゆる著作物は、生成 AI の無断学習が行われることを前提として存在していません。研究用を除く生成 AI の学習は全て許諾制、ライセンス制とし、創作者の権利、利益が侵害されないことを希望します。

生成 AI を用いた、利益優先の無断学習と粗製濫造が加速すれば、人間による創作活動は萎縮し、結果、学習元を失った生成 AI もダウンサイジングを余儀なくされます。

生成 AI の健全な発展と正しい活用が行われることを切に願います。

●受付番号　185001345000004541

生成 AI はすでに業務でも活用している。
私はソフトウェアエンジニアとして仕事をしているが、設計案を出す際の相談相手や、機能を実現するためのソースコードの実装案を出してもらうなどに活用している。
しかしながら、出力される内容が必ずしも誰の権利を害さないものである（ソースコードがプロプライエタリなコードの一部であるなど）保証はないため、出力結果をそのまま世に出すことは難しいと考えている。
ソースコードという、どちらかといえば数学のような「誰が見ても答え"となるものが一意に定まる」ものでさえ権利問題が取り沙汰されるのであるから、画像生成 AI のような個々人の「作風」が出力結果に表れやすいものについてはなおのこと、権利問題を意識して活用する必要があると考える。
しかしながら市井の人々が常にそれらを意識して、生活の中で AI を活用するのは非常に困難であると感じる。AI 技術は今後活用しないという選択肢はないが、システムとして AI 出力の健全性を保証することは、今後求められるのではないかと考える。
今日、自動車のギア制御は AT と MT それぞれがある。一般的には AT が普及しているが、自動車にスポーツ性を求める人々は MT を用いる。
AI も同様に、健全性をシステムとして担保した AT 車のような一般普及 AI と、出力に特段の規制を設けずに各自がそれぞれの責任で使う MT 車のようなコアユーザ向け AI に分けてサービスを提供するとよいのではないだろうか。"

●受付番号　185001345000004542

出力物に使用される学習データベースの見直しと公開をする必要があると思います。
自分や親族、友人など身近な人物が不透明な AI データの一部として作品を無断使用されている可能性がある事は極めて不快であり合意できるものではないと感じています。

●受付番号　185001345000004543

生成 AI を使用するのであれば、ベースのデータはパブリックドメインのみにする、またはイラストレーターなどの製作者から使用費を支払う、使用者は個人情報を登録するなど、金銭やり取りを行うか、個人情報を提供することで責任を持たせる必要がある。 現行の作家の著作権は守られるべきである。(現行の作家に AI 製作者は含まない。手書きで制作している者に限る)
手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルになる。AI 生成によりデザイン制作物の価格が下がり、儲からなくなり、賃金が安くなる。結果的に経済衰退につながる。

●受付番号　185001345000004544

AI にネットにあるイラストや漫画を学習させたくないです。

●受付番号　185001345000004545

生成 AI を所持するにあたり、登録や資格を必須化するべきである。

例えばドローンのように登録者のみ所有可能と定めれば、様々な効果が期待できる。一つは、著作権侵害データを AI に学習させる者を減らす効果だ。この効果をより発揮するために、登録の際、著作権に関するテストを通過するか、もしくは著作権講習を受けるといった条件を盛り込むことも合わせて提案したい。

さらに、不正な用途を目的とした使用を防ぐ効果も期待できる。不正用途での使用として今後懸念されるのが、筆捌きや構図を競う目的のコンクールに生成 AI 作品がエントリーされることだ。これらを防ぐには、正しい知識と倫理観を認める所有者登録が有効だ。

●受付番号　185001345000004546

３．生成 AI の技術的な背景について-ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略
の
「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる」
とありますが、これは悪質な類似品生成を行う者にとってメリットとなる一文であると考えます。
i2i 技術においては出力時の目安、イラストトレースで言う下絵となる加工される元になる画像"が存在し、これを基準にしたコラージュ形式に〈近い〉変造が行われます。
加工される元になる画像も学習データであり、膨大なデータの積み上げから出力された最適値をお手本(加工される元になる画像)に沿って貼り付けていく形となるわけですから「単に切り貼りじゃないんだ！じゃあ著作権上問題ないね！」と、元権利者の同一性保持の権利を一切担保しないものという宣言として解釈されるものになると思います。思いますというか、現実にそう解釈して盗作(AI を通してディフォルメイラストの色味を追加し二次配布する)を行う AI 生成ユーザーや、元絵の権利者からの相談に「似ているのは確かだが、権利を主張することは難しい」と言ってしまう弁理士もいます。
元々の国語の数個の語彙では意味をカバーしきれない新技術ですので、「学習データの切り貼りではないとされる」というだけの説明では不十分であり、作風を模倣し商業ルートにのせる偽造、既存作品のタッチや色味を変えて出力する変造、それらを用いて作家に嫌がらせを行う行為、これらが元作家のそれぞれ別の権利を侵害する旨を併記すべきではないでしょうか。
また、「単に切り貼りするわけではない(出力された別物である)」ということは、著名人の顔を差し替える迷惑行為にすら正当性を与えてしまいます。「同一のデータではないのだから当人ではない。単純な切り貼りではない。」で逃げ道を作る論拠にされてしまいます。裁判まですれば当人の納得できる結果にはなるでしょうが、生成 AI のスピード感で手当たり次第にやられると、実在非実在を問わずパクられ側にとって係争は不可能になるのではないでしょうか。イラストを児童ポルノに指定した結果、実在児童の捜査がおざなりになっている諸外国のように、司法行政にもいらぬ仕事を増やし圧迫することになるでしょう。
文中の「通常、」というのも AI の構造上検証が不可能なものですし、命令を書き込んだ生成者にも通常動作と例外の区別はつきません。データ不足で断片的にそのまま出力され実質ただのコラージュとなった場合、生成の結果いずれかの元データと完全な同一性を得た場合、「通常はそうだが…」を保証する者はいないのではないでしょうか。コラージュや他作品のトレースは、イラストレーターであればゲームの企画から降ろされ、漫画家なら休載、悪くてレーベルから追放なんてことにもなりますが、AI 生成者には倫理性を担保する為の実質的な人質になる"立場"が存在しません。現に無法の状態を合法と曲解し、悪質な加工をしたイラストを送り付ける嫌がらせが横行しています。

利用の規則はネガティブリストではなくポジティブリスト化し、生成物にはAI生成というプロセスが孕む不作為的な結果を言い訳にしたアイデンティティを与えないことが肝要になるのではないでしょうか。"

●受付番号　185001345000004547

生成 AI のせいで「AI」というワードに不快感を感じるようになった。
一般人が利用出来ないようにして欲しい。

●受付番号　185001345000004548

好きな作家さんが筆を折る理由になり得るし、自分のイラストが盗作のように使われたら嫌だから。

●受付番号　185001345000004549

生成 AI イラストが蔓延ること、著作権を有することに反対します。嘘を精巧に細工するような絵がいくらでも作れ、絵柄を盗まれる人のことを考えておらず、AI で作ったものに著作権が適用され「いち作品」としてみなされることなんて言語道断です。プロの作家の仕事を潰して死ねと言っているのと同じ。簡単に画像が作れるということを喜ぶのは利用者だけ。その側面だけで便利、手軽と AI 生成が横行すれば、別の側面である作家の仕事がなくなります。作品に対して何時間何日も時間と手間を頭を使い考え抜いて技術を磨き作る作品を作る人間の筆を簡単に折って、すでにトラブルが起こっている。創作の範疇に AI が関わらないでほしい。

●受付番号　185001345000004550

簡単なことしか意見をだせないのですが。
ＡＩによる収集、生成によって人間のクリエイターの利益が損なわれないようにして欲しいです。
すでに、自分がファンとして応援しているクリエイター（アマチュア）（プロ）の方の生成した画像、音声がＡＩにより収集され、模造品として販売されています。
また、ネットで特定のキャラクターの画像を検索すると、ＡＩ生成と思われる画像が販売されており、それが反社会的勢力の収入源になっていると思われることが心配です。規制対応が必要と思います。
また、一方でファンアートなどの二次的著作物に関して過度な規制が行われないように対応も必要と思います。その為には、著作権保護に関しての対応に、出版社、声優、漫画等のグループなど実際にクリエイターとして活動している人物の意見を積極的に取り入れての対応をお願いしたいです。

●受付番号　185001345000004551

クリエータとして生計を立てている者です。
生成 AI を巡る著作権に関しての決まり事は、従来の決まりとは全く異なったものとして慎重に扱うべきと考えます。
新しい技術なので今までのルールが当てはまりません。
よく学習プロセスが人間と同じだから OK じゃないか？という意見をききますが、AI の学習によるインプットとアウトプットは人間のものとは桁違いです。AI がもたらす各マーケットへの影響はいかなる個人がそのマーケットに与えられる影響ともスケールが違いすぎますし、AI が単一でそのマーケットを独占できるぐらいの威力があります。つまり存在そのものが人間と違うので、新しい法律によって規制されなくてはなりません
ここからは、少し人間の感情を含んだ話になりますが、そういった感情も健全な社会を継続、構築していくうえで重要だと考えています。
知財というものには人の努力や時間、愛情やアイデンティティが注ぎ込まれています。そういったものは繊細に守られる社会であるべきだと思います。機械的な模倣、複製などはプライバシーを守るために避けるべきであり、今の著作権法的に OK だというのであれば、著作権法自体を AI を絡めたうえで再定義する必要があると思います。今後、単純な機械的作業によって苦労と時間とお金をかけた成果物が吸い上げられ商業的に再利用させても良いという構図は、制作者のインセンティブを完全に破壊しますし、自発的な文化も壊します。
後出しジャンケンのように状況を眺めながらタイミングよくコンテンツを搾取する行動が得をする形になります。とてもフェアで健全な社会システムとは言えません。
自分の周りでも年月をかけて積み上げてきた技術の成果物を数クリックでリサイクルされてアイデンティティを盗まれて悲しんでいる人がたくさんいます。生成 AI の無断学習によるコンテンツの大量生産は IP ロンダリングです。知財の横流しです。アイデンティティの盗難です。学習元の制作者に対して、許可、対価、クレジットが必要だと考えます（海外だと credit,consent,compensation の 3 C が必要と叫ばれてます。）
制作者たちも AI そのものを悪だと考えているわけではありません。社会的に重要性が高い医療などの分野では率先して使われていいと思います。単純な一般的な規制ではなく分野などで分けた規制が求められていると思います。AI が使われていい分野と規制が必要な分野などで使用に応じたカテゴリー分け、ライセンス分けなどやり方はあると思います。
知財の学習に関しては元の制作者たちがリスペクトされ守られる形を望みます。

●受付番号　185001345000004552

趣味で創作活動をしている身ですが、イラストやアニメを作るにあたって過去の作品から学びアウトプットしていることは作る上で承知していますし理解しています。
しかし、現在学習のためならと無制限に他人の描いた絵やアニメーションを収集したデータを公開、また販売され元となった一人一人のクリエイターに何も利益が出ないのはおかしいと感じます。
利益の有無の他に SNS 上では画風が模倣された AI が販売、またその AI を使用した広告イラストが、無許可で学習に利用されたイラストレーターによって報告された例もあり、クリエイターにとってモチベーションが低下することは十分に考えられます。
また同じ様な画風のキャラクターが乱造され本当に努力の結果描かれた作品を見ても生成 AI で出力されたものではないかと、思うことが多くなり単純に創作活動やイラスト鑑賞ができなくなっています。
上記の意見より生成 AI に対する国内外の法整備や規制が必要だと考えます。

●受付番号　185001345000004553

・好きな作家さんが自身の作品を生成 AI に勝手に取り込まれ悪用され、とても傷ついているのを見たこと、そしてこれからもそういった被害に合うクリエイターさんが増え続けると考えると、そんなことは許してはいけないと思った
・事実として、オクスフォード大学によると生成 AI には膨大な量の違法な児童の性的虐待画像が学習されていたことがわかっていること
・誰かの絵を見ても、これは生成 AI によるものではないか、と毎回疑うようになり、作品を心から楽しみにくくなった
上記から既に生成 AI によって多くの人が被害に合っていること、文化が失われつつある。よって、生成 AI への規制を強く希望します。

●受付番号　185001345000004554

人が一から手で描いたイラストを AI 生成物と疑われ、それによる誹謗中傷を受けている人を沢山見てきました。また、一から手で描かれたイラストの絵柄を「無断」で AI に学習させ、それを販売する人も見かけました。そのような行為は転売と類似した行為だと思います。ただ盗んだ絵柄を AI にすべてやってもらっただけの絵は、「AI が生み出した、元イラストを真似た絵」であり、AI の指示をした人は、その真似た絵を見せてもらっただけなので、創造性はないです。よって、AI 生成した絵を使用し金銭を取る(グッズに使用して販売する、LINE スタンプを販売する、有償依頼を受ける等)のは即ち自分の著作物ではないものを販売しているのと同じです。例えばだれかに描いてもらった絵をあたかも自分が作ったように売るのと同じです。金銭を取る権利はありません。そして無断で他人のイラストを学習させるのは、著作物を盗むことです。

●受付番号　185001345000004555

1 人の絵描きとして意見を述べさせていただきます。
どうして自分の好きな事をするだけで、絵を描くだけで、
自分の作品を奪われる心配をしなくてはいけないのでしょうか。
自分の作ったものを勝手に盗まれ、勝手に取り込まれ、勝手に「自分の作品だ」と言われるのです。
勝手に、それで利益を得ようとするのです。
自分が何ヶ月もお腹を痛めて産んだ子供を、「貴方の子供の顔が好きだから」と言われ、同じ顔をした子供を数分でポンと産まれる様なものです。
しかもそれを「私の子供です！」と言い、あまつさえ写真集などを売り出し利益を得ようとする。
それはポルノ写真かもしれません。
生物か、データとなった自分の作品か その違いです。
生き物とデータだったら大違いかと思われるでしょうが、
クリエイターにとっては同じです。
自分から生まれたものですから。
何年も向き合い続けて生まれた大切なものです。
その大切なもので生きていこうとするのを止めさせないでください。
イラストだけではありません。
AI は世に言われるフェイク画像、以前あった岸田総理の動画や、被災地の画像もです。
貴方の子供の写真も勝手に取り込まれ、ポルノ画像として今も売られているかもしれない。
犯罪に巻き込まれるような写真に使われるかもしれない。
人の命がかかっている場面でも、無駄な混乱、パニックが引き起こされるんです
お願いです。
“AI を使えば楽になる”で済ませないでください。
そして、どうか絵を描かないから分からない で済ませようとせず、
絵を描く人やクリエイターの意見を見るだけではなく
対面もして意見を聞いてくれませんか。

●受付番号　185001345000004556

AI を安易に芸術分野に使うことは反対です。
AI の技術の参考元となるのは生身の生きた人間の活動による生成作品です。
現在はインターネット上から無秩序に他人の著作物をコピー、学習資料として成り立つものがほとんどだと考えています。
芸術活動は人間に備わった力であり、完全に止めることはできません。
しかしながら、その活動が全て AI に学習され再使用されることを全体とし、賃金や報酬が発生しないものと見做されるならば、新たに創作活動をする人はいなくなると思います。文化の発信がなされなければ、AI の全体条件も成り立たなくなると思います。
どうしても利用したいのならば、著作権、肖像権、その他権利関係の法令の見直し、厳罰化、生成 AI の免許制など、適切に作品を管理する仕組みが構築されなければならないと考えています。

●受付番号　185001345000004557

個人のイラストレータです。
仕事の依頼絵の受注で
学生だから後払いにして欲しいと要望があり
何日にも渡り、やりとりでラフを約３０枚描き依頼主に送りました。
その後メールで
「もうラフあるんで後はAIに取り込むんで
お前の仕事は終わったよクズが」
と送られてきました。
ＡＩ利用者にラフ絵を無断学習されました。
私のやり方にも問題がありましたが
現状では誰でも簡単にＡＩが利用でき大量に複製することができるので多量に悪用されれば個人では対応に手が回らなくなります。
大手や企業でやっていない個人のクリエータではＡＩ利用者に損害賠償を請求するにも手間、時間、費用が掛かりすぎ泣き寝入りするしかありません。
個人ではＡＩによる著作権侵害対応のマネジメントが難しく対抗手段も無いに等しい状況です。
ですからＡＩ使用に規制、厳しい罰則を設けて欲しいのが私の意見です。
企業、団体ではなく個人でやっているクリエイターの意見も参考にしていただきたいです。

●受付番号　185001345000004558

イラスト生成 AI を利用しているものです。
項目の４番「４.関係者からの様々な懸念の声について」について意見を提出いたします。
利用としては、
・小説の挿絵
・イラスト集の販売
以上になります。
具体的にどの様に規制や法整備をしたとしても、関係のない第三者が軽々しく判断や虚言の流布などが出来ないような環境を作っていただければ幸いです。
現状 AI 推進派と反対派の間での論争は耐えません。
コミックマーケットにて著名なイラストレーター様が「AI を利用している」と濡れ衣を被せられ、話題になりました。
そのため今回の規制では【商用利用する場合は、生成 AI イラストか否か】を表記を義務付けることが大事かと思っています。
無表記のものは人力によって書かれていると判断出来るようにすれば穏便に進むかと思っています。
また今までは「画風が似ている」や「既存のキャラクターに似ている」という場合でも、手書きならば「ファンアート」という形で、半ば黙認されていました。
しかし生成 AI イラストが出現してからは、そういうファンアートイラストも「生成 AI イラストによって生み出されたものならば SNS 上での私刑が許される」という過激な状態になっています。
曖昧な意見で「あの人が使っている学習データは海賊版」や「有名なイラストレーターさんの集中学習を使っている」という意見はきちんと専門的な機関によって要請するような形にしていただき、その要請も商用利用のイラストのみ対象（クリエイター支援サイトなどは例外）にしてください。
長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004559

生成 AI 促進は断固反対です。人から創作する力を奪うのはやめてください。

●受付番号　185001345000004560

１．はじめに
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４．関係者からの様々な懸念の声について
５．各論点について
（１）学習・開発段階
（２）生成・利用段階
（３）生成物の著作物性について
→・イラストレーター個人の絵だけを学習させて、その人の絵と誤認させる形で作成し、SNS へ公開やイラストの販売まで行うことでその人の創作活動や商業活動に影響が出てしまい、活動をやめてしまう人がいるのが嫌。
これらは悪意があってそうする人と悪気なく当然の権利と思ってする人といるため、そうした利用方法について悪意の有無はまだあまり関係ないように思う。
・声優の喋ったセリフなどを様々なアニメやゲームから抜き出して学習させ、その声優に好きに喋らせられるような学習の方法が SNS で話題になっていたが、営業妨害だと思う。それによって活動を辞める人がいないか心配。
（４）その他の論点について
→・「学習に用いた著作物の開示」について、
特定のイラストレーター・声優・実在の人物とわかるような生成物や、海賊版を利用した生成物等は使用した学習データを確認するしかないように思う。
なので、学習に使用したデータが閲覧できる状態が望ましいのではないか。
・著作権侵害にならないと思って SNS 公開やお金を取る行為をしている人、それを擁護するために利用された側の人へ誹謗中傷する人など、とにかく悪意のある行動が散見される。
AI の技術進歩自体は応援したいが、第一にはそうした被害者が出ないように、保護されるようにしてほしい。
６．最後に

●受付番号　185001345000004561

1.はじめに
まず、私は今回のようなパブリックコメントについて今までその存在すら知らず、現時点でも知識がほとんどないので、形式や使い方が間違っている可能性があります。
それでも少しでも多くの人が動かなければ大変なことになると考えた為、意見を送らせていただきます。
私は現在の作成 AI の使われ方には問題があると考えます。
5.各論点について
(1)学習・開発段階
現在ネットなどで見かける作成 AI は、ほとんどのものが著作権や肖像権を無視し他人の著作物、写真などを無断で取り込んでいると認識しています。
「学習」という観点では、人間もネット上や現実の様々な場所から技術を吸収し、それらを基に作品を作り上げることもあるので一見すると同じことのように思えますが、事実現段階で明らかに他人の作品に酷似しているものや他人の絵柄を丸々学習させて作り上げたもので商業的利益を上げている人がいます。
これらは人間が行ったとしても多くの場合で批判される行為であり、個人間で楽しむ分には容認されていることがあっても利益を上げるような商用利用は罰せられる行為だと認識しています。
作成 AI でのこういった行為は厳しく取り締まるべきだと考えます。
しかし、そうすると「様々な作品を多く学習して元の作品が分からなければいいのか？」という問題が出てきますが、それもまた容認してはいけない問題だと考えます。
そもそもが見たものを完全に吸収し再現出来ない人間と違い、AI はデータとして著作物をそのまま吸収してしまいます。
吸収したものを組み合わせて違う形に作り上げたものははたして「別の新しいもの」と言えるのか？私はそうは思いません。
技術の進歩として普及していきたいのは分かります。しかし今の AI の使われ方に問題があるのは明らかだと思います。
著作権など権利のないデータについては今まで通り自由に、権利の発生するデータについては権利者から買い取るなどして同意を取る等、法整備をきちんと行えば運用は可能であると考えます。
知識の浅い拙文で失礼いたしました。
現代の素晴らしいアーティストや創作者様たちの努力や想い、未来が無下にされないことを祈っています。

●受付番号　185001345000004562

AI で仕事が奪われた人、著作権侵害や嫌がらせのために AI に絵柄の模倣をさせるといったことが起こっています。AI に絵を学習させるということは絵空事です。学習のために AI に吸収された絵をほとんど加工なくそのまま出力することさえあります。これは AI とそれを悪用する人達による絵の大規模な盗作です。
AI による絵の学習・出力は犯罪です。AI を使った盗作・著作権侵害を許すような法案は通さないでください。
AI による一切の絵の学習、出力、商用利用は全て禁止にするべきです。

●受付番号　185001345000004563

AI 学習による画像生成はデジタルツールで作成される絵とは違います。
そもそも現在市場に出回っている学習モデルにクリーンなデータセットを利用しているものは一つもありません。個人で開発されたモデルなどはその最たるものです。現在流通しているデータセットはポルノ画像などの違法な画像、各種 SNS にアップされた本人の学習許可のない写真など、あらゆる違法なものが含まれています。これらが国益になるのでしょうか。違法なもので国益をなしたとして、国際社会の目線はどんなものでしょうか。周りの国が AI に対してどのような対応をしているのかくらい、ちょっとニュースを読んだら分かると思います。どうして規制しているのかも、文書や外国語を読みなれている官僚の方なら何を言っているかくらい知ることはできると思います。
例えば、あなたの娘さんの、裸の写真でさえ勝手に学習されていたとしても、そのデータセットを喜んで誰にでも差し出すのでしょうか。いくら狂っていても、誰もそんなことはしないと思います。しかも勝手に学習されていて、除外はされないし、誰も消してほしいと言っても消してくれません。それでもいいんですか？
デジタルツール（クリップスタジオペイントなどをはじめとした描画ツール）は、人が書かなければ何も出てきません。最もイメージしやすいのは iPad のメモアプリに付加されている描画ツールでしょうが、その他の描画ツールやペイントソフトでやっていることはそれと基本事項は変わりません。
デジタル描画ツールは紙に描く絵とほとんど変わりありません。人間が手で書かなければ、絵は勝手に出てきたりしません。それに使われているブラシやトーンツールは、漫画家やイラストレーターが紙に描くときに使っていたものが、デジタル環境で精密に再現されたから使えているだけです。それらの取り込みは人力です。ペイントツールで何ができて何ができないのか分からないのなら、それを開発した会社に問い合わせたり、サイトを見たり、自分で使ったりしてみればいいはずです。
それをせずにこれらを押し通したいのなら、ものやものづくりに対する態度が悪すぎると思います。学校でもそんな態度や姿勢は注意してもらえます。相手の立場に立ってよく考えてみましょう、とか言われませんでしたか。イラストレーターの人は本当にこの素案で喜びましたか。
そんな記憶もないと平気で言えるような人間を育ててしまった人がいることに大変驚いています。そんな人が学校教育で育つような現状であるのが残念でなりません。
何のどこまでが ai だとお考えなのかはわかりませんが、デジタル描画ツールを AI 画像生成ツールだと考えている見当ちがいな知識をお持ちの方を委員会など意見できる場に追加するのはやめていただきたいです。
委員会にはイラストレーターなど現場で仕事を「本当に」している方はいらっしゃらないと思いますが、なぜイラストを仕事にしているご本人たちを委員会に追加なさらないのでし

ょうか？　現場の意見を欠いた委員会や素案の提出は、贔屓目を抜きにしてもおかしいと思います。そのようなことは少し考えれば分かるはずですが、それすらしない人たちに国の未来や自分の人生を預けていたことが、私は残念でなりません。こんな国に人生や未来を預けたくありません。死にたくなりました。
人が体を痛め、心を削り、何度も何度も描き直して血反吐を吐いて作ったものを、ひとの裸も望まない写真も一緒くたに踏みにじって学習したもので作る ai といっしょにしないでください。あれは、ひとに対する冒涜です。
こうした生成 AI への反対意見を「無視していいです」などと書き込む方がいるかと思いますが、それこそ無視してください。彼らはイラストが描けることが（努力すればある程度できることのはずなのに）特権であると思い込み、イラストレーターを目の敵にしているだけです。努力もしないで成果だけ欲しいというのは、言い換えれば不労所得と同じことです。これだけでは犯罪とはなりませんが、それだけで人の努力や恥ずかしい部分を盗んで、勝手に使ってもいいのでしょうか。
生成 AI で誰でも絵が描けるようになるのは間違いです。人は、描こうと思って努力すればある程度描くことができるし、そのほかのことだってやろうろ思って努力すれば、実現することは可能なはずです。
イラストレーターの方々はそうした努力を、体を壊しながら、批判意見に心を痛めながら、いろんな苦しみの中でしている人たちです。仕事がイラストレーターではない人たちでさえ、全員努力をして今できることがあって、そこで働いているはずです。議員の方も、今生きて働いていれば全員そうです。
私は、この素案に反対です。然るべき方との正しい議論がされないなら、生成 AI は誰でも使えるようになるべきではありません。

●受付番号　185001345000004564

求めるもの：特定個人の作風をコピーしたもので利益を得たり特定個人へのなりすましや嫌がらせを行うことで創作行為、生業を侵害する行為を禁止、罰則を規定すること
例としてゴッホのデータを学習した生成 AI を用いてゴッホを名乗りゴッホらしき作品を生成してゴッホに不利益をもたらした場合、ゴッホがこれをやめさせることが出来る権利を持つべきという考えです
・例えばこの世の全ての著作物を読み込んだ生成 AI が特定個人と判じえない生成物を出力できることについては問題ないと考える
・生成 AI の利用用途が特定個人に対する何らかの侵害を伴う場合、規制する手段がないと多くのアマチュア創作家が創作活動をやめてしまう可能性が高い。（心が折れる）
・実際に特定個人の作風を強く真似た結果を出力できる LoRA が海外サイトで販売され、LoRA で真似出来る作品に価値はないと強く嫌がらせを受けているアマチュア創作家が出ている状況がある
　特にイラストレーターは LoRA によって誰の目にもわかりやすく模倣され、絵に詳しくない一般の人からすると区別がつかないと言われており
　著しく侵害されている
・これまで模倣とは精度が低く、よほどの熟練者の能力と資金がなければ難しかったものだが
　LoRA データによって誰でも簡単に高精度の模倣ができる以上、それによって作品性や作家の創作意欲、利益などが侵害されやすい状況が放置される場合
　我が国の創作全般の機会を大きく損なう可能性があり、クールジャパンに代表される作品を支える若い人材の育成にも悪影響が大きい。
・AI で作品が作れるなら自分が努力して技術やセンスを磨いて作品を作る必要がないと思われてしまえば、それが世間で許されているとなれば、誰も苦しんで創作をしようとしなくなる。
・「簡単に先人の高精度模倣が可能で、やっても法律上問題がない」状態にしてはならないと強く警告します

●受付番号　185001345000004565

私はイラストレーターとして絵を書いてお金を稼いでいる者です。独立してすぐに画像生成 AI が流行し画像生成 AI を使った事例を拝見し、多くの不安や憤りを抱えているのでご意見を送らせていただきます。
まず知っていただきたいのは現状の画像生成 AI が作る画像はインターネット上の多くの画像の切り貼りでしかなく、そこには著作権も法律も無いという事です。イラストレーターや漫画家が一枚の絵を描く際、出典元がわからない写真などは原則として使用しません。なぜなら、版権元の方や納品先の方に多大なるご迷惑がかかることを考えているからです。なので自分たちで写真資料を撮りに撮影取材に行く、モデルの方を雇い撮影をするなどをしています。先述の通り、現状の画像生成 AI が作る画像はインターネット上の多くの画像の切り貼りでしかありません。このようなものをイラストレーター、漫画家が商用利用することは難しいという事を知っていただきたいです。
もう一つ、現状の画像生成 AI による悪用の被害が世界中に出ております。イラストレーターとして活躍している方が絵柄を完全コピーされ、悪用される被害報告があります。殺害予告や過剰な煽りなど、様々な被害報告がありそれはあまりにも酷すぎるものです。また、画像生成 AI について反応するだけでそういった被害の対象とされ、嫌がらせをされるケースもあり、私もいつ絵柄を盗まれ、嫌がらせをさせられるか不安です。有名になりたい、自分が作った漫画やイラストを沢山の人に見てもらいたいという気持ちはどこかへ消え、今は画像生成 AI が規制されず無法地帯となった状態がとても辛いです。何十年も絵を書き続け、デッサンを練習し学校で学び自分の絵柄を確立させ絵で食べていくのは並大抵のことではありません。それが簡単に盗用されてしまう世の中でよいのでしょうか。（参考としてとあるイラストレーターの方のツイートを引用します。ご確認のほど宜しくお願い致します。[redacted]　私もすべての情報は把握できておりませんがこのような事例は 1 年間の間に何件もあります。）
また、これから芸能界、政界、スポーツ選手その他顔写真がインターネットにでるような機会があるすべての人々の、例えば裸のコラージュ写真が誰でも無料で簡単に、技術もいらずつくれるようなものが画像生成 AI です。実際に[redacted]さん、日本の女優など被害にあっているようです。このような現状になんの規約や法律対策がなされないのはおかしいと思いますし、すべての業界の衰退に繋がります。（参考として一般の方のツイートを添付します。KPOP アイドル 1[redacted]　2 自殺例も出ております[redacted]）
財政破綻しかけた韓国を救ったのは KPOP などの文化でした。日本にも漫画やアニメという強みがあります。しかし何より漫画やアニメが好きな国民性ありきではないでしょうか。人材を蔑ろにし、便利なものや目先の利益だけを見ていては何もかもうまくいかないと思

います。また、海外の漫画、アニメユーザーにも画像生成 AI は嫌われています。画像生成 AI を推進したいのであれば批判の声にもっと耳を傾けて欲しいと思います。そして、信頼できるイラストレーターや会社に依頼し、現状の既存画像のつぎはぎや悪用可能な画像生成 AI ではなく、クリーンで規約もしっかりとしたな画像生成 AI を日本で制作してほしいと思います。
私は現状の画像生成 AI は使いたくありませんし、今後も使う予定はありません。
最後にイラストレーターとして業界で何年も活躍している方が書いたブログを参照させていただきます。[redacted] このような被害報告、イラストレーターが抱えている思いをすべて目を通してください。

●受付番号　185001345000004566

素案について、バランスの取れた良い案であると思いましたが、「情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例」および「海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のために複製すること」に関する内容について不鮮明であると思いました。
具体的には、保護措置が行われた著作物が転載され学習される事例は十分に考えられますが、その場合保護措置は無意味化してしまうため、そのような事例の確認・対応・責任所在について一定のルールが必要ではないかと感じます。
たとえば学習元 URL を示すログ等の情報開示をもって証跡とするとともに、その証跡を根拠として不法データの除去等の措置を講じる努力を課す…など、正当な権利に基づく学習であることを示す情報と、不法な情報が混入していた場合の対応責任を明確にする等。
グレーゾーンになりがちな箇所であるため、より明確化されることを期待しています。

●受付番号　185001345000004567

まず、基本的な考え方として、”人間が行ってはいけないことはAIが行ってもいけない”、”人間が行っていよいことは AI がおこなってもよい”ということが最もシンプルで明確な方針となります。
そうでなければ明確な説明や論点整理を行うことはできないでしょう。
【全体的に】
著作権は非常に強力で排他的な権利なので、むやみに強化するのは著作権者以外の権利を侵害しかねません。
基本的には現行の枠組みを維持し、AI 企業に画像、動画、音楽の場合、ウォーターマーク付加を義務づける方向性で議論していただきたいと思います。
【p34（３）生成物の著作物性について】
生成された時点（一切加工していない段階）は、同様のパラメータを与えれば理論上、同じものをそのたびに作成できるので、著作物とみなすべきではありません。

●受付番号　185001345000004568

生成 AI の法規制に関しては海外と足並みを揃えるべきです。
海外において既存の著作物からの学習を規制するような法案等が成立したものと仮定し、もしその場合日本のほうで一切の規制を設けずに国内外問わずあらゆる著作物からの学習を許可してまえば海外の著作者から自身の創作物を不当に使われるのではないかと判断され国内の創作物全般の信用を失いかねないためです。

●受付番号　185001345000004569

生成 AI は、現状ユーザー側に把握されていて市場に出回っている物だけでも
［既存の作品を無断で］集めた物で成り立っています。
中には、児童ポルノと一般的に呼ばれる卑猥な物も入っている。これは漫画などではなく実際に撮影されたものである。
そうなると法治国家である日本が何故こんな物騒な物を推進しているのか？と諸外国から非難されます。ただでさえ、世界からは児童ポルノや盗作と言うものは倫理違反、犯罪行為として認識されているものであり、規制の厳しいアメリカや EU 諸国の情報を見ていれば規制されている、所持しているだけでも罰則がある非合法な物。それを日本国では承認しているような物です。事実、他国の生成 AI 企業を日本国内に誘致している様な動きも見える。これは民主主義国家の私達の意思や意見、尊厳を全く無視した行為としか思えない。貴重な水資源を莫大に利用し、作り出すものといえば
他人様の著作物や肖像権と言った、本来なら法律で守られているものを、混ぜた代物。これを搾取と言わずしてなんと言うのか？余りにも有識者が無知なのか、幾らか貰ったのかは政の世界は暗く見えないが、日本に住んでいる日本人を蔑ろにし過ぎている。[redacted]を多額の税金で助け、死刑にする事は美談の様に語るが、私達クリエイターの事は部品以下としか見ていない事がこれまでの動きで判る。
日本の事を少しでも思うのであれば、生成 AI は追い出すべき
異物である事は、少しネットの情報を見れば誰にでもわかる。
人間の尊厳と、自由を国が奪うのであれば、最早ここは日本国ではない。
考えろ、考える力を放棄しないで下さい。
メイドインジャパンが
ブランドであれるのは
日本人が作った軌跡である事を
忘れないで。

●受付番号　185001345000004570

項目 4 関係者からの様々な懸念の声より
私自身絵を描く側のものなので、創作側が現状の生成 AI に感じている事、周りで実際に起きている事や懸念の声をお伝えしたく記載いたしました。以下ご査収いただけますと幸いです。
　実際に周りで起きていること
ラフのみ受け取ってから自ら AI で完成させる行為がある事。それにより創作者の精神的苦痛が生じている事。
クリエイターに対して中傷や嫌がらせ行為がある事。お前の絵は AI で代替できる等の発言、AI 画像なのに自作自演、特定のクリエイターの画像や声を集中して学習する行為等。
無断学習や攻撃を恐れ、安心して作品を発表できない事。
創作をしない方が雰囲気だけ良い AI 画像や AI 楽曲、AI 動画を賞賛する行為。それにより創作者への精神的苦痛、創作意欲低下が起きている事。
無断学習が合法とされている事で、嫌がらせ行為をする生成 AI 利用者が嬉々と嫌がらせを正当してくる事。
災害時、ゴシップニュース、政治関連のニュース等にディープフェイク画像で人をだます行為。
人の写真で性的画像を作成したり、違法なものが簡単に作成されている事。
　生成 AI に対する意見 1
創作者が守られない法律は創作文化を衰退させると思います。創作者が生成 AI 利用者に言葉や行動で攻撃されている現状が沢山見られる為、生成 AI の利用規制は必要だと思います。
現状の法案では、創作者を守る事よりも生成 AI 利用を促進しているものに感じます。
生成 AI はライセンスがあやふやで、創作活動において使える代物ではございません。利用したとしても、自分の思うように作成できず結局手直しすることになるので、最初から手描きで描く事のほうが速いですし、構図が崩れているものは参考になりません。
無断学習を合法としているのは、創作者にとっては不利です。創作者の創作意欲を著しく低下させていると思います。
生成 AI を活用していく方針ならば、誰でも生成 AI を利用できるのではなく、免許制にしてほしいです。誰でも簡単に使える事が、創作者に対して多くの侮辱行為が見られる原因になっていると思います。芸術を生業とする界隈が、芸術を軽視されスラム化している状況には黙っていられません。生成 AI の利用規制を強く望みます。
　同項目中　努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評という懸念点について
こちらは生成 AI 利用者に対しての意見になってしまいますが、思う事がありましたので記載させていただきます。

無断学習した創作物を、自身の作品として発表するのは根本的に違うのではないかと思います。それは努力ではなく搾取だと思います。
創作者が何年も何十年もかけて作りあげてきた作品を無断学習し、1 時間単位の努力で AI で作成し作品として発表するのは、創作自体を軽視されている印象で好意的ではないです。クリエイターも他者作品を真似して作品作っているから AI も変わらない等の意見も聞きますが、実際に真似して作品作りをしたとしても思うように真似して作れません。あくまで参考として他者作品を見るようにし、作品制作時はオリジナル要素を加えて、参考元の制作者様に迷惑のかからないよう気をつけて作品制作をしております。そういった配慮を生成 AI では出来ないからこそ、不満に感じております。
　生成 AI に対する意見 2
時短で簡単に作れるを生成 AI で推進するのであれば、芸術分野以外で活用していってほしいです。作品作りに時間がかかるのは当然の事ですし、その努力があって世に素敵な作品が誕生していると思うので、その努力を踏み躙ったり心を折るような現状の生成 AI は支持出来ません。
再三になりますが、安心して創作活動ができるよう生成 AI 利用の規制を強く望みます。
拙い文章になり大変申し訳ございません。何卒よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004571

生成 AI による無断"でのイラスト、画像(肖像画像含む)、有償で見れる画像、などがミックスされるという著作権とは？状態はいかがなものか
また、AI に無断で絵柄を学習され、その方が描かない画風(18 禁など)のイラストをかかれたり、そのイラストレーターさんが描いたのか？と思われるほど類似した画風で企業が広告を出し、本人が私が描いたものではありませんと言わないといけない、プロだけでなく趣味でイラストを描く方も AI に取り込まれたりとトラブルばかり見ています。個人で誰もが裁判などおこせるわけじゃありません。そのような被害が増えないためにも今のうちに規制すべきです。"

●受付番号　185001345000004572

4、関係者からの様々な懸念の声について
上記項目に関しての意見と要望を以下にまとめました。
学習元が AI 学習許可をしている場合のみに可能とする。無断での学習は言語道断。たとえ創作と呼べるほどでもない些細な表現であっても、クリエイターが努力して産み出した作品を無断に使用する事に変わりはない為。
AI で生成したものは一目で分かるように分かりやすく記載を必須とする。また、AI に学習させたい元のクリエイターや作家の名前の表記も同様とする。
その際、表記の作家に対し、利用料を 1 作品作成毎に支払うべし。継続的な収入がある場合には学習元の作家に対しても継続的な支払いが発生するものとする。
〈AI 利用者の懸念〉
上記項目に関しての意見と要望を以下にまとめました。
利用者の懸念の 3 に 「努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評」とありますが、この文章の同業とは何を指すのか。おそらくクリエイターや作家を指すものと推測するが、そもそもにおいて AI で生成されたものはクリエイターや作家の作品とは全く異なるもので、同業と表現するのは誤りではないか。
AI 作成方法から考えると、冷評ではなく妥当な評価と言える。
同じく利用者の懸念の 4 に「AI 生成物が著作権とならず、法的な保護の対象とならないのではないか」とありますが、まずクリエイターや作家の作風（絵柄など）が保護されず AI に無断で学習されている時点で論点とするスタート地点にも立っていないのでは。まずは第一にクリエイターや作家の法的保護を確固とするべき。
AI 利用者が権利を主張するのであれば、AI の利用を厳罰にするべき。AI 利用者として正式に登録するか資格や免許を要するなど、乱用を防ぐべきである。
以上、まずはクリエイター、作家の権利を第一に保護しない限り AI についてはいつまで経っても万人に許容される日は来ないでしょう。AI が普及する前に一番大事な事を疎かにしてしまった為に昨今の AI への不信感を増長させてしまったのだと思います。
今優先して議論すべきは蔑ろにされているクリエイターや作家の権利であり、AI 利用者の懸念の必要性などはまだ先の事と考えます。創造性の無い物は人も国も豊かにはしません。

●受付番号　185001345000004573

５．各論点について

（１）学習・開発段階

【「非享受目的」に該当する場合について】

イ「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

（イ）非享受目的と享受目的が併存する場合について

・生成 AI 開発段階でデータのラベリングの際に作者名でラベリングするなど個別の追加学習と変わらないため、システム自体も現行の法律で享受目的であると考えられる。

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

・生成 AI は解析することが目的ではなく、解析したデータをもとに出力し成果物を得ることが目的のため、理念として享受目的である。

よって特定の作風はもちろん、特に意図していない生成であろうと享受しており著作権侵害であるといえる。

（２）生成・利用段階

生成している時点で享受しており著作権を侵害している。

（３）生成物の著作物性について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

・生成 AI に指示し生成した場合、創作的寄与は発生し得ない。

なぜなら実際に生成するのは AI であり、人間が行うのは指示のみであるため、

寄与しているのは指示部分のみである。

また指示部分は予め使用する単語やパターンが決められていて一般的であり、

誰が指示しても指示内容や乱数などが同じ場合、同一の生成物が生成されるため、

指示部分も著作性があるとは言えない。

６．最後に

・全体を通して法第 30 条の 4 をもとに議論が行われているが、

そもそも法第 30 条の 4 が著作権を無視して不当な利用を合法化するものであるため、改正が必要である。

・今までの盗作は個人の技術を必要としていたが、生成 AI によりだれでも行えるようになった。

そのため悪意を持つ者が犯罪を犯すことがようになり様々な被害が発生している。

・国の議論が生成 AI 活用ありきで行われているため、現実に被害を受けている多くの人達を無視している。

国の議論に関わる一部のものが著作権を廃止させたいような言動をとっており。

そのような者が不当な行いを合法化させようとするのは認められない。

・そもそも生成 AI はデータ自体が盗品であり、児童ポルノなどの問題のあるデータも多く、生成 AI 自体に問題がある。
・国が生成 AI を使用した企業などに対して補助金を出すなど、国が問題のある生成 AI を推進しているのは認められない。
・生成 AI は存在自体が認められない。
特定のデータをもとに解析を行いそこから生成することは、例えば医療現場で病巣の発生位置のパターン化など、学術的なケースには必要だが、
現状の生成 AI は文章やイラストなど享受目的であるため、あってはならない。
・現状の生成 AI は著作権だけでなく、様々な権利の侵害や被害が発生しているため、早急に対処が必要である。
・国は生成 AI を推進しているが、実際は日本の文化が海外に不当に利用されているだけであり、生成 AI で IT 先進国になることなどはありえない。
・私の友人を含め、多くの創作者が生成 AI で悪意ある攻撃をうけているため、
創作文化が衰退し始めている。

●受付番号　185001345000004574

創作物の著作権は生きる人間、個人にあり、AI のものではなく、AI を中心に考えるものではない。考え改めるべきだと思います。

●受付番号　185001345000004575

「５．各論点について」の「（３）生成物の著作物性について」 について、意見申し上げます。
結論から申し上げますと、AI を用いた作品（絵、音楽、声等）の有償販売を停止し、AI で作成されたイラストの権利は、AI 作成者は持てないようにしていただきたいのです。
昨今、ネットでクリエイターの方の作品を複数入手し、それを AI に学習させ、許可なく金利目的で販売している AI 使用者が目立ちます。中には同じクリエイターの作品を AI に学習させ、それをセットとし、不特定多数の人々にセットとして売っている人も見かけます。これを利用すると、本来であれば専門学校に通ったり、何十年にも渡って会得したスキルを、無料で横取りされているのに等しいことになってしまっているのです。
これらは、声、絵、音楽など多岐の芸術に渡って行われており、著作者が注意を呼びかけたとしても止めることはありませんでした。それどころか、包丁の写真を送りつけ、殺害予告のメールを何百通も送る事実がありました。
彼らの言い分としては、法律が整備されていないから AI を使って何をしてもいいといった良心の欠如が目立ちます。そして、そしてクリエイター達の努力して獲得した専門技術を兵器で横暴な態度を持ってして、横取りしているのが現実です。
もし、このままオリジナルのクリエイター達が、発表したオリジナルの作品を片っ端から上記のような態度と、無断販売をされる現状が続いた場合どうなるでしょうか。
答えは簡単で、文化の衰退（AI 学習なので、主にデータですきるを会得できる分野）に繋がります。誰も新しい作品を生み出そうとは思わないでしょう。なぜなら、片っ端から AI に学習という名の技術の泥棒をされ、AI が作ったからおまえの絵ではないと主張されるからです。
そして、AI 学習をして上記のような使用をしている人々は、オリジナルの作品を生み出せません。もし生み出せるのであれば、AI は最初から使っていないからです。
そうなると、文化が発展せず、衰退の一歩をたどるでしょう。そして、文化の衰退には発明にも繋がりませんので、観光資源が消滅し、国力の低下にも繋がります。
そして AI 作成者は、あくまでオリジナルがいるからこそ成り立っている存在であるため、AI を使えなくなると、何も生み出せなくなる人間に戻ります。文化の発展にも貢献にもなりません。
だから必死で無法状態の今、作品を生み出し続けているのですが、芸術面においては時間を書ければ技術自体は会得できるので、その努力を怠っている様が浮き彫りになるにすぎないだけです。
アメリカのハリウッドでは、俳優達を 3D データにした後 AI に動きなどを学習させれば、出演料は最初の３D データの撮影をする１日分だけにしようとした映画会社が存在し、一斉にストライキが起こりました。

このように、AI が無法状態であるからこそ、芸術面で食べている人たちの生活が国問わず脅かされているのです。
もちろん、AI をうまく使えば便利になる場面も存在していることは承知しておりますが、本当に上記のような何も生み出さないのに金も掛けず、芸術の発展に貢献しているオリジナルクリエイター達の足を引っ張る、未熟な者たちの、人心に欠けた横暴な振る舞いが目に立ちすぎているが故、将来の芸術面の衰退を危惧し、結論のような意見具申と致します。

●受付番号　185001345000004576

生成 AI が新しいコンテンツを生み出すにあたって、その下地となるデータとして取り込むもの、イラストや文章、音楽、音声について、作者の了解が取れていない場合（著作権の侵害にも関わる）は生成 AI は使うべきではない。禁止にしてほしい。
現在ネットでは完全に無法地帯になり、著者の了承を得ず勝手にイラストや音声が生成 AI に取り込まれており、生成 AI による新しい創作物がたくさん生まれている。これが無許可で行われているのは大変許しがたいことだ。早急に対処を願いたい。

●受付番号　185001345000004577

SNS 上では生成 AI について様々な論説が飛び交っていますが、その中には「生成 AI はイラストを出力する"という目的があるため、情報解析は享受目的が存在するため違法」というような荒唐無稽な論説が見受けられるなど、生成 AI に賛成か反対か問わず、根本的な面において認識不足の人々による論説も多く見受けられます。そういった誤った認識の是正のため、「享受」などの該当する行為が定義のみでは分かりにくい単語等について、現行法での解釈をより分かりやすくまとめた資料が提示されると、健全な認識が広まるように思います。
生成 AI については素案の認識に概ね同意しますが、生成 AI の利用によって、これまで以上に著作権侵害に当たる物の生成のスピードが加速するため、一つ一つ対応するこれまでの形では著作権侵害への対応が間に合わないように思えます。これまでもインターネットの普及による多くの無断転載、デジタル技術の発達によるトレパクの容易化等がなされていることも踏まえれば、著作権侵害への対応の迅速化のための制度の制定や、抑止力として悪質さ等を踏まえた厳罰化を行うことが必要であるように感じます。"

●受付番号　185001345000004578

生成 AI は規制、もしくは免許制にしてほしいです。
免許制で著作権を侵害した場合、運転免許取消のように資格剥奪をして二度と生成 AI を使用出来ないよう厳重に処罰を下してほしいです。
現在、Palworld というゲームのキャラクターがポケモンを AI に学習させ、キャラクターを生成させたのではないかと物議を醸しました。
現段階では、証拠がないため真偽は分かりません。
これが事実だった場合、試行錯誤して作られた数々のポケモンをたった数時間 AI に学習させてあたかも生みの親のように利益を得ていたとしたら、盗っ人猛々しいと思います。しかし、これが事実ではなかった場合、Palworld に対して名誉毀損したことになります。
どこからが違法になるのか、違法した場合は懲役何年もしくは禁錮または罰金に処するといったものを明確に記載してほしいです。
また、生成 AI を使用していないクリエイターに、クリエイターの画像や文章、音声を無許可で学習出来ないよう具体的に法整備を希望します。
好きな漫画家、作家やアニメーター、俳優や声優の生み出したものが無断学習され
本人を苦しめ、死に追いやるようなことが起きないようにしてください。
小学生でも Instagram や TikTok などに投稿が出来る時代です。
きちんと法整備をお願いします。

●受付番号　185001345000004579

【１．はじめに】の記述にて''生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。''とあるが AI 生成物を自身の作品として発表する生成 AI 利用者をクリエイターおよび著作権者と称することは不可能である。
なぜなら生成 AI 利用者が行っている事は生成 AI に著作権が発生しないアイデアや作風をプロンプトとして入力し生成 AI に AI 生成物を出力させているだけだからだ。
もし仮にプロンプトが著作物性を有する文章や画像であったとしても、生成 AI はプロンプトの著作物性を理解し AI 生成物を出力しているのではなく、膨大な学習データ（人間の学習と違い構造を理解していない且つ既存の著作物から特徴や概念を読み取り、単語や短文に紐づけしたもの）と入力されたプロンプトを照らし合わせて機械的に分解、復元、合成し、出力しているだけだ。
だから生成 AI 利用者自身はアイデアや作風をプロンプトに置き換えることは可能だがそれを創作的に表現するという部分はすべて生成 AI が機械的に出力しているため AI 生成物を自身の作品として発表、活動する生成 AI 利用者をクリエイターおよび著作権者と称することは不可能である。
【５．各論点について ．（３）生成物の著作物性について内のイ】について
123 における生成 AI と生成 AI 利用者の関係を人間のクライアントとクリエイターに当てはめた場合クライアント側に創作的寄与が発生し得るとはならないのに生成 AI に置き換わるとその余地が生まれる理由がわからないし、それはありえない。

●受付番号　185001345000004580

生成 AI によって、業界全体が衰退することに繋がる可能性が高く、不安です。
AI の絵に少し手を加えるだけで著作権が付くということについて、生成 AI は「リスペクト」「オマージュ」といったものとは程遠く、SNS に存在する AI 使用者の発言からもそういったものは感じ取れません。はっきり言って生成 AI は「海賊版」「パクリ」といったものに近く、それに手を加えただけで著作権が付くというのは危険です。
また、海外では AI によって実在する人物が性的行為をしているような画像を作り、それで脅して金銭を要求するという事件が起きてるとも聞きます。
この素案では犯罪対策や著作権侵害など悪い使い方を防げているように見えず、改善が必要に思います。

●受付番号　185001345000004581

生成 AI イラストは、違法として扱ってください。
現在の生成 AI イラストソフトは、世界中に存在するアーティストさん達の作品を無断で学習しているものです。
・児童ポルノで厳しく取り締まっているのに、生成 AI を認可すれば、勝手にイラストをを学習されたイラストレーターが誹謗中傷を受け、生成 AI イラストソフトで投稿した本人は知らぬふりをする。
・生成 AI イラストで、有名無名関わらずアーティストの生活が困窮する。また、アーティストでもない人物が利益を得る。
　また、利益も法外な値段で得る可能性が高い。
・これからアーティストとして夢見る人たちが筆を折る。
以上のことから、生成 AI イラストの禁止または法律で厳罰化する必要があります。
海外では既に法律が提案され、どれも現在の生成 AI ソフトに否定的です。
AI そのものではなく、無断で、勝手に作られたソフトは認めない。
勝手に学習された人を守ろう。というものです。

●受付番号　185001345000004582

画像生成 AI はドローンのように免許制にしたほうが良い、現状では個人への嫌がらせ目的での悪用が簡単にできてしまうのは良くない。

●受付番号　185001345000004583

多くの生成 AI はインターネットに掲載された写真・イラスト等を無断で学習させたものであると考えています。
その為に、生成 AI 画像はいわば「多くのアーティストの作品のキメラ」であり、よって作者は「誰でもない」けれど、「インターネット上に作品を掲載したことのある全てのアーティスト」であるともいえます。
つまり、生成 AI 画像に著作権を与えるというのは理解できません。なぜなら、その画像の生成者は 1 人でも、その根底にいる AI に作品を学習されたアーティストは何億人と存在しているからです。

●受付番号　185001345000004584

好きな作家さんの絵柄が学習データに利用され、作家さんは描かないような自殺教唆や性的描写を含む絵を作られたりしたらと思うと不安でしかない。
学習データにされてしまった作家さんが風評被害で筆を置くことになったら痛手すぎる。

●受付番号　185001345000004585

クリエイター側の意見としては、小説、イラスト、音声含む全ての著作物はクリエイターに著作権があり、無断の AI 学習や AI 生成(複製)は権利侵害になると考えています。
生成 AI の利便性は高く評価していますが、他者の権利を侵害してまで利用すべきではありません。逆に言えば、AI 学習用データとして著作物を販売したり、著作者に複製権や利用権の許可を得て AI を使用したりするものであれば、どんどん生成 AI を利用して良いと思います。
確かに、類似性の高い作品が大量に出回るとクリエイターの創作物の幅が狭まります。ですが、生成 AI を一部利用しながら新たに創作することも可能です。生成 AI の全てが悪だとは思っておらず、両者で折り合いをつけながら利用できたら良いと思っています。

●受付番号　185001345000004586

写真を撮る趣味があるのだが、作品が学習データにされるのは大変不愉快。自分が手間暇かけて考えた作品が学習され、似たような作品で溢れかえるのは悲しい。これがAI学習ではなく、他の作家さんが憧れて描きましたという事例なら引用元や資料としてリンクを張ってくれることもあるから励みになるのに、AI 学習ではデータ元へのリスペクトが感じられず、創作にかける熱意を無くす。
現に、写真ではないが某イラスト投稿サイトではAIによって似た絵柄、似た構図ばかり溢れかえって、検索汚染にもなっているのを見ると杞憂では済まないと思う。
また、万が一に被写体の方の顔が学習データに取り込まれて、海外の事例のように性的描写を含む作品でも作られた日には申し訳ないし、許せない。

●受付番号　185001345000004587

「AI と著作権に関する考え方について（素案)」のうち、「5 (2) 生成利用段階 イ（イ）2」の依拠性の解釈には技術的な観点から特に疑問が残るため意見する。本稿の主な主張は次の通りである。

機械学習のモデルに由来する依拠性を考える場合には、問題となる著作物が学習段階で学習された事実のみから依拠性を直接推認することは妥当ではなく、個別に定量的評価が必要である。この主張は情報理論の知見を根拠とする。

本稿の残りの部分では、まず議論の大枠を示し、次に情報理論の知見を紹介し議論が成立することを確認する。さらに実在の生成 AI に議論を当てはめ、本稿の主張が近い将来問題になり得ることを確認する。最後に素案の依拠性の議論に対する所感を表明し本稿を結ぶ。

生成 AI の利用段階において、通常学習用データセット（以降、データセット）へのアクセスは無く、モデルとユーザによる入力から出力を行う。従って、出力がデータセットに含まれる著作物の創作的表現に依拠する場合、モデルに当該著作物の創作的表現が保持されている必要がある。検討の前提として示された事実から、異なる創作的表現は互いに区別可能であるといえる。モデルが保持できる創作的表現の個数に上限が存在する場合、その上限、及びデータセットに含まれる創作的表現の数から、データセットに含まれる創作的表現が学習過程を通じてモデルに保持される確率の期待値の上限が与えられる。即ち、データセットに当該著作物が含まれたとしても、生成段階においてその創作的表現にアクセスした可能性はモデル毎に大きく異なる。この点を評価せずに一律に依拠性を推認することは不当といえる。

情報理論の知見から、モデルが保持できる創作的表現、即ち区別可能な情報の数には上限があることを確認する。クラフトの不等式は区別可能性を残した状態での符号化の限界を与える。

クラフトの不等式「語頭符号が m 個の符号語を持ち、それらの符号語長を l_1, l_2, …, l_m とすると、Σ 2^(-l_i) ≦ 1 を満たす。」

簡単のため、m は 2 の累乗であるとする。符号語長の総和 Σ l_i が最小となるような l_i は二進対数 lg を用いて lg m である。

ここから n 個の創作的表現を含むモデルのサイズは n lg n [bit]を下限とすることがわかる。創作的表現の個数に対するモデルサイズの下限、即ちあるサイズのモデルが含みうる創作的表現の個数の上限が与えられたから、先の議論が成立する。

この議論を画像生成 AI、Stable Diffusion v1 について当てはめる。開発者らによれば、データセット LAION-2B のうち、一定スコアを獲得した 6 億枚の画像から 4.27GB のモデルを得ている。モデルが含みうる創作的表現の上限は、およそ 12 億個である。ここで、一枚の画像が含みうる創作的表現の数や、複数の画像間での表現の重複が問題となる。しかしながら、表現の類似が稀にしか起こらない範囲ではデータセットの含む創作的表現の個数は画

像数に比例する。また、先の議論はモデルが含みうる創作的表現の上限を与えるものであり、現実にはこの上限より相当少ない量の創作的表現しか保持しないであろうことを考慮すれば、データセットに当該著作物が含まれることのみを持って依拠性を推認することの妥当性は近い将来問題となろう。

以上の議論は生成 AI の出力がデータセットに依拠しないための技術的措置の有無に関わらず成立していることに注意せよ。

本稿で指摘した問題は、情報理論が提供する情報に対する定量的な視点を欠くことが原因であろう。情報理論の専門家を交えた議論が成されることを強く望む。

また、素案ではモデル、利用者による依拠のみを問題としていたが、利用段階で用いられるプログラムも生成結果に影響を与えうる。プログラム作者が過去に触れた著作物への依拠が推認されるか否かという点にも関心がある。特に、現在の素案ではモデルを起因とする依拠について生成結果への寄与の多寡やモデルに保持される情報の具体的内容を問題としていないため、出力が依拠する著作物の範囲が無制限に拡大されるのではないかという危惧がある。

さらに、学習用データの枯渇問題が存在するように、人類の利用可能なデータ全てを学習させた AI が生まれようという勢いである。単にデータセットに著作物が含まれたことで依拠性を推認するのでは、類似性のみによって著作権侵害の判断がなされることになるのではないだろうか。

最終的な報告にあたって、定量的視点が盛り込まれることを期待する。

●受付番号　185001345000004588

Ｐ２「生成ＡＩに利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた」とあるが、そもそもクリエイターとは自分の手で描くなどの創作活動を行う人のことだ。
生成ＡＩによって作られたものの作者は生成ＡＩであり、生成ＡＩユーザーではない。
故に、生成ＡＩの利用を中心に据えている人のことをクリエイターと表現するのは不適切である。
Ｐ４「ＡＩについての議論が、人がＡＩを使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある」とあるが、生成ＡＩを使用する人と使用しない人とでは、創作活動への想いが異なるので、同じ土俵で議論するのは不適切だ。
生成ＡＩを使用せずに創作活動にあたっている人（以下クリエイター）は、創作活動に並々ならぬ愛情を持っており、その愛情を形にするのに試行錯誤を繰り返し、努力を続けている。
しかし生成ＡＩが創作したものには、作り手の感情はもちろん、試行錯誤や努力も入っていない。そのため、クリエイターが作ったものと生成ＡＩが作ったものは、別次元のものと認識した上で議論を進めるべきである。
Ｐ５「私的使用のための複製は権利制限規定の対象」だが、生成ＡＩに学習させるということは何かを創作することを前提としているため、著作権セミナー「ＡＩと著作権」のパワーポイント２８Ｐにある「「ＡＩ開発・学習段階」と「生成・利用段階」で分けて考える必要がある」というのは現状に即していない。
少なくとも権利制限規定の対象からは外し、より厳しく規制するべきだ。
Ｐ１４「＜ＡＩ利用者の懸念＞の「３」について、技術を磨く等の努力をしていないのだから、「努力せずに作品を作って」と評価されるのは当然だ。
このような人には権利は発生しないので、守る必要もない。
守るべきは、創作活動のために努力を続けているクリエイターとその作品だ。
無論、「クリエイター」には生業として創作活動をしている人だけでなく、趣味で創作活動をしている人も含まれる。
Ｐ２３インターネット上のデータをアップロードしているのが公式か否かで、適法か違法かを判断することは可能ではないか。
そもそも事業として生成ＡＩを開発及び使用するのであれば、無料で閲覧出来るデータを学習対象にすること自体があり得ない。公式に対価は支払うべきだ。
それを抜きにしても、判断が難しいから、違法アップロードされたデータをＡＩが学習してしまっても仕方がないとでもいうのか。
海賊版を取り締まる庁の発言とは思えない。
海賊版そのものが著作権侵害なのだから、海賊版を利用したものも著作権侵害に当たるのではないか。

Ｐ２４では「海賊版であることを知りながらＡＩの学習のために使用することは著作権侵害にあたる可能性がある」とのことだが、海賊版であることを知らずに学習に利用した場合は著作権侵害に当たらないのか。
何かを作るにあたって、元となるものが適法なものであるかどうかを調べるのは創作者の義務だ。
義務を怠っているのだから、著作権侵害と見なすべきではないか。
「慎むべき」と生成ＡＩ作者及び利用者に呼びかけることは大切だが、それ以上に「してはいけない」と法律で規制することの方がより大事で、確実にクリエイターの権利保護に繋がると考える。
Ｐ３５　１、２、３の条件をそれぞれ満たせば著作物と認められるとのことだが、誰がどのように判断するのか。
指示が何文字以上、試行回数が何回以上、選択する生成物が何個以上、などと基準を設けるのか。
基準を満たせば全て著作物と認められるのか。
これらの基準は、全てボタンを押すだけで満たせる。
故に、基準を設けることは何の役にも立たない。
生成ＡＩが作ったものは、数々のクリエイターが作ったものを何の努力もせずに模倣したものに過ぎない。
故に生成ＡＩが作り出したものには著作物性は発生しないと考える。
この素案は、クリエイターをないがしろにしている。
生成ＡＩについて調べて、私は「生成ＡＩは文化・芸術の世界には必要の無い技術だ」と感じた。
生成ＡＩの開発は恐ろしい速さで進んでいて法整備が追い付いていない。
だからこそ、現時点での生成ＡＩの利用は、企業のデータ収集や公的文書作成などの企業内部での利用に留めるべきだ。
文化・芸術の世界では、既にクリエイターの権利が著しく侵害されている。
趣味で生配信で絵を描いている人の配信を途中まで見た視聴者が、生成ＡＩに生配信の内容を学ばせ、配信者が完成させる前にＳＮＳにアップロードし、配信者に対してパクリだと発言した事例もある。
そんな世界では創作意欲は削がれるのみだ。
どうか生成ＡＩの利用を厳しく規制して欲しい。
文化・芸術を繋ぎ続けてきた先人の、バトンを継いでいる今の人の努力を、その結晶を、守って欲しい。
文化庁が守りたいものは何ですか。

●受付番号　185001345000004589

【素案を読んだ上での生成 AI に関する要望】
・データセット透明化の義務化
・誤情報防止のための生成マーク表示の義務化
・著作物の無断学習への規制
-
【素案への意見】
4P 2（1). AI についての議論が、人が AI を使わずに行う創作活動の考え方と矛盾しないように留意する必要がある。
→AI とは道具であり人間とは明確に区別される。一人の人間が手で創作を行っても市場への影響は微々たるものだが、生成 AI を使えば低コストかつ圧倒的なスピードで量産することができるため、与える影響も甚大になる。刃物の利用には銃刀法による規制があるように、AI には AI 専用の新しい法律を適用させるべき。人間の創作の考え方と矛盾しないようにするというのは現実的ではない。
-
11P 3（1）ウ. 「この際の生成については通常、学習データの切り貼りではないとされる」
→ 生成 AI はデータセットにないコンテンツを新しく生成することはできない。また生成 AI が学習元の画像の殆どまたは一部（サイン等）を復元（切り貼り）したという事例が多く報告されている。通常の利用でもこのような復元行為が行われている可能性があることを懸念するのは自然だし、そうではないとするなら納得のいく証明をするべき。
-
34P （2）ケ
→生成 AI の出力結果は学習データの質と量に依存している。学習していない新しい表現を産み出すことはできず、学習データの複製情報を組み合わせる以上のことはできない。なのに「学習・開発段階」と「生成・利用段階」で著作物の利用行為が異なると考えるのはおかしい。このような考えを採用しているのは本国のみである。
-
34P （2）コ.
→ データセットの開示は【義務化するべき】。
理由一、オプトアウトが実現できる
素案（4）その他の論点. 学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くことは実現可能性に課題があることので将来的な技術の動向も踏まえて慎重に見極める必要がある。(要約)
→ とあるがデータセットの開示を義務化すれば容易に実現できる。
二、危険なデータの発見・排除を容易にできる

Stable Diffusion 等で利用された 「LAION-5B」に、児童性的虐待画像が 3226 枚（疑いを含む）含まれていた事例が報告された。生成 AI は性質上学習したデータを殆どそのまま復元することもできるため、データセットにこういった危険な画像が含まれた生成 AI を使えば、危険な画像に巧妙にアクセスすることが可能だし、故意非故意問わず新たに危険な画像を生成することもできる。
LAION の創設者は「データセットに児童のヌードが含まれていることは知らなかった」と述べている。全貌を製作者すら把握しきれておらず、危険な画像の入っている可能性のあるデータを用いた生成 AI を無責任に提供できることは、AI に関する OECD 原則の概要の 5「AI システムの開発、普及、運用に携わる組織及び個人は、上記の原則に則ってその正常化に責任を負うべきである」に反する。
データセットが透明であれば対処が早期に可能になる。
三、侵害の証明が容易になる
17P. （1）イ（イ）創作的表現が共通する作品群となっている場合、その表現を出力するために追加学習を行う場合享受目的となり得る（要約）
とあるが、このとき著作物を享受目的で利用したか否かの判断において、データセットに権利者の著作物が含まれていたか否かは重要な証拠となる。データセットがブラックボックス化されていて著作物が実際に学習に利用されたことを証明することが困難だった場合、権利者は泣き寝入りしてしまうことになりかねない。
生成 AI の出力結果が学習元に依存している以上、開発者・提供者には【データセットの透明化を義務づけるべき】。
-
【他】
・生成 AI による虚偽コンテンツによる検索汚染、デマの流布、肖像を無断で使用し不適切な画像をばらまく等の事例が発生している。
悪質なコンテンツの作成が可能だったのは、以前は一部の画像編集ツールを扱える者のみであり、ある程度抑制されていたが、生成 AI 登場以後は一般人でも容易に大量に生成することができるようになった。一つ一つ対応していくのでは間に合わなくなるため【生成画像には AI が生成したことが一目でわかるようなマークを入れることを義務づける】ような包括的な規制を求める。
・学習データが権利者の許諾を得て利用されているならば、意図せず著作権侵害画像が生成される可能性は低くなるし、責任の所在もはっきりする。
人間と共存できる安全な AI 運用のためにも、生成 AI の学習に利用できる著作物は権利者の許諾を得たものに限るべき。

●受付番号　185001345000004590

◎AI は大規模な規制、もしくは使用禁止にするべき
・AI は学習元の著作権を大きく収奪する知的簒奪者である
・AI は２次元絵だけでなく人体や声まで作る事ができるためフェイクニュースや他人を辱めるコラ画像で人権侵害や社会不安を招きかねない(岸田総理の AI 動画等)
・今の創作物と同様物を作れるまで学習されれば現在のイラストレーターや声優などの文化人が職を失ってしまう
・AI が簒奪を繰り返すと人が誰も創作しなくなり技術の発展が止まってしまう

●受付番号　185001345000004591

馬鹿じゃねえんだからさぁ

●受付番号　185001345000004592

人の写真や創作物を無断で使われ、尚且つ AI 生成で作った人に著作権が得られるのはおかしいので断固反対致します。
自分自身も創作をするため、作品を勝手に使われるのはとても嫌ですし気持ち悪いです。

●受付番号　185001345000004593

AI はイラストにおいても写真においても有効活用出来るが、
許可していない人の画像を勝手に（悪と思わず悪用する人がいる）
読み込ませて使うように出来ているので、
厳しい取り締まりの上の登録、もしくは資格試験を設ける必要があると思います。
そして、生成 AI を使用できるのは、登録もしくは資格試験通った人だけにすべきだと考えます。
私はイラストを描く仕事をしていますが、AI を安易に許可するのは、イラストを描く仕事をしている人の意欲を減らそうとしているようにしか思えない。ほんとは AI 自体無くして欲しいです。でも無くしても今後また作る人が出てくるかもしれない。
なので、せめて生成 AI を使用できるのは、登録もしくは資格試験通った人だけにすべきだと考えます。

●受付番号　185001345000004594

イラストレーターとして各種コンテンツ制作に携わっている者です。
現在取沙汰されている生成 AI のデータセットの一部に自分の絵が使用されている事も確認しています。
まず自分は生成 AI のために絵を使用する許可を出した事はありません。加えて使用したいという希望もありません。
画業を生業にしている身から言わせていただくと、巷に溢れる生成 AI を利用したイラストレーションは往々に絵としての質が低いです。それは使用者にコンセプトがなく、構図の知識がなく、ディティールバランスの概念もなく、未熟だからです。こういった技術は実際に絵を描く事、訓練する事で養われます。それを持たない者が作った制作物は質が低く、日本のコンテンツ産業の未来に未熟な者を多く輩出し競争力の低下を招きます。
少なくとも現状の許可を得ない大量のデータや、違法なポルノなどを用いた未成熟なシステムを大きく広めるべきではありません。

●受付番号　185001345000004595

イラストを描いている者です。
絵描きとして問題になっているイラスト生成 AI をベースに意見をお送りいたします。
自身で身に着けた技術・知識・人生を込めて生み出した制作物にはすべて著作権があると考えます。
それを無断で使用し、他の人の制作物と混ぜたものは単純にそれだけで著作権侵害です。
ソーシャルゲームでもイラスト AI を使用してイラストレーターさんの絵柄を無断で取り込み、著作権を侵害した挙句金銭を得ています。
現状 AI で生成したイラストには著作権がないということですが、大元の学習させられたイラストないし写真で著作権を放棄しているクリエイターが 0 だというのはあり得ません。
AI の性質上、学習データセットはネット上にアップロードされている写真・画像が大半だと思われます。そうしたものを無断で読み込む、出力することで事実と誤った画像・写真が生み出され問題になったこともあります。
AI、特にイラスト生成 AI は明確に著作権侵害をしており、悪質だと判断できます。
性善説ではどうにもならないことろまできており、このまま規制もせず法整備もせず使用を許可し続けるというのはモラルに反します。
クリエイターを守る法を一刻も早く整備してください。

●受付番号　185001345000004596

現在の生成 AI は無許可のデータで学習し、データ元と競合するものが大半であると見受けられます。
データ元である作家の方々の被害ばかりではなく『AI かどうか』の確認に時間を取られ損害を出している企業や、AI を未使用にも関わらず疑いによる個人作家への誹謗中傷などの二次被害が増えてきています。
自分で著作権を持っていない画像の無断学習禁止にし、使われてしまった作家さん達が安心して創作できる様な案になる事を願います。

●受付番号　185001345000004597

・インターネット上で、事故現場の画像を AI で生成して混乱を招く行為をする人物がいた
・生成 AI を使用し、SNS に投稿された写真の被写体の衣服を無断で脱がせ、それに気づいた本人が注意喚起をしていた(生成 AI を使用し、実在の人物の尊厳や権利を脅かした)
・インターネットに投稿された絵を生成 AI に取り込ませ新しい画像を作成し、元となった絵の著作権者が嫌がっていた
・コミックマーケットやコミティアなどのイベントで、生成 AI を用いて作られた画像を同人誌として出すなど、享受が目的とも取れる行為が見られた
これらのことから、私は生成 AI の現状はかなり悪く、不安に思う人が多く存在するのも当然だと思います。

●受付番号　185001345000004598

画像生成 AI に規制を求めます。
・現在広まっている画像生成 AI は著作物を含む 58 億枚以上の画像を無許諾に機械学習した上で構成されています。また特定のアーティストや画風を再現する Lora などが著作者の許諾無く勝手に制作、公開、利用されています。
・30 条の 4 の但し書き「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。」と記載されていますが、画像生成 AI の現状はこの但し書きに該当する筈です。
・アーティストやイラストレーターの著作物(表現/画風/特徴)が完全模倣され許諾無く大量生産されています。生成 AI による模倣品は著作権者の経済的市場と競合し、利益を不当に害します。
・生成 AI は学習元のデータがなければ稼働しません。学習元の良い作品を制作したアーティストがいなければ生成 AI は成り立ちません。著作権者の許諾があった場合のみ、また利益の還元の仕組みが必要です。また許諾のない生成 AI の制作、利用を規制する法律やルールを求めます。
・日本は漫画アニメ大国であり世界に誇る文化です。プロアマ問わず多くの優れたイラストレーターがいます。彼らの著作物が不当に利用され、利益を損ないます。日本は自国のアーティストやクリエイターを軽視していますが、世界に誇る文化を生み出すクリエイターを保護すべきです。
・AI によって生成された画像であること見分けるための表記、ウォーターマーク、電子透かし、マーキングなどを義務付けるべきです。商業利用やディープフェイク、虚偽情報に対応すべきです。違反者には罰則など。特に写実的な AI 生成には表記を義務付けるべきです。
・無断学習を野放しにした場合、容姿/音声を始めとしたあらゆる問題が浮上します。そもそも著作権が無意味になるような体制である場合、日本のコンテンツ文化は奪われるだけの無意味な物になります。日本の創作文化が外国に文化収奪される可能性も考えられます。
・生成 AI によりコンテンツが粗製濫造した場合、コンテンツの価値が下落し無価値になります。そのとき利益を一方的に得るのは外国の大企業であり、日本のコンテンツから学習利用したものなのに日本及びクリエイターには還元されません。

●受付番号　185001345000004599

日本という国を支えているクリエイターは国の宝です
日本という国を愛し、この国で創作をしています
なのに日本のクリエイター達は苦しんでいます
国がクリエイターを守ってくれないのなら誰が守ってくれるというのでしょう
AI の進歩は誰もが望んでいます
だけど分別を行わず、今頑張っているクリエイター達を冒涜した先には何も残りません
いくら発展をしても人がいなければ意味がありません
クリエイターを守る法を作ってください

●受付番号　185001345000004600

まず初めに、AI は人間ではありません。ゆえに AI が出力したものに著作権は認められません。
学習それ自体は合法だとしても、出力については規制することが他の先進国では主流になっていると記憶しています。これは人間が絵を描く際に他の作者の作品を参考にすることは合法だが、それを自作として発表したときには問題になる、いわゆるトレース行為と同じことだという認識です。
AI は単なるシステムに過ぎません。そこに入力として使われてしまう人間の創作物こそが著作権で守られるべき資産です。AI 利用は創作行為ではありません。他人の技術や研鑽の結果である創作物を無断で使用し、著作権侵害をしているに過ぎません。

●受付番号　185001345000004601

AI 絵は規制してほしいです。
今世間に出回っている AI 絵を作るソフトは既存の絵のデータを無断で利用し、作られたものばかりです。どれだけ多くの人がソフトを使用しても元の絵を描いたクリエイターには一銭も入りません。
私は美術学校に通っている学生です。人生で一番時間をかけてきたことは絵を描くことだと自信を持って言えます。それでも、まだ絵で商売をしている人のような、素晴らしい絵はかけません。それは今第一線で活躍しているクリエイターは嘘のような努力を重ねて、今のような作品を作るに至っているからです。絵を描くことにかかる労力、そこに至るまでの努力。それらすべてが一枚の絵に込められています。クリエイターにとって自身の作品は本当に本当に大切なものです。それが相応の対価もなくデータとして消費されている現状に、私は憤りを覚えています。本当に本当にひどい。絵を描くことをバカにされているような気分になります。創作性も何もない、人の絵を無断でパクった作品が横行していていることが本当に耐えがたいです。
AI 絵を今後も規制しないと、多くのクリエイターが被害を受け、最終的には創作性も何もない、既存の絵の劣化品である AI 絵だけが市場に並ぶことになります。そうなってしまった場合、日本の文化として世界に誇れるイラストが沢山つぶされます。そんなことになったらすごく悲しいです。
私は美術学生です。絵を描くことも好きだし、絵を見ることも好きです。絵を描くすべての人を愛していますし、絵を描くすべての人を尊敬しています。それらが今、失われようとしている。これは許しがたいことです。本当に本当に、嫌です。サブカルチャー文化が今、大衆の中で愛されるこの国で、AI 絵が正しく規制され、クリエイターが被害を受けないことを切に願っています。

●受付番号　185001345000004602

学習は規制せず、出力側で規制すべきと思います。

●受付番号　185001345000004603

私の好きなイラストレーターさんが、許可なく AI イラストに使われていました。
生成 AI 肯定派から殺害予告をされたり、AI の方が良いと嫌味を言われたり、誹謗中傷を受けている姿を見て苦しくなりました。
やめてください。

●受付番号　185001345000004604

この意見文は、生成 AI のうち画像を生成するものについての意見となります。
【項目名】　３．生成 AI の技術的な背景について
【小項目】（２）生成 AI に関する新たな技術
深層学習として開発時に行われるのとは別に、主に生成 AI の利用者が特定の画像を AI への指示や学習に用いることで、元の画像の特徴が強く反映された生成物を出力するケースが見受けられ、元の画像の著作者とトラブルになっている。
また、絵の構図や表現内容は異なるものの、一般に「絵柄」と言われる細部の表現方法の特徴が、指示や学習に特定の著作物を用いなければ到底生成できないようなケースもよく目にするようになってきている。
生成 AI の特徴である、短時間に大量に生成する性質のために、これら問題のある画像に対して、その全てを確認し生成 AI 利用者へ連絡対応することはほぼ不可能である。さらに、画像の主な発表先である SNS は非常に高い拡散性を有するため、画像の回収も困難である。
不法行為に対して対処療法的な対応は後手に回る形となることが予想されるため、先手を打つ対策が必要がある。そこで、
◆生成 AI の利用者が個人の場合
◎AI への指示や学習のため許可なく他者の著作物（画像）を入力することを禁止
◎個人の利用者は、著作者に許可を得たもの若しくは自らが作成または撮影した
画像のみ、指示や学習に使用することができる
AI 利用者の利便性は制限されるが、このような対策無しには幾ら法律を設けようが生成 AI の速さと量には対応が追いつけないと思われる。
【項目名】　５．各論点について
【小項目】（２）生成・利用段階
生成 AI で画像を生成する場合、意図せずに他者の著作権を侵害するような結果を生ずる危険性が拭えず、利用段階の制限を厳しくした場合は普及に歯止めがかかる恐れがある。
極論とはなり得るが、学習段階の規制を厳しくする代わりに、
◆生成段階では基本的に
◎生成結果に関しては著作権を侵害しないとする

学習時に特定の著作物を集中的に学ばせない前提であれば、生成時に稀に特徴が近似した画像が出力されることはあっても、意図的にそれを出力させるのは困難。
【項目名】　５．各論点について
【小項目】（３）生成物の著作物性について
生成物といえども AI の利用者は何かしらの指示を行っているので、生成 AI が生成した画像についても基本、著作物性は認めていいのではないだろうか。

ただし、最近問題になっているのが、AI で生成した画像であるにも関わらず、AI を使用しない従来の著作物であるかのように装って発表して、後々トラブルになるケースである。AI で生成したと記載した場合、そもそも掲示やアップロードを断られるか、それが出来たとしても評価に差が出るなど、結果が芳しくないために偽装するとのこと。

しかし、生成 AI の生成物は既存の、人が製作した著作物とは異なり、制作者の意図がどこまで反映されているかが明確ではないため、やはり同じ土俵で扱うことは反感を買う恐れが高いと思われる。初めから、そもそも異なるジャンルの作品として扱うのであれば、それぞれのニーズにあった扱われ方をするので、問題は起きにくいと考えられる。そこで、

◆生成 AI で生成された作品については

◎誰からも認識されうる箇所に AI 生成を使用したことを明記する

◎AI 使用を明記した作品については著作物性を認める

◎さらに AI を使用した者の氏名もしくはペンネーム等を記載することが望ましい

電子的なウォーターマークを入れる方法もあるがこれも万能ではないため、原始的に直接表記させる方が確認しやすい。

最後に

大変稚拙な文章となりましたことをお赦し下さい。AI 技術の発達と普及があまりにも速すぎるため、各所混乱が続いているのが現状かと思います。その分、いままでの新技術への対応と同じように対処的に法整備を行なっていては、ただ項目が増えていくだけで、まさに「絵に描いた餅」となりうるかと思います。

現状できることも限られているかと思いますが、先を見越した大胆な発想で事に当たって頂けるのなら、日本が AI 利用において世界をリードすることも可能になるのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000004605

好きなイラストレーターがAIのせいで絵を描くのを辞めそうになってて腹が立つのと勝手に知らないところで利用されるのに苛立つのでやめてほしい

●受付番号　185001345000004606

政府の対応があまりに杜撰で、日本から出ていきたいです。でも病院に行かなければならないので出ていくことができません。これ以上あなた方の稚拙な対応によって精神を病みたくありません。パブリックコメントに目を通し、もう百度ほど考え直してください。アーティストの尊厳を破壊しないでください。生成 AI について学び直してきてください。これ以上失望させないでください。お願いします。

●受付番号　185001345000004607

私は、現在の生成 AI については反対です。
理由は、現在の生成 AI のモデルになっているデータが公開情報になっていないからです。創作者がモデルとして利用して良いかを許可しているデータなのかどうかが判断できないため、違法なデータである可能性があります。そのため、生成 AI のモデルデータはすべて公開すべきだと思います。

●受付番号　185001345000004608

韓国では生成 AI を使った投資詐欺が流行っています。
どんな手口かというと生成 AI で有名人の顔写真、動画、声を生成して「この投資商品は有名人の◯◯さんがオススメしている商品です！」「有名人の◯◯さんもこの商品に投資しています」と投資者を騙してお金を取るそうです。
早く規制してください。
一から 3D モデリングして人体を生成したわけでもなく、
一からカメラや照明などを購入してモデルを雇って撮影したわけでもない。
気楽に人の画像を無断で AI に学習させているから、
生み出した労力もないから、
そんな自分の作品に泥を塗るようなことが気楽にできるのです。
イラストも音声も写真も
どれも無断利用は「盗用」です。
イラストレーターも写真家も以前からおりましたが誰かを貶めるために作品を作るクリエイターはいませんでした。
ここ最近で AI ができてからそんな事件が多発しています。
お願いします。
日本はコンテンツ大国です。
それを支えている草の根のクリエイターたちの権利を搾取することを擁護しないでください。

●受付番号　185001345000004609

AI の作品に著作権を渡すなら、人間の補助の為にあった筈の AI がもうこの先の世界は AI の為の世界になってしまいます。
AI 文化によって筆をおった方々はもう数を数え切れないほどいます。その方達がいれば今の文化はもっと発展できたかもしれないのに、AI によって人間の創作をおられてしまうようではもう何のための創作なのか分かりません。現在の AI を作ってきたのは今までの人生を創作に捧げ生きてきたクリエイター達です。そんな AI がこれからクリエイターを食っていくようであれば、クリエイターが減り、AI の食事先が無くなり、文化は死んでいきます。
現に AI 絵師が、学習元の絵師に嫌がらせに AI 学習プロセスを作った挙句殺害予告をするなどの警察絡みの事案まで起こっています。それだけでなく AI 絵師は己が全てできた気になってしまうので気が大きい人が多く、クリエイターはずっと悩まされていました。
日本はアニメ大国として世界に知られいつも話題になっています。
しかし、その国を支えてきたアニメーターの方々はほとんどが安月給でその身を削らされています。それでも、己の創作と向き合い、常にこの国のアニメ文化を守っていました。
それなのに、AI に著作権を渡し AI アニメに著作権が渡り今まで長く国の文化を支えてきたクリエイターは用済みのちりゴミの様に捨てられてしまいます。
文化を守るためにまず何を守るべきなのか、もう 1 度しっかりと考えて頂きたいです。

●受付番号　185001345000004610

前提として著作権の考え方について、AI を用いて生成した創作と人間の力で描いた創作を分けて考える必要があるかと思います。
生成 AI は機械と言う性質上、疲れを知りません。その性質上、実質無制限に出力ができ、更に現段階では AI の生成物に人の手を加える程度で人が描いたものと、ほぼ相違ない品質の絵ができあがります。
それ故に、現段階で法律が整備されてない生成 AI の現状は、もはや無法状態です。道交法が無い状態で、車が普及したらどうなるか？は想像に難くないと思いますが、その状態が現時点で創作の世界に起こっています。
まずは、その状況をしっかりと認識して頂きたい。
AI が生成した作品は、多くのネット上に上がっている手描きのイラストを無断で学習し、出力しているにすぎません。AI は性質上、元になる莫大な学習データがなければ、まともに創作はできません、
その莫大なデータの元になっているのはネット上にある多くの画像やイラストです。そして AI は学習するデータを版権あり、版権フリーの判断はできません。AI は無差別に学習します。
画家や漫画家、イラストレーターの命であり魂である画風や絵柄が AI により無断で学習され、AI によって使い古されたことによって、
学習元の絵が『AI 臭い絵』『AI でさんざん見た絵』というレッテルを貼られてしまい、AI 出現以前に比べて価値が落ちると言う事も、起きてます。
ある画期的な人気ある画風の作家が現れると、一斉にその劣化版みたいな作風の作家が現れて、時間や消費と共に、その作風が陳腐化されて、
いずれ「過去に流行した作風」になる。それは人気作家の宿命とも言えるので、それは致し方ありません。
ですが人間による学習でそうなるには「母数数千くらいの人間が、数年以上をかける」ことが必要になる。
そして、劣化版作家もいずれそこを土台に成長して、オリジナリティを持つ作家となり、新しい学習元になる。
そうやって文化が発展していく。だからこそ、著作権は絵柄や作風を対象にするべきでは無いと思います。
それに比べ AI は、絵柄や画風の陳腐化を遥かに少ない人数・遥かに早いスピードで可能にしてしまう。
そして自らが新しい学習元になるオリジナリティを生み出すこともない。むしろ学習しすぎると破綻していくということもある。

また、もしAIがオリジナリティを生み出しても、それはもはや人間の文化から離れてしまうと思います。
だからこそ、AI を用いて生成した創作と人間の力で描いた創作を分けて考える必要があるかと思います。
本当に人間の文化を守りたいと思うのであればこそ、機械には機械の法、AIにはAIによる法の整備をご検討いただきたいと思います。
また著作権をロンダリングして販売を可能にしてしまうと、人間と共存するどころか人力作業である手描きの絵やイラストを、AI を通しさえすれば搾取が合法化し、企業だけが肥え太り対価を受け取るべきクリエイターが疲弊し、長期的に見たら文化の衰退を招くのは火を見るより明らかです。
そんなものは本当に健全な市場と言えますでしょうか？AI に対する法整備を検討して頂きたいです。

●受付番号　185001345000004611

元ゲーム会社勤務・現事務員兼副業イラストレーター、としての意見です。
事務作業の効率化のために chatGPT で法律や例規などを検索したりする”過程”に使用するのは良い使い方だと思うのですが、成果物に使用するのはまだ難しいと思います。
イラスト業界で使うのであれば、発注段階でのイメージの共有くらいだと思います。
ブラシや背景等も著作権の問題がクリアになっていないため仕事では絶対使用できないです。そしてそこをクリアにするのはほぼ無理だと考えています。
AI に睡眠時間を削って好きでやっている仕事の自由が奪われつつあってとてもつらいです。
３．（１）ウ について、
「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」
とされていますが、すでに似通ったものがいたるところで出力されています。
https://gigazine.net/news/20231219-facebook-ai-generated-images/

[redacted]

５．の【 「非享受目的」に該当する場合について】
「近時は、特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為が行われており、」とあるのですが、いやがらせまで発展しているのはご存知でしょうか…？

[redacted]

生成元にされているイラストレーターや写真家たちは大切な職人なので、しっかり守ってくれる方向に行ってくれればうれしいです。
というか絵に関しては手があるので描けばよくないですか！？！？？！？！？ってなってま
す！！！

●受付番号　185001345000004612

法規制などの縛りが無いので一部の金さえ稼げればそれでいい人や、作品をコピーして製作者に嫌がらせを行う人などをちらほら認識します。
本来は夢がある技術だったものなのに、これらを行う人たちをたびたび SNS 上などで見かけることで忌避される技術に落ちてしまったと自分は思っています。
また、今まで見ていたイラスト等も「これは AI イラストなのでは？」という疑問が付きまとい嫌な気分になります。
特に広告などでよく見る絵柄に関しては本来の製作者のイラストも見るのが嫌に感じる始末です。
イラスト以外でも AI による虚偽ニュース等があるので何らかの規制が絶対に必要だと思います。
作品を作っている人達を守ってあげてください。

●受付番号　185001345000004613

AI が便利になればなるほどそれを悪用する人が目立ちます。
AI を使って簡単にイラストや肖像画が作られていく中、学習材料にされている漫画やゲームその他映像作品の著作権がどのように保護されているのか気になります。
AI 自体を悪とは考え難いのですが、どうしても無法地帯で使用されていることが心配なので、AI に関する法整備が迅速に行われたら、と思います。

●受付番号　185001345000004614

人のアイデアを AI でこねくり回してまるで自分が創造したように演出し、自分の手柄として世に広める。そのような行為の果てに AI を使用せずに創作をしている全ての方の手を折るようなことには決してあってはならないと考えています。
AI を有効活用する方法もあるのかもしれませんが、だからといって人の創作物や権利を侵害している現状の生成 AI を許容することは出来ません。

●受付番号　185001345000004615

そして被害に遭われる方と AI 関連の取り締まりは間違いなく関係していまして、作家さんを守るルールが欲しい。

●受付番号　185001345000004616

新しい技術や道具が登場すると、歴史はそれを通じて環境が変化し、古い方法やツールが使いづらくなることがよくあります。例えば、スマートフォンが普及して以降、従来の黒電話や有線電話があまり使われなくなりました。このような進化は、新しいツールが社会や生活様式に変革をもたらす一因と言えます。
生成 AI もその一例であり、これは人間の環境を変える新しい道具であり、従来の手法やアプローチが十分に通用しなくなる可能性があります。多くのクリエイターが自らの作品に対して著作権を有することは理解されるべきです。しかし、その著作権を保護するために AI の進展を妨げることは避けなければなりません。なぜなら、AI の発展が著作権保護よりも多くの利益を大衆にもたらす可能性があるからです。
これまでにも、日本では既得権益を守るために新しい発明や技術が疎かにされてきた歴史があります。今回の AI の進展も同様の道をたどる可能性があります。クリエイターの利益を守ることは重要ですが、同時に AI の進展を妨げ、次の時代に取り残されることで、日本の日常生活を支える多くの道具が海外資本によって支配される可能性があることも考慮すべきです。
したがって、著作権の保護と同時に、日本は革新的なテクノロジーにもオープンであるべきです。クリエイターの権利を尊重しつつ、未来の発展に対しても柔軟なアプローチが求められます。AI の可能性を最大限に引き出し、国内外の競争に対応するためには、新しいアイディアやテクノロジーへの投資が必要です。
現在、既に多くの物に AI が搭載され、活躍しています。日常的に使用しているスマートフォンやパソコンは当然ですが、企業なども顧客や商品の研究開発に AI を用いています。それらがより発展するためには勿論多くのデータを学習する必要があります。もし学習そのものが何らかの制限を加えられるとするならば、それらの AI の発展に制限が加わるということになります。それは日常生活を送る上で大きな制約となりかねませんし、快適な生活を送るための道具の発展を妨げるものになります。
以上の事を要約しますと、「クリエイターの権利は守るべきだが、それよりも AI の発展を優先すべきである」という事です。

●受付番号　185001345000004617

■「著作権者の利益を不当に害することについて」の項目に関して
「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」
現在でも生成 AI で特定のクリエイターを狙って学習させ、大量の絵を販売したりそのクリエイターに対し過度な嫌がらせ(犯罪予告、恫喝、絵柄を使い公式のガイドラインに反する内容の絵を投稿する等)が発生しています。
色々な絵柄が混ざったものは難しいとしても、生成 AI モデルの通称がクリエイター名(※)等明らかなものであるときは著作権侵害にあたることが出来るのでしょうか。
昨今、生成 AI の被害が大きくなっているように感じ、一人のクリエイターとしても、周りのクリエイターを応援している身としても不安に思います。
生成 AI にも、法律にも疎く拙い文章ではありましたが、一刻も早くこの現状がよくなるよう祈っております。
※事件例 [redacted]

●受付番号　185001345000004618

昨年末に生成 AI を用いて岸田総理のフェイク動画が作成されたように、生成 AI の規制がなければ今後政治家のフェイク動画が作成されかねないと思っています。あの動画は岸田総理の名誉を毀損するものだと皆様ご存知だと思います。インターネット上の動画は半永久的に残るため、フェイクだとしても信じ込む人は出てきます。そうなると政治家の皆様も霞ヶ関などで働いていらっしゃる皆様も弁解など余計な仕事が増えて、よりお仕事が忙しくなってしまうのではないかと憂慮しております。

●受付番号　185001345000004619

<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>の項目に対する言及
AI 技術に関しては、クリエイター達の創作活動を補助する役割を期待していましたが、現状はクリエイターの創作活動を妨害しているように思います。
AI が無断でクリエイターの作品を学習し作品を生成することは、クリエイターの長年の努力、技術生成の過程に対する敬意の薄さを感じます。これらをぞんざいに扱えば、クリエイターの創作活動に対する意義を奪いかねません。未来あるクリエイター達が減っていけば、これからの人間達の創作活動の発展の衰退に繋がると懸念します。
AI 技術によって、クリエイターの素晴らしき創作物がおざなりになることを私は求めません。
AI 技術には、クリエイター達の努力の結晶である技術を守り、活動をサポートする、という役割であることを望みます。

●受付番号　185001345000004620

依頼で書いたイラストを勝手にAIに読み込ませて、新しく書き換えていました。
すごく気分が悪かったですし、これが当たり前のようになるのはいやです。
また、AIを使って性的なイラストを生成している家族もいました。(モザイクなしです)
それでちゃんと処理してイラストで仕事をしている人がわりを食うのは本当に嫌です。

●受付番号　185001345000004621

まず、一般の人間に AI 作品と人の手による作品の差など、基本的に判別がつかないという前提で記載させていただく。
すでに世界各国でも起きているディープフェイクの対応の助長となるというのが一つ目の懸念点である。先日も岸田首相のディープフェイクが話題になったばかりである。生成 AI の乱用がこのまま促進されてしまえば、おおよその人間に判別を下すことが難しい AI 合成作品によって、混乱を来すことが増加するのは目に見えている。
また、イラストや文章、音声についても同様である。例えば誰かが作成したキャラクターのイラストで悪意ある表現を意図して AI 生成した場合、それを判別できない大勢に「あのキャラクターは悪いもの」という印象を与え、本来の作成者の活動が大きく阻害される場合が考えられる。しかしこの草案にはその際の補填などの記載が見当たらない（こちらの見落としであれば申し訳がない）。元のキャラクターの著作権者への救済措置が整備されていない状態での推進は危険だと感じる。
文章についてはもっと判別が難しいだろう。イラストは目の超えた人物であればデッサンの違和感に気づけるし、音声であればノイズや微妙な音の歪みに違和感を覚えるだろう。しかし、文章については、初稿であれば誤字脱字などで表記が揺れることは多々ある。そのため、多少の違和感については見逃されがちである。ゆえに特定の著名な人物の作成した文章を生成 AI へ大量に学習させれば、その人物の文体で文章を作成することは容易だろう。その場合、さらに判別は困難となり、対象人物への意図しない印象の流布となりかねない。
それらへの対応策がきちんと整備されるまでは、生成 AI のむやみな促進控えることを私は推奨したい。

●受付番号　185001345000004622

イラストを AI で出力してるのかと第 1 に疑ってしまうようになりました。
イラストレーターさんが丹精込めたイラストなのか区別が付きにくくなっている事が多々見かけられます。
タイムプラス機能もあり本人が描いたかどうか分かることもありますが、毎回撮っていては容量が増えたり、ソフト自体も重くなり作家様の負担が多いと思います。
AI に何枚もイラストを吸収させてまるで作家様が描かれたようにするのはご本人様の仕事をとる事にもつながり AI の使い方を今 1 度思案していただきたいです。

●受付番号　185001345000004623

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて創作活動をやめられたら悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、透かしを入れるなどの義務化をしてほしい
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安
・フェイクニュースに使用されて混乱の元になる

●受付番号　185001345000004624

4.関係者からの様々な懸念の声について
生成 AI のデータセットの内容がブラックボックスの状態でも許されていることは生成 AI による大きな問題の一つであり、生成 AI のデータセットの内容を全て開示することを必須とすべきである。
現行生成 AI が使用するデータセットには無断で取得した商用のデータや海賊版、CSAM（実在する児童の性的虐待画像）などのデータが使用されていても規制する方法がないために罷り通っており、この状態では生成 AI は人道的に問題のあるデータは使用されないと考えることは明らかに不合理である。
「(イ)学習済みモデルの廃棄請求について」にて「AI 学習により作成された学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる。」とあるが、 前述のように明らかに使用すべきでないデータが使用されている場合は廃棄されなければ人倫に悖るのではないか。

●受付番号　185001345000004625

AI を使ったイラスト生成であるイラストレーターのイラスト似せてその人の自殺示唆のイラストを生成して SNS 上にアップロードされているのを見ました。
イラスト生成はイラストレーターの許可無く行われ、さらには意思も動機も一切ないにも関わらず勝手に自殺示唆を仄めかすイラストを生成していたということになります。これはイラストレーターのデマをインターネット上に流していると考えます。
他の生成 AI の問題を考えると規制が必須だと私は考えます。

●受付番号　185001345000004626

1.はじめに

私は絵描きの端くれではありますが、序文の時点でひどい嫌悪感を感じます。

真っ当に創作活動をしているのであれば、現在様々な問題を抱えている「生成 AI を中心に据えた活動」は訴訟も含めた万が一の事案もありますので、真っ当な倫理観のある創作者であれば行わないと考えます。

2.AI と著作権の関係に関する従来の整理

法第 30 条の 4 は創設当時、生成 AI の生産スピードや画風の再現性などの悪用される危険性を十分に検証されずに強引に創設されているものと記憶しています。

解釈としても、あくまでも「画像認識能力向上などのＡＩ研究」でのみと思われますので現在のような商業利用を含めた生成ＡＩの利用法は、この法規では合法とは言えないと思います。

３．生成 AI の技術的な背景について

（1）生成 AI について / ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

「学習データの切り貼りではないとされる」と書かれているが、既に沢山もの学習元となった画像とほぼ同一の画像が生成されているので「切り貼りではない」とは言えません。

「そうではない」と言い切っている時点で、著作権者を軽視する姿勢が見えます。

５．各論点について

研究のためとはいえ、個人利用の範囲を大幅に超えて大量の著作物を製作者の許可なく使用できている状況が本来の「著作権」の考え方として異常だと思います。

道理を通すのであれば、研究学習用だとしてもデータ使用に対して作成者に対価を支払うのが最低限の礼儀なのではないでしょうか。

また「作風」は著作権者には貴重な財産であり過学習によって再現し大量生産できてしまう生成ＡＩの現状は意図的な「コピー」でしかなく、人間が創意工夫を経たうえで現れる特徴の「作風」には該当しないかと。

全文を読んでですが、クリエイターの精神ともいえる著作物に対する軽視、体感的にはクリエイターの「人権侵害」にも捉えられる姿勢が目立ちます。

現時点でもクリエイターの精神衛生及び生活上に重大な侵害を及ぼしている生成ＡＩを、被害を受けている人たちの意見を無視して推進しようとしているように思えて残念でなりません。

●受付番号　185001345000004627

絵を趣味で描いています。
インターネット上に公開されている画像は、そのほとんどが著作権を有するものだと考えています。現在の AI による画像生成については、これらの著作権を有する画像を学習対象としており、その時点で、著作権の侵害に当たると感じています。
学習元の著作権について無関心な状況で、AI で画像を出力するメリットを感じません。
出力された画像のオリジナル性を証明できませんから、仕事の資料に使用することも怖くてできません。
また､特定のイラストレーターの画像を無許可で AI に学習させ､似たような画像を出力し、不正に利益を得ているケースを目にします｡ひどい場合だと､なりすましされることもあると思います｡一次生産者であるイラストレーターにとっては､長年研鑽した技術の横領に当たり、業務妨害にも当たるかと思います。
このような状況が続けば、イラストレーター自身が筆を折りかねません。
また、AI の学習対象には、児童ポルノに該当する不適切な画像も存在することでしょう。このような不適切な画像を学習に使い､見ず知らずの子供の写真と組み合わせ､性的な画像を出力するケースもあるかと思います。
自分の子供がそのような目に合ったらと思うと、とても恐ろしいです。
また､写真をもとに学習させれば､フェイク画像も作成が容易です｡そのような事実無根のの画像がインターネットにあふれかえるようになれば、インターネットの信用度合いは地に落ちてしまいます。
先日、Microsoft 365 Copilot のセミナーに参加しましたが、その際、画像生成の学習元について、著作権について質問が上がっておりました。ただ、説明担当者も、著作権の問題については「インターネットの画像を学習に使っているため、完全に問題ないとは言えない」といったニュアンスの回答をされており、AI 画像生成の学習元の扱いについて、整備や考え方が遅れていると感じました。
添付資料を拝読しましたが､「著作権法で保護される著作物の範囲」について記載がありました｡私達、絵を描く人間にとって、その絵を描くまでに、長年、研鑽に努めており、一枚一枚､線一本ごとに､愛を持って臨んでいます｡出来上がったイラストはすべて大切な作品であり、著作物に当たると考えています。
AI の学習に無差別に使用され、最悪、悪用されるなど、正直、不愉快です。
また､絵を描く努力していない､絵を描く楽しさも分からない人たちに､絵を金儲けの道具にされることは業腹です。
AI の画像作成については、著作権の侵害を行わないことや、AI 画像であることを区別できるようにするなど、今後、ルールの整備が必要かと思います。

AI の画像作成を利用するのであれば、「AI いらすとや」などが理想的でないでしょうか。フリーイラストを公開されている「いらすとや」さんが運営しており、その学習もとは、ご自身で作成された「いらすとや」の画像のみです。このような使い方であれば、他人に迷惑をかけることもなく、著作権を有する本人にとってもメリットがあるかと思います。
新しい技術を有益に活用するためには、まず、大切なクリエーターたちを、技術の略奪から守ってあげてください。

●受付番号　185001345000004628

私は文章や画像による作品の発表に類する活動はしていませんが、他の多くの人の作品の鑑賞を趣味としています。
そんなときにAIを使用した悪意による作品・クリエイターの搾取に繋がりうる今回の素案を認めたくありません、また既にAIを用いた盗用の被害が発生もしています。
AIによる生成とは所詮機械的な色素の連続でしかなくそこにオリジナリティは無いし元になったデータの透明性も無くクリエイターが搾取の被害にあるだけです。
とにかく今は悪意をもってAIを使用しクリエイターに被害を出している生成AI使用者への罰則とAIの開発元に対するデータの透明性の公開、クリエイターの著作物に対する権利の保障を先に決めてください、このまま一方的な搾取をゆるせば最後には文化の破壊につながると考えています。

●受付番号　185001345000004629

AI 生成物に著作権が認められてしまうのはかなりまずいと思う
まず生成スピードも量も人が作るものとは段違いに早く多いのでどうしても人が作ったものと被ったものが出てくるしそれに対して著作権侵害だと AI 使用者からわーわー攻撃されるのが目に見えている
AI 生成物と人が作った作品を同列に並べないで欲しい

●受付番号　185001345000004630

素案、５各論点について　（2）生成・利用段階　ア　検討の前提という項目中の『現在、生成 AI を利用した創作活動においては、開発の際に、AI 利用者が知り得なかった著作物を含む大量のデータを用いている生成 AI を利用する場合もあり（以下略)』とあるが、これは人間の学習の際には置き得ない事象ではないだろうか。
人間がその技術を磨くとき（今回は絵を描く、という事例で話す)、知り得なかった著作物を含むことがあるだろうか。どこで見たか思い出せない、著作者名が思い出せないなどはあるが、”知り得ない”ということは起こらない。なぜなら人間の学習は”知る”ことから始まるからだ。
この”知る”という基本すらやらずに生成ＡＩを利用して、それで出てきた生成物を”作品”と称して人目にさらす。そして賞賛される。賞賛を送る人間の中には、その”作品”が生成ＡＩによって作られたとは思わない人もいるだろうし、そもそも生成ＡＩ利用作品ならば賞賛などしなかったという人間もいるだろう。
生成ＡＩは、人間の努力の否定だ。スポーツ大会でいうところのドーピングだ。ドーピングが失格・記録取り消しとなるのだから、生成ＡＩ利用者の”作品”もまた同じ道をたどって欲しいと願うのは身勝手だろうか。
科学技術の進化は素晴らしい。常に芸術に影響を与えてきた。科学と芸術が組み合うことで、文化という車輪が回り、人類が発展してきたのだと、私は考える。だからこそ、片方の聖域を土足で踏みにじるような冒涜的な行為を許してはならない。今、生成ＡＩの利用者の一部は、芸術の聖域を土足で踏み荒らし嘲笑を浴びせ、幾人もの芸術家やその卵たちの心を折り筆を折らせている。
拝金主義者たちは大抵、芸術の聖域を理解しようともせず、神髄に肉薄することもなく、ただ消費するための玩弄物のように芸術作品を扱ってきた。生成ＡＩを利用する一部の人間もまた、紛れもなくこの拝金主義者たちだ。
これが文化にとってどれほど害悪か、火を見るよりも明らかである。
「どんな人間も、目的のための手段化/道具化されてはならない」という人権保護の考え方から、生成 AI 利用者の一部の人間の振る舞いを見ていると、どうしても人権を軽んじているように見受けられる。彼らは生成 AI の学習元のデータを作る（絵を描く、文章を書く、写真を撮るなどの創作活動をする）人々を奴隷か何かのように思っているのではないかと邪推してしまう。
現在、生成 AI が抱えている問題は著作権だけでなく人権も含んでいると考えてほしい。
繰り返すが、技術の発展は素晴らしい。生成ＡＩがあることで、出来ることもあるだろう。
だが、その発展のために、誰かの権利が侵害されることがあってはならないと考える。

どんな技術も犠牲なしには発展してこなかった。だからこそ、これからの時代には犠牲のないよう細心の注意を払う方がよいだろう。特に人間の命や人生、幸福が、不当に奪われることがないようにするべきである。
生成ＡＩと著作権に関して、全くの野放図状態の現状下では、この瞬間にも人間の幸福が脅かされている。

●受付番号　185001345000004631

３．生成 AI の技術的な背景について

（２）生成 AI に関する新たな技術

・生成 AI の定義は曖昧であり、生成 AI という単語を基準に闇雲に制限すると技術的・社会的公益を損なう。

例えば車輌運行用の画像診断は一般的に分析 AI に分類されるが、それを元に運行計画を提示するのは生成 AI か？　（※AI としてはかなり昔から存在する部類である）、という分類上の問題が存在する。

・また、資料では生成 AI の具体例としてテキスト生成をあげているが、実際には生成 AI の利用法は画像や音声、果ては医薬品等の分子合成や半導体に書き込む電子回路、量子コンピュータの量子配列といった自然科学に隣接する分野にまで及んでいる。

これらには著作権で取り扱える範囲を超えているものもあるが、汎用的な生成 AI はそれらの別なく取り扱う為、AI を著作権の枠組みで対処することに既に限界が出ていると言える。

５．各論点について

（１）学習・開発段階

・著作権の適用如何に関わらず、AI 学習そのものを規制するのは日本国憲法が保障する「学問の自由」の侵害に直結する。

また学習段階で制限をかけると個人や小規模事業者・団体は対応が難しくなり、AI 学習が大きな企業や組織でしか行えなくなることから、文化的にも経済的にも不利益が大きい。国民の権利を大きく侵害することになる。

よって、AI 学習の規制、とりわけ学習行為そのものの規制は絶対に行ってはならない。あくまでも学習結果をどう取り扱うかという点で議論すべきである。

・また技術的な観点で言えば資料にも記載があるように、AI 学習は、著作物のコピーでは無く読み取ったデータを抽象化し行列データとして保存するものである。これらは数理的に処理されるものであり、人為的な意思が入り込む余地は意図的なデータの選別を行わない限り不可能である。

よって、データ学習そのものの規制は技術的にも大きな問題がある。

・また、学習用データの選別についても、学習の偏向を排除する為にはより広範囲且つ大量のデータを用意する必要がある。このことから、データ選別に規制をかけることは、却って社会的公益を損なう出力結果を産み出す危険性がある。

個人情報などを違法に入手したといったケース以外で、選別を規制することは極めて慎重にならなければならない。

・逆に言えば、行列化でないただのデータコピーを AI と偽ってプログラムや学習モデルを配布する、謂わば AI 詐欺と言える行為については、対策を考えなければならないと言える。

（3）生成物の著作物性について

・3 の 2 の生成 AI 技術についての項でも述べたように AI が対象とするものは自然科学を始めとして広範囲にわたり、これらは著作物の域に収まるものでは無い。

自然科学の分野（論文では無く自然科学的な成果）に著作権が及ぶことは著作権の定義からして自己矛盾であり、このことからも、AI ならびに AI 生成物を著作権の枠組みで扱うことには根底から無理がある。

・海賊データの問題が取り沙汰されるが、あくまでも AI に出力された生成物を人がどう取り扱うかによって判断されるべきである。違法データを入手することによる著作権侵害の有無については、AI とは全く関係の無い話である。

AI に関わらない現在でも存在する実例として、フォトレタッチソフトを例に挙げる。フォトレタッチソフトは一般的に自作のイラストを作成する為に使われるが、他人の画像データを貼り付けて加工することも可能である。加工したデータを原著作権者の許諾無く外部に公開した場合は著作権侵害となるが、それを以てフォトレタッチソフトを規制すべきとするのはナンセンスである。これと同じように考えるべきである。

6．最後に

・上記で述べたような理由から、生成 AI その他の AI を問わず、原則として AI を規制すべきでは無い。そもそも論として AI は人が使う為の技術の 1 つに過ぎず、AI だけを以て著作権の枠組みで議論することの妥当性について大きな疑義を投げかけねばならない。

仮に規制が必要な事項があるにしても、それは生成者が人か AI かの別なく議論されねばならない。

AI 特有の問題であれば、それは AI の特性を踏まえた新法によって規制または権利付与すべきであり、著作権法を適用するのは筋違いである。

例えば、作風侵害の問題については別途考慮しなければならない。但しこれは AI の有無とは関係なく以前から存在する。

しかし、これは著作権の定義上、その枠組みでは解決不能である。よって、著作権制度とは別の新しい知的財産権保護の枠組みを考案していかねばならない。

このような制度は他国にはまだ好例が無いが、だからこそコンテンツ産業が発達した日本が率先して制度作りの先鞭を付けるべきである。

●受付番号　185001345000004632

小説、絵画、イラストといったクリエイティブ系の作家達の作品の盗用の危険性はもちろん、同時に和服等の伝統工芸の品の文様や図案をデザインする作家達も同様の被害を受ける。このまま規制がないようであれば、確実に生成 AI で作らえた図案・絵柄が、あたかも職人や作家が作ったものと同じように“勝手に”商品化等されるようになり、小説、絵画、イラストの作家陣、伝統工芸の作家陣が筆を折り、首をくくることになりかねない。和装等の伝統工芸、ジャパニメーションなど『ものづくりが売り日本』が根底から崩れる

●受付番号　185001345000004633

AI の学習に利用された著作物は
AI またはその開発者にその著作物が消費された"と考えられる
したがってそれに対する対価も発生しうるのではないでしょうか
発展は大事ですがそれによって創作する人に損害が発生するようなことはあってならない
と思います"

●受付番号　185001345000004634

文化庁が文化を破壊してどうするのですか？ペイントツールと AI 生成ソフトは全く別のものです。無料のものもありますので、是非 1 度触って見てください。世に溢れているステキなイラストはあなたに描けますか？Excel や Word、PowerPoint と AI は同じものですか？今一度考えてください。

●受付番号　185001345000004635

AI を使って、公共の場などで女性や子供を裸にする等、悪質なポルノ画像を見かけますが、これは明らかに害悪だと思いますし、素材となった人を侮辱しているとも思います。

●受付番号　185001345000004636

まずAIって元になるものがないと生成できないと思います。その元になってるのを築き上げたのは紛れもなく人類です。それをAIに奪われていいのでしょうか？写真も絵画もイラストも、築かれてきたものは全てここ数年とか数百年とかそのレベルでは無いと思います。文化庁が文化を壊してどうするのですか。

●受付番号　185001345000004637

現行 AI 生成作品が現存のクリエイターの嫌がらせに使われている事実がある。
ディープラーニング技術によって特定の人間の模倣をして、クリエイターの仕事をとり経済的な打撃を与えられる状態なのはいかがなものか。
クリエイターは 1 から組み上げているのに対し、組み上げた作品群を学習させ特定絵柄を使用することは絵柄の盗作ではないだろうか。

●受付番号　185001345000004638

５．各論点について　（１）学習・開発段階　（２）生成・利用段階
画風 Lora は創作的表現を生成しない限りは合法である点を、分かりやすいように強調していただきたいです。
絵柄や画風と言ったアイデアは保護しない、という大前提が著作権にあるという点を重視してほしいです。著作権法は文化発展のためにあり、絵柄や画風に規制を与えると、あらゆる創作活動に悪影響を及ぼす可能性があります。
中には画風 Lora そのものが違法であるかのような記事を出している報道機関もあり、誤解が広まっています。
同時に画風 Lora を使って嫌がらせする人に対して、現行法で処罰する方法を分かりやすく広めてほしいです。
５．各論点について　（１）学習・開発段階　（２）生成・利用段階
キャラクターの容姿を模倣する Lora について、学習段階、生成段階でどのように扱われるのか知りたいです。キャラ模倣 Lora とキャラ生成イラスト両方とも、あくまで著作権者による告発が必要な親告罪として扱われるのでしょうか？　これに関しての記述をお願いします。
５．各論点について　（１）学習・開発段階
「AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置」とはどういったものか、分かりやすく示してほしいです。「Nightshade」「Glaze」は違法であるという意見もあり、文化庁の考えを示してほしいです。AI 学習を安易に妨害して良いことになってしまうと、AI の発展に悪影響が及ぶ可能性がありますので、もう一度考え直してほしいです。
また「将来販売される予定がある」ものを学習禁止にしてしまうのはおかしいと感じます。まだこの世に存在していない物の権利を、どのような根拠があって保護するのでしょうか。
海外のフェアユースに基づく合法な転載サイトからの学習はどうなるのか、明記してほしいです。
４．関係者からの様々な懸念の声について
５．各論点について　（２）生成・利用段階
AI に反感を持つ人達が、AI 個人利用者や団体に対し、著作権を侵害していない利用であるにも関わらず、SNS で誹謗中傷するケースが頻発しています。生成 AI そのものが盗作ツールであるという誤解が広まっており、安心して AI を利用することが出来ません。また AI を使っていないにも関わらず、AI を使った等として中傷するケースもあります。誹謗中傷は明確な違法行為であることを、改めて示してほしいです。
３．生成 AI の技術的な背景について　（１）生成 AI について　ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

「学習データの切り貼りではない」という部分を強調してほしいです。反対している人の多くが、元となったイラスト等の切り貼りだと誤解している様です。

●受付番号　185001345000004639

すでに生成 AI による著作権侵害は著しいものと感じています。特に無断で絵を AI が学習しているために、特定の指示によりあら人の絵柄のような絵が誰でも出来上がってしまうということが発生しています。また学習するデータに関してですが、現在有料の素材と言われるイラストでも無許可で著作物を販売している事案などがあり、学習データの著作権を確かめるのは残念ながら大変難しい状態かと思います。
また生成 AI により日本のクリエイターの仕事が失われることにもつながりうると感じています。AI が作ったと思われるおかしな絵や写真（指が 6 本ある人の絵や、足が 12 本のイカの写真など）が広告など多くの人が目にする媒体で使われています。これはクリエイターというプロが仕事を奪われているために起きていると考えます。
まああと勝手に AI 学習に使われるかもしれないなと思うと何かを作る気がなくなります。

●受付番号　185001345000004640

1 人のクリエイターとして申し上げますが生成 AI、恐ろしいです。免許制にして下さい。私が憧れたクリエイターさんがなん年も何十年も費やして得てきた技術をほんの一瞬で人ならざるものに盗まれ、心を病んだり筆をおっている姿をこれ以上見たくありません。生成 AI は本当に恐ろしいです。創作したことがない方にはピンと来ないと思いますが、だからこそ創作する方の意見を採り入れてください。耳を傾けてください。

●受付番号　185001345000004641

・現状、特定のクリエイターの著作物を AI に学習させ、卑猥なものやポルノ・自殺教唆・宗教勧誘などそのクリエイターが仕事をする上で障害になるような利用も出ている。これはクリエイターの生活に直結することであり、到底許せるものではない。
・現在中国ではクリエイターの著作物を AI 学習させ、クリエイターを解雇又は低賃金で AI 生成物の修正をする作業員としている所もある。日本もこのような事態にはなってほしくはない。低賃金や使い捨てのような状態が続けば、確実に産業が衰退していくと思う。これから日本の産業として、アニメや音楽を保護していこうという考えがあるのならば、まず AI を規制してほしい。法整備をきちんと行い、クリエイター側が不当に搾取されない環境を作ってから運用をしてほしい。
・『特定のクリエイターまたは著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる』とあるが、特定のクリエイターと誰からも思われる AI 生成物は海賊版と何が違うのか疑問に思う。それ自体が著作権者の利益を不当に害することであると知ってほしい。特定のクリエイターと提携し、相当の報酬を支払い、学習元とするなどやり方はあるはずである。現状は報酬は支払われず、盗み取った著作物を学習させ販売する、下劣な行為が横行している。
・『著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。そのため、こうした意思表示があることのみをもって、法第 30 条の 4 ただし書に該当するとは考えられない。』は強制的に AI 学習に協力しろと言われているように感じる。前項の通り AI 学習自体が不利益を被ることであり、著作権者を守るべきルール作りにおいて疑問を持たずにいられない。
・海外でも AI 規制の動きが強まる中で何故活用する方向に向かうのか理解できない。現状法整備がなされておらず、クリエイターの保護もされていない。海外では AI 生成物を用いたアニメ、イラストを広告にすれば、必ず反感を買い、それが信用問題につながっている。一度 AI 生成物を使えば、そのような会社であるとみなされ避けられ疑いの目を向けられるようになっている。国内でもそのような動きはあるが、海外の人の敏感さを知ってほしい。安心してコンテンツを楽しめるようにすべきである。
・私自身も趣味の範囲で絵を描いている。応援しているクリエイターもいる。全ての人が安心して絵を描き、音楽を作り、創作活動をすることがコンテンツ産業を支えることに繋がっていると感じている。クリエイターも勿論、趣味で創作活動をする全ての人が脅威に晒されず、自分の権利を守れるようになることを祈っている。

●受付番号　185001345000004642

自分ないし第三者の絵や文章といった作品を無断で読み込み、それを他者が自分の作品だと主張する可能性があり怖いです。また、もし自分の絵柄や文章と似た、またはそっくりなAI作品が世に出たとき、その絵が自分の作品ではないことや、AI作品であることの証明が難しいことも不安です。著作権及び著作人格権への著しく悪い影響を与えるのではないのでしょうか。

●受付番号　185001345000004643

[対象箇所]
素案 p27
「この点に関して、大量のデータを必要とする機械学習（深層学習）の性質を踏まえると、AI 学習のために複製等を行う著作物の量が大量であることをもって、「必要と認められる限度」を超えると評価されるものではないと考えられる。]
[意見]
　「大量のデータを必要とする機械学習（深層学習)」を「大量のデータを必要とする機械学習」に変更するべきと考える。
[理由]
・　まず、機械学習の一つが深層学習であり、かつ、深層学習以外にも機械学習は存在する（教師あり学習、教師なし学習及び強化学習のうちの一部が深層学習と理解しております。)。そして、素案 p10 においても「機械学習のうちの深層学習と言われる手法等」と記載があることから、機械学習は深層学習を包含する概念であることは貴庁においても了解しているものと考える。
・　他方、上記ｐ２７の表現では、あたかも、本素案の射程が機械学習のうち大量のデータを必要とするものに限られ、かつ、それに該当するものは深層学習に限られるかに読める。しかし、強化学習を含めたそのほかの機械学習においても大量のデータを必要とする点は同様であり、この p27 の表記は本素案の射程について誤解を生むものである。
　そのため、表現の変更を求める次第である。
・　なお、立場上、本意見は、匿名にて具申させていただくことをご容赦頂ければ幸いです。

●受付番号　185001345000004644

生成 AI を学習データの切り貼りではないと定義することは性質上無理があると思います。写真のトレースや既存のイラストレーターや漫画家の絵柄を似せる行為、あるいはポーズ等に参考写真があるだけで元写真の著作権問題が起こったり感情的に不快感を感じる人が大勢いて、多くのクリエイターがそういった感情に考慮してその中で表現を模索しているんです。
現在世に出回っている AI その物が、確実にその感情を無視した方法で情報収集を行って今のクオリティに達するに至っていて、尚且つその状態のものを商用利用している会社が実際にあるということ。多くの人の感情に不信感を抱かせるのに十分だと思います。
以上の点から、少なくとも現在主流で出回っている生成 AI に関しては、、学習データの切り貼りではないと定義することはおろか、著作権侵害に該当しているといっても過言ではないかと思っています。

●受付番号　185001345000004645

AI で絵を作ることは著作権を侵害していると思います。人のものを盗んで盗んだものを使って描きましたと言っていると思います。何万ものデータを自分自身だけで作り、それを読み込んでそれで作る、などでしたら良いと思います。でもそういうことをしている人はいません。大体のものは許可なく盗んで自分のものとして取り込んでいます。AI に既存のキャラがそのまま出てきた例も見ました。それを使って簡単に捏造することも出来ます。サインが入っていてもそれもそのまま出力できるので、その人がこんな絵も描きましたとデマをばら撒くことも出来ます。絵を描くことにお金を払わなくなれば描く人はいなくなります。勝手に使われるのが合法と認められれば、絵を描く人はいなくなります。盗られたら嫌なので公開など絶対にしなくなります。絵だけではありません。写真も同じです。読み込ませ、学習させればその人が再現できます。その人がしたことないことでも捏造されます。裸の写真が出回っているのも見ました。日本としてアニメなどの財産を守るならば規制、もしくは禁止にした方がいいと思います。既に AI を使って描いた絵をお金にしている人がいます。そのデータはあらゆる誰かから盗んだものです。許可を取っていないものです。勝手に使ったものです。やめてくださいと言った人が殺人予告をされたり、脅されたりしています。取り締まるものがないのでクリエイターはやめてと言うしかありません。自分で一生懸命頑張ってきたものがそのまま盗まれて数秒で作られているんです。このまま行けば誰も絵を描かなくなります。泥棒をそのまま野放しにするようなことはしないでください。クールジャパンというアニメもゲームも少なくなります。お願いですから推進しないでください。

●受付番号　185001345000004646

（1）従来の著作権法の考え方との整合性についてに対しての意見
人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾をしないように留意する、とありますが AI を用いた場合と人間が創作する場合は分けて考えるべきだと思います。
アメリカでは著作権は人間が創作した部分にだけ認められています、AI を使って創作した場合は人間が加筆した部分や生成に用いたプロンプト部分にだけ著作権が認められていました。
海外に足並みを揃えるべきと思います。
エ 我が国の著作権が適用される範囲に対しての意見
機械学習パラダイスなどと言われる日本の著作権法に対して、海外のクリエイターから不信の声が多く上がっています。
現状の著作権法のまま、海外コンテンツに対しても日本の著作権法を適用させてしまうと国際社会において大きなリスクになると思われます。
海外のフェアユースにあわせるか、あるいは海外と同様の法規制を行った上で適用するべきと思われます。
（2）AI と著作権の関係に関する従来の整理についての意見
現状の生成 AI の多くは絵や文章など何らかの形で出力物を生成している以上、それは享受目的であると思います。
何かを生成し、一般に公開できる今の仕組み上、それは享受目的になり得ると思うので情報解析のみの目的とは言えないのが実態です。
現状の生成 AI は複製権を侵害していると思われ、30 条の 4 は明らかに現状に即しておらず不十分です。
3．生成 AI の技術的な背景についての意見
生成 AI による生成は学習データの切り貼りではないとされる、というあやふやな分がありますが
現状出力された成果物を見れば切り貼りや複製の類としか説明できないものが多く見受けられます。
学習元のクリエイターや実演者の意見にも耳をかたむけ、実際の生成物を見て判断していただきたいです。
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例についての意見
生成 AI を用いて粗製濫造された作品が大量に出回ることで市場の崩壊を招いています、現状では各サービスが独自に制限を設けたりして対応していますが生成 AI の性質上、チェックしきれないほどの物量が出回ることで人力で対応するのは難しくなっているのが現状です。

また特定の作家の絵柄を狙い撃ちにして複製する技術を悪用している例が多くみられ、その作家の海賊版として利益をあげている例も見られます。
上記の行為は嫌がらせや個人攻撃としての側面も持っており、その結果としてクリエイターが創作活動を行えなくなった場合は利益を不当に害していると言えると思われる。
（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方についての意見
現在、複製等を防止するための様々な技術が出始めています。
著作権者がそういった技術を用いて自らの著作物に保護をかけた場合は但し書きに該当するものとして扱うべきです。
オ 海賊版等の権利侵害副生物を AI 学習のため複製することについての意見
法で強く規制するべきです。
これがまかり通れば、一度海賊版サイトにアップすればどんな作品でも無断で学習に利用できるようになり、その影響は日本だけでなく海外にも波及すると思われます。
また、そういった海賊版サイトを通した著作権のロンダリングが許されるようになれば海賊版の増加を助長することにもなりかねません。
【侵害に対する措置について】
カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲についての意見
データセットからの除外を求めるいわゆるオプトアウト形式では、スクレイピングなどで自動で集められたデータに対して著作権者側は全て手動で対応する必要があり、負担が大きくなります。
また、すでに学習済みのモデルが出回っている場合はオプトアウトは意味を成しません、最初から許諾を得たデータのみで学習するオプトイン形式で行うべきです。
（２）生成・利用段階についての意見
現状では生成物をネットにアップしたり、販売する例が殆どのため私的利用の範疇を超えており現状の著作権法でも違法だと思われます。
これに対処可能にするように AI 生成物への電子すかしや、一部 AI 利用の場合はその旨を必ず記述するようなルールが必要と思われます。
コ 学習に用いた著作物等の開示が求められる場合についての意見
EU の法規制にならい、生成 AI 技術には学習に用いたデータセットの開示は法で義務つけるべきと思います。
（３）生成物の著作物性についての意見
人間の創作した部分にのみ著作権が認められるべきです。
AI 生成物に著作権が認められた場合、あらかじめ多くの絵を量産しておくことで、その絵に類似した絵を見かけたら訴訟を起こすという悪用も考えられます。

●受付番号　185001345000004647

【３．生成 AI の技術的な背景について（１)】
現状の画像生成 AI は著作物(画像データ)を無断で利用し、拡散モデルを用いてそれらを復元合成するツールであり、画像生成 AI の出力はそもそも「創作」ではなく著作物の無断改変行為(同一性保持権の侵害)である。
従来の「切り貼り」とは手法が異なっているが、やっている事は学習元の著作物の合成であるため、「生成 AI」ではなく「検索型データ盗用合成機」という名称に変更するべき。

「盗用」の意味(デジタル大辞泉)
【盗用】
［名］他人の所有になるものを無断で使用すること。

「AI(人口知能)」「学習」という言葉が使われているせいで生成 AI を人間と同一視し、「人工知能が全く新しい画像や文章をゼロから作成する」などと勘違いした人を SNS 上で何度も見たので、わかりやすく適切な名称を使って国民に対して周知・啓発を図るべき。
【５．各論点について（１）（２)】および【６．最後に】
「生成 AI」による出力は学習元の著作物に依存しているため、学習段階と生成段階で切り分けるという考え方自体がそもそもおかしい。
・著作者人格権について
著作権法第 20 条 1 項(同一性保持権)では
「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」
と定められており、著作者人格権は 30 条の 4 等の権利制限規定で制限されることはない(50 条)。
無断で他人の画像データ(著作物)を圧縮保存(機械学習)して入力し、拡散モデルを使ってそれらを復元合成した画像を出力する一連の行為は、「著作者の意に反して著作物を改変する行為」に該当するため、著作者人格権の侵害であると考えられる。
画像生成 AI が利用しているのは著作権で保護されない画風などの「アイデア」ではなく、著作権で保護されている「表現(著作物データそのもの)」である。
AI 生成画像には、学習元の画像に描かれている人物や著作者のサイン等がそのまま鮮明に複製されることもあり、復元の度合いの大小に関わらず AI 生成画像は学習元になった画像データに依存しているため、やっている事は元の著作物の無断改変行為に他ならない。
「著作者の意に反する」かどうかは、日本だけでなく世界各国でも多くの権利者団体が生成 AI に対する懸念・批判の声明を出していることから、客観的に見て「意に反している」ことは明らかである。

著作物である画像データを無断で利用されて別の画像に改変され、それらが短時間で大量に出回り、創作分野の市場で競合し、元になった著作物の価値を貶められる行為を権利者が容認できるはずがない。
著作物の無断利用で成り立っているAI生成画像は全て誰かの著作物データを無断改変したものであり、著作者人格権を侵害している。
現状では、学習データが秘匿されている場合が多く、生成AI開発者・生成AIサービス提供者および生成AI利用者によって権利者が一方的に搾取され続けており、非常に問題である。
【5．各論点について（3）】
プロンプトの入力だけで創作的寄与があると考えるのは絶対におかしい。
検索ワードを入力してランダムに表示されたものを選ぶことを「思想又は感情を創作的に表現した」などと主張するのはあまりにも無理がある。
検索するワードを長くしようが、試行回数を多くしようが創作的寄与が認められる余地があるとは全く思えない。
【6．最後に】
文化庁は、権利侵害を行って創作文化を破壊している人たちの味方をするのではなく、創作文化を大切にするクリエイターたちの意見を尊重してください。
データ盗用で成り立っている現状の非倫理的な生成AIを使用している人たちは単なる剽窃者であり、「クリエイター」ではない。
現状の生成AIがデータ盗用で成り立っている事実について、もっと国民に対して周知・啓発を図るべき。

「盗用」の意味(デジタル大辞泉)
【盗用】
［名］他人の所有になるものを無断で使用すること。

●受付番号　185001345000004648

2.検討の前提としてへの意見

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

・ア、イ、ウを踏まえた上の意見

法律に則る場合、ウの「著作権法では、一定の場合には権利者の許諾を得ることなく著作物等を利用できる旨の、権利制限規定を設けている」が問題になっていると考えられる。

後に続く文の「電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等」ここは問題はない。「私的使用のための複製（法第 30 条)、引用（法第 32 条第 1 項)、学校その他の教育機関における複製等（法第 35 条)、営利を目的としない上演等（法第 38 条)」ここが昨今における悪質な AI 利用者による悪用の方便として解釈されかねない。

現在問題になっている AI 利用者の中には金銭による営利目的はなく、著作者が依頼を募集しているにもかかわらず公開されている範囲で自身が望んでいる作品を作ってくれないことが理由で無断に著作物を学習させている。悪意ある目的に至っては著作者の創作活動の意思を害したいがための私的利用が問題になっているからである。

・エ以降の「我が国の著作権法が適用される範囲」に関して。

概ね同意見。ただし、(ウ)の具体的な利用行為に関する準拠法決定については反対の意見。AI 生成に関する法案が整わない内に見直しがされる以前の著作権法に則った行為、いうなれば法律で禁じられてないからこそ合法ということを建前として無差別かつ無配慮に行い続けてきた結果が大きく問題となっている以上、データの出所や学習に使われたデータが頒布を目的としていないものも含まれた生成物に著作権が与えられるとなると類似した生成物によって思わぬ形で不利益を被る著作者が出てくる懸念があるからだ。

（2）AI と著作権の関係に関する従来の整理

・ア、イ、ウを踏まえた上の意見

アの文中後半にある 3 つの「層」のうち第 1 層は賛成。第 2 層は実行する場合に何を以て権利者の不利益を軽微とするかが難しい以上規定も罰則も慎重に進めるべきだと考える。先の意見で悪質な AI 利用者を挙げたが、同時に不利益を被った権利者も事実から離れた主観による不利益を主張しかねない問題を孕んでいるからだ。第 3 層は公益的政策実現が主題にある以上原則となる規定を設けた上で柔軟性を備えた規定を設けた方がよいと思われる。原則で許可されていること、されていないものがはっきりしていれば万一著作権上の問題が発生した場合にも大前提を基に話を進めることが可能になると考えている。

イに関しては賛成。法第 30 条の 4 が適用される行為の限度として著作権者の利益を通常害するものではないことが前提とする以上、前提を蔑ろにした自己の知的欲求、精神欲求が優先されていい理由がないからである。これに対する権利制限の方は利用者に反省の意が見られる場合は柔軟な対応を、その場しのぎの姿勢或いは反省の意を示さない場合は厳重な措置を期待したい。

3.生成 AI の技術的な背景についての意見

（1）（2）は特に意見はない。問題、懸念とされているのは生成 AI の技術そのものではなく法律がないことを建前に倫理に欠けた行いをする一部利用者に対するものなので。

（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

否定する意図はないものの懐疑的にならざるをえない。特に 3 に関しては権利者等からの要請で削除する対応は誠実なものであるが、昨今はいわゆる「なりすまし」による本人を騙った要請もある以上対応しきれる事業者はいないと考えているため。

4.関係者からの様々な懸念の声について

＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞への意見

1 も十分に問題である。権利者が公開した作品の大半に対して認めていると想定されているのは「閲覧」でありインターネット上にあるからという理由で無断に学習教材として無差別に使われた結果が現在の問題につながっているため。

1 を踏まえて 2345 が複雑に絡んだ非常に大きな問題となっているといっても過言ではない。「2.検討の前提としてへの意見」で述べたことがこの意見にもかかっており、標的にした権利者に対する 234 を意図的に本人へ見せつける行為にも発展した例がある。加えて権利者が抗議した際の対応も「私的使用のための複製（法第 30 条）」を盾にしたあくまで学習の体で攻撃していないと主張する一方で抗議してきた権利者を腐す発言を SNS 上で平然と行っているケースもある。こうした悪質な利用者が合法を謳っている以上、創作活動全体への問題に発展しかねない懸念であると考えられる。

＜AI 利用者の懸念＞の意見

3 は工程を全て AI 利用している場合、それは創作行為ではなくシステムの出力行為なので同業という言葉そのものが不適切だと考えられる。

以上を拙文ながら意見として提出するものとする。

●受付番号　185001345000004649

生成 AI とくに AI イラストが出てはや 1 年半以上になります
最近だと AI によるイラストレーターの絵を模倣して何年も描けた本人ではなく他の人が際限なく享受することはとても健全な状況とはいいがたく、
イラストレーター他、音楽家や小説家が苦労してだした著作物をインターネットにアップロードしただけ AI が強化され本人は損するだけではなく、他人が利益を得るという仕組みになっています、
生成 AI は未来のある技術とは思いますが、文化に関係する AI はとても発展に貢献してるとはいいがたく、全面禁止にすべきだと思います。
こうしてインターネットに著作物をあげるデメリットが大変多く、日本文化が衰退する一途だと思います

●受付番号　185001345000004650

生成 AI の乱用や、現在の法整備状況ですと、
数多くの応援しているイラストレーターさんや、
これからイラストレーターになる人、アーティスト
数が少なくなり続けているが、低待遇でも
日本のカルチャーを支え続けているアニメーター
（ここは国が資金を投じる（投じるだけでいいです）必要あります）
未来を目指している人たち、生活する人たちが筆を折る、
創作活動を止めてしまう状況にあります。
逆に、
・亡くなった方々の作風を保存するために遺族・著作権者が
　作者の絵を読みこんで作者の作品を活かし続けるために生成 AI を使う
・イラストを描ける人が自分の作風を読み込ませて
　イラストをたくさん生産するために生成 AI を使う
・アニメーション制作スタジオが自分たちの技術力や作品能力を
　担保するために生成 AI を使う
といった、著作権者のみに使用する法整備が良いと思います。
生成 AI の波は避けられません。
イラストレーターがイラスト前のラフを大量に依頼され
確認のためにラフを確認に出したところ
「ラフを生成 AI に学習させるからもうお前は必要ない」と、
依頼量ももらえずに乱用されてしまうケースも見聞きします。

[redacted]

このような事がイラストだけでなく
俳優・声優・アート、様々な界隈や業界で起こり得る事になります。
ぜひ慎重な法整備をお願いします。

●受付番号　185001345000004651

＜意見対象＞
　素案第３６頁（４）の最後の段落
＜意見＞
　機械学習に利用する場合は、コンテンツが著作物に該当するか否かを問わずライセンス契約を結ばなければ、利用を許諾しない旨をコンテンツ保有者が主張することや実際に「機械学習に利用する場合は、コンテンツが著作物に該当するか否かにかかわらず、利用を許諾し、その対価として利用料を支払う」というライセンス契約を締結すること自体は、刑事上違法にならず、かつ、民事上も契約が無効になったり取消事由に該当することは無いという理解でよいか。
＜意見の理由＞
　まず、実際のライセンス契約においては、著作物と著作物ではない部分が混在しているコンテンツをまとめてライセンスして、許諾料を受領する場面がありうる。
　その場合に、コンテンツに著作物に該当しない部分が含まれており、そのことをライセンサーが知りつつも、コンテンツのどの部分が著作物に該当しどの部分が該当しないのかをライセンシーに明示することなくライセンスした場合に、ライセンサーによる当該ライセンス行為が刑事上違法になったり、当該ライセンス契約の一部又は全部が無効又は取消可能となるというのが、もし素案において想定されている場合、当該リスクをヘッジするために、今後の契約実務上、ライセンス対象のうち著作物に限定するというように絞りをかけるといった手当をライセンス契約になる可能性が生じるので、その必要性の有無を確認するために伺いたい。

●受付番号　185001345000004652

生成 AI は厳しく法律で制限して欲しいです。
現時点でも既に同意のない学習元データとして大量のイラストや写真や動画が使われた後であり、自分がファンとして追いかけているイラストレーターさんもその被害に遭っています。
また直接的には被害を認識していなくても、今後被害に遭う可能性を懸念して不安な時間を過ごしているイラストレーターさん等もいます。
どんなに素晴らしく思える物が結果的に出来上がったとしても、その過程で被害に遭う・既に遭っている人がいるものを何も考えず享受する事は絶対にしたくありません。
結果的に良い物ができたからそれで良い、という考えは絶対に許容できません。

●受付番号　185001345000004653

画像生成 AI の訓練に「児童ポルノ」が使用されていたことが発覚
記事元
↓
https://forbesjapan.com/articles/detail/68355
https://www.404media.co/laion-datasets-removed-stanford-csam-child-abuse/
こんなものでも推進するのでしょうか？
研究のためには人権を侵害してもいいのでしょうか？

●受付番号　185001345000004654

イラストや文章なんかの知的財産は人が考えてこそ意味と価値があるものだと思うので AI で後押しなんて考え方は違うと思います。
人から借りた物を勝手に質屋に売るようなものです。
そんなことされたらきっと悔しいし、悲しいし、ムカつきます。
生成 AI に描かせたものは、自分だけで楽しむ範疇に留めておくべきだと思います。

●受付番号　185001345000004655

画像生成 AI に絞って書きます。
画像生成 AI は、学習元となるデータセットに海賊版サイトや開発元が無断で収集した、著作権で保護された画像が多数含まれていることが指摘されてます。
あるシェアの大きいアメリカの開発元の場合、開発元が合計 1 万 6000 人ものアーティストのリストを作成して学習を行わせています。日本人アーティストもリストにありました。
生成 AI で出力されるものは、飽くまでそれら他人の画像の中間値の出力であって所謂創作物とは思えません。生成 AI に条件を入力して生成物を出力してる人間は、彼等が自称するような所謂「クリエイター」ではないと断言します。
本来の創作者に無断で学習させたデータセットや、それを更に悪意を持って LoRA で調整、同じ作風の画像を大量に生成してネットに垂れ流した上、本来技能を持たない生成 AI ユーザーが仕事を募集していたり無断で海賊版グッズを作ってネットオークション等で売り捌くなど、現実にクリエイターの技術を盗んで受注機会を奪っているので、著作権者の利益を不当に害しているに当たると考えます。
データセット学習元になったアーティストに報酬という話も一時期出ていましたが、有効なデータセットを作るには顔面認証で 45 万サンプル、画像アノテーションに至っては 18 万 5 千件の画像、6 万 2 千件の注釈付き画像、 65 万件のラベル付き物体が必要だそうです。そのうちの何枚か、データセットの 1%にも満たない画像に幾ら払うというのでしょうか。この案は国会議員も非現実的と認めています。
現在、生成 AI に批判的なアーティストに対して、i2i でアーティストの作品そのものを加工して配布したり、特定個人の LoRA データセットを作ると脅迫されたり、実際に作られたりしています。他に生成 AI が利用されている事といえば、肖像権の侵害や児童ポルノ、個人名誉棄損画像の生成です。生成 AI ユーザーによってそれらの行為は合法と主張されていますが、一国が推進するような技術と全く思えません。
現在すでに生成 AI の利用法はこれらの方向で固まりつつあるので、健全な利用法を推進するとしたら、おそらく相当強い規制が必要と思います。生ぬるい死文法なんか作っても後から問題が出ると思います。
開発者・企業・末端ユーザー、はては国まで「AI 開発に当たって著作権を侵害するのではないか」などと懸念しているわけでなく、目指してるのは「著作権の学習 AI による無効化」による受益の拡大です。現在議論に上がってる生成 AI ユーザーの「出力物の権利保護」にしても検索出力物に何らかの権利を与える事によって、学習元の著作権との相殺を謀るための方便でしかないと確信してます。
もし、企業や生成 AI ユーザーが思惑通りに著作権の無効化を成功させ、創作物無料掴み取り放題を達成したとして、それを見た次世代の誰が苦労の多い創作の道を志すでしょう

か？次にデータセットに食わせる作品を作る層はいなくなるでしょう。そんな世界では現在は層の厚いクリエイターとその予備軍も、確実に先細りします。
現在使用されてる学習 AI はアメリカではデータセットの問題で何度か裁判を起こされています。日本だけ著作権を無効化して、告訴の心配をなくせば日本はデータ海賊版天国になり、AI 開発企業は大容量の学習データを作れるでしょう。でも日本がその恩恵にあずかれると思いません。自国製の学習 AI を持たない以上、そのデータを活用するには海外製 AI が必要です。結局、日本が生成 AI を普及だけさせても、ただの顧客になるだけではないでしょうか。
著作権の解釈の議論云々というのは、結局生成 AI 推進を結論としている、いわゆる「出来レース」であり、ただのアリバイ工作でしかないと見て取れます。
現実として、この今の瞬間にも著作権やクリエイターの権利は侵害されており、将来のクリエイター育成に大きな影を落としていると思います。
自分は絵で利益を得ていませんが現状に強い不満を持つので、以降ネットワークで発表するものには電子的な学習回避加工を行います。
何が何でも推進利用一辺倒、お国の為に誰かを火にくべ進め一億火の玉だ！ではなく推進の方針自体、再度ご一考願います。

●受付番号　185001345000004656

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌です。すでにそうなって困っている人もいる。
生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい。
手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安。

●受付番号　185001345000004657

1. 既存の係争に関して
私は生成系 AI を活用し事業を行っているが、自身が生成しインターネット上に投稿した著作物を著作権がないという理由で無断で転載され告訴を行なった。
基本的に現在の告訴フローで問題ないとは感じるが、著作権があるかどうかの判定にだいぶ時間がかかったので、できれば警察及び検察に対しこの資料の内容を簡単に確認や周知をいただきたい。
上記案件は神奈川県警幸警察署宛に提出しており、文化庁にも確認が行われていると私は認識している。
また生成系 AI を活用して制作した著作物に対して安易に扱うとお互いに良い思いはしないと考えているため、著作権の関連の情報を広く周知していただきたい。
2. 今後の法規制に関して
特に現在から変更して欲しいところはなく、既存の著作権法にて対応できる範囲で対応するべきと考える。
3. 事業者としての要望に関して
著作権法では問題ない行為であっても、生成系 AI を利用することにより過激な言動や行動を行なっている方からの信用毀損リスクや殺害予告などの身体的リスクがある。できる限り早急に周知や対応をいただきたい。

●受付番号　185001345000004658

・ディープフェイク問題
自分の顔写真を 1 回でもネットにあげた人はポルノ等に捏造される危険があります。
○AI 悪用で巧妙化する性的恐喝存在しないわいせつ画像をでっち上げ_自殺者も
【https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2306/15/news073.html】
・生成 AI による表現規制への危惧
生成 AI による出力物は、無断で収集されたデータからなり、表現元の存在があるため、それを AI で合成したところで
AI 固有の表現とは言えず、それはデータ元にされてしまった人々の表現であり著作物です。
また、生成 AI で CSMA などのデータをを元にした非倫理的な画像の出力、データをそのまま復元できることは度重なる検証によって既に証明されています。
NAIv3 集中学習リスト作家 7000 人分
【[redacted]】
復元の証明
【　https://arstechnica.com/information-technology/2023/02/researchers-extract-training-images-from-stable-diffusion-but-its-difficult/】
生成 AI の学習データに児童虐待画像_米大学研究者が指摘
【https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN20F220Q3A221C2000000/】
つまり CSMA も復元できるという事です。
その為、生成 AI を規制しなければ、手描き作家の空想上の表現も規制しなければならなくなってしまうでしょう。
生成 AI のデータセットの非倫理的な画像の他に、実際の写真をイラスト化する手法も横行しており、
どの画像に被害者が使われているのか区別できなくなるため共倒れが予想されます。
実際、Pixiv などのイラストサイトでは問題のある AI 画像と共に手描き作家のイラストすら削除されるようになっていたり、
BBC から告発された通り児ポ取引の温床となり、
【https://www.bbc.com/japanese/66805316】
クレジットカード会社の信用を失い使えなくなったり app が削除されたり等、一般ユーザーまでも迷惑と不便を被る結果となりました。
こういった事象は全ての表現の場に伝播すると考えられ、人々の創作文化を壊滅的なまでに衰退させ始めています。
また、生成 AI の規制に際して特定の表現が規制された場合、規制を訴えた人々の責任にしようとする動きが考えられますが、

そもそも無断でデータを収集したり、非倫理的な画像を節操なくデータセットに放り込んだりしたAI企業側と、
いたるところで倫理観の欠けた行動をしている生成AI利用者と、それを1年間野放しにした政府の責任です。
全ての知的財産と海賊版サイト等の違法なデータ、非倫理的なデータや無断で取得しロンダリング、
復元と合成をしている生成AIに「著作権」を持たせようという考えは絶対に間違っています。
AIに著作権を与えてしまった場合、様々な実害が考えられますが、予測を一つ立てるなら人間の生産スピードとの違いから、AI出力者側があらゆる画像を先に作っておき、
少しでも似ている画像を端から訴えるというビジネスが成り立ちそうなものなので、詐欺業者の資金源となり、創作文化は衰退どころではないでしょう。
非倫理的なデータ使用が是認された環境下になり、新たなる非倫理的なデータ取得の許容、人権軽視と著しい治安の悪化、犯罪の増加とモラルの低下が深刻化することが危惧されます。
・人間と機械（AI）の違いについて
生成 AI の搾取構造や著作権侵害の話をしようとすると、AI 開発者がユーモアで命名した「学習」という言葉と混同して
人間の学習と同じものとする信じがたい論理展開をする者が現れ、それが政府の者だったりするので辟易することになります。
機械と生物は別物で、同じであるならば”絵柄”や”画風”などは産まれようがありません。
人間の視覚は歪んでおり、その人の精神状態などによって異なります。また完璧に記憶することはできません。
この生物特有の不完全さから、様々な表現は産まれています。
例を挙げるとゴッホは印象派として絵画を描いたのではなく、自分の目に見えた風景を描いています。
参考
【 https://theconversation.com/were-told-ai-neural-networks-learn-the-way-humans-do-a-neuroscientist-explains-why-thats-not-the-case-183993】

●受付番号　185001345000004659

複数のレイヤーにおいて懸念があり、以下のとおり意見具申する。
【生成 AI のデータセットについて】
生成 AI で十分な精度の出力を行うには、相当数のデータ（データセット）が必要であることは既知のとおりであるが、現在主流となっている NovelAI や Stable Diffusion で用いられているデータセットは、インターネット上でクローリング・スクレイピングした著作者の許諾・認知がない無断転載画像や実在児童の性的被害画像が含まれている。
著作権法で語る以前に「絶対に使用すべきではないデータセット」を用いなければ十分な結果が得られない仕組みなのであれば、そもそも推進をするべきではない。
また、今日までに複数回の勉強会や有識者会議等が実施されているようだが、データセットについてほとんど俎上に上がっていない様子が見受けられる。
これはあたかも「痛い腹を探られないようにしている」と受け取られることも止むを得ない動き方であろう。
加えて、各種会合において有識者を招聘しての意見交換を行っているとも聞き及んでいるが、招聘されているほとんどの参加者が生成 AI 推進派に属することを確認している。
本来であれば両論等しく意見交換をするべきであるところ、「生成 AI 規制派（慎重派）の声を拾う努力を文化庁はまるでしていない」「推進ありき」という意見が SNS 上では多数見受けられる。
【生成 AI を利用する一般消費者について】
絵を描けない・耳目を集める表現を行えない人にとって、生成 AI は魅力的に映るかもしれないが、インターネット・SNS 上で生成 AI 利用者の声をみると「絵描きはもういらない」「餌（データセットに取り込むイラスト）よこせ」といった稚拙かつ無礼な（あるいは未成熟な）発言が多々見受けられる。
また、生成 AI 利用に否定的・慎重な姿勢をみせるイラストレーターに対し、当該イラストレーターの筆致・絵柄を用い出力した「キャラクターが首を吊るイラスト」や「中指を立て挑発するようなイラスト」を当該イラストレーターに送付する等、およそ真っ当ではない使われ方をしている。
このような状況を考慮すると、少なくとも一般消費者向けに利用を推進することは時期尚早といえるだろう。
【イラストレーター・クリエイター・表現者の被害について】
生成 AI で出力される絵柄が各イラストレーターにきわめて近似のものであることから、一見すると上記項目で記載した「有害な画像」が当該イラストレーターが自身で描いたものと誤認させるおそれもある。

これはたとえば、所謂「一般向け」「成人向け」というくくりのなかで活動領域が仕切られているサブカルチャー領域において、「一般向け」領域のみで活動しているイラストレーター（クリエイター）が、生成 AI を悪用されることで活動内容の誤認をされるおそれがある。
（本論から外れるが、一般向け・成人向けという区分があるとて生活・仕事上の差別が発生するべきではないのが大前提であるが、「成人向けクリエイターには一般向けの仕事は頼めない」といった二次被害の発生も想定されることを併せて述べておく）
また、イラストにとどまらないより広範な被害懸念としては、岸田文雄内閣総理大臣が被害に遭った「フェイク AI 動画」のような、著名人や芸能人、要人になりすます「ディープフェイク」による不適切な発言発信、性的な表現を発信することで発生する様々な被害（政府要人であれば外交問題等に発展するおそれなど）が想定される。
個別に列挙はするまでもないが、これらの被害が発生した際に「誰が」「どこまで」被害の補填・保証（保障）を行うのか、生成 AI の推進をするのであれば当然ながらそこまで考慮すべきであろう。
【想定する「あるべき姿」について】
本来考慮される利用方法としては、「イラストレーターが自身のイラストを学習させ、イラスト作成の補助として運用する」といったものがポピュラーであろう。
また、データセットについても「イラストレーターやクリエイターが、正規の契約を結んだうえで適切な報酬を得、クリーンなデータセット構築を行う」、一般消費者やクリエイターも「クリーンなデータセットを有償で購入し、規定の利用規約・範囲において利用する」といった状態が望ましいものと考える。
一方で現状を顧みると、上記列挙したように、また極端な例えをするなら「親がおもちゃを盗んで持って帰り、子供がそれを与えられ喜んで遊んでいる」ような状態である。
このような現状が文化庁の想定する「生成 AI の推進」であれば、こんなものは無いほうがよい。

●受付番号　185001345000004660

【意見 1】
４．関係者からの様々な懸念の声について ＜AI 利用者の懸念＞2
「法的に著作権侵害とはならない場合についてまで、著作権侵害であるとして非難を受けてしまう炎上リスク」
　生成 AI の利用について、多くの企業や個人が生成 AI を利用するようになりつつある現在においても、ただ生成 AI の利用それ自体を問題にしようとする声が多くあるように思われます。殆どの非難は著作権の無理解が原因であり、中には生成 AI を使用しただけで著作権侵害を主張し、攻撃する人もいます。生成 AI を使用すること自体が「著作権侵害であるとして非難を受けてしまう炎上リスク」となってしまっている現状は、これからの我が国における生成 AI の技術的、文化的発展を阻害しています。
　そもそも著作権とはどのようなものなのか、生成 AI をどのように利用した場合が著作権侵害に相当するのかといった、正しい理解を周知するための場を積極的に用意する必要があると考えます。また、国家自ら積極的に生成 AI を利用していくことも生成 AI の普及促進に繋がると考えます。
【意見 2】
５．各論点について （１）イ （イ）非享受目的と享受目的が併存する場合について
「表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該クリエイターのいわゆる「作風」を共通して有しているにとどまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合もあると考えられる。このような場合に、意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合は、享受目的が併存すると考えられる。」
この箇所以外にも度々用いられている「創作的表現」というものが非常に曖昧であり、拡大解釈による生成 AI 利用者への攻撃の温床となっています。曖昧に解釈することで保護の対象とするための解釈余地を取るものだとしても、あくまでも「作風」は保護の対象外であり、「作風」の有無、ひいては「創作的表現」の有無が享受目的の併存の有無と結びつくようなこの記載は問題があり、削除すべきと考えます。
【意見 3】
５．各論点について （１）エ（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）
「当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される場合」
「販売される予定があることが推認される場合」は要件として範囲が広すぎます。実際には販売予定が無いにも関わらず、学習拒否を目的として販売予定があるとするだけで 30 条の

4 但書の対象となるこの記載は、保護法益が明確になっていません。実際に販売されているデータベースの著作物のみに制限するか、記載を削除するべきです。

【意見 4】

５．各論点について （４） その他の論点について

「他方、コンテンツ創作の好循環の実現を考えた場合に、著作権法の枠内にとどまらない議論として、技術面や考え方の整理等を通じて、市場における対価還元を促進することについても検討が必要であると考えられる。」

対価還元の在り方を考える場合に「著作権法の枠内に留まらない議論」を検討することを必要とする本記載は、法律に依拠しない非難や権利主張の温床となる可能性があります。【意見 3】にて述べた学習拒否の為の権利濫用や【意見 1】で述べた著作権法上の根拠のない非難など、現状の過剰な攻撃や権利主張を増長させる危険性のある本記述は問題があり、あくまでも法的根拠に則った対価還元の在り方を模索することを必要とする記載に修正すべきです。

●受付番号　185001345000004661

生成 AI に対し、否定的な立場をとります。
自分が絵を描くこともあるので、画像生成 AI の問題を例に意見を述べますが、これは画像のみならず、文学、翻訳、音楽など、全ての文化的活動でも同じことがいえると考えています。
大本の作品制作者の権利が十全に守られていない状態で生成 AI の活用を促進するのは反対です。
AI 製作者や AI を悪用して活用している者の権利より、現在著作権などの権利を侵害され、また心身に被害を被っているクリエイターを守るべきです。
現状の画像生成 AI は多くのクリエイターの培ってきた努力を搾取し、権利を侵害していると考えます。
全てのクリエイターは作品を制作するのに、人生の多くの時間をかけてきました。現状の画像生成 AI は、そういった人たちの努力だけを浪費し、さらに今後の作品制作を圧迫しています。
画風をまねするよう AI に学習されてしまい、本人の意図しないような活用方法で自身の画風を活用されてしまっている方が現実に今いらっしゃいます。
本人が描いていないにもかかわらず、画風を AI が真似して大量に出力されてしまった場合
・本人の意図しない場所で犯罪などに使われる
・本人の仕事を奪ってしまう
といったことが発生します。
特に前者は本人の評判も下げてしまいかねません。
学習元になってしまった方が AI 使用者に異議申し立て、権利侵害を訴えるにも労力が発生し、本人にとってマイナスしかありません。
そもそも多くのクリエイターが「AI の学習に自身の絵を使うことを禁ずる」と宣言しているにもかかわらず、多くの AI 活用者はそれを無視し、活用している現状があります。モラルの欠けた行為であり、浅慮で、自分の顕示欲/金銭欲求などを満たすためだけに多くの人間の積み重ねを搾取する冒涜的な行為であると思います。
少なくとも学習元にされたくないと表明しているクリエイターの権利が守られる段階にならなければ、AI を活用すべきではないでしょう。
また、今、インターネット上の多くの情報が画像生成 AI によって誤ったものが含まれる「検索汚染」と言われるような現象が起こっています。
特に写真は正しいものだと思って見ていることが多いにもかかわらず、画像生成 AI で写真のように見える誤った画像が混ざってしまい、インターネットの正確性/信憑性は大幅に落ちてしまっています。
公共的/学習的な観点からも現状良い影響を与えているとは到底思えません。

海賊版の横行も問題です。
シンプルに著作権の侵害です。
学習データのクリーンさにも欠けています。現状どんな画像も無断で学習に使われてしまっているため、例えば顔写真だけ任意の人物に変え、残りをポルノ画像に変えたものを大量に生成できてしまい、本人の意図しないところで偽ではあっても不本意な使用のされ方も今のままではできてしまいます。
一度ネット上で拡散でもしてしまえば、そのデータを完全に削除することは難しく、その場合の被害者の精神的苦痛は計り知れません。
自分自身が侵害されずとも、友人、家族、子どもなどが被害に遭った場合、周囲の人間も多くの苦痛を強いられます。
クリエイターの画像が勝手に使われている、または使われているのか判然としないものも多く、わからないからと言って侵害されている人も今は多い事でしょう。
こういった現状から、現状の生成 AI はクリエイターの著作権のみならず、心身の健康まで侵害しかねない非人道的なものであると思います。
法整備は規制の方向に舵を取り、AI 活用の道は以下の点を順守することを前提に進め、守られない場合は厳しく罰せられるべきです。
・学習元となる作品、画像、肖像者の権利を一切侵害しないこと
・本人が拒否した場合、学習元として活用できず、活用されていることが判明した場合活用者は厳しく罰せられること
・犯罪行為に活用しない事
・学習参照元がすべて判明できること
最後に、AI で画像出力をしている方々からすれば、今絵を描いている人たちも誰かを模倣しているのだから AI でもいいとおっしゃるのでしょうが根本的に違います。
絵を描く人はあこがれた存在の絵を観察し、練習し、学び、一本の線を完成させ、それを繰り返し、己の画風を生み出しています。
一枚の絵を仕上げるのに何時間もかけ、苦しくも楽しいその行為を愛しています。
信念と誇りを持ち、多くの先人にリスペクトをして、素晴らしいクリエイターが誕生するのです。
AI 使用者は目についたものを学習という形で取り込み、それをバラバラに千切ったものを継ぎ接ぎして出力しているだけです。
そこには尊敬も信念もありません。
日本には多くの素晴らしいクリエイターがいます。それを守れなくてどうするのでしょう。
どうか、多くのクリエイターを守る判断をして下さい。

●受付番号　185001345000004662

イラストをずっと描いて来た身からすると、今の AI の環境はとてもではありませんが許容できる範囲を超えています。
自分が大切に描いてきたイラストがいつどういった場面で AI に学習され、捏造されるかわからないのが恐ろしく、ネットにイラストを投稿するのが怖いです。自分が描いていないポルノ画像や R18、R18G を学習させた AI が出力し、私の絵柄になってネットに投稿されるのが怖いです。それ以外にもお仕事で描いたイラストが学習され、そのイラストを無料で、無断でばら撒かれることもあると考えれば、恐ろしくて仕事も請け合えません。きちんと絵を描く人間が不幸を被ることなく、不安を抱えることない環境を作るための法律を作っていただきたいです。

●受付番号　185001345000004663

作家さんの絵が無断で学習され、仕事がなくなってしまうのがとても心配です。AI に著作権を与えてしまうのはいかなる理由でも賛成できません。

●受付番号　185001345000004664

骨子案のような絵だけ AI だけを特別扱いにすると法律の全体の整合性が取れないと思います。著作権侵害や人権侵害を合法に出来ますか？

●受付番号　185001345000004665

今現在でさえ、AI による[redacted]さんのポルノ画像、韓国で流行っているという芸能人、著名人の AI 画像を使った詐欺問題などの犯罪利用に使われている事、
AI でポルノ画像を作られ、広められた事をきっかけに自殺した海外の少女などどうにも手軽な犯罪利用素材という悪印象しかありません。
また、単純に好きで応援したい、イラストレーターさんがもしも AI 生成利用により筆を折る事となったら、当然いい気持ちはしません。
イラストや文章、声も含め、AI に取り込まれる側の方の努力を踏み躙り、長い目で見て業界そのものを衰退させるものとしか今のところ思えません。好きなものだからこそ続いて欲しい・AI にではなく、生身のクリエイターさん達にきちんとお金を落とす事によって応援したいと思う人達がいる事も考慮して欲しいです。

●受付番号　185001345000004666

倫理観な問題があるのでそもそもまともなクリエイター程今の生成 AI は使えません。文化の発展には関与されるどころか衰退します。

●受付番号　185001345000004667

５．各論点について
（１）学習・開発段階 の記載に関する意見です。
【 「非享受目的」に該当する場合について】イ
→
学習された著作物と創作的表現が共通した生成物の生成が著しく頻発するようなケースは、著作物とほぼ同じものが出されてしまう状況を作り出すことを意味する。
線引きが難しいのは承知しているがデータセットの取得元やその著作物の比率を明示するなど著作権者側が不当にデータを作られているか否か評価できるような取り組みを義務付けするべきと考える。
また、ポーズや画風を真似ることも出来てしまうのでこれらについても AI 学習関係の部分で権利保護をするための施策を打ってほしいです。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】（オ）
→
海賊版の学習について触れられているが、海外の研究やインターネットの報告で AI の画像データセットに不法アップロードされたデータや児童ポルノデータが入っていた例が存在する。
それを踏まえると AI 事業者は権利侵害を助長しないように配慮、海賊版を取り込むのは慎むべきと記載されているが、学習データについては明確に許可が取れたものしか取り込むことはダメとするべきではないのか。
インターネット上のデータが権利侵害複製物であるか否かの判断は学習データの収集を行おうとする者に難しい場合が多いと考えられる、とあるがそれであれば著作権者側が不法なデータから収集されているか否かを知る権利があるのではないか。
その点においてはデータセットは、どこから取得・学習したかを明示する義務も必要である。
もし、海賊版か転載物かと判明した場合は著作権者側の差し止めの権利を認めるべきである。
【侵害に対する措置について】カ
→
学習済みモデルの廃棄請求だが、これはクリエイター側に無条件で認める＋従わない場合は罰則ありのレベルにしていただく必要があると考える。
実際、
・特定クリエイターへの嫌がらせでデータセット（LoRA)を作る例
・アダルトイラストが禁止されている作品のイラストを特定クリエイターの画風に似せて出し、そのクリエイターが勘違いされて不利益を被る例
・声優の音声を大量に学習させ、その声優風音声を作る例

が起こっておりあちこちから被害の声や懸念の声が上がっている。
さらに被害予防の観点を考えるとクリエイター側に AI 学習拒否権を持たせてほしいです。クリエイター側から学習 NG・削除請求が出て無視した場合や繰り返し実施して悪質な場合は学習させたユーザと AI 事業者両方に刑事・民事両面で罰則を入れてほしい。とくに民事の罰については画風を似せて特定人物の信用を毀損した場合その信用を回復させる・逸失利益に関する補償義務も導入すべきと考える。
AI は人間と違い絵や音声データを無秩序に生成できてしまう。
だからこそ、人間の作った二次創作やファンイラストと違うと明確にして扱うべきと考える。

●受付番号　185001345000004668

・人権侵害について
権利侵害の問題、現在の AI は元データのロゴまで完璧に復元してしまうなどの、数多の著作権侵害をしています。
NAIv3 集中学習リスト作家 7000 人分
【[redacted]】
【https://min.togetter.com/qDBZuI8】
学習される側には、拒否権すらない。
自分の作品の価値を守る一番有効な行動として、そもそも発表しないことを選ばされています。
作品がコピーされることに抗議すると、反 AI と叩かれ、殺害予告までされる環境下、作品、発表の場、クリエイターとしてのすべてを奪われ、裁判等は個人の負担が重く、また判例もなく証明が困難であり、泣き寝入りしています。
下記の方たちはその一部です。
[redacted]さん【[redacted]】
[redacted]さん【[redacted]】
【[redacted]】
[redacted]さん【[redacted]】
消された少女の“反 AI”マーク
毎日新聞
【 https://news.yahoo.co.jp/articles/279a043e551ca33757e7246a1b7840e3c2725142?source=sns&dv=pc&mid=other&date=20230818&ctg=dom&bt=tw_up】
もはや市民の健全な創作活動の場は失われています。
また、表現者が人生の時間を使い作り上げた作品を、無断かつ無報酬でを使い、故意に剽窃するような行為は断じて許されるべきではありません。
何故、努力したクリエイター達がこのような奴隷のごとき理不尽な無償の奉仕を強いられているでしょうか。
奪われた作品は詐欺広告などの犯罪にに活用される場合もあり、コピーされた作家の知らない所で詐欺と関連されるイメージの棄損が起こりかねません。
これが文化の発展に寄与しているものか、様々な情報を公平な目で見て判断してください。
機械によって著作物を無断かつオートメーションで改変される実状は、人類史上最も芸術が冒涜されていると言っても過言ではありません。
著作権は元々、印刷技術の登場によって作品が大量に無断コピーされるようになり、著作者を保護する為に生まれました。現状、30 条の 4 の但し書きが死文化しており、著作者の権利は不当に害されている状態です。

作品や肖像、キャラクターはプロパガンダや性的な風刺をされたり civitai 等のサイト上でデータをばら撒かれる、勝手に商売されるなどの事象が起きております。これは著作者人格権の侵害、不正競争防止法違反ではないでしょうか。
AI によって作品がコピーされ、著作者の生活が危うくなっている現状、AI に対応した新たな法が必要だと考えます。
少なくとも「使用されたデータを公開すること」「AI が著作物を学習する際に権利者の許諾を得ること」、「AI 生成物の権利者は AI 生成を可能にした著作物の権利者であること」、「AI 生成物には AI が生成した旨を明記すること」が必須です。
フランスの規制案参照【https://pc.watch.impress.co.jp/docs/news/1534411.html】
そして、著作者の負担軽減のため、非親告罪での方策と、違反者に対する効果的、抑止力となる厳重な罰則を求めます。
世界中から愛されるコンテンツ産業を輩出した日本のクリエイターに対して、日本という国がこれ程までに不義理で理不尽な裏切り行為をしていることが本当に残念でなりません。
日本は AI 開発の遅れに躍起になるのではなく、海外に奪われ続ける日本の財産を守るための法整備とセキュリティ開発、人権意識の高い先進国として主導すべきでした。まず各団体の声明に目を通してください。
前回のパブリックコメントは CSAM 含むデータセットの実態などを記載したのにも関わらず、ほぼ全ての主張と根拠とする記事が隠されてしまったので、今回は多くの人が SNS でパブリックコメントを公開する動きがあります。
私もそれに従って公開します。どうか公平な立場でご記載ください。

●受付番号　185001345000004669

学習内容をインターネットから収集できる」という内容は、著作権法第 20 条に違反していると考えられる。10 ページに AI が生成したものは通常、切り貼りではないとされる。と表記されているが、実際に生成をすると学習元に酷似したものが多く見受けられる。例を挙げれば、その人が制作したものではないのに学習元本人が疑われるようなものが生成されている。また、AI 生成による犯罪を考慮すると、収集を容易するのはかなりリスクを伴う。AI 生成には厳重に規定を設けるべきである。

●受付番号　185001345000004670

イラストレーター、漫画家を生業にしている者です。
1:生成 AI は、学習に使用した絵、文章、3D モデル、写真、音声、映像、それ以上のものを含む全ての著作物の、著作者側からのオプトアウトの権利を認めるべきと考えています。
2:生成 AI は、リリースされる際、「学習元として読み込まれたデータにどのようなものが存在していたのか」、「そのデータはいかなる場所で収集されたのか」、その全ての記録を閲覧、検索できるアーカイブとともにリリースされ、更に速やかなオプトアウト申請が可能であるべきと考えます。
3:そのようなアーカイブと併設状態でない生成 AI は、著作権、知的財産権、プライバシーの侵害等など、様々な問題を抱えている物として、規制の必要のあるものとして扱って頂きたいと思っています。
（上記 1〜3 は、「海賊版サイトからの学習によって成果物を出力している生成 AI サービスへの、様々な同業者の懸念の声」や、「データセット内にプライベートな写真、二次利用を許可していない画像、動画等が含まれている、または児童虐待の画像などの違法な画像が含まれている場合がある」といった事例を確認した際、今後の生成 AI に必要な事であると思ったことです。）
4:その上で、生成 AI によって作成されるコンテンツには、それが生成 AI 製であることを表記、認識できるようにする義務を、そのコンテンツの種類に応じた形で課すべきと考えます。
5:更に、特定個人の容姿、声、文体、画風等、様々なパーソナルな情報を、これを再現する意図を持って、集中的に生成 AI に学習させる際は、本人もしくは権利者への許諾や契約が必要なものであるとし、その集中学習型生成 AI の、利用規約等の作成権も本人や権利者にあるべきと考えています。
（4、5 に関して、これは「ディープフェイクによる詐欺や、名誉毀損などの問題」、「自身の写真、声、著作物等に類似したＡＩ生成物が、不本意な形で公開されたり販売されたりしている事による、元の著作者が被るトラブル」を認識したとき、必要だと感じました。）
6:また、AI 生成物への著作権の付与は、「プロンプトを打って指示を出す」や、「生成物へ少々の描き足しを行う」、「生成した映像を繋いで編集する」、などの簡易な作業では付与するべきでは無いと考えます。仮に著作物性の付与を認める場合は、慎重な検討を重ねて頂いた上で、行政の発行するガイドライン等により、AI 生成物へ著作権を与える際の「創作的寄与」の明確化等を行って頂きたいと思っています。これは、「パロディ商標などを生成 AI が大量に生成することによる、商標の圧迫行為によって創作の活動が窮屈になる」という自体等が想定されるためです。
・以上 6 点が、主にコンテンツ産業においての生成 AI 技術に対して、いちクリエイターとしての私が考えていることになります。現状のコンテンツ産業向け生成 AI は、個人的活用

にはリスクがあると言わざるを得ません。今後の法整備、技術発展などにより、諸問題が解決に向かっていくことを望むばかりです。

●受付番号　185001345000004671

私を含め多くのクリエイターは下記の団体の声明に同意しています。
AI 時代における知的財産（NAFCA）【https://nafca.jp/public-comment01/】
下記は独断によるおすすめの記事
無断学習生成 AI に悪用じゃない利用が無い理由【https://note.com/clever_mame9/n/n56b67b1ba828】
クリエイターは無断で作品を奪われ詐欺広告に使用されたり
R 指定の表現に改変されたりするので､自分の作品の価値を守るために Glaze や Nightshade 等のフィルターで自らの作品にノイズをかけてまで護らないといけない状況です。その自衛行為まで咎めていることは誠に度し難い非道ではありませんか？
このフィルターはシカゴ大学の研究チームによる画像生成 AI に対する保護技術で
Nightshade に先行して同チームから提供されている Glaze は、USENIX セキュリティシンポジウムで優秀論文賞受賞し、USENIX 2023 インターネットディフェンス賞受賞の実績があります。
それと、半導体と生成 AI に約 2 兆円の生成 AI 関連の予算を計上した経緯を全て国民に向け明らかにするべきです。
日本経済新聞【 https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA080VY0Y3A101C2000000/?n_cid=SNSTW006&n_tw=1699486788】
この税金の使われ方は、意味不明で非常に憤りを感じます。
生成 AI 利用による事業者の補助金制度も廃止してください。
生成 AI の公益性とはなんでしょうか？
クリエイターの作品を無料で奪い、低品質な劣化コピーを大量に作れること
クリエイターに報酬を支払わなくてよくなること以外に
何がチャンスで何をもって勝ちと判断するのでしょうか。
それと、クリエイターに報酬を支払わないという事は
その市場での経済活動の停滞を意味しますが、そのようなことを政府主導で行うのにクリエイターに対し何も補填はしないのでしょうか。
説明してください。

●受付番号　185001345000004672

現状、世に出ている生成 AI は違法性が立証されているにも関わらず、明確な法整備が整えられていない事を利用し、大勢のクリエイターの著作権が侵害されています。
海外などでは既に生成 AI 自体が違法として扱っているにも関わらず、日本では未だに生成 AI の違法性に目を逸らし、利用し続けています。
たくさんの被害に遭われたクリエイターの方々と、今後クリエイターを志す方達のためにも一刻も早く法整備を整えて頂きたいです。
そして、クリエイターの方達をしっかりと守るための法整備を進めて頂きたいです。

●受付番号　185001345000004673

近い界隈で言えば、プロダクトのデザインの盗用。
ハイブランドで出された商品が、パクられて廉価版としてショップに並ぶのはザラだ。
無印良品で見た商品が、すぐにダイソーに並んでいるのをみる羽目になる。
パクられた側は、よっぽどの事でない限り泣き寝入りするしかない。裁判を起こす方が高くつく。
（この状況を全肯定している訳では無い、あくまで現状の話をしている）
そういう状況を救うのが「特許」だと個人的には思っている。
プロダクトに対する「特許」を、絵描き・写真家などのクリエイターに当てはめた場合、「作風」になってくる。
「作風」は、作品単体で評価するのは難しく、裁量化・定量化することも難しい。
ただ、その裁量化・定量化しにくい「作風」を持つクリエイターになるまでには、膨大な時間・労力・金銭を必要とする。
絵の基礎が出来ている美大生に注ぎ込まれる金銭を計算する。
高校 1 年から画塾に通いだし、1 年間通うとすると、私が通っている画塾だと年間 50 万、それが 3 年で 150 万。
美大にかかるお金が 4 年で 800 万、ここに画材費・試験費用・入学費用などかかる。大体 1000 万弱。上京などすれば、さらに生活費も嵩むことになる。
自分個人の話をする。
現在社会人として画塾に通い 3 年になるが、いい絵が描けるようになったとは到底言えない。
その画塾に 100 万以上支払っている。そして、画集や教則本などには 30 万近くかかっている。
「いい絵」「人の心に響く絵」「ある程度作風がありつつ、クオリティを担保した絵」を狙って描けるようになるには時間がかかる。
おそらく、現在クリエイター・イラストレーターとして活躍している人たちは、
これ以上の金銭や努力、時間を費やしてきたのだと思われる。
生成 AI は、それらを全てタダ貰いして、自分たちの私腹を肥やす悪に感じるのは私だけではあるまい。
勝手に人の労力を盗んでいって商売されている時点で、「筋が通っていない」という感覚が近い。
「作風」がプロダクトになり得ないというからといって、作者に金銭が支払われないのは間違いであろう。
生成 AI で懸念している点はそこである。
生成 AI の流れは止められないであろう。

ただ、その道を整備する一つとして「データセットに勝手に取り込んだ個人・企業は、その作者に賠償金を払う」など、金銭的なペナルティをつけるべきだと思う。
もちろん「自分の作品をデータセットに取り込んでください」という本人からの申し出がある場合のみ認めるなど、
クリーンなデータセットを作成していくことは、ありえる話だろうとは思う。
クリーンな生成 AI を個人的には期待している。

●受付番号　185001345000004674

私は専門家ではないため、細やかな事情に精通しているわけではないのですが、生成 AI による影響は絵に関する文化と技術の保全及び存続に関わる由々しき問題であると考えております。
生成 AI が学習したデータの全てはほとんど無許可に取り入れられたものとお聞きしています。あまり方に詳しくないのですが、これらは盗用及び盗作に該当しないのでしょうか。
このまま生成 AI に無断でデータを学習される現状が続けば、絵を仕事にしている方々の営業妨害だけでなく精神的苦痛を与える事にも繋がり、将来的に新しいクリエイターや作品が世に出ることもなく、市場の衰退を辿る一方になると思っております。
生成 AI によって使い古された学習元の絵は使い捨てのように扱われ、それらを描いた権利者の尊厳がいったいどれほど損なわれることか。
また、生成 AI による問題は絵だけに留まりません。
昨今の SNS には、生成 AI によって作られた嘘の写真が多数出回るようになっています。直近のもので言えば、実際には起こっていない自然災害の写真や、意図しない肖像の侵害が既に発生しているのです。
また、成人向けのコンテンツを販売するサイトにて、児童の写真を無断で AI に学習をさせポルノを作成し販売をしている方もお見かけした事があります。刑法第 175 条に触れるものであると思うのですが、現実に存在しない AI で作成された顔ならば、適切な修正がされていなくとも販売が可能なのでしょうか。
生成 AI によって起こっている問題は、ありとあらゆる方面からの搾取です。そして現状、法が整っていないために誰も罪に問えない状態が続いています。
絵や写真の無断学習で生成されたデータによって営業妨害を受ける方もいらっしゃいます。
AI の促進よりも先に保護すべき権利があるのではないでしょうか。
AI の完全な撲滅を望んでいるのではありません。
せめて生成 AI に適切な法的規制をかけ、自分達の手で絵を描いているクリエイターや作家達の作品と、ネット上に顔を公開されている方々の尊厳を法的な権利のもとに守られる事を望んでいるのです。
何故、我々が作成した作品が顔も知らぬ赤の他人に無断で学習をされ、それを我が物顔で使用しそれを権利で守られる事があるのでしょうか。こんな事がまかり通って良いはずがありません。
なぜならそれらを生成する利用者は学習元となったデータを描いた権利者ではない場合が殆どだからです。
再三に渡り申し上げます。我々は AI の淘汰を求めているのではありません。あくまで著作権及び肖像権に則った法的な保護を求めているのです。

これは絵を描く方や、ネット上に顔が載る全ての方に関わる事です。人によってはそれらを仕事にし、命をかけている人もいます。絵を学んでいる学生にとっては将来をも左右される問題なのです。
安心して絵を描く事も写真を誰かと共有する事も出来ない、日本はそんな国になるのでしょうか。
どうかAIによる不当な搾取に等しい現状を打破して頂きたく、本文を書き連ねる次第となりました。何卒、ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000004675

・AI と著作権に関する考え方について（素案）　ページ 22
「このような権利制限規定一般についての立法趣旨、及び法第 30 条の 4 の立法趣旨からすると、著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。」
→権利制限規定は権利者の許諾を得ることなく著作物等を利用できる為、著作権者が反対する場合はその時点で権利を何かしら侵害されている可能性が高い為、権利制限規定の対象から除外することは困難ではないと考えられる。
・AI と著作権に関する考え方について（素案）　ページ 26
「AI 学習により作成された学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる。」
→この場合だと享受を目的とした AI 学習により作成された学習モデルに廃棄は認められない様に見られる。享受を目的とした AI 学習により作成されたものは享受を目的として作成されている為廃棄請求は認められるようにする必要がある。
・AI と著作権に関する考え方について（素案）　ページ 27
「技術的に可能としてもこれに要する時間的・費用的負担の重さ等（例えば特定の学習データを学習用データセットから除去した状態で再度学習済モデルの作成を行う場合、当初の学習と同程度の時間的・費用的負担が生じると考えられる。）から、通常、このような措置の請求は認められないと考えられる。」
→著作物を利用する以上、上記の処置を行えるようにはするべき。（学習データを特定できるように学習を行う等）
・AI と著作権に関する考え方について（素案）　ページ 34
「このような立証のため、事業者に対し、法第 114 条の 3（書類の提出等）や、民事訴訟法上の文書提出命令（同法第 223 条第 1 項）、文書送付嘱託（同法第 226 条）等に基づき、当該生成 AI の開発・学習段階で用いたデータの開示を求めることができる」
→当該生成 AI の開発・学習段階で用いたデータの開示は使用される権利者にはどのデータを用いるかの開示は義務づけるように法を整備するべき。
・AI と著作権に関する考え方について（素案）　ページ 36
「また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分につ
42 共同著作物に関する判例・裁判例としては、最判平成 5 年 3 月 30 日判時 1461 号 3 頁〔智恵子抄事件〕、大阪地判平成 4 年 8 月 27 日判時 1444 号 134 頁〔静かな焔事件〕等がある。36 いては、通常、著作物性が認められると考えられる。もっとも、それ以外の部分についての著作物性には影響しないと考えられる。」
→加筆・修正の開示は義務付けないと加筆していないものに対しても加筆と開示することによって著作物性が認められる危険性がある。

個人的に生成 AI には以下が必要と考えられます。

・学習データを権利者に開示

・権利者から申請があった場合は除外する

・生成されたものは AI によって生成されたものと開示を義務付ける。

・生成したものに対して著作物を付与するのは慎重になる必要がある

・生成 AI は免許制にする等

●受付番号　185001345000004676

・各論点について（１）学習・開発段階
著作権の理念としては著作物の公正な利用と著作者の権利のバランスを取り、文化の発展に寄与するものとされている。しかし現在の生成 AI のあり方は、技術という面からこのバランスを破壊しているのではないか。
AI が無制限に学習を行える状況下では個人がいくら技術を磨いてもすぐに AI に学習され、簡単に模倣されてしまう。そうなれば著作物の創作を行う人間のモチベーションが失われ、文化の発展が停滞してしまうのではないか。

●受付番号　185001345000004677

あんたたちが楽して儲けて搾取したいのは分かるけど創作者が創作をやめることは文化をなくすことだと思ったほうがいい。
国民と違うレベルで生きてる脱税 1 億 OK の人たちには何言ってもわからないだろうし統一教会では人が創作したものを共有して利益を得ていいのかもしれないけど私は信者ではないしここは日本なので、日本の決まりをきちんと決めてほしい。
ともかく創作物と創作者を守ってほしい。むしろ盗んだ奴には重罰を科せるようお願いしたい。

●受付番号　185001345000004678

この案には強く反対します。
AI 出力された画像には著作権をもたせるべきではないです。
意図的に、あるいは悪意を持って特定のイラストレーターのイラストを学習させたりしてなりすましをしたり、それで収入を得ている悪質なユーザーもいます。
AI 出力をするユーザーのほうが問題を起こしていることが多く、この先もっとトラブルが増えてしまうと思うので、むしろ AI 出力された画像に関しては、今以上に厳しく取り締まってほしいです。
きちんと 1 から作品を生み出しているクリエイターを守ってくれる国であってください。

●受付番号　185001345000004679

私は絵を描くのや見るのが好きなのですが AI を使用した絵に関しては使用している人にも受け入れている人たちにも不快感と嫌悪感があります。AI は文化芸術を簡単に殺すと思いますし関わることに全ての人が危機感を持ち慎重であって欲しいです。今のままでは日本が世界に誇れる様なアニメや漫画などの文化もすぐ廃ると思います。文化芸術に関わる全ての人に対して侮辱的で敬意のかけらもない方向に進んで欲しくありません。AI は芸術面に関わらず人々の暮らしを改善する事に使用して欲しいです。AI で写真や絵を作成する際には誰がいつ AI を使用したのかわかるようにしてほしいですし、無許可で素材を得ることが無くなるべきです。SNS で著名な漫画家の先生([redacted])が誰を素材として使用したのかわかるような性的な露出の多くされた女優さんの写真を AI で生成してアップロードしていたのがショックでした。こんなことが罪の意識がないかの様に行える現状が恐ろしく思います。悪意しか感じません。

●受付番号　185001345000004680

５．各論点についての（１）学習・開発段階 のエ の（エ）に記載されているような、robots.txt のような学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等に 30 条の 4 ただし書の適用があるという部分が、このまま内容が確定してしまうと、大規模な言語データ収集を伴う AI 開発にとって非常に大きな萎縮効果があると考えられる。
日本の著作権法は外国より比較的 AI 開発に寛容であると言われていたが、このような諸外国より厳しい法律解釈を行ってしまうことにより日本での AI の開発が滞り、外国に大きな遅れを取ってしまうと考えられる。
著作権者や著作権団体だけでなく、AI 開発・提供事業者などからも意見を聞くべきではないか。

●受付番号　185001345000004681

基本的な前提として
AI 絵も創作活動の一種になり得るのかもしれませんが、クリエイター達が個々人で積み上げてきた技術を盗んでいる現状はありえない。
政府は良いところだけを見すぎていると思います。
現状、蓋を開けてみれば
とあるイラストレーターの絵柄を真似した AI 生成を繰り返し、そのイラストレーターの今後に支障が出るようなイラスト生成行為が繰り返されていたりする事例ばかりです。
規制しない限り、こういった行為は繰り返され、どんどん悪化していくと考えています。
イラスト技術の盗用の事を
技術の進歩等、簡単に考えているかもしれませんが、イラスト以外に例えるならば
イチゴ農家が韓国の農家に苗を寄贈し、それを韓国の農家が我が物顔で売っている状況と全く同じです。
石川県では、独自ブランドであるルビーロマンが韓国で不当に商標登録をされた…そういった事例もありました。
明らかに盗用をした側に倫理観がないように思えます。現状の AI 生成はそういった事例ばかり。使っている側が使われている側の気持ちをひとつも考えず、絵柄の価値を下げ、絵を安売りしていくんです。
日本独自のブランドに泥を塗っている…そう考えても良いのではないでしょうか？
生成 AI をこのまま規制もせず容認していくようなことがあれば、クールジャパンが衰退していくことでしょう。
海外では AI 規制が取り上げられている中、なぜ日本は AI に対して寛容的になっているのか？
今一度、お考えになってくださると嬉しいです。

●受付番号　185001345000004682

第 30 条の 4 はイノベーション創出に資するものとして、著作物の市場に影響を与えないものに対して許諾を不要とする前提があったといえます。
例えば自動運転の画像認識の AI 学習を加速させ早期実現を目指すことや、医療分野においてレントゲンや MRI 画像を AI によって分析し、より正確な診断や見落としを無くすために Web 上のデータを活用する等の利用が想定されていたのではないでしょうか？(著作物の市場と重ならない市場での技術研究における著作物利用)
しかし現状では生成 AI を利用し画像、動画、イラスト、音楽などを直接生成するサービスが公開され、著作物自体の市場に多大な影響を与えかねない状況となっております。
著作物を直接生成する生成 AI が著作物の市場に影響を与えないはずがなく、まず著作物の市場に直接影響を与える生成 AI の公開やサービスの提供自体が現行法では違法性のある行為であると考えます。
イラストを学習しイラストを生成、音楽を学習し音楽を生成等、学習元と同様の媒体の著作物を直接生成する AI については、著作物の市場に直接影響を与える可能性が極めて高く、またすでに WEB 上では AI で生成された画像や音楽が氾濫している状況を考えると厳しい規制や禁止等の措置が必要であると考えます。
上記の問題は生成 AI がごく短い時間で著作物と同媒体のコンテンツを大量生産することが可能なため生じており、著作物市場への影響のみならず、消費者が他者の著作物を鑑賞する際の快適性等も既に損なっております。(イラスト公開サイトや定額音楽配信サービスでの AI 生成物の氾濫や検索汚染等)
重ねてになりますが現段階では著作物学習の成果は、まず著作物の市場に影響を与えない範囲での実装や公開を前提とされていたと思われるものであり、著作物の市場に影響を与えるような生成 AI については第 30 条の 4 の前提に立ち返り一旦規制や禁止すべきものであると考えます。
私の場合は例えば少子高齢化による諸問題の解決策や、地球温暖化等の人類の問題解決のためにイノベーション創出を加速させる必要性を感じていたために第 30 条の 4 が制定された段階では著作物の利用に反対しておりませんでした。
しかし著作物と同等の媒体のコンテンツを直接生成する AI は著作物の市場へ悪影響を与えるだけでなく、コンテンツ制作者の権利を脅かします。
上記のような著作物と同媒体のコンテンツ生成 AI を活用できる未来を目指す場合には、まず著作権者が著作物の学習の可否を選択できること、そして学習を許可した著作権者には正当な対価が支払われる必要があると考えます。
学習の可否を選べることにより、例えば学習不可を選んだ著作者本人の著作物と AI 生成の成果物が競合する可能性が抑えられ、本人の著作物への直接的な影響を抑えられます。

また学習を許可した場合にも十分な対価を得られるのであれば、コンテンツ制作者は持続的な創作活動が可能となり著作物市場への影響(著作者本人への影響)を抑えられます。
それらが満たされていない状態で公開されている生成 AI は、著作物市場への悪影響という観点から現段階でも違法性が高いため公開自体に反対の立場です。
また対価は著作物提供者が承諾する十分な金額でなければならないと考えます。例えばイラスト生成 AI において、大量のイラストを学習しサービス利用料で得た収益を分配するようなモデルとした場合、学習量が多いほど一人当たりの分配額は低くなってしまいます。このような場合著作権者が得られる利益は少なく、またイラストは生成 AI によって大量生産が可能なため市場を圧迫し権利者の利益よりも不利益を被る可能性が高いです。
生成 AI は収益を権利者に還元すべきであると考えますが、同時に生成 AI が存在しなかった状況から利益や仕事が不当に脅かされる状況に繋がらないような法整備を行う必要があると思われます。
現段階のまま対策をしないと海外のサービスに国内の著作権者が制作した著作物をフリーライドに近い形で活用され、国内のコンテンツ制作者が本来得られるはずであった利益(及び国の税収)が海外の生成 AI 企業に取られる形に繋がりかねません。
違法な形で公開されていた著作物学習を行ったとされる AI もあり、このままでは違法な著作物利用者が利する社会となってしまいます。
国内での著作物の AI 学習については学習元と同じ媒体のコンテンツを出力する AI の公開や利用については違法性があり、規制や禁止等の措置が必要という考えですが、同時に国内の著作物を無断で数多く利用された海外の AI については厳しく是正や賠償を求め、国際的な著作物利用のルールを定める必要性があると考えます。
著作権者が不利益を被ることなく、人類全てが利益を享受できる形で AI が活用されていくことを望みます。

●受付番号　185001345000004683

AI の学習に人の作品を許可も取らずに勝手に使用してる時点で明確に著作権を侵害している
AI を使って絵を生成している人物の中には、イラストレーターの作品に酷似した作品を生成しそれを本人へ送り付け、もうお前はは要らないといって嘲り侮辱してくる人もいる
そういった人たちによって創作を行う人の意欲が失われ作品を作り出す人がいなくなり、やがて作品を作るという行為、技術が失われてしまうことは容易に想像がつきます
日本の文化を守り育てるという観点からも AI には規制が必要であり生成 AI の学習に使用したものをすべて開示する義務を負わせることは必須です。
もし学習に使用した画像を開示したくないという AI の作成者がいれば人の著作物を無断で使用したからにすぎません。

●受付番号　185001345000004684

AI の推進によって、今の日本のカルチャーを支えている人に余計な心労を与えることになるのではないでしょうか。これまで、さまざまな技術が発展したことでなくなった仕事もあるとは思いますが、今回は人の作品を丸ごと盗む行為を助長する技術ではないかと思います。
また、素敵だなと思った作品がもしかしたら AI ではないか？という疑問を持つことが増えて心苦しいですし、AI の出現によって今作品を出している人が「材料」として軽んじられているように思います。

●受付番号　185001345000004685

AI に創作界隈を荒らされたら、筆を折ってしまう人が増え、日本が誇るカルチャーの 1 つが終わりになってしまう
イラストや漫画だけではなく、小説も、AI がかくべきものじゃない

●受付番号　185001345000004686

生成 AI を利用している立場として、以下の点が懸念です
1.学習における著作物の有無での著作権について
インターネットにより、誰もがありとあらゆるデータを閲覧可能である現在においては、誰もが著作物に容易にアクセスが可能です。人間が閲覧し学習することは問題ないが、AI の学習利用は問題というのは聊か強引な判断と思われます。
そのため、現在の草案通り学習利用においては問題ないが正しいと思います。
2.追加学習による意図的に似せる行為（狙い撃ち LoRA）について
1 のように広く学習する場合問題ないというのは同意しますが、明らかに意図的に著作物に似せる学習行為は、著しく作者の権利を侵害する行為であると判断できます。生成 AI 利用者の立場であっても、この点は規制すべきと思います。
3/生成段階での制作物について
「ＡＩを利用して画像等を生成した場合でも、著作権侵害となるか否かは、人がＡＩを利用せず絵を描いた場合などの、通常の場合と同様に判断されます。」と記載されていますが、その点は同意します。
AI 生成だから一律著作権侵害という意見が散見されますが、流石に不当すぎる判断のため、人が作成した絵と同列に判断されることを望みます。
4.AI 生成物に著作権があるかについて
生成 AI は確かにプロンプトを打ち込むだけで作成できるツールですが、ツールはあくまでツールであり、他のお絵描きソフトと同様だと思います。どのプロンプトを使うか、どう組み合わせるかは作者の創作的な思考が行われており、作者それぞれの独自性があります。よって創作的寄与は多分に含まれていると言えます。
5.誹謗中傷について
企業が生成 AI を使用していると公言した途端に、根拠のないクレーム、誹謗中傷を行う行為が非常に多く、大きな問題であると考えます。また、生成 AI 利用者に対し泥棒などと明らかな暴言を繰り返す行為も大変多いです。こうした人権侵害行為が生成 AI への謝った理解を加速させているので、しかるべき対処をお願いします。

●受付番号　185001345000004687

悪意を持った第三者が特定のイラストレーターの作品を AI に学習させ、成年向けイラストや版権元の規約を違反したイラスト等の、学習元イラストレーターが望まないものを出力・公開した、という出来事があった。
第三者が特定個人のイラストを模倣する目的の AI 学習は著作権の侵害とみなし、法律で禁止にすべきであると考える。
学習元の著作権関係がクリーンな生成 AI に関しては特に私的利用において有用なものになると思われるので､明確な線引きのもとで安心して AI の活用ができる社会になればと思う。
イラストレーターの権利を守るということを第一にしていただければ幸いです。

●受付番号　185001345000004688

まずそもそもの問題で学習データをその元データの許可なく使っているのが問題です。
技術の遅れなどの言い訳をするならその技術を発展させたい人達で学習データを自分たちの手で描いて学習されればよい事。
許可を得てから学習をさせるのが本筋です。
そして AI に加筆したものは著作物性は一切ないです。
元データが許可も得ず使っている時点でデータ元の著作物であり手を加えたからといってその事実は消えません。
学習をするならまず許可やそれなりの報酬を出すのが当たり前なのでは？そして勝手に学習されたらその元データの人が大なり小なり少なくとも 1 ミリバイトでも使われた時点で不愉快ではあるので賠償をできるようにしていただきたい。
わかりやすい作者のデータも最もですがそもそもそれ以外のデータすら使われてる現状自分自身でも不愉快です。
AI といえば聞こえはいいですが無作為データ収集機といった感想です。
技術の発展の前に泥棒を良しとするモラルが問題です。
使用する場合まずその生成された成果物の元データを提出する手順は必須なのでは？
クリーンなものではない限り個人使用の域を出ないです。
まず元データはオプトイン方式が基本。
元データの提出。
それ以外のデータを使用した場合は元データの持ち主が厳しく罰則出来る制度。これらがそろわない限りまったく賛同できません。
技術を示したいのであればまずモラルを大事にしていただきたい。
元データは人から生まれているものです。

●受付番号　185001345000004689

AI 生成はクリエイターが気付かないうちに、画像・声や音楽・文章などが取得・使用されてきたデータが元になっています。・自分の著作物を生成 AI によって利用され、無断で SNS 上に投稿され、知らぬ間にトラブル、犯罪になる・様々な著作物も学習されているため、イラストを AI 生成した際に知らぬ間に著作権を違反しているかもしれないなどが不安です。それにディープフェイク、児童ポルノの画像生成なども問題だと思います。
それと、私は絵を描いていますが、他人が私の著作物を元にして AI 生成し、自分が作った作品だと言っていたら、私はとても嫌な気持ちになります。私の幼い頃からの努力が AI に横取りされたような気分になりますし、著作権違反と同じでは？と思ってしまいます。その内容と同じこと・似たような事が SNS 上では、トラブルとして沢山起こっています。そして、何人ものクリエイターが傷つき。活動を辞めてしまっています。現在 AI 生成は著作権法も何も無い無法地帯のような物になっているなと感じます。著作権法は文化の発展のために作られた法ではないでしょうか。このままでは創作するクリエイターが減ってしまい、文化の発展は望めないと思います。AI 生成は規制もしくは免許制にするなどした方が良いかと思います。このまま誰でも AI 生成が簡単に行えると、トラブルや犯罪も増えるばかりだと思います。

●受付番号　185001345000004690

生成 AI による制作物は学習したデータに基づいて出力されたものであり、学習データ内容に盗用されたものが含まれている場合、その元となる製作者の仕事を不当に奪う可能性があります。
すでにイラスト制作などの作家が嫌がらせ目的で集中的にイラストデータを学習され、意図しないポルノイラストを生成、作家の信頼を貶める等の問題が発生しています。
これらの問題はキャラクターイラストだけにとどまりません。
伝統的な民族的意匠、テキスタイルパターンの学習により意匠に込められた意味や歴史を拾わず、色や形のみを真似たものをその文化のものとして活用されることは文化の継承の妨げになります。
どのような意図を持って作られたものであるかをプロンプトによってどのように指示したとしても生成 AI は学習したデータに基づいてしか出力されません。そこに制作の意図はありません。学習元となったデータを作成した作家は不当に仕事を奪われ、活躍の場を失う可能性があります。
失われてからでは手遅れです、生成 AI によって出力されたものはすべて著作権違反です。著作者の権利と安全な制作環境を守ってください。生成 AI 開発の無断学習を止めてください。

●受付番号　185001345000004691

4.関係者からの様々な懸念の声について
人の著作物を無断で使った生成 AI については、メリットを上回るたくさんの問題点、デメリットがあると思います。
私は実際に起きている事や問題点、意見を書きます。
〇許可していないものを無断で AI に使用された絵師、モデル、写真家等クリエイターの創作意欲を低下させます。また、このままいくと精神を病んでしまう人も増えていくと思われます。生成 AI 関連で精神病院へ通い始めたと言う人もちらほら見受けられます。著作権法がそもそもなぜ存在するのかの理由を考えていただきたいです。
〇他人の作品、写真と類似した生成物や、他人の作品を i2i し AI 加工をしただけで、自分の作品としたり、AI 生成物を実際にあった出来事風に発表してる人がいます。ディープフェイクが簡単に作られることはあってはならないと思います。
〇有名クリエイターの作品を追加学習させ、そのクリエイターと誤認させるほどそっくりの作風の作品を AI の記載なく載せている人がいます。（支援サイト誘導させ金を得ている人もいます）なりすましの危険性もあり、本物である証明がしづらくなると思われます。
〇生成 AI 禁止サイトにて、使っていないと虚偽の申告をし購入者を騙し巨額の利益を得ている人がいます。犯罪、違反行為でも見分けられる人は少なく証明しづらい、判断しづらいためなかなか対応してくれません。
〇マネーロンダリングに簡単に使用される可能性があります。
〇アプリの詐欺広告に使われているのを見たことがあります。AI で二次創作作品を生成し公式の許諾無くキャラクターを使用していたりしています。
〇生成 AI で簡単に高クオリティのイラスト、写真を生成出来ることから、無修正アダルト作品を大量に生成し、支援サイト（金を支払わないと見れない＝バレにくい）で利益を得ている人がいます。
〇簡単に生成できるため二次創作の規約違反をし、金儲けをしてる人が大量発生している。厳しい処罰はなく、アカウント停止になっても利益は得るためやったもん勝ちになっているので、アカウントが消されてもすぐに別の場所に現れ商売し始めます。
〇0 歳児ポルノ作品を作ってる人や、リアル調の高齢者ポルノ作品を販売している人がいました。色んな顔があり、モデルとなっている人がいると思います。ネットに写真をあげてデータを無断で使われ、出力先に選ばれた人は心を病んでしまうのではないでしょうか？また、実在の芸能人の顔を使いヌードにしている人、AV を作って金をとってる人も見かけました。報告したと言う人が多いのにまだ残っているのは何故なのでしょうか...
嫌がらせ、なりすまし、恐喝、詐欺等犯罪に使われている生成 AI ですが、これらを上回るメリットはなんですか？コストダウンですか？

コストダウンによって人件費は削れますがそもそもの学習元になった人、著作権を持つ人に利益は0、なおかつ精神に苦痛を与え、だんだんと仕事も減りできる仕事を失うのではないでしょうか？
絵を書けない障害者でも絵が書けるようになるというメリットをあげている人がいました。私も障害を持っていますが絵を描いています。だからこそ、こういう声を聞くと悔しいです。
勝手に無断転載され、今までの努力の結晶である作品をAIに無断で使われ、努力をしてこなかった人達の金儲け、嫌がさせ、詐欺等犯罪に使われるのが許せません。違法なことであっても数が多すぎるからか、生成AIの嫌がらせ、犯罪等対応してくれているケースはすくないです。だからこそ生成AIを問題視し発言しているイラストレーターへの嫌がらせ、殺害予告はエスカレートしていってるように思います。
現段階の生成AIはただの【手軽に犯罪に使えるツール】です。これらの問題点に対応できないのなら、推奨すべきでは無いし存在するべきではありません。
推奨すべきなAIは、許諾を得たデータを使用したAI、誰が指示して生成したのか、どの著作物が生成に使われたのかクレジット表記をしっかりしたAI、本名を登録したり免許制にするなどして犯罪、嫌がらせに使われないよう情報管理がしっかりされたAI、どのように使われたか使用用途がわかるAIです。
なぜこれほどまでにメリットのない生成AIを推奨しているのかわかりません。
大量に作品を作れるのがメリットならデメリットは価値が低くなる事ではないでしょうか？
他国より先に生成AIに対する規則を厳しくし、大量に海賊品を！ではなく日本製のクリエイティブ作品は信用出来る著作権の問題のないクリエイターを尊重した作品という印象を作っていき海外の見本となっていくべきではないでしょうか？
長文読んでいただきありがとうございます。
日本の伝統的文化が守られることを願います。

●受付番号　185001345000004692

4.関係者からの様々な懸念の声について
現在、生成 AI に特定のクリエーターの作品を学習させて短時間で類似作品を生成して収益を得るという問題が起きています。類似作品が短時間に大量に生成されることで、学習元の作品価値の低下やクリエーターのモチベーション低下、結果としてクリエーターの減少を招くことが考えられます。
創作物以外にも、
・学校の広報写真から児童の画像を学習される
・いやがらせ目的で個人の写真を学習に使われる
などの事案も考えられます
使用者の善意に任せるのではなく、生成 AI の無断学習の禁止、生成 AI を用いた生成物への表示義務、学習元データの公開義務、ならびに違反者への罰則は最低限設けるべきかと思います。

●受付番号　185001345000004693

現状の生成 AI（絵）界隈ですが
著作者を全く無視し著作者に無断・無報酬で SNS、画像掲示板などでデータを収集し、画像生成 AI で生成した画像を自作発言し商用利用しているケースが見受けられます。
これは最近ワンダーフェスティバル（模型展示即売会）などでも増えている、展示してあるフィギュアなどをスマホで３Ｄ スキャンしそのデータを元に海賊版を販売するという行為と同等の「著作権違反」であると考えます。
AI 画像生成者たちがクリエイターの方々の作品を「エサ」扱いし、その失望から筆を折るケースも多々みてきました。
「クールジャパン戦略」を掲げるならば、まずはクリエイターの方々を守る政策をおねがいいたします。

●受付番号　185001345000004694

◆意見したい項目
（３）生成物の著作物性について
【問題点：著作物性を判断する行為がとても容易である】
試行回数や選択はいくらでも過剰に重ねることが可能であり
「加筆・修正がある」という行為も容易にごまかすことができます
画像や音声データの場合数か所を切り貼りする、線や音を追加することで
主張できてしまうのではないでしょうか
AI は学習して「模倣した創作物を想像する」ものですから
こういった手順で著作物性が容易に主張できてしまっては
「模倣された人の手による創作物」を食いつぶす形になると思います
現在、イラストレーター個人のイラストを独自性（絵柄などと表現されるもの）まで
AI で再現し創作するような使い方が X（旧 Twitter）などの SNS で横行していますが
ここに著作物性の主張が乗っかった暁にはイラストレーター個人の業務、また創作への精神面に影響してくると考えられます
しかし創作物の独自性（イラストの絵柄、音声の声質など）が
感覚的なものにとどまるため権利として主張する手段がないこともあると
私は【著作物性を付与すること自体が危険である】と思います
人の手による創作物の権利が AI 生成物よりも強いバランスでなければ
最終的には AI の学習元の業界が弱ってしまうと考えています
より良い AI を使用した創作のためにもご検討お願いいたします

●受付番号　185001345000004695

５．各論点について

（１）学習・開発段階

日本では法第 30 条の 4 にて非享受目的であれば著作物を著作権者の許諾を得ずに生成 AI に利用することができると示しておりますが、現在の生成 AI を利用した生成物のそのほとんどが享受目的で生成されており、更には営利目的であるケースばかりが散見しています。

また、画像生成 AI の中には学習段階で生成 AI に取り込まれたデータの中に児童ポルノ（CSAM）等のデータが含まれているものもあり、そういったデータを含む生成 AI によるディープフェイク被害は既に国内外でも報告されています。

こういった危険性をはらみ、そして色んな権利侵害を既に起こしている生成 AI を現状のまま利用し続けることは日本国内の文化を破壊する事にもつながるうえに、生成 AI に対し新たな規制を設ける案を示している諸外国から日本の文化的コンテンツへの信用を多大に失う事に繋がっていくほかないと思います。

その為、生成 AI を利用するのであれば学習段階でオプトアウト方式をとるものではなく、必ずオプトイン方式をとったものを利用するべきと考えます。

自分自身の著作物も許可なく学習と称され既に生成 AI に取り込まれ、利用されている事実を確認しています。

これが許されてしまう状態が続くことは、大変な人権侵害と感じています。

●受付番号　185001345000004696

4.関係者の懸念について
まず、現状、生成 AI の使用者は作成者が自身の作品を AI 学習の使用について、拒否しているにも関わらず、無断に学習を行い有料販売している状態であり、その点について指摘するも法的有効がないからと作成者の忠告を無視し、売り続けています。
構図、絵柄など明らかに似ていたとしても学習させたという証拠の提示や記録が残らないため実証が難しい中、違反であると指摘するにはどのような処置を行うのか。
また、無作為に作品を AI 学習に読み込んでいる使用者がかなりの数いる中で、どのように作品の著作権を保護するのか。現在は、クリエイターだけが何かしらの策を講じなければならなくなっており、その策を無理やりこじ開けてまで作品を学習させようとする使用者に対して、どのようにそれを指摘し、著作権を保護するのか。
生成 AI の使用者が学習を禁止している作品の制作者に攻撃的(脅しや殺害予告など)な発言やメールなどを送っているケースがそれなりに存在し、また、依頼と称して途中まで作品を作らせ、お金を払わずに持ち去り、AI 学習に使用する者もいるなかでどのような指摘、法的処置を行うのか。
現状の懸念点が多く、生成 AI の普及によるクリエイター(作品の制作者)への負担、また賃金の低下や離職率などがあまりにも大きすぎる為、著作権の保護の点を考えても生成 AI については厳しい法令が必要であると考えられる。

●受付番号　185001345000004697

他人の時間をかけた著作物を勝手に盗んでぐちゃぐちゃに混ぜ合わせた出来の悪い絵をオリジナルとして発表しているのとても哀れで滑稽だと思います。
そもそも勝手に盗んでいる時点で泥棒なので生成 AI には反対です。

●受付番号　185001345000004698

1. 作風の模倣を意図する追加学習行為について（参考: 5 各論点について（1）イ）
(1)素案によれば、『学習データに含まれる著作物の創作的表現の影響を強く受けた生成物が出力されるような追加的な学習を行う』ことに対して、享受目的の対象となるのは『学習データの著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力する』ことを目的とするか否かである。創作的表現を AI に学習させながら、創作的表現を直接感得できる出力を目的としないケースは極めて考えにくい。また、『直接感得』できるとはどういう意味だろうか。現時点では解釈が定まらず、本項目の明確化を求める。
(2)素案には、”出力物が当該作家の作風を有しているに留まらず創作的表現が共通する場合に、その表現を出力させることを目的として学習させる行為に享受目的が併存する”とあるが、30 条の 4 は、生成 AI の”学習段階”に対して言及するものであり、生成 AI の出力物によって遡及的に効力を有するものではない。したがって、当該作家の表現の一部もしくは全部を出力させる意図をもっていると評価できた時点で、当該著作物群を生成 AI に学習させる行為は享受目的が併存すると解釈するべきである。
(3)(2)を踏まえて、特定作家の著作物群を追加学習させるとき、もっぱら創作的表現の一部もしくは全部を出力させる意図のあるケースを私は想像できない。多くの人間は、表層的には作風の模倣を意図していると感じる。しかし、作風の模倣、表現の模倣の意図に限らず、出力物から容易に特定作家が類推できるのであれば、当該作家の潜在的販路を阻害することは想像に難くない。したがって、表現ではなく作風の模倣を意図する場合においても、不正競争防止法等の観点から作家を保護することを検討・明記化すべきである。当観点については、弁理士の[redacted]氏から、商品等表示 1 号（周知表示混同惹起行為）および 2 号（著名表示冒用行為）の侵害となるとの指摘がある（[redacted]）
2. 30 条の 4 ただし書きの解釈について（参考: 5. 各論点について（1）エ（ア）注釈 18 19）
注釈 19 においては、『データベースの著作物の場合に限定される』という意見も挙げられている。注釈 18 で挙げられた 30 条の 4 の意義を完全に無視した主張である。ただし書きの効力を評価せず旧法を踏襲するだけの意見であり、かえって、30 条の 4 の柔軟な対応の余地を奪うものであるため、直ちに取り下げるべきである。
3. 学習行為に対する海賊版利用について（参考: 5. 各論点について（1）エ（オ））
出力物に関わらず海賊版サイトから学習する行為を違法化すべきである。学習目的において享受目的が併存しないとしても、海賊版サイトの意義の一つとして『生成 AI の学習対象』と評価できるのであれば、海賊版サイトの蔓延を助長していると評価せざるを得ない。『厳にこれを慎むべきものである』という感想を述べることが文化庁に求められる役割ではない。現実的かつ実効的な対応を求める。
4. 生成 AI の透明性、オプトアウト・オプトインの要求

(1)追加学習による著作権侵害の可能性、生成 AI の氾濫による特定作家の販路妨害等、様々な懸念事項があるが、そもそも著作権者が要求するように、オプトイン又はオプトアウトを法の下で保障すれば解決の蓋然性は非常に高まる。30 条の 4 が”制限規定”である以上、改めて上記の権利を要求する。30 条の 4 が AI による情報解析を認めるのは、医療等の人命が関わる場合や研究目的に限り、著作権者と市場が衝突するようなケースにおいては制限するべきである。その結果、市場の自由競争によって AI 学習に対する適切な対価が定まり、著作権者と AI 利用者双方の尊重も為されるのである。また、研究目的においては 30 条の 4 を適用しており、技術の発展を阻害しているとは言えない。
(2)先日行われたパブリックコメントの意見について生成 AI のデータセットに児童ポルノが含まれていた指摘が省かれていたが、どういうことか([redacted],
https://forbesjapan.com/articles/detail/68355)。児童に対する性的虐待が生成 AI によって肯定されることを絶対に許すことはできず、また、それに対して適切な環境作りも必要である。前項の侵害コンテンツの判断可否についても言及できるが、どの著作物を学習したのか、遡及的に判断できる仕組みづくりを開発者に要求し、広島プロセスの国際指針 3 にもあるとおり、AI モデルの透明性を法の下に要求するべきである。

●受付番号　185001345000004699

規制が行われない限り、AI を利用した創作活動や企業活動は今後増えると思われます。
ですが、それらが個々人の倫理観や判断に基づいて行われる限りは、著作権の侵害によって発生する問題がなくなることはありえないでしょう。
また、そのような問題が与えるデメリットは AI によって得られるメリットよりも大きくなることは想像に難くなく、ひいてはコンテンツ産業の衰退を招くものと思われます。
そういったことを防ぐために、政府が法律や制度を設け適切な運用を行うことを求めます。

●受付番号　185001345000004700

4.関係者からの様々な懸念の声について
生成 AI を規制すべきだと考える 3 点の理由を書かせて頂きます。
・学習元のクリエイターの名前や作風を強調し、集客をしている光景をよく目にします。これは学習元のクリエイターのこれまでの努力や培った技術、それによって得た名声へのフリーライドであり、それを許してしまうと、今後、どんなに良い作品を作ったとしても生成 AI に取り込まれ、成果を奪われる事になります。
作品を作ろうと新規に参入する人が極端に減ってしまう影響があります。
・データ(イラスト、音声、写真)に対し、権利者が学習を禁止だと名言していない場合でも、無断で学習・生成する事を強く禁止にするべきではないかと考えます。
商用作品や、個人的な写真が学習・意図しない画像に生成されてしまうと、その会社の信頼を落とたり、個人に対するいじめや犯罪、性被害に発展する可能性があるからです。
・生成 AI 利用者に、学習元のクリエイターに対し、攻撃をする意図で利用している人を X(旧 Twitter)にて多数目にします(過学習による、学習元のクリエイターの作風の模倣によるなりすましや営業妨害、被害を訴えた人に対する攻撃的な言動、殺害予告など)。
そのため、生成 AI を使用できるのは、何らかの基準を設け、その基準を満たす人に限定するべきだと考えます。
5.各論点について
(2)生成・利用段階　（イ）
「偶然の一致に過ぎないものとして依拠性は認められず、著作権は成立しない」とありますが、生成 AI を利用せず、そのような状況になった場合「知らなかった」では済まされないので、状況に合った判断が必要だと考えます。

●受付番号　185001345000004701

４．関係者からの様々な懸念の声について
AI 生成に関してこちらで書かれている「関係者の懸念」に賛同しております。
AI 生成はクリエイター達の仕事を奪うものであり、
その気になれば悪意をもって経済的損失を与えることができること、
仕事を奪うだけでなく、悪意をもって行えば
フリーで活動しているクリエイター達の信用すら地に貶めてしまうものであること。
今現在、AI に関しては著作権を無視し無断で学習した物が多く使われ
「AI の使用」＝「著作権周りへの理解・配慮が希薄である」という認識で見られます。
著作権と密接の関係であるクリエイター業にとって
そのレッテルを貼られるだけで廃業を迫られるほど深刻な問題です。
大げさかと思われますが、AI 生成と少しの悪意で
ほとんどのクリエイターを廃業に追い込む事も難しくありません。
悪魔の証明で、疑惑をかけるだけで致命的なダメージとなるからです。
それほどまでに AI＝著作権を無視したもの、として認識されているのが現状です。
AI 生成は色々な技術的な面においてメリットもある事を重々承知の上で
基本的に全面的な規制を行う事を願っております。
悪意あるフェイクの制作など悪いイメージが先行してしまっている事。
著作権違反や海賊版の学習など、権利関係周りが不透明である事。
それらのデメリット一つ一つがクリエイター達にとっては誰もが致命傷になりうる事。
良い塩梅で AI 生成が認可されたとして、世間一般に「AI はとても良いもの」と認識されるのはいつになるのでしょうか。
それまでに、悪意ある人が何人のクリエイターを廃業に追い込む事ができるでしょうか。

AI は後手に周りすぎた結果、悪い面が後押しされすぎました。
このままだと悪意ある人にいいように利用される未来しか見えません。
強気の姿勢を見せなければどんどん悪意につけ込まれるでしょう。
それだけはクリエイター関係なく阻止しなければならない事です。
少し過激的過ぎる考えである事は理解してますが
一個人、クリエイターの意見として届いて頂ければ幸いです。

●受付番号　185001345000004702

「AI が自動的に学習する、または人為的に学習させるためのデータの中に著作権を有する作品が含まれないよう制御する技術が確立されないうちは、AI を創作活動目的で活用すること自体を規制する必要がある」と考える。
著作者がその創作物を web 上や現実空間(非 web 上)に公開、アップロードする権利は日本国憲法に定める「表現の自由」の範疇として守られるべきであり、またこれを制限することは我が国のコンテンツ産業発展の妨げにもなりかねない。世に溢れる著作権を有する膨大な著作物の中から著作権の侵害を回避した AI 学習を行う技術の確立は AI 開発者やサービス提供者側に求められることとなるであろうが、それに加えて提供された AI を操作する者(AI 利用者側)にも著作権の侵害の回避に足るだけの技術とモラルが要求されるべきだろう。現在はその技術やモラルが未熟な者も AI を利用することができてしまう環境である。AI の活用により大きな利益や恩恵が得られる分野は今後も拡大の一途を辿ると思われるが、そのために著作権の侵害という犠牲を払うことは決して許容されるべきではない。今後の技術発展により著作権の侵害の回避が担保されない限りは、AI の活用は迂闊な判断と考える。

●受付番号　185001345000004703

１．はじめに　と　５．各論点について-（４） その他の論点について
特に「・・・著作権法の枠内にとどまらない議論として、・・・市場における対価還元を促進することについても検討が必要であると考えられる。」
について、今後の議論が、AI（とその利用者）が AI を用いずに活動を行っているクリエイターの創作意欲を損なうことのないような環境づくりに寄与することを強く期待します。
また、業界レベルで見ても、生成 AI の発達によりクリエイティブ業の発展が妨げられるのではないかと憂慮しています。たとえば、AI にアニメーションを作らせる技術は、一歩間違えれば既存の国内のアニメ業界の人材と技術を淘汰しかねません。既存のクリエイティブ業と生成 AI の技術が、あくまでも人間のクリエイター主体で共存していけるように、著作権法の範囲外での国レベルの環境整備が進むことを願っています。
５．各論点について -（１）学習・開発段階-エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について-（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
著作権法では作風や画風は保護されないこと、アイデアと創作的表現との区別は、具体的事案に応じて判断されること、また、生成物に元の作品群の創作的表現が直接感得できる場合は著作権侵害に当たり得ることを前提としても、現在の環境のままではクリエイターの利益が大きく損なわれる可能性があると思っています。
ある作家の創作的表現が直接感得できない場合でも、たとえばイラストなら、イラストを採用する企業やそれを楽しむ消費者が、生成 AI のイラストによって元の作家のイラストが代替可能だと思ってしまった場合、作家は利益を大きく損なうおそれがあると思います。
このようなケースにおいて、現行の法律での対処が可能かどうか私は分かりませんが、今よりも積極的に作家・クリエイターの保護を推し進める必要はあると思います。

●受付番号　185001345000004704

ai は著作権を著しく侵害し
創作活動を破壊する行為だと思います。
何故なら現在の時点でイラストは勝手に保存され、それを元に新たなイラストを生成し
自分のものだと合理的に言える手法に
クリエイターは何人も傷ついています。
人が模倣するも、機械が模倣するも変わらないなどという心も配慮も無い言葉に
創作活動を冒涜されたくありません。
創作活動自体の価値を下げる存在が ai そう認知しております。

●受付番号　185001345000004705

AI による生成行為は元のデータを必要とする以上「コピーをする行為」との差異はほとんど無く、既存の書物や絵画などの作品との類似に関わらずインターネット上やその他の場での公表や流布は制限するべきであると考えます。

●受付番号　185001345000004706

４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
１
・著作物とは、クリエイターそのものである。かけた時間、人生、感情、体の一部。或いは我が子のような存在だ。それが、何者かによりバラバラにされミキサーにかけられキメラにされてしまうのだ。こんなに恐ろしいことがあるだろうか？　現時点での生成ＡＩ使用者は、失礼だが通り魔かサイコパスとしか思えない。実際に無断学習被害者に対する暴言もインターネット上で気が滅入るほど飛び交っている。法律では違法ではないと叫び、暴れ回る彼らのどこがクールジャパンなのだろうか？
・真に遺憾なことではあるが、音楽、音声、写真、イラスト、アニメーション、文章作品問わず、日夜無断学習が行われている。
・作品の依頼をする体で、制作途中の作品を持ち逃げし、依頼料を支払わず生成ＡＩに読み込ませる詐欺行為も発生している。
・生成ＡＩ利用者にはモラルに欠けた行動が多い。生成ＡＩを使用するには研究機関や免許が必要なのではないか？
・無断学習禁止との表記を行っても、やはり無断で学習を行う者が居る。クリエイターに精神的苦痛を与え、反対する気力を奪おうとする行為も多数確認された。
・国際的にも生成ＡＩは問題視されている。日本としてもしっかり足並みを揃えるべきだ。
・著作権を守らず、クリエイターを軽視した結果、諸外国から日本国内の作品は無断学習をして良いものだと判断され、日本の財産は奪われるばかりである。
２
・クリエイターが長年、時間や経験、金銭をかけて作った創作物を、第三者に悪質に利用されることがあってはならない。専門学校や大学で学んだ知識、支払った時間とお金を生成ＡＩ利用者は奪い取っているに等しい。
・生成ＡＩにおける問題行為を人間が行った場合は問題となるが、生成ＡＩを用いた場合許されている状況は明らかにおかしい。
・クリエイター側から、著作権放棄込みの高価な価格（１作品数万～数十万円）で買い取ったクリーンなデータのみを学習させた生成ＡＩツールを作るべきだ。
・現時点では強盗であろう。
・無断学習されたデータにより作られたイラストで、「こんなにフォロワーが増えました！」「無断学習したデータで作ったイラストで大金を稼げました！」という話もあった。承認欲求、自己顕示欲を満たすだけではなく、今後、反社会的集団による詐欺につながる危険性が高い。実際ネット上では、生成ＡＩを使った副業を進める詐欺まがいのアカウントが出て来ている。

3
・企業や個人を問わず、クリエイターへの依頼料金を抑えるため、生成ＡＩを使用する例も多い。また、無断学習による生成ＡＩの成果物の所為で、商品価値を著しく低下させられたクリエイターも数多く存在する。依頼サイトでは本来数万円、数十万円するような商品が、無価値になり、クリエイターの生活は著しく困窮する。
・業界に後進が育たない環境は社会にとってもマイナスである。
・「ＡＩの作った作品の方が素晴らしい」などと、無断学習における被害者へのネットリンチも続いている。作品だけ奪い、クリエイターの筆を折らせ、口を封じようとする動きも見られる。
・全てのクリエイターが、作品の収益だけで生活していけるわけではない。そこを商品価値を無価値にする生成ＡＩが出回れば、日本経済に暗い影を落とす。クリエイターの待遇を改善することで、経済を活性化させるべきである。原価を浮かすため手を出した生成ＡＩで作られた物に、人々は対価を支払わなくなる。
4
・ネット上に作品を公開することが怖い。どんなに良いものが出来ても、勝手に学習され奪われるのだ。
・素晴らしいクリエイターの作品が、非公開となることも冷えた。素敵な作品をネット上で見ることが出来なくなってしまった。
・誰かの作品からの無断学習で各業界の受賞も出ているが、自力で作品を作ることが実に馬鹿らしく思える。作品が第三者の作品の素材にされてしまうのだ。勿論此方には何の見返りもないのである。
5
・実在する人物の写真を学習し、ポルノ画像を作る者がいる。無断学習されたデータには、違法な未成年のポルノ画像も含まれている。また、ネット上に一度でも顔写真が出た人間は、誰もが被害者になり得る。個人が容易にディープフェイクが作れる環境は、健全とは言えない。海外では自分の顔でポルノ画像を作られ、自殺者も出てしまった。人の尊厳を著しく傷付ける行為であり、決してあってはならないことである。

●受付番号　185001345000004707

・AI 生成された作品とそうでない作品を見分ける決定的な判断材料が無い。
・「スケッチ段階の絵を無断で AI を使い修整してオリジナルを主張する」などの
抜け穴的な使い方をされるのではないか。
・生成 AI の活用に膨大な作品数が必要らしく、そもそも今利用されている生成 AI が
著作権に関する法を遵守しているというのは無理があるのではないか。
・著作権的なリスクがある AI 生成作品は企業にとって扱いづらいため、
非合法的・脱法的な使い方しかされないのではないか。
・作風という商品を模倣されることはクリエイターにとって致命的であり、
結果として業界に質の悪い作品がはびこり衰退していくのではないか。
・業界が衰退して学習元となる作品の供給が途絶えた場合、
生成 AI も一緒に衰退して最後には何も残らないのではないか。
・漫画・アニメ等を発信してきた日本こそがクリエイターの保護のために
先陣を切って対策に乗り出していくべきではないか。
上記から生成 AI へ厳しい規制が必要と考えています。

●受付番号　185001345000004708

ゲーム会社に従事するクリエイター（デザイナー）です。
【項目名】１．はじめに
生成 AI の利用を中心に創作活動を行うクリエイター、とありますが、その認識自体がクリエイター目線では誤りと感じる。これまで行われてきた創作活動に対して、生成 AI で行う作業では「工夫」の入る余地、作業量が少なすぎる。これを創作活動と安易に表現すると、創作という土台自体が壊されると感じる。
【項目名】（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
著作者の権利と円滑の利用のバランスについて、生成 Ai では「利用」に有利すぎる。現状、著作者は無許可で学習されるため、権利を行使することが難しい。権利制限規制については、インターネットで著作を発表した場合、無断転載などが横行しているため、学習の許可などのコントロールを行うことも現実的に不可能。著作者にコントロールする方法が現実的にない以上、明らかに力関係が不釣り合い。
【項目名】（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
権利者の利益を通常害さないと評価できる行為とあるが、先に述べた通り権利者が知り得ないところでデータを学習されることは現実的に防げない。権利者が権利者と証明できない仕組みの上で利益を害したかどうかの訴えが認められないのではという不安がある。平たく書くと、使用者側が悪質な使い方をした場合でも、いくらでも言い逃れできる状態。
そもそもクリエイターにとって「利益」以前に、個人の人生（信頼、思想、尊厳）と直接結びつくものである。たとえ享受目的であったとして、自分そのものと同様の自分の「絵柄」を他人がその意志・思想に基づいて利用できる可能性の非常に高いツールが誰にでも利用できる状況は、人権に対する侵害であると感じる。特定個人の絵柄に似せた出力をしている例はすでにいくつも起こっており、さらにそれを使って自殺教唆、性的表現など、権利者の尊厳や社会的信頼に大きく傷をつけるという「嫌がらせ」がいくらでも起こっている。さらに、同様の仕組みを用いて「実在人物の写真」からポルノなどが生成され、直接的に尊厳に対する攻撃が行われている例も多々出てきている。享受目的でさえ許されることとは到底思えない。さらにツールの仕組みとインターネットの特性上、ツールの使用を制限すること以外でこれを抑制することは現実的にはでき得ない。ぜひ「利益」ではなく「人権」の問題として生成 AI の問題を捉えて頂きたい。
生成 AI の創作への貢献性の低さと、それを大いに上回る「悪意ある利用の容易さ」このバランスから、生成 AI が自由に利用できることが創作の発展に寄与するとは到底思えず、クリエイターへの攻撃によるモチベーションの低下、粗悪品の飽和によって新しい創作物の価値がすぐに低下する、そういったものに触れる若者の「見る目がなくなる」懸念など、逆に目に見える悪影響はいくつもすでに露呈している。厳しく規制すべきと思う。
【項目名】４．関係者からの様々な懸念の声について

すでに「懸念」が現実になっていることは現状の X、pixiv などを見れば明らか。
クリエイターの仕事が AI に奪われるとあるが、これは逆に誤り。例えば私が従事するゲーム業界は、ゲームのほんの一部に使われるテクスチャの一つですらきちんと権利を守ったものを使用することで、創作を愛する多くのユーザーとの信頼関係を築くことに努めている。生成 AI の仕組みから、完全にクリーンな運用が不可能である以上、ゲーム業界では最終制作物として絶対に使用できない。
また、企画者などによるアイデア出しなどへの利用についても、実際に使用した社員もいたが、クリエイターの社員が出せる成果に大きく及ばないどころか、「アイデア」については制作意図を自ら説明できない AI に出せる成果はなく、実際に出てくるのは生成物を見てそれを解釈した企画者の発想となり、そうであれば最初から専門家であるデザイナーに頼む方が早い、というのが実際の創作の現場での AI に対する評価。この通り、「発展」どころか今現場の実用にも足りないツールに過ぎないにも関わらず、すでにクリエイターへの直接的な攻撃手段としてのツールとしては大いに利用されている。先に述べた通り、クリエイターにとって自分の作品は自分そのものであり、それが自分への攻撃ないし他人への攻撃に間接的にでも使われていることは耐え難い。私個人としても生成 AI によって攻撃を受けたクリエイターが鬱になり、希死念慮に苦しめられるのを見て、身を切られるようにつらい。
文化の発展にもっと高度なところで寄与しているクリエイターを創作できない状態に追い込むように使いうるツールが、著作権が守ろうという「文化の発展」という観点から見て規制されるべきものであることは疑うべくもない、それぐらいの温度感であることはご理解頂きたい。

●受付番号　185001345000004709

私が懸念しているのは『AI 作品に込められる努力が、AI 作品の技術が進歩することと真っ向から衝突する』ことです。
AI 技術が進歩し続けれることが確実ならば、私が想像した進歩の方向性は、今現在よりも少ない試行回数で利用者が望むものが作成されるということです。
技術が進んだ時、AI 作品の利用者がいう努力、望むものができるまで繰り返し作成した、という努力が少なくなる未来がくるのではないのか。そうなった時、利用者は AI 作品に込められる努力、試行回数を無意味に行い努力したという体を装うのではないのか。
今現在でも否定的な意見がある AI 作品が､技術進歩をしてしまうと自らの首を絞めるので、意図的に進歩させないという選択肢を技術者たちがとってしまうのではないのか。
こういった可能性が AI 作品を認めることで現実化するのではないのかと、懸念してしまう私がいるので、AI 作品そのものとどう向き合えばいいのか判断しかねるというのが本音です。

●受付番号　185001345000004710

明らかな盗作を文化庁が認めるなどあってはなりません。生成 AI の学習元は無尽蔵ではありません。クリエイターが筆を折ってしまえば AI の発展もストップしてしまうのです。
AI 自体は素晴らしいものですがそれを扱う人間が慎重にならなくては待っているのは破滅だけです。既にも cien や DLSITE のような金銭が発生する場では取り扱いを停止されています。海外のような法整備が日本にも必要です。

●受付番号　185001345000004711

AI を用い芸能人などの顔を出して活動している方の裸の画像などを作成するという嫌がらせが行われている。
また、使用の許可を出していない画像が使用されることが多くあり、特定のクリエイターの画像を多く学習させ、R18 の 2 次創作を禁止しているコンテンツの絵を作り濡れ衣を着せさせるというような被害も出ている。

●受付番号　185001345000004712

生成 AI は既に外国で著作権侵害等々の問題が起こっており、許容出来るものではないことは明らかです。
生成 AI には必ず元となっている物があり、それは作者の人格等々の蹂躙行為であり、イラストレーターなどは既に生成 AI によって無差別に著作権侵害等をされており、果ては生成 AI を使用していないのも関わらず、使用しているかのようなことを SNS 上で吹聴されたりと名誉を傷つけられ、職を奪われたりと大きな問題となっています。
そして生成 AI は音声や一般的な写真などにも被害をもたらしています。
自身の発言ではないのにもかかわらず、音声をデータ化され、フェイク音声、フェイク画像が個人の尊厳すらも踏みにじっていることをご存知ではないのでしょうか。
政治家の方の今まで世に出た音声や写真、映像で国際問題等々を起こす、そのような所にまで来ているのです。生成 AI をこのまま野放しにはできません。
何よりも文化庁著作権課と仰るならば著作物、そしてその著作者に対し敬意を払い、著作権を守る立場ではないのでしょうか。
今の生成 AI に対する国の態度は非常に残念極まりないです。
サブカルチャー等と言い、日本の漫画やアニメーション等々の産業を国内外に売りにしているのに、実際は蔑ろにしていることは明白です。
国が著作権を守ってくださらなければ、サブカルチャーだけではなく伝統文化やその他日本の様々な文化は衰退し、失われることでしょう。
どうかこれらの事実と国民の意見を理解されますよう祈っております。

●受付番号　185001345000004713

拝啓　文化庁著作権課の皆様
「AI と著作権に関する考え方について（素案)」への意見を以下の通り申し上げます。
１.「作風」と「表現」の区別について（5：(1)：イ：(イ)）
　素案における「作風」と「表現」の用語は、現状では明確な区別がなされておらず、誤解を招く恐れがあります。一般的に「作風」は非享受利用に該当し、「表現」は享受利用にあたるとされています。この区分を明確化するために、用語の再定義と具体例を用いた説明の追加を提案致します。
2.技術的措置と将来の販売予定に関して（5：(1)：エ：(エ)）
　「将来販売予定がある」という表記は、過度に広い解釈を可能にし、不正確な主張を招きかねません。実際に販売予定のない内容を将来販売予定と偽る余地をなくすため、この表現の使用にはより具体的な基準と明確化を求めます。
3.海賊版の定義と AI 学習データについて（5：(1)：エ（オ)）
　「海賊版」の定義は国際的な文脈での明確化が必要です。国によって異なるフェアユースの解釈を考慮し、AI 学習におけるデータの範囲を定める際には、この点を踏まえた明瞭なガイドラインが望ましいと考えます。
4.著作物性がないものの利用に関する不法行為の可能性について（5：(3)：ウ）
　従来の判例から、著作物性がないものの利用に対する不法行為責任は限定されるべきであり、素案における該当部分は削除が適当です。
最後に、日本の労働人口減少を踏まえ、生成 AI が労働力不足の解消に大きく貢献する可能性を考慮し、その推進を強く望みます。私が所属する国際的な企業では、生成 AI を活用することで効率化と生産性の向上を実現しており、日本が国際基準に後れを取らないよう、規制の適切な配慮をお願い申し上げます。
貴重な機会をいただき、ありがとうございます。この意見が素案の更なる洗練に寄与することを願っております。
この文章も生成 AI を利用して作成しております。
敬具

●受付番号　185001345000004714

生成 AI を使用して画像等を生成する人のことはクリエイターとは呼べません。その時点でまず間違っています
そもそも生成 AI とは、多くの時間や努力を積み重ねた本物のクリエイター達の成果のみを簡単にポコポコ吸い上げてごちゃまぜにして作るキメラ画像です。制作元のクリエイターさんに許可なく勝手に AI に学習させ、あまつさえそれを AI ならではの見た目が良いからという理由だけで量産され金稼ぎや嫌がらせに使われているのが現状です。これのせいて仕事を奪われたクリエイターさんも居ます。生成 AI を悪用する連中を保護するような頭のおかしい法をつらつら考えるくらいなら数分、掛かっても数十分程度のプロンプト打ち込みで生涯の仕事を無くすクリエイターさんを守る法を考えるべきではないでしょうか？
どう考えても問題しかないこの生成 AI が何故現在進行形で許容されているのかが分かりませんが、ここに更に著作権を持たせるなんて本当に駄目です。たかが画像、と思われているかもしれませんが、これによって確実にクリエイターさん以外にも被害や問題が広がると思います。というか広がらない方がおかしい。これの著作権云々、やりようによってはディープフェイクも含まれるでしょう？自分や家族、友達、恋人等の親しい人物の写真が勝手に悪用されてフェイク画像を作られて、それによって脅迫されるなどの犯罪が諸外国では既に起きています。その原因となる生成 AI に著作権持たせるなんてどう考えてもおかしいですし、何より本当に危険です。生成 AI 触ってる人間が全員良識のある善人だとお思いでしょうか？先日も X(旧 Twitter)上で勝手に AI に画像を食わされて 3D モデルやキメラ画像を金稼ぎに使われていたクリエイターさんが、こういった被害に遭っている、という旨を X 上に上げた後、悪用している人物から包丁と思われる写真付きで「殺してやるよ」「住所も知ってるからな」等という明確かつ強烈な脅迫を受けて弁護士に相談するという酷すぎる問題が起きています。
今回素案が通ってしまえば絶対にこのような被害、もしくはそれ以上に深刻な犯罪に繋がる可能性が大幅に広がるでしょう。日本の創作文化を潰さないでください。生成 AI は一般人には到底扱いきれません。著作権なんて言語道断です。むしろ規制すべきです。本当にお願いですからもう一度一から考え直して下さい。生成 AI に人の手で描かれたイラストだけでなく、写真も勝手に食わせる人がいるんです。この素案を考えられた方々に関しても本当に他人事ではありません。お願いします、色々意見あるから素案にちょっと手加えれば良いだろなんていう考えもやめてください。本当に危険です。

●受付番号　185001345000004715

生成 AI 画像については、現在 X や pixiv といった SNS で多くのクリエイター達が、自分たちの作品を「無断で」「学習に利用」されて心を痛めています。
無断で大量のデータを学習させている AI ユーザー達は極めて悪質な言い逃れをしながら、反対するクリエイターに誹謗中傷までしている始末です。
クリエイターの技術は、時間とコストをかけてその人が獲得した技術であり、彼らは所謂職人です。また、古の技術を守っていく伝統工芸品とは違い、イラストレーターや背景美術などの絵の世界は、常にトレンドを映し発展をしていくものです。
それは人間の思考と技術の元で変わっていくものですが、生成 AI の規制をしなかった場合、この文化は廃れていき、絵というものの発展はなくなると思っています。
技術を獲得するために情熱を傾けても、それを記号としか思わない AI とそのユーザーに「使い捨て」されることは、クリエイターたちの情熱を使い捨てするようなものです。盗まれるために畑を耕す人間などいません。
どこかで対処を明確にしないと、日本の良きクリエイター達は消えてしまいます。
著作権や肖像権について、法整備をしてください。
海外でも、AI による偽の画像により著名人の名誉が傷つけられたり、自ら命を絶った人がいます。
人ならざるものが、現実の人間の尊厳を奪い、心を蝕み、命を奪う。
このことについて、世間は重く受け止めて危機感を持つべきです。
今ですらオレオレ詐欺も無くならないのに、AI 画像や AI 音声でのフェイクが、詐欺や犯罪に使われることのリスクをもっと深刻に考えて対処するべきです。
人は見たいものしか見ませんし、脳が勝手に都合の良い処理をするのか、初期に出てきた指を 6 本書くレベルの AI 画像でも誤解し騙される人間は多くいます。
岸田総理のフェイク動画を、フェイクニュース動画で配信した人がいましたが、ああいったもののクオリティが容易に上がってしまえば、世の中の混乱を招くことは想像がつきます。
ほんのおふざけのつもりで、そういう許されざる行為をしてしまう人間がとても多いのです。それが今までは明らかな作り物で「不謹慎」で済まされていたのかもしれません。
AI が規制されずそのような悪戯が横行した場合、本年起きた地震に対する SNS でのデマ以上に世の中が混乱し、正しい情報が拡散されなくなる可能性も大いにあります。
AI が人類の発展のために利用されることは推奨されるべきだと思います。
しかし、クリエイティブな分野における AI の利点は、私は現時点で見いだせません。
私は、早急にこの問題からクリエイターを守るべきだと強く思います。また、著作権、肖像権についても、それらを侵害し悪用したり侮辱に使用する際にはきちんと悪が罰せられる世の中になって欲しいです。
強く望みます。

●受付番号　185001345000004716

個人でゲーム制作を行っている者です。
自身でゲーム内イラストの描画を行っており、現地点では生成 AI は完成品に関係しない部分(主にシステム作成時の仮置き画像)でのみ使用しています。
2.検討の前提として
(1)従来の著作権法の考え方との整合性について
ア　著作権法で保護される著作物の範囲
・生成 AI による生成物は、原則として、同一の生成 AI エンジン、データセット、プロンプトを用いた場合、ある程度再現性があり、量産可能です。
そのため、創作的でないありふれた表現であり、著作物の要件 2 を満たさないと考えます。
・一方で、生成 AI を操作するために使用されるプロンプトについては、計算機を動作させるプログラムの一種で、既存のプログラムと同等の著作物であると考えます。
5.各論点について
(2)生成・利用段階
【その他の論点】
ケ　権利制限規定の適用について
生成 AI の学習段階・生成段階・利用段階の利用行為それぞれについて、異なる権利制限規定の適用が必要であると考えます。
・生成 AI の学習段階に不特定多数の著作物を使用することは、個人利用、もしくは技術の開発に該当し、著作権の侵害にあたらないと考えます。
一方で、特定の著作物を選択的に学習して生成した生成物について、著作権の侵害に該当する利用を行った場合、学習段階から著作者による差し止めの対象になると考えます。
・生成 AI の生成段階において、生成物の生成が完了するまで、生成 AI 利用者は生成物を認識できないため、生成 AI 利用者が著作権侵害物を生成する意図をもたずに類似物を生成すること自体は著作権の侵害にあたらないと考えます。
・生成物の利用段階については、既存の著作物と同様の基準を適用すべきであると考えます。

●受付番号　185001345000004717

ハッキリ言えば
こんなコメントを募集する時点で良識以前に常識を疑う
仮にクリエイター軽視を結論を出すのであれば
”ＡＶ新法の時に批判された、関係者の意見を無視した実績”を交わす為の
言い訳づくりとしか思えない
逆に言うなら、これでクリエイター軽視び結論になった場合、
政治不信は相当なものになるだろうって事
政府が大局を見ず、ただただ目先の利益を追うのは今に始まった事でもないが
その結果が子供が居ないだの、人手が足りないだの、教員が、運転手が…になってる事にいい加減に気がつけと
今回の案件、確実にクリエイター、コンテンツ力の低下を招く話
すぐにではなく、5 年後、10 年後に影響が出てくる
アニソンのビジネス化？マンガの実写化？アニメマンガキャラの国際人気？
それらはちゃんとしたコンテンツが存在して成り立つもの
自分たちでそれらを衰退させたいなら勝手にしろ
その責任を取るのはクリエイターじゃない

●受付番号　185001345000004718

■素案内　非享受目的の場合の権利制限について
生成 AI は
機械学習されたデータは
「タグ付けされた状態」であり
※リスト化されてないと膨大なデータを
使用できません数が数ですから
生成 AI 使用時に
プロンプトで
そのタグ付けされたデータを
読み出して出力しています
享受目的とは
自らがデータを享受し
また他人に享受させる目的
と記憶しています
データセット内の
タグ付けされたデータは
他者への享受を目的に
タグを付けたと言える
のではないでしょうか？
またそのタグ付けされたデータと
そのタグを使用した仕組み自体も
AI 特有の「他者のデータに依存したソフト」
であるために　非 AI では問題になりませんが
享受目的にあたるとも
考えられます
■著作者人格権の権利侵害の可能性
Stable Diffusion などの生成 AI は
学習段階で
データの非可逆圧縮
という工程を挟むそうです
非可逆なのでデータ改変されます
※JPG に非可逆圧縮するイメージ
必ず圧縮工程を経る必要があり
データの改変が避けられないため

結果
同一性保持権を
構造的に侵害してしまいます
著作者人格権の権利侵害の
可能性があります

●受付番号　185001345000004719

自分や家族と友達の写真を勝手に使われたくない

●受付番号　185001345000004720

【項目名】
１．はじめに
＞著作権を侵害するような AI を作ってしまうのではないかといった懸念
こちら一例ですが、下記の記事にまとめられているように残念ながら既に数多く作られています。
[redacted]
著作権法 30 条の 4 では、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には（中略）利用することができる。」とありますが、
近年の生成 AI の使用法は、創作者が耕した畑を焼いて私腹を肥やす目的であることがほとんどであり、
芸術の発展を促すどころか創作の動機を奪い衰退させてしまうと考えます。
絵柄等の模倣については生成 AI 登場以前から問題にはなっていましたが、
人間が自力で技術を習得した場合は、模倣の先に新たな個性や価値が生まれる可能性もあります。
しかし生成 AI の場合、その性質上模倣元を超えるさらなる進化があるとは思えません。
また海外では、ニューヨーク・タイムズが AI による記事などの学習を原則禁止にするなど、AI の規制が進んでいます。
日本でも生成 AI については一旦規制をかけ、慎重に検討するべきかと存じます。
どうぞご一考お願い致します。
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４．関係者からの様々な懸念の声について
５．各論点について
（１）学習・開発段階
（２）生成・利用段階
（３）生成物の著作物性について
（４）その他の論点について
６．最後に

●受付番号　185001345000004721

学習、開発について
学習段階では個人の利用を止めることは難しい。AI による画像生成サイトなどのローカル版ではどんな利用方法も止められない。よって、アプリケーションに、読み込んだ画像を世界中のインターネットから検索し、その画像が誰かの著作物であるかどうか、生成 AI の利用を許可しているかなどを確かめる機能を標準搭載させるか、個人的な利用は止めないものとするという選択になると考える。この選択肢であれば、後者が現実的だろう。
生成・利用について
学習に引き続き、生成を止めることは難しいが、NG ワードの設定などでモラルに反する画像の生成を止めることは可能だと考える。
利用については、個人的な利用は止めないとして、SNS などでの拡散は検討が必要だろう。生成 AI に学習することを許可されているモデルのみで構成された生成 AI アプリから出力された画像の投稿であれば問題ないだろう。しかし、許可されていない画像を学習させることは問題ないのか。これが最も重要であると考える。
生成物の著作性について
生成 AI の絵の学習は人の絵の学習とは違う。人間であれば、トレーズでない限り筆によって個性が出る。その個性や上手さ、その絵を描いた人が学習してきた時間といったものに価値が生まれる。しかし生成 AI はどうだろうか。生成させる側の人間は、読み込む作業と AI への命令を行うことで生成されるが、画像を読み込むことができない世界ならば世界に新たな何かを生み出すことはできない。一方人間であれば画像を認識できればその手で模写、インスピレーションを受けた新たな作品を作ることができる。この考えから、学習元の画像は生成 AI を使う人間には帰属しないと主張する。
その他
また、生成 AI にあらゆる学習を許可し、生成された画像の著作権を生成主に帰属させれば、絵師の価値、動画制作者の価値が失われ、絵を描く人が AI への命令を書く人に代替されるという、日本の漫画アニメ産業に関わる問題となるだろう。

●受付番号　185001345000004722

SNS やイラスト投稿の場を見ていると、生成 AI で作成したものを自己利益や商売に使う人が多く、純粋な文化発展のツールになっていないと感じます。だからこそイラストレーターの多くが反対し、自分の作品が少しでも使われる事に嫌悪するのです。
ものを作る真摯さを持たない人間がお金稼ぎのツールとして悪用する現時点では、クリエイティブの尊厳を守るためにも、規制せざるを得ない状況だと考えます。
例えるなら、複数の名刀から刃と鍔と柄をコピーしランダムにくっ付けて売っている様なものです。それは勿論美しいので売れるでしょう。しかしこれが刀の世界で許されるのでしょうか？それと同じです。

●受付番号　185001345000004723

誰かによって勝手にAIに読み込ませられ、今まで時間と労力を掛けて作り上げた創作物をいとも簡単に、似たような構図、デザインで元の創作物(イラスト)を超えてしまうようなクオリティで数秒で出力されてしまうのは、創作をする人間からしてとても複雑です。
生成AIで出力したものを自作発言したり、嫌がらせに使ったりなど、とても良いとはいえない使用をしたことによって、苦しむ人や創作を辞めてしまう人がいることを知ってほしいです。
使い方次第(苦手な背景をAIを利用して手伝ってもらったりなど)ではとても便利なのに、AIを使っているというだけでもはや敬遠されてしまうような事態にまでなっています。
少しでも受け入れてもらえるようにAIの規制は必要です。

●受付番号　185001345000004724

生成 AI によって、創作者の利益が損なわれることのないように法整備が進むことを願います。
SNS 上では個人のイラストレーターが、他者により「明らかに自分の作品を生成 AI に学習させ、出力させた」ものであるという訴えを多く目にします。
また、有名漫画のキャラクター等を学習させ、あたかも自分の作品であるように出力させたものを見かけることがあります。
これは著作権侵害にあたらないのでしょうか？
また、こうした無許可の利用による創作者の心痛、無用の苦労は見ていて本当に辛いです創作活動をやめてしまう方もいらっしゃいます。
生成 AI には多くの可能性があると思いますが、既存の利益を害するような利用方法には規制が必要と思います。

●受付番号　185001345000004725

AI 技術そのものの発展は望ましいですが、現状生成 AI は大した規制もされておりません。
そのせいで、著作物が無断で使用されていたり児童ポルノが作成されたりと、めちゃくちゃな状態です。
実際、海外では規制の方向に舵かが切られています。
生成 AI の実績を作れば、たんまりと補助金が貰えるようですが、
そんなことに貴重な税金を使わないでもらいたい。

●受付番号　185001345000004726

現状生成 AI を使いたくないという意見に対しての文化庁の人のコメントが「ほんとかなぁ」だったの今でもマジできつい。もー全然話聞く気ない人のやつじゃん。

●受付番号　185001345000004727

生成 AI についての意見、現役美大生やクリエイティブ領域で仕事をしている元美大生に聞いてみたら良いのではないかと思います。
今は画像ばかりですが、今後は音楽や映像も生成 AI を使ってつくれるようになると思うので、音大の方に聞くのも良いと思います。
その手の知識がない、「生成 AI 便利ですごいな〜どんなアルゴリズムかわからないけど。」くらいの認識の人がルールを決めてしまうのは危ういです。
私の好きなイラストレーターさんたちが筆を折ってしまうことが心配です。

●受付番号　185001345000004728

各項目に沿って個人の意見を記載します。
２．検討の前提として
○AI による著作物の学習に関して、権利制限規定に則るのであれば問題は無いものの、下記の記載内容については明確なアウトラインが存在しないため、ケースによって見当が必要。
ア 「私的使用のための複製」
AI による学習を経て作成された作品が、特定の作者の作風に限りなく近い場合、AI 利用者が「自身の作品である」として SNS など公に発信する場で発表すると、学習元になった著作者の活動が損なわれる事が懸念される。
イ 「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」
AI 生成は複製し学習した内容を元に「思想又は感情の享受を目的とした著作物」を生成する事が目的に含まれるため、例である「プリンターの開発に係る著作物の複製」と同等の行為に当たるとは明言できない点に留意が必要。
「学習」の段階では問題無くとも、「学習して生成」に至る場合は、権利制限規定の範疇で使用された「学習元となる著作物」の著作者の権利を侵害する恐れがある。
３．生成 AI の技術的な背景について
○「学習したパターンやルール、傾向等」が現存する著作物を学習し、また、学習元となった著作物の絵、デザイン、音楽等の作風に似せるように利用者が指示を出す場合は、データの切り貼りではないにしろ学習元となる著作者の活動に損害を与える可能性がある点については留意が必要。
○AI による学習は権利制限規定の範囲内で行えば問題ないが、生成に関して特定のキャラクター、デザイン、音楽等の作風に類似した作品を生成できないような制限を AI 生成ソフト自体に仕様を組み込むような措置をとれば著作権侵害のリスクは減るのではないか。
４．関係者からの様々な懸念の声について
○「学習」の段階において、権利制限規定に則っている以上は、無断であっても違反ではないという認識。AI 利用でなくとも、個々人が、現存する著作物の模写や音楽の練習をする等で技術的な向上を図ることはある。
ただ、「生成」に関しては制限を設けなければ、AI 利用者によって「現存する特定の著作物の作風」を指定し生成する事によって、学習元の著作物の権利が侵害される恐れがある。
５．各論点について
○AI 生成による著作権違反については、現状はケースごとに処理して行くほか無いが、将来的には学習元の制限や生成条件の制限をツール側で規制できるようになることが望ましいように思う。
６．最後に

〇AI と著作権の問題については、国内外の著作権侵害に関する事例の収集を進めて頂き、正しい形で AI 技術が利用される為のルールが整備されることを望みます。
ただ、AI ツール利用に際し、利用範囲の制限をツール側に設ける事が、著作者の権利を守る事に大きく貢献すると考えます。

●受付番号　185001345000004729

AI に学習させるために使うデータには、そのデータの作成者の同意が必要だと思います

●受付番号　185001345000004730

生成 AI の学習元とされるものはその大多数が人の手によって創られた作品です。膨大な時間と努力を注いで人の手で生み出された作品と、その成果だけを掠め取るような行いで作られた AI 作品が同じ土俵に立たされている現状に違和感を感じずにはいられません。
そもそも AI の作り出す作品の殆どは無断転載、及び無断使用された作品の上に成り立っています。多くのクリエイターが自身の作品を守るために無断転載、無断使用を禁じているにも関わらず、その声を無視して作られる作品など本当に著作権を保証する必要があるのでしょうか。AI 作品の著作権を保証するよりも先に著作権侵害されているクリエイターを守るべきなのではないでしょうか。
生成 AI を使った創作行為は、現状では残念ながら著作権を侵害している上に他人の成果物を盗む「窃盗」、「盗用」にも等しい行いだという印象を強く抱きます。それらはクリエイター、創作文化に対する冒涜行為であり、同じような感情を抱く人を SNS 上でも多く見かけます。
また、無断学習の元にされているクリエイターに対して誹謗中傷被害が出ている事例も SNS 上で散見されます。生成 AI による誹謗中傷等の二次被害は既に発生しており、被害に遭った方が精神的に追い詰められて、筆を折るだけならまだマシかもしれない、という状況にまでなってしまっているのです。生成 AI に関する明確なルールを決めないまま、使用者の倫理に委ねてどうにかなるという段階はとうに過ぎています。
AI の進化は凄まじく、最近では人の肉声を学習して任意の言葉を喋らせるものや写真を学習して実際に撮影したようなものを作り出すことのできる生成 AI まで出現しています。
AI イラストによる問題が解決の兆しも見えず、著作権を守ることすら碌にできないこの状況で、声や写真を生成できる AI が正しい用途でしか使用されないとは到底思えません。
正しい法律の下に創作文化が守られること、クリエイターが安心して創作活動を行うことができ、鑑賞者が疑念や心配を抱かずに心から作品を楽しむ社会になれるように、生成 AI の問題に真摯に向き合って頂きたいです。

●受付番号　185001345000004731

現在生成 AI は誰でも手が出せて、悪用もし放題なツールです。法律に違反していないからやりたい放題になっている状態です。
これを法で取り締まらないと、生成 AI 技術はさらに既存の著作物を学習しまくり、なりすまし、嫌がらせ、ポルノ加工、無断商用利用、など数えきれないほど悪用をされ続けるのが目に見えてます。
技術が進化すればするほど、悪質な事例も増えていくでしょう。
学習元にされたイラストレーターの方が､生成 AI についてお気持ちを表明しているところ、AI 利用者に殺害予告される事案もありました。
著作権は実際に描いた人間にあるべきで、しっかり守られるべきです。
生成 AI から出力された全ての作品は、学習元にされた著作物がないと生み出されません。
所詮は数多の著作物のキメラ画像にすぎません。
生成 AI が無断で無数の著作物を学習している以上は、商用利用、ポルノ加工を取り締まる法律を作るべきです。
搾取をされ続けているクリエイターを守る法律を作るべきです。
今のままでは、遅かれ早かれ創作という文化は滅びます。

●受付番号　185001345000004732

第三十条の四
生成 AI によって学習され、技術や技法が模倣されること自体が著作権者の利益を不当に害することとなるのではないでしょうか？
AI で学習をする権利があるならば、AI で学習をされない権利も求めます。一方的に搾取されるだけではないのでしょうか。
AI で学習されたくないために、画質を落とす、ノイズを足すという行為は、作品の質を落とす行為であり、技術の進歩というよりは退化であり、それを国が推奨しているのでしょうか。
５（3）生成・利用段階
１.指示・入力（プロンプト等）の分量・内容、２.生成の試行回数について、
プロンプト自体が成果物に見えないもので、後からでも偽装できてしまうものに対して著作物性を認めても良いのでしょうか。創作的表現に至らないアイ
デアを示すにとどまる指示との差など、製作者以外はわからないと思います。
(3)イ．　人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分についてが曖昧です。色を変えただけ、模様を付け加えただけ等の加筆で著作権が認められてしまうのであれば、AI にて海賊版の作成の助長になってしまうのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000004733

項目５．各論点について　（１）学習・開発段階　イ「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について　（イ）非享受目的と享受目的が併存する場合について"
以下、私の意見
・「享受目的」の解釈について、現行の著作権法の「表現上の本質的な特徴を直接感得する」と同様の定義で判断され、AI だからという理由でこの定義が不当に狭められるべきではないと考えています。現行の著作権法においては、作風やポーズのような特定の要素の模倣が許容されている場面があります。これらの要素が同じであっても、全体の印象が異なる作品は、依拠性または類似性が否定されることが多いです。このような背景を踏まえ、現行法で許容されている模倣の範囲に関しては、「創作的表現が直接感得できる」とはみなされず、したがって「享受目的」の解釈に含まれないとするべきだと考えます。
・「生成および利用」の段階だけで著作権侵害と判断することは適切ではないと考えます。特に、外部への配信が伴い、類似性や依拠性が明確に認められる場合に限り、著作権侵害と考えるべきです。
・個人の範囲での AI 利用は、特に創作活動の一環として、制限されるべきではありません。例えば、あるイラストレーターが他のイラストレーターを尊敬している場合、尊敬するイラストレーターのスタイルを学習した AI を使って、自分の作品をどのように描けるか試みることは許容されるべきです。このような AI を用いた模倣（I2I）は、創作活動の幅を広げ、新たな表現の可能性を探る機会となり得ます。
・AI による「作風」の模倣は、従来のクリエイターによる模倣と同様に、創作の一環として許容されるべきです。
・AI が創作表現の一部分のみに似ているというだけで「享受目的」を認定するのは、法的に不適切です。著作権の依拠性と類似性の判断基準に基づくべきです。例えば、画像生成 AI において、作品の特定の要素（例えば「目の形」）が似ているというだけで、著作権侵害と判断し AI 利用者を攻撃する事例が増加する可能性があります。
・おそらく、”少量の著作物のみを学習データとし て追加的な学習”とは、現在の画像生成 AI で利用されている Lora モデルを事例として取り上げていると考えられます。Lora モデルの特徴として、AI モデルへの適用率を調整することが可能で、これにより元のデータへの依存度を変更できます。たとえば、特定の作風を模倣する Lora モデルを使用する場合、適用率を 1.0 に設定すると、元のデータに非常に近い画像が生成されます。しかし、適用率を 0.5 に下げると、元の画像とは異なり、元のモデルに変更を加えたような新しい画像が生成されます。このように、Lora モデルを悪用すると享受目的にあたる使用が可能ですが、適切に使用すれば創作活動を豊かにすることができます。このようなモデルの Lora 使用においては、学習者ではなく、AI 利用者に責任があると考えられます。私の解釈としては、

Lora モデル利用者は、単なる AI 利用者ではなく、学習データを直接知らずにモデルの学習率をコントロールすることができる、新たな存在と解釈するべきだと考えております。"

●受付番号　185001345000004734

【項目名】5．各論点について　（1）学習・開発段階　エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
私の意見
・多くのクリエーターが過去に作風や画風などのアイデアを模倣してきたにもかかわらず、『AI によるものだから』『既存のアーティストの職を奪うかもしれないから』という根拠のない理由・不確定な理由で AI 利用者に対する攻撃が SNS 上で発生しているのは問題です。AI を利用した場合でも、既存の著作権法が適用され、それを侵害しなければ新しい作品として認められるという事実をより広く周知する必要があります。
・AI 生成物がクリエーターへの需要を低下させるという主張には根拠が不足していると考えます。私自身、DMM や DLsite などのプラットフォームで作品を提供していますが、AI 生成作品が増加しても、これまで人気のあった作品が不人気になったり、販売数が減少する現象は見られませんでした。実際、AI によって生成された作品であっても、オリジナル性や、ストーリ性、ゲーム性の低い作品は売れない傾向にあり、作品の成功は生成方法ではなく、その質によるものだと言えます。
・AI に関する知識不足が原因で、生成 AI によって作成された作品の優れた側面だけが注目され、認識バイアスが生じています。これにより、生成 AI に対する恐れが必要以上に増幅されているように感じます。たとえば、AI による画像生成で髪の毛や体の表現が上手くても、構図や色選び、一貫性といった他の要素が同じレベルで優れているとは限りません。AI は特定の分野では弱点を持っており、多くのクリエーターは AI のこれらの限界を理解していないため、AI に対する恐怖心のみが先行してしまっているように思えます。これらの歪んだ認識をもとに AI を規制するべきではありません。
・芸術分野において、例えばアイコン作成や似顔絵描画のような簡易なタスクは、将来的に AI 技術の進歩によって素人でも容易に行えるようになり、これらの仕事が AI に置き換わる可能性があります。しかし、商用ゲームで使用されるイラストや現在のプロイラストレーターが担当するような複雑な作業は、単にテキスト入力による AI 生成では対応が難しいです。AI 技術を活用し、プロイラストレーターと同等の作業を行える人材が出現するかもしれませんが、それは新たな専門職として認められるべきであり、社会はこの新しい職種を受け入れる必要があると思います。
・「『AI の発展が私の創作物の売上に影響するため、AI を規制すべきだ』という主張は、産業革命時に手工業者が機械化による影響を恐れた状況と類似しています。このような視点では、『機械化により手工業が衰退するため、機械化を規制すべきだ』とする主張と同様です。しかし、一部のクリエーターの利益を守るために社会全体の進歩を阻害することは望ま

しくありません。テクノロジーの進化は多くの場合、新たな機会を生み出し、社会全体の利益に寄与するものであるからです。
・クリエーターは既に専門技術を有しており、これを AI と組み合わせることで、一般の AI 利用者よりも優れた作品を創造することが可能です。その結果、クリエーターは差別化され、以前と同様に有利な立場を保つことができます。ただし、クリエーターが AI の使用に反対の場合は別です。AI の使用はクリエーターの個人的な選択に委ねられており、その選択が売上に影響を与えるのは個人の責任と考えています。
【項目名】5．各論点について （1）学習・開発段階　エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
私の意見
・AI 技術により海賊版が促進されるという主張は、論理的な飛躍が大きすぎると思います。これは AI 技術の規制問題ではなく、著作権の執行範囲の限界に関する問題です。海賊版が流行する主な理由は、海外サーバーによる運営で、日本の法律の適用範囲外にあるためです。そのため、AI 技術の規制理由として議論するよりも、海外の海賊版サイトに対する日本政府の対策と取り組みに焦点を当てるべきです。

●受付番号　185001345000004735

【項目名】5．各論点について （2）生成・利用段階　ウ 依拠性に関する AI 利用者の主張・立証と学習データについて
【私の意見】
・一般的に、AI 利用者と AI の学習者は別々の人物であり、AI 利用者には学習者の範囲を超える立証責任を負わせるべきではありません。
たとえば、NovelAI の利用者はプロンプト入力のみが可能で、彼らの立証責任は入力されたプロンプトの提供に限定されるべきです。NovelAI のモデルや学習データの開示を要求することは、現実的には不可能であり、これが立証不足の理由で AI 利用者が違法行為とされるのは不当です。
・現在、アンチ AI の声が高まり、AI 利用者への根拠のない攻撃が増加しています。この状況で AI 利用者に対して安易な立証責任を課すと、彼らが不当に攻撃される可能性が高まります。そのため、立証責任は AI 利用者の生成物が明らかに著作権を侵害している場合のみに限定されるべきです。
・AI の学習データには、個人の写真や個人情報、費用をかけて集めたデータ、また他人に対価を支払って得たデータなど、公開できない、またはしたくない情報が含まれていることがあります。さらに、AI モデルのノウハウを秘匿することは、業界内での競争優位を確立するために重要です。そのため、AI 利用者にデータ公開を求める際は、明確な著作権侵害の根拠が必要であり、また公開は限定されたステークホルダーに対してのみ行われるべきです。AI 利用者および学習者を保護するための適切な制度が設けられる必要があります。
・モデルの学習に特定の著作物が含まれているだけで、依拠性を断定するのは不当であると考えます。たとえば、1 万個のデータの中から 1 個のデータが偶然にも出力された場合に、ただちに依拠性があるとするのは早計です。しかし、特定の著作物に対して特別なタグ付けを行い、意図的にその著作物を出力させるよう設計されたモデルに関しては、そのモデルとプロンプトの組み合わせにより「表現上の本質的な特徴を直接感得する」生成物が頻繁に生み出される場合に限り、依拠性を認めるべきだと考えます。
【項目名】5．各論点について （4） その他の論点について
【私の意見】
・補償金制度の導入について、理論的な根拠が難しく、実際に補償金を望むクリエーターが少ないことから、この制度の導入には反対です。

●受付番号　185001345000004736

生成 AI によってイラストレーター、漫画家、アニメーターのようなクリエイターの方々が苦しい想いをするような事が起こって欲しくありません。無断でクリエイターの方々の作品を生成 AI に学習させた者にはきちんと罰して頂きたいです。クリエイターの方々が苦境に立たされ職を失い事がないよう守られる法律を作って欲しいです。

●受付番号　185001345000004737

AI と著作権に対する諸問題について、
素人ながら所感をまとめる。
1. 国外の関心の高さ
北米の大手芸術コミュニティサイト「ArtStation」では、
画像生成 AI の存在及び投稿に対する反発的な議論や抗議活動が行われ、
運営は事態の収拾に追われている。
◆参考記事：「Artstation は、反 AI 抗議を取り締まった後、トラフィックを失いました」（Metaverse Post）
https://mpost.io/ja/artstation-loses-traffic-after-cracking-down-on-anti-ai-protests/
投稿に関する運営としての立場を表明する規約改定も行われたが、FAQ の項目に
生成 AI に対する反発する声に対する回答が追加されており、
反発の多さと企業単位で明確な禁止ラインを設けることが困難であることが窺える。
◆参考リンク：「Use of AI Software on ArtStation」
https://help.artstation.com/hc/en-us/articles/11451085663501-Use-of-AI-Software-on-ArtStation
以上の事は日本の出来事ではないが、影響は受けるだろう。
規制に関して国民の一定の安心が得られなければ、問題が複雑化・長期化すると考える。
2. 被害者の損害の大きさ
生成 AI の学習元データセットに児童ポルノが存在していた報道があった。
◆参考記事：「画像生成 AI の訓練に「児童ポルノ」が使用されていたことが発覚」（Forbes JAPAN）
https://forbesjapan.com/articles/detail/68355
AI で生成される以上は学習元があり、それら元画像の法的な白黒の如何はこの意見募集概要でも懸念していただいている視点だが、
記事にある通り性被害も絡んでくるほどに、「画像」というデータの持つ情報は複雑で広い。
著作権とは別の論点になってしまうが、実際には性的な被害と同時に絡みあって発生しうる問題であり、
性的なトピック・スキャンダルの関係者になることは社会的信用度への影響も大きいため、包括的な声明及び規制がなければ今後生成 AI 使用者も不安を払拭できず、健全な経済発展の妨げになるのではないか。
フェイクニュースへの悪用も記憶に新しい。
被害者が一人でも減る対応を希望する。

●受付番号　185001345000004738

好きな絵師さんのイラストが勝手に学習という名の窃盗に遭い、本来は許されていない R 指定のあるような物が生成され、風評被害はもちろん、絵師さんの精神的負担にもなっているようで悲しくて仕方ありません。私自身も創作イラストを描くことが好きですが、膨大な時間を費やして完成させた作品を、AI 学習のためだからと無断で使用することには納得ができません。AI 学習のためなら誰のでも勝手に使って良いだなんて、他人のものを勝手に盗んでも良いと言っているようなものです。AI も結局は人が作り、使うのも人です。私利私欲のために他人の創作物を盗んでも良いなんて到底許されて良い物ではないと思います。AI 学習への使用にも必ず事前に制作者の方へ使用許可を依頼し、場合によっては使用料を支払うことは当たり前の義務ではないでしょうか。

●受付番号　185001345000004739

応援する作家達が悪意を持った人間に作品・作風を多数剽窃されており、またこれに言及した事によって今度は直接的な嫌がらせを受けたという声も少なくない。これらを実行する人達は「違法でないから、咎められる由が無い」ものと主張し、剽窃にあたる行為を指摘した他者を執拗に攻撃している例が多数見受けられる。
また生成 AI 技術の根本部分はビッグデータをより効率的に分析、文化言語的に処理する事で、人間の創造的な発想に対して自然にレスポンスするという全体的な技術体系である。現在、多くの画像生成 AI において違法な児童ポルノが大量にデータセットに含まれている事実が指摘されている点は、現在生成 AI 問題に関心と心配を寄せる層には最早「常識」として広く知られている。
生成 AI の登場以前より、日本社会全体における著作権意識の低さは、創作文化や制作の事業者の間でも水面下の大問題として知られていた。それが問題のまま放置されいた事が今日の生成 AI による悪意ある剽窃の氾濫に大きく寄与しているものと考察する。

●受付番号　185001345000004740

長年絵画と小説の執筆を続けてきました。
しかし生成 AI が発表された年から全てが一変しました。
無断学習やディープフェイクの問題から絵を発表する場や創作しつづける意欲が激減し、小説も先日の芥川賞受賞作など長年の努力を無視するような楽観的な使用者の多さに落胆してしまいました。
創作物がどれもコピーに感じ、事件事故への悪意に満ちた使用も簡単に予想でき毎日大変心苦しいです。
またデータセットの残虐な画像や、ポルノ画像特に児童ポルノ画像についても特に是正のない状態は非常に不快です。
政府は各種の生成 AI の使用に意欲的ですが、アニメやマンガをはじめ最新の文化を容易に次々と全てコピー製品に置き換えるような生成 AI は規制が絶対必要と考えます。
強い規制を求めています。

●受付番号　185001345000004741

法による規制を強化しなければAIの悪用による市場破壊は避けられないと思われる。
関連技術の発展などと謳い、実際に行われているのは他創作者への絵柄の模倣による嫌がらせや私欲を満たすものが大半です。
法で禁じられていないからと現在までで多数AIによる一部の創作者の絵柄の模倣等見かけましたが、感情的に判断するなら到底認められていいものとは思えません。今は規制されていないため感情で訴えるしかできませんが、何時しか法で規制されることを望みます。

●受付番号　185001345000004742

（３）生成物の著作物性について
・プロンプトの調整や試行回数等を根拠に生成物の著作物制を認めるという現在の論調を進めた場合、画像の生成～ネット上へ公開を自動化して可能な限り多くの生成物をアップロードし、その後類似する画像を検索して著作権侵害による訴訟を起こすなど、生成 AI を賠償金目的で悪用する行為が考えられるかと思います。
いつか誰かが引っ掛かった時に金銭を取ろう、それまで待っているだけで良いとなれば実行する人間は居るのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000004743

昨今の生成 AI 関連の状況を見るに見かねたものとしての意見です。
まず、現状では生成 AI の多くが「学習元データとなる絵」「学習元データとなる動画」「学習元データとなる音声」の制作者に対しての対価が一切支払われていない、いわば盗ったもの勝ちとなっている状況が一番問題があると考えます。
「どう見ても特定のイラストレーターが作ったようにしか見えない絵が、全く関係ない第三者によって AI で生成されて画像データが販売されている」
「特定の声優さんが言ってもいないセリフが生成 AI で作成され、音声セットとして販売されている」
以上のような状況で「学習元データの制作者側」が手間と費用をかけたうえで上記のようなデータを使用した企業に使用を停止するよう要請を行う至った例まで既に発生しています。
しかし、上記のように対抗策が取れた例は稀で大半のイラストレータや声優は経済的、時間的事情から対抗する術すらなく生成 AI の物量に押し流されて仕事が奪われる状況が今後も多く発生するでしょう。
日本の漫画、アニメ文化は世界に輸出できる強力な産業であり、先進科学技術面で一歩遅れを取った日本が世界に対抗しうる数少ない分野です。
内閣府でも推進する「クールジャパン」の一角でもあり、誇りある産業です。
それらを産み出しているのは上記で「一方的に学習元として搾取される側」であり、断じて「生成 AI を使って勝手に画像データや音声データを出力している者たち」ではありません。
学習元としてデータを剽窃された人たちに見返りがない現状の生成 AI 市場は、ただの盗品市場としか見えず、上記の世界に誇れる漫画、アニメの衰退をさらに加速させるものでしょう。
「文化」を謳う省庁である「文化庁」であるなら、これらがどれほど理不尽かは想像に難くないと考えます。
また、現状のような著作権無法地帯のまま生成 AI が生み出したかもしれない画像を企業・省庁が使用した場合の訴訟リスクなど、知らずに利用した側にも不利益な点は多くあります。
嘆かわしいことに日本の省庁・自治体ですら「有料画像サイトのサンプル画像」を無断でホームページに使用して一般人から指摘を受ける事例なども多く、利用者側の著作権自体に対しての意識の低さも問題であると考えます。
東京オリンピックのロゴマークにまつわる騒動などは「著作権意識の低さが生み出した事件」として記憶に新しいと思います。
生成 AI を使用した画像や音声データが広く使われると、国内のみならず海外からも訴訟を起こされるリスクが高くなるのは目に見えており、初めから創作者自身へ依頼した一次データを購入・利用する方が確実です。

今後の生成 AI の取り扱いに対して一番確実なのは「生成 AI の学習元として「使用を許可する」という出版社やイラストレーター、声優や俳優、歌手だけのデータを学習元とした生成 AI」なら上記の問題はクリアできるでしょう。
これに対して「使用を許可する出版社やイラストレーター、声優や俳優、歌手なんているはずがない」と考えるのであれば、それが答えであり「創作する側から見た生成 AI への姿勢」そのものです。
また、近年の漫画家やイラストレータにばかり目が行きがちですが、日本の歴史に残るするような浮世絵や名画も当然のように生成 AI での学習には使用可能です。
こちらは著作権の面ではあまり問題はありませんが、例えば「葛飾北斎」の画風をまねて「人種差別的な絵」を AI で多数生成しネット上を介して紹介などした場合、昨今の社会の風潮からすると事の真贋を確かめもせず「北斎は人種差別主義者だった！美術館に差別主義者の絵を飾るな！」などという言説が生まれ、キャンセルカルチャーの手段として使われる可能性すらあります。
上記のような素人でも考え付く問題点が山積している状況であるということを、文化庁および生成 AI を推進しようとしている政府関係者には知っていただきたい次第です。

●受付番号　185001345000004744

この度の「AI と著作権に関する考え方について」ですが、意見としましては反対の意見を述べさせていただきます。
もし、規制をかけなければ好きな作家さんが生成 AI に模倣されて、それが原因で筆を折られたら、当方も含め、応援してる周りの方々も悲しみます。模倣された本人は第三者の想像以上に深く傷つき、悲しむと思われます。ですので、生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しいです。時間をかけて考え、描いた絵が、一瞬にして模倣されるなど、これまでの積み重ねを踏みにじられているのとも同意です。大きな主語になりますが、それを仕事にしている方、仕事にしようと頑張っている方を侮辱していると思います。
また、手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安です。当方も趣味程度ですが絵を描きます。それでも、もし自身の時間をかけて描いた絵が AI 絵だ、なんて言われてしまったら傷付きます。そして当方と違い、絵を描くことを仕事にしている方にとっては絵の判断がつかなくなるというのは様々なトラブルの元にもなりますし、仕事が減る要因にもなるのでは無いかと思います。

●受付番号　185001345000004745

現時点ですでに類似作品による被害が出ているため規制すべき
今後同様な被害が増えていくと廃業や新規参入者が激減してしまう
人の手によるいわゆるパロディや盗作であれば今後の技術の進歩が見込めるが
ただ学習した内容を出力するだけの存在だと学習元がなくなった場合進化が見込めず
結果イラストの文化自体が破壊されてしまいかねない

●受付番号　185001345000004746

今後、生成 AI を利活用し、かつ、創作コミュニティの活発さを維持するために、画像・文章等の創作物生成 AI は、作者の合意を得た素材のみを学習していることを自ら証明することが義務付けられるべきと考えますが、さらに、その「合意」は投稿プラットフォーム等の規約の一部として合意されるのではなく、個別に明示的に取り交わされることを義務とすべきです。

●受付番号　185001345000004747

（３）生成物の著作物性について
イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
…どんなに詳細な指示を出そうとも、何度生成をやりなおしたとしても、「AI を操作すること」は「制作」ではなく、当然「制作された生成物」の著作権者になることもできない。
「詳細に指示を出して、気に入るものができるまで何度もやり直しさせたから、その絵の著作権者は自分」というのはおかしい。「指示だけ出した人」である。
４．関係者からの様々な懸念の声について
…ラフ案のみ格安で発注し、彩色や仕上げは AI に任せる。
AI で出力した画像の修正のみ依頼人に格安で発注するクライアントが続出する可能性がある。
その後、画業は職業として成り立たなくなり、趣味で描かれた絵を盗み、AI に学習をさせ、商業使用する画像を吐かせる図が出来上がる可能性が大いにある。
現状の生成 AI は音楽、俳優、イラストレーターなどのクリエイターを目指す未来の子供たちの足枷にしかならない。生成 AI によって自分で考える、表現する力が衰える。進化より退化が勝ってしまう。
そして生成 AI に作られたフェイク画像や動画、ニュースを流出することにより、モラルの大幅な低下が見込まれる。集団的心理（同調圧力）、承認欲求も相まって犯罪、いじめが起こる。現在も脅迫や嫌がらせが行われている。
海外では生成 AI による少女の自殺もある。
生成 AI は許可された限られた画像の中から生成するべきであり、許可をした大元に恩恵を与えるべきだ。許可したうえで借りているという意識を忘れない規約や法律を作るべきだ。
許可制や免許制が妥当だと思っている。

●受付番号　185001345000004748

・個人です。メールアドレスのみ記載させていただきます。
5-(3)生成物の著作物性について
私は個人ではありますがイラストや漫画を描いて発表の場を設け、色々な方に見ていただいています。
私の絵が好きだと言ってもらえることがとても幸せで、私の唯一の趣味として人生を支えてくれた活動です。
生成 AI の利便性に関しましてはもちろん理解の上ではありますが、無作為に画像を読み込ませることができ、それらから生成されたものの著作権は元々の描き手に帰属しないという点においてひどく懸念しています。
自分の絵はもちろんのこと、私の大好きなイラストレーターや漫画家の方の研鑽された絵が取り込まれ、そっくりな絵がその方の努力として認められないことを考えるとゾッとします。
それどころか、ほんの数秒で生成をした人の「自作イラスト」などと称されたら、作り手の方々はもう新しいものを生み出しても餌にされるだけ、と作ること自体をやめてしまうことが充分にありえる状況であるでしょう。
消費者・利用者の便利はもちろん大事ではありますが、クールジャパンを自称する国であればどうか、作り手を育むことに重点を置き、その先の未来を育むことを考えていただきたいです。
どうかご検討をお願いします。

●受付番号　185001345000004749

関係者からの様々な懸念の声について
・AI 画像生成ソフトの持つ性質と社会的役割について
まず、AI 画像生成ソフトの持つ性質について考えてみる。AI 画像生成ソフト自体を、仮に「画像作成の為のソフトウェア」の一種と捉えるのならば、その性質としては Adobe 社が販売および運営する illustrator 等と類似と捉える事ができる。なお、自身も実際に illustrator を使用し、仕事上で画像作成を行う機会があるが、illustrator 等で作成された作品とペイントソフト等を用いて実際に人の手で描かれた作品とでは、やはり色の濃淡や混ざり方に明確な差があると実感している。そのため、たとえ illustrator 使用者の技術力を向上させ近似的な画像を作成する事は出来たとしても、コピーの様に全く同じ作品を制作することはソフトウェア側の持つ技術面の限界で困難であると考えている。
また、AI 画像生成ソフトについては、一種のプログラミングに近い性質を持つとも捉える事ができる。実際のソフトウェアの動作としては、画面にプロンプトを入力(コーディング)を行い、AI の機能を用いて画像の出力(コンパイラーを用いた結果の出力)を行い、その結果を元にプロンプト修正(デバッグ作業)を行う事で、徐々に目標としている作品に近づけていくという形である。
次に、ソフトの持つ社会的役割を考えてみる。illustrator は絵を描く事に慣れておらずとも基本技術ならば 1 年程度で簡単に習得可能であり、また昨今の目まぐるしく発展する情報化社会の中で迅速に広告等を作成および発信していく上で必要な技術であると考える。一方、ペイントソフトは紙にペンで絵を描く方法に近いため、ペンから引かれる線の 1 本 1 本や色の塗り重ね方にその人自身の技術が明確に現れる。そして、その技術の習得や向上においては、専門学校等に通って学ぶことになり、最終的に実務上で使用できるレベルの技術力を習得するには最短でも 2〜5 年程度は必要となると考えられる。同時に、長い期間で培われた制作者の技術力はその作品の持つ質として現れ、それらが高く評価されていると考えられる。つまり、「時間の効率化」と「品質の向上および権威性」の側面で、それぞれの作成方法は明確に差別化されていると考えられる。
これらの点より、AI 画像生成ソフトが将来的に果たしうる役割については、現状の使用方法を鑑みても「時間の効率化」を行い、同時に出来る限りの「品質の向上」を行っている事から、上記の中間的立ち位置ともいえる。
・AI 画像生成が持つ課題
ここでは、AI 画像生成が持つ課題について考えてみる。まず私の意見を申し上げると、課題となっているのは、「その画像生成に用いられている要素が持っている権利の所在の不透明性にある」と考えている。AI は権利関係を一切考慮する事なく、全て自動で Web 上の画像データを収集し、それを元に画像を生成する。つまり、ある作品を作成する上で、作者の不明な(あるいは作者を認知しているが使用者が意図的に秘匿している)作品を要素に取り

入れて、作品を生成するケースが考えられる。しかし、作品としては同様の物が生成される形となるため、意図的に行われたか判別不可能な状態となる。したがって、事前に AI の使用できるデータベースを限定する必要性があると考えられる。例えば、ヤマハ社の販売する VOCALOID と配信曲との関係性について考えてみると、VOCALOID というソフトウェア自体の構成要素はヤマハ社が開発した歌声合成技術と [redacted](敬称略)をはじめとした声優陣の音声であるといえる。そして、ヤマハ社がガイドライン(使用者の共通する規約・権利)を設定しており、その範囲でのみ利用許諾を受け使用する事が出来るのである。さらに、そこに使用者の作詞・作曲といった要素が加わる事で、曲が完成する。そこには、使用者のアイデアが新たに権利として加わり、独自の作品であるとみなす事ができる。その曲を制作者(使用者)以外が歌う場合は、「歌ってみた(歌みた)」、「カバー」等の文言が付け加えられている事からも、制作された曲自体の権利(著作権)の所在は使用者にある事が明確に伺える。

ここで、AI 画像生成ソフトと生成された作品の関係性について立ち返ってみる。現状、AI 画像生成ソフトについては上記のような環境づくりがなされないまま、権利の所在が不明確な状態で作品が生成され続けている。生成に用いられているデータベースを明確化する事で、AI が取り入れる画像の権利の所在も明確となり、特定条件下で生成された作品として認知され、ソフトウェア使用者の権利保護にも寄与、AI の健全な発展に繋がると考えている。

AI 技術は未だ成長の望みも大いにある

環境が整備され、技術が正しく使用される事を願う

●受付番号　185001345000004750

良いと思って見ていたものがAIやそれによる著作権侵害で作られたものだと知ったときに感動しかけた心は死ぬ。きちんとした免許や研修などを受けた人のみが扱えるようにしてほしい。

●受付番号　185001345000004751

生成 AI による著作物の無断学習によって苦しむ本人を救う為の法律が現状ないのがダメだと思う。
著作物を第三者が無断で商法利用することは著作権で禁止されているにもかかわらず、AI 生成の為の学習元に利用し、作成された AI 生成絵を商法利用する輩が発生しており、それに対する何かしらの法的措置が必要だと思います。
これからも絵柄の無断利用が許されるのであれば、イラストレーターの職業の必要性すら問われる事態になってしまうのではないか。

●受付番号　185001345000004752

SNS で創作活動をしている学生です。
私がこれまで AI と認識し意図的に活用してきたものは、
・イラスト/画像の生成 AI
・チャット AI
・文章の生成 AI
・AI 合成音声
になります。
これらを使い、自分の創作活動の幅を広げてきました。
SNS にはいわゆる AI アンチの創作者の方々も見られますが、私は AI を活用していきたいと思っています。その為に、AI が様々な物を学習しなければならないことも把握しております。著作権という指標で守られていない現状、難しいです。
そして、AI は活用の仕方や、それにより作られたものの公開の仕方により、受け取り手が快/不快に感じるのではと考えました。
特に著作権に関しまして、多くの創作者様方は「なぜ自分の努力を勝手に学習されてしまうのか。自分の努力はなんだったのか。」と思う方々が多数です(イラスト生成 AI を例に)。
SNS では、“とある一名”だけのイラストを学習させ、その方そっくりのイラストを生成する AI を作られた方がいました。
これは「活用方法」も「公開方法」も間違えた例と感じます。
本人が許可せずに、特定の一名だけを狙い、「この方のイラストを生成できます！」といった AI の配布もしておりました。本人が「AI を活用したい！絵を描かない方にも楽しんでもらいたい！」と自身で作られたものならば何も問題は無いと思います。また、勝手に生成 AI を作成した方は「本人より AI の方が上手い」などと発言、本人が描かれないような R-18 のイラストも生成されたようです(R-18 の生成イラストについてはどのようなものか私には知り得ませんが他の方が言及しておりました)
AI と著作権について、これまでのように自由に創作ができ、学習しても良いと本人達が思っているものだけ学習して欲しいと感じています。無断での学習により自分そっくりな創作物を生み出す AI が現れたらとても悲しく思います。しかし、これまでに活用してきた AI は、使い方さえ間違わなければ誰も傷つけずより良い物を作っていけるはずと感じました。
どうか、AI と著作権に関しまして、全国の創作活動をする方々が納得のいく案ができますように。拙い文章で申し訳ありません。

●受付番号　185001345000004753

AI と著作権についてということで、
イラストレーター・漫画家としての立場から意見を提出します。
まず、現在問題とされている画像や文章の自動生成については、元となる生成マシンそのものに大量のデータを読み込ませないとそもそも成立しえないというのはご存じだと思うのですが、やはり我々の著作物を無断で利用しているというのが納得できないのです。
例えばですが、技術の進歩の名の元に、あなたの所有する民法上の物が自由に他人に利用されたり、財産権が制限されたりという状況がいかに危険かというのは簡単に理解されると思います。
物権や、著作権以外の知的財産権に関してもフリーライドにするというのであればこちらもあきらめがつくのですが、なぜか著作権だけが蔑ろにされている現状には納得がいきません。
また、これだけ生成物があふれる前の状況であればまだクリーンなデータセットの制作も可能であったのですが、もはや権利が不明瞭である自動生成物を読み込ませることが可能になっている現状ではそれもかなわず、法的な観点からは生成 AI は詰んでいるように感じます。
長いことツイッターなどで様々な案件を見てきた経験から申しますと、生成 AI 利用者は主に企業と、自身の描く物にこだわりを持たない、単に金にのみ興味がある層であり、文化の担い手としての側面からも問題が大きいように感じます。手書きにこだわる他の絵描きもだいぶ萎え切っています。
生成 AI 利用はあくまで私的利用にとどめ、生成物を SNS などに公開したり、生成物をまとめたものを販売サイトなどでマネタイズする行為は一律で刑事罰の対象にするべきであると感じます。民事案件ではどうしても立証に時間がかかりますし、現状ではデータセットの開示後の解析などあまりに原告側に不利な状況です。また、生成 AI 利用者は即生成可能なので、相手方があまりにも膨大になり、対応が事実上不可能です。あくまで刑事罰で生成 AI の利用を委縮させることを望みます。
絵を描くという人間にとって素朴な楽しみ取り上げられるべきではないと思うのです。生成 AI を利用すればもちろん素養が無い人々よりもマネタイズは簡単でしょうし、全体としての作品は増えるでしょう。ですがそれを敢えてしない絵描きが大多数であることに気づいてください。生成 AI では「絵を描く」という行為への欲求は満たせませんし、他人の著作物をコラージュしないと生成されないものになど興味はないのです。
マンガやイラストの文化の担い手が誰なのかということをよくよく考えてください。他人の著作物に対して配慮できない人間が自分の作品に配慮できるでしょうか。生成 AI の利用はあくまで私的利用に留まるべきです。そして、生成 AI 提供者のマネタイズも停止させる

べきです。他人の著作物にフリーライドしている彼らが一番の受益者になっている現状は止めるべきです。
以上です。

●受付番号　185001345000004754

3.生成 AI の技術的な背景について
生成 AI の学習データは切り貼りではないとされる。とありますが、既存の作品の無断転載や切り貼りも多く見られますがその点についてどのようにお考えでしょうか。
無断転載や切り貼りにつきましては生成 AI 利用者の理解し得ない範囲でも行われるものかと思われます。そう言った場合の処置はどのように行われるのでしょうか。
また、生成 AI によって作成された誤った情報が拡散されると言う事態が発生した場合、情報源の特定やその情報が確かでないものという対応は誰がどのように責任を負って行うのでしょうか。

●受付番号　185001345000004755

・そもそもの問題として現在出回っている画像生成 AI の学習において児童ポルノや海賊版のデータを含んでいる事が問題であり、現時点で使用されているツールに対しての規制が十分でない。
・長年積み上げてきた絵柄を AI によって模倣し出力され、イラストレーターとしての個性を失う、踏みにじられるケースが見受けられる。
・商業で AI の利用が浸透してきているなどと、現場との乖離があまりにも激しい見当外れな発現を SNS で発信する裁判官などが出てきている。
現状の AI は上記の通り学習データに問題があり、出力結果が結果として著作権の侵害にあたる可能性もある。
また納品に際して複雑なレイヤー分けなどが必要なケースも多く、とても AI は既存の業務を代替できるものではない。
受発注に際しても AI の利用は認められていない事が多く、納品時に納品物の確認や AI でない証明が求められるケースが多い。
商業で AI が利用されているとすればそれは AI を利用する事を目的として新設されている会社の可能性が高い。
・イラストレーターを自称し、AI 作品を納品しようとするケースが発生している。
このような事が多発すると、今後企業が外注を差し控える事になり、社内でイラストレーターを抱え、全てを社内で管理する流れができかねない。
こうなると会社側も今まで以上のコストをかける必要が発生し、またフリーランスという仕事の形態にも影響が及びかねない。
・イラスト集などの電子データのマーケットサイトで AI 作品が販売されているケースがある。
AI 作品は手描きと比べ時間あたりの出力可能数が圧倒的に多く、マーケットを占有してしまう。
これはマーケットサイト側のサーバー等に必要以上に負荷をかけるものであり、それは売上として入ってくる金額を上回るものである。
何故ならば AI 利用者にはその人に付随するファンが存在しておらず、マーケットに現れる事でファンを引き連れ売上を増やすのではなく、既存のマーケット内の利用者のパイを奪うからである。
AI 作品を拒絶、隔離する施策を行っているマーケットも存在するが、現時点でも手描きと虚偽の申告をしているケースが発生しており、確認作業にも不要なコストをかける必要が生まれてしまっている。
今後、より手描きに近い出力が可能になるとこの状況が更に悪化する事は容易に想像できる。

・現状イラストレーターは切磋琢磨する過程において、同業などと関係性を作り、ファンを作っていく。その関係性やファンの維持において一定のモラルが求められ、淘汰されていく。故にイラストレーターや権利者間においてはお互いの立場に対する理解の元の信頼や相互許可、暗黙の了解というものが存在する。
しかし AI 利用者はその過程部分を経ておらず、モラルの育っていないものが散見される。彼らは既存のイラストレーターの利益を奪ったり、名誉を毀損するような発現や侮辱行為、場合によっては殺害予告まで発展しているケースも存在している。
これらは別途、法律に則った対応をするべきではあるが、これまでのあくまで 1 ファン、1 アンチの行動であれば無視できていたものが、自身の絵を模倣されているケースであれば無視できないものとなる。
これは立派な業務妨害である。
そこに至る努力が必要なものであれば、同様のケースが発生する可能性は低く見積もれるが、同じ学習モデルを使用するだけで同じ土俵に誰でも立つ事ができてしまうというのが AI の現状であり、イラストレーター側の負担を無尽蔵に増やす為、甚だ看過できるものではない。
・故に、AI をどう使うか、どう発展させていくか以前に、許可していないものを学習に使うなというのが絶対的な意見である。
・このパブリック・コメントの入力ページにおいてもロボットでない事の証明が求められている。我々にも当然、AI への利用を拒絶する権利がある。

●受付番号　185001345000004756

端的に言えば現状の画像生成 AI については、幾万、幾億もの実在児童の性的画像や海賊版アニメや漫画、有料画像素材を読み込ませたデータセットを利用して「売上を上げるもの」となっており、もはや「研究のため」の学習の範疇を超え、あまりにいびつに発展していると考える。
さらには、SNS 等でのイラストレーター、Lola（集中学習 AI データセット）を使っての創作者への嫌がらせや誹謗中傷、なりすましの温床にもなっている。
自分はアマチュアでデジタルイラストを描いているが、クリエイターたちの意欲低下は自分の周囲でさえ起きており、憂慮すべき事態だと感じる。
現実にアメリカでは生成 AI とディープ・フェイク技術を組み合わせて自身の見覚えないうちに性的画像を生成された結果、自死してしまった少女がいると報道されており、ハリウッド等映画業界に関わる俳優も生成 AI については難色を示し、実際にストライキも執り行われている。
著作権法的にも違法なデータを含んだ AI データセットを含んだ生成 AI の利用は、日本政府が公式に推し進めていくにはあまりに危険としか言いようがないと考えている。
他国からもたらされる、「クリエイターを毀損する違法データを含む AI データセット」ではなく、「データ元となった各クリエイターへ利益が還元されるクリーンな形の生成 AI」を形成し直す必要があるのではないだろうか？

●受付番号　185001345000004757

著作権を侵害したもの（いわゆる海賊版）を生成 AI の学習元として完全に排除出来ない限りは著作権者自らが使用する場合を除き、生成 AI による作成物は著作権侵害の可能性が高いと考える。

●受付番号　185001345000004758

生成 AI により、将来美術や写真、文学などの価値が低下していくのではと危惧しています。イラストや写真、文章はもちろん近頃は実在する人間の声を取り込み音を形成する AI も誕生しています。この AI 達を前に、現在それらを生業としている人たち、その業界自体の衰退に繋がりかねないと考えます。
また、上記の技術によりフェイクニュースなどが大量に生成されることもあると思います。そうすると、政治家の声を取り込んで国家を揺るがすような嘘などが流通し、国民の国家に対する信用、信頼が無くなる可能性もあると考えます。今は遊びにしか使われて無いかもしれませんが悪用されれば政府に対する信頼もマスメディアに対する信頼も何もかもがなくなってしまうかもしれません。
私は日本という国が好きで、日本という国で生まれてきた芸術作品や文化などが大好きです。なのでこれからもこの国で誇れる文化とされている浮世絵やアニメ、漫画作品が衰退しないよう、AI の規制を求めます。

●受付番号　185001345000004759

生成 AI によって好きなイラストレーターの方々が苦しめられているのをたくさん見てきました。現状嫌がらせの手段として使われていることが多いのも事実だと思います。
どうかクリエイターの方々をお守りください。
生成 AI の規制を希望します。

●受付番号　185001345000004760

どんなイラストを見る度にいちいち AI 精製か確認するようになってしまって非常に不快。
AI 精製はイラストレーターの絵柄に似ているようにみえるがイラストの細かいところが不快感を感じる（人のイラストなら手、背景のイラストなら環境の整合性）
また、AI イラスト出力者によるイラスト出力のための元となったイラストレーターへのリスペクトの無さも非常に不快である。

●受付番号　185001345000004761

全体的に説得力がある素案に感じましたので、大きな変更なく採用されることを希みます。
・検討の前提として
AI についての議論が、人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある。" とあります。
変化が激しい AI 技術について議論する上で、大変重要な観点だと感じ、納得感があります。
そして、昨今の生成 AI に関しては学習段階と利用段階に分けて、学習段階は法第 30 条の 4 の対象とし学習の権利を認め、利用段階、生成物については従来の著作権の考え方で判断するという原則はとても納得感があります。また、個別の技術的手法を規制してもすぐに陳腐化してしまうことが予見されるため、個別の手法に依存しない本案の建付けは懸命と思います。
・3. 生成 AI の技術的な背景について注釈でも定義のあいまいさに触れられているように、AI についての特別な規制を検討する場合には、"AI"の定義を詳細に議論する必要があります。このあいまいさ故に、個別の手法を規制することは現実的に効果が薄いと考えます。
・５．各論点について（３）生成物の著作物性について創作的寄与の有無について、通常、生成 AI のプロンプトの修正や生成の繰り返し、生成物の選択等の試行錯誤は、AI 利用者が自身のアイディアを具現化するために行われます。それが創作的寄与にあたるかどうかの判断のハードルは、イラスト作成や写真撮影と矛盾しないように検討されることを望みます。例えば、人間によるプロンプトの試行錯誤が認められる場合は原則、生成物に著作権を認めるが、ボット等により自動化されたり、ランダムに生成されたものについてはその限りではない、というような判断であれば理解しやすいです。
・（４）その他の論点について市場における対価還元の検討については、享受目的でない AI の学習への利用に対して新たに法的な検討を行うのであれば、同じく享受目的でない利用である、著作物の引用等についても同様に検討されるべきと考えます。または、それらの差異を理論的に説明するべきです。著作権の範囲外の議論ですので、本項目を削除することも一案と考えます。"

●受付番号　185001345000004762

漫画村、ファスト映画などの違法アップロードがいたちごっこで続いてる中人間の良心を信じて AI を推進しても良いことなどないと思います

●受付番号　185001345000004763

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000004764

まずはじめに、生成 AI の問題はイラスト分野だけのものではありません。様々な創作に対してデータを引き抜き、法の整備がされていない、周知されていないことを理由に無許可でのデータ作成、頒布がまかり通ってしまっています。生成 AI は著作権、作風の模倣だけが問題ではなくなってきているのが現状です。ネット上に載せられた画像や映像、つまりイラストやアニメだけではなく実在の人物の写真や映像も AI 学習の対象になっており、肖像権や児童ポルノ関係でも問題視されています。まずはしっかりと現状を理解した上で何が問題か、何に対してクリエイターや消費者が不安に思っているのかを把握していただきたいです。特定のクリエイターの作品のみを学習した生成 AI が、その方のサインをそのまま出力するという事案がありました。特定の人物の写真のみを学習した生成 AI によるフェイクポルノ被害への危険視もされています。繰り返しになりますが、著作権、作風の模倣だけの問題ではなくなってきています。AI の推進、擁護はそういった問題点に対しても推進していると受け取られてしまうのが現状の AI です。著作権問題だけでもクリエイター側は使うのを躊躇します。現状の AI は信頼できるものではありませんので、多くのクリエイターが触れることを避けています。そして AI に学習されるということに対しても不安に思っている方々が大半です。まずはしっかりと現状増え続けている問題点に目を向けてください。
細部の崩れた AI 画像を AI が学習し出力、結果として出力された画像の質が落ちていくといった事案もありました。現状のままクリエイターの協力も得られず、むしろ立場を追う形の中でそのようなことが繰り返された場合、日本のイラスト文化は廃れるであろうことは容易に想像がつきます。
世の中には生成 AI とイラストやマンガをコンピュータを使って描く場合に使う有償素材の区別がついていないような発言をされる方もいます。絵を描かない、機械を使わない人は特にそのような知識がありません。そういった方々が一方からの意見を鵜呑みにし、AI を擁護する発言をすることも懸念されています。文書を読んでも偏った視点からの偏った知識により法整備を進めようとしている印象を受けます。知識がないのならばさまざまな視点から人物を集め、意見を募ってください。

●受付番号　185001345000004765

生成 AI の議論で学習と言う言葉を使うなという点を述べさせて頂きます。
今、学習と呼ばれる行為は、ソフトウェアを製造する上で必要なデータを入力しているにすぎません。学習と言い換えての著作権の侵害が横行している状態です。
もし、商品の製造時に学習と言えば、著作物や原材料や下請けへ支払いを踏み倒して良いという事になるでしょうか。そんな事は無法と言う他ない。生成 AI だけ例外で良い理由はない。
釈迦に説法でしょうが、原価を上回る価値を生み出す事が付加価値の創出です。
現状、生成 AI は原価を踏み倒して産業全体の価値を下げているだけです。
画像に限ったとしても、人気作家なら一点数十万円以上の価値があります。それを膨大な数盗用しており、そういった著作物への支払いを踏み倒しているだけでも莫大な被害額です。
また生成物も盗用されてしまう為価値を生み出さない。生成物だけ盗用を許さないなどと言うのは論外。
被害額に比べて圧倒的に低い価値を盗っ人が得るだけです。
原価の支払いがされない限りマイナスの効果は解消されません。国益を損ない続けます。
この有り様で推進に税金を投入するべきでは無いです。知財の保護が優先です。
学習と言う言葉で誤魔化さず、著作権を守っていると証明する事でしか生成 AI が生き残る道は無いです。生成物と言っても入力されたデータを出力しているにすぎないので、生成物は全て入力された著作物の思想を享受しています。類似物しか作れないと言い替えてもよく、多くは類似物を作る目的で使われています。元となる著作物がデータセットに存在するだけで依拠性の証明になります。
上記に加えて違法にアップロードされた物を入力していないと証明する為にも、拒絶したものを入力しないだけでは不十分で許可を得た物だけを入力範囲とするべきです。

●受付番号　185001345000004766

今の現状を見ていると、絵を書かない人達がAIを利用して功名心を満たしているように見える。
SNSはクリエイターが自らの作風を宣伝するためのツールにもなっているので、AIを使った創作物がSNSに沢山流れることは優秀なクリエイターの創作物が埋もれてしまい、クリエイターにとって不利益になるのではないかと考える。
クリエイターが創作をしても利益にならないのであれば、創作をやめてしまう一因にもなると思う。
優秀なクリエイターが減ることは、その文化圏の損失であると思うので、これらを防ぐためにAIの利用には何らかのルールを設けクリエイターが損失を被ることがないようにしてほしい。

●受付番号　185001345000004767

受付番号 185001345000000481 の続き
5.各論点について
(3)生成物の著作物性について
・「プロンプトの創意工夫があっても、AI 生成物に著作権は認められない」ことを明記すべきです。
生成 AI は無尽蔵に高速に大量に生成物の出力が可能であり、AI 生成物に著作権を認めた時点で、「数百億、数兆個という AI 生成物を出力した人物があらゆる表現作品の著作権を独占する事態」に陥り、その後に発表されるあらゆる表現作品に対して将来に渡って著作権侵害を主張し得る事態にもなります。これは知的財産権制度の崩壊と言っても過言ではないでしょう。
また、著作物を無断で使用した生成 AI により出力された、著作物に類似する AI 生成物に著作権が認められた場合、学習データ元の著作物の著作権者がその後に発表するあらゆる表現作品に対して、学習データ元に類似する AI 生成物を生成した人物が著作権侵害を主張し得るという事態にもなります。これは本末転倒の事態でしょう。
実際に、AI 生成物の生成者が、無断で生成 AI で使用した著作物の著作権者に対して、AI 生成物の権利を主張するような行為が SNS 上で見受けられます。
これは重大な事態であり、著作権者の知的財産権を保護するための法整備が必要でしょう。
なお、アメリカの裁判所では、AI 生成物には著作権は認められないとする判決を下しています。
素案では、プロンプトの創意工夫をもって AI 生成物に著作権を認め得るとする内容になっていますが、プロンプトの創意工夫をもって AI 生成物に著作権を認めた瞬間に、「プロンプトの入力を自動化して数百億、数兆個というパターンのプロンプトにより AI 生成物を出力した人物があらゆる表現作品の著作権を独占する事態」に陥り、その後に発表されるあらゆる表現作品に対して将来に渡って著作権侵害を主張し得る事態にもなります。これは知的財産権制度の崩壊と言っても過言ではないでしょう。
プロンプトの創意工夫をもって AI 生成物に著作権を認めるべきではありません。

●受付番号　185001345000004768

・（４）への意見
生成 AI によって懸念されている問題は、現在実害として創作分野に多大な悪影響を及ぼしている。イラスト分野では、生成 AI 利用者が生成 AI を用いてプロレベルのイラストを大量出力しネットに大量拡散させている。SNS 上ではクリエーターの作品は大量の AI 生成物に埋もれ閲覧機会を奪われていたり、AI 生成物と比較され評価を得る機会を阻害させられている。知名度の低い若手中堅のハイレベルな作品は常に AI 生成物ではないかという疑念にさらされ正当な評価を得る機会を阻害させられている。才能のあるクリエーターが新しい表現を生み出してもそれは即座に AI に取り込まれ大量にばらまかれ一瞬で陳腐化し価値を貶められている。AI 生成物を手描きと偽りイラストレーターを僭称する者、営利活動をする者などが後を絶たず、一部の悪質な生成 AI 利用者によって生成 AI の被害を訴える人達への嫌がらせや脅迫が恒常的に行われている。
こうした現状は現役クリエーターやクリエーターを志す若者達にとって精神的な苦痛、創作意欲減退を引き起こしており、努力は否定され将来の希望を削がれている。
生成 AI は既に出来ることの後追いとそれの複製的な生産しかできず新しい文化の発展に寄与することはない。これまで生成 AI によって生まれた新しい表現といった話は聞かず、むしろその大量生産性、簡便性、悪用のしやすさから現在の文化を破壊し衰退させている。著作権法は「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」ことを大目的としている。この原理原則に立ち返り、利用者の目先の利益しか生まない生成 AI のような技術に対しては法律による強い規制が行われるべきである。
・（２（２）ウ、５（１）ア、イ　）への意見
生成 AI の開発は享受を目的とした商用利用を最初から念頭においており、生成 AI の学習を「情報解析の用に供する場合」の非享受目的として扱い、著作者の許諾なく自由に学習できるようにしている現状は明らかに間違っている。このような解釈しかできないのならば著作権法３０条の４は改正され、著作者の許諾なしの学習はできないようにし、著作者の権利保護が図れるようにされるべきである。
現在の生成 AI は、事前学習段階から学習対象と市場競合するものを出力することを明確に意図して開発されている。AI の性能は学習データの質に大きく依存し、生成物の品質向上はプロの著作物などの高品質データをどれだけ学習できるかにかかっている。データ収集過程ではアノテーションと著作物をセットで収集し、タグにはクリエーター名やその品質までもが付されている。出力された生成物にはウォーターマークやロゴ、作者のサインなどが再現されることが偶然の一致とは言えない頻度で発生している。実際の報道を見ると、現在大手生成 AI 企業に対する著作権侵害訴訟が世界中で発生している。画像生成 AI の Midjourney は開発段階から 4700 名以上のクリエーターの作品を集中的に事前学習していることが判明している。[redacted] 社は ChatGPT は著作権素材がなければ役に立たないと

[redacted] が発言し、現在進行中の NY タイムズの訴訟においてはいかに GPT-4 の出力が NY タイムズの記事がそのまま出力されているかの大量の例示資料も提出されている。こうした事例は生成 AI の事前学習が明確な享受目的で行われていることを示しているし、このようにして開発された生成 AI は学習元著作物と競合する類似生成物を大量生成し、競合市場において従来の創作者の利益を掠め取る形で利用されている。

このような実情に対して文化庁の素案は「享受目的とされる範囲」が狭すぎるし、「市場と衝突、あるいは潜在的販路を阻害するとされる範囲」が狭すぎる。生成 AI は開発段階から享受目的であることを明確化し著作権法３０条の 4 の権利制限規定は適用されず、著作者の許諾なしの学習はできないようにするべきである。

・(5（３）イ）への意見

AI 生成物に著作権が発生するべきではない。素案では指示・入力（プロンプト等）の分量・内容、 生成の試行回数の内容によっては著作物性が発生することがあり得るとしている。しかし国際的な動向を見ても例えば米国著作権局の公式発表では AI 生成物の著作権はどんなに複雑なプロンプトを書いても製作者に帰属することは無いとされ実際に AI 生成物の著作権認定を却下している。韓国では韓国文化庁の著作権ガイドラインにおいてアメリカ著作権庁と同様 AI に対する著作権はなく、人間が直接寄与した部分のみ著作権を付与するとしている。AI 生成物の著作物性の有無の判断は国際的な判断と協調しなければ意味をなさない。日本だけが浮いて日本のコンテンツが海外展開できない事態や各国から避難を受ける事態は絶対に避けなければならない。

●受付番号　185001345000004769

好きなイラストレーターの絵がAIに模倣されてそのイラストレーターが描くのをやめてしまうのが嫌。
人が描いた絵とAIが描いた絵の区別が付きにくくトラブルに発展する可能性がある。(例:あるイラストレーターが自力で描いた絵に「AI使ってるだろ」などとコメントする。AIで生成した、特定のイラストレーターの絵柄にそっくりな絵を本人が描いたと誤解して拡散する)
AIは法律で規制するか特定の条件を満たした人しか使えないように免許制などにして欲しい。

●受付番号　185001345000004770

私は生成 AI の技術的な進歩と創作活動の多様化を支持する立場です。
生成 AI は、人間の創造性を補完し、新しい表現の可能性を広げる有用なツールであると考えます。
そのため、生成 AI の開発や利用に対して、過度な規制や制限を設けることは、技術の発展や文化の創造にとってマイナスになると思います。
しかし、生成 AI の利用には、著作権や倫理の観点からも注意が必要であることは認めます。
生成 AI や手書きを問わず、既存の著作物や著作権者の利益を侵害することは避けるべきです。
そこで素案に示された考え方について、以下のような意見を述べたいと思います。
(1)学習・開発段階
私は、生成 AI の学習・開発段階においては、生成 AI はツールであり、使用者が責任を負うという立場です。
生成 AI の開発者や提供者は、生成 AI の性能や特性を把握し、生成 AI の利用に関するガイドラインや注意喚起を行うことが望ましいとは思いますが、生成 AI の出力に対しては使用者が責任を負うべきです。
生成 AI の開発者や提供者は、生成 AI の出力に対して、予測やコントロールができないからです。
また、学習自体を制限することは技術的に見ても非現実的な上、学習の元であるインターネット上のデータは世界中に開かれており、自国民のみ制限することは他国にのみ利が生じ、結果的に日本全体への悪影響となります。
(2)生成物の利用段階
生成 AI の出力は、使用者が入力したプロンプトやパラメータによって大きく変わります。
そのため、使用者は生成 AI の出力に対して、自己責任で判断や利用を行うべきです。
ただし、生成物が著作物に類似していた場合、使用者が知らなかった場合の依拠性は問えない立場です。
逆説的になりますが、全ての著作物を知らなければ違反であるか判断できないことになってしまうからです。
また、画風の模倣については、著作権法の観点から一般的には問題にならないと考えられます。
著作権法で保護されるのは、「思想や感情を創作的に表現したもの」である「著作物」です。
画風や作風は、表現そのものではなく、表現の方法や傾向であり、著作物とは別のものとされます。
そのため、画風や作風を真似るだけでは、著作権侵害にはなりません。

ただし、画風や作風、キャラクターを真似るだけでなく、既存の著作物の「表現形式上の本質的特徴部分」を直感的に納得できる程度に類似させた場合は、著作権侵害になる可能性があります。
この判断は、具体的な事例によって異なりますが、一般には、既存の著作物の「個性的な部分」や「独自の工夫が見られる部分」が類似しているかどうかが重要なポイントとなります。
以上のように、画風や作風、キャラクター、二次創作については、著作権法の観点から様々な判断基準があります。
その点を踏まえても、生成物が著作権法上違反については現行法上でも十分な対応が可能だと思います。
(3)生成物の著作物性について
私は生成 AI によって作成されたコンテンツについても、創作的付与や創意工夫が認められた場合は、著作権が発生し得ると考えます。
生成 AI による生成に人が関与し、その点に創作的寄与が認められるならば、出力された生成物は著作物であり、創作的寄与をした人が著作者となるべきです。
反面、著作権を持ち得るのであれば、その責任も負うものと考えています。
生成 AI によって作成されたコンテンツにも著作権が発生することは、生成 AI の利用者の創造性や労力を尊重し、その利益を保護することにつながります。
また、生成 AI によって作成されたコンテンツにも著作権が発生するとすることは、生成 AI の利用者に対して、生成 AI によって作成されたコンテンツの品質や内容に責任を持たせることにもつながります。
これにより、生成 AI の利用における倫理的な問題や社会的な影響を防止することができると思います。
生成 AI によって作成されたコンテンツにも著作権が発生することは、生成 AI の技術の発展や文化の創造にとってプラスになると考えます。
ただし、生成 AI の利用段階において既存の著作物と類似しているかどうかは、具体的な事例によって異なります。
この点についても現行の著作権法について個々の事例について対応し、積み重ねていくことが重要だと思います。
生成 AI の学習や利用に関する規制の違いは、生成 AI の発展や普及に影響を与えます。
学習を制限しない推進国と、制限した反対国で、その後の生成 AI のシェア率と成長率は差が出ると思います。
学習を制限しない推進国は生成 AI の発展や普及において、競争力や優位性を持つ可能性があります。 一方、学習を制限した反対国は遅れや劣勢を招く可能性が非常に高まります。
国際的にも生成 AI 国として日本が先進国となれるよう願います。

●受付番号　185001345000004771

生成 AI の速やかな規制を求めます。
著作物を無断で利用し対価を払わない現状の生成ＡＩの構造は、作家の権利を侵害し不当に利益を奪っています。
生成ＡＩを悪用した迷惑行為や嫌がらせも増えており、作家は本来創作に充てることができた時間をその対応・対策に費やしています。
現状、作品を公開すること自体が作家にとってリスクであり、多くの作品が非公開になりました。
このような環境で創作文化が発展するとは思いません。

●受付番号　185001345000004772

２．検討の前提として

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

従来の著作権法において、「AI 開発のための学習を含む「情報解析の用に供する場合」」は問題なく、「意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現をそのまま出力させることを目的としたものを行うため、著作物の複製等を行う場合」はその要件に含まれないという旨を確認しました。

しかし、現状において、意図的に特定の作家の画風を学習させ、その作家の画風を利用して AI 作品を出力・販売するという行為が頻発しています。

従来、「画風や作風」と言われるものについては著作権は発生しないものでした。これは人間が人間のそれを模倣しようとしても非常に難しく、一般的には意図的に取得しえないものであることや、「個人の好み」という範疇で左右されてしまうものであるという前提に基づいているように思います。

しかし、AI 学習においてはそういった部分を意図的に強く模倣することが可能です。そして、それが前述の「意図的に～」という範囲に含められるかどうかは非常にあいまいであると感じます。特に、「絵柄や作風は非常に似通っているが、構図などは全く異なる作品」が生成された場合、問題ないとされる可能性が高いと思われます。

しかし、例えば「健全な作風の作家が自作を学習に使われ、画風のみ模倣したエロ作品を出力・販売されてしまう」という問題が実際に起きており、作家としては我が子を蹂躙されるような思いであるのに、法的に問うことが難しいということになっています。

私自身も趣味として絵をたしなみます。仮に自分の絵柄が模倣されて、それを出力者が自分で制作した作品であるかのように振舞われたら、と想像するだけでも腸が煮える思いです。それが自分の作風と似通ったものであろうが、まるで別物にされてしまおうが、いずれにしても許しがたいと感じます。

AI に学習が必要であることは十分に承知しています。しかし、上記のようなことがまかり通る世界にはなってほしくありません。今後 AI の台頭によって「作風」「画風」というものの第三者による模倣が容易になってしまうことを踏まえ、特に AI 出力作品においてはそういった部分も保護されるようになって欲しい所存です。

個人的には、可能であれば一度すべての AI 学習を白紙に戻し、「学習に使用して良い」とマーキングされた画像のみ使用可とするぐらいでちょうど良いと感じています。これは、原則としていずれに公開されている画像もすべて「使用不可」であり、あえて「著作権フリー」や「AI 学習に使用可」と明記されたもののみ可、という意味です。とはいえ今からそれを行うのはアメリカから銃を一掃しようとするようなものだと思いますが…。

良い落としどころが見つかることを切に願っています。

●受付番号　185001345000004773

生成 AI と著作権との関係については、特にクリエイターや実演家などの権利者の立場の方々の懸念事項に配慮する必要があり、積極的な利用については厳しく制限するべきものと考えます。
平成 30 年改正法により、権利者に及びうる不利益の度合いに応じて振り分けた三層に応じて規律されているということですが、第一層、第二層で柔軟性の高い（ある）定めとして、生成 AI の為の教育や権利制限を正当化して AI の利用可能性を高めることは今後の社会活動や経済発展にも必要なのだろうと思います。
しかしながら、上述の部分を柔軟に認めているが故に、クリエイター等が創り上げた著作物が知らぬ間に学習され、著作権法上の権利の対象はおろか、権利の対象とならない作風といった部分を類似させた AI 生成物を創り上げることが出来る状態となっています。クリエイターはプロ・アマ数限りません。会社員をしながら、アマチュアとして大小違えど報酬を得てクリエイトする者も多くいますが、このような方々の創作活動の萎縮に繋がり、文芸、学術、美術の発展を止める（鈍らせる）恐れを懸念します。（これまではクリエイターに発注をしていた個人が、自己の権利制限規定の範囲で使用する限りであれば、生成 AI を利用すれば発注をする必要がなくなったという話を聞いたことがあります。生成 AI によって自分の指示によりクリエイティブなものを創り上げることが出来るようになったというプラスの面に対して、発注を受けて対価を得ながら自分の創作技術を高め、新たなものを創り上げていくというクリエイターの機会の妨げにもなっており、現状許容される範囲でも、クリエイターの萎縮に繋がる事例が水面下で起こっているものと懸念しています。）
次に、AI 生成物の著作権侵害の証明の難しさを懸念します。
生成 AI は膨大な学習データを基にプロンプト等によって新たな生成物を作り出します。特に依拠性の考え方について、従来の依拠性の判断に影響すると言う部分に対し、既存著作物へのアクセス可能性の立証（既存の裁判例）という要件となっていますが、生成 AI を使用した者による著作権者の著作物へのアクセス可能性があったことの証明を権利者に課すのは難しいのではないかと感じます。
・利用する生成 AI に自己の著作物が学習されているかされていないかを検知することが現時点で権利者には不可能であること。
・AI 生成物を指示した者の指示内容については、権利者からは認知することが出来ず、これを提出させるための手続きは現時点では不明であること。
・（生成 AI の議論に限りませんが）著作物へのアクセスについては、インターネットによる検索の容易性から考えて、アクセスへの可能性を権利者が照明することは極めて困難であるように思われること。

以上のような点から考えれば、そもそも依拠性の問題については、権利者サイドにおいてはインターネット上で閲覧可能な情報であれば依拠性は推定されるのが当然のように思われます。依拠性がないことの証明責任を生成 AI の利用者に課すべき内容であると思います。なお、上記は、利用を制限するという前提に立った上での証明責任の問題であって、AI については著作権との関係から、学習（および権利制限規定の範囲）までは柔軟に対応することはやむを得ないと考えますが、これを超える積極利用を許容することは断固として反対いたします。

●受付番号　185001345000004774

AI 利用者は努力をしないから同業から冷評されているわけではない。彼らはイラストを扱えない。
AI ユーザーは加筆や変化を付けられない。
設計したのは教師データを用いて設計した開発者でしか無い。
AI 製画像 1 枚のクオリティが高いとはいえ、大量の従来の一流の手描きの作家の大量の劣化コピーだ。また差別化も自力では出来ない。手描きの作家の作品を入れるしか無い。つまりファインチューニング頼りだ。
クオリティの高い 1 枚絵を生成したとして、ゲーム制作には使えない。表情差分や場面を変えたイベント CG を出力するとして、整合性も取れない。
その破綻修正技術を持っているのは既存の手描きの作家だ。そして、画像生成 AI の学習元の作家だ。教師データとなった作品を手描きで創った人だ。
レタッチをするには、デジタルのお絵かきソフトの技術が必要だ。どうやって綺麗な線を引くか？違和感の無い色を選び配色を変えるのか？これは技術が無いと出来ない。
イラストの人体を描くのに、どれだけの勉強や練習が必要だったか？美大ならば、受験に実技がある。 4 年美術と手を動かしキャンバスと向き合う。
線一本一本も何度も引き直している。肉体の線は肉体になるようにするには多少の身体の構造を学ばなければならない。
空間・立体としてキャラクターとして少女としての一本の線を引く技術があるのは手描きの作家だ。
キャラクターの視線もただ目を描くだけじゃない。キャラクター表情もただの記号じゃない。私たちはそれを見て、憧れてイラストを描いている。
イラストもただ華があるだけじゃない。
タッチはその人の個性が現れる。それだけじゃない。
意味の無いデザインなんか無い。ファンタジーだろうが、世界観を考えてデザインされている。アジアといっても日本・韓国・中国の文様の違いがある。
中世ファンタジーで菊の模様を普通使わない。ゴシック調なのかアラベスクなのかアールヌーヴォーなのか、新しいもの好きという設定ならばアールデコも多少入れるかもしれない。
画像生成 AI を使って得をするのは今まで絵を描く技術を持っていなかった故に手描きの作家に依頼していた雇用主だが、コストカット出来たとしてそれ以上の利益があっただろうか？
わたしが知る限り無い。人気タイトルでさえ国外問わず炎上した。今までのイラストレーターに対して搾取的だからだ。

日本のサブカルチャーにおいて、キャラクターは必要不可欠なものでキャラクターデザインをするイラストレーター自体が人気で好きなイラスト目当てでプレイ・ライトノベルなど買うこともあるのに、
そのイラストレーターを大事にしないコンテンツをわたしは支持しない。
イラストレーターの絵が AI の絵に差し代わり、破綻修正するイラストレーターだって自分の作風も名前も出せない。
その破綻修正は、画像生成が不得意とする整合性や立体構造だ。
こんなの 3D モデルで足りるだろう。ビッグデータを用いる・意図せず有名キャラクターが出てしまうような道具を商業では使えない。
我が国のイラスト文化は既にレッドオーシャンで、インターネットの花形だった。個性豊かなイラストが溢れていて、子供の憧れだった。
同時に、イラストのタダ見が当たり前でもあった。
500 円からスキルを売るサービスもあったが、フリー素材を使う人の方が多かった。
500 円は正直な話、アイコンサイズの顔のイラストを描くにしてもタダ同然の値段設定だ。
それでもたくさんの人が出品している。
宣伝にもなるからだ。そうやってイラストレーターを目指していた。
アーティストは類似品を大量生産され、活動のフィールドごと価値を落とされ、毎日同業が嫌がらせをされるのを見ている。
海外ではイラストレーターの仕事が破綻修正だけになり、賃金も大きく下がった。破綻修正しているのは既存のアーティストの作品の類似品でしかない。なのに既存のアーティストにはお金も入らない。
どれだけ法解釈で保護しようとも、イラスト文化はこの 1 年あまりただ荒らされているだけだった。どう発展するのか？
有識者がイノベーションの展望を語るならば学習元も従来のイラストレーター中心に現場の現状を徹底的に調査するべきだ。現状を見ないで予測が出来るわけがないだろう。
無許諾でスクレイピングするならブラックボックス化は避けられない。従来の文化の担い手である既存のイラストレーターに甚だ不利な構造をしているだけでなく、発展性が無く新しい芽も出ない。
人間とは比べ物にならない生産速度によって、生産数と相対的に価値も下がっていく。
こんなものは要らない。他人の権利を、勝手に作品を取り込み改変し他人の作品と適当ミックスし、それを勝手に創作にするな！たくさんの拒絶の意思を押しのけても通すものではない。

●受付番号　185001345000004775

4.関係者からの様々な懸念の声について
既に SNS 上では生成 AI を用いて特定のイラストレーターの作品を意図的に真似て嫌がらせに使用しているなどのモラルのない行いが横行しており、それだけでも著作権者にとって多大な不利益を押し付けられているというのに生成 AI の学習に使用させないための手段や権利が現状存在していないのは著作権者にとってあまりにも不均衡かつ不利であるため、今のやったもん勝ちの状態というのは健全とは言えないのではないでしょうか。
他人の著作物が含まれる学習のデータセットがなければ生成できない生成 AI による生成物よりも、従来のように人間の手で作られた著作物の保護と著作者の持つ権利が優先するのが当然の原則とされるべきです。
そうでなければ人間のクリエイター達が時間をかけても培った技術で生み出した作品が搾取され続け、社会には安価に濫造された海賊版があふれ返るような環境となってしまい、結果著作物を生み出しても公開しない、または創作すること自体を止める選択が優先されクリエイターの文化が大きく衰退していくと想像するのは、そう難しいことでしょうか。
現状生成 AI はごく僅かな目先の利益のために将来の可能性を含めたクリエイターの文化を食い潰しているようにしか思えません。そして食い潰すのはあっという間ですが、その後は長い時間をかけても元に戻らない可能性の方が高いのではないでしょうか。
また現状無断学習を止めることができないのが「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(法第 30 条の 4)」を根拠とするなら、生成 AI による生成物をネット上含む公衆の場に出すこと自体が実質的に思想又は感情の享受を目的としており、そして生成 AI による生成物を用いた広告や、生成 AI による生成物ということを隠して生成物が販売されていることなどから生成 AI は営利目的でも使用されているのが実情のため、これらから現状の生成 AI の利用は 30 条の 4 で定める利用の範疇にあるとは到底認められないと考えるのが合理ではないでしょうか。
生成 AI の利用者のモラルを改善するために必要なのは法です。法でこれはしてはならないことと罰則が合わせて定まった後にようやく倫理の話に移れるのではないでしょうか。
今生成 AI に対する信頼を破壊したのは他でもない生成 AI を使う人々です。
最低でも無断でクリエイターの作品を学習に使用できないように規制する体制無くして生成 AI への信頼が取り戻されるとは思いません。今まで何も規制されなかったために現在モラルの無い使われ方をされているのですから。
現行の生成 AI はクリエイター達の技術による成果を横取り・搾取して発展しているのではないと言うのならば、その証明のためにどのようなデータを学習に使ったのかを公開し、かつ前提としてクリエイターの作品はクリエイターから使用について合意を取れたものしか使用できないようにし、そして生成 AI によって生成されたものを公開するならばたとえ一

部加筆等したとしても生成 AI を使用したことを隠してはならないように定めるべきだと考えます。

●受付番号　185001345000004776

絵が上手になりたくて、何年も何年もかけて練習してきたものが、AI であっという間に盗まれてしまい、絵を描く気がなくなりました

●受付番号　185001345000004777

拙い意見ですが、未来に関わることなので意見提出します。著作権者の権利を奪わず、双方に利益があるように。また AI でメリットが最大化されるように望みます。
AI が参考にした場合、参考にした参照元が辿れるようになど出来るといいなと考えます。

●受付番号　185001345000004778

３．(3) について

AI によって学習されたイラストデータは開示を義務付け、AI に学習されたくないと意思表示を行っている者からの学習は禁止すべきである。イラストであれば AI 生成によって市場が荒らされ大量生成された結果絵柄の価値が落ちてしまい（現状既に『マスピ顔』と揶揄され市場価値が落とされている絵がある)、写真であればヌードなどの画像と合成され嫌がらせを受けたり、詐欺広告に使われ自身の名誉が損なわれる可能性があるからだ。AI に学習されたくないと思う気持ちも尊重するべきである。

4. について

AI で生成されるイラストは、写真と区別がつかないほど精巧な物もあり、現状では人間が撮ったものか AI によって作られたものか判別がつかない状態になっている。

詐欺などに使われることは簡単に想像出来るため、AI で生成したものには AI で生成したと表示する義務が必要だと考えられる。AI で生成したことを隠すのはどう考えても後ろめたいことがあるからだと思われる。それはイラストであっても同じことであり、全ての AI で生成した物には「AI である」と表示する義務が必要だ。もちろんどれだけ AI 画像に加筆を行ったとしても、AI から生み出されたことに変わりはないのだから加筆であっても表示義務は必要と考える。

AI の悪用を防ぐために AI は（本来なら規制が望ましいが）免許制にするべきである。免許に番号振り分け、それを AI 生成物に表示することを義務付けることが望ましい。

現状 AI 画像が氾濫しすぎており、画像検索で動物等の名前を調べても、AI なのか写真なのか判別がつかなくなっており非常に不便である。

●受付番号　185001345000004779

生成 AI に著作権を認めるようなこと書かれてますが、
生成 AI は著作物じゃありません。
人の作品を勝手に学習させて作り出したコラージュです。
草案をまとめるときにクリエイター（イラストレーター、アニメーター、小説家、記者、写真家、映像作家）などがそのメンバーにいましたか？
たとえツールがデジタルでもボタンひとつで創作できる作品はありません。
わたしはツールはデジタルのイラストレーターですが最短でも 1 作品 6 時間はかかります。
そして 6 時間という時間はかなり短いほうです。人によっては 3 日、それ以上もかけている人はいます。
生成 AI の利用者はクリエイターじゃないです。
ただの利用者です。
生成 AI というアプリがなければ、そして他人の絵を利用しなければ、自分で 0 から作り出すことはできない人たちです。
生成 AI に規制をしてください。
無断で学習させることを規制してください。
生成されたモノに AI であることを明示させるようにしてください。
生成 AI という技術の発展を推し進めたいならば、無断で人の絵を学習させてそれを商用していることは技術の発展とは関係ないはずです。
また無断で人の絵を学習させて自分の作品として発表することも技術の発展とは関係ないはずです。
技術の発展は人権や権利が保護されていることが大前提のはずです。
どうぞよろしくお願いします。

●受付番号　185001345000004780

イラストレーターを目指しているものとして、私の意見を述べます。
基本的には画像生成関連の文脈になりますが、他の生成ＡＩについても同様の意見です。
また、意見の骨子として、「生成 AI の発展の為に著作権等を法律をないがしろにするのは断固反対」であると主張しておきます。
1.　AI によって既存の著作物を学習する場合は必ず著作物の権利者と契約を交わして権利者に大きく利益が得られるようにしてほしい。
2.　AI による生成作品の公開は一個人または一団体ごとに作品数を限定すべき（一定期間で作品数を〇つまで）だと思います。
3. 生成 AI プラットフォームは、AI ユーザーが作成した作品に使用された学習データを正確かつ容易に開示できるような機能を導入するべきだと思います。
4.　AI から生成された作品は基本的に著作物として認めない。
1 について、まず著作者の生成物が無断で使用されることはいかなる場合もあってはならないと思います。著作者は作品を生み出すために多大な時間を学習に使っています。そうして研鑽した技術によって作られる作品を、わずかな時間で多量に生み出せるのは納得がいきません。ＡＩは「学習」という名目で著作者の作品技術を使いこなしますが、そもそもそれは人間の学習とは意味が全く異なると思います。いわば著作者の莫大な経験、誇張すれば「人生経験」を買収しているとも言えます。そのため、契約をして著作物を学習する場合でも、人生そのものを保証するくらいの莫大な利益を著作者が受けるべきです。
2 について、ＡＩが作品を生み出す速度は驚異的であり、これにより特定の絵柄、コンセプトのイラストが蔓延することはイラストの陳腐さ、価値の低下を招くであろうことはご存じだと思います。これを防ぐためにも、AI を使用した作品は公開数に制限を設けてほしいです。これは 1 のような契約を交わしている場合も適用してほしいです。
3 について、AI 作品を企業が外注することがある場合、違法な著作物が含まれていないか確認もしやすいように、学習データのチェックができる機能を開発するべきです。また、AI によって生成されたかどうかを手軽かつ確実にチェックできるシステムも必要だと思われます。
4 について、AI 生成作品は基本的には著作権が発生しないようにしてほしいです。これは 2 とも関連しますが、多量に作品が生成される場合、それらに著作権が発生してしまうと、著作権を侵害しない作品を生み出すことが非常に困難になります。これは AI を利用する、しないに関わらず発生する問題だと思います。おそらく現状でも AI 生成作品を著作物と認めるには厳しい条件があると思いますが、条件を継続もしくはより厳密にしてほしいと思います。
最後に、冒頭で主張したことの繰り返しになりますが、最近の生成 AI 関連の情報を見ていると、AI の発展の為に著作権そのものをないがしろするように法律を変えようとしている

ように感じます。これについては断固反対です。確かに AI は「商業的、作業的な意味で必要な」作品を用意する上では非常に合理的です。しかし、作品は同時に「芸術であり、文化」でもあるのです。作品が芸術の意味を失った道具になってしまわないようにして頂きたいです。

●受付番号　185001345000004781

やましい事がなければ学習元開示できるはずですが
何故それが行われないのでしょう？
犯罪行為の悪用利用に繋がり健全さが保てません。
学習元開示は必須であり、それが安全な AI 利用とつながります。

●受付番号　185001345000004782

何年もかけて上達させた勝手に絵をパクられてそれが法的に OK になるなんてやめてほしい。
トレスより悪質。
研究や技術発展のために使われるだけなら勝手にデータセットの一部にされてもいい。でも今の段階だと勝手にデータセットにされた挙句データセットにされた絵を描いた人にはなんの還元もない。でも AI を使った生成イラストで金銭を得ている人がいる。
加えて何故か、勝手に人工知能に食わせた挙句元の絵を描いた人に今までの研鑽を馬鹿にするような攻撃をする人もいる。
人工知能のデータセットにするならそのデータにする絵を描いた人にしっかりと許可を取り、かつ使用料等で絵を描いた人にしっかりと還元されるようにしてほしい。
それだとデータの数が少なくてうまく学習できないかもしれないが、もうそれなら研究や技術発展のため以外でのイラストを生成する AI の利用を諦めてほしい。

●受付番号　185001345000004783

さも当たり前のように著作権侵害が日常的に SNS 等で見受けられます.
クリエイターの権利が失われ、今後日本の文化衰退を招く恐れがあるため AI 学習等などは厳しく規制されたほうが良いと思います。

●受付番号　185001345000004784

5.各論点について
(1)学習・開発段階
現在の法第 30 条 4 を「生成 AI の学習」に当てはめた場合、クリエイターの「著作物」を単なる「アイデア」や「作風」として扱うように受け取れる。
これはクリエイターに対する侮辱行為に等しく、将来的にクリエイターの創作活動を萎縮させることに繋がり、それに伴う生成 AI の進化をも阻害する可能性がある。

●受付番号　185001345000004785

自分が自分の時間を削り、作り上げた作品を利用されたくない。

●受付番号　185001345000004786

絵を描いてる人は描かれている過程を残さないとAIかもしれないと疑われて活動に影響がでる。そのために撮影やらPCで録画をして提出するというハードルの高さがうまれてしまう。
AIが簡単に描いてくれるのはありがたいことですが、それがオリジナルと言えるのか？誰かの絵柄を学習に使ったなら使った作品のリンクや画像を提出してもらわないと利用する側としても困るのではないでしょうか？
特に人物やキャラクター、ロボットなどは1から創り上げた人がいるからこの人の絵柄が好きとなるわけで、AIが描きましただと日本の漫画やアニメの文化は潰れてしまうのではないでしょうか？
この人が描いたからという部分を失くしてまでAIに著作権をもたせるのはやめていただきたい。
学習のデータは非公表で著作権を使うなら同じ人物で同じポーズが複数同じ日に出来上がったとしても全てに対して著作権を認めるのでしょうか？
商用利用してたらそれは私が作ったものだと主張されたときどのように対処するんですか？
裁判をバンバンしてくださいというんですか？
何年もかかるものを推奨するんでしょうか？
海外含めて起きる問題なのに？
AIについては出力されたらリンク先の明記を必須に。もしネットからの学習ではなくオリジナルだと言うなら制作過程の動画などアップを条件にしてください。
それであれば権利関係がクリアとなり商用利用などはそこの許可を得るなど円滑になるかと思います。やりがい搾取の状態にしないでください

●受付番号　185001345000004787

現在は著作権法に抵触したAI学習と生成が、余りに横行しています。
ゲームソフトから音声を読み込んで生成された音声から、実際には声優さんが歌っていないカバー曲が動画サイトに投稿されています。広告収入は動画投稿者さんの懐に入るでしょう。
創作イラストを描かれている方も、AI学習使用禁止と前置きをした上でSNSに投稿したイラストを無断で学習に使われ、18禁イラストを生成された挙げ句、別サイトで販売されて、指摘するとAI投稿者から殺害予告が届くなど、目も当てられません。
SNSで他愛ない子供の写真をママ友とやり取りしていたばかりに、児童ポルノ物に無断使用するような人間だっています。
こうした状況には絶対に歯止めが必要です。
著作権者や知的財産権、肖像権の保護のために、権利者の許可を得ていないAI学習は全て禁止するように、きちんと法整備して下さい。

●受付番号　185001345000004788

現在一般人が使用しているAIで描かれた作品を見るに、人の絵を無断で使用し著作権を侵害して金銭を稼いでるいるものが多く、それからはAIを使用されたという記載がある販売元には信頼できなくなり、投資する気も失せます。なのでAI生成は規制する、もしくは使用方法を制限する免許制にし、学習元にされてしまった製作者の著作権を優先して尊重していただきたく思います。
AIはそもそも道具であり、新しきを生む人の仕事を奪わないような法が必要です。
身近な方がAI学習に作風を奪われたり、手軽に生成される絵を前に仕事を奪われる恐怖に怯えています。夢や収入源が絶たれると、描く時間や創作意欲が減ります。そうなると人を感動させるような作品が新しく生まれなくなります。確かに学習方法によっては新しいイメージが生まれることはあるかもしれませんが、学びの元となる人間の美しい創造性や新しい可能性を潰しています。
例えば完璧な円を描くにも、沢山の時間や尊い創作意欲が消費されていることを知るべきです。完璧な円は存在しない聞きますが、限りなく円に近い円を描ける人間はいます。その方々が幾度となく紙とペンを前に腕を振り、数えきれないほど手首を曲げ、職人のように研ぎ澄まされた手先で我々と同じ種族の人間として新しきものを生み出してくださることを誇りに思うべきであり尊重するべきです。

●受付番号　185001345000004789

４．＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞丸４について、「（４）イ・ウ・エ」とありますが、５．（４）項にイ・ウ・エ項がなくどこを指しているのか不明です。
５．（３）イについて、具体的な創作的表現を行うのはAIであるため、プロンプトの工夫に創作的寄与は認められないと考えます(プロンプトは全てアイデアに分類されると考えます)。また、AI生成物に著作物性を認めると、人間より生成が圧倒的に早いことで権利がAI生成物に独占され、クリエイターの活動幅が狭まり、将来的には創作文化そのものの衰退が懸念されます。
細かく見ると比較条件が異なると思いますが、一見すると、５．（１）エ（イ）は「クリエイターの作風には著作物性がなく保護されない」、５．（３）ウは 「AI生成物は著作物性がないものでも保護される」という主張に見え、一方だけ保護される印象を受けます。同じ条件での記載を希望します。

●受付番号　185001345000004790

多くの時間と工夫と情熱を傾けた努力の結晶である技術を、なんの対価もなくつまみぐいされる現状は、AI を用いない作家の方々の尊厳を傷つけ、収入ひいては生活にも関わる問題です。また、納品先から『AI を使用していないこと』の、ともすれば技術の公開を強制される非常に困難な証明を求められ、AI が関わらない取引においても大きな手間とトラブルを生んでいます。これは、AI を用いない作家個人の問題だけでなく、日本のカルチャー文化にも大きな悪影響を与えます。盗作の跋扈による著作権の形骸化、AI を用いない作家さんの疲弊・無力感と、AI 利用によって生まれる利益に対し失われるものがあまりに多いと思われます。
自らの作品が AI による制作の材料とされることに賛成も許可もしていない人の作品を、無許可で AI に取り込むことは窃盗・盗作です。
AI 利用盗作は罪であると認識させるために、厳しく明確な規律・制限を設けることを要望します。

●受付番号　185001345000004791

現在芸術系の学生で、イラストをはじめとしたクリエイターとして活動しているものです。今回は意見を述べる場をくださってありがとうございます。私は、生成 AI を完全に否定するわけではありませんが、現状の生成 AI は無法地帯と化しており、クリエイターを侮辱したり、殺害予告などの攻撃をしたり、学習元クリエイター自身になりすまして金銭を得たりする為に使っている利用者が多く、とても意欲的でも享受的でもなくモラルのないものだと考えます。また、どんな人でも作品をネット上に共有すると即生成 AI の学習のために利用されるというのは異様な事態だと考えます。こういったネット上へのアップロードへの懸念や、生成 AI 利用者のモラルのなさから作品を非公開にしてしまったり、最悪の場合クリエイター活動を辞めてしまったりしてしまう方も多数見受けられます。この現状では国内の文化・文芸、クリエイターやその他ものづくりの分野の発展どころか、逆に生成 AI のためにクリエイターは閉鎖的な環境で活動せざるを得なくなり、モラルのない利用者による AI 生成物というとても世界に誇れるような文化ではないものが世に蔓延る国になってしまいます。実際に、日本のアニメや漫画、イラストの文化は素晴らしいものですが、そこが AI 生成物に置き換わってしまったらそれらの文化は発展することはないと思います。世界的に見てもクリエイター、そのクリエイターのファンの間では反 AI の流れが盛んになっています。これまで述べたことを鑑みて、私は現状の生成 AI は利用者のモラルのない無法地帯になっており、日本の素晴らしい文化やクリエイターの活動の安全性を保護するためにも、至急、生成 AI に対してしっかりとルールで律することが必要であると考えます。ルールを定めることで、生成 AI を正しく利用している方、クリエイター双方の活動が互いに支障をきたすことはなくなると考えます。今一度、法による保護をお願いします。

●受付番号　185001345000004792

現状、AI 画像により著作物が違法に学習されています。また、違法に学習された AI 画像を AI 作成者が自身の作品だと偽ることにより、元の絵師が分からなくなり、絵の依頼をかけられなくなるなどの元の絵師への業務妨害にも繋がっております 。
AI 学習不可として上げている作品を違法に学習している AI 業者もいるため、X(旧うTwitter)などへ作品を上げにくくなり、必然的に有料サイトへの推移が進んでおります。そのため、絵を依頼したい人が見つけることが出来ずに、発注できないなどの業界の衰退にも関わる問題も予想されます。
AI 作成は免許制にするなどの対応が必要かと思われます。

●受付番号　185001345000004793

好きな作家が生成 AI に模倣されて筆を折ってしまうのが嫌。
作家の成りすましの発生の可能性、それにより作家の仕事に影響が出ることの懸念。
生成 AI は規制、もしくは要免許にしてほしい。
手描きと生成 AI の区別がつかなくなりトラブルに発生する可能性。実際すでにトラブルが起きている話を多く聞く。

●受付番号　185001345000004794

AI の学習は特定の作者の表現や思想を享受することを目的とはしていないが、不特定多数の作者の思想や表現を再現可能にすることを目的としているのは明らかです。
AI は元となるイラストがなければ作成不能である点からみて、学習元データはＡＩ作成のための資源といえますが、現状無断利用が横行しデータの権利者にまったく対価が支払われていません。
そうして学習されたＡＩの出力物が学習元と市場にて競合するのは明確です。
対価が払われていないばかりか、利用元の利益を破壊し、業界全体を委縮させているのが生成ＡＩの現状です。
それも生成物はただの真似の範疇を超え、
学習元のイラストが持つその人の個性すらも再現するような出力物を生成しており、学習データの権利元に多大な精神負荷を与えています。
現在の、許可を得ないデータ群でのモデルの学習は違法ではないという、
現行法を延長するだけの解釈では、ＡＩに自身の作品を学習されることで予測される不利益を作品提供者自身の力で回避することが不可能であり、一方的な搾取を許す構造となってしまいます。
これでは作品を作成する技術を積み上げても AI に盗まれるだけになってしまい。創作業界全体を委縮させ、あらたな表現技法の成長を阻害してしまうでしょう。
対策として生成ＡＩの学習につていは、学習データの権利元すべてに対して許可を取ることを法的に定めるべきです。
この法律により AI の開発が遅れることに関しては下記のように対応可能なはずです。
現状のＡＩは無断転載の海外海賊サイトを学習データに利用しております。
この代替となるデータベースを国が作るか、データベースへ認可を与えるような法整備を行うべきです。
AI 作成は認可されたデータベースへ利用料金を払い、その一部をデータベースへ作品を登録した作者へ配当するようにすれば、学習データベースという資源を、経済の中に組み込めると考えます。
日本のイラストを生成したいと考える海外のＡＩ企業は多いはずですが、現状権利関係が不透明なため企業への利用は進んでいません。そこに日本が有料でクリーンなデータベースを提示すれば、海外のＡＩ開発企業からもお金が入ってくるようになり、また健全な市場競争のもとより優れたＡＩの開発が進むはずです。
国内外の動向を見る限り、現状のフリーライドを前提としたＡＩが社会的に受け入れられることは難しく。AI を利用したい事業者は、現状の受け入れがたい権利関係のもとのに作成されたＡＩを利用した場合、非難や炎上、企業イメージの棄損の可能性に悩まされ、この技術を有効利用することは不可能だと考えます。

上記の通りの対策を講じることで、健全なＡＩの開発と、それを利用した新たなサービスの健全な発展が促されるはずです。

●受付番号　185001345000004795

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて、活動を辞めてしまうとすごく悲しくなる
・手描きと AI 生成されたイラストの判別が難しく作家が当事者であるないに関わらずトラブルの原因になったり、ならないか心配。トラブルを原因として創作活動を辞めてしまうとすごく悲しい
・元々上手な絵だけでなく、作家の絵柄（作風）が変わった絵を見た時に「上手な絵だけど AI を使用したから？」と疑うようになり、素直に受け止められなくなってしまった
上記のような事から、創作の文化が失われてしまっている
よって、生成 AI への規制を強く希望します

●受付番号　185001345000004796

１．はじめに
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４．関係者からの様々な懸念の声について
５．各論点について
（１）学習・開発段階
・第三者の著作物を無断で学習データとして商用利用
上記問題に対し
・AI に対する著作物の使用を制限する
・オプトイン方式の徹底
・著作者への還元
が必要だと考えます。
現状の著作者の無断使用という搾取が続く状態は健全でないというだけでなく、著作者の著作物の集合体である学習データに依存した生成 AI ツールは成立しなくなります。
（２）生成・利用段階
・特定のクリエイターの図像を再現する使用のされ方
・特定のクリエイターの図像を再現するための著作物をまとめた学習用データをに無断で販売
・成人向け作品を制作していない特定のクリエイターの作風によく似た成人向け作品を AI により出力
・自身の著作物を利用した悪質なモデルについて、通報に会員登録が必要なケースが多い
上記問題が考えられ、これについて規制を求めます。
また被害を受けている著作者がなるべく少ない工数で対応できるような仕組みができるべきです。
（３）生成物の著作物性について
・データ学習という言葉を用いられているものの、実態は既存著作物のコラージュに過ぎない
・ツールを用いて生成した者は著作権を持たない
（４）その他の論点について

６．最後に

生成 AI について規制を求めます。クリエイターからの搾取で成り立っている現状の生成 AI の運用は健全ではなく、これを継続することは世界の損失にほかなりません。

●受付番号　185001345000004797

・「マスピ顔」と言われる絵柄を使い倒してその絵柄の価値を殺してしまっている
・上手い絵を見ても「AI 絵じゃないのか」と素直に受け止められなくなってしまった
上記からもう既にひとつの文化が失われてしまっている
・絵を奪うだけ奪っておいて、描き手側には一切の還元がない、仕組みとして破綻している
・絵を描いて発表する人が減れば減るほど、新しい表現などは生まれなくなり、業界全体への損失につながる。成長がなくなる。停滞する。
よって、画像生成 AI への規制を強く希望します

●受付番号　185001345000004798

生成 AI を創作物として認めることに反対します。

なぜなら、創作性を感じられないものだからです。そもそも AI は事前学習を行ってその学習内容に沿った答えを出力するものです。その答えを形作るのは学習元のデータに依存します。膨大なデータ量だから再現性がないと、そういった意味で創作物と言えるかもしれませんが、もうすでに LoRA などでファインチューニングすることで、少ないデータ量でも大幅に作風を寄せることが可能になりました。

そして、もう一つ問題として挙げられるものがポルノ画像の作成についてです。イラストや同人誌、ポルノ雑誌などは、人の手で作られたものであり、明らかな創作物として理解できます。しかし、生成 AI では学習元に現存する児童のポルノ画像を含んでいないことを証明することができません。これは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律で、守られるべき児童が守られなくなってしまうのではないでしょうか。児童ポルノ画像を元に作ったモデルを利用し、裸体を生成させる。生成 AI に創作性があると認めてしまうと、出力されたものはは創作物なので法律で守られるものではなくなります。さらに、そのモデルに対しても、元の学習データがわからなければ、モデルが児童ポルノ規制法の電磁的記録に該当するかもわからず闇に葬ることも可能です。そもそも現存するモデルの大多数がネットに転がっている画像データを元に作られているものであり、その中に実在する児童のポルノ画像を学習に用いている可能性もあります。

再度申し上げますが、以上の理由から IA についての創作性は認めたくありません。

現状でも、様々なクリエイターや個人が迷惑を被っており、中には本人の意図とは違うものを作成される自体も起きております。

作家本人の意図を汲み取らず、それを踏み台として使い潰していく姿は、とても新たにモノを生み出す創作者とは思えません。

包丁は正しく使う分には便利な道具ですが、ただ理由もなく持ち歩くことは銃刀法違反です。住み分けが必要です。誰も彼も他者を思いやれる人ではありません。

現に、生成 AI を用いて嫌がらせをする人もいます。日本で起きたことでは、絵本作家さんが、その絵柄を集中的に学習したモデルで R-18 の到底絵本に載せられるものではない画像を出力されて SNS 上で公開されております。

大阪のとある IT 企業が運営するサイトにはもうすでに規制されている児童ポルノ画像と判別のつかない生成 AI の出力した画像を掲示していると読売新聞が記事を出していました。

これらの事実があるとして、まだ創作性を認めたいものですか？すでに著作物として人が生み出した物を、ぐちゃぐちゃにかき混ぜて特定のものに似せるように出力した物に果たして創作性がありますか？

日本を代表する漫画、アニメ文化がこの先、生成 AI によって、国際社会からの見方が変わるのではないでしょうか。

生成 AI の創作性について、AI の基礎的な事実を、事前学習のデータをもとに計算しただけであるという事実を、今一度 AI というものについて再度考え直していただきたい。

生成 AI に創作性など到底認められません。

●受付番号　185001345000004799

・生成 AI に関する規制は強化するべきだと思う
・現状起きている問題として、クリエイターが生成 AI に勝手に学習された結果、本人に成りすまされそれを指摘したらしつように嫌がらせを受けるという事態にまでなっている。
・AI 技術を研究分野で表に出さずに使うことと、生成 AI を使って何かを生成し、表に出して収益を上げたり社会を混乱に陥れることには大きな違いがある
・人が創意工夫を凝らして創作したものを勝手に学習され画風等を奪われ、あまつさえ偽物扱いされるというのなら、創作意欲がなくなるのは当然のことであり、すべての職種において創作者は限りなく少なくなると思う。
・誰でも一つの命令だけでものを生成できるなら、そこには創意工夫も人の気持ちも何もなく、また誰でも簡単になんでもできるため創作物の価値が著しく下がると思う。生活が成り立たなくなる。また、デマ、詐欺、嫌がらせ、なりすまし等の被害は横行する。
実際に仕事が減っている人もいる
・「完全一致レベルで類似していないと権利侵害にならず対価回収の機会も損なわない」は暴論。人の創作物にはその人の作る世界観、作風というものがある。完全一致でなくとも似ていれば被害を被る。
Live2Dを知っていますか。静止画を動かせる技術です。これだけで「同じ絵」でも完全一致ではなくなる。Vtuber を知っていますか。今ものすごく規模、市場を拡大しています。ちょっと見た目を改変して、その人の音声を学習してそっくりの声を生成したものも違法でないというならば、世の中なりすましだらけになる。
・現時点では、ＡＩ学習不可と書いていてもかってに学習されている。しかも学習後に出力したものを商業利用として世に出している。これは違法だと思います。こういうことがどんどん増えていっては仕事がなくなる。ネット上のものでも常に基本的には著作権が付随する。なのに生成ＡＩはどこから学習したかのクレジット付記もされない。あまりにも膨大だから。フリー素材のみであればいいが実際そうではない。これは著作権違法だと思う。
・1ｐ「生成ＡＩの利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた」とあるが、例えばどのような人ですか。その人は本当にクリエイターか？ＡＩ利用が中心なら創作とは言えない。創作と生成は違う。他者のアイデアを模倣し切り貼りしたものは創作とは言えない。
・声優の音声ファイルが抜き取られ公開され、それをもとに本人そっくりの音声がＡＩによって生成される事象が起きている。作風には声も入る。ゆえにこれは重大な問題ではないか。著作権侵害である。顔写真、声、動きまで学習したら本人のなりすましなど容易である。
・ｐ１１「学習データの切り貼りではないとされる」とあるが、なぜそう言い切れるんですか？元データの無断転載とみることもできます。切り貼りです。

●受付番号　185001345000004800

4.関係者からの様々な懸念の声について
<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>
クリエイターの作品は日々無断かつ報酬も無しに生成 AI の学習材料として盗まれています。特定のクリエイターの作風と酷似した生成 AI も存在し、なりすましや嫌がらせを受けるクリエイターもいらっしゃいます。クリエイター達が時間やお金をかけて磨き上げてきた創作の能力を勝手に盗み、使用することは窃盗だと感じます。
学習を阻害する加工をすることは可能ですが、仕事として請け負った創作物には依頼者の都合によりそういった加工を施せない可能性もあるのではないかと思いますし、創作物は全て盗まれるのだから自ら自衛をすべしということは当たり前とは言え勝手に使用されているクリエイター側としてはただただ面倒に感じます。私は趣味でイラストを制作していますが過剰に気を使って身を守らなければならない現状に疲れてしまい、筆を握る時間が相当減りました。
仕事においてもゲーム開発会社でクリエイティブな作業を行なっておりますが、生成 AI に頼って物を作り、クリエイター達がそれを手直ししなければならないような状況になってしまえば「修正だから」といった理由で賃下げが行われ生活ができなくなる可能性や、生成 AI が出力した物を修正するだけの人員として使い潰されモチベーションも無くなりクリエイターがいなくなって行く可能性も大いにあり得るかと思います。クリエイターがいなくなればこの国での芸術などは縮小して消えていくことになるかと思います。
<AI 開発者・AI サービス提供者等の事業者の懸念>
<AI 利用者の懸念>
「事業者・利用者ともに意図しない
　まま著作権侵害を生じさせ、事業者が著作権侵害の責任を負ってしまうのではないか」「AI 生成物の生成・利用により意図せず著作権を侵害してしまうのではないか」とありますが、現状で使用されている生成 AI は無断で収集した画像を使用して学習が行われていると言われております。勿論、無断使用などがなく、著作権問題を明確にクリーンにされた生成 AI が登場すればこちらの問題については解決される可能性があります。ですが、ゲーム開発会社で素材の著作権などに注意しながら制作やチェックを行っていた経験から考えると何を取り入れて学習しているのか不明である生成 AI を使用して制作したものは権利が危うく使えるとは考えられないと思います。
児童ポルノにあたるような画像も含まれているとも聞きますし、個人の人間の写真が取り入れられているなら特定個人のフェイク画像を作りフェイクニュースを広めることも出来るツールだと考えていますので、生成 AI 自体の内容も、悪用できるツールであることも、危険であると考えております。

●受付番号　185001345000004801

現状生成AIは完全に全く一切において知的財産に関する文化への加害以外の何物でもないものだということを頭に入れなさい。
まず他人の著作物を許諾なく対価も支払わず利用することは創作活動を撲滅する第一歩です。
あなたは飲食店で無銭飲食することを推奨しますか?そして被害にあった店舗へ「そこにあったのが悪い」「嫌なら店を出すな」と抜かしますか?
それがなぜクリエイター相手になると恥もなく騒げるのでしょうね。
それから他人の肖像権を侵害し児童ポルノ違反の画像を合成し、他人の裸体やフェイクニュースを作成することが犯罪でなく何なのか。ＡＩに著作権を認めるのであれば、これらは誰が何をされてどの程度の損害を負おうが死のうが保護するということですね？だれでもこの犯罪に手を染められますね、大犯罪国家の完成です。
誰でも簡単に不特定多数の人間を冒涜し侵害し危害を加えられるツールを規制しない理由を理論的に筋が通っているものをお聞きしたい限りです。
既に生成AIによる嫌がらせによって自殺した人間や殺害予告を受けたクリエイターのニュースがありますが、 それらは知らなかったの一点張りで通すおつもりでしょうか。他人を殺したい、加害したい、クリエイターを蔑ろにし対価を支払わずいやがらせを続けることで文化を衰退させて犯罪を犯すことを推奨したいということでよろしいですね？
早急な対応が必要なことです。これ以上放置してしまえば二度と取り返しがつきません。インターネット上にアップロードされてしまえば規制しようが取り締まろうが完全に消えることは絶対にありません。
また、販売されている書籍からの著作権侵害や児童虐待等違法データセットを含んだＡＩの生成物に著作権を付与してどうするおつもりでしょうか？
不当なロンダリングの販売を可能にして、人間から搾取することを合法化し、クリエイターに対価を支払わず辟易させ市場を破壊したいということですか？
また、クリエイターだけでなく芸能に関わる方も同様です。
写真や動画、声を生成し詐欺に利用する犯罪も横行しています。彼らの名誉は破壊されてしかるものなんですね？
そして歴史的貯蔵物や論文、動物写真等においても生成ＡＩによって捻じ曲げられ、正しい資料が手に入りにくくなっています。それらに何故価値があったのか、そしてその価値をＡＩが踏み荒らし破壊した理由は何でしょうね？お考えになったことすらございませんよね。
そしてAIに著作権や創作性を認めるなどという愚行を犯してさえしまえば、反社会勢力や犯罪のいい稼ぎになりそうですよね。

AI で何万と生成し、少しでも似ている物がアップロードされれば著作権侵害！などとのたまい示談金として金をむしれますもんね。AI の侵害や違法性について知らなかった〜！と言えば無罪なんですよね？
さて、犯罪にうってつけですが規制はしないんですか？
どうしてもクリエイターや役者、著名人を搾取し冒涜したいあなたたちによって、長年かけて作ってきた文化は破壊されます。されています。
推進とのたまうそれがどういったものなのか、自分の頭できちんと考えてください。今しか見られない、関連する物事を考えることもできない人間はただの文化の破壊者であり加害者です。

●受付番号　185001345000004802

生成 AI は他人の作成物を学習して切りはりしています。
実際、A 氏の描いたイラストの顔に無修正裸体を貼り付けて A 氏がいかにも描いたかのように見せかけるような作品が展示されていたりします。
俳優の姿や演技、音楽家の曲や歌声、声優の声、小説家の文章、漫画家、画家、イラストレーターの絵、すべて無断で AI 取り込みが可能になるような事態は避けてください

●受付番号　185001345000004803

作者の許可を得ずに、イラストや写真を AI 学習に利用し、公表することに反対します。絵柄と画力は作者が長年積み重ねてきた労力によるものであり、個人を認識できるものです。それを許可なく無断で素材として利用し、公表することは著作権の重大な侵害であると考えます。AI への学習は合法とのことですが、AI 学習で作成された画像を公表することは別であると考えています。
AI による学習とはいえ、現状特定のクリエイターの絵柄を学習させ、まさに学習されたクリエイターが描いた様な絵が企業や個人により公表、利用されている現状を見ています。それにより、そのクリエイターが苦しんでいる様も目にしています。自分の作品の利用をやめて欲しいと言ったところ、公表者、AI 推進派からの誹謗中傷、殺害予告まで受けた例もあります。企業で私が知っているのクリエイターの絵柄のイラストを宣伝に利用していて、「あの人の絵だな」と思ったのですが、そのクリエイターは自分は描いていないと言っていて、AI による学習画像だったことがありました。これはそのクリエイターの仕事を奪ったと言えるかと思います。またそのような事がまかり通れば、クリエイターに仕事を依頼する企業は無くなり、クリエイターは仕事が出来ず、生活できなくなるかと思われます。そうなればクリエイターを目指す人もいなくなってしまうかもしれませんし、自分が苦労して描いた絵が即利用されて自分の絵柄そっくりな絵を生み出されてしまうとなれば、絵を描くのが嫌になってしまう人もいると思います。これは将来的に重大な文化の破壊につながると思います。
また、アニメや漫画によっては、二次創作を自体を禁止されていたり、成人向けの二次創作を禁止していたりする作品もあります。そのような作品でも、無断で学習され作成された二次創作ガイドライン違反の AI イラストにより、学習元になった絵の作者が、「あなたは禁止されている二次創作イラスト描いていますよね？」と責められる危険性があります。
これは特定の作者を重点的に学習させたため、他者が見ても作者が想像できる為の問題ではあると思いますが、無数の作者のイラストを学習させ、作者が特定できない状態の絵とした場合であっても、クリエイターが長い年月と労力をかけて生み出した技術を、許可も対価もなく無断で利用し公表する行為は、クリエイターを裏切る行為であり、創作文化の破壊に繋がると考えています。
日本はジャパニメーションを始め、世界に対して創作文化でアピールをしていく道を選んでいると思います。そのような中で、クリエイター志望者を減らし、文化も破壊しかねない無断 AI 学習によるイラスト利用は規制されるべきだと考えます。

●受付番号　185001345000004804

AI での生成物取り扱いに関して、「免許制にする」「AI 生成物であるマークの記入を強制する」「他者の著作物を無断で学習させない」など早急に法整備を進め、違反した場合巨額の罰金が与えられるようになることを切に希望します。

■AI 生成のディープフェイクがもたらす影響

既に現在、著名人の顔写真や動画や音声を利用した AI 生成のディープフェイク動画・ディープフェイク画像が巷に溢れています。AI 生成物をフェイクであると見分けるには相当の「目」や「技能」が必要になり、大半の人はそれを見分けることができません。著名人だけでなく一般人ですら自らの思想から乖離した思想や発言を AI に勝手に使われ、多くの人間に「そういう思想の人である」と勘違いされる可能性があります。法整備も無いままこんなものが世に溢れては本当に大変なことになります。

■著作物の海賊版

数多くのクリエイターが既に被害にあっています。クリエイターだけでなく、声優・俳優などもデータを抜き取られそこから勝手に海賊版を作られている現状です。仕事を失うこともさることながら、上記のディープフェイクのように「自分の絵や声が政治的な主張・反社的な発言に勝手に使われる」可能性もあります。

AI 技術そのものは素晴らしい技術だと思いますが、利用する側の意識が高くないと重大な犯罪に直結してしまいます。AI 技術を高める前に、まずは徹底した法整備を進め、安全に利用できる土壌を作るのが最優先課題です。

●受付番号　185001345000004805

特定のイラストレーターの作品のみを学習することによって、その作家の絵柄を学習させ、本人になりすます形で作品を投稿しているアカウントがありました。
二次創作ガイドラインを守っていない AI 作品を投稿し、被害者の評判を著しく下げる嫌がらせのような行動をしており、イラストレーター本人も、どう対抗すれば良いか分からず困っていました。
現在、AI 生成作品のクオリティは日々向上しています。しかしその裏には大量に読み込まれた人の手で作られた作品があり、特にインターネット上に投稿される形の作品は全てその脅威にさらされていると考えてもおかしくありません。
現在は主に文章とイラストの面が問題視されていますが、音楽、動画、写真なども既に AI 生成が可能となっています。
これらを使った犯罪が起きたとき、AI 学習に使われた作家たちの心境の悪化や、周りからの評価が下がってしまうことがあるのではないかと不安に思っています。

●受付番号　185001345000004806

自分の好きな絵を描いている人たちの作品がAIの学習材料として用いられ、そこから出力するものが絵を描いている人たちの代用として使われるようになると絵を描いている人たちはどんどん衰退すると思う
実際自分の作品を学習材料にされることを嫌がり絵を描くことをやめるという人もいる
AIを推進する前にまずは「今創作活動をしている人たちを守る」ことを優先すべき

●受付番号　185001345000004807

X（旧 Twitter）で好きなイラストレーターのイラストが AI 利用者に勝手に使われ、指摘したらイラストレーターの方に殺害予告が送られる事態になっている。
そもそも AI を使ったイラストは、たくさんの人が手で描いたイラストを無断で使ったものがほとんど。これ以上イラストレーターの筆を折るようなことはしないでほしい。

●受付番号　185001345000004808

私は、AI を使用して作られた作品は著作権を持たないと思う。AI 技術を使って作られた作品が著作物だと認められるには創造性の要件を満たす必要があるから、AI の作品が単なるコピーである場合、創造性が欠如しているとされて著作権の保護は受けられないと思う。AI は、クリエイターに独創的なアイデアを与えて創作をより活発にさせる役割を持っていると思う。AI を使えば絵を書くことができない人も自分の作りたい作品を作ることができるし、デジタルアートがより活発になって日本文化も世界に広めることができると思う。もし AI の使用に関する厳しい法律ができたら、日本国内の創作活動が停滞してしまうかもしれない。文化庁や政府が AI のルールを作る予定なら、罰を課さずにあくまで方針としてルールを作ってほしい。
18 歳　女子高校生より

●受付番号　185001345000004809

AI 利用に法規制がない現状、著作権の侵害が蔓延っています。
コンテンツ産業を押し出すのであればなおさら、そのコンテンツを創作した自国民とそのコンテンツを成す構成データすべてを守ってください。
各国のデータも無断利用することから、このままでは世界で日本の信頼がますます失墜いたします。
AI 利用に法規制をおねがいいたします。

●受付番号　185001345000004810

私は子供の頃より絵を描いている４０代の人間です。
ここでは生成 AI の著作権問題についてを語るべきなのでしょうが
私はそもそも、生成 AI による『表現の生成』は人類に必要が無いと
思っていますので、まずそれを語らせてください。
＞人類にとって
私は、AI は人類の存続のために必要不可欠な技術だと思っています。
物事を効率化して、または不可能を可能にして、人類が宇宙へ飛び出し
存続していくためには必須の研究段階の技術だと思います。
しかし、今問題になっているのは人類の存続とは全くと言っても良いほど
関わりのない娯楽性の高い AI による生成です。
娯楽はあくまでも人間の精神世界の問題です。
それを AI によって効率化し、素早く大量に次々とエンタメを生産することが
人間にとってそもそも良い効果があるのでしょうか。
それはまるで麻薬によるお金儲けの様に見えてしまいます。
そして AI は膨大なエネルギーと資源を使うのではないでしょうか。
OpenAI の[redacted]氏は AI の為に原発が必要と言ったと聞きました。
そこまでしなければいけないのであれば、娯楽の為に AI のリソースを割くのは
人類の持続可能性を鑑みて無駄ではないでしょうか。
＞見聞きした問題
生成 AI による具体的な問題も X（旧 Twitter）を通して聞こえてきます。
生成 AI による合成ポルノ画像のいじめに遭い自殺されたアメリカの少女。
有名人のポルノ画像。
生成 AI っぽい画像と言われ忌避されかけている画風があること。
個人のイラストレーターを狙い、画風をピンポイントで真似た嫌がらせ。
＞考えられる問題
生成 AI による画像や動画、声などはどんどんクオリティが高まり
本物なのか生成されたものなのかが見分けがつかなくなるでしょう。
そうすると、人を騙すことを目的とした生成 AI 利用が今よりもさらに増え
ネットもテレビも何も信用できない様になってしまいます。
そんな疑心暗鬼な世の中を私は見たくありません。
＞私個人と生成 AI について
私の絵はまだ学習されてはいないと思いますが、もしも学習されて
他の誰かが自分の画風として生成していたら
私は絵を描く気力を失うかもしれません。

絵は子供の頃から共にあった人生の杖の様なものです。
アイデンティティーの様なものです。
そうゆう風に思っている人は少なくないんじゃないかと思います。
生成 AI が浸透しだした 1 年前くらいは、私は AI 利用に期待していました。
絵を描く上で、ある程度のラフは自分の絵を学習させた AI に出力させて
効率化することもできると思っていました。
ですが、実際は自分の絵を学習させただけではまともに出力できない
と知りました。
他人の絵も学習しないと機能しない今の段階では生成 AI による画像出力を
使う気にはなれません。
これはプライドの問題です。
結果ありきで割り切った人なら、感じ方が違うかもしれませんが。
>まとめ
繰り返しになりますが、既に書いた問題や懸念の数々がある限り
AI を『表現の生成』に使うことは全面的に反対です。
そもそも生成 AI 問題は著作権とか文化の発展か破壊かとかいう問題以前に
社会の秩序を壊しかねません。
この問題は日本だけで対応できるわけじゃないので、世界で足踏みを揃えないと
いけないでしょうが。
＞どうしても AI を活用したい場合
人間が考えなければ衰えてしまう筋道の考え方を、AI は決して肩代りは
してくれないと思います。
AI を活用するのなら、人間の成長を阻害しないことが重要だと思っています。
そして悪用されにくくしなければいけません。
例えば
ァ.表現の生成物はクオリティ段階を下げて、そのままでは世に出せないレベルにする。
ィ.写実の出力は厳禁。
ゥ.学習元データは全て開示する。
ェ.工業用、研究用、出版用など、データセットを区別しそれぞれに業界ごとの学習データ
規則を設ける。
ォ.出所不明なものは商用で扱わない。
人間が人間らしく精神活動が出来ますよう、AI によりそこが損なわれない様にと思います。
ありがとうございました。

●受付番号　185001345000004811

近頃イラストレーターが作成したものをAIに無断で学習させ出力し公開や販売など行われているのを散見します。
技術などは大変素晴らしいものだと理解はしていますが、少なくともAI学習を許可しているもの以外は学習させるべきではないし、ましてや人の作品を元に出力したものを販売するなど以ての外だと思っています。
著作権とはそもそも作品を勝手に利用されないために作られたものだと理解しているのですが、AIの学習に利用して公開・販売し作者に実害が出ている時点で著作権侵害をしていると言わざるを得ません。絵柄に著作権は無いとはいえ実際使われているのは作品であり絵柄では無いです。
AI学習の際は「AI学習を許可した作品」を使用し、使用元を記載する等対応をするべきではないでしょうか。AIに使用できる作品をまとめたサイトなどができればそこから行うことで使用者や閲覧者も安心して使う・見ることができると思うので、そのような対応又は流れを作っていただけないでしょうか。
イラストレーターだけに限らず全ての著作者が安心して創作等行えるよう、何卒よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004812

著作権における生成 AI の問題において、現在多くの（もしくは殆どの）生成 AI の学習データが不透明であり、多くの場合は制作元に無許可の状態である点が一番深刻だと思います。
私は生成 AI が多く使われるようになってから、ネット上で多くの著作権侵害事象や肖像権侵害事象を見かけてきました。
自身の作品や写真を無許可で生成 AI の学習データに使われ、結果として不利益を被っている方を多くお見掛けしてきました。
イラストに関していえば、イラストの値段にはイラストレーターが制作に必要な時間の他に、それまでの多くの時間をかけて磨いてきた技術に対する対価も含まれていると言われます。それらの膨大な時間と技術から成るイラストを、イラストレーターの許可なく学習データにできてしまう現状は非常に良くないと考えます。また、上記のような学習データに問題がある生成 AI から作られたイラストで利益を上げる方もおられますが、こちらに関しては完全に享受目的ではないでしょうか？
私としては、学習データの内容や学習元となった著作物の制作者から許可を得ているか等の状況がクリアにならない限り、生成 AI を使用して出力された抽出物に関しては著作権は認められないと考えます。

●受付番号　185001345000004813

５．各論点について

（１）学習・開発段階

学習済モデルの廃棄請求について、プロンプトによって際限なく生成物に類似性を持たせることができ、廃棄請求は「通常」認められないという姿勢は見直すべきである。生成 AI を開発するためには著作物を学習される側となるアーティストやその他創作者が必ず存在し、特定のアーティストの著作権侵害の危険性は大いにある。学習データのもととなったアーティストの有名無名、また学習データの膨大性にかかわらず、開発段階でのデータの取り扱いに関する厳しい法整備や規制を設けなければならないのではないか。少なくとも現在のままでは「クールジャパン」と称しアニメ、漫画等のポップカルチャー、コンテンツを売り出すにはそれら著作物の保護が不十分であると感じる。学習データに既存のアニメや漫画等が含まれる可能性や、それによる業界全体への悪影響（制作物が学習されることによる無力感や、それによる新たな製品の供給の停止、AI そのものへの不信、海賊版と同様の経済的な打撃）が予測されるのではないか。生成 AI は完全な悪ではなく、技術革新として積極的な利用もできるが、現状では AI による生成物の氾濫によって権利の侵害や、インターネット検索を行っても正確な情報を得られない（例えば、ある生物について画像検索を行った際、AI によって生成された、足の本数が間違っている画像が表示される）などの悪影響しか見られない。

（４）その他の論点

生成 AI は当然学習データから生成を行っており、長大な指示であれ試行回数の多さであれ、元となるデータがある以上 AI による生成物に基本的に新たな著作性は認められないのではないか。元となるデータ（人間による創作物）にこそ著作性はあれ、AI は学習データがなければ生成できず、学習データに依存する限りいくら細かな指定や修正を行ったとしても新規性を認められるとは考えられない。

●受付番号　185001345000004814

対象とする項目：著作権侵害の有無の考え方について
高度な類似性や依拠性が立証されれば著作権侵害と認められるとのことですが、それらを証明するための十分な知識や手段、証明するための手間と費用を負担する余裕が全ての著作権者にあるわけではありません。著作権侵害と思われる案件が多数発生した場合はなおさらで、専門の部署を設けた大企業でもなければ対応できません。結果として、個人や小規模な事業者の活動が圧迫され、コンテンツ産業全体の衰退につながることが強く懸念されるため、再考を要求します。

●受付番号　185001345000004815

2. 検討の前提として

（1）従来の著作権法の考え方との整合性について

著作権法 30 条の 4 により著作権者に原則として許諾を得ることなく著作物を AI 開発のために利用してもいいことになってしまっているため、生成 AI によりクリエイターが不当に利益を害されているため 著作権 30 条の 4 の改定を求めます。著作権の本来の目的、著作物の不当なコピー・利用から守る、著作権者の利益を守る、また、インセティブを高めるためのものであることを留意してください。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

生成 AI を推進するのであれば「生成 AI の学習元作家への許可制」「生成 AI 作品であることの表記」を法整備することは必須です。

現在、幅広い作家の作品が無断で学習されており、「AI 生成作品である」といった表記をせずオリジナル作品として発表されてしまったり、学習元のクリエイターに酷似した画風で R 指定作品を発表されてしまうなど、学習元クリエイターへの営業妨害となっているパターンもあります。

また、法整備がなっていないがゆえに、生成 AI への学習を禁じた作家自身への誹謗中傷も蔓延しています。酷いものは殺害予告にまで発展しています。

5. 各論点について

（4）その他の論点について

生成 AI におけるこのような実態は海賊版と同様であり、厳しく対処するべきです。

このままでは日本でクリエイターは生まれなくなり、アニメや漫画といった海外に誇る文化も衰退していくでしょう。

学習元許可・生成 AI 表記の法整備が成されないまま進めば、あらゆる作品において生成 AI による海賊版作品との見分けが難しくなり、国内・海外全てから「日本作品はどれが生成 AI なのか判断がつかない」「日本作品は海賊版ばかり」と認識されてしまいます。

生成 AI に対する一刻も早い法整備を求めます。

●受付番号　185001345000004816

趣味の反中ですが創作活動をしているものです。生成 AI 自体は決して 100%悪ではないと思っていますが、同時に危険なものであるとも感じているので早急の法整備を求めます。

生成 AI はあくまで既存の著作物に依存しており、それは合成や盗用と変わりないと思っています。ですが日々急速に進化していく AI によって本来クリエイターではない人々のモラルのない行動、トラブルが日夜目が付き、それによってクリエイターが本来受け取るはずの収益を得られない、勝手に作品の絵柄を模倣され売られる、芸能人や著名人のありもしない合成写真をつくってそれが本当にあったニュース写真のように流すなど、被害者側がとても苦労しているのを何度も目にしています。

少なくとも私の知る範囲ではありますが生成 AI があってよかったと感じるクリエイターよりもないほうがよかったと感じるクリエイターの方が圧倒的に多数です。

また生成 AI が横行するとクリエイターたちの業界そのものの立場が危うくなり、現役どころか将来のクリエイターたちの活躍の場が失われてしまいます。そうなってしまっては過去の産物を取り込むしかできない生成 AI 自体も進化が止まって見向きもされなくなるのではないでしょうか。

生成 AI には AI であることを表記しなければならない義務をつくったりなど、絵柄を模倣した場合は元のイラストレーターに金銭を支払うなど AI 作品を生成する際は何かしらの規制や管理をするべきだと思います。技術を身に着けた人が割を食うのは絶対におかしいです。早急な規制、法整備を実行しクリエイターの現状と未来を守ってください。

●受付番号　185001345000004817

５．各論点について

（２）生成・利用段階

生成 AI による画像生成（主にイラスト）について厳しい規則を設けるべきだと考えます。理由は以下の通りです。

・画像生成に利用されているイラストは作成者が時間、お金をかけて長年コツコツと積み上げてきた努力の結晶です。それを簡単に入力して出力させたものを自分の「作品」として堂々と発表できる現在の状況には怒りや不安を感じずにはいられません。

・自身が描いたイラストを「生成 AI によるものだ」というあらぬ疑いをかけられるリスクがあります。

・将来漫画家やイラストレーターを目指している者にとっても「自分の作品を勝手に使用される」という不安が付きまとうことになり、日本における創作活動が衰退していきます。

以上のことから、生成 AI による画像作成は厳しく規制、もしくは免許制など利用にあたって制限を設けることを求めます。

●受付番号　185001345000004818

1.はじめに　について
有識者から意見を募集したとあるがその有識者のほとんどが AI 推進派であり生成 AI の利用を進めようとしている意見しか見ていないようにとれるのは問題だと思う。
2.検討の前提として　の　(1)従来の著作権法の考え方と整合性について　ア項目三番目について
「誰が表現しても同じようになるものは含まれない」とあるが、生成 AI によって特定の作家の表現をほぼそのまま出力することができる事例があり現在その技術を使っての嫌がらせが横行しているのでこの項目は削除した方がいいと考える。
それ以外個人的な意見
　個人的には生成 AI は表現手法を持たない人が新たに自己を表現するツールとして認識していたが現状を見ると特定のクリエイターに対する嫌がらせなどの攻撃手段として使われていることが多くこの時点で規制せざるを得ないと考えている。
また、企業もクリエイターにアイデアだけを提出させそのあと生成 AI を用いてクリエイターの仕事を奪うなどという企業の倫理を問う行いなどがあるので生成 AI の利用を推進するのは日本企業の倫理を問われると感じられる。
　そして現状の生成 AI はその学習元データに大量の児童ポルノ画像などが利用されているので生成 AI の利用促進などしてしまったら日本政府が児童ポルノを推奨していると感じる人が大半ではないのだろうか。
　さらに、簡単に大量に企業利用可能なイラストが生成されるのであれば反社会組織の資金源になる可能性が非常に高いと考えられる。日本のサブカルチャー事業が反社会組織の餌食になることは避けてほしい。
　アメリカではイラストだけでなく現実にいる人物を生成 AI に学習させ特定の人物のポルノ画像を生成し、被害者が自殺するなどの事件が起こっているのでそれを踏まえると生成 AI の規制はやむなしと考えるのが普通である。
以上が個人的な意見です。

●受付番号　185001345000004819

3.（3）
クリエイターの著作物は、その人生の中で育まれた感性の発露であり、そうして生まれた創造物も身体の演技や声そのものと同様に保護対象になるべきと考える。後進のクリエイターのためにも、AI 学習の範囲は許可の取れた著作者のもののみとし、権利侵害した際には AI 利用者・事業者に対する罰則規定を新たに設けてもらいたい。
4.
AI の発展についてはクリエイターが作品に対し、より芸術性・独創性を付与するためにそれ以外のコストを省くという目的で歓迎されるものだと考えるが、昨今 SNS 等での AI 利用者の悪辣さには怒りを覚えている。
・悪意をもってクリエイターの著作物を取り込み、改変した生成物を公開する
　→著作者の作風に酷似したキャラクターを生成し、その首に縄をかけて自殺を仄めかす
　→ライブドローイング中の画像を取り込み、著作者が完成させる前に侮辱的発言をしながら AI 生成物を送り付ける
・AI 利用者による嫌がらせに対し苦言を呈したクリエイターに殺害予告を行う
・SNS 上でクリエイターの精神に危害を加える旨の発言を繰り返す
・手描きイラストに対して AI 製だと嫌疑をかけることで評判を貶める
・AI を使用していない証明をするために多大なコストがかかる、営業妨害
といった、AI 利用者がクリエイターに対し危害を加える事例が多発している。
こういった事例があるため、今後クリエイターが自身の作風を真似た AI 生成物によって名誉を傷つけられるなどの懸念から、自身の著作物を学習させたくないとクリエイターが忌避感を覚えるのは当然のことに思う。
また、人気のあるクリエイターの作風を剽窃して大量に生成物を販売し多額の利益を出したと報告する、またはこれから販売したいと考える AI 利用者が、AI に苦言を呈する人々を「反 AI」と蔑称をつけて危害を加えているため、AI の法整備について意見表明することを委縮させている。
法規制がされていなければ何をしても良いと考える倫理観のない人間がこれほど多いことに辟易している。
5.（1）
生成 AI の学習データには児童ポルノやカルテなど個人情報を含み、これらの違法性の高いものが含まれる現行の生成 AI の使用は非常に危険であるため、遵法精神のあるクリエイターならばまず利用しない。
また画像生成 AI の観点からは、一枚の統合された絵を出力することはできても、指示に忠実な画角での出力、パーツごとに破綻なく分割し出力するなどに対しては柔軟性に欠け、様々な用途で絵素材を作成しなければならない業務においては使い物にならない。

上記の理由から、現状の生成 AI と取り巻く状況を歓迎しているまともなクリエイターはいないと考える。
最低でも学習データの権利関係がクリアになっていないようでは生成 AI は広く利用されず、AI 事業者・AI 利用者はクリエイター・消費者からの誹りを免れないと思う。
5.（1）イ（イ）
芸術作品の中でも絵画・イラストは視覚によって得られる情報が大半であるため、創造性を表面上掠め取ったものが大量に生成されている。
これに対し、多くの時間を費やして技術や感性を磨いてきたクリエイターは嫌悪感を示し、後進の創作意欲を削いでしまっている。
プロンプトに「masterpiece」と入力するといわゆる AI イラストの絵柄で出力されるが、その出力されたキャラクターの顔は「マスピ顔」と言われ、AI 生成物を見分ける一つの基準となっている。この「マスピ顔」「AI っぽい」という表現や、AI と疑われること自体が侮蔑の意味を持ち始め、その絵柄や技術を試行錯誤して築いてきたクリエイターの名誉も傷つけている。
5.
（1）カ　（ア）（イ）
（2）カ
AI 事業者が生成 AI を提供するにあたり、参照している学習データや、利用者がプロンプト全文・入力した著作者の氏名を一覧で公開し、権利侵害防止のために容易に検索・異議申し立てができるように義務付けさせてほしい。

●受付番号　185001345000004820

5（4）について。

生成 AI は技術的には素晴らしいテクノロジーだと考えます。一方で法整備やモラルの観点で多くの問題があり、実際にクリエイターとして活動している自分も懸念点やトラブルを抱えています。

例えるなら現状は道路交通法や運転免許といったルールが存在しない世界に自動車と運転手が存在してしまっているような状況だと思います。よって、明確に法整備が為されるまでは使用を禁じた方が良いと私は考えています。

自身の描いたイラストや自信を被写体とした写真を素材として無断で使われ、それにより贋物やディープフェイクが生みだされてしまう恐れがある。これらは現実に実際に起きているトラブルです。今後の人々が常にそういったリスクを背負わされることは看過できないと考えます。漫画家やイラストレーターといった絵を描く人々、それからカメラマンやモデルをされている一部の人々の生活と安全を脅かすだけでなく、家族の写真を撮影して SNS にアップしたりインターネット上で共有することでもこのリスクは負わなければなりません。

自身が描いた作品、自身が撮影された写真、それらを勝手にデータとして取り込まれ、どこの誰にどのような使われ方をするかわからない脅威が私達の生活を蝕んでいます。私はテクノロジーそのものに反対しているのではなく、我々の生活と作品を守りたいだけなのです。

生成 AI によって生み出された画像がどのデータを基にして生み出したものなのか素材を明記する義務を設けるであったり、許可なく他者の創作物や写真を素材として用いることを強く禁じたり、そういった形で守ってほしいのです。

自分が仕事で作品を生み出してそれによって金銭を得て生活をしていて、その作品を他者が勝手に利用することは許されないと考えます。生成 AI はそれが出来てしまう技術であり、野放しになっている状況です。それは人々にとってもテクノロジーにとっても不幸なことでしょう。我々だけではない、全ての人々の生活と幸福のために生成 AI に関する法整備が求められていると考えます。

繰り返しになりますが、生成 AI の技術そのものに反対するつもりはありません。しかしどうか、人々の著作物と生活を守っていただきたいのです。

●受付番号　185001345000004821

生成 AI に関しては、モデルデータの 1 割以上が同一の著作者の著作物を含む場合は、集中学習として著作権者への許可を必要とした方が良いのではないかと思います。
また、近年はインターネットの流通などで個人でも企業と同列に創作物による利益が出せるようになってきており、今後生成 AI によってその流れがますます加速すると思いますので、一定のラインで著作権の非親告罪化が必要ではないかと思います。（価格、販売数、流通などを基準に）
これにより二次創作文化の萎縮が予想されますが、その対策としてコンテンツ業界への二次創作ガイドライン整備、周知の呼びかけをしていくことで、創作文化へのショックを弱めることができるのではないかと思います。
総じて法整備とガイドライン化により、今までグレーのような扱いの多かった著作権を明確化することが、今後の AI 社会で必要な手立てではないでしょうか。
ご検討のほどよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004822

多くのクリエイターが心を込めて作り上げたものを簡単にAI学習させ、それに著作権を与えるのはクリエイターに大変失礼な行為。侮辱とも取れる。
他にもっとやる事があるのでは？もう一度よく考えてから言ってください。

●受付番号　185001345000004823

【学習・開発段階】
海賊版の学習を慎むべき、ではなく厳しく違法としてください。
現状で主に使用されている画像生成 AI（以下生成 AI とします）は海賊版や違法なデータ等を学習した非倫理的なデータセットを使用しています。
また学習される事に同意していないクリエイターの作品も大量に学習されています。
素案に”生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた”とありますが
創作とは”文学・絵画などの芸術を独創的につくり出すこと”であり
芸術とは”表現者あるいは表現物と、鑑賞者が相互に作用し合うことなどで、精神的・感覚的な変動を得ようとする活動”
であり 30 条の 4 の指す享受目的に他なりません。
現状の無断学習で成り立っている生成 AI を使用して作品を発表している時点で享受目的が発生しており、矛盾しています。
生成 AI による創作活動を許すのであれば、その前段階の無断学習は許されるべきではありません。
また現状では無断学習や海賊版の学習をしていたとしても生成者以外にはそれを知る手立てがありません。
ディープフェイク等の懸念もあるため
・AI 生成物には必ず AI 生成物である旨を示すウォーターマークを生成物上に誰が見ても一目で分かるように表示することの義務化
・学習元（データベース）の開示の義務化
を必須とし、違反した場合の罰則を設けてください。
【生成物の著作物性について】
生成 AI の生成物には原則として著作権を認めるべきではありません。
(1)プロンプトの分量(2)生成の試行回数(3)複数の生成物からの選択 いずれによっても
創作的寄与が発生したとは判断できませんし、それらによって著作権を与えるのはあまりにも危険です。
(1)プロンプトをランダムで大量に組み合わせて(2)延々と生成を続けさせ(3)結果からランダムにピッキングするツールを用意すれば
対外的には(1)(2)(3)を満たすことができます。こういったツールは比較的簡単に作成できるでしょう。
このような手法によって大量に生成された”著作権を持つかもしれない生成物”の中から
人間の手による創作物と類似性のあるものを選んで、逆に人間が創作した物に対して著作権侵害を訴える

といった悪用も考えられます。
よって生成 AI の生成物には著作権が発生しない前提でなければなりません。
例外として認めるケースがあるとすれば、それは使用モデルや学習データ（追加学習を含む）生成過程などを
すべて開示し非倫理的な手法をとっていないことを生成者が証明する義務があると考えます。

●受付番号　185001345000004824

個人的に、特に画像生成 AI の実用化については反対です。
職業でいえば私は全くと言って良いほど関係がないのですが、クリエイターの方々の尽力によって生み出された作品を許諾を得ることなく参考資料として取り込んでしまえる生成 AI に関しては、疑問を抱かざるを得ません。
技術の進歩は素晴らしいものですが、それによって築かれた文化が破壊されてしまう脅威を感じました。
もし AI をきっかけに筆を折るクリエイターの方が生まれてしまうのであれば、それは努力を軽視し、人の尊厳を犯す行為に他ならないのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000004825

●1 つ盗んだらダメだけど複数盗んだら問題ない
●プロンプト＝ただの文字単語を沢山入力したら創作物
その考えで言ったら、こんな商品欲しいって言いながら、お店の商品を複数取ったら窃盗にならないし権利までもらえる事になりますが？？
あなた方は窃盗行為を容認し推奨するのでしょうか？
仕事としてお金が発生している作品はもちろん、お金が発生していない作品を盗んだ場合、家に強盗が入ったということです
作品はどちらも、お店に並んでいる商品や、家にある私物です
貴方がたは、それらを盗んで自慢したり、嫌がらせしたり、売ったりして良いとお思いでしょうか？
問題がないとお思いでしたら、問題が発生した時に、あなた方の誰が責任を取るのかはっきりとさせて欲しいです。

●受付番号　185001345000004826

生成 AI は
お店に置いてあるガチャポンと同じです
景品が中に入っていて、『可愛い女の子出ろー！（cute girl、プロンプト）』って祈りながら無料で回して出してるだけです
■生成 AI ユーザー：『沢山タダで回して出したから、この景品考えて作ったの僕ねー！』
■景品を作った人（盗まれた人）：「作品を沢山勝手に使ってくれてタダで回してくれたから権利あげるよ何にでも使っていいよ」
となりますでしょうか？
貴方がたは生成 AI ユーザーと同じ考えを持っているのでしょうか？

●受付番号　185001345000004827

生成 AI による被害は多く見られており、私は生成 AI を規制するべきだと考えます生成 AI で作成した画像を「自分で描いた絵だ」と言いイラストの依頼のサンプルにしている方がいらっしゃいます。また、イラストレーターの方が自分で描いたイラストを無断で生成 AI に学習させ、「自分の絵だ」と X 等で投稿しているのをみます。
まだ生成 AI の技術は進歩しておらず、手が三本生えているなど欠陥も多く見られるため、不快感を持つ方もいます。
大きな規模の話にはなりますが、生成 AI がイラストレーター等の役割を果たすことで、それまでイラストを描くことを仕事としていた方達が仕事を失い、別の仕事を本職にせざるを得なくなります。そうなれば日本全体のマンガ、アニメ、イラスト界隈が衰退するのは目に見えています。
外国の方が日本に注目する理由の一つであるそれらの界隈が衰退してしまえば、世界から見た日本の価値も下がるのではないでしょうか。
また、現在学生である方達も美術に関連する学部、学科、専門学校を目指すことをためらうようになるのではないでしょうか。
以上の理由から私は生成 AI の規制を求めます。

●受付番号　185001345000004828

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」
自分の絵を学習しないでと表明している方の絵を学習して生成 AI を使っているのを見たことがあります。
また、手書きと生成 AI の判別がつきづらくトラブルが起こる懸念もあるようです。
規制が必要であると思います。

●受付番号　185001345000004829

貴方がたは他人の物をとってはいけないと教わりませんでしたでしょうか？生成 AI は窃盗ツールです
目に見えない物なので理解が難しいとは思いますが
盗まれた物は、お店の商品や私物とお考え頂ければと、
それらを見つからないように沢山盗んだら問題ないと貴方がたは仰っています
貴方がたは社会人とは到底思えない事を考え実行しようとしています、それに気がついて頂ければと思います。

●受付番号　185001345000004830

AI による文章・ボイス・画像等(以下 AI 由来の作品)であるかどうかが第三者でも判定できるようにしてほしい。
また、AI 由来の作品で商用利用をするのを禁止(法的拘束力を設けるのではなくシステム的に不可能)にしてほしい。
更に、AI 由来の作品において、それぞれの参照元となる文章・ボイス・画像等が存在する場合、それらを創作した人々に収益が入る仕組みを作ってほしい。

●受付番号　185001345000004831

作者本人に、作者から盗んだ絵のデータを使い生成 AI で自殺教唆するということがありましたが、
この世から去ってしまう人をまた 1 人増やしても構わないとお思いでしょうか？
今の段階でもう犠牲者が出てしまいました、流れを止めないと、
さらにこの世から去ってしまう人が増えるという事が容易に想像できますが、
その事についてはどうお考えでしょうか？

●受付番号　185001345000004832

各章の前提について、その前提の置き方が著作権者を守る為の立場・発想では無いように思われます。
前提として著作権者が現時点で被っている被害について早急に検討・対応すべき事案です。
「法律の解釈ごっこ」で時間を費やしている間に被害者が増えているのが現状と思われます。
例えば 5-2 については、類似性や依拠性といった観点にすり替え、著作権ロンダリングはどのように行えば問題ないかを検討する文書になっているように見受けられます。
現時点での生成 AI の技術的側面からの解釈は
「超高度な画像圧縮技術とそれを保存する DB であり、その情報を復元するパスにパラメータ（プロンプト）を埋め込む事で、既存画像を加工して出力する関数」
と言ったものであると考えられます。
超大量のインプットから機械的に大量に行われる事で有耶無耶になっているだけで、つきつめると「アイコラ画像」と変わりありません。
これらを既存の法解釈内で正しく運用するには無理があります。
数の暴力によって著作権者を疲弊させる事が可能であり、現時点ですでに起きている問題です。もし侵害が認められたとしてもあらゆるコストでマイナスとなってしまうため、自動的に作られる画像群全てに対して著作権者が裁判を起こし続けることは不可能ですし、そのような問題にリソースを割かれるクリエイターの文化的損失が既に計り知れない事になっています。
まず上記の問題が解消したのちに、
クリーンな生成 AI が登場した場合の議論をすべきと思います。

●受付番号　185001345000004833

5.各論点について（3）について
創作する側の人間として意見を述べさせていただく。
まず、私は生成 AI などを用い出力された画像に、それが試行回数を重ねたものであろうと創作性はないと考えている。
そもそもパソコンやタブレット、スマートフォンなどを使い、ibis Paint や Clip Studio 等のドローイングソフトを使用しイラストなどを創作することと、生成 AI を使用しイラストなどを出力することは全くの別物であることを述べておきたい。
前者はボタンを押したら絵が出てくる訳ではなく、質感の違う刷毛がいくつも内蔵されているペンを使い、キャンバスに絵を描いているようなものである。
紙に色鉛筆などいくつもの画材を使って絵を描くように、デジタルイラストも自分で手を動かして創作しているものである。
後者、生成 AI というものは使用する以前に生み出された創作物(X、旧 Twitter などインターネット上に投稿された人間が創作したもの)を学習し似たようなものを生み出すものと私は考えており、生成 AI の使用におけるメリットは創作者にとって全くない。
生成 AI において出力したものはいわば創作物のキメラであると私は考えており、この出力物は私にとって創作物とは言えないものである。
昨今、自身の創作物を生成 AI に無断で学習され、児童ポルノ法に抵触しかねない画像に加工されたなどを理由とし筆を折ってしまうイラストレーターなど創作者を X(旧 Twitter)にてよく見かける。
また、生成 AI を批判した創作者の元に殺害予告が届くなど、創作者が創作物を生み出そうとすることのできなくなる事態が起こっている。
私自身日々、自身の創作意欲をデジタル、アナログ問わず絵を描くことで表現しており、今の生成 AI や無断転載などにより創作者側が悲しい思いをする世間は間違っているだろう。
生成 AI の使用は禁止した方が、今後芸術文化も発達できるだろう。
生成 AI を禁止しても、我々創作者にとって困ることはない。
創作者のためにも、生成 AI への創作物の学習、また生成 AI を使用し画像を出力することは禁止して欲しい。

●受付番号　185001345000004834

(1)学習・開発段階
今まで享受目的と非享受目的という言葉の解釈が難しくふわっとしていて判断が難しいのではないかと思っていたのですが、素案を見ていると具体例も上がっており以前よりも「ここもちゃんと取り締まってくれるんだろうな」と具体的に納得できるようになった気がします。
明らかに特定のイラストレーターの画風を学習させたとわかるAI生成イラスト、著名人の写真を学習させてのフェイク画像、小さい子供の写真を学習させて作られた児童ポルノ（これに関してはもうAIに判定させて出力させないなどのプログラムを組むなどできないのでしょうか？）など特定の人物、層へ不利益をもたらし名誉毀損ともなるような懸念すべき点は多いのでそこをしっかりと取り締まれるようになればいいと思います。
今現在使われている主な生成AIがそもそも著作者に無断で収集した画像や文章を使って学習させたものであると聞いたこともあります。なので将来的に権利的にもクリーンな生成AIを作れた暁には積極的に活用していければいいと思います。
(2)生成・利用段階
(3)生成物の著作物性について
AI が生成したものへ加筆修正を加えた部分は生成者への著作権が認められるとの記載がありましたが、加筆修正をくわえたその土台となっているものは AIが収集・学習し生成したものであることに変わりはありません。
例えば生成AIがイラストレーターに無許可で学習したイラスト群を元に生成したイラストに、生成者が２、３点小物を描き加えた場合、２者の著作権が絡み合ったイラストが出来上がるはずです。そのイラストをSNSへ公開したりそのイラストを元にグッズを作り販売した場合非常にややこしいことになりはしないでしょうか？
私も趣味で絵を描きSNSなどで公開しています。画像でも文章でも己の努力を安易に盗まれ創作意欲を欠いたりその対応に追われたりと苦心している方を度々見かけます。生産性の低下を招いています。
前述もしましたが将来的に著作権的にもクリーンな生成 AI ができることを期待しますし、そうできるまでにモラルに欠ける利用者を増やさないためにも利用者を登録制にするなどしてきちんと管理・取り締まりしていただけたらと思います。

●受付番号　185001345000004835

此方で書かれているように、現在さまざまな分野でAIが使用されており、この技術は今後も発展してゆくかと思われます。ただ、それはそれを制作するクリエイターの為に使われるべきです。
またAIの仕様を簡単に許可する事で、企業が人事採用の際参考にするポートフォリオ等も偽造する事ができてしまい、企業にも損害がでるかと思われます。
AI に関する著作権の法律ができていない状態での使用は現在害悪しか齎されていないと思います。
アメリカだけではなく欧米各国でのストライキ等、海外ではこの手のAIに対する反対運動が激化している中、この国だけがAIへの認識が一歩も二歩も遅れた状態で容認しようとしている現状に違和感しか覚えません。
映像やアニメや漫画等の分野が漸く世界に誇れる産業になりつつある今それを制作しているクリエイターの雇用や生活を潰すような真似を何故するのか理解ができません。
そして企業の方も、真っ当な所であればあるほど著作権があいまいな素材を使用したいとは思わない筈です。なんなら、AI 禁止のサイトですら、AI 生成のもので汚染されており、最近ではそれを知らずに使用したワコム等も海外お呼びこの国で相当な批判を浴びたばかりです。
規約が曖昧。
AI使用との区別がつきづらく、アダルト系のものも生成し放題。
クリエイターへの嫌がらせとして特定の人物の著作物を無断で収集する事でその人の絵と同じモノを大量に制作する事で本人へ精神的経済的な苦痛を与える。
現在見ているだけでもこのような話題で溢れかえっており、国内外とわず、既にAI生成という言葉にいいイメージを持つ人間の方が少ないのではないでしょうか。
そんな悪いイメージしかないものを後押しするのは悪手ではないですか?
AI 生成、著作物を無断使用したり人権を無視して作られた作品、児童ポルノに使われる、こういったイメージが残門ながらAIへの現在の一般的なイメージです。
だからこそ、AIを使う人は、それを使っている事をわざと隠したりするのです。
AI を使用する人たちがそれを使用した事を隠さなくてもいいようにする事で、上記の様々な問題は解決するかと思われますが、それには、学習させる素材について、著作権的に学習させても問題ないもの、に許可がおりているものに限定すべきです。
そうではないなら、自分で素材を制作し、学習させればいいのだと思います。
それ以外の使い方は許されないと思っております。
この段階で、まだAIが効率的なツールだと思われるでしょうか…。
まだ今の段階では、クリエイターを苦しめずに使うには無理な技術だと思います。

●受付番号　185001345000004836

私は他人の物は盗むなと教育をうけたので、
絵を描いていますが生成 AI はいりません、使いません、邪魔でしかありません。
善悪をしっかり意識してない子供ならいざ知らず、
他人の物を盗んではいけないと理解している倫理観と品性のある大人は生成 AI を使いませんよ。

●受付番号　185001345000004837

生成 AI は皆さんが考えてるような物ではないです
子供の頃に夢見た人工知能ではありません
生成 AI に夢見ても自立型ロボットはできませんよ
エーアイかと思ったら、生成アーイやらアイやら呼び方どれでもいいですが
エーアイに見せたパチモン、偽物です
優良誤認です
例えるなら
裁断機と生地をこねる機械とオーブンが組み合わさった物を AI と名前を付けて人工知能として売りに出している
そんな複合調理器具のような道具を作った人だけが世界中の人間の顔や声個人データや著作物を好きに使って販売して良いわけがありませんよね

電子レンジで温める実験をするからと言って、食材を盗んできていいわけはないですよね

●受付番号　185001345000004838

私はイラストレーターなのですが、自分たちの作品が無許可で使用されている生成 AI に自分たちの仕事が奪われる可能性があるのは本当につらいです。
生成 AI 開発のための他人の著作物の無断使用は、あくまで研究用途に限り例外として許可されているはずです。
しかし、実際にはデータセットは世界中にばら撒かれ、学習元著作者の活動と競合するような商用利用が横行しています。
研究機関の外へ AI を公開する場合には、許諾済みの著作物のみを使用したデータセットに差し替えた上で公開するのが筋ではないでしょうか？
現状の生成 AI のクオリティは、学習元著作物のクオリティに 100%依存しています。
生成 AI がクオリティの高い画像を生成できるのは、学習元のクオリティが高いからです。
そして学習元にされているのは我々イラストレーターの作品です。
そんなものに仕事を奪われてしまっては死にきれません。
どうしても著作物の無断使用をやめるのが難しいのなら、せめて商用利用に対しては規制をしてください。

●受付番号　185001345000004839

生成 AI について
被害者の画像データを集中的に取り込んだ生成 AI を使って自殺教唆をしている者まで出てきたようで
被害者にとって自分の子供のような存在の作品データが盗まれ、その盗まれた子供から自殺教唆されるという悲劇はあってはなりません
今まで、技術を磨いて努力した大人が写真やイラスト、音楽、映像など作ってきたからこそ、長年磨いた技術に泥を塗るような事をしないという品性がありましたが
作品を作る大変さを知らない子供や大人が安易に手を出せるようになり、こうした自殺教唆や現実の女性を裸にしたり嫌がらせ等が多くなっております
私は、現実と見分けが付けられない物を、子供でも生成 AI を使って簡単かつ大量に出力する事に危機感を覚えます。
絵だけではなく現実の人間の写真でも被害が多くなっている現状についてどう思われますでしょうか？。
……上記の文章を書いていた時点では生成 AI による死者を確認していませんでしたが
子供が生成 AI を使い少女を死なせてしまいました…
もう遅いですね
一般常識を持ったモラルのある方ならこうなると想定できていましたが、あなた達はどちらでしょうか？

●受付番号　185001345000004840

生成 AI に児童ポルノが入っているなら、現実の人間の死体だって入ってますよね
亡くなられた方や遺族に素材にして販売してもよいかと許可を取りましたか？

●受付番号　185001345000004841

生成 AI に創作性はありません
例えるなら
すでにできてある料理(盗用データ)を
メニュー表(プロンプト＝コマンド)見て、これ持ってきてと言って
店員さん(生成 AI)に持って来てもらったところで
その料理を考えて作ったのが、頼んだ客しかも無銭飲食(生成 AI ユーザー)の物になるわけではありません
プロンプト＝コマンド(文字)
プロンプトはお店にあるメニュー表です
レストランで
コースメニューや単品を複数頼んだ貴方は、出された料理の材料やレシピを 1 から考え作った事になりますか？
料理を出してもらったばかりか、その料理を『自分で作った』と言ったり、シェフ（データ盗まれた人）に嫌がらせしたり、出された料理を他人に売ったりするのですか？
以下公開されていたプロンプト
(samba girl dancer:1.5),(tanned skin:1.4),dancing,　smile,　curvy,　gold hair,　dance hall
(サンバガールダンサー:1.5)、(日焼けした肌:1.4)、ダンス、笑顔、曲線美、金髪、ダンスホール
こんな妄想を呟きながらボタンを押して機械に出してもらった物に創作性を認め著作権をあたえると？
しかも許諾を得てないデータを使っているとわかっていてですか？

●受付番号　185001345000004842

生成 AI はいりません。
どうしても生成 AI を使いたいなら今あるデータはすべて破棄するのは前提として
顔や声やその他データ、作品、等を盗まれた被害者全員に謝罪し使用料を払い
再度データを集めて作り直したらよいと思います
生成 AI で出力された物以外の許可を得たデータで作り
ディープフェイクを作れないように低品質かつ生成 AI で作られたというサインを目立つよう複数、必ず付けるようにしたらよいと考えます。
すでに被害者全員に謝罪は出来なくなってしまいましたが…
せめて生きている被害者全員に謝罪することは可能でしょう
こういう事になると想定できるから今まで作られなかった物です、作ってしまった責任は負うべきです。

●受付番号　185001345000004843

生成 AI 絡みで亡くなられた方が出てしまいました
少年達に人を殺すという大罪を犯させてしまった事をどう思いますか？
亡くなられた少女の事をどう思いますか？
想定から事実へと変わってしまった今、生成 AI を問題無しと事を進めるならば、
あなた方が人の命を背負う番になる事を理解していますでしょうか？
責任は貴方がたの誰が負うのでしょうか？

●受付番号　185001345000004844

「１はじめに」に関する懸念の「生成 AI の利用を中心に据え創作活動を行うクリエイター」
→創作活動でもなければクリエイターでもない。他者の犠牲の上に生成された成果（元データ、学習データ）を自分の手柄のように宣うのは単純な虚言である。虚言を吐く人間に仕事を任せたいとは思わない。
２検討の前提として」従来の著作権法の考え方との整合性について
→AI と人間の学習を同一ルールで取り扱うべきではない。そも人間の学習と AI の機械学習は根本的から成り立ちが異なっている。人間は１秒で本を読むことはできないが、機械はインストールすることができる。人間は本を読み新たな気付きを得るが、機械は自ら新たな１を作ることはない。もし今後 AI が独立した思考を持つと定義されるほど自我を持ち、指令者の意図に反を翻すような事案が起こるようになってから考えることであり、現状はそうではない。
現状の著作権法は生成 AI が出回る前の社会を前提として「人間の」著作者保護を前提として考えられているものである。この場合の人間とは「生成 AI 試行者」ではない。
「ｐ３５、イ、生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係」について
→プロンプトや試行回数をクリアすれば著作権が与えられるのであれば、それを悪用しその他のクリエイターを著作権侵害として脅し示談金を要求するという犯罪の温床にもなりうる。
「３生成 AI の技術的な背景について」の「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる」
→学習データの切り貼り、転載でなければ、意図的に学習データに含まれる著作物の創作的表現をそのまま出力させることが可能であるはずがない。学習データに依存する性質上、切り貼りでなければ成立しない。学習、人工知能というが、現在の生成 AI に知能は存在せず、大量のデータに紐づけられた言葉を元にデータを引用する検索エンジンでしかない。
以前、ある芸能人が不倫行為を働いた際、不倫をした芸能人を罵倒したいがために「その妻は夫（不倫した芸能人）に殴られていた」という虚偽の画像を制作して公表しているのを見ました。
最近では歌手の[redacted]氏の生成 AI の性的な動画が出回り、問題となりました。
幼い少女も自身のポルノ生成 AI が出回ったことにより自殺しています。
ディープフェイク問題一つとっても、考えうる限りで最悪が山ほどあります。
pixiv は海外から児童ポルノの温床と指摘されるほど、生成 AI 試行者によるアダルトコンテンツの投稿が溢れています。そもそも現状の Midjourney 等の生成 AI の学習データには児童ポルノ（児童虐待）データが多く含まれているという報告もあり、海外では規制に舵が切られています。

良い生成 AI と悪い生成 AI と分けたいのは理解できますが、現在出回っている生成 AI は実在の人間の犠牲の上で成り立っています。良い悪いを論じるのはその人間の人権を尊重してからにしてください。

●受付番号　185001345000004845

結論として、生成 AI は規制をするべきである。
昨今の無許可・無秩序にイラスト・画像を学習データとして収集し、既存の著作物の類似物を短時間で大量生産する風潮は、著作権者の著作物に対する権利、受けるべき利益を侵害する行為である。
無断で学習データに使われたクリエイターは、自作品の類似品との競争を強制されてしまう。一つの作品に長い時間を費やすクリエイターと、ごく短時間で手間もかからず大量生産する生成 AI では、かかるコストに天地ほどの差が存在する。
もしこれを許容してしまえば、企業は低コストな生成 AI を利用するようになり、自ら作品を生み出してきたクリエイター達は、AI にデータとして搾取されるだけの存在となってしまい、創作活動を辞めてしまう。遠くない未来に日本の創作コンテンツが衰退の一途を辿ることは明明白白である。
また、諸外国ではすでに生成 AI 規制に向けた動きが活発化している。現実の未成年女児への性的暴行の画像を学習データとして使用したり、著名人の顔写真等を用いて虚偽の画像を作成しイメージを低下させるなど、創作コンテンツだけに限らず、さまざまな分野に被害が出ており、そもそも生成 AI に対して嫌悪感がある国・企業・団体も少なくない。
この時勢を無視して AI 促進に舵を切れば、日本のモラル意識を世界から疑われかねず、AI 生成を良しとする日本の作品に、不信感を抱く人も発生しうる。
日本も AI 規制に動かなければ、諸外国からの反感を買いかねない。
それでも生成 AI を認める場合に国に求める『最低限の対策』としては以下の通りである。
1『著作物を学習データとして使用することは原則禁止とすること』
2『AI 生成物は、それが AI によって生成されたものであることが第三者にもわかるようにすること』
3『その AI 生成物を作成するにあたって、学習データとして使われたイラスト・画像の特定を誰でもできるようにすること』
4『自らの著作物が生成 AI の学習データに使用されたかを著作者自身が把握する方法の確立』
5『自作品を学習データとして使用される、された際の使用料の価格設定及び請求権は著作者に認めること』
特に 2 と 3 と 5 が実現すれば不正な著作物の学習データ利用に対し相当な抑止力となるはずである。
2 と 3 の達成方法としては、まず『生成 AI の［所持］を個人単位で認めるのではなく、国が認可した企業・団体単位で認める』ようにし、『生成 AI を［利用］する際にはその企業、団体のサイトやアプリ等にログインして行う』ことが効果的であると考える。
そして、その企業・団体には生成 AI について

1『誰が利用しているか』
2『どんな生成物を作ったか』
3『その生成物を作るためにどんなイラスト・画像を学習データとして利用したかを記録すること』
4『作られた生成物が第三者から見てすぐに AI 生成物だと分かるようにする』こと
上記を義務付け、2 と 3 は公表するようにする。
これができないのであれば、少なくともイラスト・画像生成において、生成 AI は断固認めてはならない。

●受付番号　185001345000004846

現状の生成 AI のあり方に規制を求めます。画像、写真、文章、全てにおいてフェイクな物が増え過ぎ、正確な情報を得ることに無駄な労力を使っています。情報の混乱は文化の混乱です。これ以上日本の文化を滅茶苦茶にしないでください。
私の知り合いの絵描きの方が(個展などに出展)自分の絵の顔だけ生成 AI で気持ち悪い顔に変えられて、画像を送りつけられて嫌がらせを受けたり、有名な女優さんのエロ画像を作ってネットに画像を上げる漫画家がいたり、私の身近な所でも嫌なことがどんどん起きています。
世界中で生成 AI の規制が進んでいます。何もしないでいるのは日本だけです。
相変わらず日本は世界に遅れをとっている、早く世界に追い付いてください。
このまま無法地帯でいれば世界中から日本は狩場にされてしまいます。生成 AI 問題は日本だけの問題ではなく世界情勢問題なんです。世界の法に遅れをとったら日本と世界の生成 AI 裁判が発生したらとんでもない国際問題になると思います。その時、生成 AI 支持者はあなた方の味方はしないでしょう。この人達は自分に火の粉が飛ぶが 1 番嫌なので簡単に切り捨てて「文化庁が何をしても問題無いと言ったから」と責任を押し付けて逃げるでしょう。
絶対に規制が必要です。
2 歩先 3 歩先を見据えてください。生成 AI 無断学習は絶対に避けなければいけない事実です。全てのクリエイター(プロもアマも)そして日本が世界に誇るべき文化も、守らなければいけない宝です。
生成 AI は全規制、もしくは国家資格としてプロのライセンス制度にする(違反をしたら罰則)　学習元に使用許可を取る、使用料の支払い必須。資格ない者が利用したら罰則。など細かく枠付をお願いします。
日本の文化をしっかりと守ってください。よろしくお願いします。
乱筆乱文になりましたことお詫び申し上げます

●受付番号　185001345000004847

（１）生成 AI について
ウ
生成された作品はデータの切り貼りではない、とありますが
AI とは思想又は感情の発露を創作的に表現出来ない機構であり、プロンプトの記入により AI 使用者の思想、感情が新たに組み込まれることも考え難く
生成されたものは学習データの構成であり
生成されたものに思想、感情の創作性が認められた場合は学習元のデータに基づくものと考えます。
AI がどれだけ上手く繋ぎ合わせたところでデータの切り貼り継ぎ接ぎ複製の一種であるとしか思えません。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
　現在海賊版でなくとも、権利者の望まない形で多くの作品が学習に使われています。生成 AI の情報解析に用いられている著作物はほぼ無断転用され、権利者の意図しない形で収集されたものだと感じます。少なくとも全て許可された作品のみを学習している生成 AI を私は存じません。
商用になる場合権利者に依頼、AI 学習の許諾を貰い新たに学習用に作成された作品、又は著作権が切れた作品を除いて使用不可にしていただきたいです。
【著作権侵害の有無の考え方について】
（ア）類似性の考え方について
これは AI に限らない話ではありますが自作が盗用、盗作される、され続けることは精神的にも負担があると感じます。
実際に無断で AI 学習に使用され作風や声を盗まれ苦しんでいる方も見受けられます。
画風を真似されること自体嫌がる創作者もいますが
他者が画風を真似て作品を作製した場合は必ずその人自身の技術の問題や思想感情の表現が自然と組み込まれることになり、“既存する作品のトレースや複製で作られた作品”の権利主張をしなければここまで嫌忌されることはないと思います。
AI が生成したものには思想感情の表現が新たに組み込まれることはなく、また技術の面でも今まで個人の努力、技量によってはむずかしかった画風の似かよった作品をプロンプトを記入しただけで他者が高精度で生成することができてしまいます。
AI 学習は多種多様な作品を学習して独自の新しい作風、作品、音声を生み出すものではないと考えます。
人間が作風や声を真似る、又は他者の作風と似てしまうことと AI の学習による既存作品の画風や音声の取得は完全に別物だと思います。
AI 学習は権利者の許諾が無いデータを使用する限りは盗用であるとしか思えず

AI 生成された作品に於いて限定し権利者の作風や声の保護もされるべきであると考えます。

●受付番号　185001345000004848

今の現状の AI の利用者の行動は、フェイクニュース、フェイク画像、パクリ画像など非常に問題が多く被害者が広がるばかりであると感じています。
海外の１４歳の少女が同級生の男の子に自分の顔の画像を使った性的なフェイク画像をを作られ拡散され自殺したニュースをご存じですか？
[redacted]のフェイク画像の事件をご存じですか？
クリエイターのイラストや立体作品が生成 AI によってパクられて、買って売買されているのをご存じですか？
生成 AI に自分の作品を無断で学習され、侮辱され、嫌がらせを受け、それなのに今の法律で対処可能です（実質不可能）と救いの手を差し伸べられないクリエイターが病んだり自殺したりしているのをご存じですか？
生成 AI 使用者は他人の尊厳を害する行為をする権利はありません。
この生成 AI のシステムが悪用されるのに非常に優位に働いていることは自明の理です。
データセットに無断学習された、沢山の人の顔などの個人データ、ネット上の作品、犯罪の画像、これが原因で数えられないくらいの被害者を生んでいます。
またネット上の画像や文章がフェイクだらけになって信用性がなくなっていますが、それもご存じでしょうか？
この国はいったい人権や著作権を何だと思っているのでしょうか？
どこかの生成 AI の会議では著作権厨をなんとかしたい、などと人権を無視した発言をされている方がいらっしゃいますね。
はっきり言ってお勉強しすぎて、もしくは利権や権威にしがみつきすぎて人権や倫理観を失った方の発言なのかしら？と思いました。
EU の AI 規制法は少しずつ出来上がって行ってますし、アメリカも規制する方向に向かっています。
このような状況を許しておいたら何が起こるか考えてみてください。
クリエイターは生成 AI を制限した環境でしか作品を発表しなくなるでしょう。
国内が AI 学習天国であるなら、海外での活動を余儀なくされます。
たとえ言葉に壁があろうとも、海外で著作権や人権が守られる環境ならばそちらで活動します。
すでに国内のケチなクライアントより金払いの良い海外のクライアントを相手にしていく風は吹いてます。
海外のクリエイターや企業は日本を避けて活動していくことになるでしょう。
日本政府の人間はは海外からの情報から取り残されてるのですか？わざと見ないようにしているのですか？
遅れているのは日本政府です。

海外からそっぽを向かれて生成 AI を使った国内企業は海外からの取引停止になるのではないかと案じております。
これははっきりいって国益を損なう状況なのではないですか？
日本政府が人権や著作権などを大切にしないという考えは国民に不信感を与えます。
どうぞ、海外の AI 規制の状況や世界中の生成 AI で被害を受けている女性や子ども、クリエイターのことをちゃんと見てください。
あなたの子どもが被害に遭う可能性は確実にあるのです。
悪意のある人間を選別することは事実上できません。
どうぞきちんと法律を作ってください。
よろしくおねがいいたします。

●受付番号　185001345000004849

まず始めに、私個人としては生成 AI の使用や、生成 AI を構成するためのデータの無断学習自体に根本的に反対です。
＞1.はじめに
「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。」とありますが、現状とは異なると思います。確かに利用している者は一部いると思いますが、作品の質や何より信頼性の点から、クリエイターと呼べるレベルでは到底ありません。
1 月に福井健策氏が「漫画では背景の下絵に生成 AI を使うことは一般化しつつあり」と SNS で発言（後に撤回）し、現役漫画家を含む多くのクリエイターから実情とは全く異なるという指摘を受けていました。
このようにそもそも、創作に対する理解と現状調査が足りない状況で、創作がわからない人間によって議論が進められているのではないかという疑念がぬぐえません。
＞4.3＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
仕事が奪われる以前に、クリエイターへの嫌がらせ行為が横行していることが問題です。
理屈の上では手描きでも作風の模倣は可能ですが、それには高い技術とそれを修得するための時間・努力が必要です。クリエイターはそうして得た大切な技術を、嫌がらせ行為のために使い捨てにはしません。
一方で大切な技術など何もない生成 AI 使用者は、平気で特定のイラストレーター等の絵柄を模倣し、嫌がらせ行為をしている状況が多数あります。
仮に SNS の通報機能で凍結措置になっても、失うものが何も無い生成 AI 利用者は別アカウントを作って、同じことを繰り返すだけです。
個人で法的措置を講じることは時間や費用のコストが高く、泣き寝入りになる状況も多いかと思います。日本の創作の発展のため、このような状況を許してはならないと思います。
＞4.4＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
クリエイターが心血を注いで作った作品が、生成 AI を構成するただのデータとして収集・消費される状況で、熱心な創作活動をする気持ちにはとてもなれません。
貴重なクリエイター人材は失われ、必ず技術の空洞化を招きます。
一度失われた人材や技術は二度と元には戻らず、質の高いクリエイターが多くいる日本の強みを自ら潰すことになりかねません。
＞5.(3)イ　生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
生成 AI のプロンプトは共有・使い回しされている部分も多く、どれが本人が自分で考えて入力したプロンプトなのか判別することは容易ではありません。
そもそも指示を修正しながら試行を繰り返したところで、やっていることは「選んで」いるだけであり「創って」はいません。

他人に絵を描かせて、修正を指示して更に何枚か描かせ、その中から 1 枚を自分で選んだとして、自分が描いた事には決してならないでしょう。そんな行為が、どうして生成 AI を通せば著作物性が認められる場合が生じるという話になるのか全く理解ができません。
＞6.最後に
そもそも、生成 AI の推進についてどのような展望をお持ちなのでしょうか？
創作に及ぼす悪影響は 4.3 および 4.4 の項目で述べましたが、その他にも生成 AI は社会への様々なデメリットを与えうるものです。
例えば昨年には首相が実際には発言していないことを発言したかのようなフェイク動画が出回りました。また災害時にはインプレッション獲得目的で作成された偽画像が拡散され、大きな混乱を招いています。
音声の生成 AI などは、今後詐欺のツールに使用されることも懸念されます。
手軽にイラスト等を大量生成できることは、コミッションサイト等を通じて反社組織の資金洗浄に利用されるのではという指摘もあります。
1 月には米国で[redacted]氏の性的なディープフェイク画像が出回り、ホワイトハウスが法規制について言及する事態となっています。これは著名人だけでなく、今後一般人でもリベンジポルノのような問題が起こる可能性が高いです。
これが生成 AI の開発・使用自体に反対する理由です。
これだけ社会秩序を混乱させる要素があるにも関わらず、それを上回るような社会全体としての利益の見通しを、誰一人として示していません。
これで得をするのは、「自分のビジネスチャンスになるなら、社会がどうなろうが関係ない」と考えている人間くらいではないでしょうか？
また一般国民への著作権制度の周知自体が不十分すぎると考えます。
海外では日本以上に生成 AI への懸念の声が大きいですが、これは決して日本の一般国民の間で反対の声が少ないのではなく、そもそも著作権自体がよく理解されていないことに起因していると考えます。
このような状況で生成 AI 利用ありきの法整備を進め、決まってから周知するというのであれば、それは強引すぎる手法だと思います。

●受付番号　185001345000004850

現状。生成 AI に対する著作権の考え方が非常に浅く、著作者の権利が守られない可能性が非常に高い為、反対です。
世界に誇る日本の技術（漫画やアニメ、声優、イラストなどの文化）が軽々しく模倣され、本来庇護されるべき権利者が守られず、不正に取得した技術を悪用する者達の餌食とされるのが目に見えて明らかです。コンテンツ産業の衰退に繋がる結果となり、国の衰退に拍車が掛かりますが、政府はどこを見て方針を定めているのでしょう。短期的短絡的なコスト削減を推し進めた結果、多くの国民が貧しく餓えている現状があるのに、更に奪うのですか？
軽率で浅慮な決定に、断固として反対します。

●受付番号　185001345000004851

AI 生成されたイラストは元は誰かが描いたものを学習させたものです。
その誰かは自分の描いたイラストを無断で使用されていることになります。
その誰かに許可はいらないのでしょうか。
自分が描いたのにも関わらず、知らないところで知らない用途で使われる可能性があります。
それは写真でもおなじです。
学生達があげたものを使用して、卑猥な画像を作ることも可能になってしまいます。
自分そっくりの顔で、撮ったことのない写真にされてしまうかもしれないのです。
これを許してしまうことで、冤罪の証拠にしてしまったり、AV などといったものに悪用されてしまってり様々な混乱を招く要因になってしまうと思います。
AI 生成されるものはせめて許可制度にするなど、必ず制限をかけるべきだと考えます。
今一度考え直しをお願いしたいです。

●受付番号　185001345000004852

生成 AI に対して本来であればクリエイティブを支える補助の役割であってほしいと思っていましたが、最近の権利など不安要素しかなくまた生成 AI によって勝手に人の作品を読み込んだりモラルがない人が多くなっていることが問題だと思います。
日本といったらアニメや漫画といったコンテンツが市場の多くを動かしているのに
市場価値が著しく下がる生成ＡＩによって絵描きを始めとするクリエイターを傷つける凶器と化しています。まず法として他人の作品をＡＩの餌にしないことＡＩ作品には必ず特定のマークを付けることなど身近にできることからでいいので法を設けていただきたいです。クリエイターが死んでしまっては日本を代表するものが廃れていきます。創造性を守るため、人々がＡＩによって考える力を失う前にどうか我々クリエイターを守っていただきたいです。

●受付番号　185001345000004853

初めに言っておくが、この素案はあらゆる意味で破綻している。このような素案が法律として成り立ってしまえば、日本の文化産業は破滅する。何をもって私がそう確信したのか、その理由を今から一つずつ上げていく。

まずは 23 頁から始まる「海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて」に対して指摘する。一つ目の箇条書きの「インターネット上の……多いと考えられる」という部分は、根拠薄弱な執筆者の決めつけだ。海賊版は通常一つのサイトでまとめて掲載される。フィッシングサイトなどのようにほかの合法な著作物に紛れているという事態は論理的に考えられず、閲覧者は自分が見ている作品は海賊版であることを知っていると考えるのが妥当である。また、24 頁の三つ目の箇条書きについても、運営者の金銭的利益ではなく、海賊版のデータを誰でも閲覧できるよう掲載していること自体が問題の本質であると言っておく。何より、そもそもの問題は生成 AI によって既存の著作物の類似物を量産できてしまうことであり、生成 AI が利用したデータセットが海賊版であるか否かは極論すれば論点と全く関係がない。海賊版は海賊版で別個の法整備が求められることは明確だが、少なくともこの論点に関する当素案における主張は、全くの無価値であると言わざるを得ない。

次に 26 頁の「学習済みモデルの廃棄請求について」について指摘する。初めに言っておくが、この部分の主張、特に二つ目の箇条書きは全てが論外である。生成 AI とは、原理的には「中国語の部屋」という哲学的問題と同じである。この問題は「密室に投函された a という中国語の文章に対し密室内の人間から中国語で B の返答が返ってきたとき」「密室内にいた A には中国語が読めず、室内の「a という記号群の下に B の記号群を書き加えて送り返せ」という指示書に従っただけにもかかわらず」「室外の人間は室内に中国語が読める人物がいると錯覚する」というものである。そして生成 AI に関する問題がこの「中国語の部屋」と違う点は、最大の争点が「中にいる人の実際の属性」でも「指示書の内容」でもなく送り返されてきた「B という記号群」が既存の著作物の類似物であることにある。作成されたモデルから出力されるものが既存の著作物の類似物であるということを考えれば、学習済モデルが「学習に用いられた著作物の複製物とは言えない場合が多い」という主張は非合理的で恣意的な決めつけだと言わざるを得ない。さらに、27 頁の注釈 31「AI 学習に際して著作権侵害が……認められないと考えられる。」これも何の留保にもなっていないと言っておく。著作権侵害によって著作権者が被る損害は非常に大きく、故意ではなかったとしても事業者には情状酌量の余地は発生しない。さらに一度著作権を侵害する生成物を生成した学習済モデルを使用し続けることは著作権侵害の再発につながる恐れがあり著作権者に不要で不当なリスクを押し付ける結果となる。この注釈は著作権侵害の加害者を徒に保護しているだけであり被害を受けた事業者の経済的・精神的苦痛を明らかに蔑ろにしている。

さらに、差止請求と責任主体についての言及にも指摘すべき点はある。32 頁で示されている通り、差止請求として取りうる措置は全て原告側の権利として別途請求する形で記されている。しかし、論理的に考えて著作権侵害が発覚した段階で差止請求が行われないことはあり得ないため、本来ならば全て侵害者の義務として設定するべきものである。この規定も原告側が背負うべき負担を徒に増やしているにすぎない。また、33 頁に記されている侵害行為の責任主体についても、特に三番と四番の内容は支離滅裂である。「当該生成 AI が既存の著作物の類似物を生成することを防止する技術的な手段を施している」とすれば、その上で偶然既存の著作物の類似物ができるということは考えにくい。むしろ四番で言っている通り、「AI 利用者が既存の著作物の類似物の生成を意図して生成 AI にプロンプト入力するなどの指示を行」う場合のような故意に著作権侵害を狙った悪質なパターンであると考えるほうが論理的に妥当である。

ここまでの問題点を総括すると、この素案は道徳的視点や著作権保護の観点が著しく欠落した非論理的なものであり、著作権侵害が重大な違法行為であり著作権者に有形無形を問わず多大な損害を与える事実を意図的に無視していると言わざるを得ない。その上権利侵害複製物の閲覧などの犯罪行為を半ば肯定しているような部分も見受けられる。この素案は天下の悪法といって差し支えなく、仮に可決されてしまえば日本の文化産業は崩壊するだろう。その危険性を考慮し、生成 AI やその生成物の所持・開発・流通は利用できる範囲も含めて国家資格として厳重に管理するか、あるいは全面的に禁止すべきである。

●受付番号　185001345000004854

一絵描きとしての意見です。文化庁の出してきた文というのはやはりというか、とてもでは無いが今声を上げているクリエイターの方々の現状、現実がどうなってるかを見れていないと言わざるを得ない内容でした。なんの根拠もないのに憶測や机上の空論、取らぬ狸の皮算用でAIを擁護しようとしているとすら思えるところもありました。そうじゃなくともルールを作る時は先ずそれを実行した場合に起こるであろう様々なケースを想定しなければなりません(良いケースも悪いケースも)そういったものが欠けていると思ってしまうようなものもありました。そして肝心の著作権に関するところ、色々な事を書いていましたが結局のところAIを使う側の人はクリエイターに対してなんの許可も取らず、なんの対価も払わずに創作物を使っているケースが多いです。にも関わらずそれらも場合によってはセーフ、挙句の果てにはそういった経緯で作られた生成物に場合によっては著作権を認めるというのはさすがに疑問に思わざるを得ません。享受性だ依拠性だ色々と仰っていますが今回の議題で1番大事なのはクリエイターの利益と将来では無いんですか？AIによってモチベーションを失った駆け出しのクリエイター、あろう事か自分の創作物をAI作品だと疑われ非難されたクリエイターだって見ました。そういった人達よりもAIの発展とやらが大事なんですか？
以上が私の思った事です。今回の議論が良い結果となることを心から祈っています。

●受付番号　185001345000004855

４．関係者からの様々な懸念の声について
人手の足りない分野や補う必要のある場面であればAIはどんどん活用していくべきだと思います。
ただ創作の分野は別です。
「クールジャパン」と題して日本の様々なサブカルチャーを利用しているにもかかわらず、その大元であるクリエイターを蔑ろにするようなAIの使用に関しては控えるべきだと思います。
クリエイター達に何の還元も無く、ただただ食い潰していては「クールジャパン」は衰退していくだけです。
収穫だけして、種も蒔かず土も耕さず水も与えずではその土地は乾涸びるだけです。
何が大切で何を保護すべきなのか、クールジャパンを未来に繋げより発展させていくにあたって尊重すべきものは何なのか。
ご一考いただければ幸いです。
またこれは本当に個人的な意見ですが、(例として)画像生成AI作品を見た時に
「こんな短時間でこんな綺麗な作品になるなんて凄いな」と思いはするのですが、
その作品が好き"かと聞かれると首を傾げるところです。
その作者の"ファン"になりそうかと聞かれたらならないと思います。その絵は綺麗なだけで、作者の意図も何も篭っていないからだと私は感じます。
「クールジャパン」を盛り上げてくれるものは作品を"好き"だと感じてくれる人、作品を応援してくれる"ファン"に他なりません。クリエイターもファンも置いてけぼりな事態にならないことだけを願います。"

●受付番号　185001345000004856

絵の方面だと作家が絵を盗まれ学習されて、本人が描いていない女性の裸体のファンアートが作成されて権利元から訴訟されそうになり、本人がどうにか描いていないことを証明しなければならなかった事や、既に自殺未遂者も出ています。
こつこつと 5 年や 10 年単位で絵を勉強したり、仕上げた作品が盗まれることと、それが学習に使われて新しい作品が出てこないことは文化を殺すことになります。
写真の方面だと、有名人が許可なく脱がされた写真が生成されています。
一般人でも学生さんが Instagram に上げた写真が、Twitter で裸にされ流れてきています。
このままでは結婚や就職などに引っかかってしまい将来が無くなる人が出てくるのは時間の問題です。
また学習は世界から行っているので日本で使用可とすると、世界中から盗んできた物で商売することになり国としての信頼がなくなります。

●受付番号　185001345000004857

一介のクリエイターとして意見を述べさせていただきます。生成 AI に対して厳しい規制を設けることを求めます。理由としては、この技術が無規制・無制限に使用される上で利点に対して不利益が多すぎるからです。
現在生成 AI の有益な利用方法としては、企業等が広告を打つ際にクリエイターに発注するイラスト等を生成 AI で代替することが挙げられますが、逆にそれ以外での有益な活用は見受けらません。またそれ自体も本来クリエイターが受ける機会のあった仕事を横取りしていること、生成 AI によって作られたイラストには破綻が多く低品質なものが多かったり、著作権上の問題を抱えているものがあったり、搾取的な構造をしている生成 AI を使用することで企業倫理に疑問を呈される等の問題が多くあり、実用に耐えられるものとは言い難いです。
クリエイター自身が生成 AI を活用する場合でも、生成物そのままでは他者との差別化が困難であり、レタッチで差別化を図るならばそもそも自身で全てを創作する方が効率的で生成 AI を使用する意味がありません。関連した事柄ですが、誰もが利用できる生成 AI において他者との差別化をそのまま図るというのは困難であるということは自明で、ならばどのように差別化を図るべきかと考えた時、CSAM やディープフェイク等の他者の権利をより深く侵害する方に向かうことは最も容易な差別化であり、生成 AI というものの利用構造が権利侵害に誘導しやすいものとなっていることも問題かと思います。
生成 AI の不利益を発生させている点としては、現状学習に対する拒否権がなく、自身の創作物がどのように学習され利用されているかを追跡する方法もなく、権利侵害の訴えを出すことが困難な状況で、機械的な大量生産で市場を圧迫し、優れた表現ほど大量生産で陳腐な表現へと貶められること、CSAM やディープフェイク等が容易に乱造できる状態であること、著作権者のイラストが本人の望まない形で 18 禁コンテンツに転用されてしまうこと等が目立ってあります。また消費者として生成 AI の製造物を見ることにおいても、生成 AI によって作られた物と人の手で作られた創作物を見分けるのに余計な労力が使われたり、それによって誤認が生まれた場合本来手描きであれば購入していた物を購入しなかったというような問題もあります。
総じて生成 AI は現状解決困難な問題を数多く抱えつつも有効な利活用方法に乏しく、厳しく規制を設けることを早急に行って欲しいと強く願っております。
以下、「AI と著作権に関する考え方について（素案）　」に対する意見となります。
『２-(２)-ウ』や『５-(1)-イ-(ア)』等で、「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」が著作権の制限規定に該当するという文言があり、研究目的の機械学習はまさにこれに該当するものであるという見識を出されていますが、生成 AI は最終的に利用者にイラスト等の生成物を享受させることを目的と

して造られているのは明らかであり、学習段階においても「思想又は感情を他人に享受させることを目的としている」と判断するのが妥当かと思われます。
『5 -エ-(エ)』において、「著作権者個人が学習に拒否の意思を示していても制限規定の対象から除外されると解釈することは困難であり第30条の4ただし書に該当するとは考えられない」と解釈されていますが、他方で、「ウェブサイト等でクローラによるウェブサイト内へのアクセスを制限する措置は将来的なデータベース販売の販路を守ることとして学習拒否ができ、第30条の4ただし書に該当する」と解釈されています。しかしながら、著作権者個人も自己の著作物を集積してデータベース販売することは事実上可能であり、ウェブサイトの運営やクローラを制限しているかという点を以って潜在的な販路を阻害されているかどうかという部分を分けることは不自然かと思われます。著作権者が将来的に自身の著作物を含めたデータベースを販売できる潜在的販路を無規制のままの生成AIの学習によって阻害されており、第30条の4ただし書に該当していると判断することが妥当かと思います。

●受付番号　185001345000004858

現在インターネットが普及したことにより様々な人が自分で創造した著作物を発信する世の中になりました。それに伴い著作権というものは強力な自身の財産を守るものに成長したものと考えられます。そしてAIが普及したことにより他人が創られた財産を使用し自身のものとする方も増えてきていると感じます。その度に元の絵を描かれた方は著作権の侵害を受けたと訴える事件も度々インターネット上で見かけるようになりました。
また、AI を使用している方は自身の承認欲求を満たすためだけに使用される方もいます。元の絵を性的なものと思われるものや、尊厳を損なわれると考えるようなものに改変される恐れもあります。ここに書かせて頂いたことは絵だけではなく写真でも行われます。あまり公にはなっていませんが、実際そのように AI を使用している方を見たこともあります。
他にも問題はあります。自然災害や事故が起きた際偽の情報をAIで作成しインターネット上にアップロードされるという問題です。これは2024年能登半島地震が起きた際にありました。過去の地震や津波の映像を使用し新たに絵や写真が作成され、震源地にいない人達が誤った情報を入手してしまったということです。これにより誤った情報を警察等に連絡されると現場は混乱し、救える命も少なくなると考えられます。
こちらも実際に起きていたと認識しています。
著作物を守るため創作者を守るため、国民の肖像権を保護するためだけでなく、今後起こる災害に備えるためにも生成AIを認めてしまうことは、簡単に考えると犯罪などを黙認することにもなると考えられます。
よって私は生成AIをこのように認めてしまうことには反対です。
もし世間的に広く使用していこうと考えるのであれば生成AI独自の資格を作るべきだど思います。その資格を持っていない人は生成 AI を使用できない(著作権の権利を得ることが出来ない)、というようにすれば他の方々も安心できるのではないでしょうか。また、法律を改変するのではなく新たに法律を作成していく方がこれからの世の中の為にもなるかと考えられます。著作権は著作権、生成AIは生成AIと法律を分けるべきではないでしょうか？
さまざまな著作物で溢れる中で、このようなことが認められるのは将来的に考えた際不利益にしかならないと思います。

●受付番号　185001345000004859

AI の使用に具体的な規制がないとクリエイターがどんどん困窮状態になり、果ては中国の漫画やアニメなど、そちらがサブカルの一位を取ることになるのが目に見えている。私はクリエイターの仕事はしていないが、好きな日本人クリエイターさんたちが職に困るためこの案には反対である。
日本の文化を残し、発展させ、中国など周りの国と差をつけたままでいたいなら(現状、クリエイターの賃金の問題で優秀な日本人が中国と取引をしていると聞いたこともあるので既に差が埋まってきている)、AI イラストを売ることを禁止などした方がいいと思う。

●受付番号　185001345000004860

イラスト生成 AI を使用し特定イラストレーターの方の絵柄に寄せ不適切なイラストを作成する等を行う使用者がいると目にしました。
もちろんインターネット上の情報ですので真偽のほどはわかりませんがそういった行いを未然に防ぐためにイラスト生成 AI の使用者は身分などがわかるように免許制など、一定の知識水準を満たす使用者に絞る必要があると思います。
イラストに限らず写真や文書などが勝手に使用される事を不満に思わない人間はいないと思うので、生成 AI 自体はもっと発展していってほしいですが今後クリエイターの保護をしっかりしてほしいと思います。
そうでないと人間が意欲をなくした結果作品を作る人間がいなくなり、AI が学習する素材がなくなっていき、人的にも AI 的にも日本が文化的に発展する可能性が狭まってしまうのではないかと危ぶんでいます。

●受付番号　185001345000004861

２．検討の前提として

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

享受を目的としない為に無断で学習データとして使う行為については、大変危険だと思われます。

開発者の気が変わったり、利用者が享受する目的で利用したりすることは容易に想像が出来る為、一般公開しない生成 AI 以外では、学習についても規定を定めた方が良いと思います。

特別クリエイター側から学習の拒否が無くとも、そういった理由を防ぐように動いていただけると嬉しいです。

５．各論点について

（１）学習・開発段階

クリエイター側として、絵柄や画風等がアイデア（著作物に当たらない）として処理されるのは危険だと思いました。

事実、LoRA 等で特定のクリエイターの絵柄を再現して本人が描かない作品や、二次創作が禁止されている作品を生成する等の嫌がらせも見受けられます。

上記の事情は学習データの中にクリエイター本人の画像があったからだと思いますが、生成 AI の進化は凄まじく、学習データ内に著作物が一切無いにも関わらず特定のクリエイターの絵柄を真似することが可能になるかもしれません。そういった場合に、絵柄・画風が著作物に当たらないと判断されるのは、クリエイターの権利を守る著作権として成立しないと思います。

現に、生成 AI を利用しないクリエイターが他のクリエイターの絵柄・作風を真似し、公認のように振る舞った為に問題になったケースもありますので、そう行った際にクリエイターの絵柄・画風を守る法律があると、とてもありがたいです。

もちろん、あまりに厳しい法律にすると、今後のクリエイターの創作活動を委縮することになりますが、頭の片隅に入れて頂ければ幸いです。

●受付番号　185001345000004862

2 検討の前提として
(1)
生成 AI は AI を使わない創作活動とは違い、プロンプトを入力で瞬時にデータを生成出来てしまう。何年何十年と技術を身につけてきたクリエイターの時間と労力をかけて製作する物と同じとは言えない。
エ
生成 AI は瞬時に大量にデータを生成し､大量にばら撒く事が出来る｡著作権侵害に関して、現行の日本の法律では対応し切れるとは思えず、法整備が必要と思われる。
また現在、生成 AI は海外の法律では違法とされるものもある為、問題性の高いものを使用しているという懸念がある。
3 生成 AI の技術的な背景について
切り貼りではないと書かれているが現実的に学習元とほぼ同等のものが出ており切り貼りと言えるためこれは誤りであると考えられる。
5(1)ア(イ)
そもそも生成 AI は(ア)でイノベーション創出の促進の為にあるとあり、アイデア出しとして利用するのは理解できるが､生成物をそのまま広告等に利用するのは､著作権物の学習データセットが元になっているため享受にあたるのではないか。どの様な利用の想定をして生成 AI が存在しているのか、特に個人が理解できていないと感じる。
5(1)エ(ア)
現状の一部の生成 AI を使用者は、特定の人物の作品を学習し酷似した絵を生成し、販売目的でなくとも SNS のフォロワー稼ぎ等、享受目的で使用している。生成の際にクリエイター名を指定しプロンプトに打ち込むものもあり、クリエイターが守られているとは言えない。さらには生成物を販売までしているのは著作権侵害と言えるのではないか。また YouTube で生成 AI で儲ける方法といった動画が沢山出ているのも明らかな享受目的利用で問題がある。
また、生成 AI 使用者が、著作物の学習を拒否しているクリエイターを脅迫したり、嫌がらせ行為を行っている。
生成 AI を使用者が SNS で「既に AI は精度が高いので、目当てのクリエイターの絵を学習させれば自分で無料で量産、販売できる。クリエイターに金を払うな。AI に反対する既得権利者を乾上がらせないと､AI 活用は進まない」等と呼びかけて生成 AI 使用者の間で悪質な行為が横行していると推察される。
実在の人物と同じ顔の生成が偶然になされていて､肖像権の問題がある｡また海外では女性芸能人や少女の顔を使い扇情的な画像を生成、ネットにアップロードされたとして問題となっており、日本でも女性や児童への被害があると考えられる。

企業が生成 AI を広告等に使用するのは、クリエイターに依頼する費用のコストカット目的があると考えられ、クリエイターが本本来られる報酬を奪っており、生成 AI による被害がないとは思えない。使用された生成 AI のデータにも海賊版の画像や、クリエイターの有償の仕事のデータが使われている可能性が高く、これもやはり著作権の侵害があると思われる。
検索エンジンで検索すると生成 AI で作られた偽物の画像が多く出てきており、利用者が正しい情報を得られない弊害が起きている。
5(1)エ(オ)
そもそも問題のあるウェブサイトから学習を行うことが誤りである。無断学習を許すことなく、オプトイン形式でデータ元がしっかりした物のみを学習せるべきであり、海賊版や肖像権に触れる画像を無断で学習させる事を許してはならないのではないか。実際に生成 AI によるポルノ被害やフェイク動画など被害が出ているのに著作権や肖像権についての考え方が甘いと感じる。
5(1)カ
そもそも何故、著作権の権利を制限されたクリエイター側が無断でデータを利用された上に著作権侵害に対応しなければいけないのか。元々無断学習されなければ起こらない被害であるのだから、法整備をしっかり行い、速やかな破棄を求められる様にすべきではないか。
5(2)コ
犯罪に使用された場合に、学習されたクリエイターに冤罪がかかるのを防ぐためにも学習元をハッキリさせるべきである。現行の文書開示命令は著作権側の負担が大きい。学習されたデータセットの開示義務を法定しないとクリエイターを守るのも非常に難しいのではないか。
5(3)生成 AI の生成物は学習されたデータセットによるものが全てであり、またプロンプトを打ち込むだけで生成される。また意図したデータが確実に出せるわけではない。ゆえに著作権を与えるべきではないと考える。
生成物に著作権が必要となる場合とはどういうものであるのか。著作権があると判断した段階で享受目的にあたるのではないか。問題が解決出来なければ、誰でも生成 AI を使用出来るものとすべきではないと考える。
生成 AI による生産性の向上としては、ほとんどのクリエイターが生成 AI を使用していなく、生成 AI の意義に疑問を感じる。実際の所はクリエイターの絵を使ったロンダリングの場となっている

●受付番号　185001345000004863

イラスト生成 ai は規制されるべきだ
自分で描いていないイラストを学習させるのは泥棒である

●受付番号　185001345000004864

生成 AI による犯罪や嫌がらせが増えているので、これ以上被害を増やさないためにも規制は必要だと思う。

●受付番号　185001345000004865

まず現状の生成 AI の様な無許可でデータを学習する様な AI を法律でしっかりと規制すべき。
これは著作権だけの問題ではなく、肖像権や個人情報を守る事に繋がり、児童ポルノなどの犯罪データを紛れ込ませないためにも必要。
オプトイン形式を徹底しデータセットを開示出来る AI でなければ、潜在的な著作権侵害も権利侵害も無くならない。
また作家側も自分の著作物が勝手に使われ被害を被る事例がたくさん出ている。
関係のないゲームの広告に使われ見た人に批判を受けたり、自分の意志とは関係なく公序良俗に反するイラストに変えられてしまったり。
そもそも他人が人生をかけて努力して得たものを無許可で学習に使い、それを使った生成物で利益を享受しようなどというフリーライドを許したら誰も自分の作品を公開しなくなる。
他人のモノを勝手に使った者勝ちの世の中になり、それは作家たちからの搾取でしかない。
無許可での学習は全面禁止以外にない。
生成 AI による生成物に対しても著作権を認めるべきでない。
そもそもが他者の成果を使って生成されているモノであり、AI が自発的に考えたものでも何でもないのだから著作権が発生する事自体がおかしい。
ただの機械によるランダムの組み合わせでしかない。
プロンプトがいくら長かろうとコピー＆ペーストで使えて、差の証明も出来ない以上意味がない。
加筆修正するにしても加筆部分ならともかく生成された部分には著作権を認めるべきでない。
まず人が作った作品を守って下さい。
様々な生成 AI が著作権侵害で訴えられ続けています。
実際日本の漫画やイラストが勝手に生成され使われています。
むしろ海外に使われるより日本人が海外の作家の著作権を侵害しています。
日本が誇るはずの漫画[redacted]ですら音楽生成 AI を使い編集部経由で X に投稿した所海外を中心に大炎上しました。
生成 AI に対し毅然とした対応が出来ない限り日本の信用は失われていくでしょう。
無断学習の禁止。これを前提とし著作権を守る事を進めなければ次の段階にすらいけません。
活用どころかリスクばかり大きく使えるわけがないからです。
当たり前の権利を守って下さい。話は全てそこからです。

●受付番号　185001345000004866

AI により筆を折るような作家が生まれてしまえば AI としての成長も止まる。現存の作家を護るような体制づくりをしたうえでテクノロジーとして活用しなければならない。
そうでもないグレーゾーンありきのものになってしまえば、現状は無法地帯であることをよしとして金稼ぎをしているテクノロジーの発展を無駄に止めてしまっている人たちの餌になってしまうと危惧している。

●受付番号　185001345000004867

６．最後に
著作者人格権と AI との関係において検討すべき点の有無やその内容に関する検討を未だ行っていないということは、
著作権法第 50 条を無視した場合もしくは
著作者の死後 70 年以内の著作物について、著作権法第 60 条や第 101 条の 3 を無視した場合に限って検討しているようなものである。
さらに、ベルヌ条約第六条の二の存在を無視していることになる。
これは二つの問題をはらんでいる。
・悪い言い方をすれば、本考え方は著作者が死亡していることを前提としているとも言え、そのようなものを「AI と著作権に関する考え方」として周知させるのは著作者に対して不利益かつ失礼である。
・著作者人格権は、著作者の文化的生活に積極的に参加する権利と鑑賞者の文化的生活に消極的に参加する権利を実現する役割をもつ。具体的には、著作者の精神的利益を保護しつつ、営利目的の著作物利用者が単なる仲介役に留まるようにすることで、創作が経済的利益に従属することを防ぐ。この役割を無視して経済的利益の保護を重視するようでは、創作が経済的利益に従属することを防げず、公の利益よりも私的利益を優先することになりうる。

●受付番号　185001345000004868

生成 AI は、現在法律に触れないからという理由で、ネット上に存在する画像などを無断で利用し AI 生成の材料にして金儲けをしている悪質な利用者が増え続けています。これは写真、絵画、文学、音楽などの文化の衰退につながります。なぜなら、クリエイターから見れば自分が労力と時間をかけて作ったものと、真似されて AI に数分で作られたものがあまり変わらないので、自分が作る意味が無くなってしまうからです。もちろん、自分の作品から生まれるはずだった利益が、悪質な生成 AI 利用者の利益にもなります。そんなのバカバカしくて続けられません。既に学習されたものが多く、一見して人間が作ったものか AI が作ったものか分かりません。しかもそれらは悪用され、大量生産され公序良俗に反する利用をされます。(例えば、イラストレーターの描いたとあるキャラクターの絵を利用して、そのキャラクターの R18 指定が付くような残虐な絵に生成されたりします。)既に被害は多数に及んでいます。クリエイターは自分の利益にならないだけでなく、自分の作品から悪いものが生み出されるのです。これはあらゆるクリエイターが作品を作るのを止める理由になりますし、既にそうなったクリエイターもたくさんいます。
早急に生成 AI に関する法整備をお願いします。元作品の許可を取っていない生成 AI は違法とするくらいの対策をしてほしいです。窃盗と何も変わりません。よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000004869

第三者により著作物を複数混ぜ合わた状態のものが出回ってしまう可能性が考えられる。
その場合第三者により加筆修正が行われているものと感じる。
またそのことにより、AI 利用されないよう元の著作物を作成した者が創作自体を行わなくなる可能性もありえる。
著作者に無断で著作物を AI 学習させること自体が著作権者の利益を害することに通じると感じる。

●受付番号　185001345000004870

「AI と著作権に関する考え方について（素案)」の
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞1.2.3
＜AI 開発者・AI サービス提供者等の事業者の懸念＞2

について、すでに「懸念」ではなく「実害」が出ているとの記事や SNS での発信を多く目にしています。
特にひどい例として、まだあまり実績や経験がないクリエイターに対し、作品の完成後に報酬を後払いと強要し、何度も何度もラフ案を提出させたうえで、「AI 学習に必要な素材は揃ったのでもう用なし」と暴言を残して一方的に契約破棄をした詐欺の被害を訴える発信を目にしました。
また、現在 AI 学習のために用いる学習データの中には児童ポルノ禁止法に抵触するデータも含まれているとも聞きます。
こういった犯罪がすでに横行しており、「懸念」などと言っている場合ではなく、この先さらにその悪質性・犯罪の範囲の拡大が容易に想像できます。
また、データを無制限に学習が可能である現状は、「意図しない加害者」を生み出してしまう懸念も大いに含むのです。
現状をふまえ、

５．各論点について
（１）学習・開発段階
（ア）平成 30 年改正の趣旨「柔軟な権利制限規定」を創設について
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
【侵害に対する措置について】
【その他の論点について】

上記項目で記載された各規定があまりにも杜撰でなうえ、各ケースにつき的確な運用がされるとは全く思えません。
「柔軟な権利制限規定」などといった性善説に基づいた規定ではなく、まずは「被害者がいる」という視点からの厳しい規定が必要なってくると思います。
そのためには AI が学習できるデータに厳しい制限を設けることが必要不可欠化と思います。

画像の著作権の運用と同様に、フリー素材扱いの「AI による学習を許可」していることを明言しているデータのみを学習に用いれるようにするのが今後発生するであろう様々な問題に対処するに際し、最初のハードルとして設定するに適していると思います。
重ねて言いますが、AI 生成によって既に問題は発生し、明確に詐欺などの犯罪と規定できる案件により被害者も出ているのです。
まずはそうした「被害者」を出さないことを優先することが大切だと思います。

●受付番号　185001345000004871

AI と著作権について。
以下の点が問題であると考えます。
AI の生成物として、生成者が意図的でなかった場合でも、類似性によりほかの作者が被害を被った場合は罰則を与えるべきです。
AI イラストを例にだします。AI イラストは生成に多くの著作権イラストを必要とします。そのときにある特定の絵師さんの絵をとりこむと、その人の代替となる絵ができてしまいます。
それにより、もとの絵師さんの仕事がなくなったり悪影響が及ぼされるため、たとえ意図的でなかったとしても加害案件となります。
もし意図的でなかったら法的に罰則をあたえないとしてしまうと、それをいいことに他人の著作物をどんどん AI にとりこませて生成する人がでてしまいます。
AI については、あれはオリジナルの作品ではありませんし、所詮他人の作品をつなぎあわせて模倣したものです。
自分の手で作品を作っている人たちが、模倣もののせいで仕事に悪影響を及ぼされるのは許されざることです。
AI の生成物には、ほかの学習もととなる作者が異議を申し立てた時点でいかなる理由があっても罰則をあたえ、すみやかに禁止、削除させてるべきです。
昨今、AI イラストによりクリエイターたちが被害を受けている様子を多くみます。人の手で作り上げてきた創作文化を機械によって奪われないよう、法的罰則を強固することをのぞみます。

●受付番号　185001345000004872

まずAIという技術そのものは大変素晴らしく、今後様々な分野での試みが期待できるものだとは思いますが、それが広まり始めた初期においてあまりにもモラルに反する運用が横行し、法整備が追い付かないまま被害が拡大してしまっている現状を大変残念に思います。

クリエイターが自身の作品を学習させて新たな表現をで生み出したものであれば何も問題は無いと思います。

もしくはAIに学習を許可された素材のみで生成できれば問題は無かったでしょう。

ですが、実際には著作者権者のＡＩ学習拒否の声を無視して勝手に使用されており、著作権者の作品であると誤認させるものを無断で海外の業者に製品化されて売り捌かれる被害や、イラストやデザインの発注において打ち合わせのラフ画やたたき台だけ受け取って依頼を途中キャンセルし、ラフ画を勝手にＡＩで作品レベルに仕立てたものを無断で使用された、といった事例まで発生しています。

また、悪意をもって特定のクリエイターの作品を読み込ませて生成したものを発表し、著作権者であるクリエイターの方を盗作だと言いがかりをつける例や、ＡＩを使用していない作品をＡＩ生成物だと言いがかりをつける嫌がらせまである始末です。

このような現状から、ごく限られた著作権的に正当性が保障されたものでない限りＡＩ生成物に著作権を認めることはできないと考えます。

最初に述べたようにＡＩそのものは優れた技術で様々な可能性のあるものだと思います。ですが反面いくらでも悪用できる技術であり、すでにディープフェイクが可能なレベルに来ている以上、もし著作権を認めるならば、ＡＩか否かの判別方法と運用における法整備の両方が必須であると思います。

●受付番号　185001345000004873

私は AI の利用自体を否定するわけではないのですが(絵師本人が自分の作画補助として自分のイラストを学習させる場合に限る)、現状は他人の作品(イラストに限らず)を無断で AI に学習させて、その一部でも利用したデータを元に作品を出力させてる状況だと思います。その行為は盗用と変わらないという考え方ですし、そもそも他人の作った物を利用して自分の作品に仕立て上げるのは創作と呼べる行為ではないと考えています。技術を盗んでいるわけですから。
それを取り締まれない、規制できない状況になっているのが問題だと思いますので、そもそも AI の学習にネットを使用させない、あるいは学習させる際に原作者の発行したパスワードが必要などの措置を取ってくれたらと思って意見を出させて頂きました。
私が尊敬している創作者さん達(イラストに限らず音楽、小説方面も)の、時間をかけて磨いてきた技術を AI に無断利用して使われるのは感情的に許したくないですし、原作者の意思を無視した行為がまかり通る現状は法治国家とは到底呼べないと思います。
拙い文章で申し訳ないですが、どうぞ AI の無断学習、無断利用を無くして頂けるようお願いします。

●受付番号　185001345000004874

学習データに CSAM(児童への性的暴行を記録したもの)が含まれてるにもかかわらず使用を推奨するのは言語道断。
規制あるのみ。
いくら富裕層が児童ポルノが好きだからって国を上げて推進すべきでない。

●受付番号　185001345000004875

生成 AI に自分の絵を真似されたくないから反対です。
生成 AI は規制、もしくは免許制がいい。
間違って自分の絵を AI だと判断された時も困るからです。

●受付番号　185001345000004876

受付番号：185001345000004775
誤字等あったため内容を訂正し再提出いたします。
4.関係者からの様々な懸念の声について
既に SNS 上では生成 AI を用いて特定のイラストレーターの作品を意図的に真似て嫌がらせに使用しているなどのモラルのない行いが横行しており、それだけでも著作権者にとって多大な不利益を押し付けられているというのに生成 AI の学習に使用させないための実効的な手段が無いというのは著作権者にとってあまりにも不利な状況であるため、今のやったもん勝ちの状態というのは健全とは言えないのではないでしょうか。
他人の著作物が含まれたデータセットで学習しなければ生成できない生成 AI による生成物よりも、従来のように人間の手で作られた著作物の保護と著作者の持つ権利が優先されることを当然の原則とするべきです。
今も人間のクリエイター達が時間をかけて身に付けた技術で生み出した作品は守られずに搾取され続け、安価に濫造された海賊版が生み出された結果これまで積み重ねてきた各種サービスの信頼までもが損ねられています。
このままではこの先著作物を生み出しても公開しない、または創作すること自体を止める選択をする人も増えることでしょう。これではクリエイターの文化は大きく縮小し衰退していくと考えるのは、そう難しいことでしょうか。
現状の生成 AI とその利用者は目先の利益のために将来の可能性を含めたクリエイターの文化を食い潰しているようにしか思えません。そして食い潰すのはあっという間でも、その後は長い時間をかけても元に戻らない可能性の方が高いのではないでしょうか。
現在、生成 AI の学習のために無断で他者の著作物を使用することを認める根拠が「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(法第 30 条の 4)」であるのなら、ネット上含む公然の場に生成物を出した時点で思想又は感情の享受を目的として生成 AI を使用していると考えられますし、また生成 AI による生成物が広告に用いられたり、生成 AI による生成物であるのにそうではないと詐称して販売されたりしていることなどから生成 AI は営利目的でも使用されているのが実情であり、もはや 30 条の 4 で定める利用の範疇にあるとは到底認められないと考えるのが合理ではないでしょうか。
生成 AI の利用者のモラルを改善するために必要なのは法です。法によって禁止すべき事項とその罰則が合わせて定まった後に生成 AI の使用に関する倫理的な話に移ることができると考えます。
生成 AI に対する信頼を破壊したのは他でもない生成 AI を使う人々です。
無断で人の作品を使用することが規制されない今の状態のままでは生成 AI を信頼することはできません。今まで何も制限されなかったために現在モラルの無い使われ方をされているのですから。

現行の生成AIはクリエイター達の技術による成果を無断で横取りし搾取して発展しているのではないと言うのならばその証明のためにどのようなデータを生成AIの学習に使用したのかを公開すること、かつ著作者から使用について合意を取れたものしか使用できないようにすること、生成AIによって生成されたものを公開する場合たとえ一部加筆等したとしても生成AIを使用したことを隠すことは禁止するなどは少なくとも定めるべきだと考えます。

●受付番号　185001345000004877

・生成 AI という「入力に応じた出力を返すだけの関数」が出力したものを「表現」「著作物」と呼んでいいものか、疑問を感じます。
「人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」についても疑問です。
・また、資料中では「生成 AI による生成物」と「(学習元データになったと考えられる）人によって制作された（既存の）著作物」の権利的な対立が焦点となっているように思われますが、もし「生成 AI による生成物に著作権が認められる」場合、「生成 AI による生成物 A」と「生成 AI による生成物 B」で権利的な対立が発生したときに「どういった観点を根拠にして対立が解決されるべきか」の考えが示されておらず、考え方の観点で不十分であるように思いました。
人でも生成 AI でも同じ「著作物」であるならば公平に扱われるべきで、それが実際にどういった扱いであるかを示されていない状態で生成 AI による生成物に著作性を認めることは難しく思います。
・今回のパブリック・コメントの表題・資料内容としては「著作権」の枠組みで考え方を示したものであるとは思いますが、もっと大きな枠組みとして「特許」「意匠」「商標」および「知的財産」の枠組み・権利保護の「考え方」が必要であると感じます。(実際にそう扱うかは別です)
大半の生成 AI はインターネット上のコンテンツから学習を行いますが、インターネットは文化の場であると同時に、産業の場でもあるという見方もできるのではないでしょうか。
「表現に満たないアイデア・作風」に権利がないとしても、そのアイデア・作風を表現として実現するための「技法・プロセス」は一個人の「創作的な」「発明」であり、保護されるべきであると考えます。(多人数で制作されるアニメーション作品の場合、1 作品内で「作風」にブレが生じないよう「キャラクターデザイン」「色彩設計」が定められ、それらを「発明」した人はその役割をクレジットに明記されます。著作権上で権利物と見なされないかもしれませんが、文化の場では尊重されるべきものとして扱われます)
こういった個人の「発明」を実際に管理するような機関であったり習慣が存在しないだけで、ものづくりをする人は多かれ少なかれその「発明」を誇り、モチベーションにしていたり、よりよい「発明」を目指して切磋琢磨し、鑑賞者もそういった「発明」によってなされた表現を「ブランド」として尊重し、享受しており、また守られるべきだと多くの人が考えています。
文化の場はそうやって成り立っていると、少なくとも私は認識しております。
上記のような観点から、生成 AI が抱える権利の問題について、著作権の枠組みだけでは不十分であるように思われます。

・趣味の活動として絵を描いたり、文章を書いたり、音楽をつくったりすると同時に、自分が権利を持つオリジナルの絵だけを学習元データにして、ニューラルネットワークから勉強し、一時期とはいえ生成 AI 開発に取り組んでいた技術者としては、現状の生成 AI の開発手法・使われ方には心底ガッカリしました。
「無差別に手当たり次第コンテンツを学習しないと高品質な出力ができません」なんて「技術の限界です」と泣き言を言っているのと同じです。新しい学習手法やアルゴリズムを開発して「権利的に問題のないコンテンツだけを学習した、健全で役に立つ生成 AI」を生み出すのが技術者の責務です。技術に携わる当事者としてそう思います。「生成 AI は今のままでいいから著作物の範囲を緩めてあげるね」なんて言って甘やかされるべきではありません。
今の生成 AI に日本の文化を盛り上げる力なんかありません。開発段階の不完全なものであり、実際に権利に関わるトラブルが起きている中、まるで実用水準であるかのように喧伝され、利用され、市場を不当に混乱させ、最終的には文化も技術も衰退させるだけです。

●受付番号　185001345000004878

〇はじめに
当初 AI は著作物性の低いもの（著作物とは言えないもの）を学習データとして扱い、利用段階でも著作物性の低いものであった。
しかし生成 AI では著作物性の高いものを学習データとして扱い、さらには著作物相当のもの（著作物だと認識できるもの）を出力している。
この時点でこれまでの AI に関する法律を越えた状態となっていると考える。
〇学習・開発段階において
著作物をその著作者の同意なしに生成 AI の学習データとして使用するのは問題だと考える。
AI を開発するためには学習データが不可欠であり、本来ならば学習データの提供元に対価を支払うべきである。
しかし、学習を無断で行う行為は対価を支払っていない、すなわち窃盗と同等であるという考え方を否定することは難しいと考える。
また、無料で公開されているものでも各創作物には利用規約を持つことができる。
それを AI 開発者がすべて遵守している保証が現状ない。
学習モデルに使用していないことを証明することは悪魔の裁判となるため難しいものの、学習モデルとして使用したものを公開することは可能であると考える。
まとめると、
・学習データとして使用することを各著作者から同意や契約を取るべき
・契約次第だが学習データの著作者には対価を支払うべき
・学習データの著作物やその著作者を閲覧する仕組みが必要
と考える。
〇生成・利用段階において
最も懸念しているのは、生成した画像の使用方法とその責任の所在である。
例えば、生成 AI の出力物を用いて虚偽の情報を流したり他者のなりすましをしたりすれば現代の法律にも抵触する恐れがある一方で、公開せずに個人で楽しむ行為は罰せられる対象とはなりにくい。
ここで、生成 AI の出力物を公衆送信するつもりのない他者が作った著作物と考えてみる。
例えばその著作物が公序良俗に反するものや虚偽情報であり、それを無断で公衆送信した場合について考える。この場合、送信するつもりがない著作者に非があるか他者の著作物を無断で公衆送信した者に非があるかを考えると後者に非があると考えられる。
もちろん、公衆送信するつもりのない著作物を生成すること自体に違法性や公共の福祉に反する行為がある場合や無断ではなく許可を得て別人が公衆送信した場合は話が別である。
上記の例を鑑みるに、生成 AI には現状個性がないため、生成 AI の出力物に非がある場合はそれを公衆送信した者に責任を問わせる必要があると考える。

まとめると、繰り返しになるが、
生成 AI の出力物に対する責任はそれを公衆送信した者が持つべきであり、その出力物に関して違法性があればその者が罰則を受けるべき
と考える。
〇生成物の著作物性について
生成 AI が出力したものそのものには著作物性がないと考える。
一方で、それを改変修正した場合は著作物性があると考える。
どこまで改変修正すれば著作物性が発生するかは非常に難しい議題であるため、もし定義を行う場合は慎重な対応が必要だと考える。
その一方で定義を行うことはとても重要と考える。
技術的な観点からすると、生成 AI から出力したものだと分かる電子透かしの導入などは検討の余地があるのではないか。
〇その他の論点
昨今は生成 AI を使うこと自体が悪だと考える人が居る。
その背景は学習段階の不透明さおよび生成物利用者のリテラシーの低さが大きな要因であると考える。
技術そのものは尊重されるべきであり、生成 AI を適切に用いれば業務効率化や新規アイデアの提案などの利点があると考える。
しかし一方で、現在は法整備が行き届いておらず利用者のリテラシーも低いため、感情論的に技術そのものの反発を招いていると考えている。
そのため、技術の発展および健全な著作物および著作者の保護のためにも早急な法整備が必須であると考える。

●受付番号　185001345000004879

作成 AI で作られらイラストでお金儲けしている方々がいます、その AI イラストは誰かの描いた多数のイラストから学習していて、泥棒と変わらないと思います。
何年もかけて積み重ねてきた努力や技術を盗まれるのは、悲しいです。私たちは何十年もかけて提供する素材を描いているわけではありません。

●受付番号　185001345000004880

素案の概要について読みました。
以下の点については概ね良いと感じました。この方向性で進むことを願います。
・生成 AI について、学習物に含まれていた著作物の創作的な表現をそのまま出力させることを目的としている場合、これは享受の目的が含まれているという判定になり、著作権侵害の対象となりうること。
・著作権侵害に対する措置についての内容
・素案（概要）P13 より引用「人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」の部分。
追加であると良いと感じたのは、生成 AI による著作権侵害が発生していた場合の措置内容について、著作権侵害の元となった生成 AI による生成物を用い個人または企業、団体などが金銭的取引を実施し利益を得ている場合その利益に対する措置についてもあれば良いと感じました。
上記内容で得られた金銭的利益は本来その著作権を持っている方が得るべき利益が他社によって奪われていると考えられるケースもあると私は思ったため、ご検討いただければと思います。

●受付番号　185001345000004881

漫画家です。法律に詳しくは無いのですが、日々技術を磨いて制作活動をしているクリエイターとしては生成 AI は役に立つどころか非常に不愉快です。
勝手にクリエイターの絵を学習させ AI イラストを生成しお金を儲けている方々に対しては、「盗んだ材料で作った料理を販売し、金銭を受け取っている人」と同じと捉えています。本当に不愉快で悲しいです。その上同じ市場でその AI で高速生成された作品と争わなければならないことになるのはかなりクリエイターサイドからすれば痛手です。
そもそも生成 AI は人間が作った作品と言う情報に依存しなければ何も生み出せない存在です。それなのにクリエイターの市場を荒らし人間の手によって作られてきた文化の発展を阻害するのは良く無いと思います。
それと、クリエイターの人で生成 AI を自身の創作活動に役立てている人はほとんどいません。と言うか生成 AI は役立てることができるレベルに達していないと思います。

●受付番号　185001345000004882

生成 AI については、現時点で出回っているものに関してはいったん一律で規制してしまうしかないと思います。
（この場合の「生成 AI」は画像や音声、音楽などを生成するものを指します）
なぜなら、今あるものはすべて学習元のデータからして不法に取得されたものであり、そこから生成されたものはすべて他のクリエイターの著作物を切り貼りし、歪め、複製したものにしかならないからです。
こうして AI により生み出されたものは「誰かの著作物の無断アレンジ」でしかないので、どういじりまわしても既存の著作物のコラージュ以上になることはありません。AI は無から考えることはできないので、全く新しい何かを生み出すことはできません。見た目全く斬新なものができたとしても、「AI によるものだ」という前情報がなければそもそも目に留まることもないクオリティでしょう。
つまり、商業ベースで流通させることもできないので、けっきょく社会的に利益のあることにはならないでしょう。
SNS で少し検索するだけでも、もうすでに不利益を被っているクリエイターが何人も見つかります。海外では大きな訴訟も行われています。
わたし自身 AI で作られたものには何の価値も魅力も感じません。AI が何の規制も行われず野放しにされている現状から、「知らないうちに好きなクリエイターに不利益をもたらしていたらどうしよう」という気持ちが日々強まっています。
AI をさらにより良い形に発展させたいと思うなら、まず既存の権利者を守る方法を考えてください。

●受付番号　185001345000004883

現状の生成 AI は大量の著作物を無造作に取り組むことで成立してるため、海賊版と同じく厳しい法規制を新たに制定するべきだと思います。

●受付番号　185001345000004884

画像生成 AI 推進に反対します。
AI で生成されたイラストは、どこかの誰かが時間をかけて作り上げたイラスト作品を大量に無断で使用し AI 学習させた上で成り立っているものです。
その上誰かのイラストを無断使用し学習させた AI で作成したイラストに少し加筆したら著作権がつくだなんてあまりにおかしな話です。
文化を守る使命を持つ文化庁が、誰かのイラストを大量に無断使用し学習させた AI の使用を推進する事に大きな疑問を感じますし、断固反対いたします。

●受付番号　185001345000004885

「生成 AI の学習に用いるデータセットに含まれているデータについて、権利者の知らないところで権利物を使用されることに不安を覚えている。
仮定として、データセットの管理者へ権利者として削除依頼を行ったところ、管理者から削除を行われたと通知を受けたとする。
しかし、実際にデータセットから著作物が削除されたか、その事実を権利者が確認することができないことに不安を感じている。
権利者からの削除申請があった場合、削除されたことを明確に確認できるようにしてほしい。
また、権利者の許諾を得ずにデータ収集が行われ、そのデータセットを使用して不当に元の著作者・権利者を貶めるような生成が行われているとも耳にしている。
現状、権利者の許諾を得ずにデータ収集を行うことは犯罪ではないようだが、この元の著作者・権利者が一方的に被害を被る構図に怒りを感じている。
権利者が生成物を確認して削除申請を行うのではなく、データセットへの使用前に権利者からの明確な許可を得たうえで使用するようにしてほしい。

●受付番号　185001345000004886

インターネット上では、感情的な AI への反感が席巻している印象があります。
それ自体に理解は示せます。しかし、結局は見境なく AI を使う集団が我が国の外にある以上、反感に則って過度な法規制を敷けば、我が国が技術の遅れを取るだけでなく、他所で不適切な利用が平気で横行していても手が出せない、という状況が再生産されるだけではないでしょうか。
これまでのように学習や利用自体に制限は設けず、それらを嫌がらせやデマ拡散に使用したり、AI 製のクレジットのないままのマネタイズなど、不適切な行為に関する線引と制限を設け、取り締まりを強化する等、慎重な決定が必要かと思います。

●受付番号　185001345000004887

私は、絵を描くクリエーターの端くれですが、今までも今後も生成 AI を使うつもりはありません。理由は以下の 3 つです。
まず、生成 AI の絵は既存の絵をごちゃ混ぜして貼り付け合わせただけであり、その既存の絵の著作権を蔑ろにしていると感じるからです。ネットにあげただけで許可を得ずに生成 AI の素材の一部になってしまうこともあり、著作権の観点から見ても違法に近いものが出力されることも多いです。
次に、生成 AI によって仕事が奪われかねない事態であるということです。今まで、誰でもいいがなんか適当な絵が欲しい、といった依頼に対し、たとえ低価格であってもイラストレーターがその仕事をもらえていたのですが、それらは生成 AI が実質的に使用可能となってしまった今、生成 AI の使用によりその分の仕事がなくなることになってしまっています。
次に、生成 AI により生成された絵が蔓延したことにより、クリエーターの意欲の低下を招き、基礎的な画力を持つ人がいなくなり、敷いては文化を狭めることにつながると思うからです。
よって、生成 AI は何かしらのマークをつけ、手書きの作品との区別がつくようにして欲しいです。

●受付番号　185001345000004888

AI の使用に反対します。
現在使用されている AI の多くは多数のイラストレーターや写真が学習されています。それを生み出した作者（写真ならば写っている人物）が望んだことではありません。
クリエイターが人生ってをかけて表現したものを、AI は一瞬で学習し生み出します。それが続けばクリエイターの価値は下がり、情熱を失うでしょう。クリエイターがいなくなればAI の進歩もありません。
現在の著作権や肖像権を無視した AI の使い方は、クリエイターのみならず、AI も辿る滅びの道です。
資源が少なく、競争力の落ちた日本で、クリエイターはまだ生きています。日本が世界で戦える数少ない分野です。クリエイターが安心して創作できるよう AI の規制を望みます。

●受付番号　185001345000004889

意見提出している、私自身は趣味で創作活動を行う身であるが
私個人が利益を求めないファンアートとして作成したものが私の認知外で
第三者から『私の作品である』と誤認されるかつ、営利目的で使用された際に
不利益を被る可能性が現状大いにある状況があまりにも怖すぎる。
なぜ著作権保持者に対し、確認を取らず生成 AI の学習データとして使用できるのか？
著作者本人の申し立てがあれば〜などという考えがそもそも創作者を軽んじているとしか思えない。（データ学習元がブラックボックス状態で本人からの申告を〜などというのも馬鹿にしてる）
正直、あまりにも生成 AI 分野に対しクリエイターへのリスペクトのなさが露骨に現れていて生成 AI を好意的に見ている人間自体に不信感を抱いている

●受付番号　185001345000004890

生成 AI に対する懸念点を下記に記載します。
・生成 AI はそもそも元となる別の作者にいる作品（非 AI 作品）が存在しておりそれらを組み合わせた物が作者の許可なく発表されることは著作権の侵害では無いかと考えます。
・生成 AI はそれを作成した人間の考えや技術を反映させた物とは遠く、他者の考えや技術を機械が情報として整理し出力されたものと考えます。そのような物に著作権が発生するのがおかしいと考えます。
・法規制などのルールがない現状では有名イラストレーターなどの既に活躍されている方の作品を勝手に AI に学習させさも自分で描いたかのように発表するユーザーが多数確認されています。勝手に学習されたイラストレーターさんは現状泣き寝入り、もしくは悪質なユーザーから嫌がらせを受けていることも X（旧 Twitter）などで確認されています。このような悪質なユーザーを取り締まれない現状で何が文化を守るですか。
・イラストだけではなく、人の顔がわかる写真なども AI によって学習され被写体の意図としない生成物が出されています。これは児童ポルノの助長にもつながるかと考えます。ネット上に挙げられた子供の写真を勝手に AI に学習させ裸体の状態で生成することも可能な技術です。それなのに法規制がされていないのは恐ろしいことと考えます。実際にコスプレーヤーの方で勝手に写真を使われ裸体の状態で AI に出力された方もいます。
・生成 AI の現状の印象としては、過去日本で発生した果物の品種を某国に盗まれたとの騒動と似ております。農家の方が一所懸命開発し技術を磨き努力の末に完成された品種をそのまま盗み某国で栽培しブランド価格で販売していた件です。
イラストレーターなどの創作者が何年もかけて努力を重ねてきた末の作品を勝手に盗みかつ、自ら描いたと発言したり、●●風のイラストが生成される AI として発表したり、同じに感じます。
・生成 AI で出力された物は「作品制作」した物ではないと考えます。 AI を「操作」して出された物に著作権が発生し、元となったイラストの作者に利益が還元されることなく「AI を操作し出力した者」に著作権が発生することは明らかにおかしいと考えます。
使い方さえ間違わなければ様々な点で活躍できた技術ですのに現状の無法地帯になっている様は残念でなりません。
文化を守る、発展させるとお考えなのであれば一度クリエイターのことを第一に考えてください。
ネット上の一部ではクリエイターこそ生成 AI を活用していると言っている方もいますがそんなことはありません。クリエイターは自らの手で作り上げることに誇りを持っております。一番こだわる部分をなぜ AI に任せましょうか。

日本のような漫画・アニメ大国と呼ばれ海外に誇れる文化を持っているのにそれを生み出し支えているクリエイターが蔑ろにされている昨今の生成AI問題に関しては同じくクリエイターとして悔しく残念な気持ちでいっぱいです。
どうか、当たり前のことを当たり前のように判断ください。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000004891

現状の生成 AI は違法に取得された画像で学習しているものばかりです。
このようなツールを使って生成し少し手を加えるだけで著作物として認められるようになってしまったら、泥棒が得をするような世の中になってしまいます。
イラストを描いたり漫画を描いたりしていますが、SNS にアップしたり販売したりするとすぐ違法サイトにアップロードされています。
正直やる気を失います。
生成 AI の規制、無断学習の罰則の設定をお願いします。

●受付番号　185001345000004892

生成 AI へ著作物を読み込ませるとき、無断である場合はすべからく著作権侵害とみなすべきです。現行の法解釈では、学習と生成を切り離し、生成物が著作者に不利益をもたらさない場合は著作物を自由に利用できる、と理解されています。しかし、生成 AI は学習物と同種のもの（テキストであればテキスト、絵であれば絵）を生成するので、それが市場に放出されると確実に著作者と競合します。これが著作者にとって不利益であることは明らかです。
生成 AI 開発者・ユーザーは著作者から著作物をむしり取って生成 AI の原料にします。そして、生成物を著作者と競合する市場に生成物を放出して利益を得ています。これは、著作者からの搾取です。こういった搾取が許される事は公正ではありません。

●受付番号　185001345000004893

AI と著作権を考える上で非常にためになる良い素案だと思いました。

●受付番号　185001345000004894

【2.検討の前提として　について】
・SNS における反発と誤解の問題
一部の、生成 AI に反対し規制を求める声が SNS で顕著です。
これらの人々は従来の著作権法を理解せず「泥棒」「盗んだ」といった言葉で生成 AI の利用者を非難しています。
このような暴言への対応として相談窓口の設置や適切な情報提供を行う資料の作成を求めます。
・著作権に関する啓蒙活動の強化をしていただきたいです。
「著作権とは何か、どのような場合に問題となるか」について、分かりやすい説明と啓蒙活動が必要です。
【（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理　について】
・「法第 30 条の 4」に関する誤解が一部の SNS アカウントで流布しています。
正しい理解の促進のため、小中学生にも理解しやすい資料の作成を望みます。
・また、どのようなことに生成 AI を使用すると、「著作権以外の様々な権利の侵害」になる可能性について
関連情報として、よりくわしくわかりやすい資料の作成を望みます。

●受付番号　185001345000004895

画像や音楽などをAIを用いて生成することは著作権違反の元に行われる行為であるため規制しなければならない
・生成ソフト開発の段階で「作者に無断で学習させた」や、「アニメの海賊版」「児童ポルノや不当に入手したポルノ」など不当にデータを得ていることが確認されているものが多い。開発の時点で著作物の不正利用という著作権違反であると考える
・生成時に学習された表現が出力されなかった場合、そのソフトの開発時に学習させた表現が不正利用されたものであれば開発時の学習元に対しての違反である
・個人ではなく、企業や団体が学習させたデータを使い続け、その学習元となった人物に対する報酬を支払わないことが容易に想定される。これは著作物の不正利用にあたると考える
著作権に関する事柄以外に懸念していることも多くあり、以下にそれを記す
・実在する人物の写真を使うことでフェイクニュースなど、その人物の信頼を損ねるモノの生成が可能になるソフトを合法とすることは、日本政府含む日本が発信する情報の正確さを欠く情報を野放しにし、信頼性の欠ける情報を発信する国であると世界に宣言していることと同義である
・イラストや音楽等の創作活動を生業や趣味としている方が自分の作品を学習元として使われ、それらを元に出力したモノの影響で学習元とされた作品の作者に不利益が生じ、その結果創作活動をやめることになりかねない。
また、声優や俳優の声や姿を学習し、それを元に音声や映像を作製されるとその元となった人物が得るはずであった収入が得られない。結果その仕事を辞めざるを得ない
これらのことが引き起こす結末は、実写、アニメなどジャンルやコンテンツを問わず、新たな作品が生み出されなくなったことによる1つの経済市場の崩壊である
・性別や年齢を問わずアイドルや俳優、その他顔写真をインターネットに掲載している全ての人がヌード写真などのスキャンダル、特定の人物や団体に対して害を加えている写真などを生成されるなど不利益が生じる
・生成ソフトの開発段階で児童ポルノや不正規な方法で取得したデータなどの不適切なデータが使用されていることが判明しているソフトを合法としてはいけない。これらを合法とすることは日本は児童ポルノを含むデータは合法であると宣言していることと同義である

●受付番号　185001345000004896

２.検討の前提としての(１)において人が AI を使わずに行う創作活動についての　　考え方と矛盾しないようにとあるが、生成 AI は人と比較にならないほどの演算能力を持っているためそもそも人と同じ考えを適用する必要がない。
同じ論点の(２)では３０条の４の享受目的の定義が記載されているが
実態として生成 AI は享受目的での利用が横行しているため
その考えでは被害を防げない。そもそも許可制にするべき。
３.生成 AI の技術的な背景についてで学習データの切り貼りではないとされると記載されているが、画像生成 AI においては学習元と酷似した画像が生成される　事例が散見されており、別本として扱うには無理がある。
５.各論点の【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
の(エ)では生成 AI による学習防止技術に触れているが、生成 AI は元データがないとモデルを作れないため、生成 AI を今後推進していくためには生成 AI のデータセットを構成するクリエイターとの健全なデータ売買が不可欠と考えられる。
そのための将来のデータ売買を推認するさせるものとして認めるべき。
同論点の(オ)で、権利侵害複製物がデータセットに海賊版が混入することは到底許されることではない、加えて学習データに海賊版が含まれるかは少なくとも
某生成 AI の開発者が認識していた旨を供述しており、容認はできない。
画像復元性能が高いため常に訴訟リスクが付きまとうこととなる。
同論点の【侵害に対する措置について】のカでは、侵害行為の予防措置の請求と　あるが、本来守られるはずの権利が不当に害された場合に裁判をいちいち起こすのは著作者にコストがかかるため、そもそも許可制にするべき。
(２)生成・利用段階のアにおいて
これも人間と AI ではそもそも別物であるため同じように考える必要はない、
学習段階で侵害行為がないモデルと仮定してもその生成速度や
復元性能などは人間と比較できない。
同論点のコ　学習に用いた著作物等の開示が求められる場合についてでは
依拠性の有無を証明するために著作者が立証しなければならないのはコストがかかるため、初めからデータセットの開示が望まれる。
(３)生成物の著作物性について
生成 AI による生成物に著作権を与えることは絶対に反対。
人間よりもはるか高い演算能力で生成物を増やすため、どうしても後進のクリエイターは似通った作品を作ってしまう。
１個人や法人が大量に生成することで類似性の観点から訴訟、または嫌がらせが可能であると考える。

依拠性などは個人で解決しない場合最終的には裁判所で立証しなければならないが、そのために応訴する必要がある。これは今後の創作者を委縮させることになり
創作市場の衰退につながる。
日本は創作物では他国を圧倒するほどの独創性と影響力があるため
他国と協調して絶対に避けなければならない。
生成 AI が登場してから 1 年以上、著作者の権利を害してもまともな成果は見当たらず、技術の発展というにはあまりにも将来性がない。
他にも莫大な維持費用や電力消費、データセットに含まれる CSAM
一般人を狙った従来とは比較にならないほどのフェイクが作られ、
近年では首相のディープフェイクが作られるようになった、
他国と協調して迅速な規制が望まれる。

●受付番号　185001345000004897

全年齢向けの作家さんが絵を盗作され、R18 イラストや自殺教唆イラストを生成されています。ご本人も精神的ダメージを受け、れっきとした営業妨害です。こういった加害者は創作活動ではなく攻撃目的で生成 AI を使用しています。そうなった原因は絵柄への著作権が曖昧だったからです。
生成 AI にも著作権は発生するという記載がありますがプロンプトはコピペの共有が多くどんなに長いプロンプトでも本当に本人が作ったものなのか、またプロンプトは売買できるのだから手を加えたからといって創作物として認めるべきではありません。AI 絵は他人の著作物を機械的に継ぎ足したものであり、トレスしようと生成した人自身の作品ではないからです。
0 から培ってきた人達の著作権が守られず
他人の作品をデータに取り込んでクリック排出してるだけ、それに手を加えただけの人達の著作権が守られるのは意味がわかりません。
また、本来傑作とされていた絵柄が生成 AI で乱用され、いわゆる「マスピ顔」と称され陳腐化させた結果その絵柄の価値を殺してしまいました。
世間全体が上手い絵を見ても「AI 絵じゃないのか」と素直に受け止められなくなっています。
もう既にひとつの文化が失われてしまっているのです。
本来 10 万円の価値のものが秒単位で生成できるが故に 100 円以下の価値になっています。
AI 絵の蔓延によりイラスト自体の信用や価値が下がっているので生成 AI が文化の発展に寄与できるとは到底思えません。
AI 絵に著作権を認め、これ以上蔓延させたらイラスト文化はさらに衰退してしまいます。
本来は自由に手描きイラストを公開できていたのに盗難を恐れて削除せざるを得なかったり、盗難防止として Glaze をかけるにしても色味が変わったりぼやけたりとイラストのクオリティを下げなければならない現状は文化の衰退以外になにがあるのでしょうか！
生成 AI への規制を強く希望します。

●受付番号　185001345000004898

個人で、副業でイラストを描いています。
持病でなかなか安定した収入を得ることができず、イラストの収入が死活問題です。
まず、AI は全く使いません。これから仕事に使うこともありません。
誰かの絵の寄せ集めでしかなく、リスクばかりで何の役にも立たないからです。
確かに、ネットに公開しない趣味の範囲なら問題はあまりないように感じます。実際、もし私の絵を集中的に学習した AI があったとして、個人利用に留めてくれるなら文句はありません。
ただ、あまりに私の作品に類似したものが商用利用されたり、自殺教唆や私自身が意図していない方面(r18 など)に勝手に使われる可能性を考えると、それは重大な営業妨害です。
ネット上でもそのような被害に遭われた方が散見され、また今回の件で文化庁の方も真面目にクリエイターの話を聞いていないような意見が見られとても不安です。
どうかもっとクリエイターの声を聞いてください。
AI 推進派のクリエイターがスタンダードだと決して思わないでください。
「クリエイターに金を払わなくて済むようになります」などと声明を出す企業の言いなりにならないでください。
AI 自体は素晴らしい技術です。
ですが、このままでは人類の、日本の積み上げてきた一種の伝統文化の破壊にしかならないと思います。
仮に AI が今のまま法整備もされず野放しなら、これからの世代は絵を描くでしょうか？描かなくなると思います。しかしそうすると学習データがなくなり、AI も衰退してしまうのではないでしょうか？
アニメ・マンガ文化を誇る日本はクリエイターの味方であってほしいです。

●受付番号　185001345000004899

クリエイターが作り上げた作品を学習素材として取り込むことはそれを広く世に出さないのであれば問題がなかったのかもしれませんが、それを世に出すとなれば「商品」であることは間違いないので、この時点で学術目的、研究目的ではなくなると思います。
商業利用する、またはすることができるものであれば常識的に考えれば全ての引用元を明示する必要があるでしょうし、それらには許可を得て、対価を払うことが当然だと考えます。
無許可で対価もなく学習元にされてしまい自身の作品と同じようなものが、あるいは全く似ていなくても AI で生み出されたものが非常に安価に、100 点のクオリティでなくとも 70 点のクオリティでばら撒かれてしまってはクリエイターの作り上げた 100 点の作品まで買い叩かれてしまうことは容易に想像できます。値段を下げなければ 70 点の AI 生成物で、もしくは安く仕上げる 80 点のクリエイターに頼むと、優越的な立場のクライアントから言われることも明らかです。
そのようなことが続けばクリエイターはまともに作品を作ることが出来なくなり、芸術と呼ばれるようなものは早々に姿を消してしまうでしょう。新しく生まれるものは 70 点のクオリティの AI 生成物で、それをさらに学習した 60 点、50 点のものになるかもしれません。
そのようなことを避けるためにもそもそも生成 AI 自体を規制し、学術目的に利用する会社、団体等に研究許可を与え、一般人には利用させない必要があると思います。
まずはクリエイターの権利、仕事を守り、全面禁止からスタートすることが必要だと思います。一般の人が利用できるようにするにしても、免許制にした上で、全ての学習元が明らかになった完全にクリエイターの権利、写真等であれば人権に配慮された生成 AI で、AI 生成物だとわかるようなものが出力される、そんなものであれば良いかと思います。

●受付番号　185001345000004900

文章を絵画を音楽を声を、「盗んで AI で作成したもの」を許し認めるのなら、もうこの国に文化は生まれないと思う。
AI でラーニングさせる原本は蔑ろにされ、奇形なものを生み出される状態に既になっている。その「盗んだもの」で声たかだかと商売にしたり「芸術だ」と言い張る愚か者も多い。
AI 作成物は全て「著作権侵害をしているものである」と定めて欲しい。

●受付番号　185001345000004901

（長文のため、４つに分割して提出します。１／４）
（１）素案全体について
本素案は、ＡＩと著作権の関係に関し、学習・開発段階と生成・利用段階に分けて考え、学習・開発段階におけるＡＩ事業者によるＡＩ学習のための著作物の利用は、特別な追加学習等によって学習データの元の著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力する様な場合を別として、原則として著作権法第３０条の４の非享受目的利用の権利制限の対象となるとし、生成・利用段階におけるＡＩ利用者によるＡＩ生成物の利用が他者の著作権を侵害するかどうかは、人間がＡＩを使わずに創作したものと同様にその類似性・依拠性に基づき判断されるとしている。
この様な整理は現行著作権法の解釈として妥当なものと評価する事ができ、特に、本素案が、現行の著作権法第３０条の４等の適用範囲及びＡＩ生成物の利用が著作権侵害となる場合の明確化のみを行っており、かえって社会的混乱を招き、技術の発展を阻害する恐れの強い、法改正によって新たな規制を行う事や補償金請求権を含め新しい権利を付与する事を提言していない事を私は高く評価する。
著作権侵害とならない生成物を作ろうとする限りにおいて、ＡＩサービスの提供と利用の著作権リスクを相当程度低減している、この今の日本の著作権法のバランスは決して悪くないものである。
そのため、現時点で余計な社会的混乱を招くだけの権利や補償金などを新たに付与するべきではなく、今後当面の間は、本素案による整理の結果を広く周知するに留めるべきである。
なお、知財本部や文化庁の検討の場で行われている関係者ヒアリングを見ても、権利者側団体の生成ＡＩに関する主張は単に漠然とした不安を述べ立て確たる根拠なく規制強化と金銭的補償を求めているだけであって到底新たな立法事実たり得ないものばかりである。この様な漠然とした不安については、本素案の整理の通り、現行法によって十分著作権は守られ、その対象である既存の著作物の表現に依拠して類似した生成物による著作権侵害が行われる様になるものではない事を周知する事で十分対応可能である。
来年度以降より広く著作権に関する問題について検討を行う場合には、権利者団体に属している様な権利者のみならず、ＳＮＳなどの各種ネットサービスにおいて自分の文章や絵を公表している一般の利用者も創作者、著作権者として関係して来る事、生成ＡＩを含む新技術が人の新しい創作のツールとなって来たという事も見逃されるべきではない。また、著作権法がその目的を超えて技術の発展の阻害となってはならないのも当然の事であって、さらに柔軟な対応を求められる事も考えられるため、アメリカ型の一般フェアユース条項の導入の検討が進められる事を期待する。

以上の事を前提として、本素案について、今後広く周知される上でミスリードとなる事がないよう、以下の通り個別の記載の修正を求める。

（２）項目５．（１）エ（イ）について

本項目において、「著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、ＡＩ生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』には該当しないと考えられる。他方で、この点に関しては、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、ＡＩ生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。」という記載がある。

この内、「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、ＡＩ生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうる」という記載は、ここで問題としている「アイデア等が類似するにとどまるもの」と整合しない。この記載は、「コンテンツ市場における一部の営為がＡＩ生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうる」と修正するべきである。

また、上記記載の内、「他方で」以下は、パブコメの対象である１月２３日時点版で追加されたものであり、その様な意見があった事はその通りであろうが、同様に、著作権の保護する利益ではないものを著作権によって保護しようとするミスリードを含む記載であって、本文中に記載されるのに相応しいものではない。「他方で」以下はすべて削除し、１月１５日時点版の形に戻すべきである。この様な意見に対しては注釈２０の通り一般的な不法行為責任等があり得る事が分かれば良いと考える。

●受付番号　185001345000004902

（長文のため、４つに分割して提出します。２／４）
（３）項目５．（１）エ（オ）について
本項目は、海賊版等の権利侵害複製物をＡＩ学習のため複製することについて記載したものである。
ここで書かれている様に、学習データを収集するサイトが海賊版サイトと知っていたかどうかがＡＩ事業者の著作権侵害責任の規範的行為主体性を判断する上で総合的考慮要素の１つとなり得るとしても、インターネット上のウェブサイトは海賊版を含むものであるかどうか通常不明であり、その事前確認は技術的に現実的でない場合が多い。インターネット上のあるウェブサイトが海賊版を含むものである事が事後的に判明したとしても、ウェブサイトが海賊版サイトであるかどうか事前に分からず、そうと知り得る相当な理由があるとも言えない場合は、ＡＩ事業者の著作権侵害責任を高める要素となり得ない事を明記し、ここで技術的に現実的でないウェブサイトの事前確認を求めるものではない事を明確化するべきである。
（４）項目５．（２）イ（イ）について
本項目において、ＡＩ利用者が既存の著作物を認識していなかったが、ＡＩ学習用データに当該著作物が含まれる場合の事が記載されている。
この様な場合に通常著作権侵害の判断における依拠性が認められ得るとしても、ここで、ＡＩ学習用データに当該著作物が含まれる事はまず権利者が主張・立証するべきものである事を明記するべきである。
また、現在の技術においては、技術的な措置の有無に関わらず、ＡＩ利用者の入力とは全く無関係に又はその意図に反して学習データの元の著作物と類似した出力物が生成される事があり得る。著作権侵害責任の故意又は過失の認定にあたっては、ＡＩ利用者がどの様な入力をしたかも考慮要素の１つとなり得る事も明記しておくべきである。
（５）項目５．（２）ウについて
本項目において、被疑侵害者側が依拠性を否定する上で学習データに当該著作物が含まれていないこと等の事情を主張・立証する事が考えられるという事が記載されている。
しかし、上記（４）で５．（２）イの項目に対する意見で書いた通り、ＡＩ学習用データに当該著作物が含まれる事はまず権利者が主張・立証するべきものであって、その主張・立証が不十分な前にこの様な立証責任の転嫁がされるべきではない上、ＡＩ事業者であればともかく、本項目で書かれているＡＩ利用者が学習データに当該著作物が含まれていない事を主張・立証するのは全く現実的でない。
本項目の記載は全面的に改め、項目名から「依拠性に関するＡＩ利用者の反論について」とした上で、ＡＩ学習用データに当該著作物が含まれる事に関する権利者の主張・立証が十分であるかについて反論する事や５．（２）イの項目で書かれている様に外形的に分かる技

術的な措置について立証・主張する事がまず考えられ、その上でさらに必要な場合は利用者自身の入力等を考慮して損害賠償責任等について故意又は過失がないと主張・立証する事も考えられると記載するべきである。

その上で、最後に、裁判等においてＡＩ事業者の参加又は協力が得られるという条件の下で、元の学習データに関する主張・立証をする事が考えられると記載する事はあり得なくはないが、この様な学習データに関する主張・立証は基本的にＡＩ事業者との関係で記載されるべきものである。

●受付番号　185001345000004903

（長文のため、４つに分割して提出します。３／４）
（６）項目５．（３）イについて
本項目において、生成ＡＩに対する指示の具体性とＡＩ生成物の著作物性との関係について、「指示・入力（プロンプト等）の分量・内容」、「生成の試行回数」、「複数の生成物からの選択」という３つの考慮要素があげられている。
ここでも類推として考えるべきは、確かに共同著作物の場合の様に、ある者が指示を出し別の者が最終的な著作物を作り出したといった場合において、指示を出した者に創作的寄与があったかどうかという事であろうが、その事を考えると上の３つの考慮要素は妥当なものとは言い難い。
「創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示は、創作的寄与があると評価される可能性を高めると考えられる」のはその通りであろうが、その後に書かれている通り、「他方で、長大な指示であったとしても、創作的表現に至らないアイデアを示すにとどまる指示は、創作的寄与の判断に影響しない」のであって、第１の要素に「分量」が書かれているのは記載内容と一致していない。
また、「生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返す」事は現状のプロンプト等の入力による生成ＡＩ技術において好みの出力を得るために当たり前にされている事であり、ＡＩ生成物に機械的なランダム性が加えられている事も多く、同じ入力に対して多数の出力を得た上で利用者が好きなものを選択する事も多い事を考えると、「生成の試行回数」、「複数の生成物からの選択」をＡＩ生成物における著作物性の判断の特別な考慮要素としてあげるのは適切でない。およそあらゆる創作行為は選択に係るものであるが、ＡＩ生成物に対してなされる事は、人によって意識的にコントロールされた表現の選択ではなく、通常著作物性が認められないであろう機械的なランダム性を含む複数の生成物からの選択である事に注意すべきである。
また、本当に判断において考慮されるべき事は人による指示の具体性、すなわち指示と生成物の間の創作的表現としての具体的対応関係、言い換えると創作的表現たり得るものを示す具体的指示に対して考えられる表現の幅である事や、ここで書かれている事はあくまで例示であって閉じたものではない事も明記するべきである。
本項目における各考慮要素の記載は削除し、「例えば」以下は、「例えば、ＡＩ生成物を生成するに当たって、創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示は、創作的寄与があると評価される可能性を高めると考えられる。他方で、長大な指示であったとしても、創作的表現に至らないアイデアを示すにとどまる指示は、創作的寄与の判断に影響しないと考えられる。試行回数が多いこと自体や単なる選択行為自体は、創作的寄与の判断に影響しないと考えられる。また、指示の具体性の判断においては、指示と生成物の間の創作的表現としての具体的対応関係、言い換えると創作的表現たり得るものを示す具体的指示に対して

考えられる表現の幅を考慮する事が考えられるが、考慮されるべきはこれに限られるものではない。」の様に記載を改めるべきである。

●受付番号　185001345000004904

現状生成 AI という名称が問題を紛らわしくさせているように感じる。
著作権を侵害しているいまの仕組みについて批判しているだけなのに反 AI と呼ばれているためあたかも AI という技術に反対している反テクノロジーかのように聞こえる点が反対のしにくさ、問題のわかりにくさを演出している。
画像を生成しているわけでもなく AI の言葉のように思考しているわけではないので名称を変えるべき。

●受付番号　185001345000004905

（長文のため、４つに分割して提出します。４／４）
（７）その他国際動向について
　最後に、知財本部に出した意見に書いたものと同じであるが、参考として国際動向について簡単に触れておく。
　世界的に見ても生成ＡＩと著作権の関係について、日本の現行法に基づいて考えられる整理以上に何らかの統一的な方向性が見えているという事はない。
　欧州連合（ＥＵ）の新ＡＩ法案は最終的な条文がどうなっているかまだ分かっていない。今の法案中にある学習に利用した著作物の概要の公開義務が残って何年か後に施行されたとしても、各ＡＩサービス提供者がそれぞれ適法にアクセス可能なインターネット上の著作物を用いて機械学習を行っているという程度の事を公開するだけで終わり、大して意味のある結果をもたらす事はないのではないかと思える。このＥＵの新ＡＩ法案の主眼は人の特定などに用いられる高リスクＡＩの規制、ＡＩによる偽情報作成への対策などにあると言って良いものである。
　また、ＥＵの２０１９年の新著作権指令のテキスト及びデータマイニングに関する権利制限は、生成ＡＩとの関係で考えた時に、実質的には日本とほぼ同様であって十分に広く、ＥＵ域内においても、インターネット上で適法にアクセス可能な著作物を用いる様な通常想定される場合において、生成ＡＩの学習のための著作物の利用が権利侵害にはなるとは考え難い。
　イギリス著作権法のコンピュータ生成著作物に関する規定も持ち出される事があるかも知れないが、今問題になっている生成ＡＩを含むＡＩ技術との関係を考慮して作られた規定ではなく、過去の判例もほとんどなく、今の技術によるＡＩ生成物との関係は明確でない。仮に、その規定により、人の著作者が存在しないと評価されると、元のＡＩサービスの開発者・提供者が著作権を有する可能性があるが、その場合、ＡＩ生成物の生成と利用の両方において比較的高い著作権侵害のリスクが作り出される事になる。
　さらに、イギリス著作権法には、ＡＩ学習のために利用できるＥＵと同レベルの一般目的のテキスト及びデータマイニングに関する権利制限がなく、ＡＩの学習のための著作物の利用そのものが原則違法と考えられ得るという事もある。そのため、イギリス政府は一般目的のテキスト及びデータマイニングの権利制限を導入すると一旦決定した。しかし、著作権団体のロビーによって頓挫し、行動規範に関する検討に移ったが、これは権利制限の代わりになるものではない。
　この様なイギリスの状況は全く褒められたものではなく、参考とするなら反面教師としてでしかない。

アメリカについては、今現在生成ＡＩと著作権の問題に関係する訴訟が多く提起されているが、今の所人工知能は著作者たり得ないとする判決を２０２３年8月１８日にコロンビア地裁が出しただけで、多くは係属中であり、その動向に良く注意を払うべきである。

また、アメリカ著作権局の２０２３年3月１６日のＡＩ生成物の著作権登録を不可とする方針ペーパーや、２０２３年8月３０日から行っていた著作権とＡＩに関する意見募集の内容とその結果についても国際動向の１つとして見ておくべきものと考える。

●受付番号　185001345000004906

生成 AI の使用を規制すべき。
・生成 AI 登場以降に SNS、イラスト投稿サイトへの投稿を控える創作者が増えている。創作者が不安を抱えながら創作している現状は文化の発展を阻害している。
・善意とモラルによって成り立っていた部分がある創作文化であるが、生成 AI の参入後、悪質な生成 AI ユーザーによって学習を許可していない職業イラストレーターの集中学習、イラストレーター個人に対する犯罪行為に近い悪質な嫌がらせの報告が SNS に散見されるようになった。
・AI 生成画像内に AI 使用を表記が義務化されていないため手描きイラストと生成画像が混ざりイラスト自体の信用、価値が下がっている。また自身も趣味で手描きイラストを作成しているが生成 AI 使用の疑いがかけられる可能性があり不安である。

●受付番号　185001345000004907

AI 生成物の、特にイラストについての意見です。
AI は素晴らしいツールですが、学習元にされたイラストならびにイラストレーターの方の権利が著しく侵害されていることが現状の問題と考えています。悪質な利用も多々目にしています。
そこで AI 使用の「うまみ」を減らす、および取り回しの悪い制限をつけることが悪質な利用の規制に繋がると考えます。
以下は極端な例です。
・AI 生成物そのもの、または使用した作品については「AI 使用」の評価を義務とし、学習元から絵柄などの類似を指摘された際は、AI 使用者は公開取り下げも義務とする
・AI 生成物そのものの有償販売を禁止する
AI は非常に簡便に使用できるため、このくらいの不自由さをつけることにより悪質な使用を防ぐ目的です。
イラストを自分で描く方には、デジタル作画ならレイヤー、アナログなら原画が手元に残るため、どちらが学習元になるかは基本的に明確になります。
また、AI ツール提供会社は学習元としたイラストデータの全公開を義務とすべきと考えます。

●受付番号　185001345000004908

生成 AI によって類似性・依拠性が高く、著作権侵害の恐れがある作品を公開された場合、学習データの類似作品の有無によって著作権侵害が成立するとの考えが示されていますが、これは商業流通において第三者が損害を被る危険性が高いものと考えられます。
これは蓋を開けてみるまでは著作権侵害が確定しないことを表しており、生成 AI 産を銘打った作品を購入する消費者にとって新たなリスクを抱えることになります。
権利者と生成 AI 利用者及び善意の第三者を守るためにも、大量の学習データを取り込んだ生成 AI によって作成されたすべてのものについて生成 AI 利用を明記すること、守られない場合の刑事罰を設けるべきと考えます。

●受付番号　185001345000004909

AI と著作権について、漫画家からの視点として、現状は問題が多く法整備されていないと感じる。
学習し画像やテキスト等を生成する AI 自体に問題はないものの、現在イラスト生成で主に使用されている NovelAI などは、学習に用いられるデータセットに作成者から無断で収集されたイラストが使用されている。
Stable Diffusion では、AI で特定のイラストレーターの画風に似せたイラストを出力させ、SNS 上で公開することで嫌がらせしている事例がある。
現状多く使用されている AI はいずれもデータセットを無断で収集している海外製の AI であることが多い。
AI と著作権に関する考え方について（素案）では、海外で稼働する AI の場合は著作権法が適用されない、といったことが書かれているが、国民の成果物を窃盗し、個人がイラスト等の作成に至る努力の過程を踏みにじるようなシステムを肯定することはし難く感じる。
現に ChatGPT はデータセットに無断で収集したニュース等を含むため、ニューヨークタイムズが OpenAI とマイクロソフトに対して訴訟している。
したがって生成 AI による生成物の公衆送信や営利目的での利用禁止や、生成 AI への国民のアクセスの禁止など、現在の時代に合わせて著作権法を改正する必要がある。
また、作家やイラストレーター、音楽関係者などではない、被害に遭っている当事者ではない人の AI に対する著作権の認識が浅いように思う。
国家の隆盛に繋がる国民の成果物が無断で海外に奪われ営利目的で利用されるという点において、公共放送でも多く報じられている日本種苗の海外への流出問題と大差はない。
しかし、日本種苗の問題は報道が多い影響で様々な人が認識していて問題意識を持っているのに対し、AI については肯定的な報道ばかりで人々の認識が浅く、むしろ国内では他人の成果物を踏みにじることを喜んで受け入れている AI ユーザーも存在するほどであることに異様さを感じる。
（X（旧 Twitter）で「反 AI」と検索すれば、現状の無断学習生成 AI を批判する作家やイラストレーターらを誹謗中傷する AI ユーザーが多く見られる。）
政府がクールジャパン戦略を推進するのであれば、AI の問題点についてより多く報道し、現在の無断収集によって成り立つ生成 AI から国民を守るべきである。
現状を維持するのであれば、クールジャパン戦略は縮小するものと思われる。
AI による情報技術の発展より、まずは国民各個人の人権と人生を守るべきである。

●受付番号　185001345000004910

概要の【作成の経緯・文書の性質】において「あくまで小委員会の考えであり司法判断に代わるものではない」とあるが、これでは予見可能性がない。コインハイブ事件のように想定外のリスクが生じるため、あくまで今回は考え方だとしても早急に法制化してほしい。
概要の【著作権侵害の有無の考え方について・依拠性】部において、「当該著作物を学習していた~依拠性があったと推認され」とあるが、ユーザーとしては「〇〇に似たデザインを著作権的に正当に利用したい」という発想で生成 AI を用いる。そうすると当該著作物を学習させることが著作権侵害になりうるというのは厳し過ぎる。もはや生成 AI を使う意味がない。したがって学習によって侵害を肯定する考え方は削除されるべき。

●受付番号　185001345000004911

現行の AI に関する法整備では「AI 側」の権利を守ろうとする意見しか散見出来ず、その元とされる「人間側」の権利が一向に認められないように感じる
AI は学習する側であり、それは人間が生み出す成果物であり、完成したものを一方的に搾取するための法を国が整備しようとしているとしか思えない
AI に関する法をまとめるのであれば、それよりも先んじて学習元とされる人間側の権利及び著作権を守る法を整備するべきである
国内は元より海外でも既に AI における生成物の問題は広まっており、日本がこのまま AI の権利を優先するのであれば日本の文化は破壊され退廃する一方である
何よりもまずクリエイターの成果物、著作権、彼らの権利を保護する法を整備する方が先決である

●受付番号　185001345000004912

４．関係者からの様々な懸念の声について
＜AI 利用者の懸念＞丸 2、丸
生成 AI を導入しようというクリエーターは多いが、AI を利用したクリエーターに対して主に SNS 上で行われる私的制裁(いわゆる反 AI と呼ばれる悪意のあるものによる意図的な炎上)が、一番のハードルになっていると複数の関係者から聞いている。
SNS(主に旧ツイッター、現在の X)では AI を利用したコンテンツを広告等に用いる企業に対する炎上も毎日のように呼びかけられており、企業や個人は常に炎上のリスクに晒されている現状がある。
これらの制裁は著作権法とは全く異なる考えに基づいて行われ、「全ての AI 生成物は学習に用いられた全ての著作物と類似性あり」「類似性が無いものを生成するためであっても享受目的に該当する」等の突飛な思想を根拠としている。
企業・個人の AI 利用者等は SNS 上で泥棒、剽窃行為であると頭ごなしに非難されており、過年度に法整備された現状において AI 利用の推進、著作物の公正な使用の最大の障壁となっている。
なお、SNS(X)上では令和 4 年度頃に始まる AI ブーム以前から、著作権法に基づかない、個人的な「似ている気がする」ことを根拠とする私的制裁が頻繁に行われていたとのこと。
AI の普及のため、今後も引き続き著作権法の周知が必要であると考えます。

●受付番号　185001345000004913

AI 生成を許したままでいると以下の通りになると考える。
1.著作権者の成果物（商業個人二次創作など作品）が蔑ろになる。
　著作権者が生業とする作品を AI に読ませ、著作権者の預かり知らないところでなりすましや迷惑行為に濫用されることが既に発生している。[redacted]氏の作品を無断使用した結果、生成 AI を扱ったゲーム「ビビッドアーミー」の騒動が例である。（[redacted]）
2.著作権者の作品は著作権者の容認しないところで“おもちゃ扱い”を受けている。
　著作権者は、無断使用するモラルのない AI 生成利用者のために AI 生成物を制作しているわけではない。現状の生成 AI の利用は、著作権者の作品を「無断濫用」している。これは AI 学習という人間と AI の「共存のため」ではなく、著作権者の技術を「食い潰す行為」であり悪質である。
3.AI 生成物が正確な情報を書き換えてしまう危険がある。
　今まで画像や動画処理はある程度技能が必要とされてきたが、例えば政治家の写真や動画を利用してデモや争いを誘発させる AI 生成物が容易に作成できてしまう。震災時にデマ情報が横行していることもしばしば発生している。俳優など著名人や、道端の一般人の顔を取り込み、冤罪などに悪用することも容易である。イラストに限らず、他者を陥れる行為のために生成 AI を使用することは、「AI の技術向上」ではなく、「正確な情報を知りたい者に届かず妨げ」になっている。今までは人間の画像処理によるデマだったが、今後は AI がデマに利用されかねないため懸念を込めて参照 URL をつける（[redacted]）。
以上の点から、生成 AI を現状のまま使用され続ければ、AI の技術向上など成し得ない。生成 AI の使用を厳密に管理できていない今、生成 AI は消滅するべきである。
参考→AI 事業者ガイドライン案　別添 1.第 1 部関連/P13/20 行目「AI によるリスク」

●受付番号　185001345000004914

漫画を描いて生活している個人です。
３．（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
1 現存するアーティストの氏名等を指定したプロンプト等による生成指示を拒否する技術。
こちらですが、「現存するアーティストの氏名等」をどう把握し追加していくのか、開発事業者やサービス提供者から現実的な案は出されているのでしょうか。
アーティストは日々増えております。SNS 時代の今、プロのみならず、後々文化を支えていく大切な若い芽があちらこちらに生まれています。
名義を変更する、名義を増やすアーティストも沢山います。
愛称はどうなのでしょう？ ファンから親しみを込めて呼ばれる方も大勢います。
それらを全て把握し、生成指示を拒否する、というのは到底無理な話に思えます。
全体的に納得しながら読み進めたのですが、法が適用されるか否かがわかりづらく、やはり扱いが難しいものなのだと感じました。
4.にあるように利用者も同じく懸念を抱いているのであれば、しっかりとした法規制を敷くなり、あるいは車のようにライセンス制にするなりした方が、利用者も権利者も安心して扱えるのではないかと愚考します。
今後社会に周知啓発していくとのことですが、そのときにはハッキリとした具体例を図説付きで出していただきたいです。曖昧であればあるほど SNS 上で争いが起き、関係者がどんどん疲弊していき、筆を折るクリエイターも増えていきます。どうか平和に創作活動ができますよう、調整いただけたらと思います。

●受付番号　185001345000004915

現状、30 条の 4 において「生成 AI の学習は享受目的が併存する場合を除き違法とはならない」とされています。しかし、現状は「享受目的ではない」との建前で多数の画像データを著作者の許可無く学習させ、その学習モデルを利用した画像生成 AI をツールとして使用している例が多数存在しています。学習時は建前上享受目的ではないとしていますが、画像の生成に関しては享受目的で利用されているとしか思えず、そのようなツールに使用されている学習データも享受目的で作成されたものと言わざるを得ません。どのような理由であれ無断学習は禁止し、許可を得られたもののみ学習に使用するよう改定すべきであると思います。
生成 AI はこれまでの技術とは明確に異なり、学習の段階で他者が創り出した完成品そのものを使用しています。学習と称してデータを取り込むことにより成り立っているものであり、クリエイターの創造物に依存しているものである以上、クリエイターの保護を考えずに生成 AI を推進することなど不可能であると思います。
また生成 AI の技術的な背景について「生成 AI の生成物は学習データの切り貼りではないとされる」と素案に書かれています。しかし、とある画像生成 AI が出力した画像において、とある作品のタイトルロゴや、映画のワンシーンなどがほぼそのまま出力されてしまっている例が報告されています。学習元の画像そのものの内容が一部でも出力されてしまっている時点で「学習元に依拠していない」「学習元データの切り貼りではない」とは言えないのではないでしょうか。
今の生成 AI はクリエイターが創り出す成果物が無ければ何もできないと思います。「そんなことは無い。クリエイターはこの先の未来には不要な存在となる。これまでも数多の職が科学技術の発展により淘汰されてきた。」と言うのであれば、尚のこと生成 AI 推進者の方々が自らが用意されたデータのみ使用して生成 AI を開発すれば良いだけの話です。それなのに無許可で現存の完成品を学習可能とすることに拘り続ける理由は何なのでしょうか？それは他者の知的財産に依存しなければ生成 AI は成り立たないものであり、さらに、許可を取ったうえで正当な報酬を支払うとした場合、それを可能とする収益を上げるだけのビジネスモデルが思いつかず、無許可で一方的に搾取するようなやり方を強引に合法化するという方法が生成 AI 開発者や推進者にとって非常に楽で何かと都合が良いやり方だからではないでしょうか？
生成 AI がクリエイターが創造するものに依存する以上、クリエイターの存在あってこその生成 AI であり、生成 AI を推進していくためにはクリエイターを保護することは非常に重要であると言わざるを得ません。
「享受目的は無い」との建前で一方的に搾取されるクリエイター達はいずれ淘汰されていき、それに伴い生成 AI に学習させるデータを創り出すこともできなくなり、徐々に生成 AI は衰退していき、文化そのものも先細りしていくことになりかねません。目先のことしか考

えないのではなく、末永く今ある文化を守り、さらに成長させていくためにはどうあるべきなのかという目線で考えてほしいと思います。世界に誇る素晴らしい作品を生み出している我が国のクリエイターを保護すること、その先に健全で適切な生成 AI の運用があるはずだと思います。
また、とある議員の方は「大手の作家さんは今の生成 AI を問題にも思っていない」といったことを述べられて生成 AI を推進されているようですが、多数存在する成長途中の無名のクリエイターの声など聞く必要は一切無いとのお考えなのでしょうか？ごく一部の、生成 AI 推進者にとって都合の良い声しか聞いていないように思え、そのような方が推進する生成 AI がはたして真っ当なものであるのか、不安が拭えません。
他者の権利を侵害することのない健全な生成 AI の推進が日本国内でも行われることを切に願っております。

●受付番号　185001345000004916

AI は他人の作品を無断で学習した物をさもオリジナルのものかのように出してくるところが嫌だ。著作権で言うと AI での学習は許されると言うことだが、そもそも技術発展のためならば作成者の権利を犯してもいいと言う考え方がおかしい。
私が AI 利用に関してまず行ってほしいと思っていることが、
・無断学習されたデータを使用する AI の規制
・AI によって出力されたものには何かしらのマークを入れなければならないなどの AI とそうでない作品の区別がつけられるようにすること
・今までに AI によって被害を受けたクリエイターへの補償
です。
これまで出てきた被害としては依頼途中に提出したラフを持ち逃げされ、それを AI によって勝手に絵として使われたことや、特定のクリエイターの作品をデータとして取り込み、その人の作品を類似のものを作成するなどがありましたが、最近では他人の顔写真などに AI で作成した体をつなげてヌード画像を作ると言うものもあるそうです。こういったことは今では誰でもできてしまいます。AI は写真なども取り込んでおり出力できるものもぱっと見では AI だとわからないようなものばかりです。これはクリエイターの著作権にとどまる問題ではないと思います。どうか規制をお願いします。

●受付番号　185001345000004917

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌です。
生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい。
手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安。
生成 AI は描き手の絵柄を使い倒してその絵柄の価値を殺してしまっている。
上手い絵を見ても「AI 絵じゃないのか」と素直に受け止められなくなってしまっている。
上記からもう既にひとつの文化が失われてしまっている。
よって、生成 AI への規制を強く希望します。

●受付番号　185001345000004918

私は現状の生成 AI の使用、推進に私は強く反対します。著作権法第一条にて、「著作者などの権利の保護」を図ることによって新たな創作活動を促し、「文化の発展に寄与すること」を目的としている、とあります。生成 AI への無断学習を認めることは著作権の権利の保護を害します。そして無断使用が横行する世の中になれば、クリエイターのモチベーションは間違いなく低下し、文化は衰退していくと思います。インターネットで作品を公開しているクリエイターの作品が無断で AI に取り込まれ、その画風と酷似した画像を無断で生成される事例も発生しています。他者の絵や写真を無断使用している生成 AI は全て使用禁止にすべきと私は考えます。利用者が直接データを取り込まずとも、生成 AI はデータセットそのものに問題があります。生成 AI のデータセット「LAION-5B」に大量の児童ポルノ画像が含まれていることが明らかになっています。このデータセットは Midjourney や Stable Diffusion、Lora など現在の多くの生成 AI の基礎となっているデータセットです。他者の著作物だけでなくこのような違法な物が含まれているものを推進するなど言語道断と私は考えます。Midjourney では有名な映画の画面そのものや、世界的に有名なキャラクターの画像(著作権は切れていないもの)がそのまま画像として出力されたり、学習材料として取り込まれた絵師のサインが出力画像に残っている事案が発生しています。直接データを取り込まずとも生成 AI を使用するだけで著作物の無断利用になり、著作者への利益還元も一切ありません。現状の生成 AI の使用は禁止、学習材料にすることについて許諾を取った作品のみを使用した生成 AI を新しく開発しなければ、使用を認めるべきではありません。著作権とはクリエイターのみに関わるものではなく、全ての人間にとって重要な権利です。実在の人物の写真を無断で使ってディープフェイクを作られる事案も発生しています。これは有名人に限らず誰もが被害者になりうることです。他者の作品の無断使用、児童ポルノ画像の混入、ディープフェイクの危険性、現状の生成 AI はメリットよりもはるかにデメリットが多いものです。海外でも批判の声が大きく、広告に生成 AI 画像を使った Wacom は謝罪文を公開し、生成 AI 機能を取り入れたアイビスペイントは批判の声の多さに短期間でその機能の搭載を中止しました。生成 AI を規制せず野放しにすることは、文化の発展を阻害するものになると私は考えます。

●受付番号　185001345000004919

P.10 のウにおいて、AI の生成は学習データの切り貼りではないとしているが、AI は現状既存データを学習して生成しているため切り貼りのものしか存在していないと言える。生成 AI はあくまで学習したことを元に生成しているため、基本的なところは既に情報として掲載されているものが元となっており、著作物として認めるには創作的であるとはいえないと考える。AI で生成したものを著作物と言うには、学習元の著作物の著作権が考慮されていないのでは無いか。

●受付番号　185001345000004920

技術としてのAI学習およびその生成物に関しては大変素晴らしいものであると前置きをした上で、
一般に広く使えてしまう事は由々しき問題だと考えています。
特に「4．関係者からの様々な懸念の声について」内では直接的に触れられていませんが、「悪意を持った利用者」により直接的な被害を受けているクリエイターが既に多く存在している事は重く受け止めるべきかと思います。
（例：成りすまし行為、AI出力物による海賊版の販売など）
単純な規制では技術として停滞する、もしくは他国に置いて行かれる可能性もあり望ましくありません。
利用において資格取得などを検討し、ある程度の管理体制を敷くことで
各著作物に対し悪意を持って利用するユーザーに対しての処罰を容易にするなどの整備が現実的かと思われます。

●受付番号　185001345000004921

詳しくないためあくまで疑念として
児童ポルノなどに利用される恐れ.児童だけでなく障害を有する方々などを含め当事者の判断能力上同意が必ずしも得られないあるいは意図に反してして性的な画像生成に利用される可能性について。
クリエイターの同意なく学習元として利用されることで現存するクリエイターの創作意欲に著しく損害が出るのではないか。現状学習元に対してこれと言ってリターンがないように思うがどうなのか。
他方でクリエイター自身が自分の絵柄をもとに様々な作品作りのサポートとして使える可能性もある。
学習時何らかの同意のもと行われる場合に
学習元となる情報（声、絵、文章他）の持ち主が亡くなっている場合学習元として認可が取れない場合どのようにするのか。

●受付番号　185001345000004922

まず、生成 AI を利用するにあたって、AI 学習用データに当該著作物があるかどうかを公開及び編集、削除ができ、編集履歴も保存できる生成 AI のみ利用を認めるようにしていただきたいです。
近年の傾向として、流行に合わせた模倣が生成 AI の使用されているかどうかに関わらず行われています。
ときには親告罪であることをいいことにほぼ著作権侵害になるような類似の著作物等もあります。

（10 頁）生成 AI の開発は、機械学習のうちの深層学習と言われる手法等により、大量かつ多様なデータを情報解析し、データから読み取れる多数のパターンやルール、傾向等を学習させ、指示に対して、的確な出力を予測できるように調整を行うことで進められる。（略）この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。
と記載のあることから、特定のデータを消去する行為は、特定のデータから得た”パターンやルール、傾向”を消去するということだと読み取れますが、間違いないでしょうか？
記載のとおり生成 AI は”大量かつ多様なデータ”を収集しているものという前提ですので、もし本当に消去できる場合は、消去する特定のデータだけではなく、類似している他のデータも消去することになると想定できますが、それにより削除を請求された生成 AI は、消去する特定のデータ以外の、類似のデータも消去するという解釈でお間違いないでしょうか？それとも上記意見のように「AI 学習用データに当該著作物があるかどうかを公開及び編集、削除ができ、編集履歴も保存できる生成 AI」を想定して記載されている内容でしょうか？
素案 26 頁（ア）将来の AI 学習に用いられる学習用データセットからの除去の請求について
実際に学習用データから、特定のデータを消去することが可能な前提で記載されているのですが、こちらは文化庁著作権課様方で、「大量かつ多様なデータ」の中から確実に消去が可能だと確認済みなのでしょうか？
素案は、生成 AI 著作物等にかかる権利については明記されていますが、既存の著作物にかかる権利の保護（将来の AI 学習に用いられる学習用データセットからの除去の請求）については請求のみにとどまり、明記されておりません。こちらが不明瞭なため意見を提出させていただきました。
「AI 学習用データに当該著作物があるかどうかを公開及び編集、削除ができ、編集履歴も保存できる生成 AI」というのは、特定の食品にアレルギー成分を表示することによって、あらかじめアレルギー患者の責任の元、特定の食品を食べるか食べないかの判断を下すようなことをお願いしています。

あえて”当該著作物があるかどうかを公開”することによって、利用者の責任の元、生成 AI を利用するかどうかの判断を下せるようにして、責任を明瞭にしていただきたいです。
食品はアレルゲン表示が適切に表示されていない場合は措置命令が出されますが、生活や日本文化に関わる AI 学習用データは不明瞭のままで進めるというのは理解できません。また、そのような不明瞭のまま利用したことによる、

30 頁

「AI 利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識していなかったが、当該生成 AI の開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合については、客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められることから、当該生成 AI を利用し、当該著作物に類似した生成物が生成された場合は、通常、依拠性があったと推認され、著作権侵害になりうると考えられる。」

こちらも過失のような形ではなく明確に AI 利用者の責任として請求できるかと存じます。
現在は生成 AI というだけで風当りが強く、既存の著作物権利者も、生成 AI 利用者も、生成 AI 開発者も不安な要素が多い世論の中、
こちらのような素案を提案していただいたことに感謝いたします。
ただ、この素案だと世論は不安が残るままかと存じますので、
大変お手数ですが、ご一考よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000004923

生成 AI は今以上に厳しく規制されるべきだと思います

●受付番号　185001345000004924

極端な話生成 AI は法的に違法として禁止にして欲しいレベルです。
インターネットに接続されていれば著作権のあるなしに関わらず半永久的に学習し続けられますから、そこに使い手の悪意のある無しは関係ありません。
遅かれ早かれあらゆるクリエイティブな仕事に携わる人間の害になるのは目に見えています。
生成 AI で作ったものが世に蔓延れば、これまで手作業で技術を積み上げてきたであろう人達は「これも AI なのか」と濡れ衣を着せられるだけでなく長い年月をかけて得た技術も AI に盗まれ尊厳も職も失いかねません。そんな事になればこの国の文化の衰退は今以上に加速します。
もう一度言います。
生成 AI は法的に違法として禁止して欲しいです。

●受付番号　185001345000004925

項目「４．関係者からの様々な懸念の声について」の「＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞ 」に意見します。意見というよりは、私も不安に思っているので聞いてほしいという感じです…。
私は絵を描くことが好きで SNS に絵を上げています。
以前、私と同じ立場の人が、画像生成 AI 利用者から嫌がらせを受けているのを見ました。
絵(絵柄)を無断で学習に使われて、それを AI 利用者が悪意込みで SNS に上げて、これに対して抵抗すると、メールで殺害予告をされていました。
このあと、被害にあった本人の、心身が疲弊している内容のコメントも見ました。
私はとても心が痛かったです。同時に、もし同じ被害にあったら、死んでしまうかもしれないと思いました。
自分の絵の絵柄は、自分の大切な特徴で、自分のいままでの人生そのものだと思っています。
私はこれを奪われたくないです。
個人での対策として、オリジナルのウォーターマークを入れた上で、AI 対策がされている他の SNS や外部のサービスに絵を上げたり、時間があるときは、自分の絵に防御ツールを使ったりしています。
ですが、常に不安はあって、前者は絵を見てくれる人に手間を掛けさせてしまうし、後者は自分の手間と時間が掛かるので、以前より絵を気軽に上げられなくなりました。
いままでと同じように、安心して、同じ立場の仲間と楽しく活動を続けたいです。
絵柄を奪われない仕組みや、もし嫌がらせを受けても正しく守られる仕組みがあったらいいなと思います。
生成 AI は、絵に限らず、たくさんの人のたくさんの作品を無断で使っていたり、違法なものを使っているのが嫌です。
協力を申し出て、報酬が支払われた権利者の作品だけを使ったものをいちから作って、免許制になればなあと思います…。
読んでくださって、ありがとうございました！

●受付番号　185001345000004926

[redacted]

[redacted]です。
生成 AI では公開された他人の著作物を無許可で学習し、例えばイラストレーターなどにおいては学習元となった作家と見間違うような作品を生成することも可能になりました。
しかし、イラストレーターやその他作家にとっての「絵柄」や「作風」は時間をかけて醸成した「アイデンティティ」であり、生成 AI によって著作物の学習・公開はそれらアイデンティティの簒奪、原作家の尊厳を踏みにじる行為であると考えています。
例えば、誰もが理想の顔になれる未来になったとき、
（例として有名な女優さんの名前をお借りしますが）
「[redacted]さんの顔になりたい」と思う人は多いはずで、
その場合、学習元となった[redacted]さんは、
「せっかくきれいに手入れをして美貌を保ってきたのに、」と思う以上に、
「どこを見ても自分と同じ顔がいて、自分のアイデンティティは何なのか」と思うはずです。
これは全ての人間の尊厳を奪うものであり、実際すでに成人向け動画においてディープフェイクなどで悪用されています。現状、生成 AI を使う人のほとんどは「盗用による金儲け」として使っており、好ましい体験やあるべき文化の発展に寄与するようなものではありません。
ディープフェイクは悪いけどそんな使い方でなければいい、というものではなく、生成 AI の悪用レベルは 0-1 ではなくグラデーションになっています。
根本に近いところで強い規制をしなければ、今の X（旧 Twitter）に見られるようにほとんど詐欺のようなビジネスが横行し、あるべき文化の成長は望めないと考えています。
アイデンティティを喪失し、生き甲斐を奪われ、生成 AI というそれらしい空虚なもので溢れ返る世の中で、これからどう生きていけばよいというのでしょうか。

●受付番号　185001345000004927

AI の学習先については、もっと制限を設ける必要があると考えます。ネットに出した写真が流用され、性的・あるいは被虐的なものを生成される可能性があり、人権侵害の恐れがあると考えます。AI が学習できる素材は、AI に学習されることを承諾したことを確認されたもののみに限定しなければ、創作を発表する場がなくなり衰退していくのではないでしょうか。学習用のデータベースを設けそこ以外にある素材はすべて使用不可のすみわけをする等、人間が生み出したものを守っていくことも同時に考えてほしいと思います。素案を拝見する限り、従来の著作を尊重する考えや配慮が大きく欠けているように感じました。

●受付番号　185001345000004928

現在、生成 AI による著作権侵害が深刻な問題となっています。
生成 AI は「安く」「簡単に」「大量に」他人の著作物を模倣出来てしまいます。
既存のクリエイターは自身の著作物を勝手に使用され、見返りも貰えず最悪の場合廃業。
結果として業界全体が衰退することになると考えます。
日本が世界に誇る漫画やアニメなどの産業の衰退は見過ごせません。
１度衰退したものを元に戻すのはとても大変です。２度と元に戻らないことも考えられます。
このようなことを防ぐために生成 AI の規制。
もしくは既存のクリエイターにしっかりと利益が還元されるような仕組み作りを望みます。

●受付番号　185001345000004929

５．各論点について

（１）学習・開発段階

他者の著作物を学習に用いる場合、著作者の許諾を義務付けるべきです。

（２）生成・利用段階

疑義がある場合は生成 AI 事業者に学習履歴の開示を義務付ける必要があると思います。
また個人がローカルで使用できる生成 AI は、全面禁止すべきだと思います。

（３）生成物の著作物性について

いかなる場合においても AI 生成物に著作権は発生するべきではないと考えます。

●受付番号　185001345000004930

創作において他からアイデアや作風に影響を受ける事はあるが、それらを自分の力や想像力に昇華せず型を抜き取ったような作品を生み出すこと(パクリ等)は創作界隈でも問題視されており、ましてや他人の力に依存するしかない AI 生成物に正当性や創作者たちから賛同を得られるとは思わない。AI による既存のクリエイターに対する損害を無視し利益だけを追求した結果、氾濫する手描き詐称の生成物と購買活動の萎縮、クリエイター文化の有意性の損失などが発生している現状を変えるための素案ではないのか？
守るべきものは一体何なのか、今 1 度素案を考え直すべきと感じた。
上記のことから一朝一夕では無い長年の技術を培ってきた人々の思いを踏みにじる行為であると考えるためクリエイター自らが生み出してきた物に対する AI 学習について一切を反対いたします。
作品や画風、創作物は製作者の財産であり、他人に使われるために生まれるものはほとんどありません。AI 生成物は無用の長物であり、現在活躍する絵描きやイラストレーターの土台を崩し、日本が誇るサブカルチャーを壊し、文化の根幹を揺るがす事から目を背けた曖昧で虚言交じりな案は破棄されるべきです。

●受付番号　185001345000004931

項目 5 の(4)において、コンテンツ創作の好循環を考えた場合についての意見を提出する。
生成 AI の台頭以前では、様々なクリエイターが適度な頻度で創作し、それを行う技術を培った努力等のコストや信頼を無為にするリスクから、規約違反や倫理的に問題のある行動は少なく、あったとしても倫理観や規範的意識の高さから、周囲に諭されるなどの自浄作用があった。さらに SNS 等ではプロからアマチュアまでが創作物を通して交流し、プロを育んでいく環境となっているなど、コンテンツ創作の好循環が起こっていた。
一方、生成 AI 台頭以降は、生成 AI の誰でもすぐにイラスト等を生成できる点、短時間で大量に生成できるという点から、生成物が氾濫し、生成物作成までのコストがほぼ無い事から、大きなリスクを負ったとしても失うものは殆どなく、規約違反や倫理的に問題のある行動に走りやすく、実際に悪質な生成 AI ユーザーが多くいると感じる。また、生成 AI ユーザー同士は、従来は技術習得の過程で得る先人へのリスペクト等の感情が薄い事、現状の生成 AI を現状のまま使いたい事から、悪質なユーザーの行動を肯定することが多く、また数が多すぎるため対処できない事から、自浄作用はほとんどないと感じる。実際に、「ウマ娘」の成人向け二次創作は規約により禁止されており、従来も少数創作され、いずれもすぐに摘発されたが、現在は生成 AI によって多数創作されており、また多少改変して「ウマ娘」のキャラクターではない等と詭弁を弄したりといった事例が多過ぎるため、取り締まりきれていなく、自浄作用もほとんどない為規約違反の創作物で溢れるという危惧すべき事態となっている。また、特定絵師の絵柄を模倣してそのような規約違反の創作物を生成 AI で作成し、「これはあなたが描いたものですか？」等と公共の場で発信する事で、その特定絵師が規約違反の捜索を行なっていると誤認させ、信頼を貶めるような行動も起こっている。このような、従来の環境を破壊し、粗悪な生成物で溢れ、生成 AI 利用者は互いに擁護し合い 1 生成 AI 非利用者の生産性を落とすような行動は悪循環であるといえる。
また、SNS はプロを育む土壌があると前述したが、現在では生成 AI による無断学習を恐れ創作物を発表しなくなる、生成 AI 利用者に i2i 等で嫌がらせ等の攻撃される、生成 AI の出力物で溢れているため人目につかなくなり交流できなくなる、生成 AI の出力物等でやる気を削がれる等の理由で、アマチュアクリエイターは従来よりも育ちにくい環境であり、ゆっくりと創作文化が廃れていっていく悪循環が既に起こっている。また、生成 AI を利用して創作しようとする場合でも、多くの場合生成したものを作品として発表するのみであり、表現力の向上や新たな創作的価値の付与などは行われないため、将来的に生成 AI が市場を独占した場合、質の高い創作物を作り出すクリエイターは、学習コストがかかる点、生成 AI を利用した場合に比べ時間がかかるため仕事の単価が高くなり、起用されづらいといった理由で淘汰され、新たに学習するデータは従来のデータセットよりも質の低い生成物ばかりとなり、生成 AI モデルは劣化していくというまさに悪循環が起きる。また、こうしたワ

ーストケースでも、生成 AI で作成したとわかる表示があれば、学習データから除く事で生成 AI モデルが劣化する事は避けられる。
結論として、生成 AI 台頭以前では創作における好循環が起きていたが、生成 AI 台頭以降はその環境が破壊され、悪循環が起きていると意見する。

●受付番号　185001345000004932

私は生成 ai 規制派です。
このまま生成 ai をなんの規制もせずにいると今まで築いてきた日本の創作文化が滅んでしまうと思います。
著作権が意味をなさなくなり創作をする意欲も薄れていい結果にはなりません、現に絵柄をそっくりそのままコピーされてしまったり、その絵柄で卑猥なイラストや残酷な描写をするイラストを生成されていて見ていて気分の良いものではないです。
日本の世界に誇れる創作文化を生成 ai で潰すべきではないと思います。
本当なら日本が率先して規制するべきだと思いました。
どうか日本の良い文化を守ってください。

●受付番号　185001345000004933

(1)イ
享受目的が存在したかどうかの判断基準が曖昧に感じます。例えば特定の作家の LoRA を使用していた場合、享受目的があることは明らかですが、LoRA によるものではなく偶然の産物だと言い張られてしまえば、この証明は困難です。
また、企業がサービスを提供するために研究開発段階で学習を行うような場合と違い、個人での利用において享受目的が存在しない場合というものがあるのか疑問です。
現状、30 条の 4 を盾に特定の作家の作品を学習する行為が横行している状態です。通常の著作物のように著作権法によって判断する前に、生成 AI を利用して著作物を無断で学習する行為そのものに罰則が必要ではないかと感じます。
(1)エ
特定のクリエイターの画風・作風を模倣したモデルを配布した場合、利用者は出力された物の依拠性・類似性によっては著作権侵害となり得ますが、モデルを配布した人物にも罰則が無いと同様の事例を何度も起こす危険があるかと思います。
また、画風・作風を学習した生成 AI を利用し、これを商用利用した場合は、著作権者の利益を不当に害していると見做すべきかと思います。このような行為が認められると、大量の生成 AI ユーザーによる模倣と商用利用が横行することにより、クリエイターの創作活動の萎縮や、新たな表現が登場しないことによる創作文化の停滞が懸念されます。
今後、学習用のデータセットの整備や販売が進められていくことを考えれば、著作権侵害の温床となる 30 条の 4 の権利制限は残しておくべきではないと考えます。
(3)イ
プロンプトの量や試行回数によって創作的寄与があるとする考えには疑問を感じます。
(4)
生成 AI によって出力された物に著作権を与えるべきではないと思います。
また、生成 AI を利用するサービスにはすべて、それと分かるウォーターマークを付けることを義務付ける必要があるかと考えます。クリエイターへのなりすましやディープフェイクによる被害はそれが生成 AI によって作られた物であると判断できないことに起因するため、ウォーターマークを隠して公開することに罰則を設けることで、これらを抑制できるのではないかと思います。

●受付番号　185001345000004934

AI と著作権に関する考え方についてですが、好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しいです。一度、好きな作家さんの絵の一部が模倣されたものを見かけ、かなり不愉快な思いをしました。
また、絵を描いてる者の視点として、今後、AI 絵が発展していくにつれて手描きの絵と AI 絵の判別がつかなくなる可能性があり、著作権等のトラブルにならないか不安な点もあります。実際その問題は既に起こっています。
更に「マスピ顔」と言われる絵柄を使い倒してその絵柄の価値を殺してしまっていること、また上手い絵を見ても「AI 絵じゃないのか」と素直に受け止められなくなってしまっており、上記からもう既にひとつの文化が失われてしまっている現状にあります。
よって、生成 AI への規制を強く希望します。

●受付番号　185001345000004935

AI によって便利になる分野もあるとは思いますが、画像、音声、音楽等の創作分野の生成 AI は他人の制作物を学習だからと何の確認も取らず何の利益も返さず搾取して誰でも使えるようにすれば芸術、モノ作りの文化が破綻します。全体の利益になるからなどと軽く考えず、ただ奪われていくだけの制作者の心情を理解し、一定の規制やルール作りをもっとしっかりとしてください。

●受付番号　185001345000004936

AI と人間が共存していくためには、必ず AI は人間の道具でなければならず、であれば生成 AI で作られたものは自由に使うことができて然るべきであり、そこに著作権は存在してはならない。また、プロンプトには著作権はない。

●受付番号　185001345000004937

AI の学習を著作権法の制限規定に含めることに反対します。
この案は著作権どころか知的財産権の侵害です。
現状、著作権を無視して無断で学習した AI についてのトラブルが多く見受けられており、今回の案はそれらのトラブルを臭いものに蓋をしているような状態に過ぎず、無断で学習させ営利目的で使用されている状況の解決には全くなっていません。
例えるなら交通事故が多いので、法律を変えて交通事故を無罪放免にしてしまうようなものです。
日本の知的財産と創作者を保護するためにも、きちんと現状を解決できるような法整備をお願いします。

●受付番号　185001345000004938

画像生成 AI について、著作物、著作者、人権などの権利においてあまりにも配慮、敬意が欠如していると感じます。
生成 AI の技術自体はとても素晴らしいモノだと感じます。ただ今の生成 AI は他人の著作物を無断で取り込み、その膨大なデータから沢山の生成物が出されています。使用するのは人間です。新しい技術のは規制が必要です。今の日本は緩い規制ですが、これからの時代いちクリエイターを蔑ろにしないでほしい。
大量に消費、生産と、クリエイティブにおいて、コスト削減になりますが本当に対価を払うべき創作者にまで利益を無くすと市場がいずれ崩壊します。
これはクリエイターだけの被害ではありません。個人の肖像権も脅かされています。本人の許可無しに勝手に相手の画像で卑猥なポルノ画像を生成したり、相手の声で事実では無いことを言わせると言った事例を近年多々見かけます。
誰もが簡単に著作権や肖像権を侵害し、さらにそれを法的に咎められないのはどう考えてもおかしいです。
今はほとんどの人が面白がって使っていますが、いずれ取り返しのつかないことになりかねません。
せめて、学習元にはきっちり対価を払って頂かないと、安心して使えません。

●受付番号　185001345000004939

【１　生成ＡＩと著作権の関係について、どのように考えるか】
（１）学習・開発段階
現状､生成AIは無断転載画像を掲載しているサイトや､イラスト投稿サイト･各SNS(pixiv、X（Twitter）など）の『クリエイター側がAIに学習させることを目的としていない』場所から大量のデータを学習させている。この場合、仮に生成AI利用者が生成したデータを販売したとしても､学習元となったクリエイターには一切還元されない。仮にも創作のツールを名乗るのであれば、この現状はあまりに不健全である。
（２）生成・利用段階
現在、SNS等でクリエイターに粘着し嫌がらせを行う生成AI利用者がおり、クリエイターの絵柄を模倣した上でそのデータを販売する、クリエイターの望まないイラストを生成する､などの嫌がらせを受けた結果､クリエイター側が精神的な苦痛を受ける事態になっている。
また、海外では有名人の画像を学習させたフェイクニュースや、14歳の少女が男子生徒に生成AIディープフェイクポルノを頒布され自殺するなどの事件も起こっている。
全ての生成AI利用者にモラルがない状態で、どのような人物でもすぐに手に取れるツールとすると、このように悪用される可能性が非常に高い。
生成AIで個人の特徴的な絵柄や画風を学習したイラストを使用し、特定のクリエイターと誤認させ閲覧や購入を煽る､描き手の意図しないところで「年齢指定の入る絵などを作成してはいけないコンテンツ(例、ウマ娘など)」で年齢指定の入るイラストを生成され、学習元となったクリエイターに問い合わせがされる事例が起きている。
クリエター側の許可なく学習させ､イラスト生成した人物が最も悪いが､誰でも勝手に生成AIに学習させ、ネット上に公開できる状態でなければ起きない問題だ。
（３）生成物の著作物性について
著作権法２条１項１号より､著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とあり、生成AIが生成したAI生成物は「思想又は感情を創作的に表現した」ものではない。
人間の創作を学習し、それをもとに後追いでしか生成出来ないものに著作権を発生させるべきではない。

●受付番号　185001345000004940

現在の生成 AI を活用するのに反対です。
現在の生成 AI は学習に違法なサイトやクリエイターに無断でクリエイターの知的財産を使っています。海賊版や違法アップロードなどからも学習しており権利関係が限りなく黒に近いです、考え直してください。

●受付番号　185001345000004941

項目 5 の各論点
（1）学習・開発段階の懸念 について、現在の生成 AI は権利者に無断で学習したデータを使用しているものが多く、すでに多数の作家が自身の作風を模倣した偽作品を公開されるなどして、その仕事の価値を貶められています。
また、写真からポルノ画像を生成される被害もすでに発生しており、これはとても深刻な人権侵害です。
これらの被害を防ぐためには、まずは AI 開発の事業者によるデータの無断学習を規制する必要があると思います。そのための法整備を求めます。

●受付番号　185001345000004942

・児童性的虐待画像が含まれている
・作家（クリエイター）さんが生成 AI に模倣され抗議しているの見て同じ気持ちになった。
自分の創作物を模倣されるのは嫌だと感じました。
他にも理由がありますが特に上記ので生成 AI への規制を強く希望します。
僕はゲーム会社で彩色の仕事をしているのですがこのままだと僕の仕事がそのまま奪われてしまいます。

●受付番号　185001345000004943

◯様々なイラストレーターが生成 AI の被害を受けていて（画像生成 AI に対し）厳しい規制が必要と感じた。
◯イラストの中に AI イラストがありイラストを見ることを楽しめなくなった。
本来稀にしか見れないイラストを画像生成 AI を使う人がたくさんいて稀にしか見れないイラストが大量生産され価値が下がってしまいそのイラストを描いてた人が絵の活動を続けられなくなる可能性がある。（マスピ顔のこと）
◯学習する際に学習元の作者様方々からちゃんと許可を取るようにしてほしい。
◯画像生成 AI で嫌がらせをする人が居り画像生成 AI に悪印象が付く。
◯これから先、未来で絵を描く人々が少なくなり絵の文化が衰退する可能性。
◯岸田総理のフェイク動画みたいな事件がこの先たくさん起きてしまう。
◯画像生成 AI を大量に投稿されることがありサーバーに多大な負荷を与える
◯AI 生成イラストは使いやすく AI 生成イラストを販売する人には禁止されてることを無作法にやる方々がいる。
◯実写写真の未成年少女と少年が学習元に入ってる可能性がある。

●受付番号　185001345000004944

＞２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
　エ 我が国の著作権法が適用される範囲
（ウ）具体的な利用行為に関する準拠法決定
・上記について、国内のサーバーと限定してしまうと操作している人間は国内いるにも関わらず、海外のサーバー上で生成 AI の学習や開発、生成、利用を行った場合はこの法は適用されないことにならないか？
もしそうなら、意図的に海外サーバーを使い法の穴を突いて利用する人間が必ず出てくると思うので最低限その辺りを考慮した内容としてほしい。
（使用した人間が国内居住の場合は…というような）
・生成 AI の制作者へは、学習元として使用したデータの情報開示を行うのを義務としてほしい。また、虚偽の申告の場合は罰せられるようなものとしてほしい。
（生成 AI を公開するにあたっては必ずデータの公開もセットとしてほしいし、そこに嘘偽りがあってはならない）
・上記とセットで、学習データとして利用したもの全てへ、生成 AI 制作者は対価を支払わせることを義務としてほしい。
・学習データとして利用するデータは必ず、著作者が許可しているもののみとするよう縛ってほしい。
理由は、学習データに狙ったイラストレーターの作成物であるイラストを入れ、実際に描いている本人に成り代われるほど瓜二つのものを生み出すことが事実上可能なものだからです。（実際にそのような使い方をしている案件をいくつか見ました）
そして、それほどまでに悪意のあることをやっても法律がないため罰することが難しいのが現状です。被害を受けたイラストレーターさんはとても苦しんでいました。
成り代われる、ということは悪意を持った人間に犯罪まがいのことをされたり言われたりして、罪をなすりつけられる可能性もあるということではないでしょうか。
（実際、岸田総理のディープフェイク映像などもありましたよね？あれがもっとわかりにくい状態でたくさん出てしまうということです）
▼以下は私が今まで AI の問題を色々見ていて思ったことです。
例としてイラストを挙げますが、本来であれば膨大な時間や努力などで自己流の絵柄を生み出すものです。
私も過去にイラストの専門学校へ通い、アニメーターとして仕事をしていました。現在でも趣味の範囲にはなりますが絵を描いているため苦労は重々承知しています。
悪意のある生成 AI 制作者は、そういった人々の時間と努力…いわば職人芸とも言えるものを勝手に学習データとして取り込み、さも自分が描いたかのように発表し続けています。

逆に言えば、そういった人々の絵がなければあれだけのクオリティのイラストは生み出せないのが生成 AI ですよね？
上手いイラストやきれいなイラストを何千、何万枚と学習させれば同じようなものを即座に生み出せてしまいますが、結局人間の描いた元データがないとダメということ。
そんな生成 AI をなんの使用制限もしないのはどうなんでしょうか？今まで血の滲むほどの努力をしてきた人間なんかいらないということでしょうか？
著作者が望んでいないのにも関わらず自身が作成した作品を他社に勝手に取得され、金儲けの道具として使われてしまう現状の生成 AI に対して憤りしかありません。
もっとわかりやすく言いましょう。農家さんが作っている野菜などを勝手に盗んで自分で作ったものです、という状態で売っている人がいます。これ、普通に犯罪だってわかりますよね？
今の生成 AI で起きていることはこれと全く同じです。だからクリエイターは怒っているのです。
日本にいるすべてのクリエイターへ敬意を払うお気持ちがあるのならば、今一度しっかりと考えていただきたいです。
悪意のある人間はどうやって法を掻い潜るかを全力で考えてきます。
それを少しでも防ぎ、今いるクリエイター、これから先クリエイターになろうとしているすべての人が安心して活動できるようなものになることを願います。

●受付番号　185001345000004945

AI を使用した画像を発表する場合はその旨を必ず表記するという規約が欲しい。
■無料・有料素材サイトで AI 出力の絵が AI とは表記されず販売されている
AI 素材を知らぬ間に使ってしまい、学習元が使用不可などの画像で問題が出た場合、販売元、使用者、仕事の発注者（発表先）どこに責任があるのかという話になってしまう。
学習元の制作者と AI 学習先のトラブルは人間の感情的に絶対無くならないものだと思うので、その危険性を理解し使う者・使わない者の棲み分けが出来るようにしていきたい。
■なりすまし被害
絵に描きらず、少し性的な女性の自撮り写真を出力し騙してＳＮＳの運用をするものを見かけます。これは犯罪の温床になりますので、やはり AI の出力にはきちんと表記をする、しない場合は怪しいなどのイメージがつくような世の中の流れになってほしい。
出力したものを参考にする、AI 出力の技術を競うなど、AI は AI 界隈での発展を遂げていくことは問題ないと思う。
今は手作りのもののなかに AI 製のものが紛れ込んでいて、何が本当か嘘か分からないことに問題があると強く感じる。
上手く棲み分けが出来るような仕組みが出来るよう願っています。

●受付番号　185001345000004946

「AI 事業者ガイドライン案」
別添 1.第 1 部関連/P13/20 行目「AI によるリスク」
についてですが、学習元がわからないブラックボックス状態なのがそもそもおかしいです。
現状だと学習元のイラストに入っているロゴやウォーターマークやサインまで出力されている画像を見かけています。
著作権等のリスク回避をするのなら学習許諾を得た画像のみを使用してください。
画像の権利者の許可なく画像を学習しないでください。
・享受目的以外でのみ画像を著作権者に無許可で学習できるようですが、商用利用や金銭が発生するサービス（例：pixiv fanbox 等の月額サービス、X の閲覧数に応じたインセンティブ制度）への使用は明らかな享受目的だと思います。これらの使用方法を禁止してください。
また、研究目的等というのであれば生成 AI で出力したものについてはすべて著作権が発生しないようにするのが道理だと思います。
・手書きだと詐称して生成 AI で金儲けや嫌がらせををする人間もかなり増えています。
生成 AI で出力したものは誰がみても一目でわかるようなトリミングや修正不可能のウォーターマークか、生成 AI 画像のみの画像ファイル形式を取り入れるなど明確な差別化を図ってください。
・Lora のような明らかな権利侵害も AI のシステム上学習元の開示ができないのはおかしい。出力した画像には何の画像が学習されているのか明らかにするべき。
・権利侵害が起こっても現状だと「AI のせい」で逃げ切れることがおかしい。出力者には権利侵害について理解して利用しているのだから AI に責任転嫁するのではなくそれ相応の責任を負うべき。
・現状の AI はクリエイターの補助ではなく競合相手になっており、たくさんのクリエイターが権利侵害・嫌がらせ・仕事がなくなるのではないかという不安・依頼料の値下げといった事で苦しんでいる。
コストカットの事ばかりでクリエイターの権利や努力なんて何も考えていない人間の話ではなく、されたくもないのに勝手に学習元にされて苦しんでいる被害者である現場のクリエイターや権利者に寄り添った制度を制定してください。

●受付番号　185001345000004947

４．関係者からの様々な懸念の声について
ネット上では「絵を歪めたら線が一致した」 を根拠にパクリ・盗作と断言する人間も確認されています。
箇条書きで列挙できるような、裁判ではアイディアと扱われるだろう内容を根拠に「盗作だろう」と批判する声も 1000 人に 1 人くらいのペースで見かけます。
イラストレーター/漫画家や小説家などがそのように主張している例も決して少なくはありません。
現行の著作権法が裁判所の外で適切に扱われていない、なんなら無視した私刑が横行している現状で、新たに制限を増やすのは不安です。
刑事・民事問わず、裁判に「自由刑」「財産刑」と同等の負担があるのも懸念材料の一つです。多大な犠牲を払わないと法の範囲で不利益に立ち向かえない。
従来の手描きイラストレーターの多くも本来著作権法違反にあたる二次創作と呼ばれる創作活動を行なっていますが、生成 AI でも同じくらい ”思いついたものを躊躇いなく描いて公開できる” 環境が守られると良いなあと思います。

●受付番号　185001345000004948

イラストレーターです。正直生成 AI が進歩することで、自分の未来が奪われる気がして不安でなりません。実際、自分だけでなく、多くのイラストレーターの方が、生成 AI によって被害を受けています。（無断使用、嫌がらせ、誹謗中傷など）イラストレーターからしたら、自分の絵は大切なので、生成 AI に勝手に利用されるような事、考えたくもないです。自分のイラストを生成 AI に利用され、生成されたイラストを販売され、誹謗中傷されて自殺に追い込まれかけたイラストレーターもいます。生成 AI は、人間に許された表現という行為を脅かす存在だと思います。全ての創作物が AI に利用され、人間が何も生めなくなる世界になって欲しくありません。著作権云々の細かいところはわかりませんが、イラスト界隈における生成 AI の恐怖を知ってもらいたいです。ちゃんとした著作権の意見を送る場でこのような意見を書いてしまい申し訳ありません。少しでもイラストレーターの不安に耳を傾けていただけると幸いです。

●受付番号　185001345000004949

現状使われている AI は、既存作品の無断使用による合成がほとんどです。クリエイターの著作物を本人の許可なく使用し、金儲けの道具として利用することは断固反対です。
AI の濫用によって企業のコストカットになるとしても、許可のある画像のみ使用されるべきです。また、学習素材の中には児童ポルノも含まれています。現実に存在する人間の悪質なポルノ加工や、ディープフェイクが簡単に生成されてしまうなど、AI がコンテンツの発展に役立つと言うには問題点が多いと感じます。

●受付番号　185001345000004950

生成 AI の学習アルゴリズムは知っていますか？
生成 AI を使うと、誰かが制作物(作品データ)をアップした瞬間に類似品を大量に生成することが可能ってことですよね。
これを作品データを自分でつくった側に立って考えると、「制作物をアップした瞬間に類似品が大量に生成されて散布され得る」ということだと思うんですけど、これって自由な創作文化が消えることに繋がりませんか？
生成 AI ユーザーばかりが作品を投稿しあう世界になると、クリエイティブは死ぬのですが…。(AI は学習した内容しか生成できない"ので、既存のクリエイターがいなくなっていけば、そうなることは明確ですよね。)"

●受付番号　185001345000004951

「AI と著作権に関する考え方について（素案)」
現状の生成 AI に反対します。
２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為
30 条の 4 の但書の具体例として納得できます。
しかし、現状の生成 AI は、美しい絵を作りたいから美しい絵を学習させるものであり、そもそも享受にあたるのではないでしょうか？
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
＜AI 利用者の懸念＞
そもそものデータセットを見直せば解決すると考えます。
許可を得た画像のみをオプトインしたデータセットを使用すれば権利を知らずのうちに侵害することはありません。
有料素材のウォーターマークや作家のサインが浮かび上がるものを使用できません。
プロンプトで押さえ込んだり、出てしまったものを修正する等、対策案とも言えないような意見を多々目にしました。ウォーターマークやサインを消せば自分の描いた絵、自分に権利のある画像になるわけではないのに、なぜ AI を通せば自分の画像になるのでしょうか？
５．各論点について
【「非享受目的」に該当する場合について】
イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について
現状「AI 学習は合法」というワードが一人歩きしています。
LORA や i2i は勿論問題ですが、他者に権利のある画像を生成 AI 搭載アプリに通して加工・公開することも、なぜか「合法」として気軽に行われています。
享受目的の場合適用されないはずが、現状全く機能していないと感じています。
（４） その他の論点について
「AI は法的に問題ない」という生成者の意見と、「AI イラストは受け取れない」という消費者側の意見が対立し、生成者による手描き僭称・詐称が起こっています。
ココナラや SKIMA を初めとしたイラスト受注サイトでは、AI を使用した出品者が手描きと偽って出品し金銭を受領したり、納品したものを無許可で AI に通されてしまったりと混乱やトラブルが続いています。ストックイラストサイトなどの画像投稿サイトも軒並み AI 生成画像が氾濫しており、検索性や利便性を損なっています。生成 AI 被害によって退会されたイラストレーターもいました。文化の衰退に繋がると感じています。
６．最後に

生成 AI がリリースされてから、イラストレーターへの集中学習、実在人物(俳優、アイドル、モデルやコスプレイヤー)の写真を性的に加工する、既存アニメや映画を画風変換して自作発言するなど、生成 AI 利用者のモラルに欠けた行動を多く目にしてきました。
機械と人間は異なります。
生成 AI による絵柄の模倣や写真の作成と人間の創作は分けて考えるべきです。
愉快犯的なディープフェイクの蔓延や、個人への嫌がらせを阻止すべきです。
そもそもの学習内容を見直し、生成 AI の個人での単純所持や使用に制限を設けたり、AI 生成を明示することを義務化することが必要だと考えます。
生成 AI の迅速な住み分けと、健全な発展を強く望みます。

●受付番号　185001345000004952

生成 AI の普及において、まず、一般的なクリエイターの意見がないがしろにされているのが問題かと考えています。
一般的なクリエイターは生成 AI の普及に反対しているのではなく、現行の生成 AI による「権利を無視した無許諾、無制限の学習」に関してです。
つまりは、生成 AI のプログラムや出力物に対する問題視というよりは、その学習データを読み込ませたり、出力をしている”人間”の問題です。
今現状、明確にこの、「生成 AI に学習データを集積している人間」を法的に拘束することが出来ていないことが問題であり、その問題ある人間の手で作成された問題のあるツールが今でいう、stable diffusion などに該当します。
生成 AI ツールが普及してほしくないのではなく、他人の知的財産権を侵害することを公的に容認するツールを普及させてほしくないという主張です。
stable diffusion の開発者も発言していますが、現状の生成 AI とは高度な画像検索ツールで、学習という単語を用いてはいるものの、行っているのは高度な画像復元、つまりほとんど元のデータを再出力しているということで、これに関しては研究などで検証されています。
これは人間で例えて言うと、”引用”また場合によっては”盗用”に当たります。
人間と生成 AI の機構が同じだと主張するのならば、人間基準での良し悪しを基準に、生成 AI の主語を人間に置き換えて問題ないかを考えるべきではないでしょうか？
今現状、生成 AI によるデータの学習、出力はまったく法規制がなされず、著作権法にある「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」という部分に関しても、学習データを開示できない以上、如何に類似性や侵害があり、それを主張したかったとしても、生成 AI が勝手にやったこととして言い逃れできてしまう。
著作権、知的財産権とは端的に言えば製作者の意欲を保護するための権利であり、クリエイターにとっては意欲自体が利益なのです。
これは学習データの基盤として捧げられたクリエイターの利益侵害に他なりません。
また現行の学習データの収集方式では、今後どんな問題が起こるかということも考慮した方がよいでしょう。
クリエイターの面でいえば、手軽な海賊版の普及、ネット上に投稿されている他者の作品を簡単に複製できるため、現行法では、誰もが処罰できない盗用を行えることになります。
クリエイターとして生成 AI の学習データによる搾取の対象にならなければ、この問題に関して興味を持つことが難しいとは思うが、国内外問わず（むしろ国外の方が積極的に）、大半のクリエイターは現行の生成 AI に対して権利侵害の傾向を強く感じていることを理解してください。

学習に関しては人間が行っていることを忘れないように、生成 AI の発展に関して悪意や無知から行動している人間を介在させないために、また既存のクリエイターが培ってきた製作物という財産が侵害されないために、法整備、生成 AI ツールのシステム改善を強く望みます。
クリエイター、非クリエイター、共に正しく手を取り合って、どの層でも納得して問題なく使える新技術として普及できるように対策していきましょう。

●受付番号　185001345000004953

AI を容認することでイラストレーター・漫画家の将来育成の芽が潰れ、今や唯一の誇れる産業が廃れる可能性があるのは悲しい

●受付番号　185001345000004954

個人
全項目を通してですが、この素案のように、現実は生成 AI に対する是非は明らかです。X などで活動されている絵師様方はみなさん生成 AI を許していません。努力によって得た物を AI によって即時生成される。それは如何なものでしょうか？
私も絵を描く立場にありますが、私自身、生成 AI は本当に許せません。私は生成 AI の著作権保護の獲得は反対です。疎い文章ですみません。

●受付番号　185001345000004955

５．各論点について

現在の野放図な生成 AI 利用について、現行法の解釈ではなく新たな法整備による対処を望みます。

他人の著作物を無断で読み込んでイラストを作成し販売すれば権利侵害となります。それが AI を通せば合法としていいはずがなく、生成 AI という新しい技術に惑わされ『他人の著作物の利用に対しては報酬を支払う』という原則すら無視していては日本は法治国家とは呼べません。

著作権者には『機械による学習をさせない権利』が必要で、万が一無断で学習された場合に現状のデータセットが不透明な生成 AI では権利侵害の立証が困難です。素案では著作物を学習された作家がデータセットの内容を開示できる可能性についても言及がありますが作家側の負担が大きすぎます。現状 X で観測されている事案としてイラストレーター本人が AI による学習を防ぐ為作品にフィルターをかけるなどの対抗措置を取っていますが、なぜ自らの知的財産を守る為に作家側が負担を強いられているのか。作家の権利を守るのは国の筈が、無秩序な生成 AI 利用に歯止めをかけるどころか諸問題を無視し AI 利用を推奨する姿勢は新技術に目が眩みそれを利用する者と利用される者の問題を軽視しているとしか思えません。

現行の海外生成 AI の使用禁止はクリエイターの権利を守ると同時に将来活用が見込めるデータセットがクリーンな生成 AI の発展を妨げる事もありません。

『クリエイターが仕事を奪われる事を理由に生成 AI 技術の発展を阻もうとしている』というような声も X 上で見受けられますが、学習元に使われた作家に一切の報酬が払われずに AI による生成物を販売出来る事は明確な権利侵害です。

文化庁の素案にもいくつか疑問点があります。

『特定のイラストレーターの作品のみを学習させた AI の開発は権利侵害に当たる可能性がある』とありますが、特定の一人のみの学習が権利侵害なら二、三人追加で学習させれば合法と解釈できます。無断で学習に使われた人数だけ被害者がいます。

『AI 生成物に著作性を与える創作的寄与』がプロンプトの工夫や生成の試行回数など生成 AI 利用者自身にしか分からない不明瞭な条件で訴訟の場などにおいてのみそれらの開示が可能である事も不都合です。そして創作的寄与が認められない AI 生成物を自分の著作物と偽った場合の罰則が無い事も疑問です。

『AI 生成物を加筆した部分にのみ著作性が発生しそれ以外の部分の著作性には影響しない』ともありますが、画像の一部分にしか著作性が無いものなどどう扱えば良いのでしょうか？少なくとも著作権が無い部分が含まれるものを自分の作品としてアップロードする事も販売する事も出来てはならない筈です。意図的に AI 生成物そのものへの著作性について濁してある点も腑に落ちません。

そもそも著作権法３０条の４にて自ら又は他者に著作物に表現された思想又は感情を享受させない場合においてのみ情報解析が認められるとありますが、現状の生成 AI の利用は特定のイラストレーターの作品を学習させたデータを公開しあまつさえそれらを販売しているなどの状況で『享受目的』以外の利用が見当たりません。『目的はあくまで機械学習』と反論も見かけますがその機械学習の目的が享受であるためこれらは詭弁です。
この様に問題を抱えたままの生成 AI を放置した結果絵柄を学習された作家が生成 AI 利用者に削除するよう求めても『絵柄に著作権はない』『それに法的根拠がない』などと著作権法の都合のいい部分のみ抜き出し反論しています。モラルに欠け他人の努力による成果物を無断で機械に入力し見かけだけ手描きと同じ物を出力させ、それらを第三者に享受させているような人間を国がクリエイターと呼びそれを奨励しようとしている現状にイラストレーターとして強い憤りを覚えます。
生成 AI を取り巻くすべての問題の根幹は無断で学習したデータセットにあり、これが全て許可されたデータかつオープンなものであれば著作権に関わる多くの問題が解決できます。
最後に多くの作家が AI を危険視している理由は製作スピードの違いにより手描きに代替するのではという危惧より、芸術分野において重要視される作家性が AI による生成物には無く、一見それと見分けのつかない AI 生成物が人の手による創造物に紛れ込む事への忌避が大きいです。
まずは無断学習したデータセットを用いる海外製生成 AI の利用を全面禁止してください、そして可能な限り人が手描きした創造物と機械に作らせた生成物が同じ競争市場で混じり合うことのないよう厳正な協議の上法整備を進めていただきたいです。

●受付番号　185001345000004956

先人の作品を速度と量の暴力で一方的に素材扱いしてしまう現行の AI がなあなあで存在を許されていることはとても怖いです。

●受付番号　185001345000004957

４．関係者からの様々な懸念の声について
仕事・趣味でイラストなどを作成している者です。紙媒体だけではなくネット上に作品をアップすることが多く、自身の創作物が勝手に学習され、悪意を持って生成 AI に利用されないかと日々不安に思っています。
生成 AI によって全く新しい表現が生まれるのはよいことだと思います。しかし、現状は生成 AI を批判したイラストレーターの方が、創作物を過学習した生成 AI によって、絵柄や表現がそっくりの悪意あるイラスト（自殺教唆を意図するもの・アダルト要素のあるもの）を生み出されてネット上にアップされるなど、嫌がらせを受けています。絵柄や表現は作家にとって顔とも呼べるものです。全くの他人が創作物を過学習させた生成 AI によって生み出したイラストでも、それを見た人は過学習させた創作物の作家を思い浮かべるでしょう。現状では生成 AI によってイラストを生み出した人は特に罰されることはなく、ただ作家だけが被害を受けることになっています。
生成 AI は確かに便利なものなのでしょうが、現状使用する側にあまりにもモラルがありません。気に入らない作家の創作物を過学習させ、さも作家が描いたかのようにネット上にバラまく行為が多数見られます。守られるべきは生成 AI なのでしょうか？

●受付番号　185001345000004958

下記の内容について反対、また説明が不十分であると捉えています

■指摘箇所　（内容を引用いたします）

「３．生成 AI の技術的な背景について」

「（１）生成 AI について」

「ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」

■意見

学習元から許可を取る旨が一切書かれておりません。無断転載ではないでしょうか。

「通常、切り貼りではないとされる。」の根拠や信用できる文言が見当たりません。また、通常でない場合は切り貼りを行うと見て取れます。

以上のことから著作権を違反し、無断で切り貼りを行い、生成 AI に学習させていると受け取れます。

このようなことを行うのはやめてください。

内容の修正・改善、見直しをお願いいたします。

●受付番号　185001345000004959

AI の利用について、現在懸念していることは、イラストレーターなどのオリジナルの創作者の権利が侵害されることです。既に、本人の許可なく AI に学習させてあたかも本人かのようなイラストを生成している人が沢山見受けられます。この内容だとオリジナルの創作者の活動を阻害される要素があると思います。文化発展の阻害を加速するもので無くなるように再検討してください。

●受付番号　185001345000004960

受付番号：185001345000004876
内容を訂正し再提出いたします。
4.関係者からの様々な懸念の声について
既に SNS 上では生成 AI を用いて特定のイラストレーターの作品を意図的に真似て嫌がらせに使用しているなどのモラルのない行いが横行しており、それだけでも著作権者にとって多大な不利益を押し付けられているというのに生成 AI の学習に使用させないための実効的な手段が無いというのは著作権者にとってあまりにも不利な状況であるため、今のやったもん勝ちの状態というのは健全とは言えないのではないでしょうか。
他人の著作物が含まれたデータセットで学習しなければ生成できない生成 AI による生成物よりも、従来のように人間の手で作られた著作物の保護と著作者の持つ権利が優先されることを当然の原則とするべきです。
今も人間のクリエイター達が時間をかけて身に付けた技術で生み出した作品は守られずに搾取され続け、安価に濫造された海賊版が生み出された結果これまで積み重ねてきた各種サービスの信頼までもが損ねられています。
このままではこの先著作物を生み出しても公開しない、または創作すること自体を止める選択をする人も増えることでしょう。これではクリエイターの文化は大きく縮小し衰退していくと考えるのは、そう難しいことでしょうか。
現状の生成 AI とその利用者は目先の利益のために将来の可能性を含めたクリエイターの文化を食い潰しているようにしか思えません。そして食い潰すのはあっという間でも、その後は長い時間をかけても元に戻らない可能性の方が高いのではないでしょうか。
現在、生成 AI の学習のために無断で他者の著作物を使用することを認める根拠が「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(法第 30 条の 4)」であるのなら、ネット上含む公然の場に生成物を出した時点で思想又は感情の享受を目的として生成 AI を使用していると考えられますし、また生成 AI による生成物が広告に用いられたり、生成 AI による生成物であるのにそうではないと詐称して販売されたりしていることなどから生成 AI は営利目的でも使用されているのが実情であり、もはや 30 条の 4 で定める利用の範疇にあるとは到底認められないと考えるのが合理ではないでしょうか。
生成 AI の利用者のモラルを改善するために必要なのは法です。法によって禁止すべき事項とその罰則が合わせて定まらない限り、今起きている生成 AI の濫用が止まることはないと考えます。
生成 AI に対する信頼を破壊したのは他でもない生成 AI を使う人々です。
無断で人の作品を使用することが規制されない今の状態のままでは生成 AI を信頼することはできません。今まで何も制限されなかったために現在モラルの無い使われ方をされているのですから。

現行の生成AIはクリエイター達の技術による成果を無断で横取りし搾取して発展しているのではないと言うのならばその証明のためにどのようなデータを生成AIの学習に使用したのかを公開すること、かつ著作者から使用について合意を取れたものしか使用できないようにすること、生成AIによって生成されたものを公開する場合たとえ一部加筆等したとしても生成AIを使用したことを隠すことは禁止するなどは少なくとも定めるべきだと考えます。

●受付番号　185001345000004961

昨今話題になっている生成 AI は、AI の使用の是非ではなく AI の学習元とされているデータの出所に問題があると考えています
AI 学習禁止と表明しているイラストレーターのイラストを AI に学習させてイラストを生成している事象が多々あり、イラストレーターに経済的な損失を与えていると思っています
イラストの無断 AI 学習により SNS 等で新しくイラストを投稿しにくくなり、絵の宣伝がしにくくなっている方もいます
学習元データの公開、使用データへの報酬支払、無断使用への厳罰などがあれば生成 AI の運用はクリアなものになるかもしれませんが、それらの条項が全くない中での運用はリスクや分断の原因にしかなりえません
クリエイター保護のためにも AI 使用に対する著作権の保護条項や著作物無断使用の罰則規定の策定をご一考願います

●受付番号　185001345000004962

生成 AI が著作権を無視して作品を取り込んでいるのは、周知の事実です。一部の人間に至っては、絵描きを攻撃し、筆を折るところまで追い詰めた例もあります。これらの事実は許し難いですが、それ以上に辛いのは、私の愛した海が土足で踏み荒らされたことです。
作品を作り鑑賞するということは、一次二次創作、アニメ芸術問わず、我々に対話を促します。作品を作りながら自分と向き合い、作品を見ながら作者と向き合う。絵や言葉を通して、そこでコミュニケーションが生まれる。私の中に別の視点が生まれる。それらが折り重なって海になる。その営みを愛しています。技術や数字も、きっと大事ですが、それらとは別で大切なのです。
その人間的な営みが、上部の技術だけを継ぎ接ぎにしたものを垂れ流され、知った気になって破壊されていくのが見るに耐えません。作品には、どんなものであれ作者の眼差しが潜みます。それが今、政府や世間によって無理矢理濁らされていくかもしれないのが、とても悲しいのです。

●受付番号　185001345000004963

画像生成 AI についての意見を提出します。AI の技術自体は使いようによっては素晴らしいものになるかもしれませんが、現段階において AI を悪用して作家の著作物を大量に使用してイラストを生成し、そのことを指摘した作家本人に嫌がらせ、脅迫、自殺教唆するというトラブルや、金銭を得るといった行為が起きています。また、生成 AI を用いれば「作家本人を詐称して」書籍などの成果物販売が可能になります。作家のイラスト模倣においては、画風や絵柄に著作権は発生しないため規制は難しいと思いますが、クリアしなければ作家への嫌がらせ・脅迫などが常態化し、被害を受ける方が増えてしまうことを懸念しています。
このようなトラブルが多数起こった場合、個人で対応していくには時間と労力がかかりすぎるため、個人事業主として生活している方は大変な損害を被る恐れがあります。
現在文化として存在する二次創作やファン活動と明らかに異なるのは、生成 AI を用いると一瞬で大量の生成物を作ることができるため、「作家本人の詐称」「作家への嫌がらせ」などの他害行為へ至ることが非常に容易になる点です。
また、架空の生物画像・資料が作られ、インターネットでの検索性が汚染されるという事案も発生していたり、生成 AI「Stable Diffusion」などに使われた 50 億枚超の画像セット「LAION-5B」に児童に対する性的虐待の画像が用いられていたという報告もあります。
このように、AI 生成物を使用する際の問題が山積しているため、生成 AI による生成物を発表する際には何らかの整備・ガイドラインが必要だと思われます。

●受付番号　185001345000004964

明らかに問題がある 30 条の 4 を廃止なりしないと手遅れになりそうな気がするが。
CJ も画像生成 AI を用いるのならば開拓需要を見込んでる海外では失敗するだろうし。
海外では規制一直線であることはすでにご承知の通り。
ディープフェイクを短時間に大量に生成できてしまう画像生成 AI という存在は著作権において害悪以外の何物でもない。
私自身絵を描くものとして言うなら「画像編集ソフトにおけるエフェクトの類」が AI 使用における限度と考える。
俗に言う画像生成 AI に含まれない画像処理 AI の類は非難されたり規制されるような兆候は規制に向かっている海外において一切ないのがその理由。
CSAM 画像がデータセットに含まれている現行の画像生成 AI は許容できない。
それをさも「合法」のようにふるまう輩も多すぎる。
一昔前合法ドラッグというのが流行ったことがあったが今の画像生成 AI に通じるものがあると考える。
海外は海外で先述の通り画像生成 AI に関しては規制まっしぐらなのでちょうど同じ展開ではある。
JASRAC も 30 条 4 を問題視していることを考える必要がある。
もっとわかりやすい言葉で表せないものだろうかね？

●受付番号　185001345000004965

現時点でAIを使ってデータ元を自殺教唆している人間がいます。
ネットでAIを使っている人間がどのような人間なのかよく見てください。

[redacted]

AIが出てきて絵を描かなくなりました。AIが世に出てきてよかったと思ったことが1度もありません。自分の描いた作品にデータを学習されないようにモザイク加工するサイトが出来ましたが、なぜこちらがそのような事をしなければならない世界なのか理解ができません。
そも学習ではなくコピー複製コラージュです。なぜこのようなものに著作権を与える必要があるのでしょうか？彼らは何も著作していません。クリエイターは守られるべきであり、クリエイターでない人が何かを生み出したかったらクリエイターになれば良いのです。なぜ己の技術を磨きもしないものに権利を与えようとしているのか理解ができません。一方的な搾取です。

[redacted]

[redacted]はAIに音声搾取され、仕事を失いました。
[redacted]の公式が勝手にAI学習し、本来払うべきコストを削減しクリエイターを搾取したのです。
有名なモデルがAIで顔を合成されR18の画像を生成されています。
岸田首相も同様にディープフェイクの被害にあっていますね。
絵だけでなく声、顔、様々な文化が被害にあっています。
また絵や声であれば許されるわけではありません。それは己の都合のいいように解釈したい愚かな人間のダブルスタンダードです。
AIで何か発展したでしょうか？私は被害に遭われた方が圧倒的に多いと思います。
断固反対です。規制を求めます。

●受付番号　185001345000004966

「ＡＩと著作権に関する考え方について（素案)」に関する意見
・個人／団体の別　：　　個人
・各項目に関する具体的な御意見
【３（１）ウ「生成　ＡＩでは、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成ＡＩが学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成ＡＩについては、通常、学習データの切り貼りではないとされる」について】
素案では上記のように記載してあるが、現状、生成者が構図や絵柄の切り貼りを目的としてＡＩ生成を行なっているケースが多い為、実態としてはほぼ切り貼りのものが出てきている。よって文章の推敲を行なって頂きたい。
【３、ウ「ＡＩ開発事業者・ＡＩサービス提供者による技術的な措置」について】
その精製物がどの程度学習データ元から著作権の許可を得ているか・どの程度著作権侵害に対して措置を行った上で生成されたかが第三者から簡単且つ明確に理解ができる公的な基準の設置を制作して頂きたい。公認マーク等。
【その他全体について】
・又、今回対象外となっている実際の人物の写真や声を学習データに使用した生成物による肖像権等権利の侵害についても同様に議論をして頂きたい。
・現在では生成ＡＩを使用し、作風をなりすましや不適切な表現に組み込み作品のイメージダウンを起こすことによる特定の作家の活動が妨げられる行為・作家活動による収入が妨げられる事態が発生している。これらについて法的に対処できる施策をご用意頂きたい。

●受付番号　185001345000004967

AI の学習データに使用する画像等に対する文化庁の見解であるが、AI に特定の指示を行うことで学習データの中の特定の 1 データの要素を多大に含む出力を行わせることが可能である(たとえば、画像生成 AI であれば特定の画家の特定の絵を出力させることができる)ことを明記していない。
これは実質的に複製・改変にあたる行為であり、通常は認められない行為を AI を通すだけで法的にクリーンにしてしまう手段が存在するというのを表示していないというのは違和感がある。
また、現在に至るまで音楽・文章・画像などの創作物に著作権を認めてきたにも関わらず、AI 使用に対しては一切認めずに野放図な使用を許可するというのは創作者の意欲を極めて減衰させる。実際これにより引退した創作者は多く、文化保護の観点からは生成 AI を規制するのが適当。
改変可能ライセンス(Creative Commons CC0 等)を採用している、著作権切れのデータを使う、AI に学習させるために作成したデータを用いる、などの手段で完全にクリーンな生成 AI を国家主導で行うというのなら、それには非常に賛成できる。
いずれにせよ現状の生成 AI は創作者の著作物に依存したものであるにも関わらず創作者に対する利益は全くない状況であるため、折衝案を取るのであれば「創作者の創作物に対する意思(改変可能、CC0、複製不許可など)が学習データにも適用され、使用が許可されたデータだけが学習に用いられ、もし本人の意思に反する使用があれば学習データから削除される」のが適切であろう。

●受付番号　185001345000004968

お忙しいところ失礼します。意見募集とのことで、私個人としての意見を述べさせて頂きます。私は学がない故、ここに無知と無学を晒してしまうことをお許しください。
著作権法が、著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的に存在していることを、皆様はご存知だと思います。
絵や音楽を生成する AI は、現在の仕様上、人間の著作物を大量に学習し、それらの特徴を抽出し、適切な回答を導き出すという機序になっております。
これらは逆に言えば、AI は人間の著作物が無ければ絵や音楽を作ることができないことを意味します。
AI は素晴らしいです。しかし、文化の発展に寄与するという著作権の目的には則していません。
そして、既に言われている通り、著作物を著作者の許可なく勝手に学習しそれらの特徴を抽出することは、倫理的な問題に反していると思われます。
技術的な発展より重視すべき倫理の問題という物は人間の歴史上確かに存在します。例を挙げるとデザイナーベビー等が該当するでしょう。
AI に許可なく著作物を学習させ、著作者に利益を還元しない事によって、この先著作者の人間が減少或いは全くいなくなると推定されます。そうなれば、人類の文化の発展は終わります。つきましては、著作者の許可を取ることが必要になるような著作権法の改正を希望します。

●受付番号　185001345000004969

AI を推進する意見ばかりは取り上げられ、反対意見を持つ人間が意見を言う場を取り上げられている様に感じます。
著名なイラストレーターから今後第一線で活躍するはずの人たちの声はまるで無視されているのが、なぜ未来のためになるのか理解できません。
そもそも、本当に状況をしっかりみてくださってますか？
時代感覚のズレたおじさんたちが手元にある都合のいい資料でヘラヘラ進めてませんか？
実際に AI を使用しての嫌がらせが発生しているのを理解しているのでしょうか？
AI を推進するのでしたら、しっかりとした法を整えるべきです。

●受付番号　185001345000004970

生成AIは個人の知的財産を侵すものでクールジャパンを推している日本政府が何の対策もしないのはおかしいと思います。
その人が何年も築き上げた技術をAIに学習させポルノを大量に作って投稿し有料にしてる人が何人もいます。
（AI作品のポルノを投稿できるSNSがある事自体が問題ではありますが）
せめてAIでポルノを作るという事を禁止できれば今の動きは少し変わると思います。
現状盗み放題でAI学習を拒否したイラストレーターに対して「イラストレーターの作者の顔を使ってポルノを作る」などと吹聴する悪質な人もいます。実際されてしまったらこの作者は外を歩けなくなるでしょう。
海外では同級生のポルノ画像をAIで作成し多くの女子生徒が被害にあい問題になっています。
実在する人間の顔写真を読み込ませばフェイク画像が簡単に出来上がるのが現状です。
隣の人で、学校の友達で、会社の同僚で、簡単にポルノ画像が作れ誰もが被害者になりうるのです。
このまま何の手も打たなければ女性はネット上に顔を上げるどころか学校行事の写真すら撮れない、顔を晒して町を歩けない時代が来てしまいます。
AIがなければ仕事にならないと言い切る人はほんの一年前までどうしてたんですか？
ＡＩが誕生した時は多くの人は歓迎したと思います。それはこういう面白い技術があるんだという期待でした。
けれど蓋を開けてみたら他人の絵を学習させ絵描きでもなんでもない人がポルノを大量に生成してお金を稼ぐ現実でした。（海外の人もいる。）
ＡＩを活用してる人や擁護している人の多くは絵描きとは全く関係ない人や一年前まで何者でもなかった人たちです。それがいつしかＡＩクリエイターなどと自称するようになり自分たちの権利を主張し始めました。
学習させた人の絵で猥褻画像を大量に生成して自分たちの権利を主張するのはおかしな話です。
AIの禁止を叫んでも無理だというのならせめて
「学習は許可のある画像のみ」や「ポルノを生成してはいけない」等のルール作りをするべきです。

●受付番号　185001345000004971

生成 AI の使用について
生成 AI に使用できるイラストや写真は、生成する人物が描いたもの、撮った写真に限定してほしいです。
現状の生成 AI によるイラストは、イラスト生成を行う人物が描いたイラストのみを取り込むのではなく、既存のイラストレーターのイラストを無断で取り込み出力するものが多数です。そうしたイラストに僅かに加筆したものを自作と言い張り SNS に投稿するユーザーが多く存在します。また、生成 AI よりも既存のイラストレーターは技術が劣る等、中傷のコメントも散見されます。それにより心が挫けて筆を折るイラストレーターもいます。
クリエイターを守るためにも、生成 AI については上記のような使用制限をかけていただきたいです。

●受付番号　185001345000004972

【従来の著作権法の考え方との整合性について】
現状絵柄や作風は著作権で保護されておらず、AI でそれを模倣する事、学習する事、大量に複製物を生成する事が許されていますが
絵柄・作風はクリエイターにとってまさにアイディンテテイそのものであり、重要な商売道具そのものです。
長年の鍛錬・学習によって獲得したそれらを一瞬で模倣し、無断で、大量に生産可能な行為は営利非営利問わず明確に「利益の侵害である」と定義し、違法とするべきです。
人間がする学習と AI がする学習は全く別物です、過程も結果も人間の数万倍、数億倍の速度で、規模で、量で行うことが出来る AI を人間と同一視するべきではありません。
三輪車とタンクローリーを道交法上で完全に同一に扱うようなものです。
具体的には、作家名をプロンプト入力する事などおによって、その作家の絵柄や作風を模倣した生成物を生成可能な AI の開発、利用は著作権侵害とするべきです。
そこにイノベーションなどありません。
現状の AI が創作界隈にもたらしているのは急速な、破滅的な「陳腐化」だけです。
AI はただのツギハギコピー機であり、新たな価値の創造などしていません。
自分が 10 年描き続けて得たものを 1 秒で真似され代替される、そんな状況でクリエイターになりたがる人間などいません。

●受付番号　185001345000004973

イラストレーター個人の絵を学習させたAIで、自殺幇助や性的なイラストを生成する人々を多く見かけています。これは、イラストレーターへの印象を大きく下げてしまい、時によっては営業妨害にもなり得ます。そして、これらは「法律に違反していない」といった言い分をAI使用者に与えています。今、創作者の創作物たちは、法律によって守られているとは言い難いです。

●受付番号　185001345000004974

４．関係者からの様々な懸念の声について
世界中の人々から無許可で盗んできたもの、児童性虐待記録物が入ったもので成り立っている生成 AI なんていりません。どうしてそのままで使用しようと思うのか理解できない。
生成 AI の騒動をずっと見ていましたが、良い事なんてひとつもないです。
写真に写った女性の服を脱がす、妊婦や水着姿にする、男性コスプレイヤーさんを女性の体にして脱がす。女性芸能人写真をデータに入れた生成 AI で本人そっくりの下着姿を出す。
児童性虐待記録物に抵触するものを生成して販売、児童を生成している人は、現実に存在する少女の SNS 写真をチェックしていました。ぞっとしました。
甥の声を売ったり、姪の写真で生成 AI を作ろうとしている人もいました。公開しないし卑猥な使い方はしないと言っていたけれど信用できるわけがない。
こんなものが何の規制もなく誰でも簡単に使えるのおかしい。怖い。
世界中の人誰もが被害に遭う可能性があるんですよ。
クリエイターさんも絵を投稿したら盗まれて自分そっくりの絵柄の生成 AI が作られる。描いた事もない卑猥な絵を出されたり、自殺教唆に使われたり、殺人予告をされたり、執拗な嫌がらせをされて自殺を考えるまで追い詰められている。仕事や趣味で絵を描いている人たちが、どうしてこんな目に遭わないといけないのですか？私も絵を描いていますが、生成 AI とその使用者が暴れだしてから今まで投稿していた絵は非公開にして、絵を描いてもネットに投稿しなくなりました。盗まれて餌にされるからです。描く気力も減っています。
生成 AI の出力画像を自分で描いたと嘘をつく人たちが増えたので、絵を見ても素直に見れなくなりました。生成 AI 画像かもしれないと疑うようになりました。ものすごくストレスです。
今の生成 AI は、悪い人達が喜ぶお金稼ぎと詐欺と嫌がらせ、悪意のある人間の犯罪の道具でしかないです。楽しんでいるのも、喜んでいるのも、悪い人たちばかり。どうしてこの人たちは何の罰も受けないのでしょうか。
被害者が加害者に対して何もできないのはおかしすぎると思います。

●受付番号　185001345000004975

■提言１
【提言】
生成 AI を利用した営利事業を認可制にする。認可にあたっては政府ないし国際機関主導で策定した生成 AI 利用時のプロトコルの組み込みを義務付ける。対象は、生成 AI を利用して営利事業を行う全ての会社、ないしその元締めの会社（OpenAI や Microsoft、Google 等）。ここでいうプロトコルとは、著作権をはじめとする法益保護ルールを言語で記したもので、生成 AI が成果物を生み出す工程の中に、RAG などでこのプロトコルを読ませる工程を必ずいれることを義務付ける。現時点でも、絶対禁止のもの、人の判断が必要になるものがあるが、この工程を組み込むことで、前者はどんな生成 AI サービスでもアウトプットできなくし、後者については成果物生成はできるが利用者に注意喚起ができる。このプロトコル導入、ないし認可は有償とし、このプロトコルを導入していても発生してしまった権利侵害については、この有償金を供託金として、権利侵害への救済にあてるとともに、プロトコルがそれに対応できるよう、柔軟に更新を行う。
【提言にあたって】
生成 AI の技術の発展スピードは著しいものがあり、その発展可能性をつぶさず、一方で権利侵害に対しては柔軟に対応しなければならないという期間がこれから続いていくはずです。生成 AI が高度に言語を扱えるようになってきていることを踏まえて、法益保護のためのプロトコルを政府主導のオープンソースのように扱うことで、この状況に対応できるのではないかと考えます。
【要考慮事項】
・プロトコル導入により個々の事業のサービス性を阻害してしまう可能性がある
・日本だけでなく国際的な枠組みがないと十分な権利保護ができない（これはどのような案においても同様）
■提言２
【提言】
以下２つの条件を満たさない限りは、自由に生成 AI の成果物を使えるようにする。
・「オリジナルになり替わろう、取って代わろう」という悪意が客観的に立証できること
・生成 AI の成果物を用いて営利活動を行っていること
【提言にあたって】
日本はコミケなど昔から二次創作が盛んに行われてきました。それが低コストで誰でもできるようになったというのが現状の捉え方です。上記の条件に限らず、あまり制約をし過ぎることでこういった日本独自の文化活動への影響がないようにしたいです。

●受付番号　185001345000004976

昨今、生成 AI で人のデータを勝手に生成 AI にデータを放り込み、自分で作成しましたということが多発している状態をみるに AI は法律で禁止にするべきだと思います

●受付番号　185001345000004977

拝啓、関係者各位

AI 技術の急速な進展は、社会や経済に多大な影響を及ぼしています。特に、AI による創作活動は著作権法の適用範囲に新たな課題をもたらしており、これに関する議論が必要であると考えます。

1. 経済への影響と商用利用の可能性：

AI を活用することで、新たなビジネスモデルや産業の創出が期待されています。AI に対する過度な制限は、これらの機会を阻害し、経済成長への大きな障害となり得ます。そのため、著作権法は、AI の持つ可能性を最大限に活かしつつ、創作物の保護とのバランスを取る必要があります。また、AI による創作物の商用利用が可能になることで、新たな市場と雇用が創出されることも期待されます。

2. AI の創作能力：

AI は、古典美術や概念を学習し、人間と同様に創作活動を行う能力を持っています。この点では、AI による創作物も人間の創作物と同様に、著作権法の保護の対象と考えるべきです。

3. 二次創作との比較：

現在、多くのクリエイターが二次創作により利益を得ています。これらの活動が一定の範囲で許容されている現状と、AI による創作活動への制限を比較すると、その扱いに矛盾が存在します。AI による創作も、適切な枠組みの中で許容されるべきです。

結論として、AI 技術の進展と著作権法の調和は、経済的、社会的利益を最大化するために不可欠です。AI による創作活動への適切な規制と保護、特に商用利用の可能性を含めた法的枠組みの構築を求めます。

敬具

●受付番号　185001345000004978

１について
「生成ＡＩの利用を中心的に据え、創作活動を行うクリエイター」そんな奴をク「リエイター」などと呼ばないでほしい。ほかの尊敬すべきクリエイターの方々に失礼。加害者で海賊版製造者で盗人のことを「クリエイター」などと呼んでほしくないし、一緒にされたくない。一人の絵描きとして、消費者として大変不快。本当にやめていただきたい。
２の(１)のアについて
生成ＡＩにより生成されたものは、「思想又は感情を創作的に表現したもの」とは言えないと思われる。生成物はいくらプロンプトを入力したからといって思想又は感情を感じられず、その表現方法すら元データに依存しているため創作的に表現したものとも言い難い。
３の(３)について
『声優、俳優、音楽、画像などの１.データの無断使用 2.商用データの強引な利用３.海賊版データ４.実在児童虐待画像使用といった前提がないと生成ＡＩは機能しない』と指摘されているように、大元のデータに問題があり、その後の出力・学習を規制したところで大した意味を成さない。生成ＡＩ自体を規制するべきだと考える。
４の＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞について
ここに書いてある懸念点は間違いではなく、大変問題視している。時間をかけて描いた絵をSNS 上で発表することをためらうようになってしまった。このまま適切な対応がとられないのであれば、どんどんこの文化は衰退していくであろう。
４の＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞の３について
作風等が類似している生成物が大量に生み出されることによる影響は、仕事だけでなく命まで奪いかねない。すでに生成ＡＩ関連のトラブルにより鬱になってしまった人や自殺してしまった人もいる。さらにその作風等を利用し、不当にお金を稼いだり、元のクリエイターになりすましたり、悪用されるのは火を見るより明らかだ。生成ＡＩは仕事だけではなく様々なものを奪い、破壊している。
４の＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞の４について
生成ＡＩは確実に「マスピ顔」(画像生成ＡＩのプロンプトに「masterpiece（＝傑作)」と入力すると出力されがちな顔の事)と呼ばれるような絵柄を食いつぶしており、本来であれば習得するまで時間がかかり、それ故に素晴らしい表現だったはずのものが、それを生成ＡＩにより濫用されることで陳腐化してしまい、忌避されるようになってしまった。
また、生成ＡＩ表記が義務付けされていなかったことにより、生成ＡＩ画像と手描きイラストが混ざってしまいイラスト自体の信用や価値が著しく低下した。創作文化を支えてきたsns に投稿することにより、生成ＡＩの餌(画像の無断使用)にされるリスクが大きく、投稿をやめてしまったクリエイターも多い。せっかく時間をかけ生み出してもパクられるので

あれば、無断使用されるのであれば、わざわざ登校する意味などなく、やる気をなくしてしまった。
また、手描きと生成ＡＩ画像の判別がつかないことにより、素直にこの作品凄い！と思えなくなってしまった。これは大変悲しいことである。本来評価されるべきものが評価されなくなってしまう可能性があるからだ。
また、手描きであることを証明するために使用されている手元の様子を映した動画や、メイキング、タイムラプスなどが遠くない将来生成ＡＩに模倣されてしまうであろうことは簡単に予想できる。本当にそうなってしまうのが不安だし、不快だし、絶対に阻止しなければならない。
文字数が足りなくなりそうなので言いたいことをまとめます。
・生成ＡＩは今のところ文化の発展に到底寄与できない。
・生成ＡＩにより文化の発展を阻害され、文化自体を破壊しに来ている。
・今後インターネット上のすべての情報が全く信用できなくなってしまう可能性が大変高い。
・生成ＡＩ自体を規制することが必要→使用できる余地を残すべきではない。生成ＡＩユーザーにまともな人はもう残ってなどいないのだから。
・これら生成ＡＩ関連により作品を安心して鑑賞できない、好きなクリエイターや作家が筆を折ってしまうかもしれないというのが嫌。
・生成ＡＩは私の人生を否定している。（クリエイターとして生きるために進路を考えてきた、自分なりに努力してきた。それを全部否定された気分）
・生成ＡＩが登場した最初のころは受け入れようと努力したが、もう擁護する余地などない。
生成ＡＩは存在してはいけなかった。それがわかったのだから適切な対応をしてもらいたい。

●受付番号　185001345000004979

特定作者：元の制作物を制作した人
生成者：生成 ai を利用して制作物を作成、公開した人
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
１、は良い措置だと思います
２、は現在 adobe 等の海外で既に使用されているデータセットが主に使用されているが
　今後の国内初の安全なデータセット作成としては有効だと思います
３、は ai サービス事業者が使用しているデータセットを記載しており、データセット開発事業者がそのデータセット（10 億〜50 億点）のデータを公開かつデータの検索を可能な状態にしていない限り不可能ではないか？（（４）　その他の論点について　と同様の課題）
（１）学習・開発段階
（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
特定作者が作成したかのように振る舞うのは「著作権者の利益を不当に害する」事になるが「特定作者風」とした場合は現在の法律にて対応可能ではないか（作成するスピードが圧倒的に違うが）
（２）生成・利用段階
（イ）依拠性の考え方について
概ね賛成です
特定作者の書き方、画風のようだという事を認識していたとしても
生成者が特定作者の制作物を実際に見ているかについては
あくまでもデータセット内に特定作者の制作物が存在するだけで
生成者は見たことが無いと思います
依拠性については人間の目で見て感動したことで依拠性のある作品を作ってしまう事のほうが可能性は高いと考えられます
勿論、生成者が人間の目で見て感動したことで生成 ai を用いて依拠性のある作品を Image to Image で作る事も考えられますが
Image to Image で作成したかをどのように証明するかは疑問です
生成 ai サイトやソフトウェアは作成方法を必ず記録する等の証拠を残す必要があるのか？
ク 生成指示のための生成 AI への著作物の入力について
既存の著作物と類似する生成物を生成させる目的で当該著作物を入力する行為を「特定作者の名前を直接入力し、生成する」と解釈すると
「偶々特定作者風の作品が生成された」「特定作者の名前を直接入力し、生成した」かの判断は裁判にて行われるのだろうか？
個人の意見
・生成 ai による ai による新しい発想、表現はあると考えている

脳による複製、作成を機械が代わりに行っているだけであり
著作権侵害かどうかの判断は「類似性、依拠性」の 2 点で判断していく事で問題ないと考えている
・可能であればデータセットの作成段階にて著作権のライセンス料による契約が発生する事が望ましい
ただし、健全なデータセットが広く利用される様にするためにはどうするかの課題はある
現在は海賊版のデータセットが配布、または販売されてしまっている状況　健全なデータセットは利益面、機能面での足枷がある
海賊版を利用する事がデメリットになるようにする等（万引きはメリットに比べてデメリットが大きいから多くの国民はお金を払って購入する）
何かしら制限が必要と考えられる

●受付番号　185001345000004980

イラストレーター、漫画家、キャラクターデザイナー、脚本家をしています。
生成 AI に関して、日本の強みである、漫画、アニメ、ゲームなどのコンテンツが海外企業に無断で学習され、日本で生み出された日本ならではの表現が海外に盗まれ放題になっている状態を危惧しています。ただ、AI の進化を止める事は恐らく不可能で、国内で規制を強めても、日本以外の国に無断でデータを学習されるだけではないかと思います。
創作者の権利を守るには、規制より、生成 AI の運営者に対してどのデータをどのように学習に利用したかを可視化させ、生成 AI を使ってデータを出力した際には、学習元のデータに対して対価が支払われるような仕組みを必須にするべきではないかと思います。
生成 AI のデータ生成プロセスを可視化するのは難しいと思いますが、そこをブラックボックス化している限り、生成 AI をどのように、どこまで使用したら著作権を侵害しているのかという線引きをする事は難しいと思います。
対価を生み出さない生成 AI の使用に関しては使用量は低く設定して、対価を生み出すような作品への使用に関しては、発生した利益の何割かを学習元のデータ制作者に分配還元するような仕組みが作れたらいいのではないかと思います。

●受付番号　185001345000004981

現状の生成AIのあり方は「盗んだ果物をミキサーに入れてミックスジュースを作っている」ようなものだと考えています。私としては、盗んだものを入れなければ問題ないと考えていますが、現状では盗むことを許容する形となっており、残念に思います。

技術的にはミキサーの部分にあると考えていますので、盗んだものを入れないように法規制が必要だと考えています。

私は絵を描く人間なので、絵描きにとって絵柄はアイデンティティと深く結びついていると理解しています。そんな絵柄、画風などを勝手にコピーされてしまうのは、悲しく思います。

ミキサーを壊せとは考えていません。クリーンなAIを作ればいいだけです。合意の下で対価を支払い学習すればいいだけのことです。そうすれば、勝手にコピーをされることもありませんし、学習素材を提供することで対価を得られる人も出てきます。

人の物を勝手に奪って良いという考え方は野蛮であり、そうした野蛮な行為を制限するために法律はあると考えます。

●受付番号　185001345000004982

学習に使うデータを、パブリックドメインか提供者の同意を得たデータのみに限定した生成 AI のみを合法としてほしい。
データとなる画像やイラストなどを作るまでに個々人が支払ったコストや努力、思い入れなどを無視して勝手に素材として学習するような生成 AI には不快感を感じる。児童ポルノなど違法なデータを学習データに含んでいる生成 AI が使われている現状にも不快感を感じる。
生成 AI の使用になんらかの資格を設け、また、使用にあたって現実の事象や人、人がが作ったものに対して害を与えるような使い方を禁じてほしい。
生成 AI によってフェイクニュースのもっともらしさが増してしまい、災害や事件などの際に混乱を招くことを危惧している。
また、イラストやアニメーション等の分野において、特定の絵柄の陳腐化、特定のイラストレーターの絵柄を集中して学習することでそのイラストレーターの仕事を奪おうとする・そのイラストレーターの仕事と誤認させる、などの問題が起きていることに不安がある。
生成 AI が作り出すデータは学習したデータに依存している。しかしその生成 AI の利用によって作られた大量のイラストや画像によって市場が飽和することで、技術を磨き、新しい表現を生み出したとしても、それが勝手に生成 AI のデータとして使われて即座に大量消費・陳腐化されてしまうという無力感/単純な雇用機会の損失から、技術を磨いたり作り上げたものを多くの人に見せたりする人々が減っていき、結果として産業が空洞化する危険がある。また、海外でも生成 AI が使われた作品は否定的な目で見られている。
日本が世界に誇る漫画・アニメ・イラストの分野に、生成 AI は大きな打撃を現在進行形で与えている。

●受付番号　185001345000004983

・個人／[redacted]
・氏名／[redacted]
・電話番号[redacted]
・メールアドレス[redacted]
・各項目からの私の希望。
　・AI 生成に関して許可制にすること
　・AI 生成に利用されていると思われるサイト（pixiv 等 https://www.pixiv.net/）での AI 生成使用禁止の明言、措置(右クリック禁止、追跡機能強化、クリエイターの訴訟支援)。
　・AI 生成使用可の企業を作り、クリエイターが登録使用料の還元等クリエイターにお金が回るような団体作りを援助。
　上記件が出来ない場合、とりあえず国内での AI 生成使用は禁止する。

●受付番号　185001345000004984

前提として：
この意見は生成ＡＩでの生成行為も「創作行為」だという前提に則って述べている。
現状、「創作行為ではない」という判断が下ったという認識はないが、
もしそのような判断がある場合は広く周知されるべきだ。
【1】
「５．各論点について 」内、
「（１）学習・開発段階」＞「ア 検討の前提」の項目について
該当項目は生成 AI の無断学習についての論点の整理を行っているが、
該当項目を読む限り人間と生成 AI と実行する主体によって著作権の適用が異なる前提で話が展開されているように見える。
ただ、生成 AI の学習は原理的に「コピー」ではなく「人間が学習する」過程と同じ工程を踏むと言われている。
そうなると、なぜ生成 AI と人間の学習では適用が異なるのか理由について、議論、もしくは理由の明示が行われていないと思われる。
※コピーではないことについては「３．生成 AI の技術的な背景について」内、「ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略」にて述べられている。
極端な例えにはなるが、生成 AI を使用する人間が「あるアーティストの作風を生成物に取り込みたい」と意図して生成 AI に学習させる行為と、人間が「あるアーティストの作風を自分の表現に取り込みたい」と研究することは、どちらも生成 AI における「無断学習」と解釈されてもいいと思われるが、後者は「無断学習」とは判断されていなかった。
前者と後者で何が異なるのかについても著作権法上、整理が行われるべきではないだろうか。
【2】
「５．各論点について 」内、 【 「非享受目的」に該当する場合について】＞
「（イ）非享受目的と享受目的が併存する場合について」＞「〇 近時は、特定のクリエイターの作品で～」以下の項目
該当部分は「A という作家の著作物」を学習させることによって「A という作家の著作物に強く影響を受けた生成物群」を生成させる場合の問題と法律の適用について述べられているものと理解している。
ただ、該当項目は「A という作家の創作的表現に強く影響を受けた作品群」を学習させることによって、
「結果的に、【A という作家の創作的表現に強く影響を受けた生成物群を生成できる】様になった生成ＡＩ」についてどのような扱いになるのか、という観点が無いと思われる。

※例えば「クロード・モネに強く影響を受けた作品を学習することで、クロード・モネ風の画像を生成できるようにした画像生成ＡＩ」等が考えられる
そのような学習については「有名作家の作風を模倣、コピーした作品」は現時点で世に溢れているため実現は可能である。
この場合、「A という作家の創作的表現の享受」が明確でもあるにもかかわらず
「A という作家の作品群」からは学習を行っていないため、
仮に生成物に A という作家の創作的表現が共通した生成物が著しく頻発した場合でも
A という作家と学習データの間には直接的な関係がないという理由で
「A という作家の創作的表現の享受の目的はない」という解釈が発生しうる余地があるように思われる。
また、仮に「A という作家の創作的表現の享受」が目的と判断された場合、
学習元になった「A という作家の創作的表現に強く影響を受けた作品群」に
「A という作家の創作的表現の享受を目的とした著作物」という解釈が発生する余地があるため、
「A という作家の創作的表現に強く影響を受けた作品群」そのものに問題があった、という事態に発展しうる。
現状ではコーナーケースかもしれないが、今後素案を基にして「創作的表現の学習」に規制が入り、学習に何らかの制限がかかった場合はこの様な学習手段が取られることは十分にあり得る。
その場合の解釈についても現時点から議論されるべきだと思われるし、もし生成ＡＩの学習において「作風の保護」にまで踏み込むのであれば、
生成ＡＩとは関係ない創作活動においての「作風の模倣」について同レベルの保護が行われないのは
「生成ＡＩを使用した表現」自体を規制、差別するものであり、アンフェアだと思われる。

●受付番号　185001345000004985

現状生成 AI による入出力が規制や制限がされていないため、クリエイターへの嫌がらせや、生成したものを「自分が描いた」として販売する悪質・犯罪行為が近年多発しており、またこの先でもこのようなトラブルが起こる可能性が高いです。
これらは生成された AI イラストが学習した土台となる部分、数多のクリエイターたちが心血を注いで作成された制作物の権利や情熱というものを蔑ろにして、不当に利益や欲求を満たしていると考えています。
生成 AI は自らが筆を持って制作したものと違って、他人の完成品等を材料として取り込み、生成されたものです。
いわば悪意のある人によって許可なく複製された模造品と変わりありません。
それは文化の発展や、技術の継承に基づいた経済活動等の意義や必要性を失わせ阻害する為、クリエイターたちが離れていきその技術の空洞化を招くと思われます。
過去にも生成 AI によってトラブルを起こされたり、被害に遭ったクリエイターたちが次々に筆を折り、絵を描くことを辞めてしまう事案が多数見受けられました。
正しい使い方をすればクリエイターと共存しあえたであろう技術が、悪意を持った人間や、他者へ与える影響などを顧みずに己の利益のみしか目にない人間による濫用によって、本来利益を受けるはずの人間の権利が侵害されて苦しむことはあってはいけないと思います。
それが罷り通っている市場で 1 クリエイターである私は活動しようとは到底思えません。
なので今一度、著作物への権利や AI による搾取構造に規制や制限を検討していただきたいです。

●受付番号　185001345000004986

今、イラスト業界では手柄の横取りが横行しています。
例えば、社会人が時間をかけて、時には徹夜して作ったものの手柄が上司に奪われるように、研究者であれば自分の成果を無許可に発表されてしまうような、そんなことが今イラスト業界で起きているのです。
生成 AI はたしかに便利です。AI 自体に反対したい訳じゃありません。しかし、無秩序にイラストを取り込み、必死に描いてきたものを許可もなく奪われ、イラストを描いてる人が投稿することに躊躇したり、怯えたりしないといけない、そんな状態になっていることが許せないのです。
将来、このまま生成 AI が大きい顔しているようじゃ、COOL JAPAN は衰退します。これは確信できる。生成 AI の絵はうまいです、ですがその程度です。他の人がフロンプトをうっても同じような絵柄のものができるでしょう。クオリティは平均的にいいものができますが、それが増えすぎると人は飽きてしまいます。またこの絵か、もういいやとなってしまいます。それは漫画にもアニメにも広がれば、目も当てられない状態になるでしょう。日本の売りである漫画、アニメが廃れなくなる。日本の漫画、アニメは人気です。それを目的に来る観光客は減ると思います。それは大きな痛手となるのではないでしょうか。
やるべきことは、
1.イラストを生成 AI に取り込む場合、そのイラストの作者に許可取りをする
2.生成 AI に取り込んだイラストの作者を明記する
そのぐらいはしないと、絵を生業にしている人や、絵を好きで描いてる人の怒りは収まらないでしょう。
時間をかけてイラストを描いたりしたことない人は、そんな大袈裟なと思うかもしれない。しかし、イラスト一枚、キャラクター1 人を描くのにも、命も時間も削っているのです。このイラストなら世界観と合う、このキャラを動かせたらきっと楽しんでくれる！と、人のことを考えて娯楽を提供しているのです。そうじゃなくても、描くのが楽しい！これを見て！と楽しいを共有するツールにもなっています。
ゆえに、この横暴を私は許せない。
最後に、生成 AI と私たちが共存するためには、イラストを描く人らへの多少の理解と、生成 AI を使う際のルールの整備が必要だと思います。
ご検討のほどをよろしくお願いします。

●受付番号　185001345000004987

AI による生成に関して、現状は明らかに悪意を持って著作物を模倣し、著作権者を貶める意図で使用されている件も出ていることから、既存の著作権にとらわれず新たな法整備が必要と考えます。
AI 生成物を用いて心理的迫害をしたり、脅迫をしたりといった言動も SNS で行われ、筆を折らざるを得ない状況にまで追い込まれているイラストレーター、芸術家などもいます。
少なくとも、AI が生み出した生成物がインターネット上に溢れ、本物が埋もれてしまう現状は正しい知識を判別することも難しくなり、あらゆる分野において生産性を落とすことになるのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000004988

インターネット上にあるものを学習するのは問題ないと考えています。
ただ、i2i など、もとの著作物に酷似しているものは問題ありと考えます。
また、画像ではなく声や写真などはイラストとは別に考える必要があると思っています。声紋認証突破やフェイク画像など、犯罪に使われると思うからです、

●受付番号　185001345000004989

端的に述べると、クリエイターの研鑽を横取りしてしまう学習 AI については規制すべきであるし著作権の問題についてはグレーゾーンだと断言できます。また芸大・美大などで精進している若い世代は鍛錬しても AI 技術には勝てずに委縮し精進できなくなる。絵描きにラフだけを提出させお金の支払いは先送りにしラフが揃ったところで AI に着色までさせて「お前は用なしw」と笑い捨てる現場も目撃しており、運用については第一次著作者の努力と研鑽についてリスペクトされる法運用を望む。
またクールジャパン構想についてもつながるので記載すると、アニメーター・漫画家などはたゆまぬ努力により作品を作り上げる。
古臭い鍛錬の結果であり、そこには試行錯誤があり、結果的に人間臭さを残した名作が生まれるものだと信じる。
だが生成 AI には心はない。
いい作品はできないと断言できるし、画面の向こう側の人間を感動させられるすべは絵描きやライターの研鑽と人柄の上で成り立つものと信じる。
ゆえに規制すべきと私は考える。
また著作権の問題からも厳密に管理・運営されている前提であれば生成 AI を個人的に楽しむことは否定しない。
当方は絵やノベルのスキルがない人間がただ承認欲求を満たしたり金員にすることについて強くは否定しない。

●受付番号　185001345000004990

4.関係者からの様々な懸念の声について
生成 AI 問題を巡る現状において生成 AI 学習を拒否する趣味創作者として抱えている困難と懸念、要望について述べる。
・前提と要望の概要
素案 4 頁 2.検討の前提(1)の通り『我が国の著作権法は、著作物等の公正な利用に留意しつつ著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とし(中略)「著作者等の権利・利益の保護」と「著作物等の公正・円滑な利用」とのバランスを踏まえた制度設計がされている』はずであるが、無許諾の生成 AI 学習が横行していることでそのバランスは崩壊しており、行き過ぎた権利制限により創作文化に様々な悪影響が生じている。
著作権や肖像権の権利者を苦しめている現状の生成 AI の実態把握とそれをふまえた議論、また国際的に協調した法整備により著作権者に対する適切な権利保護がなされるよう求める。
・創作者個人による作品保護措置と生成 AI 学習拒否の意思表示の現状
現状ではサインやウォーターマーク、生成 AI 学習阻害ノイズ処理等の作者個人による作品保護や、無断転載や自作発言等の禁止事項と同様に独自規約に表記されている生成 AI 学習拒否の意思が尊重されておらず、無断でデータ収集・AI 学習(複製)されてしまえば生成段階においてネガティブプロンプトによりサインやウォーターマークは無理矢理かき消されてしまう。生成 AI の仕組み上、学習段階において作者の意に反する複製権侵害、生成段階において同一性保持権など著作者人格権の侵害がセットで起きてしまう。
・抱えている困難と懸念
生成 AI 学習への作品データ使用を拒否する著作権者の意思が認められないならば、インターネット上での作品公開を控えるしか確実な自衛措置は無く、ネット公開作品が充分に保護されないことが影響し創作意欲が減退している。生成 AI による機械的な作風模倣を恐れ、作家性を追い求めて研鑽を積む意義も感じない。
閲覧注意表現や二次創作文化における作者のゾーニング努力が無視され、生成 AI に学習されれば類似する生成物が出力されてしまう可能性があり、作者自身が負うべき表現に対する責任が取れない。
海賊版サイトを含む無断転載された作品データ収集の横行により、創作者が責任を取れる範囲で自由な表現活動をする場としてのネットが健全に機能しなくなり、創作文化の萎縮が起きている。また生成 AI は仕組み上、データ提供者無しに新しい表現を取り込み出力表現を多様化させることは不可能であり、生成 AI 事業者や利用者を優遇したところで文化の発展には寄与しない。
・要望

生成 AI 学習への作品使用禁止を表明している創作者の多さから、生成 AI 学習に作品データを用いる際の複製について、一般に許容されている私的使用目的の複製のように権利制限は適切とする社会的合意の段階には到底及んでいないことが推察されて然るべきである。正しい実態把握と実状をふまえた議論をお願いしたい。
著作者の適切な権利保護のため、著作権者による生成 AI 学習目的の作品データ使用禁止の意思を法的に認め、直接許諾を得たオプトイン式データセットを用いた生成 AI の開発・利用のみ適法とするべき。また、ベルヌ条約加盟国など国際社会における協調的な規制を目指すことも重要であると考える。

●受付番号　185001345000004991

まず著作権の保護を第一にするべきと考えます。
AI の使用についてある程度の制限が必要なのは、著作権を守る上で必要なためと思いますが、そのことを蔑ろにして AI を推し進めて問題点が出てきてから対処する、では現代のネット社会の広がりを考えると遅すぎます。
この推進について、もっと慎重になるべきです。

●受付番号　185001345000004992

3. 生成 AI の技術的な背景について
（1）生成 AI について
ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略:
生成 AI の動作原理や機構について、現在の案より詳細、かつ具体的に記載するのが良いと思う。
理由:
SNS 上などにおいて、生成 AI の仕組みについての誤った認識に基づいた批判を見かける。これは、生成 AI に否定的な者、肯定的な者、それぞれが、都合の良い解釈をしているように思われる。それぞれ例を挙げる。
A. 生成 AI 否定派
生成 AI に否定的なクリエイターの SNS 上の投稿を見ると、生成 AI のモデルがその内部に学習元となった画像データを保持しており、生成 AI の生成物はそれらの切り貼りであるという主張が見られる。実際には、生成 AI のモデルに学習元の画像データは保持されておらず、また素案にある通り画像の切り貼りでもない。モデルが有しているのは、学習の結果得られたパラメータという単なる数値であるということが認識されていないと思われる。
B. 生成 AI 利用者
生成 AI を利用している物の中には、生成 AI の学習過程が人間の学習と同じであるという旨の内容の投稿を行っている者が見られる。実際には、機械学習の学習過程で行われているのは単なるパラメータの数値の調整であり、人間の脳機能と等しいとは言い難いと思われる。
このような誤解は、生成 AI の利用に関する著作権について考える際に、誤った結論に至る原因となり得る。
そのような事態を避けるため、生成 AI の構造について、特に誤解が生まれやすい部分について、正しい情報を記載しておくのが良いと考える。
特に、悪意のある生成 AI 利用者により自身の作品を模倣する目的で利用された者らには、単に「学習データの切り貼りではないとされる」と書くだけでは理解を得られないと思われ、またその判断に至るような技術的背景の説明を否定的に攻撃する投稿も見受けられることから、「AI と著作権に関する考え方について」にて、各論点についての話題より前の段階にて、そのような判断となる理由を踏まえて説明することが必要であると考える。
５．各論点について
（1）学習・開発段階
生成 AI 作成時における著作物の利用について、適法となる場合についても、著作権侵害となる場合と同程度に、具体例などを示してほしい。
理由:

素案によると、生成 AI の学習に著作物を利用することが適法な場合がありうる。
一方生成 AI に否定的な意見の中には、生成 AI による学習を「盗用」や「搾取」と非難する言葉がある。
著作権法上「盗用」や「搾取」に当たらない生成 AI による著作物の利用法が存在することを明示する必要があると思われる。
また、学習データに用いるすべての著作物は、目的に依らず個別に利用許諾を得るべきとする意見もある。しかしながら、そのような条件では機械学習を行うのに十分なデータ量を得られるとは考えられず、事実上の機械学習技術の規制になりかねない。著作権法の目的上個別の許諾を得ずとも著作物を利用可能な場合が存在することを、具体的な例を示すことでより分かりやすく示すのが良いと考える。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
（２）生成・利用段階
不当な目的での生成 AI の利用は厳に取り締まられるべきと明示してほしい
理由:
悪意のある生成 AI 利用者の中には、特定の作者の作品を模倣しその作者を「攻撃」する目的で利用している者も見られる。
また、機械学習や著作権に対する誤った認識のもとに権利を主張し、著作者を誹謗中傷する行為も見られる。
そのような行為は、作者に対し苦痛を与えるのみならず、生成 AI の技術や利用者との対立を煽るものであり、許されるものではないと考える。
生成 AI に反対する者の理解を得るためにも、そのような行為に対する強い否定の立場を明示することは重要であると考える。
* 分類先が定まらなかったもの
素案を見る限り、生成 AI の不当な用途は規制すれど、生成 AI にかかる機械学習技術そのものに対する規制の意図は無いように見られる。そうであるならば、権利保護の手段として技術規制を行う意図は無いと明示してほしい
理由:
生成 AI に反対する者の意見の中には、生成 AI にかかる技術ひいては機械学習の技術を規制したり免許制にしたりすべきと主張するものがある。そのような措置は機械学習分野の研究を著しく阻害するものであり、また著作権保護という目的に対して妥当でないように思える。
直接著作権法によるものではないが、著作権保護の手段として技術規制の意図が無いのであれば、「AI と著作権に関する」文書にその旨を記載すべきと考える。

●受付番号　185001345000004993

３０年後には、AI が人間の思考能力を超えて、AI が、新しい AI を作り出すことになるのは、ほとんどの科学者が現実になると考えている未来です。
最終的に、その様になることを前提に、制度を設計する必要があると思います。
現在の文字情報を扱う AI でも、ネット上の膨大な量の文字を収集してそれを、真似たり統合したりして、動いています。
静止画や、動画も同様。最終的に機械の体を持った AI は、彫刻等３D の造作も行うと考えられます。
現在でも、他のものを真似て作る「人間」は存在します。(逆に何の情報もなく行動する人間はいないと思います)
そのものが、元のものの権利侵害になるかどうは、元のものとどれぐらい似ているのか、それによって元のものに損害が発生するか、というところが争点になってくると思います。
AI の創作物に関しても、人間と同じ基準での規制で良いと考えます。

●受付番号　185001345000004994

５．各論点について　（１）学習・開発段階　（２）生成・利用段階

　生成 AI の使用した場合に隠さずに明示すべきという案

原則として著作権者の許諾を得て(あるいは契約を前提に)利用する必要があるというのが前提にあるべきだと具申します。

それを明確にするために、AI 学習のインプットとしてなにを使ったかを、生成 AI によって出力された全てに対して

人間社会で扱われるほぼ全ての物品に材料や仕様が記載されているのと同じように提示・表記することを提案します。

現状はそれらがブラックボックスとなっているため、著作権者の許諾の有無の判別が著作権者自身ですらできないのは問題です。

それ故に外注した創作物を含めて世に送り出す立場の人または組織が、

その制作物は生成 AI 由来であるかどうか、生成 AI 由来であれば使用しても問題ないかどうかを各々独自に確認するという不要な手間が発生している問題への解決策にもなります。

これら大本の提示・表記ができないようであれば、結局許諾の有無が有耶無耶になってしまうため提示・表記を徹底するべきと考えます。

　学習・開発段階と生成・利用段階　という切り分けについて

学習・開発段階と生成・利用段階を完全に切り分けたいのであれば、

現状の実質無制限で学習する AI 開発をして AI を構築し終わったら、学習の内容に関してはリセットして学習するシステム(アルゴリズム)のみを分けて、

改めて生成 AI の生成利用をする際に別途、学習させておきたい模範データを使って再学習を行って利用するべきではないでしょうか？

学習・開発段階で無制限だったものを、生成・利用段階までそのまま引き継げてしまうのであれば、

26p の廃棄請求が通常認められない事と合わせて考えた時に[（１）学習・開発段階]と[（２）生成・利用段階]の切り分けは形骸化してしまい無意味となる懸念が高いです。

そのため、学習・開発段階と生成・利用段階では原則として異なる学習済モデルであるべきだと考えます。(著作権者の許諾を取り付けるタイミングでそこまで打ち合わせる等が例外となります)

５．各論点について　（３）生成物の著作物性について

生成 AI 未使用の創作者が途中をネットにアップロードした場合、

それに対して生成 AI を使って完成品として先に出してパクリだと指摘する問題についてはどう考えていますか？

５．その他論点について

対価関係の話は、上記[生成 AI の使用した場合に隠さずに明示すべきという案]で提示した「原則として著作権者の許諾を得て」のタイミングで要交渉とするのが適切だと考えられます。
以上です、この問題は 1 年超えて現状の無法状態を放置されてきたため、数多の悪しき前例ができてしまったのが懸念ではあるのですが、
創作者の心を折りに来る現状が改善されることをお祈りしておりますの。

●受付番号　185001345000004995

・個人
１．はじめに
私は生成 AI の使用を厳しく規制するべき(なんなら個人の利用は完全に禁止し、国から認められた企業・開発業者のみ使用可能)であると考えています。
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（画像）生成 AI はすでにネットにおいて知る人が以前より多く見られて使用者もそれに比例して増えていると思われます。しかし、いまでは生成 AI は「ネットから拾ってきた無断転載のデータや性犯罪であるとされる画像さえも学習対象としている」ということも広がってきておりクリエイターを中心に大きな嫌悪感が広がっています。
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
AI 開発事業者等はまず使用するユーザーには生成物に「これは AI 生成物である」という旨のマークであったり文言を必ず生成物に付与する、第三者から見て一目で AI だとわかることを明記するようにすることを義務とするべきです。これはクリエイターが作成した「作品」と AI 使用者が出した「物」を明確に分けるべきだと考えているからです。
その義務を怠るような開発業者は、義務を怠ったと発覚した際は厳重な処罰（開発事業者名公開、罰金・罰則等）をするようにするべきだと考えています。
４．関係者からの様々な懸念の声について
私は趣味でイラストを描いており画像生成 AI についても多くの意見や問題点を目にしてきました。結論としては、「生成 AI は現段階で厳しい規制をしなければ長い目で見て多くのクリエイターがいなくなってしまう」と考えています。
私含めクリエイターの多くは「こういう表現を描いてみたい」「自分の好きを皆と共有したい」といったことから、自ら行動を起こし始めたという人がほとんどだと思います。そういった行動が今のクリエイター業界を支えていると考えております。
しかし、生成 AI はそのような考えとは違い利用している使用者は「絵で金儲けする」「クリエイターだけが優遇されておかしい」いったような言葉を濁さず言うなら汚い考えをもって触っている人が多いという考えです。現に、ネット（主に X(旧 Twitter)）では特定のイラストレーターの絵柄を学習させて学習元イラストレーター様本人を罵ったり煽る目的で使用する人物がいます。中にはクリエイターが生成 AI の反対意見をすると殺害予告をするといった危険人物も存在したことが最近になって露呈し始めました。
また、多くのイラスト投稿サイトでも生成 AI の画像を販売するという行為を一人だけでなく多くの人物が行っていることから生成 AI 使用者は明らかに「AI の規制がされる前に一儲けしてとんずらする」という自分勝手な考えが読み取れます。

そういったことから生成AIはクリエイターから見て利益なんてものは生み出さずただただ生成AIを利用している人の自身の欲のためだけにあるツールであると私は感じております。

５．各論点について

（１）学習・開発段階

学習においてはすでに「ネットから拾ってきた無断転載のデータや性犯罪であるとされる画像さえも学習対象としている」ということから学習ではなく著作権侵害等の犯罪行為を裏で行っているという事実がすでに露呈しているので開発から見直して行うべきであると考えます。

（２）生成・利用段階

現在の生成AIは使用やネットに投稿するのに制限等が全くない状態です。無断転載や絵柄盗作がやりたい放題になっている現状ではまず法整備や規制などをしっかりして利用者を止めさせることを第一にするべきだと考えます。

（３）生成物の著作物性について

生成AIで作られた生成物に著作性は認められるべきではありません。なぜならすでに多くのクリエイターの絵柄が盗まれて学習されあまつさえそのデータがネット上に流れてしまっている状態で、もし仮にAI生成物に著作権が付けられてしまえば「イラストレーターA氏は私が生成AIで出力したAI生成物と同じような絵柄でネットにイラストを投稿した。よってA氏は盗作作家である」というようなふざけた理論でクリエイターを攻撃してくることが目に見えています。しかも生成AI利用者は自分たちが攻撃すればクリエイターを困らせられるとわかっているので結果その攻撃は集団によるものになるものだと容易に考えられます。

そのため生成AIは著作物性は認められるべきではありません。

（４）その他の論点について

６．最後に

現在多くのクリエイターが生成AIの危険性、実害などをネット上で声を上げています。新しい技術だからと考えなしで推進するのではなくそれによる危険性も知って議論を進めていくべきだと考えています。性善説と唱えてなーなーにするのではなくクリエイター等に被害の出ないようにしてください。

●受付番号　185001345000004996

５．（３）生成物の著作物性について

生成物には、たとえ加筆や修正を加えた場合であっても、一切著作権を付与してはならない。なぜなら「著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」著作権法の趣旨に反し、著作者等の権利を水泡に帰せしめ、文化の発展を阻害し、ないしは文化そのものを崩壊させる危険性が極めて高いためである。以下に理由を述べる。

前提として、素案の解釈に基づいて生成物に著作権を付与する場合、ある生成物が著作物か否かは誰にも判断不能となる。他人は当該生成物の著作物性に確定的判断を下すことはできず、具体的争訟の形で裁判所による判断を受けるまでは、著作物性の有無は不明となる。なぜなら、生成物自体からは生成過程における生成者の創作的寄与を知覚不可能だからである。加筆・修正に関しても同様にどの部分に行われているのか判別できない。生成者の言を信ずる他ないが、生成者が加筆修正箇所や創作的寄与の程度を正確に申告する保証はないため、結果として「法的評価は不明であるが著作物として扱わなければ法的リスクを生じ得る物」として、生成物を扱う必要が生じる。これは非常にリスクとコストが大きく、例えば、イ．事前にインターネット上へ生成物を大量投稿して行う著作権ゴロ行為の発生、ロ．短時間で大量に生成される生成物による表現の寡占、ハ．創作市場への生成物の大量投下によって生じる過剰供給及びそれに伴って生じる過当競争による市場価値の暴落、ニ．その他付随する種々の問題に起因する創作的表現の委縮及び創作意欲の委縮による創作文化の衰退、といった弊害を生じさせることになる。いずれも生成 AI の製造能力(例えば画像生成 AI は、1 年間に 150 億枚の画像を生成したとの報道があり、これは人間が 150 年間に撮影した写真の総数に匹敵するとされる。)が人間のそれとは隔絶して強大であることが大きな要因と言える。

まずイについては、悪意を持った者が生成 AI で数十万数百万もの膨大な生成物を製造し、予めインターネット上に公開しておくことで、類似的表現を含む著作物が発表された際に、著作権侵害であると称して損害賠償請求訴訟を提起することが考えられる。或るいは、裁判による名声の低下をチラつかせて金品を恐喝することも想定される。このような著作権ゴロ行為が横行すれば創作者を委縮させ文化の発展が阻害されるのみならず、反社会的勢力の大きな資金源にもされかねない。

次にロについては、生成物が「著作物として扱わなければ法的リスクを生じ得る物」となる以上、生成物から感得される表現様のものもまた、著作権の保護を受ける表現として扱わなければ法的リスクを生じるものとなる。生成 AI は学習元著作物からアイデアのみを抽出し、当該アイデアを別個の表現の形で生成するため著作権を侵害しないという不適切な仮定に立つとしても、ランダムに生成される表現様のものは人間の何万倍もの速さで造り出され、いずれはアイデアから創出し得る表現を根こそぎ生成し尽くしてしまいかねない。完全に表現を寡占するに至らずとも、無数に製造される生成物が含む表現様のものを回避し、

未だ製造されていない表現を探すという、創作性の発露とは到底言い得ない工程に時間と労力を費やすことなる。更に、この工程を経て生み出した創作的表現ですら、制作時間の僅かな間に生成 AI によって使用され、発表した際には既に後発的表現に貶められている可能性すら否定はできない。このような環境下では創作活動に専念することは到底できず、文化は衰退の一途を辿ることとなる。

続いてハについては、市場原理に照らして自明であるが、著作物と競合する生成物が著作物の何十倍何百倍もの量を短時間で供給されることになれば、必然的に生成物の価値は暴落し、競合する著作物の価値も釣られて暴落せざるを得ない。当然の如く、著作者は著作権の正当な対価の回収機会を奪われ、創作意欲と活動資金を失い、創作活動は低調となる。結果として文化の衰退を招くこととなる。

最後にニについては、他にも様々な弊害が生じることは想像に難くないが、イロのような問題は生成物には一切著作権を付与しないとの規律を設けることで回避可能な弊害である。対して、ハのような問題は生成 AI の抱える搾取構造(無許諾かつライセンス料相当額の補償もなく複製した著作物を用いて、学習元著作物群と市場競合する生成物を、安価で迅速かつ大量に製造して市場投下する、という手法。)に起因しており、生成 AI そのものの適切な規制が不可欠である。それは新法制定等の方策に委ねるとしても、著作権法の解釈として、生成物に著作権を付与することは断じて認められない。

従って、生成物に著作権を付与することは著作権法の趣旨を没却し、自ら文化の担い手の首を絞める最悪の愚策である。

●受付番号　185001345000004997

１．　　はじめに

「生成 AI の利用を中心 に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。」とありますが、AI を利用することが創作活動になること自体議論が必要だと思います。創作活動となるのは、生成物に著作権が生じる場合だと思われます。そのため、まずは生成物に著作権が認められることが明らかになってから、生成 AI を利用することが創作活動として認められるべきではないでしょうか。したがって、生成 AI を利用することは創作活動であるという視点とともに、生成 AI を利用することは創作活動でないとしたらという視点からも、議論を継続してほしい。

３．生成 AI の技術的な背景について

（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について：

こちらで述べられている１、２について、現時点でおいて海賊版のサイトによって AI が生成することをまったく防げていていないという点について不安があります。

こちらの、海賊版が利用されていることは、知的財産戦略本部で行われている AI 時代の知的財産権検討会の第 3 回会合の議事録において、日本新聞協会より述べられていることを確認できました。

「robots.txt」を設定することなどによって著作者側で学習をされないよう対策するのには限界のある現状では、AI の開発そのものに対して十分な規制をするとともに、AI 利用者が安全に生成系 AI を利用できるようにするためにも、利用に対しても規制をしてほしい。

５．各論点について

（１）学習・開発段階

ア：前提において、著作物の市場に大きな影響を与えないものについてここの許諾を不要とすることがあったといえるとありました。平成 30 年度当時はその認識で問題がなかったかも知れません。

しかし、AI 技術の発達が著しく進む現在において、開発された AI を利用することで、創作的な技術を持たない人間により大量生産されたイラストが営利目的で販売されていることや、著作者の作風を学習させファインチューニングした LoRa モデルや生成物を販売されていることは、明らかに市場に大きな影響を与えています。したがって、著作物を用いて生成 AI を開発し、公開するだけでも市場に大きな影響を与えています。

そのため、前提とした考えを見直し、著作物を AI の学習に利用する際には個々の許諾を必要とするようにしてほしい。

イ（イ）：「創作的表現を直接感得できる」とあるが、曖昧な表現である。そのため、予想されうる具体的な創作的表現を直接感得できる事例を明確にしてほしい。また、懸念として、直接感得できるということが著作物に類似性があるといった解釈がされる場合、裁判において著作者側が非常に不利となることが挙げられます。

AI にイラストを学習させることは、そのイラストの創作的な表現を解析して、それを示すタグとデータを抽出して利用します。そのため、明確に学習元のイラストと一致しなくとも、生成物に類似性を与えることが出来ます。

既存のイラストの類似性を争点とした裁判では、トレースと同じようなレベルで作品が一致しなければ、類似性が認められて来ませんでした。しかし、AI による生成物においては、トレースレベルの類似性がなくとも、タグとデータにより学習元のイラストの創作的な表現を利用することで、学習元のイラストとは完璧な一致をさせずに類似性を持たせることが出来ます。

既存の類似性の解釈と同じように直接感得を解釈した場合、実際には著作物が AI に享受目的で学習されたことにより著作権を侵害されていたとしても、著作者側に非常に不利な状況になります。そのため、著作権者の権利を保護するために、AI による生成物のもつ既存の作品との創作的表現の類似性に関しては、より広く類似性を認めるようにしてほしい。

ウの補足 16：「RAG 等であっても、対象データに著作物を含むが回答の生成に際して既存の著作物の創作的表現を出力することを目的としないものである場合」とありますが、追加で学習させる際に、著作物を含むデータを利用することは、そのデータに含まれているイラストの表現、すなわち著作物の創作的表現に期待するからこそ学習させるのではないでしょうか。したがって、既存の創作的な表現を出力することを目的としないならば、RAG による生成に際して既存の著作物を含むデータを学習させること自体行わないはずです。そのため、開発のために著作物の複製等を行うことについて、享受目的の利用行為として扱うようにしてほしい。

●受付番号　185001345000004998

生成 AI を利用し、幼い子供や未成年の裸体画像を生成し、投稿している人が居ます。生成 AI という技術自体はとても素晴らしいものに思えますが、利用者によっては人間の尊厳を傷付けるようなツールへと成り下がっています。
また、生成 AI を利用して、他ユーザを傷付ける人間も多数見てきました。
人間や文化を傷つけるようなツールは、要らないと思います。

●受付番号　185001345000004999

私はイラストレーターとして活動をしています。生成 AI に対する規制を求めます。
〇生成 AI は訓練の入力として与えられた、オリジナルの画像(他音楽、文章、写真、映画等のあらゆる対象)を何らかの形で保存し、使用し、再現しています。所有権や許可なしに他人の知的財産を使って AI を訓練することは非倫理的であり、著作権法と知的財産法の違反とみなされるべきだと思います。
〇イラストレーターが画像生成ユーザーから受けている被害の一例
・殺害予告を受ける
・自殺教唆の画像、無修正成人向け画像を生成・公開される
・生成画像を販売される
・攻撃的ないやがらせ、なりすまし被害等を受ける
・各被害により心的外傷を負う
↓実際の被害者と被害状況「[redacted]／[redacted]」
[redacted]
〇プロは「自己の制作物が他者の権利を一切侵害していない」ことを求められます。現状の「他人の知的財産を使って AI を訓練する」生成 AI を、企業がビジネス目的で契約・使用することはありません。

●受付番号　185001345000005000

受付番号 185001345000004997 の続きです。

５．各論点について

（１）学習・開発段階

エ（ア）:「著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から、技術の進展や、著作物の利用態様の変化といった諸般の事情を総合的に考慮して検討することが必要と考えられる。」とありました。

こちらについて、5.(1)でも述べさせていただいたことなのですが、創作的な技術を持たない人間により大量生産されたイラストが営利目的で販売されていることや、著作者の作風を学習させファインチューニングした LoRa モデルや生成物を販売されていることは、明らかに市場に大きな影響を与えています。

このような既に著作物の利用市場と衝突していることや、潜在的な販路を阻害している現状を正すために、AI のモデルの公開・販売の規制、およびそのモデルを利用し生成物を公開・販売することを規制してほしい。

エ（イ）:「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」とあります。実際に、類似性もなく過学習などせずに生成したものであれば、著作権侵害そのものにはならないと思います。（類似性については、5.(1)イ（イ）で述べさせていただいたよう、予測される具体的な事例を明らかにしていただきたいです。）

しかし、前提として AI の学習データや AI による生成物は数多くの著作物により築かれています。そのため、例え具体的な作風などがない生成物や学習データだとしても、著作権者の意思を反映することが出来ないまま、AI の生成・利用できることは、一個人の考えではありますが非常に認めがたいです。

そこで、享受目的の有無に関わらず著作物が AI の学習利用されることについて、著作権者の意思が反映出来るよう著作権法 30 条の 4 を改正してほしい。

エ（オ）:「インターネット上のデータが海賊版等の権利侵害複製物であるか否かは、究極的には当該複製物に係る著作物の著作権者でなければ判断は難しく、AI 学習のため学習データの収集を行おうとする者にこの点の判断を求めることは、現実的に難しい場合が多いと考えられる。」とありますが、学習データの収集を行おうとする者が判断することが難しいからといって、著作権者の権利が侵害され続ける状況を放置することは、文化の発展に対して大きな障害となることは明らかです。

そのため、学習データの収集を行うことを法的に規制することや、学習データを収集する責任を取れるよう免許制や資格制度を取り入れることで制限してほしい。

エ（オ）：海賊版等サイトから学習データの収集を行うことに対して事業者は十分配慮しなければならないことが述べられています。しかし、学習データは基本的にブラックボック

スなため、海賊版等のサイトから収集したのか判別できるのか疑問に思います。また海賊版等のサイトを利用して学習しているのかを生成物から判断することは難しいです。そのような状況では、海賊版等の制限は事業者や個人開発者の善意によってしか守られないと思われます。残念なことに、現在の AI 開発においては海賊版等のサイトや不法なサイトから学習されているのが当然として扱われています。
そのため、AI を開発しそのモデルを公開する際には、

1. 学習データの透明性を確保し収集・利用したデータを確認できるよう、学習に利用したデータを公開することを義務付けすること
2. 学習に利用したデータは他者から判別できるように適切な管理を義務付けすること
3. もしも海賊版を利用されている場合には著作権者が申し出れば学習データから削除できるようにすること
4. 著作権者ではなくとも海賊版サイトが利用されていることを通報できるようにすること

などをしてほしい。